

社会科学年報

第 47 号 2013

論文

- カンボジアの復興開発プロセスと日本の援助・投資 稲田 十一
- 『資本論』形成史における『哲学の貧困』 内田 弘
- 消費者はオールマイティか 梶原 勝美
- 私立大学の正しい資産運用体制を求めて 小藤 康夫
- カナダ連邦制における連邦・州政府間関係 高木 康一
- 片倉製糸の北陸地方における製糸業経営と蚕種配給体制 高梨 健司
- ジェルジ・ルカーチ『歴史と階級意識』『ローザ・ルクセンブルク三部作』評註
——《自然発生性と意識性》の転回＝移動 西角 純志
- 牛肉家計消費における O-157 および BSE のインパクトの計測
——「拡大コウホート」モデルを用いて—— 森 宏・三枝 義清

研究ノート

- 国民的総動員体制について 桑野 弘隆
- 戦後アメリカ自動車産業における労使関係の一断面
——全国協約改定にみる賃金・付加給付の上昇—— 鈴木 直次

所報

専修大学社会科学研究所

専修大学社会科学研究所

社会科学年報

第 47 号

2013

目 次

〈論文〉

カンボジアの復興開発プロセスと日本の援助・投資……………	稲田 十一	3
『資本論』形成史における『哲学の貧困』……………	内田 弘	27
消費者はオールマイティか……………	梶原 勝美	59
私立大学の正しい資産運用体制を求めて……………	小藤 康夫	67
カナダ連邦制における連邦・州政府間関係……………	高木 康一	87
片倉製糸の北陸地方における製糸業経営と蚕種配給体制……………	高梨 健司	99
ジェルジ・ルカーチ『歴史と階級意識』『ローザ・ルクセンブルク三部作』評註 ——《自然発生性と意識性》の転回＝移動……………	西角 純志	133
牛肉家計消費におけるO-157およびBSEのインパクトの計測 ——「拡大コウホート」モデルを用いて——……………	森 宏・三枝 義清	157

〈研究ノート〉

国民的総動員体制について……………	桑野 弘隆	183
戦後アメリカ自動車産業における労使関係の一断面 ——全国協約改定にみる賃金・付加給付の上昇——……………	鈴木 直次	203
所報……………		229
編集後記……………		241

カンボジアの復興開発プロセスと日本の援助・投資

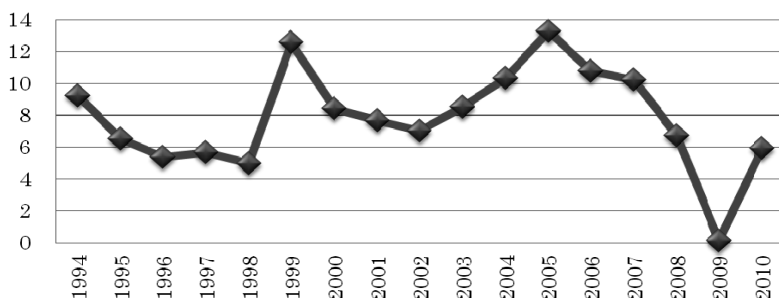
稲田 十一

はじめに

カンボジアは、近年経済的には着実な経済発展を遂げている。歴史をさかのぼると、1970年代後半のクメール・ルージュによる大虐殺、79年末のベトナム軍のカンボジア侵攻とその後のヘン・サムリン政権時代には、国際的に孤立し、経済的にもきわめて困窮した状況にあった。その後、90年代初頭に開始されたカンボジア復興支援は、日本を含めた国際社会による復興支援に関する初の大掛かりな取り組みであった。

パリ和平合意が締結された1991年から今日までのカンボジアの歴史を時期区分すると、復興開発期として、1992年から2006年頃まで、後述するような四つの段階に区分することができる。2007年以降は、カンボジアに対する海外からの投資が拡大し、カンボジアはグローバル化された世界経済の中で着実な経済発展を遂げるようになってきている。

表1-1 カンボジアのGDP成長率の推移（1994-2010年）



(注) カンボジア計画省統計局データより作成。(単位：%)

本論は、こうした過去20年間のカンボジア経済の発展を概観し、特に日本のODAの変遷を跡づけ、ついで、近年の日本の投資の拡大の展開とその課題を分析するものである¹⁾。

1. 近年のカンボジアの着実な経済発展と安定

以下では、まず、カンボジアの過去20年間の経済発展、人々の生活の改善、政治的社会的安定の動向を、いくつかの主要指標をみることによって概観しておくことにしたい。

1-1 カンボジアの経済成長

カンボジアのGDP成長率をみると、1994年以降着実な経済発展を遂げ、特に1999年以降2007年までは平均して年率10%程度の成長を達成してきた。2008年後半の国際金融危機以降、GDP成長率は鈍化しているが、2010年には回復傾向にある（表1-1）。農業生産の安定的な伸

び、縫製業の拡大、アンコール・ワットに代表される観光業の伸びなどが寄与しているものと考えられる。

また、産業別GDP構成比率をみると、2011年の数値で、農林水産業セクターが約32%、

工業セクターが約22%であり、この比率は過去5年間あまり変わっていない。労働人口で見ると、工業セクターは約9%にすぎず、人口の大部分（59%）は依然として農業セクターである²⁾。

1-2 一人あたり所得の向上

一人あたりGDPの推移をみると、以下の表1-2にみられるように、パリ和平合意後の1991年から2000年までの10年間の一人あたり所得は停滞し、世界の最貧国の一つであり続けたが、2001年以降は、着実な発展を遂げてきたことがわかる。

1-3 経済・社会指標の緩やかな改善

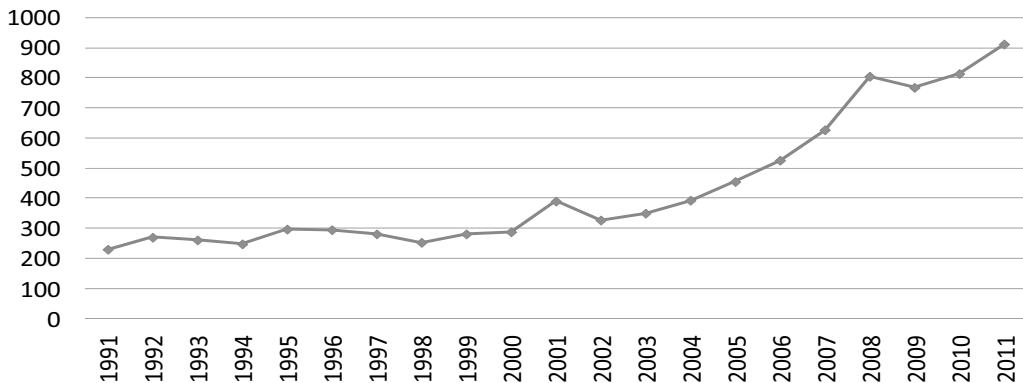
－UNDPのHDI

人々の生活状況の改善や開発の度合いは所得

水準だけで示されるものではないので、ある種の経済・社会のパフォーマンス指標である、UNDP（国連開発計画）の「人間開発指標（HDI: Human Development Index）」の変化もみておくことにしよう。HDIは、一人あたり所得に加え教育や保健分野のいくつかの指標を取り上げて総合指標として提示したものである。HDIは1990年の「人間開発報告書」以来国際比較に加え、時系列の変化をみる上でも有益な指標であったが、2010年版よりHDIの計算の仕方が改められ、2008年以降の指標は、それ以前とは継続性がなくなっているため、以下の表1-3では2007年までの指標をまとめている。

カンボジアにおけるHDIの数値の変化をみると、一人あたりの実質GDPの計算は、購買力平価をもとに計算されているため、比較的高

表1-2 カンボジアの一人あたりGDPの推移（1991-2011年）



（注）International Monetary Fund, *World Economic Outlook Database*. 2011 （単位：米ドル）

表1-3 カンボジアのHDI（人間開発指標）の時系列変化

	出生時平均余命 (年)	成人識字率 (%)	全教育レベル合計 就学率 (%)	一人あたりの実質 GDP (PPP/ドル)	余命指数	教育指数	GDP 指数	人間開発 指数 (HDI 値)	HDIの順 位
1993	51.9	35.0	30	1,250	0.45	0.33	0.19	0.325	156
1997	53.4	66.0	61	1,290	0.47	0.64	0.43	0.514	137
2000	56.4	67.8	62	1,446	0.52	0.66	0.45	0.543	130
2003	56.2	73.6	59	2,078	0.52	0.69	0.51	0.571	130
2007	60.6	76.3	59	1,802	0.59	0.70	0.48	0.593	137

（出所）UNDP『人間開発報告書』1996年、1999年、2002年、2005年、2009年、2010年より作成。

く評価されている。他方、平均余命や成人識字率は徐々に改善してきているものの、全教育レベルの就学率は停滞していることが示されている。また、カンボジアのHDIの国際的順位は依然として低位（130-137位）にあり、しかも99年以降の持続的開発期に入ったと考えられる時期においてもその向上のスピードは遅い。

1-4 課題を抱えるガバナンスー世界銀行のCPIA

一方、政府の経済運営能力などの、いわゆるガバナンス能力の推移をみるには、世銀のCPIA（Country Policy and Institutional Assessment：国別政策制度評価）をみることにより推し量ることができる。CPIAとは、国際開発協会（IDA）の融資や支援を決定する際の主要参考指標で、その国の制度や政策の善し悪しの度合いを指標（最低数値が1、最高数値を6）で表すものである。この数値は1996年から測定され公表されるようになった指標なので、1995年以前は把握できないが、96年以降の3年毎の指標の変化を示したものが、表1-4である。

この数値の推移を見ると、全ての指標について次第に改善に向かっていく。とりわけ経済運営に関連する指標が良くなっているのに対し（2.7から3.8へ）、ガバナンス（公的部門の運営と制度）に関連する指標が依然として低く、

表1-4 カンボジアのCPIAの時系列変化

年	総合評価	経済運営 (1-4)	構造政策 (5-10)	社会的公正に関する政策 (11-15)	公的部門の運営と制度 (16-20)
1996	2.65	2.67	2.40	-	-
1999	2.8	3.0	2.9	2.7	2.4
2002	3.1	3.6	2.9	3.2	2.6
2005	3.1	3.7	3.0	3.1	2.6
2008	3.3	3.8	3.3	3.3	2.7
2011	3.4	3.8	3.5	3.5	2.8

（注）世銀資料より作成、96年は経済運営・構造政策のみ評価。

またその改善のスピードが遅い（2.4から2.8へ）。行政能力が依然として低いこと、腐敗や汚職が蔓延していることが、このような低い評価につながっていると考えられる。

ちなみに、世銀は、3.2未満を制度や政策に問題のある「脆弱国家」に属するレベルとして位置づけており、この基準に照らすと、カンボジアが総合評価として「脆弱国家」を脱したのは、（この表には記載されていないが）2007年以降の時期であり、ガバナンス（公的部門の運営と制度）分野は依然として「脆弱国家」レベルの評価であることが示されている³⁾。

1-5 国としての安定度

ー「破綻国家指標(Failed States Index)」

より広く、国としての「安定度」をみる指標の一つとして、例えばForeign Policy誌が作成した「破綻国家指標」がある。この指標は各項目についての10段階評価であり（高いほど悪い）、2006年より毎年指標化され公表されるようになっている。

これによれば、カンボジアの指標は以下の表1-5のようになっている。

悪い数値は、人口動態圧力、人的逃避、国家の非正統化、公的サービス、党派のエリートであり、経済や集団の不満、治安機構は他の指標と比較して比較的よい評価を得ている。また、2006-2011年の5年間にかなりの改善がみられるのは難民・国内避難民（の減少）であり、逆に悪化が顕著なのは、経済、公的サービス、人権、外的介入等である。総合点では、カンボジアは最悪のレーティングの国（スーダン）から数えて47（2006年）、48（2008年）番目から、2011年には38番目に位置づけられてお

表1-5 カンボジアの「破綻国家指標 (Failed States Index)」の推移

	総合点 (合計)	人口動態 圧力	難民・国内 避難民	集団の不 満	人的逃 避	不均等 発展	経済	国家の非 正統化	公的サー ビス	人権	治安機 構	党派的エ リート	外的介 入
2006	85.0	7.5	6.5	7.0	8.0	7.2	6.0	7.8	7.5	6.9	6.7	7.5	6.4
2008	85.8	7.8	5.7	7.5	8.0	7.2	6.6	8.3	7.6	7.1	6.2	7.2	6.6
2011	88.5	7.7	5.6	7.2	7.6	6.8	7.2	8.5	8.4	8.0	6.2	8.0	7.4

(出所) Foreign Policy 誌が作成した The Failed States Index (2006, 2008, 20011) より作成。

り、近年評価を下けている（上位ほど悪い）。この「破綻国家指標」は欧米的な価値観を反映しており、近年のカンボジアの状況に関しては評価が下がっていることが伺われる。

欧米的な価値観を反映した評価指標の別の例として、Transparency Internationalが毎年作成している「腐敗認識指数 (Corruption Perception Index: CPI)」がある。これは腐敗度の深刻さを数値 (1から10) で示したもので、数値が低いほど腐敗度が高いことを意味する。カンボジアの場合、2005年に2.3 (世界順位でみると良い

方から数えて130位)、2007年に2.0 (同162位)、2010年に2.1 (同154位) と、世界で最も腐敗度の高い国の一つと見なされており、また、2005年と比較すると近年、更に悪化傾向にあると考えられている。

以下で、1990年代以来の約20年間にわたるカンボジアの主要な政治社会動向と開発にむけた動き、およびASEANを中心とする周辺諸国との外交関係について、一覧表の形で整理しておいた。

表1-6 過去20年間のカンボジア動向年表

		カンボジア動向	カンボジア開発計画	ASEAN等、外交関係
1991	緊急人道復興支援期	10月 パリ和平協定締結		
1992		3月 UNTAC活動開始		92 第4回サミット—AFTA導入決定
1993		5月 第一回総選挙(KR不参加)		
		9月 新王国憲法公布 新王国政府成立		
1994		ボル・ポト派非合法化	2月 国家開発計画NPRD発表 CDC設立	
1995			2月 INPRD策定	95 ベトナムのASEAN加盟 第5回サミット—AFTA2003 に前倒し
1996		イエン・サリ投降・恩赦	社会経済開発計画SEDP策定 (96-2000)	
1997	調整期	7月 CPP Funcinpec武力衝突 ASEAN加盟見送り ボル・ポト死去		97 ラオス・ミャンマーのASEAN 加盟 7月 アジア通貨危機 12月 ASEANビジョン2020

		カンボジア動向	カンボジア開発計画	ASEAN等、外交関係
1998	持 続 的 開 発 期	7月 第2回総選挙 11月 Hun Senを中心としたCPP / Funcinpec 連立政権 12月 KR キュウ・サンパン、ノンチア 投降	三角形戦略	98 第7回サミットハノイ行動計画
1999		4月 ASEAN加盟	教育SWAP、保健SWIM導入 2月 DDR計画発表-00年開始	99 カンボジアのASEAN加盟
2000			5月 PRSP導入発表 政府・ドナー・パートナーシップWG設置	
2001			7月 SEDPII策定 (2001-05)	
2002		ASEANサミット主催	2月 国家貧困削減戦略NPRS策定 (2003-05)	02 カンボジア・サミット主催
2003		6月 第3回総選挙	カンボジアMDGs策定 17のTWG/GDCC設置	
2004		6月 組閣	四辺形戦略発表	04 ビエンチャン行動計画
2005				05 ASEANプラス3サミット
2006		クメール・ルージュ裁判実施	国家戦略開発計画NSDP策定 (2006-10)	06 東アジアサミット
2007			米国 対政府直接援助を再開	
2008	グ ロー バ ル 化 進 展	第4回選挙-人民党圧勝		08 プレアビヒア寺院が世界遺産登録
2009				以降、タイと断続的に武力衝突
2010				
2011				
2012				12 カンボジアがASEAN議長国

(注) 筆者作成

2. 復興から開発への移行とODAの役割

次に、以下で、こうしたカンボジアの新たな国づくりを支援してきた日本のODAについて、その展開過程を整理しておくことにしたい。

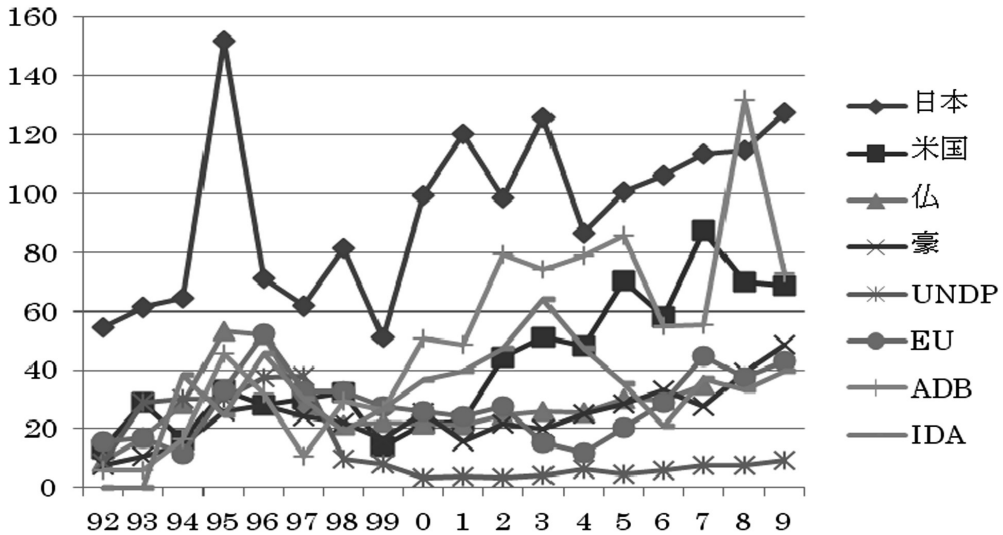
日本政府は、1991年パリ和平協定の締結に尽力するなど、カンボジア和平に外交面から非常に深く関わった⁴⁾。また、PKOへの初めての参加、警察支援などこれまで関与しなかった分野にも意欲的な支援を行った。経済復興面でもODAの積極的な投入を行ってきた。

2-1 日本のカンボジア支援の概要

1992年以降のカンボジア復興期において、カンボジアに対する最大ドナーは言うまでもなく日本であった。他の主要な支援国・機関は、国際機関としては、UNDP、世銀（主として譲許性の高い援助を行う国際開発協会（IDA））、アジア開発銀行（Asian Development Bank: ADB）、そして地域機構としてのEU（欧州連合）、等である。2国間ドナーとしては、米国・豪州・フランスが主要な支援国である。

基本的統計として、過去20年間の主要ドナ

表2-1 主要ドナーによる対カンボジア ODA 額の推移 (1992-2009年)



(注) 1. 支出純額、ODA ネット (単位：百万米ドル) 2. DAC統計より作成

ーによるカンボジアへのODA 供与額の推移をまとめたのが表2-1である。UNTAC (United Nations Transitional Authority in Cambodia : 国連カンボジア暫定統治機構) 後の緊急復興期に国際社会の支援は比較的大きく、政変後の調整期である1997-99年に減少し、その後2000年以降、再び支援総額が拡大してきたことが分かる。全体のシェアとしては、日本のODAが(二国間支援と多国間支援の両方をあわせた)国際社会全体の支援額のおよそ20%を占める。大雑把に言って、ADBと世銀が日本のおよそ半分の規模、米国・フランス・EUがそれぞれ日本のおよそ3分の1程度の支援を供与してきた。

なお、後述するように、2008年頃から中国の支援が拡大している。中国はOECDに加盟していないため、DACのODA統計にその援助額が記載されておらず、その詳細は不明であるが、2009年には1億米ドルの水準を超え、日本のODA額と肩を並べるか、あるいは日本を抜いてカンボジアに対する最大の支援国になったといわれている。

2-2 カンボジア支援の時期区分

日本政府は、復興支援を進めていく過程で、現場のニーズや国際社会での議論の流れを受け、従来日本が得意としてきた経済社会基盤整備及び人材育成分野の支援を中心に据えながらも、紛争終結国であるカンボジアの特殊な支援ニーズである地雷除去や除隊兵士支援、あるいは国家のガバナンス再構築に着目した民法典作成支援などの分野へと支援対象を広げていった。これらの分野の支援は、その後の日本の平和構築支援にとって貴重な経験となっている。ただし、その活動における治安状況に配慮して、カンボジアの地方展開が本格化したのは、地方における危険度が下がった1999年-2000年以降のことであった。

パリ和平合意が締結された1991年から今日までのカンボジアを、復興開発支援の観点から時期区分すると、次のような4つの段階に区分することができる。以下では、カンボジア復興プロセスの時期区分に対応した、その支援の重点を整理した表を、まず示しておくことにしよう(表2-2)⁵⁾。

表 2-2 日本によるカンボジア支援の重点の推移（概観）

	状況	支援の重点・特徴
緊急支援期 (1991-93 年)	和平協定から UNTAC へ	PKO 派遣 JICA カンボジア事務所開設
復旧・復興期 (1993-97 年)	新政府成立、政府能力脆弱 地方の治安不安定	外交イニシアティブ（CG 会合開催等） 無償インフラ整備本格化 インフラ整備（無償）と人材育成（技協）の補完協力開始
調整期 (97-99 年)	武力衝突による政情不安定化	支援継続の基本姿勢 無償によるインフラ整備継続 無償と技協の補完協力継続
持続的開発期 (99-2006 年)	ASEAN 加盟、政治社会の安定化 依然ガバナンスは脆弱	プノンペン市以外の地域へ支援拡大 ①インフラ整備 ②無償と技協の補完協力 ③技協プロジェクト本格化 ④有償資金効力開始 ⑤新たなモダリティによる協力本格化

(注) 筆者作成

すなわち、①緊急人道支援と復旧復興支援が重なる時期である、第1期（1991-93年）、②復旧・復興期である、第2期（1993-97年）、③調整期とされる、第3期（1997-99年）、④持続的開発期と呼びうる、第4期（1999年-2006年）、に分けて概観することができよう。

なお、2007年以降は後述するように、投資の規模が拡大しており、この時期は⑤グローバル化の中での経済発展期（第5期）、としてとらえることにしたい。

第1期（1991-93年）は、1991年10月23日にパリ和平協定が締結されて以降、国連の包括的なミッションである UNTAC による暫定統治、及びその暫定統治下で行われた制憲議会選挙（1993年5月）を経て、同年6月14日に憲法議会が召集されるまでの、いわゆる国連暫定統治の時期である。

パリ和平協定によって設立された UNTAC の役割は、従来の停戦監視と武装解除を任務としてきた国連 PKO の枠を大幅に越え、選挙の組織と実施、難民及び国内避難民の帰国と再定住、並びに国の再建と復興にまで及んだ。同時期、UNTAC への支援のみならず、国際社会は、ODA や NGO 活動を通じてカンボジア復興の緊

急ニーズへの対応を開始した。援助のニーズには、タイを中心とする周辺国に避難していた難民及び国境沿いの安全地帯に移っていた避難民の帰還と再定住、国家統治機能の再構築、国民の生活基盤の復旧と共に、国内全土に埋められた地雷除去作業、DDR 等の紛争終結国特有の緊急課題が存在した。この点から、同時期の支援は、緊急支援期として位置づけられる。

第2期（1993-97年）は、国家復興開発計画（National Programme to Rehabilitate and Develop Cambodia: NPRD）の策定が行われ、インフラの復旧や生活基盤の回復、農村開発などが本格化し始めた時期である。カンボジアの行政能力は未だ不十分ではあったが、カンボジア開発評議会（Council for the Development of Cambodia: CDC）を設立するなど、カンボジア側の援助受け入れ態勢が整い始めた。援助のニーズからカンボジアを概観すると、生活基盤の復旧復興と共に、農業の普及、初等教育の拡充などを含めた社会インフラの整備が重要視されていた時期である。

第3期（1997-99年）は、一時的なものであったにせよ、1997年7月に二大有力政党であるカンボジア人民党（Cambodian People's Party:

CPP) とフンシンベック党が武力衝突を起こしたことにより、不安定な調整期として区分している。こうした国内の政治的混乱のために東南アジア諸国連合 (Association of South-East Asian Nation: ASEAN) への加盟が1年半遅れるなど、復興過程としては停滞・後退と言える時期であり、それゆえ調整期と位置づけられる。

しかしながら、1998年7月には第2回選挙がカンボジア側の努力によって順調に実施された。同年11月には、過半数には達しなかったが最大の議席を得たCPPと第二党に転落したものの引続き大きな議席数を獲得したフンシンベック党による連立政権が発足するなど、前向きな動きもあり、こうした動きが国際社会の信頼を回復させ、次の持続的開発期につながっていくことになる。

第4期(1999-2006年)は、1999年4月のASEAN加盟を契機として、カンボジアの国際社会への本格復帰が果たされた後の時期である。近年では、国家開発計画が一本化され⁶⁾、セクター・ワイド・アプローチ (Sector-wide Approach: SWAP) やPRSP (Poverty Reduction Strategy Paper: 貧困削減戦略報告書) などを軸としながら援助協調の動きが活発化するなど、いわゆる、復興から「通常の」開発段階に移って来ていると言える。他方で世銀によるDDR事業 (除隊兵士に対するパッケージ支援等) は中断され、軍・警察改革の遅れも指摘され、政府のみならず社会全体への汚職の広まりも問題視されており、残された課題もまだまだ多いと言わざるを得ない。

2-3. 日本の支援の具体的な展開過程

日本は、1989年に開始されたパリ和平プロセスに積極的に関与し、1992年3月に本格的に活動を開始した国連カンボジア暫定統治機構 (UNTAC) によるPKO活動に対して初めて文

民警察官を派遣する等、パリ和平合意後の対カンボジア支援は、日本の国際協力にとって新しい領域を開く機会となった。特に、日本の外交イニシアティブは顕著であり、1992年6月には「カンボジア復興国際委員会」(International Committee on the Reconstruction of Cambodia: ICORC) を主催し、中長期的な復興援助の調整メカニズムとしてのICORCの議長を1993年から3年間務めた。

日本の開発支援としては、1992年5月に一般無償資金協力「食料増産援助プロジェクト」の交換公文がカンボジアとの間に締結されたことを契機に、本格的な復旧復興支援が開始された。同年9月には、「チュルイ・チョンパー橋修復計画 (1期)」の交換公文が締結された。プノンペン市民には「日本橋」の名で知られている同架橋は、1994年にその復旧が完了し、当時、人々にとって「平和の配当」の象徴的な存在となったとされる。JICA プノンペン事務所は、1993年に開設され、日本の開発援助の拠点が出来上がった。

この時期は、前節で示したカンボジア支援の時代区分で言うところの第1期 (1991-93年) 「緊急支援期」に当たる。パリ和平合意の下で、難民帰還・国内再定住を中心とする人道支援が行なわれている同時期に、国家統治機能の再構築及び人々の生活基盤の復旧に対して開発援助が入ってくるという、いわゆる移行期支援に相当する時期である。

1993年5月の総選挙を受けて、その後、多くの問題は残しながらも、憲法制定議会の招集、人民党党首のフン・センとフンシンベック党の党首であるラナリットを共同首相とする国民政府の発足、新カンボジア王国憲法の公布と、民主主義国家としての基盤が形成されていった。同年9月24日、UNTACはその活動を終えて撤退し、カンボジアは新たな民主国家としての道

を歩み始めた。

この時期から1997年7月、CPPとフンシンベック党の主力2派による武力衝突が勃発するまでの「復旧・復興期」は、日本を含めた国際社会による復旧復興支援が活発化していった時期である。1995年の日本の対カンボジアODA額は1億5200万米ドルの実績となっており、単年としては過去20年間で最大の援助額を記録した。1996年には、ICORC（カンボジア復興国際委員会）に代わってCG（Consulting Group: 支援国会合）が組織されるようになり、2001年まで毎年、日本とフランスが交互にホスト国となってCG会合を主催し、終始、カンボジアの復興を支える国際社会をリードする役割を担って来たと言えよう。

カンボジア支援に対する日本の姿勢が顕著に現れたのは、1997年7月のCPPとフンシンベックとの武力衝突直後であった。国際機関及びドナー各国が政治的混乱を理由に支援を減らしていく中で、日本の援助額に大きな減少はなく、既に実施されていた案件はそのまま継続するなど、武力衝突の影響を最小限にとどめようとした。こうした政策的判断の根底には、政治的安定に至るプロセスはより長期的な視野でみるべきであり、一時的な政治的混乱によってカンボジアの復興プロセスを挫折させてはならない、との基本的スタンスがあった。

上記の「チュルイ・チョンパー橋修復計画」以後、1997年7月の武力衝突までの間にカンボジア政府との間で締結された一般無償資金協力交換公文は31件（案件数としては13件）であり、主にプノンペンを中心とした大規模インフラの復旧復興整備に特化した協力が実施された⁷⁾。例を挙げると、プノンペン市電力供給施設改善、電気通信網の整備、プノンペン市上水道整備、プノンペン港の改修、国営放送局の整備、国道6・7号線の復旧、メコン架橋建設など、

プノンペン市民の生活に密着した経済社会基盤整備にその特徴を見出すことができる。

1999年4月にASEAN加盟を果たした前後から、国際社会から凍結されていた支援も徐々に再開された。本論では、これ以降の時期を「持続的開発期」と呼んでいる。この時期には、日本は毎年、年間1億米ドル前後の援助額を継続してきた。1999年には、1982年以来中断されていた有償資金協力が再開され、「シハヌークビル港緊急拡張プロジェクト」が実施された。

1999年以降、国内治安の安定化、国際社会での信用度の回復を受けて、JICAの対カンボジア支援は、3つの大きな拡大路線を選択することになったと考えられる。まず、治安回復に伴って、活動をプノンペンとその周辺地域から地方へと拡大することが可能となったことである。第2に、ニーズに合わせた援助分野の変化が見られる。第3に、援助スキーム、つまり援助の進め方について選択肢が大きく広がったことが挙げられる。

まず、面的拡大の点では、1999年以降、一般無償資金協力の部分のみでもカンダール州、シエムリアップ州、コンポンチャム州、バンテイミエンチャイ州、モンドルキリ州、バタンバン州と支援範囲が広がっていった。現在では、原則としてカンボジア全土で日本のODAを展開している。この支援の面的拡大は、各地方の多様なニーズへの対応という課題をも日本に突きつけ、これについては、支援分野とスキームの拡大によって対応することになった。1999年に入ってJICAの技術協力プロジェクトが本格的に開始されたが、地方のニーズに応えるために、コミュニティ・エンパワーメント・プログラム（CEP）やNGOと連携した開発パートナー事業、ならびに草の根技術協力事業等が導入され、それまで治安面の問題からJICAの支援が届かなかった地方への援助をボトム・アップ

ブ方式で行う展開が可能になった。また、支援分野の多様化という観点からは、それまで地方での展開が制限されていたことから支援できなかった、地雷除去支援、除隊兵士の社会復帰支援、並びに小型武器回収などの平和構築支援分野について、紛争終結から8年を経てから関与を開始した。

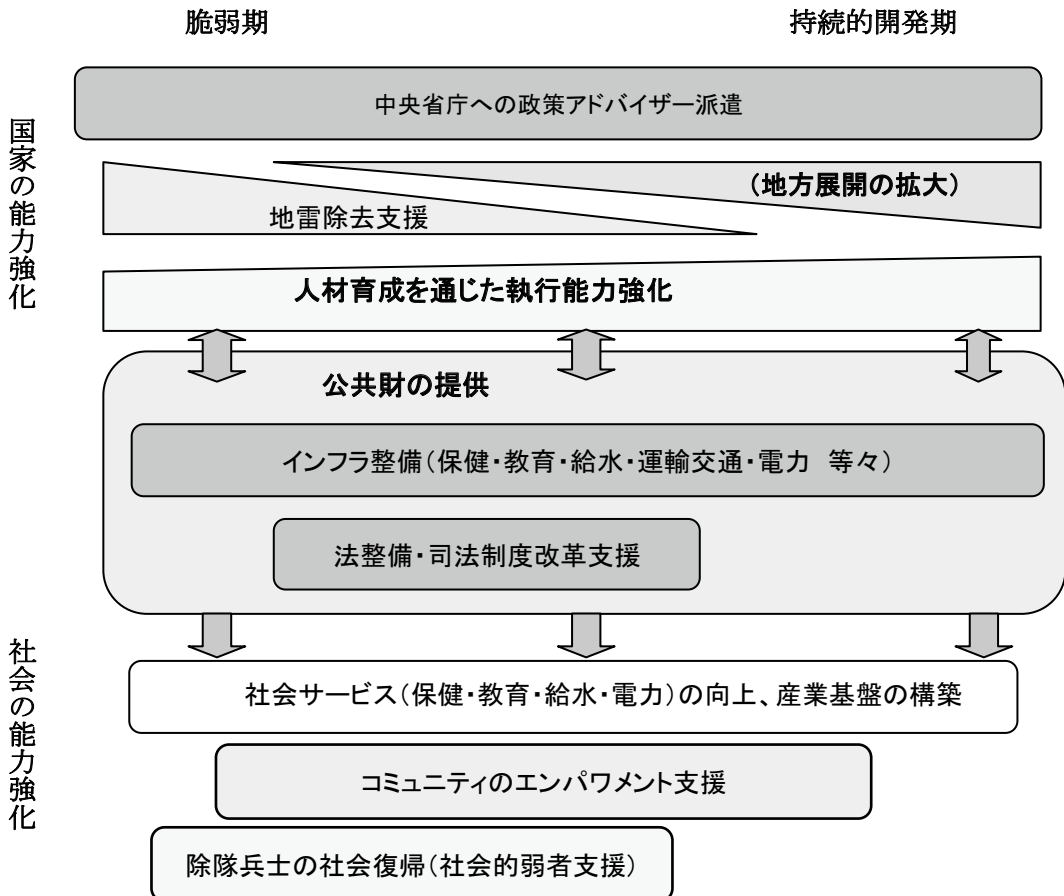
2006-08年にJICA研究所で「リスク対応能力を踏まえた中長期的な支援のあり方に関する調査研究」が実施されたが、表2-3は、JICA研究所の調査研究で議論して作成した、カンボジアに対する上記のような日本の支援アプローチの特徴をまとめた概念図である。

2-4 中国の支援の拡大

上記のように、1992年以降のカンボジア再建プロセスの中で、カンボジアに対する最大支援国として日本のODAが果たした役割は大きいと考えられるが、近年、カンボジアに対する新しいドナーとして急速に台頭してきたのが中国である。

歴史的にみると、中国はカンボジアに対しては、内戦時代にベトナムが後押しをしたヘン・サムリン政権への対抗から、クメール・ルージュやボル・ボト派を支援してきており、そのため、1992年の国連（UNTAC）によるカンボジア暫定統治のあとも、新生のカンボジアに対し

表2-3 日本の支援アプローチの特徴



(注) JICA「リスク対応能力を踏まえた中長期的な支援のあり方・研究会」作成。

て主要な援助国というわけではなかった。しかし、近年、中国はカンボジアに対する援助を急拡大している。ただし、その正確な金額は、中国がOECD（経済協力開発機構）のメンバー国でないことからODA統計が存在せず、同じ基準での統計が公表されていないことから必ずしも明らかではない。

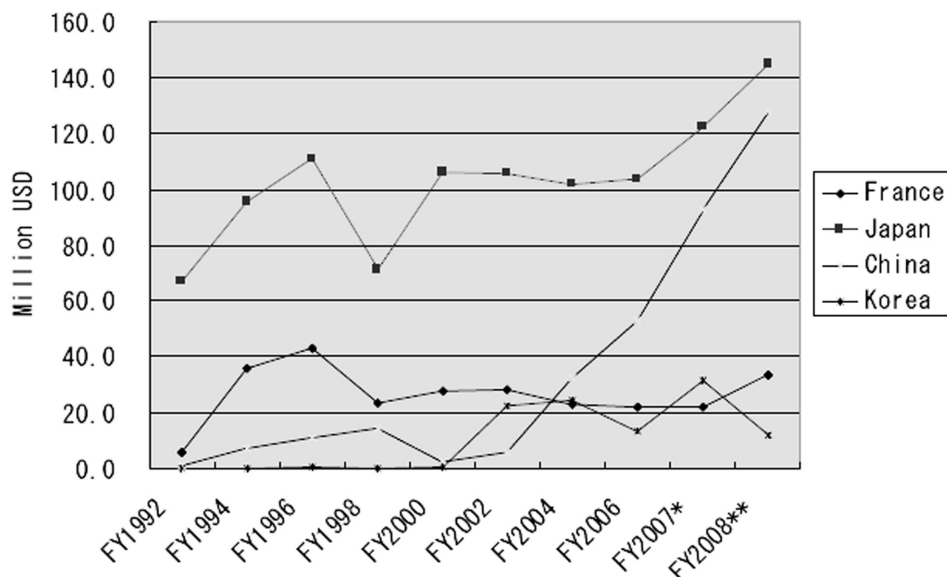
2008年1月に公刊された米国のCRS（Congressional Research Service）報告書によれば、中国のカンボジアへの支援表明は、2007年には9150万ドルであり、2007～09年の合計で2億3600万ドルの支援を約束している⁸⁾。2010年のJICA研究所レポートでは、CDCの資料に基づき、中国の対カンボジア援助額の統計が掲載されており、それによれば、2004年度あたりから中国の援助は急拡大していることが示されている⁹⁾。中国のカンボジアに対する援助額（無償と借款の合計）は、その詳細は不明であるが、2008年には1億ドルの水準を超え、日本

のODA額とほぼ肩を並べ、それ以降日本を抜いてカンボジアに対する最大の支援国になったといわれている。

カンボジアに対する近年の援助できわめて象徴的に有名なのは、カンボジアの首都プノンペン中心部に中国の無償援助で建設された閣僚評議会の建物である（2009年完成）。きわめて豪華な近代的ビルであるため目につき、一部にはカンボジア的な外観ではなく異様であるとして批判もある（図2-1参照）。

また、カンボジアに対する中国の援助は上記のような政治案件に対する無償援助にとどまらない。無償援助では地方（省）政府による水供給支援事業や、公務員などの人材育成事業もある。また、交通運輸部門での中国の支援の拡大も顕著で、特に2000年以降の中国による道路修復・建設支援金額は大きく、2005-08年をみると、この分野での海外援助に占める中国の支援金額のシェアは50%を上回っているとされ

表2-4 中国を含む主要ドナーの対カンボジア援助（グロス）額の推移（1992-2008年）



(注) Jin SATO, Hiroaki SHIGA, Takaaki KOBAYASHI, and Hisahiro KONDOH, *How do “Emerging” Donors Differ from “Traditional” Donors?: An Institutional Analysis of Foreign Aid in Cambodia*, JICA Research Institute, March 2010, p.3. CDC (2008) に基づく統計とされる。

図2-1 閣僚評議会ビル（2011年1月、筆者撮影）



る¹⁰⁾。例えば、国道7号（2007年完成）や、セコン橋（2008年完成）などがあげられる。

一方、中国は国際援助協調には協力的ではないドナーであるが、2007年に行われたカンボジアの援助国会議で、中国が出席して9150万ドルの約束を行った。これはある意味では画期的であり、中国が多国間援助協議の前に姿を現したことを意味する。

中国の援助の拡大はカンボジアだけでみられる現象ではなく、ミャンマーやラオスでも同様であり、またアフリカの特に資源国についても指摘されている。こうした中国の急増する援助の評価についてはさまざまな議論が存在する。中国の対外援助の拡大は、資源を豊富に保有する国に多く向けられていることから、それが資源確保等の経済的利益の追求であるとの批判は根強い。また、そうした国々が、独裁的な非民主的な政治体制であることが多い一方で、中国は内政不干渉を唱えていることから、中国の援助は途上国の腐敗と汚職を助長するものであるといった批判もある。他方で、中国の途上国への援助・融資は、中国との貿易や投資の拡大を伴い、それは欧米型の援助とは違って、途上国の産業化を促進する要素を含んでいるとして肯定的に評価する見解もある。

カンボジアに関しては、これまで中国は主要

な援助供与国ではなかったため、その経済効果については議論がなされなかったが、近年、その支援額が急増するにともなって、その影響力の拡大が指摘されている。2009年には習近平副首席、2010年には呉邦国全人代委員長などの要人がカンボジアを訪問した一方で、フン・セン首相はほぼ毎年訪中して中国側要人との会談を行っており、その際に、カンボジアに対する多額の援助や投資が表明されるのが通例となっている。

他方で、カンボジアでは、1990年代には西側と日本が中心であった援助が中国にとって代わられるようになるにつれ、与党である人民党のフン・セン首相は、人権にうるさい国連機関や、フン・セン一族の森林不法伐採を糾弾するNGO（Global Witness）などを追い出すような態度をとるようになった。こうしたフン・セン政権の非民主的な傾向と中国の援助の拡大がどの程度の間接性を持っているのかを明らかにすることは不可能であるが、こうしたカンボジアの政治変化の中で、中国の援助の拡大とその姿勢に対する国際的な懸念が増大してきていることは確かである。

3. グローバル化の中での経済発展と日中の投資

このように、国連暫定統治をへた1993年以降のカンボジアの経済発展と安定化は顕著であり、今やカンボジアはポストコンフリクト国という段階はすぎ、持続的な開発段階に入っている。

2000年代後半以降は、更に新たな経済発展のプロセスにはいったと位置づけられる。それを特徴づけるのはグローバル化された国際経済の輪の中で、海外からの投資が急拡大することである。

また、グローバル化された経済を象徴する典型的な現象として、携帯電話の急速な普及があげられる。カンボジアの固定電話の回線数は2009年時点で5.4万回線、普及率で0.37%にすぎず、この数値は2000年代を通じて大きくは変わっていない（2004年と比較すると3.3万から5.4万回線へ、0.23%から0.37%へ）。その一方で、携帯電話は、特に2000年代後半以降、急速に普及してきており、年間100万人程度の規模で携帯電話登録者が拡大している。2005年時点での携帯電話普及率は7.5%にすぎなかったが、2009年時点には37.8%に達し、2012年現在ではすでに50%を越えたと推測されている。これは成人のほぼすべてが携帯電話を保有していることを意味する。2010年時点でもまだ保有率は半分に満たず、今後も伸びることが予想されており、通信分野は今後の最も有望な成長分野の一つである。

本論では以下で、特に援助や投資に焦点をあてて分析するが、2000年代後半以降のカンボジアの投資の新しい状況の特徴づける主要な要素として、以下のような点があげられる。

- ① 中国からの民間投資が拡大し、観光業・縫製業などが海外からの投資を引き込みながらカンボジア経済の基幹産業として成長してきたこと。
- ② 2010年以降、日本の投資が急拡大し、「チャイナ＋ワン（チャイナ・プラス・ワ

ン）」の製造業の拠点の一つとして有望視されていること。

以下で順にそれらについてより具体的に取り上げて見たい。

3-1 カンボジアへの直接投資の拡大

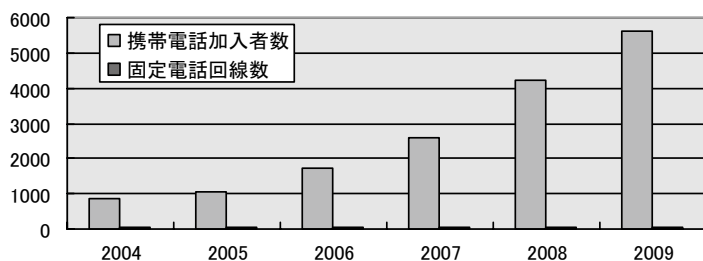
近年の変化として注目すべきことは、2005年以降のカンボジアへの外国投資の拡大である。カンボジアに対する外国投資（認可）額は、2005年から2008年までの4年間で約10倍に拡大している。表3-2は、そうした近年の投資の拡大を示したグラフである。

また、これまでの外国投資額（1994-2010年）を国別にみると、表3-3のように、中国が過半を占め最も大きく（38%）、次いで韓国（19%）、マレーシア、米国、台湾、タイと続き、日本は12位であった。また、投資先を分野別にみると、表3-4にみられるように、その投資額のほぼ半分（50%）は観光業（不動産投資）であり、鉱工業はさらにその半分程度（21%）で、更にその内訳をみると、その内容はエネルギー、食品加工、衣料（縫製）等であった。単純化してしまうと、最大投資国は中国であり、その投資先は多くは不動産投資であり、製造業はまだ少ない。

また、表3-5は、中国の対カンボジア投資の時系列の推移とシェアを示したものであり、これをみると特に2003年以降、中国の投資の比率が高まり、金額的には2005年以降の投資の急増が顕著である。

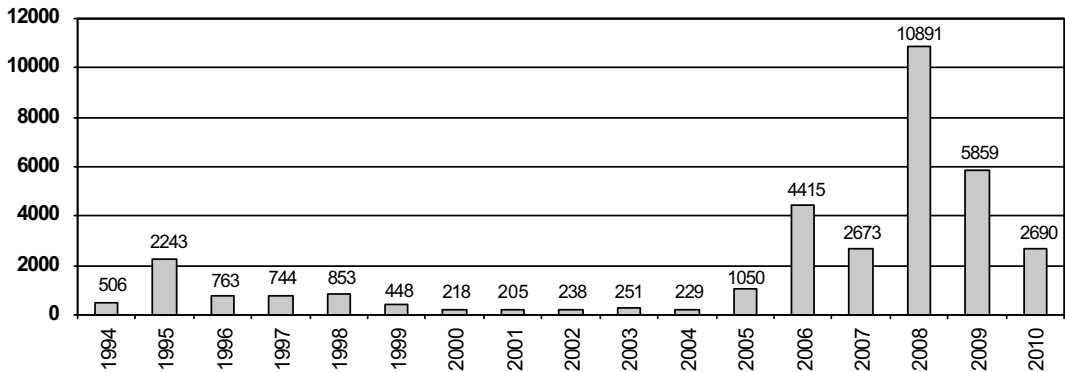
また、カンボジアの各セクターの総投資額に占める中国の投資（認可額）の比率をみると、特に石油・エネルギー・鉱物などの資源分野で比率が高く、ついで、観光（60.7%）や縫製（40.1%）などのカンボジアの主要産業における投資の比率が

表3-1 携帯電話加入者数及び固定電話回線数の推移（2004-09年）



（注）ITU（国際電気通信連合）統計より作成。（単位：千）

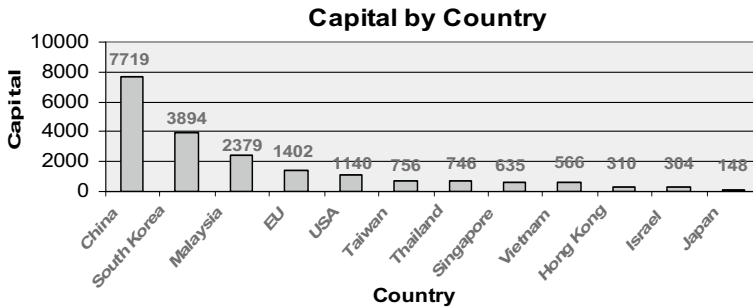
表3-2 対カンボジア直接投資額の推移（1994-2010年）



(注) CIB（カンボジア投資委員会）統計。（単位：百万米ドル）

今村裕二（JICA 専門家）作成資料「カンボジア投資における三つの留意点」2011年6月より。

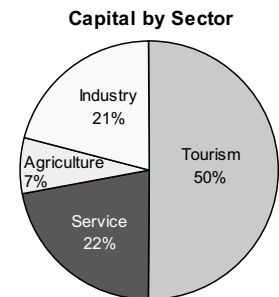
表3-3 国別・業種別投資累計額（1994-2010年）



(注) CIB（カンボジア投資委員会）統計。（単位：百万米ドル）

出所、表3-2と同様。

表3-4 業種別の投資累計額比率（1994-2010年）



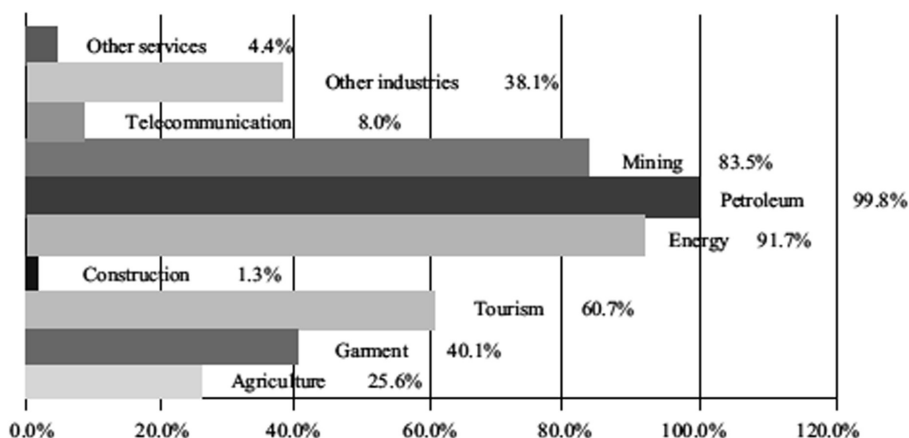
(出所) 表3-2、表3-3と同様。

表3-5 中国の対カンボジア投資の推移とシェア（1998-2009年）

年	プロジェクト数			承認額 (100 万米ドル)		
	合 計	中 国	比 率	合 計	中 国	比 率
1998	212	40	18.9	555.5	104.7	18.9
1999	135	27	20.0	196.2	46.0	23.5
2000	83	7	8.4	160.2	28.4	17.7
2001	47	5	10.6	139.5	5.0	3.6
2002	44	8	18.2	143.6	24.1	16.8
2003	58	10	17.2	64.7	32.9	50.9
2004	75	21	28.0	154.7	83.1	53.7
2005	123	41	33.3	682.4	452.0	66.2
2006	119	31	26.1	2,300.6	717.1	31.2
2007	166	32	19.3	1,344.6	180.3	13.4
2008	125	28	22.4	7,621.8	4374.6	57.4
2009	122	28	23.0	1,871.3	892.7	47.7
1998-2009	1309	278	21.2	15,234.0	6,940.9	45.6

(注) CDRI (Cambodia Development Resource Institute), *Assessing China's Impact on Poverty Reduction in the Greater Mekong Sub-region: The Case of Cambodia*, 2011, p.34.

表3-6 カンボジアの各分野における中国の直接投資（認可額）の比率（1998-2008年）



(注) CDRI, *Assessing China's Impact on Poverty Reduction in the Greater Mekong Sub-region: The Case of Cambodia*, 2011, p.35.

高いことがわかる。

要するに、これらの表からわかるように、これまでは中国の投資が圧倒的に多く、その内容としては（資源関連を除けば）リゾート開発など観光分野の不動産投資が大半を占めるが、その中には投資が認可されたものの実現しない案件も少なからずあった（投資認可プロジェクトの平均実行率は約6割とされている）。その一方で、縫製業など労働集約産業の投資とそれによる雇用の拡大に関して、一定のインパクトを与えてきたことは事実である。近年のカンボジアの衣料品の輸出（特に欧米向け）の拡大は、こうした投資によって支えられてきた面がある。

3-2 日系企業の直接投資

ー 2010年後半以降の急増

こうした中で、特筆に値するのが、2010年後半より日本企業の投資が急拡大していることである。その業種も、従来の縫製・製靴等に変わって電子・電器、機械製造分野の投資が急拡大しつつある。

その要因としてあげられるのは、中国・ベトナムにおける労働市場の環境悪化（労賃の高騰、

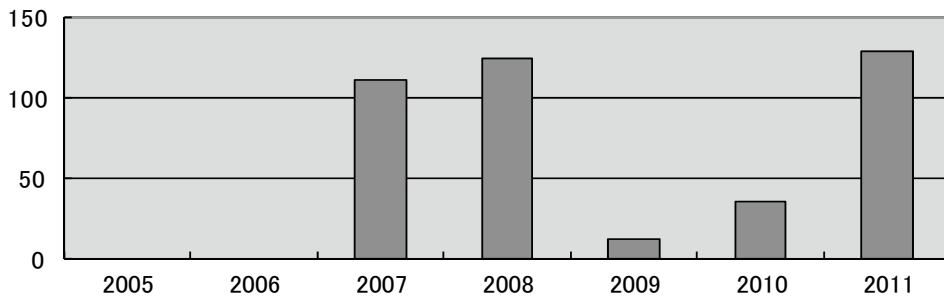
ストライキの頻発等）や、タイにおける政治不安などであり、周辺諸国の投資環境の悪化によって、これらの国々に進出していた企業にある種のリスク分散の機運が急速に高まったことである。いわゆる「チャイナ+1」といわれるリスク分散行動である。

また、当然ながら企業はリスク分散の投資先として、カンボジアのみならず周辺各国と投資先としての優劣を比較検討することになるが、競争相手となりうるバングラデシュ、ミャンマー、ラオス、等と比較して、カンボジアが進出しやすいと考えられたということもある。

その背景には、カンボジアの投資環境が次第に改善されてきたことがあげられる。2002年及び2007年の選挙は特に混乱もなく実施され、人民党及びフン・セン首相のリーダーシップのもとで政治的に安定し、また道路や港・電力供給などの基礎的インフラも近年着実に改善してきている¹¹⁾。また、2007年に日・カンボジア投資協定が締結され、2008年7月末に発効したことも、日系企業にとって投資環境の改善につながっている。

以下の表3-7は、2005年以降の日系企業の投

表3-7 日系適格投資案件総額（2005-2011年）



(注) (単位：百万米ドル)。2011年は7月末までの金額。投資後撤退分は除外。

CDC（今村 JICA 専門家）資料より作成。

資案件総額の推移を示した表である。日本企業のカンボジアへの投資の拡大は2010年後半からであり、表3-7の2011年の数値は、1-7月の数値であり、まだ統計には反映されていない。2011年の後半に進出が予定されている企業は多く、2011年の金額は、最終的にはこの2-3倍の規模に達すると予想されている。

また、カンボジア日本人商工会の会員企業数（正会員のみの）の推移をみても、2008年末で35社、2009年末で45社、2010年末には50社と拡大してきており、2011年7月末時点で70社と急増し、2011年末までには、更に20～25社が加入し増加すると予測されている¹²⁾。

ただし、2011年に入ってから投資の急拡大を勘案しても、日本企業の投資が外国投資全体に占める割合は、中国や韓国には遠く及ばず引続き10位前後にとどまると見込まれるが、重要なのはその業種である。他国のカンボジアの投資の多くが不動産やサービス業であるのに対し、日系企業の投資の多くは製造業である。金額的なシェアは小さくとも、カンボジアの製造業セクターの発展とその分野の雇用の拡大という点で、大きなインパクトを持つものと考えられる。

以下の表3-8は、2000年以降にカンボジアに投資した主要な日系企業を網羅したリストである。2006年まではその投資案件は散発的であり、

撤退した企業もあるが、2007年以降に投資がようやく進むようになった。それでも2010年までは、縫製・靴などの既存の分野への投資が大半であり、また2007年の投資額の拡大はシアヌークピルの約80万ドルのリゾート開発案件によるものである。

そして、2009年9月の味の素の投資からいろいろな産業が投資してくるようになり、2011年にはいって投資する日本企業の数が急拡大していることがよくわかる。とりわけ、それまで縫製業等が中心であったところへ、2010年10月にミネベアの小型モーターの工場の進出が決定され、その工場が2011年4月に完成して操業を開始したことは画期的であり、ここから更に製造業を含む日本企業の進出ラッシュが始まるようになった。その後、ヤマハの組み立て工場が進出し、年末にかけては大手カメラメーカーも進出してきた。

このような日系企業進出の拡大が今後も継続すると、労働集約型の輸出加工が、かつてのベトナムと同様なパターンで発展する可能性がある。すなわち、水平分業の一つのパート、サプライ・チェーンの一環としての位置づけである。ただし、現時点ではいまだ可能性の段階であり、少なくとも今後5年程度の中長期的な視野でみる必要がある。

表3-8 2000年以降の進出日本企業の概要

No.	認可	会社名	業種	金額 (US\$)
1	2000.09	シンカップアパレル	縫製	224,998
2	2002.03	秦田インターナショナルシルクリサーチ	農業（養蚕＋シルク輸出）	2,190,000
3	2004.10	オリエンタルグラス	セメント原料（廃タイヤ粉碎）	2,156,814
4	2006.12	リーバーコーポレーション	縫製	2,097,806
5	2007.02	エマリオ湘南マリーン	ハワイビーチ開発	26,949,883
6	2007.05	エマリオ湘南マリーン	ロン島開発	52,888,052
7	2007.11	アジアパックス	熨斗（のし）袋製造	2,052,505
8	2007.11	ココンシュガーインダストリー	サトウキビ栽培及び加工	31,187,209
9	2008.08	ココンシュガーインダストリー	港湾運営	829,110
10	2008.08	タイガーウイング（＊）	製靴	1,930,000
11	2008.08	ヤマハモーターカンボジア	二輪車製造	11,500,000
12	2008.08	神戸物産	農産物加工	26,000,000
13	2008.09	DK Inc.（ドーコ）	紳士服縫製	6,641,460
14	2009.09	味の素カンボジア（＊）	食品加工	5,270,000
15	2008.11	ステーションナリーカンボジア	文房具製造	7,000,000
16	2009.12	クリーンサークル（＊）	製靴	1,770,000
17	2009.03	JC マーブル	大理石加工及び輸出	1,267,468
18	2009.03	K.O.S	和服縫製	3,495,976
19	2010.07	ハルブノンベン（春うららかな書房）（＊）	コミック本再生	648,135
20	2010.07	ディシェルズ（光和インターナショナル）（＊）	耐熱シート製造	500,000
21	2010.10	プロシーディング（＊）	縫製（和服）	1,581,470
22	2010.10	ファーストシルクトレーディング（＊）	縫製（和服）	605,150
23	2010.10	ミネベア（＊）	小型モーター製造	22,652,417
24	2010.11	モロフジ	ポリエチレンバッグ製造	9,342,126
25	2011.01	オーアンドエム工芸（＊）	皮革製品製造	2,126,145
26	2011.02	シマノ	サイクリングシューズ	4,000,000
27	2011.02	コンビ（＊）	抱っこ紐	2,000,000
28	2011.02	ヨークス	婦人用手袋	1,268,092
29	2011.03	スワニー	スポーツ用手袋	2,780,200
30	2011.03	ロンチェスター	縫製（婦人服）	5,000,000
31	2011.03	アスレ電器	家電用ワイヤーハーネス製造	4,200,000
32	2011.03	住友電装	自動車用ワイヤーハーネス	18,000,000
33	2011.03	エフティーアパレル	縫製（婦人用下着）	2,075,298
34	2011.04	マルニクス（＊）	家電用ワイヤーハーネス製造	5,000,000
35	2011.06	大和音響	携帯スピーカー	5,000,000
36	2011.05	日新被服	縫製（作業服）	5,000,000
37	2011.06	トーワ	縫製（紳士服）	5,000,000
38	2011.06	中山商事（赤ちゃん本舗）	縫製（赤ちゃん用肌着）	5,000,000
39	2011.06	ファブリックアート	ナイロンバッグ	2,408,566
40	2011.07	協和製函（＊）	紙製包装材	3,000,000
41	2011.07	泉電子	薄型テレビ用アルミフレーム	10,000,000
42	2011.07	矢崎総業	自動車用ワイヤーハーネス	20,000,000

(注) CDC（今村専門家）資料より作成。

3-3 プノンペン経済特別区（PPSEZ）の例

こうした急拡大する日本企業の投資の拡大を象徴する事例の一つとして、プノンペン市西方約18キロ、プノンペン空港の近くに設置されたプノンペン経済特別区（PPSEZ）を取り上げてみよう¹³⁾。

カンボジア政府（カンボジア開発評議会）は、2005年12月に、経済特別区の設立と運営に関する政令を發布し、カンボジアの主要な場所に経済特別区を設置し、適格投資プロジェクトへの優遇税制措置（法人所得税の免除、輸入建設資材・生産機械・原材料の輸入税免除など）の特典を与えて、外国企業を誘致する政策を強化した。

PPSEZは、そうした経済特別区の一つとして2006年4月に設立され、2007年1月からインフラ工事が着工され、第1期（141ha、58区画）のインフラ工事が2008年4月に完成し、発電施設、浄水施設、下水処理施設、通信施設の運営をあわせて開始した。第2期（162ha、91区画）工事は2011年1月より開始され、2年工期で現在も工事中である。

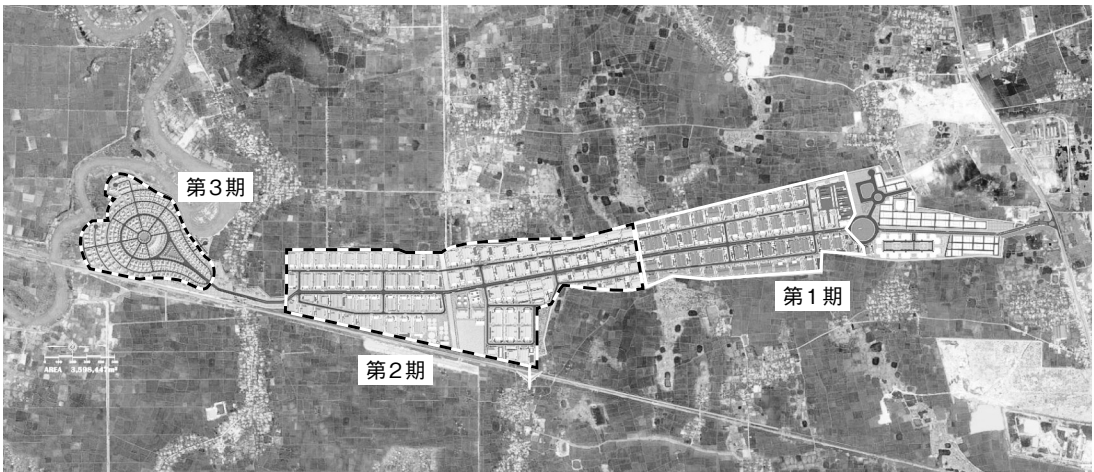
2008年4月の一期工事完成以降の企業進出の

状況をみると、進出企業件数では、日本企業が14社と全体（合計29社）の約半数を占めており、次いで台湾・中国・韓国が続いている。日本企業は2011年内に20社程度まで増える予定である。PPSEZに進出した具体的な企業名は、前記の図表3-8の企業リストの中で（*）を追記した企業であり、番号でいうと、10、14、16、19から23まで、25、27、34、40である。投資金額ベースで見ると、日本企業が圧倒的に多く、約68%を占めている。特にミネベアの投資規模が大きく、その後のヤマハの投資規模も大きい。

表3-10は、PPSEZに対する外国企業投資金額の国別比率を示したものである（2011年7月末時点）。

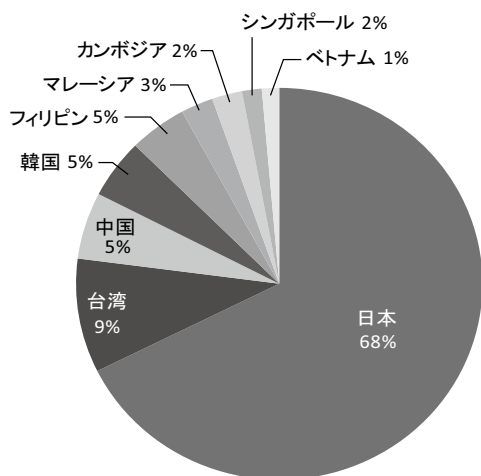
将来展望としては、2013年頃には100社以上がPPSEZに進出してくることが期待されており、その場合、3-4年後には約5万人程度の雇用が発生すると見込まれている¹⁴⁾。なお、PPSEZでは、各進出企業の工場が必要とされるワーカーや技師の技能訓練のために、敷地内に職業訓練学校を設立する予定であり、その設立にあたってはミネベアなども機材の提供などで

図3-9 プノンペン経済特別区の全景（航空写真）



（注）白線内が第1期、点線内が第2期、左端の丸い細かい点線内は住宅地区（第3期）。

表3-10 プノンペン経済特別区に対する外国企業投資金額の国別比率



(注) 上松 裕士 (プノンペン経済特別区 Managing Director) 「これまでの進捗とこれからの挑戦」 2011年7月作成資料のデータをもとに作成。

協力をする予定である。

3-4 具体的な日本企業の進出状況とその課題

2011年に実施したJICAの調査で、カンボジアに進出している、あるいは進出しつつある日本企業合計6社について、ヒアリングを実施した¹⁵⁾。日系進出企業といっても、その業態は各企業によってかなり異なる。以下では、(1) 現地生産を目指している企業、(2) 生産拠点 (工場) を現地には持たず現地法人を設立している企業、の二つに分けてまとめた。現地進出にあたっての業態は企業によって違いがあり、特に(1)のタイプの現地工場を持つ企業と(2)のタイプの企業とではかなりの差があるからである。

日系進出企業6社について、ヒアリングに基づきまとめたのが、表3-11および表3-12である。

3-5 課題としての工学系人材の不足

カンボジアの産業構造は、農林水産業の

GDPシェアが32% (労働人口シェアでは59%) と高い一方で、工業のGDPシェアは22% (労働人口シェアでは9%) に留まり (2011年統計)、また、工業分野における業種も縫製業と建設業に著しく偏っており、経済基盤としては極めて脆弱なものとなっている。カンボジアの経済が今後とも持続的な経済成長を遂げるためには、製造業や鉱業等の拡大による産業の多角化が課題となっている。

このような状況に対して、カンボジア政府は、4つの重点課題から成る国家開発戦略「四辺形戦略」において、「民間セクターの開発及び雇用促進」並びに「キャパシティビルディング及び人的資源の開発」を成長促進のための重点課題に位置付け、前者においては貿易投資促進や中小企業振興等に、後者においては労働市場のニーズに応えられる技術・技能を有する人的資源の開発等に取り組む方針を打ち出している¹⁶⁾。

このように、カンボジア政府は労働集約産業を育成したいといっているが、そうした産業を支えうる理工系の高等教育学生数はきわめて少ないのが実情である。

大学の数そのものは急速に拡大しており、2003年に38 (公立15、私立23) だったものが、2010年には91 (公立34、私立57) となっている。学生数も2009-10年度で、17.5万人ほどになっている (男子学生が約11万人、女子学生が6.5万人である)。2006年に2010年の高等教育人口の目標が掲げられたが、その目標は数の上ではすでに達成されている。

表3-13は、高等教育機関における学問分野別の就学生数とその比率を示した表である。この表をみると、高等教育機関における学生数の半数程度 (48%) が「ビジネス・財務会計・経営」などであり、「エンジニアリング・メカニクス」分野の学生数は全体の3.4%、「数学・化学・物理等」の基礎科学が2.2%、「コンピュ

表3-11 現地生産を目指している企業の例

会社例	会社概要	進出要因
ミネベア	小型部品メーカー。1970 年代から海外進出し、世界に 6 万人の従業員（タイに 32000 人、中国に 15000 人、等）。電気機械系の部品メーカーで海外進出を早くから始め、日本で製造するのと遜色のないレベルの製造を行ったことに特徴があり、主力商品は、機械加工部品、回転機器（モーター）、電気機器（キーボードなど）。	カンボジアは同社にとって 17 年ぶりの本格的な海外展開。カンボジアは、安い労働力に利点があり、労働集約型の部品組み立て工場を設立することを決定。部品をタイで作り、カンボジアに持ち込んで組み立て。2011 年 4 月 2 日にプノンペン経済特区の仮工場で、約 500 名の工場で生産開始し、その後建設する本工場では、同年 12 月には約 1000 名に拡大して操業開始予定。2-3 年後には約 5000 名に増強を計画。
アスレ電器	家電用ワイヤーハーネスを製造しているメーカー。2011 年 4 月に現地法人を設立し、現在工場を（シアヌークビルに）建設中で、9 月から操業予定である。2011 年 7 月時点では輸出のみ、量産品のための生産である。	カンボジアへの進出を決断した理由は主として次の 2 点。①中国での労働環境の悪化、②為替変動を含んだコストの上昇。一言でいえば、リスク回避のため、カンボジアに進出。進出先の決定にあたっては、ラオス・インドネシア・ミャンマー・バングラデシュ等と比較し、イスラム国よりは仏教国を選び、ラオスは人を採用するのが難しいためはずれた。中国の市場向けに現在ある中国の工場は現在の規模でそのまま残し、今回のカンボジア進出は中国工場の生産能力の一部をカンボジアへ移転するものではない。
泉電子	すでに中国に進出している部品メーカーであり、中国の工場ではテレビの枠、自動販売機のスイッチ、スロットルマシンの部品などを製造している。2011 年に新しい工場をシアヌークビルに建設した。	中国における労働力不足や品質の悪化、労賃の高騰等の理由でカンボジアへ進出。ネックは産業の裾野がないことであり、また法律・通関もネックのひとつである。

(注) 筆者作成

表3-12 生産拠点を現地には持たず現地法人を設立している企業の例

会社例	会社概要	進出要因
岐阜工業	トンネル等の型枠づくりをしている会社で、トンネル型枠では日本の 60% のシェアを持っている。資本金 6000 万円、年商 70 億円程度の企業である。	日本における公共事業の受注額の減少と価格の低下により、海外に出るしかないと考えた。ただし、工場を作るのではなく事務所を海外に設立。製造は基本的に日本。すでに進出しているベトナムでは賃金が増加し、リスク分散としてカンボジアに進出。カンボジアを選んだ理由は、ベトナムの隣国で、治安が比較的良く、温厚な民族といったことである。比、インド、タイなども考え、結局カンボジアに決定した。
パナソニック	国内販売拠点を 2011 年はじめに設立。販売拠点では、マーケティングとサービス対応をおこなう。所長以下 4 名の体制。今後サービスセンターを設立し、さらに 4-5 名の技術者を採用予定。タイに冷蔵庫・洗濯機などの大きな工場あり。ベトナムのハノイに電子部品や情報機器の 5000 人規模の工場あり。ホーチミン市に合弁でテレビの工場あり（400 人規模）。	工場建設の予定は 2011 年時点では全くなし。家電業界では、カンボジアに販売拠点を設立したのは当社以外では韓国の LG だけとされる。カンボジアの電化率はまだ 25% 程度で、販売の 8 割がプノンペンだが、今後電化率がとくに地方で上昇すると、家電販売も伸びていくことが予想される。カンボジアの GDP 成長率が年 8-10% なので、家電市場は年 20% 程度の成長を見込む。
フォーバル	日本における通信機器の自由化のなかで会社設立。2005 年からは経営コンサルティングも開始。カンボジアでは、企業向けネットワーク構築支援、人材斡旋業務などを行なっている。	海外事業はカンボジアが初めてで、2010 年 4 月からまだ始めたばかりである。社長がカンボジア NGO の理事長としてカンボジアの教育支援に関わってきた関係でカンボジアでの事業を開始した。

(注) 筆者作成

ーター科学」が6.9%と、理工学系の学生数はきわめて少なく、特に工学系の学生の少なさが際立っている（いずれも2008-09年の数値）。「エンジニアリング・メカニク」学部の就学生数は、2008-09年で4,719人にすぎない。

特に日系企業の進出の著しい電子・電器、機械等の分野での人材の拡大と質の向上、すなわち工学系の分野の全体的な底上げは、このままこうした分野の投資拡大が継続することを前提とすると、不可欠であると考えられる。人材育成にはワーカーやオペレーターレベルの人材と、中間管理職にあたる技師やエンジニアの二層がある。現時点での進出日本企業のニーズは主として前者であるが、進出の本格化とともに後者のニーズが高まり、中長期的な製造業の発展という観点からは、後者のエンジニア・技師レベルの人材が不可欠である¹⁷⁾。すなわち、両方のレベルの人材育成が同時に必要である。

今のところ、現地ですでに生産を開始したミネベアの小型モーターの製造工場も、必要な労働力は組み立てラインのワーカーないしオペレーターであり、必ずしもエンジニアや技師に対する大きなニーズがあるわけではない。また、同じく現地生産に着手したアスレ電器や泉電子も、現時点ではまだエンジニアを採用している段階ではない。しかし、今後更に工場の規模が拡大し、様々な製品を作るようになるにつれて、工場のラインを管理・運営をできる中間管理職的なエンジニアや技師のニーズが高まるものと予想されている。

また、部品や素材産業の進出が進むとセットメーカーの進出が考えられる。実際、2011年7月末時点で、遠からず2社（1社は韓国系）の大きなセットメーカー（組み立てメーカー）がカンボジアに進出するという話があり、セットメーカーはより多くのエンジニアを必要とする

表3-13 高等教育機関（公立・私立）の学問分野別就学数とその比率

Study Discipline	2006-2007	%	2007-2008	%	2008-2009	%	Three-Year Average (%) (2007-2009)
Mathematic, Chemistry, Physics, Biology	1,679	1.8%	2,562	2.3%	3,073	2.2%	2.1%
Foundation Year	2,038	2.2%	4,707	4.3%	4,561	3.3%	3.3%
Computer Science	8,149	8.8%	8,769	8.0%	9,523	6.9%	7.9%
Sociology, Humanity and Arts	5,172	5.6%	6,968	6.3%	8,685	6.3%	6.1%
Tourism	3,361	3.6%	3,190	2.9%	2,999	2.2%	2.9%
Foreign Languages	15,200	16.5%	15,797	14.3%	17,370	12.7%	14.5%
Law	4,554	4.9%	5,718	5.2%	7,484	5.5%	5.2%
Health Science	5,341	5.8%	5,411	4.9%	7,817	5.7%	5.5%
Agriculture and Rural Development	3,745	4.1%	3,713	3.4%	5,288	3.9%	3.8%
Engineering and Mechanic	2,870	3.1%	3,349	3.0%	4,719	3.4%	3.2%
Sub-Total (1)	52,109	56%	60,184	55%	71,519	52%	54%
Business Management							
- Business	7,265	7.9%	7,669	7.0%	10,846	7.9%	7.6%
- Marketing	842	0.9%	1,329	1.2%	1,610	1.2%	1.1%
- Management	13,445	14.6%	13,657	12.4%	16,768	12.2%	13.1%
- Banking and Finance	1,122	1.2%	1,575	1.4%	3,541	2.6%	1.7%
- Economics	5,653	6.1%	6,262	5.7%	8,729	6.4%	6.1%
- Accounting	8,163	8.8%	12,161	11.0%	15,482	11.3%	10.4%
- Finance	3,741	4.1%	7,253	6.6%	8,758	6.4%	5.7%
Sub-Total (2)	40,231	44%	49,906	45%	65,734	48%	46%
Grand Total (1) + (2)	92,340	100%	110,090	100%	137,253	100%	100%

(注) UNDP, *Human Capital Implications of Future Economic Growth in Cambodia*, August 2011, p.40.

ため、あるいは必要なレベルのカンボジア人エンジニアが採用できるかどうか投資決定にあまり重要な要因となると考えられる。

おわりに－カンボジアの持続的な発展と日本の役割

カンボジアの歴史において、1991 年のパリ和平協定、1992 年に始まる国連の暫定統治と 1993 年の選挙を通じたカンボジア新政権の樹立は、時代を画する出来事であった。それ以来今日まで約 20 年が経ち、その間、1993 年以來 5 年毎に複数政党制に基づく選挙が定期的に行なわれ、国内勢力間の武力闘争はなくなり、人民党主導のもとではあるが政治的安定を達成している。また、特に 2000 年代以降、グローバル経済への統合の中で、急速な経済成長を達成し、人々の生活も向上してきている。カンボジアはすでに「復興の時代」から「開発の時代」へ移行した。

こうしたカンボジアの経験は、いわゆる「紛争後の国家建設」の成功例といえるのだろうか。開発の進展の一方で、1990 年代初頭にみられた民主化への流れは逆行しているという見方もある。人民党は、堅固で安定した支配を確立する一方、形式的な民主制を維持しつつも一党支配型の権威主義体制へと移行しつつあるという指摘もある¹⁸⁾。その中で、経済開発に伴う土地紛争の増加や、依然として横行する汚職や腐敗も大きな課題といわざるを得ない。持続可能な平和と開発の実現には、民主的統治の確立と経済発展の両立を視野にいたしたガバナンス改革が求められる。

他方で、カンボジアは、1999 年の ASEAN 加盟以降、国際経済の枠組みの中にはいり、特に 2000 年代後半以降、中国をはじめとする各国

の投資の拡大や、アンコール・ワットを中核とする観光業の発展、携帯電話の普及など通信コミュニケーション革命の進展等、国際化が急速に進展している。これまで投資を手控えていた日本企業も「チャイナ+1」の動きの中でカンボジア投資を拡大してきている。過去 20 年間にカンボジアは大きく変化しており、今後の変化を引続き注視していきたい。

なお、本稿は、1992 年以降、20 年間のカンボジアの復興開発から持続的開発、国際化の進展の動向を追いながら、これまでの日本のカンボジア支援の内容やその変化、近年の日本の投資動向を分析したものである。こうしたテーマは、過去 6-7 年間の筆者のカンボジアに関する調査研究の主要テーマであり、本稿はその成果をまとめたものでもある¹⁹⁾。

〈註〉

- 1) 本研究をすすめる過程で、以下の研究助成を受けた。平成 20 年度・専修大学研究助成（個人研究）「中国の対外援助の研究と日中協力の可能性」。
- 2) カンボジア経済財務省統計より。
- 3) 「脆弱国家」については、以下の文献で関連議論を整理した。稲田十一編『開発と平和－脆弱国家支援論』有斐閣、2009 年。世銀の CPIA や Foreign Policy 誌の「破綻国家指標」等の脆弱国家の指標化については、第 6 章「国の脆弱性をどう把握するか－カンボジアと東ティモールの事例」で詳述した。
- 4) カンボジア和平に関する日本の外交的努力については、次を参照。池田維「カンボジア和平への道－証言・日本外交試練の 5 年間」都市出版、1996 年。河野雅治「和平工作－対カンボジア外交の証言」岩波書店、1999 年。
- 5) 筆者は 2006 年から 2008 年にかけて JICA 研究所において実施された「リスク対応能力を踏まえた中長期的な支援のあり方・研究会」にカンボジア事例研究班として参加した。その成果は、次の報告書として公表されている。JICA『脆弱国家における中長期的な国づくり－国のリス

- ク対応能力の向上にむけて』2009年。本稿の日本の対カンボジアODAに関する分析・記述は、その際の研究調査の成果であり、上記の報告書の内容と一部重複している。
- 6) Royal Government of Cambodia, *National Strategic Development Plan 2006-2010*, Phnom Penh, 2005
 - 7) 『カンボジアにおけるJICA事業の概要』JICAカンボジア事務所 2006年6月。
 - 8) The Congressional Research Service, “China’s Soft Power in Southeast Asia” *CRS Report*, January 2008, p.6.
 - 9) Jin SATO, Hiroaki SHIGA, Takaaki KOBAYASHI, and Hisahiro KONDOH, *How do “Emerging” Donors Differ from “Traditional” Donors?: An Institutional Analysis of Foreign Aid in Cambodia*, JICA Research Institute, March 2010, pp.20-22, 41.
 - 10) Ibid.
 - 11) インフラの中で、カンボジアへの投資のネックの一つとされているのは電力料金の高さであり、ベトナムの約3倍である。また、法律や規制の不備や適用の恣意性なども、投資にあたっのマイナス面としてあげられることが多い。
 - 12) 2011年8月に現地訪問・ヒアリング。
 - 13) 2011年8月に現地訪問・ヒアリング。
 - 14) 上松裕士（プノンベン経済特別区Managing Director）へのヒアリングによる（2011年7月29日）。
 - 15) JICA「カンボジア国・産業人材育成プロジェクト・詳細計画策定調査」2011年7-8月。筆者はコンサルタントとして調査団に参加。日本の近年の対カンボジア投資に関する情報は、主としてその際の調査と関連して入手したものである。
 - 16) Royal Government of Cambodia, *Implementing the Rectangular Strategy and Development Assistance Needs*, Phnom Penh, 2004.
 - 17) そのため、JICAは2011年12月より2014年11月までの3カ年計画で、カンボジア工科大学の3学科（電気エネルギー、産業機械、地球資源・地質工学）を対象に、より高い実践的なスキルを身につけた質の高い高度人材が輩出されることを目指して、「カンボジア工科大学教育能力向上プロジェクト」を実施している。
 - 18) この問題に焦点をあてた論文として次を参照。山田裕史「国連暫定統治後のカンボジアにおける民主化と平和構築の再検討」日本国際政治学会・2011年度研究大会・部会8「紛争後の国家建設と民主的統治」（2011年11月12日）報告論文。なお、筆者はその学会の部会において、討論者として、経済発展・国家の能力および民主化の関係について、カンボジアのほかモザンビークおよびスリランカの事例と比較しながら、3か国の権威主義化の傾向に関する問題提起・論点提示を行なった（「紛争後の国家建設と民主的統治」）。
 - 19) 本稿とは別に、専修大学の文部科学省・私立大学戦略的研究基盤形成支援事業「持続的発展に向けての社会関係資本の多様な構築」の一環として、2011年から2012年にかけて、カンボジアの都市と農村における社会調査を実施した。本稿では述べなかった、ここ20年間のカンボジアの社会変化の具体的な姿とその分析については、別稿にてまとめることにしたい。

『資本論』 形成史における『哲学の貧困』

内田 弘

[はじめに]

〔なぜマルクスは『哲学の貧困』を刊行したか〕マルクスは『経済学批判』「序文 (Vorwort)」(1859年)で『哲学の貧困』(1847年)の学問的価値をつぎのように指摘している。

「我々の見解の決定的な点は『哲学の貧困』で初めて学問的に示された (wurde zuerst wissenschaftlich angedeutet in *Misère de la philosophie*)」(Marx Engels Werke, Bd.13, S.10)。

では、「学問的に (wissenschaftlich)」とは如何なることであろうか。その意味は『哲学の貧困』の内容を分析して確認されなければならない。本論文の課題はその確認にある。『哲学の貧困』は《価値論→転化論→方法論＝原蓄論→利潤論＝原蓄論→地代論＝原蓄論という順序》で構成されている。固有の蓄積＝再生産論は未確立である。

しかし『哲学の貧困』はこのような理論内容が直載には分からない。この理論の内容と順序は、マルクスが執拗にくりかえすレトリック・反語などを除去して、ようやくみえてくる。ではなぜ、マルクスは韜晦したのだろうか。『哲学の貧困』はブルードン『貧困の哲学』批判書である。《経済学批判とヘーゲル批判の同時展開》というブルードンの『貧困の哲学』(1846年)のテーマは、実はマルクスその人の問題意識でもあった。このことは国民経済学批判とヘーゲル哲学批判を交互に行ったマルクスの『経済学・哲学《第三》草稿』(1844年)を読めば判然とする。マルクスは自分が刊行しようと計画しているテーマをブルードン『貧困の哲学』に先取りされたので、ライヴァル意識に燃えレトリック・反語でブルードンを批判したのである。¹⁾

〔『哲学の貧困』以前〕まず『哲学の貧困』までの歩みでマルクスがおこなってきた経済学批判の要点を確認する。

① いわゆる初期マルクスは、1844年の『経済学・哲学草稿』からでなく、それより3年前の1841年の学位論文「デモクリトスの自然哲学とエピクロスの自然哲学の差異」(以下「差異論文」と略)から始まる。「差異論文」の主題は「宗教上の神と経済上の貨幣の生成の同一根拠を解明すること」にある。「差異論文」で批判したカント『純粹理性批判』「有限と無限のアンチノミー」は、有限空間に無限を内包する「メビウスの帯 (非ユークリッド空間)」に止揚される。「非ユークリッド空間」はマルクス同時代に解明され始めた。「メビウスの帯」は、マルクスの同時代のメビウス (August Ferdinand Möbius 1790-1868) が1858年に発見した。マルクスが「差異論文」で探求したその論理空間は「メビウスの帯」の論理空間と同型である。その論理空間に神と貨幣は現存可能である。神学批判と経済学批判という主題は『資本論』まで持続する。²⁾

② 「神と貨幣のモチーフ」は学位論文後の「ユダヤ人問題によせて」から『経済学・哲学草稿』

へ継承される。『経済学・哲学草稿』はスミス『国富論』第1編後半の賃金・利潤・地代から引用して、賃労働者（賃金）・資本家（利潤・利子）・地主（地代）の三大階級（の収入形態）が資本家の貨幣に媒介されている事態を分析することから始まる。カントがアンチノミーを説明するために、見開きの左右「二つの欄」を「テーゼとアンチテーゼ」に分けたことに因み、マルクスは三大階級の収入諸形態（賃金・利潤・地代）を「三つの欄」に分ける。中間の資本家の所有する貨幣が「（賃労働者という形態で現存する）人間と（地主という形態で現存する）自然の疎外＝分離」を媒介＝止揚することを論証する。これは「差異論文」でカント・アンチノミーがエピクロスの原子では止揚されていることを論証した成果を経済学批判に継承するものである。

③『経済学・哲学《第一》草稿』後段「疎外された労働」の四規定は、疎外された労働者、即ち生産手段を所有喪失した者の観点から資本の生産過程の「結果」から始まり「生産過程」そのものを経てその「前提」に遡及する。この「疎外（Entfremdung）」とは、近代的私的所有者の間の交換で所有物が自己から分離すること（Trennung）を意味する。「疎外された労働」の四規定とは、「結果（第1規定＝労働者の労働生産物からの疎外＝私的分離）」→「過程（第2規定＝労働者の労働の生産過程における疎外）」→「前提（第3規定＝人間の類の本質からの疎外、および第4規定＝人間の人間からの疎外）」を構成する。この順序は、遡及して辿り着いた前提が出発点の結果と同じ事態、即ち、賃労働者の労働生産物からの疎外が繰り返し再生産される事態であることをしめす。「結果→過程→前提＝結果」という円環をなす。その過程を逆からたどっても、「前提→過程→結果＝前提」となる。資本主義（国民経済）はあたかも永遠に持続するような再生産＝円環体系であること、その意味で『哲学の貧困』の用語を用いれば、「一つの生産様式」であることを論証したのである。『経済学・哲学草稿』ではそのあと経済学史的考察を継いで貨幣論からスミス分業（商品）論へと進み閉じる。

④『経済学・哲学草稿』はのちの『資本論』全三部体系と対比すれば、「三位一体範式（賃金・利子・地代）→資本の再生産過程→貨幣→商品」という『資本論』体系の最後から最初へと遡及する「下向分析」であることが分かる。下向分析は、アリストテレスの分析的方法や、ヘーゲルのいう「存在から出発して思惟された抽象体へと進む道筋」（『小論理学』§50）に対応する。

⑤ マルクスが『経済学・哲学草稿』を執筆するためにとった「スミス『国富論』ノート」に注目すべき事実が存在する。そこで「剰余価値（Mehrwert [旧綴り]）」という概念が成立している。マルクスは、スミスのいう「利潤・利子・地代」の全体をその源泉「剰余価値」に抽象＝還元したのである。マルクスが「ヘーゲル国法論批判」執筆のために精読したヘーゲル『法＝権利の哲学』では、収入諸形態の総称として「剰余価値」が用いられる。マルクスはその源泉に還元する。³⁾ 剰余価値概念の『経済学・哲学草稿』執筆時期における成立は本論文の主題である『哲学の貧困』理解に決定的な基盤を提示する。

⑥『経済学・哲学《第一》草稿』「地代欄」の最後に『経済学批判要綱』貨幣章における「依存関係史論」の萌芽形態が書かれている。そのモチーフを全面展開したのが『ドイツ・イデオロギー』「第1編 フォイエルバッハ」の主要内容、すなわち「共同体三形態＝原蓄論」である。マルクスは「差異論文」から『経済学・哲学草稿』を経て『ドイツ・イデオロギー』までで、経済学批判の問題領域を大掴みに俯瞰したのである。それをより分析的に精緻化する最初の作業が『哲学の貧

困』である。

〔I〕『哲学の貧困』の構成と「『国富論』ノート」

実は『哲学の貧困』の構成は、マルクスの『経済学・哲学草稿』（1844年）作成中に抱いた問題意識を展開したものである。マルクスは『経済学・哲学《第一》草稿』執筆のさい『国富論』を2回ノートした。『経済学・哲学《第一》草稿』に先だって取った「『国富論』第一ノート」と『第一草稿』執筆中に取った「『国富論』第二ノート」である。⁴⁾ その順序と内容にマルクスが『国富論』に発見した問題が記録されている。特筆すべき点は、「『国富論』第一ノート」で、『国富論』第1編「第4章 商品の実質価値と名目価値」でスミスの用語「使用価値と交換価値（*valeur en usage, valeur en échange*）」の定義をノートする。ついで「第5章 諸商品の実質価格と名目価格について、すなわち諸商品の労働価格および貨幣価格について」（単純商品）と「第6章 諸商品の構成部分について」（商品資本）の間に「断層」を発見する。スミスは第5章では、労働する者はその労働の生産物を全部取得するという（労働と所有の同一性）。つぎの第6章では、労働者は労働生産物の一部しか取得できず残りは資本家の利潤と地主の地代になり、土地の領有とストックの蓄積が行われる原蓄の以前と以後とは、事態はこうに変化する、という（労働と所有の分離）。

この根本的变化は、論理的には、単純商品（第1編第5章）と商品資本（同第6章）を媒介する貨幣生成の問題であり、商品資本を構成する「賃金・利潤・地代」の概念的区別の問題である。同時に、労働する者がその生産物を所有する状態から、労働する者がその生産物の一部しか所有できない状態への歴史的移行の問題（原蓄の問題）である。マルクスは「『国富論』第1ノート」を続け「第7章 諸商品の自然価格と市場価格について」をノートし、「第8章 労働の賃金について」の冒頭文節でふたたび第6章と同じ趣旨の文章、

「労働の生産物は、労働の自然的報酬または自然的賃金を構成する。〔改行〕土地の領有と資産の蓄積の双方に先行する事物の本源的状态のもとでは、労働のすべての生産物は労働者に属している」。

のみをノートする。その直後、いきなり『国富論』第2編第2章に移る。そこで、資本と諸収入の流通を媒介する貨幣（『資本論』第2部第3編の貨幣還流に対応する貨幣）についてノートする。「労働と所有の分離」の可能性は何処にあるか。それについて、マルクスは『国富論』第1編第5章の「資本家と労働者の交換」のつぎの個所をノートしている。

「等量の労働〔N〕はつねに労働者にとって等しい価値〔V〕であるにしも、労働者を雇用する人〔資本家〕にとっては、より大きな価値〔 $N > V$ 〕をもつようにみえることもあれば、より小さな価値〔 $N < V$ 〕をもつようにみえることもある」（〔〕は引用者注。以下同じ）。⁵⁾

賃金という「等量の労働」は「労働者にとっては」固定された量である。しかし「労働者を雇用する人〔資本家〕にとってはより大きい量を生む可変量であり、賃金＝等量を超える労働（「労働の剰余」＝剰余労働： $N - V = M$ ）を生産する可能性をもつ。資本家は労働者に賃金を貨幣で支払い労働させ彼らの労働の生産物を資本家の所有物として販売し貨幣を取得する。取得した貨幣と貨幣賃金の差額が資本家の利潤と地主の地代に分配される。貨幣は、労働の生産物の所有権を直接労

働する者からそれ以外の者（非労働者）に転化する媒態である。この問題こそ、マルクスを『国富論』第1編第8章の冒頭の前論から第2編第2章の貨幣論に飛躍させた理論的動機である。⁶⁾

「『国富論』第1ノート」の以上の問題意識は『哲学の貧困』につぎのように再現する。

『国富論』第1編 『哲学の貧困』第1章

（第4章）「使用価値・交換価値」＝「使用価値と交換価値の対立」（第1節）

（第6章）「商品の構成部分（賃金・利潤・地代）」＝「構成された価値」（第2節）

（第1編第4章・第2編第2章）「貨幣」＝「貨幣」（第3節a）

（第5章）「賃金の労働量を超える大きい労働量」＝「労働の剰余」（第3節b）

「断層」（論理的・歴史的転化）は『哲学の貧困』第1章の第1節と第2節の間にある。マルクスは『第一草稿』執筆中に8つの表題をつけて「『国富論』第2ノート」をとる。

I. 労賃。II. 資本の利得。III. 労働と資本との様々な用途。IV. 地代。V. 資産が分割される異なった二つの部分。VI. 資本蓄積について、あるいは生産的労働と不生産的労働について。VII. 利子に用いられた資産について。VIII. 資本の異なった用途について。

これらのタイトルは『国富論』第1編第8章・第9章・第10章・第11章と第2編第1章・（第2章は略して）第3章・第4章・第5章にそれぞれ対応する。

そのうち、最初の4つのタイトルの内容は『哲学の貧困』第2章のテーマとなる。

『国富論』第1編 『哲学の貧困』第2章

（第5章・第6章）論理的歴史的転化＝（第1節 方法「7つの考察」）

（第10章）「III. 労働と資本の様々な用途」＝「分業と機械」（第2節）

（第9章）「II. 資本の利得」＝「競争と独占」（第3節）

（第11章）「IV. 地代」＝「土地所有、即ち地代」（第4節）

（第8章）「I. 労賃」＝「同盟罷業と労働者の団結」（第5節）

このように「『国富論』ノート」は『経済学・哲学草稿』だけでなく『哲学の貧困』の第1章と第2章の体系構成の全体を基礎づけている。

『哲学の貧困』第2節「第1章 方法」は独自の位置と機能をにう。『経済学批判要綱』「序説」のように方法論は著作の最初か、あるいは『資本論』のように第3部の最後の4章（「第49章 生産過程の分析によせて」・「第50章 競争の仮象」・「第51章 分配諸関係と生産諸関係」・「第52章 諸階級」）に置かれるのが自然と思われる。しかしここ『哲学の貧困』では第1章と第2章を媒介する位置にある。『哲学の貧困』では第1章で、分離した労働と所有を貨幣が結合するブルジョア的生産様式を論証したあと、第2章第2節以後で、そのブルジョア的生産様式がどのような具体的姿態で展開し、その展開過程で利潤と地代が如何に規定＝分配されるのかを論証する。その過程で賃労働者が有産階級に従属する存在から自立する根拠と姿態をあきらかにする課題を描写する。

第1節の方法論は「論理的歴史的転化」を課題とする。経済学批判の論理は、プルードンのように恣意的に構成する論理ではなく、歴史的事実に根拠をもつ論理であることをあきらかにすることにある。すでにアンネンコフへの書簡で提示した命題《経済的カテゴリーは歴史のカテゴリーであ

る》をここ『哲学の貧困』でも主張する (p.100: 訳152頁)。⁷⁾ 第1節の「7つの考察」では、第2考察 (生産様式)・第4考察 (奴隷制)・第5考察 (生産様式・欲望・原料)・第6考察 (スコットランド牧羊囲込み・土地所有)・第7考察 (封建制度・農奴制・旧市民社会・ブルジョアの生産) で本源的蓄積に関する事実が挙げられているのは、経済学の論理が歴史的事実に根拠をもつ意味を明示するためである。とはいえ、マルクスは歴史的事実が発生した順序にしたがって並べればよいとは判断しない。それが証拠に、『哲学の貧困』もブルジョアの生産様式が生成してきた歴史的記述から始まるのではなく、第1章「第1節 使用価値と交換価値」という抽象的なカテゴリーから始まる。ブルジョアの生産様式の論理的論証を基準にして、それに照応するかぎりの歴史的事実でもってその様式の歴史的成立を例証するという内在的な記述法をとる。

〔Ⅱ〕リカードウ労働価値論受容と所有論 (第1章第1節と第2節の関連)

マルクスは『哲学の貧困』でリカードウ社会主義者たち、特にブレイの不等価交換＝不平等論を批判する。ブレイは、リカードウ派であるといわれるが、肝心のリカードウの経済学を正確に理解していない。マルクスはブレイが依拠するリカードウの経済学を受容し、それでもってブレイを批判するという論法を駆使する。⁸⁾ マルクスはまずリカードウの労働価値説をつぎのように要約する。

「ひとたび効用が承認されれば、労働が価値の源泉である。労働の尺度たるものは時間である。諸生産物の相対価値は、それらの生産物を生産するために費やされなければならなかった労働時間によって規定される。価格とは一つの生産物の相対価値の貨幣による表現である」(p.18: 訳65頁)。

上の引用文で「効用が承認されれば」とは、『その効用をもつ財が他人に購買された場合には』という意味である。そのときは、その効用を生産するために必要である労働が価値の源泉として承認されたことを意味する。ここ『哲学の貧困』でいう「相対価値」とは交換価値のことである。マルクスは価値と交換価値とを『経済学批判要綱』(1857－58年)でも『経済学批判』(1859年)になっても、明確にカテゴリーとして区別しないで用いる。引用文の命題《価格とは価値の尺度である労働時間の価格による表現である》は、価値形態＝交換過程論を要請する。しかし、『哲学の貧困』ではまだ「貨幣とはブルジョアの生産様式の要約表現である」という重要な指摘をするにとどまる。

ここで価値の源泉である「労働時間」とは「測定可能な時間」ではない。ここでの労働時間とは没人格的な時間である。労働時間とはブルジョアの生産の総過程が析出する現実的抽象である。ブルジョアの生産様式では「時間がすべてであって人間はもはやなにものでもない。人間はせいぜいのところ時間の殻にすぎない」(p.30: 訳78頁)。ブルジョアの生産は人間を価値の次元に還元する物象化されたシニカルな世界である。リカードウの経済学の科学性とはその物象化に立脚した厳密性である。個別的具体的労働時間を価値の源泉である労働時間に抽象するのは「諸資本の間の競争」である。競争という社会的過程が個別的な複雑労働を一般的な単純労働に還元する。単純労働が「労働の質にはかわりなく価値の尺度の役割をつとめる」(p.30: 訳78頁)。すでに拙稿⁹⁾で示したように、マルクスのいう「時間」は通常いう時間、すなわち「自然時間」、あるいは人間の経験界に存在する実在的時間だけではない。「差異論文」では時間の否定態である「無時間」が指摘

される。『哲学の貧困』でいう「価値の尺度としての労働時間」は如何なる労働の具体性も捨象した「抽象的時間」である。『哲学の貧困』は諸資本の間の「競争と分業」を主題とする。ここでいう「労働時間」とは、諸資本が相互に競争しつつ社会的分業＝交換関係を担いあう社会諸関係を媒介して抽象される労働時間である。

〔労働価値説の労働〔力〕への適用〕 マルクスはリカードウの労働価値説を「労働の商品」に適応する。

「商品の相対価値がその商品を生産するために必要な労働量によって規定されるものとすれば、おのずから、労働の相対価値、すなわち賃金もやはり賃金を生産するために必要な労働量によって規定されるという結論になる。それゆえ、賃金すなわち労働の相対価値またはその価格は、労働者の維持に必要なあらゆるもの〔賃金財〕の生産に要する労働時間によって規定される」(p.26-27: 訳74頁)。

マルクスは「労働力商品」とは書かず「労働の商品」と書いている。しかしマルクスは『哲学の貧困』執筆のとき用語「労働力」を知らなかったのではない『経済学・哲学《第一》草稿』前段「賃金欄」でシュルツの『生産の運動』の用語「体力 (Körperkraft)」を「労働力 (Arbeitskraft)」に変更して用いている。¹⁰⁾『第二草稿』の末尾で、国民経済学批判の全体を三つの運動に総括した個所で「資本＝集積された労働＝労働」¹¹⁾という認識を記す。この資本認識を『哲学の貧困』に継承して、「彼 (リカードウ) は彼の有名な地代論を公表して資本を分析した結果、資本のなかに蓄積された労働のみを見出すようになる」(p.25: 訳70頁)と書く。『経済学・哲学草稿』から『哲学の貧困』への継承関係をみれば、『哲学の貧困』で「労働」を「労働力」の意味でも用いていると判断できる。マルクスは初版自家用本に「労働〔労働力 (force de travail)〕は、売買されるかぎり、他の一切の商品と同じように一つの商品であって、したがって、一つの交換価値をもつ」(p.55、訳84頁)と〔労働力〕という語句を挿入している。

『哲学の貧困』で「労働」が「労働力」の意味を含む場合があるのは、マルクスが「労働力」という用語を知らなかったからではない。「労働」に「労働」と「労働力」との二重の意味を含ませるこの語法は、ブルードンが「労働」と「労働力」とを区分できなかったことがジレンマに陥ることを明らかにし、「商品の価値」と「労働の価値」との循環論法的な論証不可能性を暴露するためであろう。マルクスはリカードウのスミス批判をつぎのように指摘する。

「アダム・スミスは、①あるときは〔『国富論』第1編第1章～第5章では〕一つの商品の生産に必要な労働時間を価値の尺度とみなし、②あるときは〔同編第6章以後では〕労働の価値を価値の尺度とみなしている。リカードウはこれらの二つの計り方の相違を明示することによって、この誤謬をあばきだした。ブルードン君はアダム・スミスが単に並置したにすぎない二つのものを同一視することによって、スミスの誤謬に輪をかけている」(p.33: 訳81頁。①・②、〔 〕は引用者)。

スミスは価値尺度を①「労働＝所有」のときは「一つの商品の生産に必要な労働時間」とし、②「労働≠所有」のときは「労働 (力) の価値」とする。②の利潤・地代の価値の源泉は不明である。リカードウは①でも②でも価値尺度は「一つの商品の生産に必要な労働時間」とであると統一する。本稿では「労働の価値」が「労働力の価値」を意味する場合は、「労働 (力) の価値」と表記する。

「賃金財の価値増減」では、労働（力）商品の価値は何が規定するのか。それは賃金労働者が生存するために必要な労働生産物＝賃金財によってである。

「労働〔力〕はそれ自体商品であるから、そういうもの〔商品〕として、商品である労働〔力〕を生産するために必要な労働時間によって量られる。では、商品である労働〔力〕を生産するためになにが必要であるか？労働〔力〕の不断の維持のために、いいかえれば労働者をして生活させ、さらに彼の種族を繁殖させようようにするために、欠くことができない物を生産するに要するちょうどそれだけの労働時間が必要なのである。労働の自然価格なるものは、賃金の最低限にはかならない」（p.27-28：訳75頁）。

マルクスが上の引用文でいう「賃金の最低限」とは、リカードのいう「生存賃金」である。賃金労働者としてやっと生きていけるだけに限定された生活手段が賃金として支払われる。賃金財を生産するために必要な労働時間が労働力商品の価値である。この最低限の価値量を「売買されるのはつねに或る一定の労働（un travail déterminé）である」（p.35：訳84頁）と規定する。一定の使用価値をもつ商品の価値は、それを生産する労働生産性の増加と減少に依存して減少しあるいは増加する。商品である労働力もそうである。マルクスは「労働（力）の価値」は「他の一切の商品の価値と同じように価値の尺度の役割を務めることはできない」（p.31-32：訳80頁）ことを例証する。小麦と衣服の例をあげる。

一定量の小麦の生産に2倍の労働日が必要になった場合、一定量（1ミュイ＝昔使われた柁目）の小麦の効用（使用価値）は一定であるが、価値は2倍になる。もし、一定の労働日で2倍の衣服が生産されるようになれば、衣服1着あたりの使用価値は変わらないが価値は二分の一になる。小麦や衣服という賃金財の価値は労働生産性の増減に反比例して変動する。「労働（力）の価値」は他の商品と同じように労働生産性によって変動するから、ブルードンが主張するようには価値の不変的な尺度とはなりえないのである。スミスは『国富論』第1編「第6章 商品の価格の構成部分について」で商品の価格は「賃金＋利潤＋地代」、この三者によって構成されると説明した。この構成物には生産的に消費された生産手段の価値（不変資本）は存在しない（のちの『剰余価値学説史』でいう「V＋M」のドグマ）。ブルードンは、商品はすべて労働が生産した結果であるから、「行われた総労働＝商品の総価値」という等式に継承し、しかも労働と労働力を区別しないで、「総労働＝総価値」、したがって、「労働の価値」が「商品の価値」を尺度すると考えたのである。

マルクスは「労働（力）の価値」も普遍的価値尺度ではないから、そう思うブルードンは変動する「商品の価値」を変動する「労働（力）の価値」で尺度するという循環論法に陥っている。加えて、この循環論法はそもそもスミスに存在した矛盾であり、ブルードンはそれを踏襲しているにすぎない。

「賃金財価値の減少＝超過利潤」注目すべきことに、この「労働（力）の価値」が普遍的価値尺度たりえないことを説明するために援用した「賃金財としての小麦・衣服」の価値はその労働生産性によって変動する。とくに衣服の例のように減少する事態は『哲学の貧困』の利潤論（正確には「超過利潤論」）に理論的基礎を準備する。

マルクスはまず、労働力はなぜ資本家に商品として買われる＝雇用されるのか、この動機を問う。資本家は労働力商品の効用＝使用価値を消費して＝労働させて、その「或る一定の労働」＝価値よ

りも多くの価値を取得するためである。

「労働は『労働の力 (force de travail)』とのちに挿入」は、売買されるかぎり、他のいっさいの商品と同じように一つの商品であり、したがって、一つの交換価値をもつ。しかし、労働 [力] の価値または商品としての労働 [力] がなにものをも生産しないとすれば、そのことは、小麦の価値または商品としての小麦が栄養に役立たないのと同じである。……労働 [力] は、売買されるかぎり、それ自体が商品なのである。なぜ人は労働 [力] を買うのか？『そのなかに可能的に (puissancielllement) 含まれていると考えられる価値のために』である。……あらゆる商品はなんらかの効用 (utilite) を目的としてのみ買い取られるのであって、けっして商品それ自体として買い取られるのではない」(p.36: 訳84頁)。

上の引用文で、先の「小麦」の例が出されている。「普遍の価値尺度」問題の例が資本家が労働者を雇用する動機の説明に転用されている。上の引用文の決定的な個所は《そのなかに可能的に含まれていると考えられる価値》である。これは実はプルドンからの引用文である。マルクスは、労働 [力] の価値でなく、その「効用」= 使用価値 = 「価値生産の可能性」こそ、資本家が労働 (力) を買う目的だと力説する (p.35: 訳84頁)。プルドンのいう《そのなかに》とは《労働 (力) のなかに》という意味である。プルドンは事実上「労働 (力) = 利潤生産可能態」を把握しているながら、その意味に気づかない。

いいかえれば、①賃金財を生産した過去の労働時間と②賃金労働者が行い新しく価値を生産する労働時間とが等しければ、無意味な取引になる。したがって、②は①より大きい。②－①＝利潤である。先に『国富論』ノートでみた「 $N - V = M$ 」がこれである。利潤生産のその可能性を実現するのが、資本の生産＝流通過程である。『要綱』以後の用語でいえば、可変資本 (V) と価値生産物 (V + M) の不等価交換である。

プルドンにとって「商品の価値」と「労働 (力) の価値」とは本質的に等しい。資本家がその等価に利潤を付加するから不等価になるのであり、等しくあるべきであるという (労働全収益論) を主張する。マルクスはリカードウの「賃金と利潤の相反説」を援用し対置する。諸資本は売買市場でぎりぎりの限界価格で競争している。資本の内部で増加した費用は外部に転嫁できない。資本の生産過程で生産される価値は不変である。「蓄積された労働と直接労働との敵対関係」(p.40: 訳88頁) が外的圧力で定まる。一方が増えれば、他方はその増加分だけ減少する。その不変量の価値が資本家の利潤と労働者の賃金に分配される。

〔競争市場と超過利潤〕しかし、分配率を変更し不等価交換そのものを深化する要因はさらにもうひとつある。「超過利潤」の場合である。ただし用語「超過利潤 (Extraprofit)」の誕生は、1850 年代初頭にリカードウ『原理』を再び研究するときである。

まず、マルクスは『資本論』第三部の生産価格論での指摘¹²⁾を予示するように、需要と供給の変動が個別資本家に自己の生産量を決定する指示器の役割をになうことを指摘する。

「需要と供給の変動が、せめて生産費だけでも引き替えに受け取るためには、所与の商品をどれだけ生産しなければならないか、その分量を生産者に指示する。しかもこれらの変動が絶え間なく起こるから種々の産業部門については、資本の絶え間なき引上げと投下の運動もまた存在するのである」(p.43: 訳91頁)。

個別資本は相互に自由にふるまうようにみえて、行為結果に自立した生産諸条件をつくりあげ、逆にそれに従う。需給の変動をめぐる競争する諸資本を産業諸部門に配分する原理が貫徹する。諸資本はより多くの利潤を獲得するために、市場占有率を高めようとするために、より低い価格で供給するほかない。この事態をマルクスはつぎのように要約する。

「新しい発明はいずれもみな、市場に出回っている同質のすべての生産物の価値を低下する。……或る生産物の相対価格はその生産物の生産に必要な労働時間によって規定されるという法則を、競争が実現する。売買価格に対して尺度の役割をなす労働時間がこのようにして労働の絶え間のない価値低下 (*dépréciation*) の法則となる。それだけでない。単に市場にもたらされる商品についてばかりでなく、生産用具やひとつの工場全体についてもまた、価値低下が起こるであろう」(p.44: 訳93頁)。

市場を支配するのは平均価格ではない。最も労働生産性の高く、最も安価な生産費で生産できる先駆的個別資本が設定する最低価格が市場を支配する。

「製造業においては最小限の労働によって得られた生産物の価格が、同種の他のすべての商品の価格を規制する。なぜなら、最も費用がかからずもっとも生産的な生産諸手段は無限にそれを増加することができるし、また競争が市場価格を、すなわち同種のすべての生産物にとって共通な価格を、もたらすからである」(p.156-157: 訳211-212)。

より労働生産性の高い技術を装備する機械装置の発明によって、新しく生産される物の価値が低下する。既存の生産物も価値低下に晒される。新旧両方の労働生産物は価値低下・減価作用を受ける。賃金財を消費して再生産される労働(力)商品も価値低下する。なぜなら、先の衣服の例でみれば、労働生産性が二倍になれば賃金の価値は二分の一に低下するが、労働者が消費する衣服の使用価値は不変だからである。この価値低下が賃金財のすべて、あるいはほとんどに及べば、労働時間が一定であっても、賃金財の集合の価値は低下し、その低下した分だけ利潤は増加する。「労働時間一定」という条件は『哲学の貧困』自体が想定するものである。

『哲学の貧困』でマルクスは当時のイングランドで議会上に上程される「10時間労働法案」(p.60: 訳111頁)に言及している。その法案は『哲学の貧困』の刊行された1847年に成立する。イギリスの製造業者たちはその法案に頑強に反対したが、その法案が成立すれば、利潤は増加せず減少するのか。そうではない。もう一つの活路、労働生産性上昇による賃金価値低下＝利潤増加という活路が開かれている。その活路こそ、当時の英仏両国で展開していた産業革命が準備するものである。労働時間の絶対的延長衝動は潜在的に存在する。機械装置＝固定資本の導入は必要労働時間を短縮するが、回転期間を短縮するために総労働時間を延長しようとするからである。

マルクスは『哲学の貧困』ではまだ、特別利潤＝超過利潤という用語を示していない。しかし注目すべきことに、スミスが第1編第7章で用語「特別利潤 (*extraordinary gain*)」を4回も用い製造業の秘密から獲得する利潤を論じる個所を『『国富論』第1ノート』に記録している。その個所はスミスの文章を要約したノートであるため「特別利潤」語は書かれていない。しかし、「新発明の技術」などの業務上の秘密が特別利潤を生むことを指摘したその個所にサイドラインを引いて注目している。¹³⁾ マルクスに「特別利潤」語は強く記憶されて『哲学の貧困』で「新発明による競争が絶え間なき価値低下」(p.44: 訳93頁)を論じたと判断される。用語「剰余利得 (*Surplusgewinn*)」・

「超過利潤 (Extraprofit)」は 1850 年代の初頭のリカードウ原理ノートで初めて用いられる。¹⁴⁾ 超過利潤をめぐる諸資本の社会的帰結である「相対的剰余価値」、労働時間の絶対的延長による剰余価値である「絶対的剰余価値」概念は『経済学批判要綱』で成立する。¹⁵⁾

マルクスがリカードウ経済学を援用するのは、単なる価値論でなく、機械論と結びついた価値論である。マルクスがノートを取って読んだのは『経済学および課税の原理』の初版 (1817 年) である。¹⁶⁾ 1850 年代の前半でマルクスはもう一度丹念に『原理』のノートをとるが、そのテキストは、機械導入 = 失業者増大を問題にする第三版 (1821 年) である。¹⁷⁾

〔Ⅲ〕資本と労働の交換（第 1 章第 2 節）

〔所有の不平等は不等価交換だけが原因か〕マルクスは『経済学・哲学草稿』では主にスミスの『国富論』を（国民）経済学批判の主な対象にした。『哲学の貧困』ではリカードウの『経済学および課税の原理』に移動する。『原理』は社会主義者も援用する。

「労働時間による価値決定は……現社会の経済的諸関係の科学的表現にすぎない」。「イギリスにおける経済学の動向にすこしでも通じているものなら誰でも、この国のほとんどすべての社会主義者たちが、さまざまな時代にリカードウ学説の平等主義的適用を提唱したことを知らないことはない」(p.49: 訳 98)。

トマス・ホジスキ (1787-1869) 『経済学』(1822 年)、ウィリアム・トムソン (1785ca-1833) 『人間の幸福に寄与することが最も大きな富の分配の諸原理の研究』(1824 年)、トマス・エドモンズ (1803-89) 『実践的・道徳的・政治的経済学』(1828 年)、ジョン・ブレイ (1809-95) 『労働の苦悩と労働の救済』(1839 年) などの社会主義文献が紹介される。マルクスはブレイのその著書から引用を繰り返し、ブレイの主張をあとづけ批判する。ブレイの主張 (1839 年) はブルードンの主張 (1846 年) の先駆形態であるからである。ブレイからの引用はフランス語に訳されて引用されるが、重要な箇所は英語の原文で引用される。

ブレイはリカードウの労働価値説を継承する。

「価値をあたえるものは労働のみである (It is labour alone which bestows value)。……自己の労働の果実を自己のものとしても、彼は他の人々に対してなんら不正を働いたことにはならない。なぜならば、彼は他の一切の人々が彼と同じことをする権利を決して侵害しないからである。優越や劣等、主人と雇用者という観念はすべて、諸々の第一原理 [労働と所有の同一性] が無視されたこと、その結果発生した所有の不平等から生まれる」(p.51: 訳 99 頁。強調はマルクス。以下同じ)。

では商品交換の対象はなにか。ブレイは二つ、「労働 (力)」と「労働の生産物」とをあげる。

「人間が相互に交換し得るものは二つしかない。すなわち、労働 [力] と労働の生産物とがそれである。もし公正な交換制度が実施されるならば、すべての物品の価値はその全ての生産費 (the entire cost of production) によって決定されるであろう。しかも相等しい価値はつねに相等しい価値と交換されるであろう」(p.52: 訳 101 頁)。

ブレイは、「労働 (力) の価値」と「労働の生産物の価値」とは等しいから、両者の間で等価交

換が行われれば正義は成立し、所有の不平等は発生しないと主張する。交換の不平等こそが所有の不平等の原因であると断定する。すなわち、

「労働者たちは半年だけの価値とひきかえにまるまる一年の労働を資本家に渡してきた」(p.53: 訳102)。「交換の不平等は、所有の不平等の原因である (Inequality of exchanges, as being inequality of possessions)」(p.54: 訳103頁)。「政治は所有の不平等の結果である。所有の不平等は現在の社会制度と不可分に結合している」(p.51: 訳100頁)。

マルクスにとっての問題はこうである。ブレイが主張するように、「交換の不平等」= 不等価交換が所有の不平等をもたらすことは認められる。しかし、資本の数と量が増大し諸資本の間の競争が激しくなれば、どれか特定の資本が市場を支配し、不当に高い独占価格を設定し市場を支配することはできなくなる。『ドイツ・イデオロギー』でその事態を「自由主義」と規定していた(後述)。英仏で進行中の産業革命はその事態を生み出している。多数の資本がおりなす生産様式では等価交換が実現する。では、《等価交換が実現すれば、所有の不平等、貧富の差は存在しなくなるのか》。これがマルクスの提示する問題である。ブレイの出した問題は「最高賃金法」(労働力の価値以下での売買の強制)・「団結禁止法」(賃金増額などを要求する労働組合結成の禁止)など「前期的独占」への批判としては意味があった。しかし舞台は「労働力の等価交換」を許容する自由競争へと回転している。産業革命をつうじて巨姿を現したブルジョア経済総体とその体質をそなえている。ブレイは問題の立て方が間違っている。問題が時代とずれている。

【**労働(力)の可能性のパラドクス**】マルクスはこのブレイ批判で経済学批判の決定的な旋回軸を設定する。《等価交換でさえ、所有の不平等を生み出す》という命題である。ブルジョア経済は、等しい物が等しくない物を孕み実現するパラドックスが現実的に可能である。資本はブルードンのいう《労働(力)のなかに可能的に (puissancielllement) 含まれていると考えられる価値》を実現する。労働(力)の等価である賃金と交換に入手した労働力の価値可能性を実現し取得する。それが賃金を超える超過価値=利潤である。ブルジョア経済では等価交換と不等価交換は両立可能なアンチノミーである。このパラドクスを成立させるのは、労働(力)の効用=使用価値であり、一般的商品と特殊な労働力商品を媒介する貨幣である。貨幣と労働力商品が問題の核心である。

【IV】貨幣の生成と剰余労働搾取(第1章第3節「a 貨幣」・「b 労働の剰余」)

【**ベルリン時代マルクスのカント問題**】マルクスはすでにベルリン時代に書いた「差異論文」(1841年)に、このパラドクスを解く方法を獲得していた。「差異論文」では《宗教上の神も経済上の貨幣も個々人が自覚して生む所産ではない。彼らの無自覚な社会諸関係に規定された行為の所産であり、神も貨幣もその規定された行為が日々再生産する事態である》と認識している。カントはデカルトがすぐれて観念的な思惟する主観を実在する存在にすり替える誤謬推論を犯しているとして批判した。¹⁸⁾ヘーゲルはカントが誤謬推論=矛盾を思惟主観にのみ認め、思惟対象である世界に矛盾を認めないのは、一面強調の誤りを犯していると批判した。マルクスは「神=貨幣の批判的理解というモチーフ」からヘーゲルの線にそって、誤謬は思惟する主観と実在する客観との媒介関係に存在すると観て、その止揚形態の生成メカニズムを探求する。この観点は『哲学の貧困』でも持続す

る。その媒介関係はカント『純粹理性批判』のつぎの四つのアンチノミーを止揚する。

- ① [量のアンチノミー] 世界は時間・空間で有限か無限か（時間に始元があるか否か、空間に限界があるか否か）、
- ② [質のアンチノミー] 世界は単純な要素からなるのか、無限に分割できるか、
- ③ [関係のアンチノミー] 世界には絶対的な始めとしての自由があるのか、世界の出来事はすべて自然必然性が支配するか、
- ④ [様相のアンチノミー] 世界の因果の連鎖には絶対的必然的存在者があるか、否か。¹⁹⁾

カントのアンチノミーはカントが考えたように単に対立するのではない。止揚するのである。第一の（時間・空間）のアンチノミーと第二の（部分と全体）アンチノミーである「有限と無限の対立」は、有限が無限を内包する構造に止揚される。第三のアンチノミー「自由と自然必然性の対立」も、個別的には自由なものは総体的な観点からは偶然的なものである。それらは相互作用を媒介に一定の自然必然性に止揚する。「絶対的無制約者は存在するか否か」の第四のアンチノミーも、第三の自然必然性が結局、歴史的なものであることを自己開示し消滅することを通じて、絶対的無制約者としてふるまう存在も歴史的被制約者であり、何時しか自己止揚する。マルクスはこのような論証課題を経済学批判の内部に装填し、ヘーゲルが批判的に継承したカント・アンチノミーを歴史的現実態であるブルジョア的生産に洞察し、その止揚形態を解明する。

カント・アンチノミーの止揚形態は「有限・内・無限 (infinity within finiteness)」である。ブルジョア経済における財の私的交換関係はすべての特殊な外皮を剥ぎ取り「価値」を抽象する。ブルジョア的生産とヘーゲル論理学の照応関係（後述）を考慮すれば、純粹理性の抽象の結果である「実体」は、ブルジョア的交換関係の結果である「価値」に対応する。「価値の実体」は「労働時間」である。価値実体が如何に貨幣に生成するかを最初に論証するのが『経済学批判要綱』「貨幣に関する章」である。²⁰⁾ その意味でも『哲学の貧困』は『経済学批判要綱』を準備する著作である。²¹⁾

注目すべきことに、マルクスは『哲学の貧困』で超過利潤獲得をめざして競争する個別諸資本が、等しい生産条件である「平均市場価格」(p.161: 訳216頁)・「諸々の利潤が一つの等しい利潤率に到達していること」(p.158: 訳213頁)、つまり「平均利潤率」を無自覚に構成する事態に注目している（第三アンチノミーの止揚形態）。『資本論』の体系展開の軌道は平均概念である。²²⁾ 『哲学の貧困』には「平均概念」が基軸として定礎されている。平均市場価格は、現実の自由₁にふるまう個別の主体が競争と相互依存関係（社会的分業関係）を通して総括される自然必然性₂を表現する。平均市場価格の理論的基礎である価値も平均化作用が現実的に抽象する。価値は諸資本の競争を媒介にして抽象される現実的平均概念である。価値はすべての具体的形態が消滅する極限で生成する概念である。その極限は非ユークリッド空間における「無限遠点 (point at infinity)」である。²³⁾ 価値が生成する場とはその「無限遠点」である。近代的私的所有が自己の存立根拠とするのは、私有する物を相互に等置＝交換するためにその物の差異を捨象する「無限遠点」＝「価値」という場である。その場で「貨幣と神」が生成する。貨幣が宗教性を帯びるのは神が生成する場との共通性による。「無限遠点」は、商品の使用価値（有限）＝質料的媒態の内部に価値（無限）として、存在する。

【貨幣とは何か】ブルードンが前提する商品の「構成された価値」は「賃金・利潤・地代」からなる（『国富論』第1編第6章）。その収入諸形態は貨幣による表現である。彼の論証は《前提として

の貨幣→「構成された価値」としての商品→結果としての貨幣」、つまり、《貨幣→商品→貨幣》という悪循環に陥っている。むしろ、商品として前提された金・銀が貨幣に生成する論理的必然性を解明することが課題である。マルクスはつぎのように批判する。

「彼〔ブルードン〕がみずから課すべきであったであろう最初の問題は、現在なりたっているようなもろもろの交換にあっては、なぜ特殊な交換媒介物〔貨幣〕を創造することによって交換価値にいわば個性をあたえなければならなかったのか、その理由を究明することである」(p.64 : 訳115頁)。²⁴⁾

『哲学の貧困』でマルクスが獲得している概念は、「使用価値・交換価値(価値)・交換関係・労働時間(価値尺度)・直接労働・蓄積された労働」である。しかも、『哲学の貧困』だけでなくその刊行直前にアンネンコフに出した書簡でも、これらの「経済的カテゴリー」は現実の歴史的諸関係の抽象である」という。マルクスが経済学批判でもちいるカテゴリーは、現存する生産様式そのものがおこなう現実的抽象の理論的表現である。

相異なる使用価値を持つ財が近代的私的交換関係の対象になると、その財は使用価値だけでなく、交換価値という二つの属性をもつようになる。すなわち、財は商品になる。交換関係が財に交換価値(価値)²⁵⁾という属性を賦与する。²⁶⁾ 交換価値(価値)の尺度は「労働時間」である。そこでは実在する人間が行う具体的労働は捨象されている。『哲学の貧困』の「労働時間」は「質の問題は存在せずに、量だけですべてが決定される労働時間」である(p.30 : 訳79頁)。近代的私的交換関係で具体的な質が一切捨象＝抽象された労働が価値の実体である。その抽象力は、マルクスが『哲学の貧困』第2章冒頭で論及する、ヘーゲル哲学の「抽象力」に相当する。「捨象＝抽象の場」は私的所有の領域の限界＝「無限遠点(point at infinity)」である。それは私的所有物の所有者が変更され持ち手が交換される「極点」である。それは近代的私的所有者の交換関係が商品の使用価値を捨象する力に反照する。『哲学の貧困』のリカードウ的「労働時間」とは『要綱』以降の「抽象的労働」である。

【関係としての貨幣】『哲学の貧困』は貨幣の基本属性をつぎのように指摘する。

「貨幣は、一つの物(une chose)ではなくて、一つの社会的関係(un rapport social)である。

貨幣の関係が他のあらゆる経済的関係、たとえば分業などと同じように、一つの生産関係(un rapport de la production)であるのはなぜか？」(p.64 : p.115)。

この指摘は『要綱』における「貨幣は共存体(Gemeinwesen)である」という命題に継承される。貨幣が金・銀という物の姿態をとる事態に囚われると、《貨幣とは物である》という錯誤に陥る。この錯誤は《資本とは機械装置である》という錯誤に発展する。マルクスは「生産関係としての貨幣」規定をさらにつぎのようにパラフレーズする。

「この関係〔貨幣の関係〕は一つの環(un anneau)である。そのようなものとして他の経済的諸関係の全連鎖(tout l'enchaînement des autres rapports économiques)に緊密に結びついている。

この関係は個々人的交換(l'échange individuel)と全く同様に一定の生産様式(un mode de production déterminé)に対応するものである」(p.64 : 訳115-116頁)。

マルクスは、貨幣が「他の諸関係の全連鎖」を媒介する交換関係から発生するとみる。ここで価値形態論の課題が提起されている。その論証は『経済学批判要綱』で開始される。ここでは上の文

言に即し、『哲学の貧困』でマルクスは貨幣について何を何処まで語っているのかをみよう。この
 解明は『要綱』で開始する価値形態の論証の前提を確認する作業である。マルクスは、貨幣が取り
 結ぶ関係は「一つの環」をなし、貨幣で貨幣以外の諸関係のすべての連鎖に結合するという。マル
 クスが研究対象にしているブルジョア経済は貨幣が中心に組織された生産様式である。

〔貨幣とヘーゲル推論形式〕貨幣のこの意味は、『哲学の貧困』（1847 年）以前の「ミル評注」
 （1844 年）における二つの推論形式、「神—キリスト—人間」と「私的所有—貨幣—社会」²⁷⁾を参照
 することで明らかになる。一方の極「無限存在である神」は他方の極「有限存在である人間」に
 「キリスト」を媒介にして結合する。「無限存在である神」は人間に対しては「キリスト」という
 「有限存在である人間の姿態」で現象する。キリストは逆に無限の神に対しては有限な人間を代表
 する。キリストは神と人間の媒態である。その類推を後者の推論「私的所有—貨幣—社会」に援用
 すれば、一方の極「無限存在であろうとする私的所有」は「貨幣」という姿態で他方の極「有限存
 在である社会の姿態」に現象する。貨幣は、「無限であろうとする私的所有」に対しては「有限存
 在である社会」を代表する。「キリスト」は「有限存在である人間（肉体）」に「無限存在である神
 （精神）」を内在させている。同じように、「貨幣」は「有限存在である社会（自然存在）」に「無限
 存在である私的所有（虚偽の永遠存在）」を内在させている。貨幣は無限存在を内在する有限存在
 である。無限存在とは価値である。貨幣は近代的私的所有と社会の媒態である。近代的な私的所有
 は、価値という無限存在であろうとする歴史的存在である。このアナロジーを命題「貨幣とは一つ
 の生産関係であり貨幣以外の一切の関係を連鎖する結合態である」に関係づける。

マルクスは「差異論文」で、対立する両極が媒態＝中間項を通して結合する論理過程を、ヘーゲ
 ル『法＝権利の哲学』のつぎの推論形式（§ 302）から学んでいた。²⁸⁾

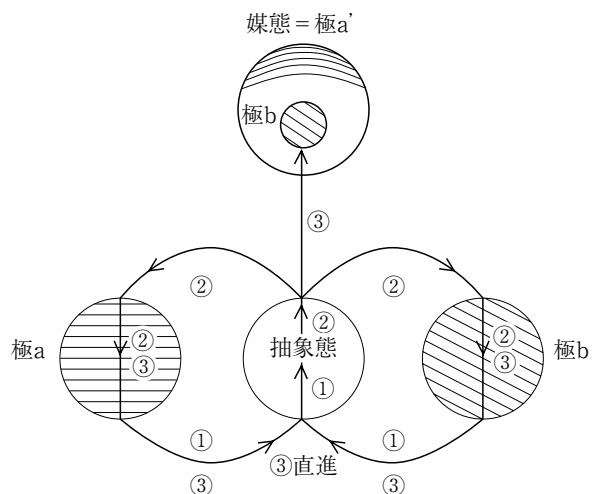
「対立関係にあるものとして一方の極（ein Extrem）に立つある一定の契機が、同時に中間項
 （Mitte）でもあることによって、極であることを止めて有機的契機（organisches Moment）にな
 るということは、非常に重要な論理的洞察である。……有機的に、即ち総体性（Totalität）のな
 かに包含されてこそ、階位の異なる
 要素（Element）は媒介（Vermittlung）
 の機能を通してのみ証明される。そ
 れとともに〔両極の〕対立そのもの
 もひとつの仮象（ein Schein）に引き
 下げられている」。²⁹⁾

このように両極の対立が媒態に止揚さ
 れる過程を図示すると、右図のようにな
 る。

右の図を参考に、ヘーゲルからの上の
 引用文を説明する。

① 両極（a,b）の個別的契機は特殊性
 で区別される。両極は結合することによ
 って自己の特殊性を捨象し「関係そのも

《マルクス論理空間の生成》



の」を抽象する。その抽象態は一切の特殊的差異＝「有限」が消滅した「無限」である。「非ユークリッド空間」の「無限遠点」がこれに相当する。

② 生成した抽象態は自己の實在的根拠をもとめ、両極 (a,b) の具体的姿態に顕現する。顕現は「終わりのない無限の系列」になる。

③ 抽象態の現象形態になった両極の一方の極 (a) は「関係態そのもの」＝媒態 (a') になる。他方の極 (b) はその媒態を「鏡」にして自己を反照する。媒態は、一切の差異を捨象した抽象態を一方の極 (a) で代表する「有限 (a)・内・無限 (抽象態)」である。これがカント・アンチノミーの止揚形態である。以上が貨幣を生成するマルクス論理構造である。³⁰⁾

一般的に対立する多くの極 (a, b, c, d, ……) が「中間項」＝媒態 (a') に止揚されると、他の各々の極 (b, c, d, ……) は媒態を通して連鎖する「要素 (Element)」になり、連鎖は要素の「集合 (Aggregat, Sammlung)」になる。《要素→集合→要素→……》という円環は再生産可能領域を根拠づける。《集合＝要素の連鎖関係》はブルジョア経済でも存在する。私的労働が社会的分業＝商品交換で編成される体制をマルクスが「生産有機体」とよぶのは「集合と要素の有機体」のことである。³¹⁾

相互に自己の固有性を主張しつつ対等な関係を結ぶ多くの極 (a, b, c, d, ……) は、「直接的な二者関係」(a = b, b = c, d = a, ……) から多くの極 (b, c, d, ……) とそれらの極を媒介する媒態 (a') の「三者関係」(b = a' = c, c = a' = d, ……) に転態する。媒態 (a') を中心 (center) として、極 (b, c, d, ……) を周辺 (periphery) とする円環 (circle)³²⁾ が『哲学の貧困』のいう「他のすべての関係を連鎖する関係態としての貨幣」となる。『哲学の貧困』はすでに貨幣生成史 (価値形態＝交換過程論を展開する観点と概念を準備している。

【労働の剰余】マルクスは第1章第3節「a 貨幣」の直後で「b 労働の剰余」を論じる。貨幣が「労働の剰余」をもとめて運動するからである。「貨幣の資本への転化」の問題である。プルードンは「一切の労働は剰余 (excédent) を残すべきである」・「労働の剰余 (L'excédant du travail) は社会から発生する」というけれども、その原因が分析できない。マルクスは、イギリス社会改良家・庶民院議員マイカル・サドラー (1780-1835年) の著作『人口法則』(1830年) から引用して、「結合された労働 (travail associé) が単純総和以上の仕事をなしとげることを指摘し、事実上「協業 (Kooperation)」を指摘する。リカードウやローダーデールから引用し「機械の新発明」を指摘する。『哲学の貧困』冒頭で「分業」を論じている。「協業」・「分業」・「機械」という『資本論』相対的剰余価値論の基軸概念が『哲学の貧困』で把握されている。『哲学の貧困』では用語「相対的剰余価値」はできていない。しかし事実上、諸資本間の市場価格低下競争が技術革新を促す効果を指摘している。

【V】『哲学の貧困』後半の構成 (第2章第1節～第5節)

『哲学の貧困』の後半である第2章は「第1節 方法」・「第2節 分業と機械」・「第3節 競争と独占」・「第4節 土地所有、即ち地代」・「第5節 同盟罷業と労働者の団結」からなる。「第1節 方法」はすぐのちにみる。「第2節 分業と機械」・「第3節 競争と独占」は労働生産性上昇＝利潤論である。そこ

には『要綱』以後の相対的剰余価値論が胚胎している。「第3節 競争と独占」では、競争の本性が投機に顕現し競争の結果が独占に帰着することを論じ、土地独占そのものを収入根拠にする土地所有への移行論になっている。それを主題とする「第4節 土地所有、即ち地代」では、土地投資が肥沃土の差異となり差額地代の源泉になることを論じる。その意味で差額地代は利潤論のヴァリエーションである。最後の「第5節 同盟罷業と労働者の団結」は資本家と地主の階級同盟に賃金労働者が団結して対抗する運動を論じる。以上の《「資本と利潤」(第2節・第3節)→「土地所有と地代」(第4節)→「賃金労働者と賃金」(第5節)》という順序は、後年(『要綱』以後)の6編プランの「資本・土地所有・賃労働」の基本構想に照応する。

注目すべきことに、『哲学の貧困』では原蓄論が方法論・分業機械論・地代論で記述されている。原蓄論のこの独自の配置は『資本論』の「蓄積＝原蓄論」という接合に慣れている者にとっては奇妙な組合せにみえる。しかし、拙稿「《プラン草案》の資本章構想」³³⁾で示したように、『経済学批判要綱』で「蓄積＝共同体三形態・本源的原蓄論」を執筆したあとの「(1861年の)資本章プラン」にも剰余価値論に原蓄論が続く「剰余価値＝原蓄論」というかたちで再現する。その組合せは、「近代的私的所有とは本源的に剰余価値搾取の体制である」という観点が定めたものであり、「剰余労働搾取の体制は歴史的に如何に生成してきたか」という問いがささえるものである。その組合せは『資本論』の「資本とは剰余労働の蓄積物である」ということを論証する蓄積論と、「蓄積された剰余労働を可能にする体制は歴史的に如何にして生成してきたか」という原蓄論の前提となる本源の問いである。『哲学の貧困』と「《プラン草案》の資本章構想」の剰余価値＝原蓄論が定められて、その発展的再論として蓄積＝原蓄論が展開される。「資本→剰余価値の蓄積→剰余価値の搾取」という遡及(retrogress)＝分析があって、逆に「剰余価値の搾取→剰余価値の蓄積→資本」という前進(progress)＝総合が可能なのである。《遡及と前進が相互に前提＝措定しあう論理空間》(メビウスの帯)でマルクスは宗教批判・経済学批判を展開している。³⁴⁾

[Ⅴ]『ドイツ・イデオロギー』のヘーゲル評価と『哲学の貧困』(第2章第1節)

プルードンのヘーゲル哲学援用を茶化すべく、ヘーゲル哲学は『哲学の貧困』「第2章 経済学の形而上学」・「第1節 方法」の冒頭「第1の考察」でまるで戯画のように描写されている。しかし、その字面だけの読み方でよいのだろうか。マルクスは「差異論文」(1841年)から、テキストの内在的理解に留まるような読み方はしない。歴史の現実的運動とは何かを探求する文脈で、テキストを読み替える方法を駆使していた。それを「体系を貫徹する現実的結晶化」と呼んだ。³⁵⁾『哲学の貧困』では、『論理学』第3巻第3編「第3章 絶対的理念」の「方法」の或る個所を要約して「(ヘーゲルの)方法は絶対であり唯一であり最高であり、しかも無限の力である」(p.96: 訳149頁)と書く。³⁶⁾「最後の抽象において論理のカテゴリーが実体(substance)として残る」(p.96: 訳148頁)。無限の「抽象力」はすべてのものの具体的姿態を剥ぎ取り抽象化し、最後に「実体」のみを残す。ヘーゲルの絶対的方法とは「抽象力(force d'abstraction)」(p.96: 訳148頁)のことである。実体とは抽象力の行きつく極限(物それ自体)である。³⁷⁾

以上のようなヘーゲルの方法を念頭に、マルクスは「(経済的)カテゴリーは生産諸関係の理論

的表現にすぎない」(p.94: 訳146頁)と書く。³⁸⁾『ドイツ・イデオロギー』で指摘しているように、ヘーゲル哲学は勃興するブルジョア的富の哲学的表現である (MEW, Bd.3, S.301)。³⁹⁾『ドイツ・イデオロギー』はその哲学的根拠をつぎのように指摘する

「媒語 (Kopula) のみを否定できるし、述語 (Prädikat) に対する私の (mein) これまでの疎遠な関係のみを否定できるし、私のもの (Mein) を強調できる。その結果、私は (Ich) 私のもの (Mein) に対して所有者として関係するようになる。例えば、**貨幣の場合**がそうである。貨幣は私自身が刻印した鑄貨になる。この後の場合は、人間なるものの特質も彼の関係もあらゆる意味を失う」(MEW, Bd.3, S.278. ボールド体引用者)。

「私」は、主語「私」を説明する述語、および主語「私」を述語に連結する媒語を否定する。「私」を囲む外の世界である述語は捨象される。存在するのは主語「私」だけである。「私」が「私」自身を「私の所有」として関係する。「私」は「私」から始まって「私」を巡回し「私」に還帰し、さらに無限に拡張する円環運動である。これがブルジョア的所有の特質である。すぐれて観念論的な円環運動である。その実在的形態が貨幣である。プルードンは金・銀は貨幣であると考えた。この円環に囚われていることに気がつかないからである。シュティルナーの唯一者は「私」=貨幣の極限的抽象的表現である。ブルジョア経済の理解にはイギリス古典経済学だけでなくドイツ古典哲学を知らなければならない。

〔ベルリン時代マルクスのドイツ〕ドイツの市民がイギリスの組織しつつある世界市場に参加するとは、この「私」になる事態に参入することである。カントの人格哲学に対して、ヘーゲルの『法＝権利の哲学』が所有 (Das Eigentum: §41ff.) の哲学を説いた同時代への適応性がここにある。マルクスが「差異論文」を執筆する1840年のころ、産業革命の最終局面を進むイギリスから自由貿易の要求を受けて、ドイツは急速に憲法制定と保護貿易に向かう。1840年頃からドイツの市民は世界交通・外国との競争に組織されるようになる。ドイツのばらばらな地方的利害の対立は共通の利害に総合されるようになる。「彼らドイツ市民たちは**国民的**になり**自由主義的**になった。保護関税と憲法を要求した。彼らはいまでは1789年のフランス〔革命〕のブルジョアとほぼ同じ程度までになった」(MEW, Bd.3, S.179. ボールド体は引用者)。もはやカントの人格主義哲学では対応できない時代である。貨幣とは何かが説明できる学問が不可欠な時代である。フリートリヒ・リストは『政治経済学の国民的体系』(1842年)でドイツはイギリスを如何に迎え撃つかを提唱する。

「差異論文」の2年後の「ミル評注」は貨幣をこう論じる。「貨幣の本質は……人間の生産物を相互に補完させている媒介的な活動ないし運動がつまり人間的・社会的活動が疎外されて、人間の外部に存在する物質的な物 (Ding)、すなわち貨幣の属性になっているということである」。⁴⁰⁾ 1～2年後の『ドイツ・イデオロギー』でつぎのように指摘する。

「フランス革命が初めて私的所有を一つの人権であると言明したことによって、これに一つの自由主義的な仮象をあたえた」(MEW, Bd.3, S.189.)。「自由主義的でない方はブルジョアジーの実在的利害の観念論的表現である」(MEW, Bd.3, S.180)。

1789年の「人権宣言」のスローガンは「自由・平等・友愛」ではない。「自由・平等・所有」である。⁴¹⁾「自由・平等・友愛」は1848年第二フランス共和国憲法で公的なスローガンである。フランス産業革命過程から「男性」勤労者が、少なくとも法的形式的に対等に処遇しなければならない

ほど、主体として成長してきたからである。⁴²⁾ その動向に対応しマルクスは『法＝権利の哲学』を研究し「ヘーゲル国法論批判」を書き、その要点を「ヘーゲル法哲学批判・序説」(1843年)を『独仏年誌』に公表する。

『『ドイツ・イデオロギー』の積極的ヘーゲル評価』『ドイツ・イデオロギー』は、ヘーゲルがブルジョアジーの私的所有観を『法＝権利の哲学』で理論化したと観る。

「[ヘーゲル『法＝権利の哲学』§ 49を引用したあと]ヘーゲルで特徴的なのは、彼がブルジョアの言辞を現実的概念にし、所有の本質にしているということである」(MEW, Bd.3, S.189)。では、近代的私的所有者の社会的行為はどのような形態をとるのか。

「個人の人格的関係行為は物象化され疎外されずにはおかぬし(sich versachlichen, entfremden muß)、また同時に、個人から独立した交通によってつくりだされた力(Macht)として、個人なしにも存立し社会的諸関係に転化する」(MEW, Bd.3, S.228. ボールド体引用者)。⁴³⁾ その「疎外され物象化された関係行為」は貨幣という形態を生み出す。貨幣とは何か。

「貨幣とは、ある一定の生産関係および交通関係の必然的所産であり、これらの諸関係が存在するかぎり、どこまでも一つの《真理》である」(MEW, Bd.3, S.184)。「貨幣は所有の最も一般的形態である。貨幣が人格的固有性に関与することがどれほど少ないか、貨幣が人格的固有性と真正面から如何に対立しているかは、理論化するわれらの小市民[シュティルナー]よりも『アテネのタイモン』の[シェクスピアの]ほうがすでにもっとよく知っている」(MEW, Bd.3, S.212)。

『ドイツ・イデオロギー』は「近代的私的所有・貨幣・ヘーゲル哲学」の三者を結びつけて認識する。この観点が『哲学の貧困』に再現する。マルクスは『経済学・哲学《第三》草稿』で「ヘーゲル論理学は精神の貨幣である」・「ヘーゲルは現代の国民経済学者の立場にたっている」と書いている。⁴⁴⁾『経済学・哲学草稿』(1844年)に先立つ「差異論文」(1840-41年作成)では、カントの「有限・無限のアンチノミー、自由・自然必然性のアンチノミー、無制約絶対者の在・不在のアンチノミー」を止揚する論理をアリストテレス・スピノザ・ヘーゲルに求め、「キリストと貨幣」の生成を同一の論理に求めた。⁴⁵⁾『哲学の貧困』のヘーゲル論は、プルードンへの対抗意識過剰のため、マルクスの以上のような積極的なヘーゲル評価を覆い隠している。『哲学の貧困』のヘーゲル論は「差異論文」から『経済学・哲学草稿』を経て『ドイツ・イデオロギー』へというヘーゲル評価という文脈で読まなければならない。

『方法論の位置＝転化論』マルクスは第2章冒頭「第1節 方法」で、「経済学者たちは……いかにしてこれらの[敵対的]諸関係が自ら生まれるのかということ、いいかえれば、これらの諸関係を誕生させる歴史的運動を説明しない」(p.94: 訳146頁)と指摘する。その説明とは、「貨幣」が「労働の剰余」へ移行するさい、自由で平等な諸関係が不自由と不平等に転化することを論証すること、つまり転化論の課題である。この課題は、第1章第2節のブレイの問題把握「所有の不平等は交換の不平等が原因である」に対する批判でもある。「労働と所有の同一性」は商品交換を媒介にして「労働からの所有の分離」に転化する。この課題は、商品関係から貨幣が生成する論証(価値形態＝交換過程論)を前提する。この転化論の課題は「商品の貨幣への転化」と「貨幣の(労働力)商品への転化」の論証である。この二重の「転化」は「同一性」を保持しつつ「区別」を展開する課

題、先に(39頁以下)『**関係としての貨幣**』でみた「カント・アンチノミー」の止揚形態(前進＝週及)を展開する課題である。

【Ⅶ】分業・機械論と原蓄論(第2章第2節)

つぎに『哲学の貧困』第2章第2節をみよう。まず確認すべきことは、『要綱』以後の相対的剰余価値論の基礎概念が事実上把握されていることである。マルクスは「近代的工場」を構成する三つの要素を指摘する。①「一つの工場への労働の集合」(協業)、②「分業」、③「機械」である。「近代的工場の指揮者(シェフ)となったのは商人である。同業組合(コルポラシオン)の親方ではなかった」(p.132: 訳184頁)という。「独立生産者」とはっていないことに注目したい。この観点を『経済学批判要綱』は継承する。⁴⁶⁾ しかも「生産用具および労働者の蓄積と集中」が「工場内分業」に先行する。「労働者の蓄積と集中」は『要綱』以後の用語では「協業」である。その経済効果は「個別的労働より大規模な労働が行なわれること」「多額の雑費の節約」である。「本来的意味の機械は18世紀末から存在していた」(p.133: 訳185頁)。その機械の改善過程は《単一器具→単一器具の蓄積→複合器具→人間による複合機器の運転→自然力による複合器具の運転→機械体系の登場→原動力つき自動機械体系》(p.134: 訳186頁)という軌道をえがいてきた。機械の発明にともなって工場内分業が発展する。機械技術がそれに合わせて労働を分割するからである。その分業労働者は農村から出て来た(「金の卵」・「農民工」)。「たった一つの家族の中で一緒に働いていた機織工と紡績工は、いまでは機械のためにばらばらに引き離されるようになる」(p.135: 訳186頁)。一方でイギリスの工場の紡績工が糸を機械で生産し、他方の東インド諸島では機織工が織る。「機械と蒸気機関の応用によって、分業は大工業が本国の土地から分離して世界市場、国際交換、国際分業にだけ依存するほど大きな規模に到達できた」(p.135: 訳187頁)。「アダム・スミスの時代にあったような分業と、我々がいま自動工場で見えるような分業との間には、なんという違いがあることであろうか」(p.137: 訳188頁)。

機械の発明を動機づける要因が二つある。第1に「手先を使う労働」では対応できなくなった世界市場からの増大する需要に対応するためであり、第2に労働者の熟練労働を機械に代替して労働費用削減＝特別利潤獲得のためである。解雇のために工場主と賃労働者の間の紛争とストライキが発生する。ところが、そのたびごとに新しい機械が生まれる。熾烈である。労働者は自動機械の絶対的支配と抗争するほかなくなる。

マルクスはここで「本来的マニュファクチュア」(p.131: 訳183)⁴⁷⁾の歴史的成立諸条件を指摘する。「アメリカの発見とその貴金属の導入による貨幣資本の蓄積」、「その蓄積による賃金・地代低下＝産業利潤増加(価格革命)」・「植民制度創設」・「海洋貿易の発達」・「封建領主の多数の従者の解雇＝浮浪化」・「耕地の牧羊地への転化＝農業の進歩」・「農民の都市への流出」・「市場拡大」・「諸階級関係の変動」(p.131-132: 訳183-184頁)。これらの諸要因はすでに『ドイツ・イデオロギー』「第1編 フォイエルバッハ」に記述されていたものであり、のちに『経済学批判要綱』や『資本論』の原蓄章で詳述される。

つぎにマルクスはアンドリュウ・ユーア(1778-1857年)の『マニュファクチュアの哲学』を引

用し指摘する。工場主は自動機械装置の要求と迅速性に労働者を適応させるために、「工場規律法典」を創案し実施する。団結禁止法・最高賃金法などの「流血立法」が本来的マニユファクチュア期にはもはや必要ではなくなったといえるほど、労働者が資本主義的労働規律（長時間労働・低賃金）に実質的に包摂されても、なお資本家は流血立法を産業革命期まで保守した、とマルクスはのちに『資本論』原蓄章で指摘する。『哲学の貧困』が挙げる工場規律法典は流血立法の代替である。人為的政策的強制も受容され歳月が過ぎれば、何時しか自然で当然な事柄と思うようになる。マルクスは、皆が「自然なこと」と思うことにも実は「人為的なこと」があると指摘する。皆がそろって錯誤に陥る。

マルクスは機械制大工業が生み出す「職業白痴」について、一方でアダム・ファークスン『市民社会史』から「無知は迷信の母であると同じように産業の母でもある」・「マニユファクチュアの完成とは、頭を働かせる必要のない部分品に労働者を転化すること」(p.124: 訳176頁)を引用して告発する。それを継ぎユアから長く引用した後、こう指摘する。

「自動機械における分業を特徴づけるものは、そこでは労働が専門という特性を一切喪失してしまったということである。ところが、一切の特殊な発展が停止するやいなや、普遍性の欲求が、個人の全体的な発展への傾向が感知されはじめる。自動機械は種と職業白痴を抹殺する」(p.140-141: 訳192頁)。

ほぼ10年後、『要綱』『資本章』自動機械発展＝価値法則の根拠（生きた労働の縮減）＝「一般の知性」の教養形成というように、ポスト資本主義社会像をえがく。そのイメージがここ『哲学の貧困』で上記のように準備されている。⁴⁸⁾

【Ⅷ】競争・独占論と原蓄論（第2章第3節）

マルクスは競争の本性をつぎのように指摘する。

「競争は産業上の競い合いではなく、商業上の競い合いである。今日では、産業上の競い合いは商業を目当てにただ存在する。近代諸国民の経済生活のなかには、生産しないで利潤を獲得しようとするすべての人々が一種の混迷に陥っているところの局面さえ存在する。周期的にくりかえしやってくるこの投機の混迷こそ、産業上の張り合いの必要から逃れようとする競争の真の性格を赤裸々に示す」(p.143: 訳196頁)。

マルクスはまず「産業上の競い合い」と「商業上の競い合い」を区別する。近代では「産業上の競い合い」が「商業上の競い合い」の形態をとり、商業＝利潤目当てに展開している。生産しないで利潤を獲得しようとする金利取得者 (rentier, Rentner) が割り込んでくる。そこに競争の本性が顕現している。現実の勤労者が生産する経済的果実を、ただ資金・資産を所有していることを根拠に所得する階級こそ、ブルジョア的所有の本性が顕現する。絶対地代がその典型である。

ここでマルクスは広義の資本家を所有資本家と機能資本家に区別する視点を定めている。この区別はつぎの「第4節 所有（土地所有）あるいは地代」への理論的基準を提示している。「農業資本家と農業労働者」という農業生産に現実に関わる者たちと、それに関わらず土地を所有する権利で地代を取得する者＝地主との区別である。資本家と賃金労働者という「二者関係」から「所有資本

家・機能資本家・賃金労働者」という「三者関係」に視野を拡大して、「地主・農業資本家・農業労働者」というつぎの第4節の「三者関係」への移行の根拠を定めている。近代資本主義はその現実の姿態では「二者関係」（『資本論』第1・2部）ではなく、「三者関係」（同第3部）である。利子論・地代論がその正体を暴露する。

マルクスはブルジョア的生産の生成過程に言及する。

「オレンジ公ウィリアムの時代に自己の政治体制を確立するに至ったイギリスのブルジョアジーは、自己の存在条件を自由に発展させることができるようになるとすぐに、新しい租税制度と国家信用と保護制度を一挙に創出した」（p.152：訳206頁）。

これは『資本論』原蓄章のいわゆる名誉革命体制である。つぎに名誉革命（1688-89年）より一世紀後のフランス革命に言及する。「競争の確立は18世紀の人間の現実的發展と関連していた。……フランス大革命のあとに現在の事態がやってくる」（p.145：訳198頁）。名誉革命体制と基本的に同じように、1789年からのフランス革命は産業革命を推進する政治権力＝原蓄国家を構築する。それを推進する勢力のスローガンは「自由・平等・所有」である。その所有はブルジョアの所有である。『哲学の貧困』の時期（1847年）はまさにフランス産業革命（1810年代～1870年代）の最中である。「競争が、新しい生産諸力の、すなわち新しい社会の物質的諸条件の熱狂的創出を刺激するにつれて、競争はブルジョアの諸関係にとって常に一層破壊的になる」（p.148：訳201頁）。

その破壊作用は産業革命の実質的担い手である勤労者に直接に波及する。彼らは経済的政治的主体として登場する。「民主主義」を要求しさらに「社会主義」を要求する。彼らは「自由・平等・所有」に代えて「（資本）所有と（賃金）労働に基礎をおく」「自由・平等・友愛」のスローガンを1848年共和国憲法に掲げさせる。マルクス自身はその「友愛」に懐疑的であった。《等価交換（経済的平等）が実現すれば所有の不平等（経済的貧富の格差）が解消する》と主張するブルードン派・リカードウ社会主義派に対する批判を『哲学の貧困』で展開している。マルクスはブルードンたちの社会主義についての安易な考えを批判する。

「事実、社会（société）という言葉も、アソシエーション（association）という言葉も、一切の社会に、封建社会にも競争に立脚する社会であるブルジョア社会にも与えることができる名称なのである。一体全体、アソシエーションというたった一つの言葉で競争が論駁できると信じる社会主義者たちがなぜ存在できるのか」（p.145：訳200頁）。

「アソシエーション」と言えば、なにやら心温まり、現今の社会矛盾が解決されるようになると思い込む^{ことだま}言霊信仰をマルクスは批判する。平等（等価交換）の形式で実質的には不平等（不等価交換）が実現する社会、それが正当なものであるかのように現象する社会、真偽両立可能な社会の「仮象（Schein）」＝「合法的詐欺（legal robbery）」（p.53：訳103頁）の構造を解明しなければならない。如何なるアソシエーションなのか。それは何が根拠づけるか、が問題なのである（本稿末尾53頁以下の将来社会像論を参照）。

〔Ⅹ〕地代（土地所有）論と原蓄論（第2章第4節）

マルクスは第2章第4節をつぎのような所有の歴史的諸形態を総括した文から始める。

「所有は、それぞれの歴史的時代に、様々にしかもまったく異なる一連の社会的諸関係のなかで発達した。だからブルジョアの所有を定義することは、ブルジョアの生産の社会的諸関係のすべてを説明することにほかならない」(p.153: 訳207頁)。

引用文は所有形態が異なればその内部の社会的諸関係も異なるという。この文章は『ドイツ・イデオロギー』第1巻「I フォイエルバッハ」のつぎの冒頭を継承するものである。

「さまざまな諸国民相互の関連は、それぞれの国民が生産諸力・分業・内部的交通をどの程度まで発達させているかに依存する。この命題は普遍的に認められるところである。……**分業の様々な〈形態〉発展段階の数と同じだけ、所有の様々な形態がある**」(廣松渉編『ドイツ・イデオロギー』河出書房、1974年、独文テキスト78頁、廣松渉編訳・小林昌人補訳『[新編輯版]ドイツ・イデオロギー』岩波文庫、2002年、129頁。ボールド体引用者)。

諸国民の対外的な関連は諸国民の内部の分業の発展段階を異にする諸関係に基礎づけられている。しかも分業諸形態は所有諸形態に対応する。これは普遍的命題であるという。この記述は『ドイツ・イデオロギー』におけるマニファクチュア展開史を総括し位置づけるつぎの文に呼応する。

「これらの〔以上述べてきた〕様々な〈所〔有の諸形態〕諸形態と同じ数だけ、〈所〔有の組織の〕労働力の組織の諸形態が、したがってまた所有の諸形態がある〉」(同112頁: 岩波文庫166頁)。

『ドイツ・イデオロギー』「I フォイエルバッハ」の主要内容がこのように『哲学の貧困』で要約されている。『ドイツ・イデオロギー』のその内容はのちの『経済学批判要綱』の「資本主義的生産に先行する諸形態」および「原蓄」の原型である。先に「第3節 分業と機械」を検討する個所で引用した「本来のマニファクチュア」の展開史=近代的分業・交通史は原蓄論である。これもすでに『ドイツ・イデオロギー』に書かれている(同90-112頁: 岩波文庫140-166頁)。

『ドイツ・イデオロギー』「共同体=原蓄論」に関連して注目すべきことがある。エンゲルスはマルクスへの書簡(1847年1月15日、パリ)で、つぎのように書いて、マルクスが『哲学の貧困』で『ドイツ・イデオロギー』を活用することを快諾している。

「君がプルードン批判をフランス語で書くことは非常に結構なことだ。その本[『哲学の貧困』]はこの手紙が着くころにはもう書き上がっていることだろうと思う。君が、僕に遠慮しないで(*meinetwegen*)、僕らの刊行予定本(*unsre Publikation*) [『ドイツ・イデオロギー』]から先に欲しいだけ活用しても良いことは、いうまでもないことだ。プルーダンのアソシエーション(*Assoziation*) がブレイの案から出ているという点についても僕は同感する。僕はあの立派なブレイのことをすっかり忘れていた」(*Werke*, Bd.27, S.75)。

このエンゲルスのマルクス宛の書簡は、マルクスが『ドイツ・イデオロギー』を『哲学の貧困』に活用するにあたって、エンゲルスの了解が必要であると判断し、その了解を求めた事実を証拠づける。マルクスが『哲学の貧困』への「はしがき」を書いたのは、この年1847年の6月15日である。マルクスがエンゲルスのこの書簡(同年1月15日)を受け取ったときは、「はしがき」を執筆する時よりも5ヶ月前である。その1月中旬、マルクスはまだ『哲学の貧困』を執筆していなかったか、執筆しはじめてまもなくであったかであろう。マルクスはエンゲルスのこの了解を踏まえて、『ドイツ・イデオロギー』を活用したと判断される。したがって、マルクスとエンゲルスが『ドイツ・

イデオロギー』でその執筆内容をめぐって根本的に対立していたと推定できない。その推定とは反対に、二人は『ドイツ・イデオロギー』を主に二人の協働著作とみていたのである。

マルクスがこの所有諸形態＝分業諸形態史論から『哲学の貧困』第2章「第4節 土地所有、即ち地代」を始めたのは、なぜだろうか。その理由は、ブルジョアの生産以前では支配的所有形態であった土地所有がブルジョア的生産の内部ではどのような位置と役割を果たすように変容するかを確認するためである。したがって、「地代は、リカードウの意見では、ブルジョアの状態における土地所有である。すなわち、ブルジョア的生産の諸条件に服属した封建的所有である」(p.156: 訳211頁)。この観点はすでに『経済学・哲学《第一》草稿』前段「地代欄」の末尾で、土地貴族制の貨幣貴族制への服属としてとらえられていた。

それでは、ブルジョア的生産では土地所有の収入である地代はどのように経済的に規定され分配されるのであろうか。マルクスはリカードウの地代論を参考に研究する。

まず、すべての物価は「産業利潤をふくめた生産費によって、いいかえれば、使用された労働時間によって決定される」(p.156-157: 訳212頁)。ところが、この価格決定の水準が製造業と農業とは異なる。製造業では「最小限の労働によって得られた生産物の価格が同じ種類の他のすべての商品の価格を規制する」(p.157: 訳212頁)。なぜならば、製造業部門では生産費を最小限にする生産手段を技術的に増加できし、製造業部門の諸資本の間の競争が必然的に市場価格を共通な最小限の価格へと押し下げるからである。ところが、農業では「最大量の労働によって得られる生産物の価格が同じ種類のすべての生産物の価格を規制する」(p.157: 訳212頁)。なぜだろうか。第1に、製造業部門では生産力のより高い生産手段が開発されるけれども、農業部門では肥沃度のより高い土地を思うままに増加することができない。第2に、その制約のもとで人口が増加すれば、必要な食料が増加する。いままで耕作されてきた土地に土地投資を追加するか、肥沃度がより劣っている土地を耕作するほかない。いずれの場合にも労働生産性が低下する。いいかえれば単位農産物当たりの投下労働量が増加することになる。この制約のために最劣等地の農産物でも販売される。こうして、
「競争によって市場価格が均等化されるから、最優等地の生産物も最劣等地の生産物もまったく同じ代価が支払われる。地代を構成するものは、最優等地の生産物の価格がその生産費を超える部分である」(p.157: 訳212頁)。

したがって、農産物価格が「生産費＝土地投資費＋賃金＋産業利潤」を超過する高さまで上昇しない国、あるいは時代では地代は存在しない。「封建的小作農が産業資本家にとって代わられるまでには長い期間が経過した。ドイツではこのような変化は18世紀の終わりの三分の一の時期によく始まった。産業資本家と地主との間のこのような関係が完全に発達した国はイギリスだけである」(p.159: 訳213-14頁)。

マルクスはこのようなリカードウの地代論を紹介した上で、つぎの4つの条件を付け加える。第1に、諸資本が自由に投下され、競争によって平均利潤率が形成されること。第2に、借地農(fermier)といえども、農業投資でも製造業部門と同じ利潤率を実現できることを期待する一種の産業資本家であること。第3に、農業経営が大工業制度に服従していること。第4に、地主自身はもはや貨幣収入以外のものを目的としないこと、つまり地主が一種の金利追求者^{レントナー}になっていること。

都市の産業が発達しその結果生じる社会組織のために、農業にも貨幣経済が浸透する。地主は自

分の農産物の販売利潤やその貨幣収入だけを追求せざるをえなくなる。自分の土地を貨幣生産の機械と考えるようになる。そのとき初めて地代は生成する。ひとたび地代が発生するようになると、土地所有それ自体が競争の結果となる。なぜならば、そのときから土地所有は農産物の売買価格の如何に左右されるようになるからである。「土地所有は動産化され一つの商業手形になる」(同)。「地主にとって、地代は資本の利子を表す」(p.164: 訳219頁)。

『**哲学の貧困**』の**地代論** マルクスはここ『哲学の貧困』では「地代は、肥沃度が等しくない諸土地の諸生産物の相等しい価格によって構成される」(p.161: 訳215頁。傍点強調は原文)と規定する。この価格の平等化は、優等地の地主に地代をもたらす。地代は市場における競争をもたらす「平均市場価格」(p.161: 訳216頁)と生産費との差額なのである。しかも、土地の肥沃度にも多様な格差がありうる。当該農産物の市場平均価格とそれぞれの農産物の生産費にも格差がありうる。その格差は土地投資に根拠をもつ労働生産性の格差である。それにしたがって、地代にも格差が存在しうる。すなわち「差額地代」である。『哲学の貧困』ではまだ「差額地代」という概念は存在しないが、事実上それを把握している。しかし、その把握の仕方は包括的である。肥沃度の個別的な差異に立ち入って分析していない。

『**地主国家の要求と地主の反動性**』産業資本家にとって地主の地代は不生産的な所得である。そこで彼らの租税負担を軽減する政策として、地代を地主の収入から国家の財政収入に転化しようという主張が生まれる。「これこそ、産業資本家がブルジョア的生産全体における一つの無用物・一つの贅物と産業資本家には思われる地主に対して向ける憎悪の率直な表現である」(p.161-162: 訳216頁)。⁴⁹⁾このような産業資本家の利害関係心に促されて、「近代の化学の応用」・「地質学」(p.162: 訳217頁)など肥沃度を高めるための研究が進められる。同時により肥沃度の高い土地耕作が進む。たとえば「腐食土と下層の構造」の関係が知られるようになり、「イギリス東部諸州における広大な土地はようやく約20年前から開墾されてきた」(p.163: 訳217頁)。肥沃度は土地利用の決定的要因ではない。他の経済的な諸要因に押され副次的なものになる。例えば、より安価な小麦が輸入されれば、小麦畑は肥沃度の低い牧羊地に転化される。土地改良が相繼げば、より肥沃度の高い土地からより安価な農産物が生産されるから、地代は低下しあるいは消滅し、投下した資金は回収できなくなるおそれがある。それこそ地主が土地投資を渋る根拠である。「17世紀のイギリスの地主たちはこの真理をきわめてよく関知していた。それで彼らは彼らの収入を減るのをおそれて、農業の進歩に反対したのである(チャールズ二世時代のイギリスの経済学者[ウィリアム・]ペティ参照)」(p.167: 訳222頁)。

『哲学の貧困』では、このようにブルジョア的生産に包摂された土地所有＝地代を把握したのである。マルクスは『経済学批判要綱』(1857-58年)では「土地所有＝地代」の存在しない「資本一般」の理論世界を研究する。地代を「差額地代」と「絶対地代」に区分して把握するのは『1861-63年草稿』、特に「剰余価値学説史」においてである。

〔X〕賃労働者団結・原蓄論・将来社会像（第2章第5節）

『哲学の貧困』の最後は第2章「第5節 同盟罷業と労働者の団結」である。

マルクスはまずブルードンが賃金増額を要求する同盟罷業（ストライキ）に反対する態度を批判する。ブルードンは《賃金上昇→一般的物価上昇→生活必需品の欠乏→労働者の貧窮》という図式を描く。しかし、①一般的価格上昇というものは存在しない。②賃金上昇が一般的物価上昇をまねくということもない（p.168：訳223頁）。この判断の根拠として、マルクスは①「固定資本またはそれらの産業が使用する諸用具と比例して同数の労働者を使用する産業」と、②「相対的により大量の固定資本とより少数の労働者を使用する産業」を比較する。つまり、のちに『資本論』でいう「有機的構成」が①一定の場合と②高度化する場合を比較する。①の場合はリカードウのいう「賃金と利潤の相反関係」を根拠に「賃金の一般的騰貴は利潤の一般的低下をもたらす」（p.168：訳223頁）と判断する。②の場合は特別利潤を目指す機械投資であるから、すでに「第1節 構成された価値」（p.44：訳93頁）でみたように、「早晩、その商品の価格を引き下げざるをえない」（p.168：訳223頁）。もしもその商品の価格が低下しない場合は、その産業の利潤は共通利潤率以上に高くなる。しかし、競争は利潤率を均等にする傾向をつねに及ぼすから、通常率以上の利潤率は一時的なものにとどまる。ブルードンの主張とは反対に、賃金の一般的騰貴は一般的物価騰貴でなく機械充用による商品価格低下をもたらす。

その認識を基準にこの第5節ではブルードンのストライキ反対論を批判する。そのため、マルクスはイギリスの労働者の団結とストライキの実情を紹介する。

資本家の利害関心が機械の姿になって労働者を排除する。「機械は反逆する熟練労働を鎮圧するために資本家が使用する武器である」（p.169：訳224頁）。機械打ち壊し運動が起こる。労働者は団結してストライキを打つ。するとさらに、いくつかの新しい機械の発明と充用という結果をまねく。《ストライキ→賃金上昇→利潤低下→機械の発明と充用→労働者解雇→ストライキ》という経路を指摘する。これはイギリス産業革命の最終段階にさしかかっている1840年代までの経験である。マルクスはエンゲルスに案内され1845年夏に産業革命都市マンチェスターを覗いているし、膨大な研究ノートを取り、『哲学の貧困』に活用する。「近代産業の最大の発明物である自動紡績機（self-acting mule）は反逆する紡績工たちの戦闘力を奪った」（p.169：訳224頁）。「労働者の団結・ストライキ」と「機械学の天才の成果」は産業発達に絶大の影響をもたらした。

さらにマルクスはイングランド北西部の中心都市ボルトン（Bolton）を紹介する。ボルトンはイギリスのすべての都市のなかで、もっとも急進的な運動が発達した都市である。ここで賃金労働者・資本家・地主の三大階級間の階級同盟の複合的対立を指摘する。一方で「穀物法廃止」のために資本家は労働者と同盟をむすび労働者を反対運動の全面に押し出す。しかし、生きた労働が生み出した価値（価値生産物）の分配をめぐる対立は、「賃金＋利潤」・対・「地代」だけではない。「賃金」・対・「利潤＋地代」もある。そこで資本家は職工長とそれに忠実な一部の労働者が一緒に「商売仲間」を組織する。ボルトンとマンチェスターでは、「本当の意味での労働者」がこのまがい物の集会に行って抗議すると、資本家たちは、ここは「入場券持参者集会（ticket-meeting）」である、といって労働者たちの入場を拒否した。ところが、壁に貼られたポスターには「公開集会」と書いてあったのである。

マルクスはこのような動向を新聞がどのように報道するか、注意している。資本家の利害の立場にたつ新聞は「チケット・ミーティング」での職工長たちの演説を詳細に報道する。ロンドンの新

聞はその記事をそのまま転載する。職工長たちは、こう主張する。自分たちの雇用者（製造業を営む資本家たち）は価格支配力がないから、賃金増額には応じられない。したがって、賃金増額のために労働者は団結してはならない、と仄めかす。一方、社会主義者ブルードンは、《労働者の団結→賃金増額→一般的生活必需品の欠乏》という推論から、明確に労働者の団結に反対する。職工長とブルードンは「賃金増額＝物価の一般的騰貴」で意見が一致する。ブルードンはその先手を打って、「労働者のストライキは非合法である。単に刑法典がそのようにいうだけでなく、経済制度もそのように主張する」（p.172：訳228頁）という。ストライキは刑事罰の対象である、これがブルードンの主張である。一方、英仏の労働者たちは団結禁止法を撤廃しようと奮闘してきた。イギリスでは1825年に団結禁止法が撤廃された。フランスではフランス革命の憲法制定議会のさいに「ル・シャプリエ法」が1791年に制定された。それは元来、ギルド廃止＝営業の自由のためのものであったけれど、労働者の団結を禁止するためにも利用された。それが完全に撤廃されるのは1884年の結社法まで待たなければならない。

マルクスは英仏両方で進む産業革命が労働者を促してその生存権・社会権を樹立させる民主主義運動の動向をつぎのように観ている。

「近代的産業と競争が発達するほど、団結を促し助長する要素がますます多くなる。しかも団結が日一日と堅実になり一つの経済的事実となるとすぐに、それは必ず法的事実となる。したがって、刑法典のこの条文はせいぜいのところ、憲法制定議会〔1789-1804年〕と帝政時代〔1804-15年〕には近代的産業と競争がまだ十分に発達していないということの証拠であるにすぎない」（p.172-173：訳228頁）。

経済学者も社会主義者（ブルードンたち）も口をそろえて「団結してはならない」という。しかし、事実は逆である。どれだけ団結しているかは、世界市場におけるその国の発展段階を示す。「産業が最高度の発展段階に達しているイギリスが最も広範な最も良く組織された団結を保持している」（p.174：訳230頁）。労働組合（trade-unions）が誕生している。地方の労働組合は全国労働組合協議会に結合している。しかも、団結・ストライキ・労働組合はチャーティストという政治闘争と結合する。

大きな産業が一面識もない多くの人々を賃金労働者に転化すべく一定の場所に集める。競争の坩堝に陥れる。彼らは競争を強いられるが、そのままでは共倒れになることに気づく。生活維持、賃金獲得が団結を生む。この動向はブルジョアジーの歴史の再現でもある。マルクスはブルジョアジーの発達史を省みる。それは二つの局面を経過する。まず、ブルジョアジーが封建制度と絶対君主制の体内で発達してきた局面と、そのブルジョアジーが自己の社会（ブルジョア社会）を生み出すために封建制と君主制を転覆する局面である。前者の局面は長期であった。新たに登場する階級は旧い社会の体内に育ってくる。ブルジョア社会の体内には「新しい社会の創造」を担う革命的な要素が潜在する。労働者階級は「一切の階級の廃止」という歴史的任務を担う。「労働者階級はその発展過程で、階級と階級の敵対関係を廃絶する一つのアソシエーション（association）でもって、旧い市民社会を置き換えるであろう。……なぜなら、政治的権力というものは、まさに市民社会における敵対関係の公式の要約であるからである」（p.177：訳233頁）。政治運動はすべて社会運動に関連する。マルクスは、ジョルジュ・サンドの言葉「闘いか、然らずんば死か……」を引用し『哲

学の貧困』を閉じる。男名を名のり男装し男中心社会を抗議したサンドが要求した女権がフランス女性の参政権で法的に承認されるのは、遙か百年先1944年である。日本の女性参政権承認はつぎの年1945年である。

〔ブレイの株式会社変容論とマルクス〕マルクスの『哲学の貧困』のパセティックな閉じ方は『資本論』第1部では変容する。マルクスは現行版（第4版）『資本論』第1部原著論の末尾で、資本主義的取得様式の「否定の否定」をつぎのように展望する。

「資本主義的生産様式から生まれる資本主義的取得様式は、それゆえ資本主義的な私的所有は、自己の労働にもとづく**個々人的な私的所有**（*das individuelle Privateigentum*）の最初の否定である。しかし資本主義的生産は自然過程の必然性をもってそれ自身の否定を生み出す。これは否定の否定である。この否定は私的所有を再建するわけではない。しかし資本主義時代の成果——すなわち協業と土地の**共通占有**（*Gemeinbesitz*）ならびに**労働そのものによって生産された生産手段の共通占有**——を基礎とする**個々人的所有**（*das individuelle Eigentum*）を再建する」⁵⁰⁾

上の引用文の後半は『哲学の貧困』第1章第2節のつぎのブレイからの引用文に重なる。

「我々の社会（*notre société*）は、いわば、より小さい株式会社（*plus petites sociétés par actions*）によって構成される一つの大きな株式会社（*une grande société par actions*）になるであろう。……我々の新しい株式会社制度（*notre nouveau sytème de société par actions*）は、共産主義に到達するため現在の社会に対して行われた一つの譲歩、生産物の個々人的所有（*la propriété individuelle des produits*）と**生産諸力の共同所有**（*la propriété en commun des forces productives*）とを共存させるように取り決められた一つの譲歩にすぎないものである」（p.58：訳108頁）。

上の引用文のボールド体の部分は、つぎのブレイの原文のフランス語訳である。

“……the joint-stock modification, by being so constituted as to admit of **individual property in productions** in connection with **a common property in productive powers**……（…生産物の**個々人的所有を生産諸力の共同所有**に結合することを承認するように構成して株式会社を変容させる改革）……”⁵¹⁾

マルクスはブレイのこの株式会社改革にもとづく将来社会像を『哲学の貧困』では「単に現在の社会から共同体制度（*le régime de la communauté*）への過渡のためによいと信じる諸手段を提唱しているにすぎない」（p.58：訳109頁）と評価していた。しかし『資本論』執筆の際、マルクスはブレイのこの過渡社会像を肯定的に継承する。

その継承の際、重要な用語の変更をしている。すなわち、ブレイの原文「生産諸力の共同所有（*common property in productive powers*）」を『哲学の貧困』ではそのまま「生産諸力の**共同所有**（*la propriété en commun des forces productives*）」と訳して引用している。ところが『資本論』第1部では「協業と土地の**共通占有**（*Gemeinbesitz*）ならびに労働そのものによって生産された生産手段の**共通占有**」に変更している。*Gemeinbesitz*の訳語はこれまで「共有」などと訳されてきたが、廣西元信によれば、耕作地の「割替」と同じ意味の「共通占有」である。上の『資本論』からの引用文の、*das individuelle Eigentum*はマルクス研究者によって「個人的所有」・「個体的所有」と訳されてきた。しかし廣西元信によれば、この用語は民法学用語「個々人的所有」のことである。

マルクスは『資本論』の上の引用個所で、ポスト資本主義社会では「生産手段は労働そのものに

よって生産されたものである」という真実が実現し資本所有者は存在なくなり賃金労働者が全株式の個々人的所有者かつ経営者（「一般的知性」の主体）に変貌し、価値生産物の分配権をもつようになる、と構想したと思われる。⁵²⁾ マルクスは、用語「共通占有」で、将来社会では分業労働や作業場を固定せず交替で担うこと（分業の漸進的止揚）を、用語「個々人的所有」（勤労者持株制）で、異なる株式会社の間の自由移動を担保することを、それぞれ想定していたと判断される。⁵³⁾ マルクスの構想も株式会社制度を基軸概念とする点でブレイの構想と共通する。20年後の『資本論』第1部初版（1867年）以後では、ブレイの名前は出さず、ブレイのその過渡期社会像を密かに援用したのである。

もっとも、マルクスから『ドイツ・イデオロギー』を活用してよいだろうかと了解をもとめられて、エンゲルスがその快諾の返事をした書簡（先に引用）で書いているように、「プルードンのアソシエーション [のアイディア] がブレイの案から出ているという点についても僕は同感する。僕はあの立派なブレイのことをすっかり忘れていた」と書いている。エンゲルスだけでなくマルクスも『哲学の貧困』執筆の頃、実はブレイを高く評価していた。その影響があればこそ、マルクスは『資本論』第1部の末尾のその総括的個所で、ブレイの株式会社変容論を活用したのである。

〔利潤追求の自己矛盾〕それでは、ブルジョア社会からこの過渡期社会にかけて、ブルジョア社会の基盤である労働時間を尺度とする価値はどのように変容するのであろうか。マルクスは『哲学の貧困』でスミス＝リカードウの競争論的資本主義像を機械投資＝労働生産性上昇を軸に価格と利潤の変動を分析している。この競争論的傾向が収束する事態はどのようなものであろうか。その事態を分かりやすくするために、ここで簡単に定式化する。いま、労働生産性上昇率を(a)とし、生産手段の価値を(c)、賃金の価値を(v)、利潤を(m)とする。資本が求める労働生産性上昇運動は限度がないから、(a)は理論上は無限大に向かって上昇する。利潤率はつぎのような事態に向かう。

$$[m + v(1 - 1/a)] / [c + v/a] \rightarrow (v + m) / c$$

なぜなら利潤率の分数式の項 $1/a$ 、 v/a は、 $a \rightarrow \infty$ によって、ともにゼロに向かうからである。剰余価値を搾取する生産手段の形態（過去の労働）のみに依存し、剰余価値の源泉である労働力（現在の労働）はゼロにして、しかも労働力ゼロが生産するはずのない価値生産物 $(v + m)$ をすべて剰余価値として取得するという自己矛盾した事態に、即ち資本主義的価値法則の自己消滅に、資本主義的技術革新は無自覚に目指している。この傾向にマルクスの上記のポスト資本主義は基礎づけられると判断していたと思われる。

『哲学の貧困』のポテンシャルは、1850年代前半の資本主義の猛烈な研究（「24冊のロンドン・ノート」）とそれを活用した『経済学批判要綱』となって実現する。『要綱』は、『哲学の貧困』の競争論的資本主義論を「資本一般」＝「一つの資本」という最も抽象的な深部に遡及し、そこから前進して「資本の一般的本性」を把握した草稿である。その『要綱』の前提を措定したという意味で、『哲学の貧困』は経済学批判の決定的に重要な点を「最初に学問的に示した」著作であるとマルクスは書いたのである。裏づけのある回顧である。（以上）

〈註〉

- 1) 本稿の主題は『資本論』形成史における『哲学の貧困』の理論的達成と位置を確認することにある。『貧困の哲学』そのものへの内在的な考察は行わない。
- 2) 内田弘『『資本論』の自然哲学的基礎』『専修経済学論集』2012年3月、通巻111号を参照。
- 3) 内田弘による山中隆次編訳『マルクス パリ手稿』（御茶の水書房、2005年）に関する書評論文（『アソシエ』2006年、第17号）を参照せよ。
- 4) MEGA, IV/2, 1981, S.332-386.
- 5) MEGA, IV/2, 1981, S.340.
- 6) J. ローヤンは「いわゆる『1844年経済学・哲学草稿』問題」（山中隆次訳『思想』1983年8月）で「『国富論』ノート」の執筆順序を正確・詳細に報告している（130-131頁）。しかし、マルクスが第1編第8章の冒頭2文節までノートした後、なぜ突然、第2編第2章の貨幣論に移動したのか、その理論的動機についてまったく指摘していない。貨幣論モチーフは「差異論文」（1841年）以来のマルクス固有の問題である。
- 7) 本稿における『哲学の貧困』からの引用は、マルクス自家用本の再版本、*Misère de la Philosophie, Fac-similé*, Aoki Shoten, 1982: 日本語訳『哲学の貧困』高木佑一郎訳、1954年、国民文庫から、（p.100: 訳49頁）のように略記する。ただし訳文を変更した個所がある。
- 8) もっとも、『要綱』相対的剰余価値論で指摘されるように、リカードウは価値と使用価値の媒介関係を正確に把握していない。そのため、リカードウが事実上把握したのは絶対的剰余価値である。
- 9) 前掲の内田弘『『資本論』の自然哲学的基礎』を参照せよ。
- 10) 前掲の山中隆次編訳『マルクス パリ手稿』217頁の訳注（62）を参照。『ドイツ・イデオロギー』にも「労働力（Arbeitskraft）」語が存在する。草稿番号 181b = [17] を参照せよ。
- 11) Karl Marx, *Ökonomisch-philosophische Manuskripte von Jahre 1844*, Reclam, 1988, S.151: 城塚登・田中吉六訳『経済学・哲学草稿』岩波文庫、1964年、117頁。
- 12) 「その〔市場価格が収束する市場価値の〕平均数は決して単に理論上の重要性をもつのではなく、……多かれ少なかれ一定の期間における変動と均等化を考慮に入れて投下される資本……にとって実際上の重要性をもつのである」（*Das Kapital*, Dritter Band, Dietz Verlag Berlin, 1969, S.200: 資本論翻訳委員会訳、新日本出版社、1987年、第9分冊、326頁）。
- 13) Vgl. MEGA, IV/2, S.344.
- 14) 内田弘『中期マルクスの経済学批判』有斐閣、1985年、90頁、112頁を参照。
- 15) 内田弘『[[新版] 経済学批判要綱の研究』御茶の水書房、2005年、174頁以下を参照。
- 16) Vgl. MEGA, IV/2, Appar, S.758.
- 17) 前掲の内田弘『中期マルクスの経済学批判』「第2章 中期マルクスの経済学批判」を参照。
- 18) ここ『哲学の貧困』（p.126: 訳179頁）でカントのいう誤謬推論（Paralogismus）がブルードン批判のレトリックとして言及される。『哲学の貧困』で「純粹理性」語が繰り返し用いられる。そのときヘーゲルだけでなく、ヘーゲルが批判したカントも念頭においている。
- 19) Vgl. Kant, *Kritik der reinen Vernunft*, Felix Meiner Verlag, 1971, S.454ff.
- 20) 前掲の内田弘『[[新版] 経済学批判要綱の研究』94頁、および同『中期マルクスの経済学批判』202頁を参照。
- 21) のちにみるように、『要綱』がまず相対的剰余価値を論証し、そのあと絶対的剰余価値を論証する。それを予示するように、『哲学の貧困』は事実上特別利潤を論証することによって、相対的剰余価値論を胚胎する。スミス競争＝特別利潤論（第1編第7章）やリカードウ機械＝特別利潤論の影響であろう。
- 22) 内田弘『『資本論』の編成原理』2012年6月2日「現代史研究会」明治大学。mimeograph.
- 23) 非ユークリッド空間を定礎する「リーマン球面（Riemann sphere）」は、リーマン（Georg Friedrich Riemann 1826-1866年）が定義した（1857年＝『要綱』執筆時）。注26を参照。
- 24) ここでマルクスは価値形態論の問題を提起している。しかし『哲学の貧困』ではその問題提起にと

- どまりその本格的な論証に着手していない。その着手は『経済学批判要綱』『貨幣章』でおこなわれ、『経済学批判』で一応出来かかる。価値論はさらに『資本論』の初版から第二版にかけて変更されてゆく。
- 25) マルクスは『経済学批判』(1859年)でも、価値と交換価値を明確に区別していない。それまで交換価値というとき、価値を意味する場合もある。
- 26) 財の私的交換関係が財に使用価値および交換価値という二重の属性を賦与する機構については、内田弘「『経済学批判要綱』(1857-58年)」『季報 唯物論研究』第120号、2012年8月を参照せよ。商品交換関係は「メビウスの帯」を構成する。それは「リーマン球面」が基礎づける非ユークリッド空間である。『資本論』はカント・アンチノミーが止揚されるその論理空間で記述されている。これまでの『資本論』理解は正確であっただろうか。
- 27) 山中隆次編訳『マルクス パリ手稿』御茶の水書房、2004年、95頁。
- 28) マルクスは「差異論文」(1841年)で書く。「原子は、関係の一方の側面(die eine Seite des Verhältnisses)となることによって、すなわち、原理およびその具体的な世界をそれ自身で担う対象(生きているもの・魂をもつもの・有機的なもの)に関係することによって、表象の領域が一方で自由なものとして考えられ、他方では観念的なものの現象として考えられることを示している」[MEGA (IV/1), Dietz Verlag Berlin, 1976, S.20; Marx Engels Werke, Bd.40, S.38.『マルクス・エンゲルス全集』第40巻(岩崎充胤訳)、35頁]。
- 29) Hegel, *Rechtsphilosophie*, Suhrkamp Verlag, 1970, S.472.
- 30) 図の①②③はつぎのヘーゲル推論形式の三つの格に相当する。価値形態はこの推論形式の援用である。
 第1格=①: 個別性→特殊性→一般性
 第2格=②: 一般性→個別性→特殊性
 第3格=③: 特殊性→一般性→個別性
- 31) 『資本論』冒頭の「集合かつ要素としての商品」がその可能態である。
- 32) 『経済学批判』(1859年)にこの記述が出てくる。「円環の中心と周辺」は、ヘーゲル論理学を援用したものである。前掲の内田弘「『資本論』の自然哲学的基礎」を参照せよ。
- 33) 内田弘「《プラン草案》の資本章構想」『(専修大学)社会科学年報』第18号、1984年3月を参照せよ。『資本論』の原蓄論に関しては、望月清司「本原的蓄積論の視野と視座」『思想』1982年5月、No.695が必読文献である。
- 34) 前掲の内田弘「『資本論』の自然哲学的基礎」27頁以下を参照。
- 35) 前掲の内田弘「『資本論』の自然哲学的基礎」62頁を参照。
- 36) Hegel, *Wissenschaft der Logik II*, Suhrkamp, 1986, S.551, Z.29-35; ヘーゲル(武市健人訳)『大論理学』下巻、岩波書店、1961年、359頁第2文節4行目より8行目まで。
- 37) マルクスのいう価値の実体の生成の場は、交換関係で商品の持手交換が成立する極点である。その極点是非ユークリッド空間の「無限遠点(point at infinity)」に相当する。内田弘「『経済学批判要綱』(1857-58年)」『季報 唯物論研究』第120号、2012年8月を参照。
- 38) ヘーゲルの方法のこの特徴づけは、リカードウの「価値=労働時間」規定を評価する場合にも生きる。
- 39) ヘーゲル『法=権利の哲学』§209補遺を参照せよ。
- 40) 前掲書、山中隆次編訳『マルクス パリ手稿』94頁。
- 41) 内田弘「東アジアにおける市民社会の形成」(内藤光博編『東アジアにおける市民社会形成』専修大学社会科学研究所叢書15、2013年3月に所収)を参照。
- 42) ジョルジュ・サンドに象徴されるように女性は男性と同等な権利を主張したが二の次にされた。
- 43) 『ドイツ・イデオロギー』からのこの引用文で、「疎外」と「物象化」が並んで記されていることに注視したい。この並記は『経済学批判要綱』から『資本論』に継承される。
- 44) 前掲、山中隆次編訳『マルクス パリ手稿』153頁、171頁。
- 45) 前掲の内田弘「『資本論』の自然哲学的基礎」を参照。
- 46) 前掲の内田弘『経済学批判要綱の研究』255頁を参照。

- 47) 原文は l'industrie manufacturière proprement である。マルクスは自家用本のこの個所にアンダーラインを引いている。
- 48) この第2節の分業論で、マルクスがブルードンの分業論をカントの誤謬推論になぞらえていること (p.126: 訳178頁) は、マルクスのドイツ古典哲学への関心がヘーゲルだけでなく、カントにも及んでいることを示す。カントは『純粹理性批判』で誤謬推論の直後でアンチノミー論を展開する。マルクスの観点からはブルジョア的私的所有のアンチノミーは誤謬推論で止揚される。その事態をマルクスは「物象化」とよんだのである。
- 49) 産業資本家のこの利害観点からおこなう資本の一般的本性の研究が地主地代＝ゼロを前提とする『経済学批判要綱』である。『要綱』の「資本一般」概念はマルクスの単なる理論的仮説ではなく、産業ブルジョアジーの利害関心という現実的根拠をもつ理論的抽象である。
- 50) *Das Kapital*, Erster Band, Dietz Verlag 1962, Berlin, S.791: 『資本論』新日本出版社、1983年、第4分冊、1306頁。ポールド体は引用者。訳語「個々人的所有」・「共通占有」は廣西元信「『誤訳』が育てたマルクス経済学」『経済評論』1993年5月による。日本のマルクス経済学者は民法学を無視していると廣西は指摘している。この廣西説は『資本論の誤訳』（青友社、1966年）以来の所説である。
- 51) J. F. Bray, *Labour's Wrong and Labour's Remedy; or, The age of might and the age of right*, Leeds, published by David Green, Briggate, 1839, p.194.
- 52) 廣西説によれば、資本主義社会では「補助占有者」にすぎなかった賃金労働者がポスト資本主義社会では資本所有者・経営者と対等な株式会社の「占有者」になり利潤を分配し合うようになる。
- 53) もっともマルクスのこの構想が鮮明になるのは、『資本論』初版・第2版での用語 Gemeineigentum（**共同所有**：初版ではイタリック体、第2版ではローマン体）がフランス語版で la possession commune（**共通占有**：ローマン体）に変更され、エンゲルスがドイツ語第3版（vgl. MEGA, II /8, 1989, S.713）以後その変更をドイツ語 Gemeinbesitz（**共通占有**：ローマン体）に訳してからのことである。なお、廣西元信はマルクスのこの変更をブルードン説への接近と捉えているが、むしろブレイ説への接近であろう。マルクスが『哲学の貧困』で指摘するように、ブルードンの『所有とは何か』（1840年）や『貧困の哲学』（1846年）より前の1839年に、ブレイはその将来社会像を示していたのである。

消費者はオールマイティか

梶原 勝美

目 次

1. はじめに
2. ブランド企業と消費者
3. 流通業者と消費者
4. 社会と消費者
5. ブランドと消費者
 - (1) ブランドは見せるものではなく魅せられたもの
 - (2) ブランドがもたらすのは個性化か没個性化か
 - (3) ブランドの無限のバリエーションは可能か
 - (4) マス・ブランドとパーソナル・ブランド
 - (5) インターネット時代の消費者
6. 消費者はオールマイティか
7. おわりに

1. はじめに

本研究において、すでにブランド・マーケティングにおける消費者についての考察を試みてきた^(注1)。その結論として、企業が創造したブランドをブランドたらしめているのは、究極的には市場の消費者の評価であると導かれた。換言すれば、消費者がブランドとみなせばブランドとなり、モノとみなせばたとえ企業がプロダクト（製品）に情報を加えブランドと称しても、それは100円ショップの商品にみられるようにブランドではない単なるモノ商品となる。このように消費者は商品の究極的な評価に関していえば、企業に対して明らかにオールマイティの

力を持つ存在である。したがって、ブランド企業にとって、消費者を重視する消費者志向はあえていう必要がない、必須のものとなっている。

かつて消費者は王様といわれたが、ブランド社会の今ではそれ以上の力を持つオールマイティの存在となっているのである。確かに、一見すれば、消費者はその全体集合として強力な力をブランド企業に対して持つようになり、たとえば、ブランドが欠陥商品であるとみなされる^(注2)ときはもちろんのこと消費者のブランド評価が変わっただけで、それまで消費者の評価と支持を長年得ていたロングライフのブランドが消滅したり、当該企業が倒産にまで至ることがある^(注3)。したがって、消費者はブランド企業に対してはオールマイティの力を持つようになってきたといえるが、果たして、現代の消費者はそれに相当する存在となっているのであろうか。

そこで、本稿では、これまで一連のブランド・マーケティング研究の中で多方面から論じてきた消費者であるが、ここで改めてブランド・マーケティング論の観点から消費者の存在そのものについて考察し、あわせてブランド企業のマーケティング、すなわち、ブランド・マーケティングのより一層の理解を求める試みとしたい。

2. ブランド企業と消費者

ブランド企業がマーケティングを行う目標は、

創造、展開するブランドに対する消費者の評価、支持を得るとともにできるだけ多くの消費者が長期にわたりブランド・ロイヤリティを持続できるようマーケティング努力を集中することといえる。その結果として、ブランドがロングライフ化すれば、それはブランド企業にある種の独占市場と独占利益を長期間にわたりもたらすことになる。したがって、ブランド企業の生存、維持、成長は展開するブランドに大きく依存することとなり、そのためすべての企業努力の焦点はブランドを左右する消費者に当てることになる。換言すれば、消費者はブランド企業のすべての目標となり、試行錯誤のもとで消費者へのブランド・コミュニケーションを行い、ブランド・ロイヤルな消費者の獲得と持続を試みているのである。

それには、まず、パイオニア・ブランドとして市場の消費者に受容されることが望ましい。ロングライフのブランドの事例研究から明かなように、たとえば、「コカ・コーラ」のようなロングライフのブランドは、その当初、消費者のパイオニア・ブランドとしての認識から始まり、彼らの評価と支持が継続し、その結果、彼らのブランド・ロイヤリティが長く続くこととなるのである。したがって、ブランド企業は決してイミテーション、コピーではなく、可能な限りオリジナリティのある情報を付加したパイオニア・ブランドを創造、展開し、消費者に訴えなければならない。しかしながら、競争が存在するため、必ずしもパイオニア・ブランドではない追随ブランドをブランド企業が創造、展開する場合には、やむなくパイオニア・ブランドを駆逐する戦略をとり、多くの情報を消費者にコミュニケーションするのである。換言すれば、消費者の評価がブランド企業の経営の全体を左右するため、消費者志向は当たり前となってきた。その結果、今日のブランド企業にとっ

て名実ともに消費者は王様、あるいはそれ以上の存在となっている。ブランド企業は消費者に媚を売り、至れり尽くせりのサービスを行い、見かけだけかもしれないが、あたかもオールマイティのような扱いをするようになってきている。

さらにこの傾向を助長しているのが、新たな消費者の出現である。ブランド企業が当初思いもしなかった消費者が創造したり、提案するブランドへの機能の付加、ブランド・コミュニケーションのオピニオン・リーダーとなるなどブランド共創する消費者が現れ^(注4)、そのためブランド企業はますます消費者を企業外の重要な経営資源と考え、より一層オールマイティな存在として扱うようになってきている。

3. 流通業者と消費者

これまでブランド企業はブランドを評価し、市場におけるブランドの生命を左右するのは究極的には消費者であり、消費者はオールマイティな力を持っているとみなしてきた。しかしながら、消費者だけではなく、流通業者もブランドを左右する存在である。なぜならば、通常、流通業者がブランドを流通に乗せなければ、ブランドの販売は実現せず、消費者のもとへ届くことはないからである^(注5)。

かつての流通業者は商品を極めたプロフェッショナルであった。長年の修行のもとに商品知識を蓄えると同時に商品を見極める目利きでもあった。したがって、彼らが仕入れ、販売する商品に対し消費者は安心して購入することができた。ところが、事態が一転した。情報付きの商品であるブランドの出現、ブランド企業の成長および消費者のブランド志向の進展である。ブランド企業はブランドのメリットを訴求し、あわせて消費者に安全、安心といった保証情報をもコミュニケーションしたのである。その結果、

多くの消費者は商品ではなく、ブランド認識をもつようになり、次第に強いブランド志向をもつようになった。

そうすると消費者は購買行動を大きく変化させた。ブランドの成長を背景として、セルフ・セレクション、セルフ・サービスを選好するようになり、流通業者のそれまでの直接的なアドバイス、販売誘導を必要としなくなった。さらに、決定的な影響を与えているのが、インターネットの出現である。消費者は流通業者の店舗内での購買から、インターネット空間での購買、すなわち、ネット通販を選好するように変化してきている。換言すれば、消費者はセルフ・サービスの店でブランドを購入し、自宅まで持ち帰ることはどう見ても王様ではないことに気がついたのである。その一方、ネット通販はまさに消費者を王様扱いでもてなしてくれるのである。

新たに出現したネット通販は安心、安全と満足の保証が付いたブランドを扱うことによって、消費者の不安は生じることなく、しかも流通段階をカットすることによりコストを削減し、競争的な価格を実現した流通業者が急速に成長した。一方、消費者は次第にネット通販があまりにも便利で手軽で、その上、王様のように取り扱ってくれることに慣れ、気が付いてみたら、自分一人では何もできず、裸の王様のようになり始めているのである。

4. 社会と消費者

ブランド社会といわれるようになって久しいが、ブランドをめぐる社会と消費者の関係についてはいまだ課題が多く残っているといわざるをえない。これまでブランドと社会については考察した^(注6)が、ここではブランドをめぐる社会と消費者との関係に焦点を当て、改めて消費者についての考察を試みてみたい。

ブランドは消費者のニーズとウォンツに合うようにブランド企業が創造し、展開するものである。確かにブランドの多くは消費者に満足を与えるものであるが、新たな問題を引き起こしているのも事実である。たとえば、ブランド企業の多くは消費者が第一とばかり、彼らのニーズとウォンツを満たそうと、たとえば、オートバイでは大きな音の出るマフラーのブランドを創造したり、環境にやさしいリサイクル・システムが確立していた瓶入りビールから消費者にとって手軽で便利であるが環境に負荷をかけるアルミニウムの容器へと変えたり、世界で一番安全でおいしいはずの日本の水道水ではなく、ミネラル・ウォーターのほうがさらに美味しく、安全であるとのブランド訴求を始めている。これらはブランド企業のブランド・マーケティングの成功事例のひとつといえるが、ある場合には、ブランド企業のマーケティングによって、また、ある場合には、消費者自身が希望し、ブランド企業がそれに応えるブランドを創り、消費者がそれを選んでいるということになる。

これらの事例から消費者は満足するかもしれないが、社会環境や自然環境にとっては必ずしもそうとはいえず、当該消費者と社会との利益とは一致しない。果たしてブランド企業は消費者の言い分だけを満たせば、それでいいのであろうか。また、消費者も自分だけが満足すれば、それでいいのであろうか。

今後、ブランド企業ばかりか消費者も社会的環境、自然的環境を十分に考え、ブランド企業と消費者との共創という新たな行動をすべき時が来たのかもしれない。それがエコ時代のブランド企業と消費者のあるべき姿（すがた）のひとつであると思われるが、未だ多くの課題が待ち受けているように思われてならない。その中には、消費者の自己中心的な意識と消費者に配慮しすぎるブランド企業が上げられよう。した

がって、社会的な観点から現状のオールマイティな消費者の存在とブランド企業のブランド・マーケティングを問い直さなければならないといえよう。

5. ブランドと消費者

すでにブランドと消費者については考察した^(注7)が、一般的にいて、ブランド企業は消費者にブランド・コミュニケーションを通じて、ブランド認知からブランド評価、支持を獲得しようとブランド・マーケティングを行っている。その結果、多くの消費者はブランド志向の消費者となり、ブランド社会が実現しつつある。これまでの研究では、ブランドのメリットだけが強調されてきた観があるが、ここで再びブランドと消費者の関係を考えてみたい。

(1) ブランドは見せるものではなく魅せられたもの

すでに論じたように^(注8)、消費者にとってブランドは見せるもの、すなわち、他人に誇示する役割がある。また、同じメカニズム・ブランドであっても、見せるブランドと使うブランドがあり、その一般ブランド化への進化に見せるという機能が大きな影響があることがわかった。そればかりか、ファッション・ブランドは見せることを前提に創造されているようである。一般的にいえば、多くのブランドは他人に見せることを前提に情報が創造されているとみなされている。

しかしながら、果たしてそうであろうか。本来、消費者はブランドを他人に見せるために購入・使用するのではなく、あくまでも自分のためである。その一例としてあげられるのは下着のブランドである。通常、下着は特別な状況を除いては他人に見せるものではない。もちろん、

最近ファッションとして見せる下着がみられるが、それはあくまでも若者の一部とか、スポーツ・ウェアとか、限られた消費者の間のものであり、決して消費者の全体ではない。このように他人に見せるものではない下着のブランド化は見せるためのものではなく、購入・使用する消費者自身の自己満足のためだといえよう。あるいは勝負パンツという言葉が一般化しつつあるように、ある種のブランドの下着を付けることによって、気分が高揚し、自分で自分を鼓舞する働きをしているという。特定の魅せられた下着のブランドに自分の思いを込めているというのである。

したがって、ブランドは必ずしも見せるものではなく、魅せられたものということになる。魅せられたブランドは消費者にとって当然ブランド・ロイヤリティを持ち続けることになるものであるといえよう。

(2) ブランドがもたらすのは個性化か没個性化か

ブランドが消費者にもたらすのは個性を際立たせるのか、あるいは、消費者の没個性化、同一化なのかについてはすでに考察した^(注9)が、ここで再び論じてみたい。

確かにブランドは消費者という人間を多少小奇麗で可愛く、かっこよく見せることができるのは事実であるが、たとえば、「ルイ・ビトン」の同じバッグを持った、あるいは、「シャネル」の同じスーツを着た数え切れないほどの女性の集団に出会ったならば、何と思うであろうか。一人一人の消費者である人間を想定したならば、個性的で、魅力的かもしれないが、同じブランドを身に付けた何百、何千という集団を見たならば、そこには個性のかけらも感じない、気味の悪い軍隊のような印象を想像するのは私だけであろうか。しかしながら、ブランド企業にと

ってはそれは理想なのかもしれない。

ブランドはある種の麻薬かもしれない。将来のことは別にして、刹那の、今だけの満足是十分すぎるほど与えてくれるからである。あるいはまた、一時（いつとき）の美容整形かもしれない。少し考えれば、必ずしもブランドによって心が豊かになるとはいえず、個性的ではなく没個性になることがわかるであろう。

したがって、ブランド企業は消費者の満足のため、消費者のニーズやウォンツに適うため、消費者の豊かさを実現するためといったお題目のもとで、ありとあらゆるスキルを使って、ブランド・マーケティングを展開しているが、これは果たして消費者のためになっているのだろうか。疑問が生じてくるのである。

(3) ブランドの無限のバリエーションは可能か

消費者の理想のブランドとは何であろうか。そのひとつが、ブランドの選択可能性ということになる。

厳しい競争が存在し、しかも大量生産の下にある現代の経済体制では、消費者は複数のブランド企業が提示する多くのブランドの中から自分で選択することができる。しかしながら、ブランドの選択基準である消費者のニーズやウォンツは本来個性的なものである。つまり、消費者が10人いれば、10種類のアイテム・ブランド、1,000人いれば1,000種類のアイテム・ブランドがあれば、消費者それぞれの満足が得られるかもしれない。

ところが、現実にはこのようなブランドの無限のバリエーションはみることができない。もちろん、たとえば、従来の単なる大量生産からIT技術の発展により少量生産の革新が進展し、一部の車のブランドのように、かなりのアクセサリーのオプションがあり、その組み合わせは何千、何万種類となり、かなり選択の幅は広が

ったといえるが、ブランドの重要な要素であるプロダクトはあくまでも同一であり、バリエーションといっても明らかな限界がある。

したがって、現状では個々の消費者の個人的な要求、すなわち、ニーズとウォンツを完全に満たすことは不可能に近いといわざるをえない。

(4) マス・ブランドとパーソナル・ブランド

現代のブランド企業の多くはマス・ブランドを創造し、展開している。しかしながら、消費者は他人と同じブランドを持って安心する一面、自分だけのブランドが欲しいのも事実である。

しかしながら、現代のブランド企業は大量生産のもとでマス・ブランドを展開しているの、たとえば、野球選手のイチローだけのパーソナル・ブランドのバット、有名なマラソン選手のパーソナル・ブランドのシューズなど特別な場合を除いてはパーソナル・ブランドの受注は行っていない。こうした特別仕様のパーソナル・ブランドは、ブランド企業が有名選手使用という情報を付加して新たにブランドとして展開することがあり、そのためにコストを無視して特別にパーソナル・ブランドを創造しているのである。

しかしながら、一般の消費者がブランド企業に自分だけのパーソナル・ブランドの発注をしても、それは受け付けてもらえない。というのは、通常、ブランド企業は職人生産による一品生産ではなく、多くは大量生産の下にある。したがって、現代のブランド企業が大量生産にもとづくマス・ブランドをつくりながら、個々の消費者のパーソナル・ブランドへの要求には、コスト的にも、技術的にも、人的にも不可能なのが実情である。

ところが、IT技術の進展によって新たな展開がみられるようになった。それがワン・ツウ・ワン・マーケティングであり、インターネットを媒介に消費者のニーズとウォンツに適う

個人だけのパーソナル・ブランドの道を開くものかもしれない。しかしながら、現状では、前述したようなブランドのバリエーションにすぎず、たとえば、ブランドのアクセサリーのひとつがもとのマス・ブランドとは違うといったものであり、あくまでもブランド企業が設計したもので、厳密に言えば、パーソナル・ブランドとはいいいにくい。

消費者が自分だけのパーソナル・ブランドを求めるのであれば、やはり職人によるオーダー・メイドに戻らなければならないかもしれない。消費者の個人的なニーズやウォンツに完璧にかなうものは今のところオーダー・メイドしかないといえるのである。しかしながら、それにはコスト、時間、知識が必要になり、消費者のだれもが利用できるとはいい切れない。したがって、ブランド企業にとって、消費者は特別の存在ではなく、もちろん王様でもなく、ましてやオールマイティでもないただの顧客にすぎないということになる。

(5) インターネット時代の消費者

インターネットの進展に伴い消費者の購買行動が大きく変わってきている。そのひとつの現われが百貨店、総合スーパー、量販店といったこれまで流通を支配していた流通企業の売り上げの減少とそれに反比例するように増加を示している通信販売の出現である。なかでもインターネット通販が急激に売り上げを伸ばしている。

そもそも消費者という人間は怠け者で、肉体的にも精神的にもできるだけ苦勞をしたくないという傾向がある。しかも社会が進化、複雑化することによりますます忙しくなっている。買い物の時間と労力を削減するために、駐車場のある郊外のショッピング・センターないしは総合スーパーへ車で行くようになり、また、自宅の近くの商店街の知り合いの店主がいる店

に行けば何かと煩わしいと感じ、セルフ・サービスのコンビニエンス・ストアが気軽だということで、コンビニを愛好するのである。このような消費者の前に20世紀末から21世紀の初めにかけて、突然出現したのが、インターネット通販である。このインターネット通販、通称、ネット通販はまさに消費者の理想に近い流通形態である。

時間を気にせず、買い物が24時間いつでもできる。意思表示はパソコンをクリックすればそれで完了。代金支払いはクレジット・カードで決済。商品は日時指定で自宅まで宅配される。しかも商品はブランド商品であることが多く、何かあれば、ブランド企業の保証付き。その上、同一ブランドを販売するネット通販業者ないしネット・ショップは無数にあり、激しい競争が行われている。さらに、価格は価格ドット・コムで簡単に調べることができ、一番安く買うことができる。まさに至れり尽くせりである。消費者は王様、あるいはそれ以上の存在となったのである。したがって、ネット通販の売り上げがアップするのは当たり前である。しかしながら、ネット通販は消費者にとっていいことだけではない。

ネット通販はあまりにも手軽で便利のため、消費者が買物依存症に陥ってしまうケースが増加している。クレジット・カードの与信機能のため身の丈以上の買い物をしてしまう。パソコンの前に座り、マウスをワン・クリックすることで買い物ができるので、新たな衝動買いがみうけられる。つまり、あまり深く考えもせず、情報探索が容易なため必要のない商品まで買うことがおこり、もちろん返品、返金は可能であるが、その手続きは注文に比して何倍も煩わしく、その結果、多くの消費者は何もせずその期限を迎えることになるのである。

古代社会において社会経済の発展があり、一

部の商品の買い物が始まって以来、長らく、買い物は楽しみ、娯楽であったと同時に煩わしく、苦痛な一面があった。この煩わしい、苦痛な一面を解消したのがネット通販であるといえる。しかし同時に買い物の楽しみの大半のものを奪ってしまったのもネット通販である。商品を探す楽しみ、お店で商品を買って代金を払い受け取る時のわくわく感、家族、友人との買い物の後の楽しい食事と会話、それらを奪ってしまったのである。都市化がおこり、交通インフラが整備され、また、車社会が出現すると人間は歩かなくなり、その結果、足腰が弱くなってしまった。同様に、ネット通販は消費者の買い物に対する足腰を弱くしているのである。人間は知恵がある。反省を踏まえ、最近ではジョギング、ウォーキングが盛んになり、足腰が弱らないように、また、弱った足腰を回復しようとしている。このことは買い物に関しても当てはまるのではないだろうか。いずれネット通販への反省と新たな取り組みが生まれるのではないだろうか。

6. 消費者はオールマイティか

これまで試みてきた一連の研究、すなわち、ブランド・マーケティング体系では、基本的には消費者はオールマイティの力を持つ存在として扱ってきた。さらに、多くの研究者たちも「消費者はオールマイティである」という誤解の落とし穴に入ってきているが、それはブランドが発展した裏返しであると思われる。目利きではなく、情報が十分なく、その結果、人間的、すなわち、感情的、感覚的、情緒的、衝動的にブランドの評価をするのが消費者である。したがって、合理的に考えれば、消費者のブランドについての評価は必ずしもすべて正しいとはいえない。

消費者のその隙を狙って、現実には、ブラン

ド企業が良い意味でも悪い意味でもマーケティング・コミュニケーションを集中してくるのである。しかしながら、消費者は必ずしも愚かであるとは言い切れない。たとえば、繰り返し同一のブランド購入、使用経験を重ねれば、どんな消費者でも当該ブランドに対するかなり正しい評価に次第に近づくことになる。それゆえ、結果として、消費者の判断は正しいといえる。そこで、企業からいえば、消費者は王様、神様となり、消費者の判断行動はオールマイティとなるのである。しかしながら、オールマイティの存在となってきた消費者だけをブランド企業が考え、重視すれば、それはそれでいいのであろうか。

確かにブランドを巡る消費者の存在は最近とみに重要なものとなってきたようである。消費者同士の評価をめぐるコミュニケーション、たとえば、多くのフォロワーがいる有名人が消費者の一人としてあるブランドがよいとつぶやけば、そのブランドがあつという間に広がるということがある。また、消費者がiフォンのアプリを作り出すように新たなブランド展開の一助をなすことも多くみられるようになってきている。したがって、消費者はブランド企業の顧客としての存在だけではなく、ブランドのファン、サポーターとして、また、コミュニケーターとしても、さらには新たな共創者としても重要な役割を果たすようになり、ますますブランド企業の消費者の扱いはオールマイティに近づいてきているのである。しかしながら、ブランド企業にとって、ブランドは企業の存在をかけた重要なものであるが、一方、多くの消費者にとっては個別のブランドは自分の人生、ライフスタイルのほんの一部にすぎない。換言すれば、企業は自社のブランドのことを四六時中考えているが、ほとんどの消費者はブランドに対し四六時中考えるということはありません。

ブランド社会が進展するに従い、ブランド企業は直接的な利害の対象者である消費者をオールマイティの存在として表向き奉ってきているが、消費者だけではなく、ブランドのチャネルを構成する流通業者、さらには企業外のマーケティング機関、マスコミ、社会、自然環境など多くの要因を考慮しなければならない。要するに、消費者と多くの要因とのバランスが必要である。したがって、消費者はオールマイティであるとは必ずしも言い切れなくなるのである。

7. おわりに

消費者が評価、支持する、すなわち、購買、使用することによってブランドがブランドとなり、その結果、消費者がブランド企業のすべてを左右しているのはある面では事実である。そのため、ブランド企業は消費者に媚を売り、オールマイティな存在として扱うようになり、一方、消費者はブランド企業の至れり尽くせりの扱いによって、自分の存在を誤解し始めている。

確かに消費者は特定のブランドの評価、支持をするか、しないかによって、当該ブランド企業の死活を握っているといえるが、それはブランドに対する拒否権を持っているにすぎず、決してオールマイティ存在ではないし、それはありえないことである。基本的にはブランドは企業によって創造され、展開されるものであり、あくまでもブランド企業が主であることは当然のことである。一方、消費者はブランド企業の戦略、戦術に惑わされ、王様、いやオールマイティであるような振る舞いを始めているが、一部のクレマーにみられるように横柄な行動をとる前に、消費者はたとえブランドであっても、すべてをブランド企業の責任に押し付けるのではなく、それに対する自己の責任を自覚しなければならない時期に来ているといえよう。

今後、ブランドをめぐるすべての責任をブランド企業だけに押し付けるのではなく、消費者もそれなりの努力が必要となるであろう。このままでは見かけ倒しの消費者となり、依存性が強い、ひ弱な存在となるしかないといわざるをえない。そうすると、果たしてそれはかつての消費者が夢みた理想の形に近づいたといえるであろうか。ブランド社会に入って、かなりの時間を経た今日、日本、欧米などの消費者はブランドを単なる憧れとみなすのではなく、自分にとってのブランド、自分のライフスタイルとブランドとのコーディネートなど、次のレベルへと消費者自身が変化しなければならないといえよう。なぜならば、消費者はオールマイティというのはブランド企業が消費者にもたらした幻想にすぎないものであるからである。

〈注〉

- 注1 たとえば、消費者志向についていえば、梶原勝美「ブランド・マーケティング体系（Ⅳ）」pp.49-50、専修商学論集91号、2010年；梶原勝美『ブランド・マーケティング研究序説Ⅱ』pp.322-323。
- 注2 同上論文、p.55；同上書、pp.333-334；梶原勝美「お茶のブランド・マーケティング」pp.11-12、社会科学年報第46号、専修大学社会科学研究所、2012年。
- 注3 梶原勝美「メカニズム・ブランド」p.14、日経広告研究所報第265号、2012年。
- 注4 梶原勝美「ブランドの情報機能」専修大学経営研究所報第182号、2009年；梶原勝美、前掲書、243-246。
- 注5 梶原勝美、「ブランド・マーケティング体系（Ⅳ）」、pp.66-81、；梶原勝美、同上書、pp.343-368。
- 注6 同上論文、pp.93-103；同上書、pp.386-403。
- 注7 同上論文、pp.81-93；同上書、pp. 368-386。
- 注8 梶原勝美「メカニズム・ブランド」。
- 注9 梶原勝美、前掲論文、pp.84-85；梶原勝美、前掲書、pp.376-377。

私立大学の正しい資産運用体制を求めて

小藤 康夫

1. 運用成果を示す新指標

(1) 新運用利回りの導入

周知のように私立大学の資産運用は大学を取り巻く経営環境の厳しさから、その重要性が年々高まりつつある。だが、そうした認識とは裏腹に、肝心要の運用成果を示す指標が公表されないままにあるのが現状である。それでも求めようとするれば、年度ごとに発表される各大学の財務諸表から代表的な運用指標である総合利回りを弾き出すこともできる。

総合利回りは利息・配当金収入にキャピタル損益を加えたものを運用可能資産で割れば求められる。利息・配当金収入だけを対象にした直接利回りもしばしば運用指標として目に触れるが、それよりもキャピタル損益を加えた総合利回りのほうが運用成果をさらに正確に把握できるという点で優れている。

そのためにはキャピタル損益を求めるうえで必要な資産売却差額と資産処分差額の項目にも注意を払う必要がある。だが、すでに小藤(2011年5月)で指摘したようにリーマンショックに見られたような不安定な運用環境のもとでは、キャピタル損益だけでは依然として正確な運用利回りを求めたことにはならない。

やはり有価証券の含み損益も加えなければ正しい運用利回りとはいえないであろう。今日では株価下落や円高の急激な進行から大学が保有する有価証券の含み損は膨らむばかりである。

もちろん、含み損は実現損ではないので、損失が確定したわけではない。時間が経過すれば元に回復するかもしれない。

だが、その保証は全くない。しかも含み損が急拡大すればキャンパス計画の見直しをせざるを得なくなるなど、大学経営にかなりの打撃をもたらす恐れもある。それゆえ、含み損を無視するわけにはいかない。

そこで、リーマンショックの影響を受けた2008年度から2010年度の3年間を分析の対象にしながら、含み損益を加えた新しい運用利回りを主要私立大学の決算データから求めてみることにしたい。

その作業として、まず「大学四季報(週刊東洋経済)」(各年度)から旧運用利回りとして通常の総合利回りを計算し、さらに新聞・経済雑誌で得られた含み損益を加味しながら新運用利回りを求めていく。

そのことを計算式で整理すると、次のようになる。

旧運用利回り(%)

= 通常の総合利回り

$$= (\text{利息} \cdot \text{配当金} + \text{資産売却差額} - \text{資産処分差額}) \div \text{旧運用可能資産} \times 100$$

新運用利回り(%)

$$= (\text{利息} \cdot \text{配当金} + \text{資産売却差額} - \text{資産処分差額} + \text{有価証券の含み損益}) \div \text{新運用可能資産} \times 100$$

いうまでもなく、新運用利回りの計算式で含み損はマイナス要因として、逆に含み益はプラス要因として反映される。また、この式の新運用可能資産は旧運用可能資産に有価証券の含み損益を加味した金額になる。

(2) 変動をもたらす含み損益の影響

図表1は実際に主要私立大学の新・旧運用利回りを計算したものである。両運用利回りを比較しようとして作成されたものであるが、残念ながら、利用可能なデータが完璧に揃っていないため、所々に計算できず、空白の箇所が散見される。

そこで、2種類の新・旧運用利回りが揃っている箇所を網掛けにしながら、その箇所だけを対象にした年度ごとの平均値を求め、それらを比較していきたい。図表2は網掛け部分を対象にした新・旧運用利回りの平均値を年度ごとに描いたものである。

この図を見るとわかるように新運用利回りのほうが旧運用利回りよりも変動が大きいことが確認できる。これは計測した3年間がリーマンショックの影響から有価証券の含み損益が大きく変動したためである。

2008年度を見ると、新運用利回りは旧運用利回りよりも大きく落ち込んでいる。これは明らかに含み損を大量に抱えたためである。それに対して2009年度は前年度と対照的に、新運用利回りのほうが旧運用利回りよりも大きく上昇している。リーマンショックの反動から含み益に転じたり、あるいは含み損が縮小した大学が現れたためである。そ

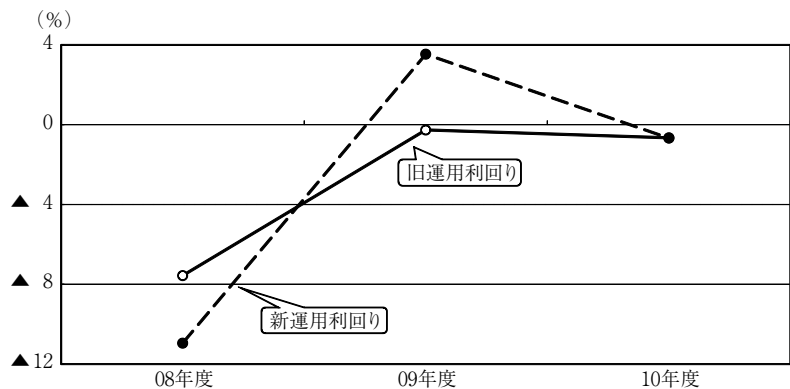
して2010年度は運用環境がやや落ち着いた状態に戻ったせいか、両運用利回りにほとんど差が見られなくなっている。

本来ならば新・旧運用利回りの比較だけでも十分かもしれないが、両者を計算するうえで必要な運用可能資産にも注目してみることにしたい。図表3はデータから直接利用できる従来の旧運用可能資産と有価証券の含み損益を加えた新運用可能資産の対前年度増減率を同じ3年間で対象にしながら計算したものである。先ほどと同様にデータの制約から計算不能な箇所は空白のままとなっている。新・旧運用可能資産増減率が比較可能な箇所だけが網掛けで記されている。

そこで、網掛け部分だけを対象にしながら年度ごとに平均値を求め、その変動を比較したものが図表4である。その姿は運用利回りと同様である。2008年度は新運用可能資産増減率が旧運用可能増減率よりも下回り、2009年度は反対に新運用可能資産増減率が旧運用可能増減率を上回っている。そして2010年度になると、両者の差がほとんどなくなっている。

当然のことであるが、運用環境が急激に変化する状況のもとでは有価証券の含み損益が影響するため、運用利回りであれ、運用可能資産であれ、新しい指標は従来の指標に比較して大き

図表2 新・旧運用利回りの比較



図表1 新・旧運用利回りのデータ

番号	大学名	運用利回り (%)		
		08年度	09年度	10年度
1	北星学園大学	(2.44)	5.06 (2.94)	
2	千葉工業大学	(2.37)	(▲0.62)	▲4.53 (▲2.58)
3	千葉商科大学	(1.50)	9.23 (1.27)	
4	慶應義塾大学	▲26.36 (▲13.24)	17.23 (▲1.02)	▲1.27 (0.46)
5	國學院大学	(▲4.65)	2.26 (0.96)	▲0.76 (▲0.17)
6	国際基督教大学	(0.49)	6.65 (0.68)	0.67 (0.50)
7	駒澤大学	▲27.40 (▲33.83)	7.74 (▲0.99)	▲8.78 (▲18.34)
8	芝浦工業大学	▲8.43 (▲0.28)	4.27 (1.97)	▲1.77 (▲4.52)
9	上智大学	(▲17.51)	4.20 (0.59)	0.59 (0.23)
10	専修大学	▲5.72 (1.03)	3.53 (1.22)	▲1.55 (0.69)
11	玉川大学	(2.90)	2.59 (1.55)	0.25 (0.50)
12	中央大学	▲1.64 (0.68)	1.05 (1.85)	
13	東京工科大学	(▲5.48)	▲40.78 (▲31.74)	
14	東京理科大学	(▲0.85)	0.82 (0.26)	9.50 (8.69)
15	立正大学	▲34.93 (▲35.35)	20.42 (3.22)	4.21 (1.97)
16	金沢工業大学	(▲6.83)	2.29 (0.48)	▲5.30 (▲2.41)
17	南山大学	(1.61)	23.59 (0.36)	▲1.87 (0.49)
18	京都産業大学	(1.09)	2.11 (1.69)	
19	追手門学院大学	(0.50)	2.30 (0.02)	
20	大阪経済大学	(▲3.21)	2.37 (1.38)	▲1.33 (▲0.43)
21	関西大学	▲0.41 (1.47)	0.00 (0.48)	0.19 (▲1.22)
22	桃山学院大学	(1.13)	▲1.19 (1.85)	▲0.44 (1.10)
23	関西学院大学	▲1.07 (1.48)	3.06 (1.46)	
24	神戸学院大学	(2.17)	(▲0.15)	0.02 (0.15)
25	武庫川女子大学	(1.37)	2.86 (1.02)	0.57 (1.30)
26	西南学院大学	▲0.82 (1.30)	2.24 (1.16)	▲1.01 (0.16)
27	福岡大学	▲2.71 (1.12)	4.46 (0.74)	▲0.83 (0.21)

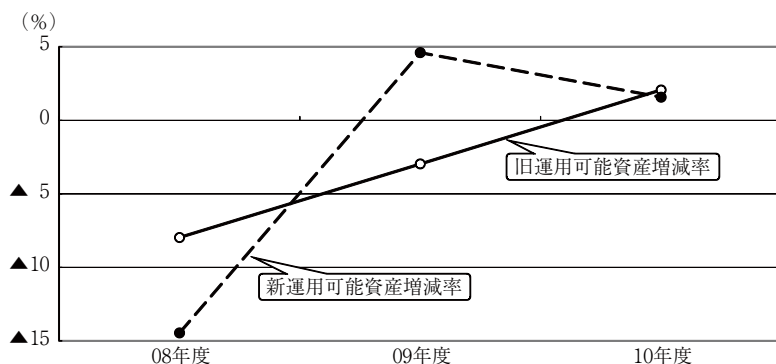
(注) 上段は新運用利回り、下段の括弧は旧運用利回り。

図表3 新・旧運用可能資産増減率のデータ

番号	大学名	運用可能資産増減率 (%)		
		08年度	09年度	10年度
1	北星学園大学	(7.33)	11.08 (7.78)	
2	千葉工業大学	(▲13.45)	(▲2.40)	▲8.43 (▲5.18)
3	千葉商科大学	(3.14)	14.53 (4.41)	
4	慶應義塾大学	▲29.61 (▲12.67)	18.47 (▲5.18)	▲13.58 (▲9.58)
5	國學院大学	(▲2.79)	3.34 (1.79)	11.55 (11.62)
6	国際基督教大学	(▲2.77)	0.38 (▲5.32)	▲7.07 (▲6.79)
7	駒澤大学	▲44.48 (▲32.92)	9.75 (▲3.26)	▲1.46 (▲9.53)
8	芝浦工業大学	▲21.27 (▲11.42)	4.54 (1.21)	▲7.26 (▲8.36)
9	上智大学	(▲13.79)	3.68 (▲0.25)	▲0.29 (▲0.63)
10	専修大学	▲1.60 (5.64)	39.19 (31.00)	▲2.25 (0.17)
11	玉川大学	(2.84)	7.83 (6.21)	6.56 (6.50)
12	中央大学	▲1.14 (1.30)	▲1.92 (▲0.93)	
13	東京工科大学	(25.80)	▲96.48 (▲92.55)	
14	東京理科大学	(10.53)	▲9.39 (▲9.56)	50.87 (47.98)
15	立正大学	▲38.01 (▲31.82)	30.81 (5.17)	5.15 (2.54)
16	金沢工業大学	(▲5.68)	2.96 (0.95)	▲8.97 (▲5.89)
17	南山大学	(▲17.55)	79.50 (▲2.78)	▲10.34 (▲2.44)
18	京都産業大学	(1.61)	▲14.56 (▲14.63)	
19	追手門学院大学	(▲2.52)	5.95 (3.24)	
20	大阪経済大学	(5.76)	2.68 (1.48)	▲0.54 (0.39)
21	関西大学	▲5.32 (▲3.42)	▲20.64 (▲19.51)	6.41 (4.62)
22	桃山学院大学	(▲6.42)	3.63 (6.80)	2.92 (4.38)
23	関西学院大学	▲0.11 (2.51)	20.22 (16.53)	
24	神戸学院大学	(6.26)	(4.07)	8.57 (8.29)
25	武庫川女子大学	(1.46)	5.94 (3.86)	4.53 (5.26)
26	西南学院大学	2.57 (4.72)	▲3.82 (▲4.68)	7.71 (9.00)
27	福岡大学	▲5.61 (▲1.62)	▲2.69 (▲5.98)	▲12.60 (▲11.11)

(注) 上段は新運用可能資産増減率、下段の括弧は旧運用可能資産増減率。

図表 4 新・旧運用可能資産増減率の比較



な変動を示すことになる。

平穏な運用環境に置かれていれば、従来の指標でもある程度の役割を果たせたかもしれない。だが、今日のような厳しい運用環境に置かれている場合、新しい指標を利用しない限り、正しい情報を得ていることにはならないであろう。このことは私立大学の運用の実態を明らかにするためにも必要である。

2. 日本の大学における資産運用体制

(1) 資産運用の重要性

こうして新運用利回りは含み損益の導入から、利息・配当金による直接利回りやキャピタル損益を加えた総合利回りよりも、さらに大きな変動を示すことになる。とりわけ、リーマンショック前後の時期を対象にしながら新運用利回りと他の指標を比較すれば、その違いは明確に確認できる。

私立大学の資産運用は新運用利回りに置き直せば、予想以上にリスクな運用を行っている実態が明らかにされる。そのことは漠然とした表現であるが、マスコミなどでも同じような内容の報道が行われている。そのため、大学の資産運用はできる限り、リスクを負わない安全志向に切り替えていかなければならないと考える

人が多いように思える。

実際、資産運用の失敗から従来の方針を見直さざるを得ない事態に追い込まれた私立大学が一部で存在しているので、運用姿勢の転換は当然のように思えるかもしれない。だが、短期的には理解できるにしても長期的にわが国の大学経営をとらえ

れば、必ずしも安全志向の資産運用が好ましいとはいえない。むしろ、将来的には積極的な資産運用を実行しなければ、大学経営が行き詰まる恐れの方が高いとも思われる。

現在は学生からの授業料納付金を中心にしながら国からの補助金で大学経営が賄われている。しかしながら、大学を取り巻く環境は年度ごとに厳しさを増し、さらに日本の財政も余裕が失われつつある。それに加えて、社会が大学に求める要求も高まりつつある。そのため授業料納付金と補助金だけで大学を支えるのが難しくなっている。

それを補完するのが資産運用であり、そこから生み出される運用収入が小さくてはまったく意味がない。大学経営に貢献するには高い運用収入の獲得が必要であり、それを実現するにはそれなりのリスクを負担せざるを得ない。したがって、わが国の私立大学が安定的経営を持続するにはある程度のハイリスク・ハイリターン資産運用が必要と考えられる。

以下ではそのことをシステムダイナミックスのソフトであるスタジオ8を用いて説明していきたい。ここでは四角形で示されたストック(□)と円形で示されたフロー(○)の記号を用いながら大学経営のフレームワークを構築し、その後でシミュレーションを通じて運用に慎重

る基本金繰入はすべてが校舎や校地などの建設関連資金としてすぐに用いられるわけではない。一部は資産運用の資金として蓄積され、時間が経過した時点で新たに本来の目的に利用される。そのプロセスを描いたものが図表6である。このモデルでは上流の水が2つのダムに溜まりながら徐々に下流に向かっていく様子をイメージしながら、運用資金の流れを説明している。

最初に収支差額の一部は「基本金繰入」に「運用比率」を掛けた金額だけ「運用資金流入」として第1ダムの「運用可能資金」に流れていく。帰属収入が消費支出を上回れば収支は黒字となり、その一部が運用可能資金というダムに貯められていく。だが、いつでも収支が黒字であるとは限らない。逆に帰属収入が消費支出を下回る赤字の状態も起きるであろう。その時は運用可能資金が減少していくことになる。

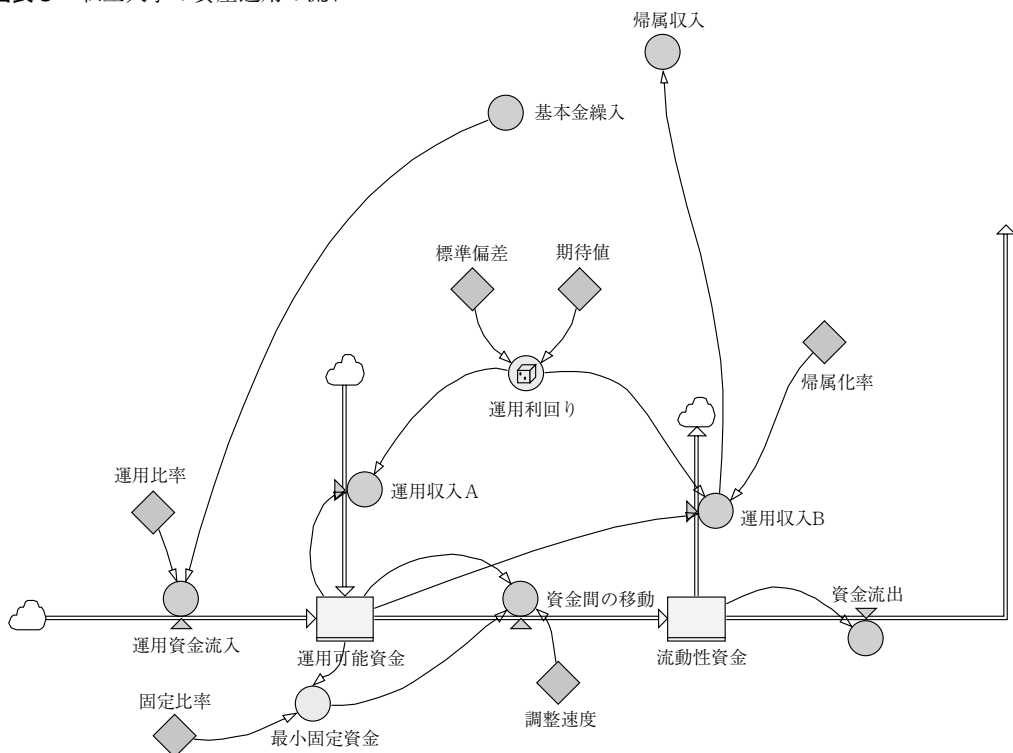
いずれにせよ、そこに蓄積された資金は資産

運用のために用いられるので、「期待値」と「標準偏差」によって性格づけられた「運用利回り」から「運用収入A」が生み出される。しかも、それだけにとどまらず、運用可能資金に再び環流し、運用資金として繰り返し利用されていく。

いうまでもなく、運用収入は利回りの期待値が高いほど大きくなり、また標準偏差が大きいほど変動が激しくなる。それゆえ、期待値と標準偏差がともに大きな運用をハイリスク・ハイリターンの資産運用と呼び、反対に期待値も標準偏差も低い運用をローリスク・ローリターンの資産運用と呼んでいる。

また、高い利回りを追求する場合、ある程度の流動性を犠牲にしなければならない。すぐに現金化できるような状態ではなかなか高い収益が望めないからである。そこで、このモデルでは運用可能資金に「固定比率」を掛けた「最小

図表6 私立大学の資産運用の流れ



固定資金」を定めている。この部分は運用だけに用いられる最低限の金額である。

この金額を下回ることはできないため、たとえば大学の運営上、資金が必要であっても利用できないことになる。まさに資金ショートの状態である。この状態はいかなる状況においても回避しなければならない。大学の運営がこの時点でストップしてしまうからである。それゆえ、資金を長期にわたって運用する場合、運用可能資金が絶えず最小固定資金を上回るように細心の注意を払わなければならない。

本来の大学運営に利用できる資金は、第2ダムの「**流動性資金**」である。ここでは「**資金間の移動**」として表現されているが、運用可能資金から「**調整速度**」で定められた資金がそこに流れていく。この流動性資金は自由に使える資金である。

その資金は2つのルートを通じて大学運営のために利用されていく。ひとつは「**帰属化率**」

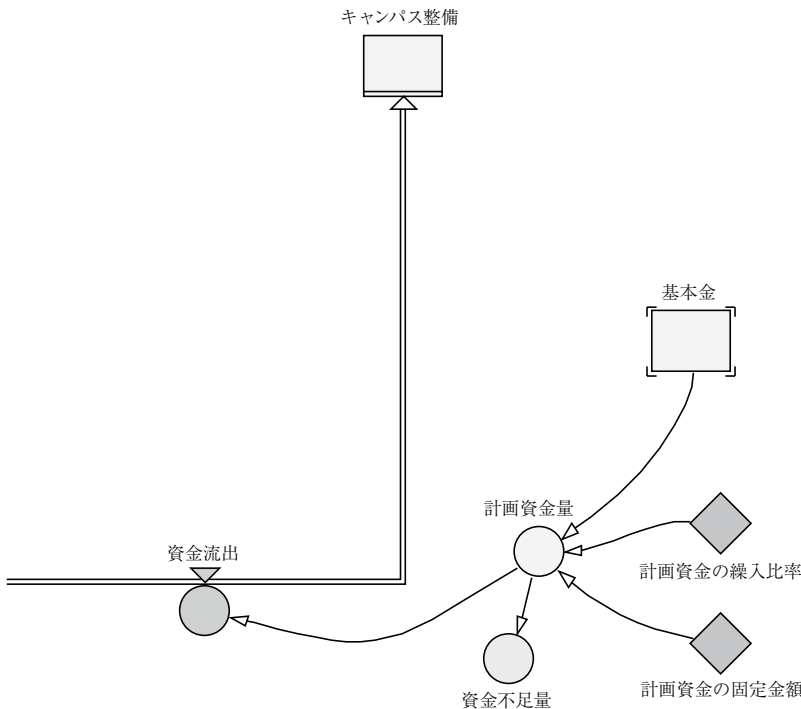
から「**運用収入B**」として大学の帰属収入に流れていくルートであり、日々の日常業務を遂行していくうえで必要な資金として利用されていく。当然ながら、この資金が豊富であるほど充実した教育・研究が行えることになるだろう。

なお、ここでいう運用収入Bは先ほどの運用収入Aと違い、実際に大学の帰属収入として流れていく資金を意味している。具体的には利息・配当金や有価証券の実現益を対象にした運用収入を指している。

それに対して運用収入Aは含み損益を加えた金額を表している。それゆえ、時価で示した運用収入が大きくても、現金化しにくい運用対象ばかりならば、帰属化率は小さくなり大学の帰属収入への貢献度合いは下がることになるだろう。

もうひとつのルートは「**資金流出**」として校舎や校地などキャンパス整備のために用いられる資金である。図表7では大学のキャンパス整備が進められていくプロセスが描かれている。

図表7 キャンパス整備計画の流れ



「**基本金**」、「**計画資金の繰入比率**」そして「**計画資金の固定金額**」から大学が望む「**計画資金量**」が決定され、その金額が流動性資金から第2のルートとして流出し、「**キャンパス整備**」に流れていく。計画通りに資金が流れていけばキャンパスは順調に整備されていくことになる。

だが、不幸なことに流動性資金が計画資金を満たさない場合も生じるかもしれない。実際の資金流出が流動性

資金の枯渇から計画資金に追いつかなくなれば、「**資金不足量**」が発生する。その時、大学の経営計画は頓挫し、キャンパス計画だけでなく、日常の教育・研究活動にも支障をきたし、最悪の場合、破綻にもつながる恐れがある。

したがって、資産運用にあたって資金不足の状態が生じないように行動しなければならない。そのためにはモデルでいう資産運用の固定比率や帰属化率、あるいは運用可能資金から流動性資金に向かう資金間の移動を決定づける調整速度にも注意を払わなければならない。

だが、基本的には高い運用収入を長期にわたって獲得し続けられれば、流動性資金は枯渇しない。そのことを踏まえれば運用利回りの大きさは重要であり、高い利回りが実現できれば安定した大学経営が展開でき、逆に運用利回りが低迷すれば不安定な状態に陥ってしまう。したがって、資産運用の成果は大学経営にとって無視できない存在になる。

こうして収入と支出の関係、資産運用の流れ、そしてキャンパス整備計画の流れという3つの部門から大学の運営を説明してきた。それらをひとつにまとめると図表8のようになる。これにより大学はさまざまな要因が関係し合って運営されている様子が資金の流れを追うことで理解できると思われる。

(3) 積極的資産運用の優位性

このモデルで注目しなければならないのは運用利回りの大きさである。資産運用の成果によって現在の大学経営の安定性ばかりでなく将来の発展性にも影響を及ぼす可能性があるからだ。そこで、運用利回りの性格を決定づける期待値と標準偏差からローリスク・ローリターンの資産運用とハイリスク・ハイリターンの資産運用の2種類を取り上げ、大学経営への影響をこのモデルからシミュレーションしていくことにし

たい。

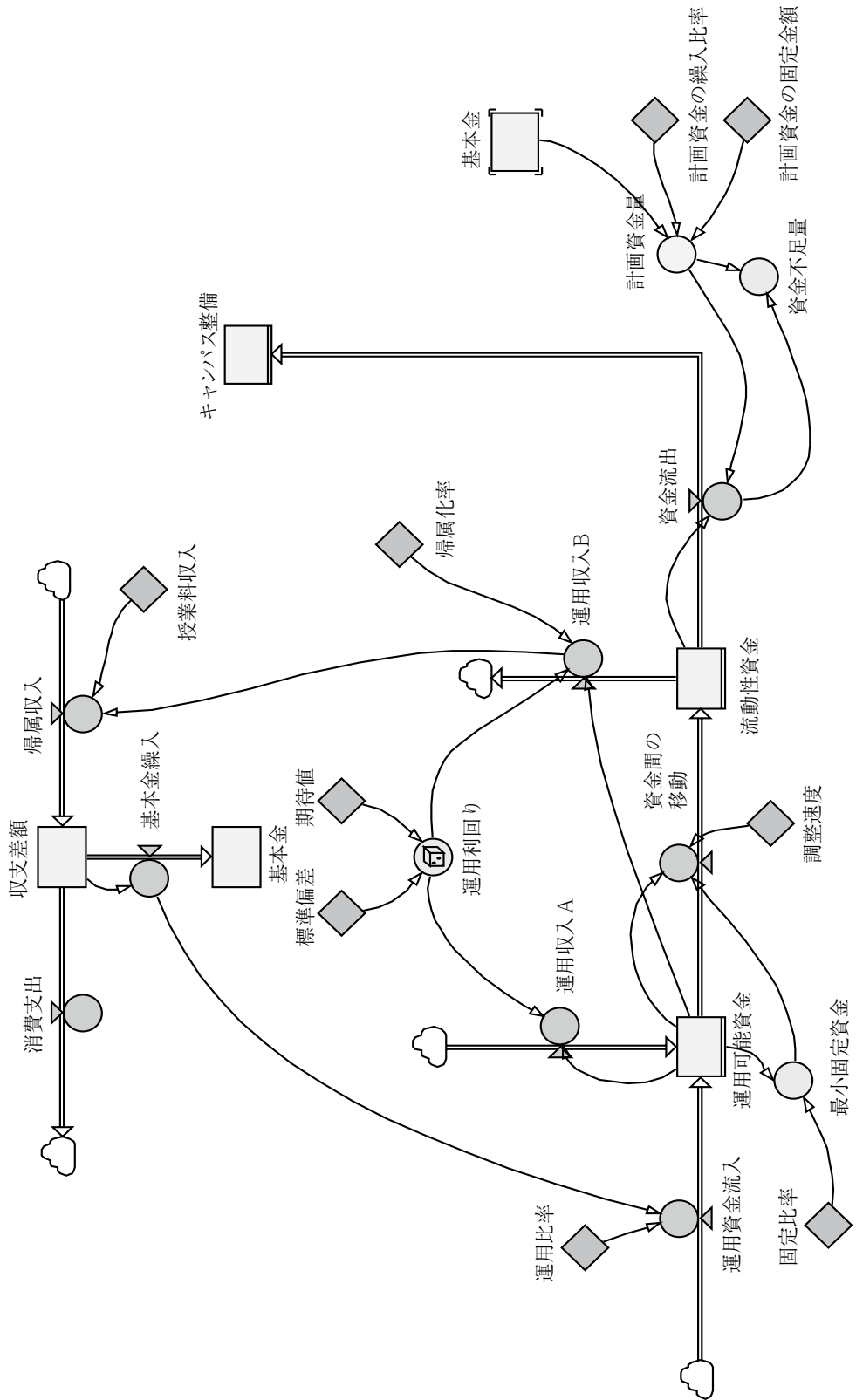
まず、利回りの期待値 (μ) も標準偏差 (σ) も共に1%の「**ローリスク・ローリターンの資産運用のケース ($\mu = 1\%$ 、 $\sigma = 1\%$)**」から見ていこう。図表9はその結果を整理したものである。そこには収支差額、基本金、運用可能資金、流動性資金、キャンパス整備、資金不足量の6つの変数の数値が期間ごとに並べられている。シミュレーションの結果を見ながら、それぞれの変数の動きを追っていくことにしよう。

このモデルでは帰属収入の柱である授業料収入が每期95で、消費支出が每期100として設定している。日本の多くの大学は授業料収入で消費支出を十分まかなえるような仕組みを大前提に経営が営まれているので、この設定に違和感を覚える人も多いかもしれない。しかし、競争が激しくなれば授業料収入の伸びはそれほど期待できず、むしろ消費支出のほうが高まるため、近い将来の姿としてむしろ本体の赤字が常態化すると思われる。

そのため、授業料収入と消費支出の差額を穴埋めするだけの十分な運用収入がなければ大学の最終的な収支は赤字状態となる。だが、ローリスク・ローリターンの資産運用ではリスクを回避する点では優れているが、リターンが低いために、表から確認できるように収支差額の数値は毎期の赤字状態が続いている。それは時価で評価された基本金と運用可能資金の数値を減らすことにつながる。シミュレーションの結果はそのことを示している。

一方、流動性資金は初期において運用可能資金から確実に流れてくるので増えているが、ある期間を過ぎると、運用可能資金の動きに伴って減り続けている。それに対してキャンパス整備の数値は確実に増え続けている。それは流動性資金から計画されただけの必要な資金がキャンパス整備に向けて確実に流れていくからである。

図表 8 日本型の大学運営と資産運用



図表 9 ローリスク・ローリターンの資産運用のケース
($\mu = 1\%$ 、 $\sigma = 1\%$)

期間	収支差額	基本金	運用可能資金	流動性資金	キャンパス整備	資金不足量
0	0	1,000	500	100	0	0
1	▲ 0	1,000	482	108	15	0
2	▲ 2	1,000	462	116	30	0
3	▲ 1	998	443	123	45	0
4	▲ 1	997	425	129	60	0
5	▲ 5	996	400	138	75	0
6	▲ 2	990	382	142	90	0
7	▲ 3	989	363	147	105	0
8	▲ 5	985	341	152	120	0
9	▲ 3	980	325	154	135	0
10	▲ 2	978	312	154	149	0
11	▲ 2	976	299	153	164	0
12	▲ 2	974	287	153	179	0
13	▲ 4	971	272	152	194	0
14	▲ 4	968	258	152	208	0
15	▲ 3	964	245	150	223	0
16	▲ 3	961	233	147	238	0
17	▲ 4	957	220	144	252	0
18	▲ 4	953	208	141	267	0
19	▲ 4	949	196	137	281	0
20	▲ 4	945	186	132	296	0
21	▲ 4	941	175	127	310	0
22	▲ 4	937	165	122	325	0
23	▲ 3	933	157	115	339	0
24	▲ 5	930	147	109	353	0
25	▲ 5	925	137	103	368	0
26	▲ 4	920	129	95	382	0
27	▲ 6	916	118	89	396	0
28	▲ 5	910	109	81	410	0
29	▲ 6	906	99	74	424	0
30	▲ 5	900	92	65	438	0
31	▲ 4	895	87	55	452	0
32	▲ 5	891	81	45	466	0
33	▲ 5	887	75	35	480	0
34	▲ 5	882	68	26	494	0
35	▲ 5	877	62	16	508	0
36	▲ 4	872	57	5	522	9
37	▲ 5	868	52	3	527	11
38	▲ 4	863	48	2	529	11
39	▲ 4	859	45	2	532	12
40	▲ 5	855	41	2	533	11
41	▲ 5	850	37	2	536	11
42	▲ 5	845	33	2	538	12
43	▲ 5	840	29	2	540	12
44	▲ 5	835	25	1	542	12
45	▲ 5	831	22	1	543	12
46	▲ 5	826	19	1	544	12
47	▲ 5	821	16	1	545	12
48	▲ 5	816	13	1	546	12
49	▲ 5	811	10	1	547	12
50	▲ 5	806	7	0	547	13
51	▲ 5	801	4	0	548	13
52	▲ 5	796	1	0	548	13
53	▲ 5	791	-	0	548	13
54	-	786	-	-	548	-
55	-	-	-	-	-	-
56	-	-	-	-	-	-
57	-	-	-	-	-	-
58	-	-	-	-	-	-
59	-	-	-	-	-	-
60	-	-	-	-	-	-

だが、流動性資金が計画資金量を下回るほど減少すれば、資金不足が発生し、キャンパス整備は当初の計画を変更せざるを得なくなる。このシミュレーションでは第36期に資金不足が発生している。それでも流動性資金があるうちは不十分ながらもキャンパス整備の数値は増え続けるが、流動性資金が完全に枯渇したならば、大学経営は行き詰まることになる。ここでは第54期以降がそれに相当し、すべての変数の数値がまったく得られない状態となっている。

結局、このケースは大学経営の失敗を示している。原因は明らかに安全志向の資産運用姿勢にある。授業料収入と消費支出のギャップに対して運用収入があまりにも低すぎるため収支差額の赤字が続き、最終的にキャンパス整備をはじめとする大学の運営がストップしてしまったのである。

そこで、次にまったく正反対の「ハイリスク・ハイリターンの資産運用のケース ($\mu = 5\%$ 、 $\sigma = 10\%$)」を探ってみることにしよう。図表10ではそのケースとして運用利回りの期待値 (μ) が5%に、標準偏差 (σ) が10%に変更した場合のシミュレーションの結果が整理されている。ここでも収支差額をはじめとする6つの変数の数値が期間ごとに並べられている。

先ほどのケースと比較すればわかるように運用利回りの期待値が1%から5%に上昇し、標準偏差は1%から10%にまで上昇している。したがって変動は激しいが、長期的に見れば十分な運用収入が確保できることが予想される。

早速、そのことをシミュレーションの結果から確認してみよう。まず、収支差額から見ていくと、このケースでも赤字の期間が存在するが、黒字の期間のほうが多い。これにより基本金は多少の変動を伴いながらも増え続けているのがわかる。

それに対して運用可能資金は上昇傾向を辿り

図表10 ハイリスク・ハイリターンの資産運用のケース ($\mu = 5\%$ 、 $\sigma = 10\%$)

期間	収 差	支 額	基本金	運用可 能資金	流動性 資 金	キャンパ ス整備	資金不 足量	期間	収 差	支 額	基本金	運用可 能資金	流動性 資 金	キャンパ ス整備	資 金 不足量
0		0	1,000	500	100	0	0	51	▲35		1,707	835	115	929	0
1		30	1,000	542	78	15	0	52	8		1,671	797	127	951	0
2		20	1,030	577	68	30	0	53	▲4		1,679	759	148	973	0
3		27	1,050	619	53	45	0	54	33		1,676	792	130	995	0
4		30	1,077	669	36	61	0	55	▲37		1,709	701	184	1,017	0
5	▲28		1,107	600	81	77	0	56	▲46		1,672	561	242	1,039	0
6	31		1,079	625	62	93	0	57	30		1,626	577	216	1,060	0
7	6		1,110	628	70	108	0	58	▲13		1,656	545	235	1,082	0
8	▲17		1,116	572	101	125	0	59	54		1,643	626	185	1,103	0
9	21		1,099	584	90	141	0	60	▲12		1,697	604	205	1,125	0
10	38		1,120	647	64	157	0	61	22		1,685	618	190	1,147	0
11	38		1,158	716	41	173	0	62	▲8		1,707	589	205	1,169	0
12	40		1,196	784	20	189	0	63	8		1,699	579	203	1,191	0
13	12		1,235	794	30	206	0	64	31		1,707	622	177	1,213	0
14	14		1,247	793	37	224	0	65	2		1,738	617	183	1,235	0
15	23		1,261	811	36	241	0	66	4		1,740	601	186	1,257	0
16	34		1,284	856	25	259	0	67	37		1,744	653	155	1,280	0
17	8		1,318	851	42	277	0	68	40		1,780	725	124	1,302	0
18	▲0		1,325	817	66	295	0	69	▲22		1,821	672	158	1,325	0
19	15		1,325	811	73	313	0	70	31		1,799	696	136	1,348	0
20	27		1,340	836	69	331	0	71	9		1,830	701	138	1,371	0
21	15		1,366	843	77	350	0	72	19		1,839	714	130	1,394	0
22	15		1,381	844	85	368	0	73	▲62		1,858	569	203	1,418	0
23	57		1,396	928	51	387	0	74	▲0		1,796	516	206	1,441	0
24	▲6		1,453	904	84	406	0	75	96		1,795	689	111	1,464	0
25	▲36		1,448	789	146	426	0	76	▲2		1,892	706	123	1,487	0
26	46		1,412	829	119	445	0	77	36		1,890	747	97	1,511	0
27	▲72		1,458	671	214	464	0	78	75		1,926	884	35	1,535	0
28	▲12		1,385	584	238	484	0	79	▲36		2,001	811	90	1,559	0
29	▲65		1,373	426	312	503	0	80	13		1,965	785	92	1,584	0
30	2		1,309	384	310	522	0	81	▲24		1,978	709	130	1,609	0
31	38		1,311	450	270	540	0	82	9		1,954	685	131	1,634	0
32	7		1,349	468	264	558	0	83	44		1,963	749	96	1,658	0
33	4		1,356	463	263	576	0	84	▲12		2,007	716	120	1,683	0
34	▲28		1,360	393	293	595	0	85	▲12		1,995	657	141	1,708	0
35	▲12		1,332	344	303	613	0	86	▲17		1,983	591	164	1,733	0
36	21		1,320	371	278	632	0	87	▲9		1,967	542	176	1,758	0
37	7		1,341	385	268	650	0	88	▲6		1,957	506	183	1,782	0
38	27		1,348	431	240	668	0	89	52		1,952	589	129	1,807	0
39	78		1,375	586	162	687	0	90	▲7		2,004	579	139	1,831	0
40	4		1,452	609	168	705	0	91	7		1,997	568	134	1,856	0
41	3		1,456	594	173	725	0	92	1		2,004	553	134	1,881	0
42	25		1,460	622	157	745	0	93	▲13		2,006	506	148	1,906	0
43	▲12		1,484	585	180	764	0	94	▲5		1,993	473	150	1,932	0
44	49		1,472	655	138	784	0	95	14		1,988	482	133	1,956	0
45	52		1,521	758	97	804	0	96	27		2,002	526	103	1,981	0
46	▲18		1,573	717	132	824	0	97	3		2,029	526	99	2,006	0
47	51		1,556	780	95	845	0	98	▲2		2,032	505	100	2,032	0
48	32		1,607	836	81	865	0	99	6		2,030	498	91	2,057	0
49	28		1,638	871	73	886	0	100	7		2,036	497	82	2,082	0
50	40		1,667	927	55	908	0								

ながら、ほぼ元の水準に戻る動きを展開している。そして、流動性資金はそれに応じるように同じような動きをしている。100期までを見る限りでは流動性資金は枯渇していないので、キャンパス整備のための資金は計画通り流れているのがわかる。そのため、資金不足はどの期間においても発生していない。

したがって、ハイリスク・ハイリターンの資産運用を実行すれば、ローリスク・ローリターンの資産運用と異なり、大学運営を当初の計画通りに進めていくことができる。これにより積極的資産運用の優位性が明らかにされたと思われる。

(4) 収支差額の変動

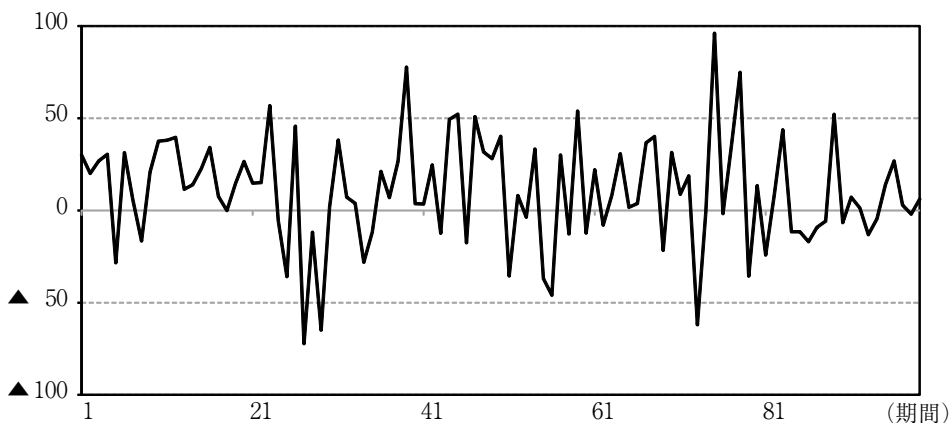
確かに高い運用収入が得られるハイリスク・ハイリターンの資産運用は大学の収支を好転させるので好ましい行動といえる。だが、それを実現するには運用収入の大きな変動を犠牲にしなければならない。リスクが低くリターンが高い資産運用は投資家にとって理想であるが、そうした投資対象はまれである。やはり、ハイリターンを目指そうとすればリスクも高くならざるを得ないため、運用収入のブレは激しくならざるを得ない。

そのことはモデルの収支差額に表れている。図表10のシミュレーション結果からもわかるように収支差額が黒字となったり、赤字となったりするばかりでなく、変動の幅も大きい。数値を追っていただけても認識できるが、図表11ではさらに理解を深めるため、その変動を図で描いている。絶えず激しく変動を繰り返しているのが確認できる。

この図を眺めていると、大学経営を展開していくうえでキャンパス整備を計画通りに進めていけば、それでよいと単純に考えるわけにはいかないことがわかる。シミュレーションに見られるような収支差額の変動が発生すれば大学経営そのものが不安定なものになり、いくらキャンパス計画が着実に進んでも、これでは本来の目的である教育・研究の運営を円滑に進められなくなってしまう。あくまでも校舎・校地などのキャンパス整備は教育・研究を支えるための補完的なものであり、本末転倒の経営を続けるわけにはいかない。

それではどのような姿勢で資産運用に臨めばいいのであろうか。安全重視のローリスク・ローリターンの資産運用は収支差額が安定化しているが、これでは赤字が継続し、最終的に資金不足が発生する。キャンパス整備が進まないだ

図表 11 日本型大学モデルにおける収支差額の変動



けでなく、破綻という最悪のパターンに向かってしまう。

逆にハイリスク・ハイリターンの資産運用に転換すれば、資金不足という事態から解放されるかもしれないが、収支差額の変動から大学経営そのものが不安定な状態に晒される恐れが生じる。それでも大学経営として許されない資金不足の状態を回避できるので、積極的資産運用を取り入れながら改良する方法を探るのが最も望ましい選択であろう。

そこで、次に米国の大学で行われている資産運用に注目しながら、この方法について調べていくことにしたい。なぜなら、米国の大学では積極的資産運用を展開しながらも安定した帰属収入を確保する体制を構築しているからである。これによりハイリスク・ハイリターンの資産運用と安定経営という相矛盾する取り組みをみごとに達成している。

3. 米国の大学における資産運用体制

(1) 寄付基金の存在とペイアウト・ルールの適用

米国では早い段階から資産運用業務を大学の主要な柱として位置づけてきた。いまでは大学予算のなかで運用収入は無視できないほど高いウェイトを占めるまでに至っている。しかも主要な大学では資金規模が拡大するだけでなく、運用技術もかなり高度化し、年金基金などと同様に金融資本市場に影響を及ぼす代表的な機関投資家としてみなされている。

そうした米国の大学は高い運用利回りを目指しながらも、そこから得られた運用収入を安定的に大学本体に流すシステムを構築している。一見して矛盾しているかのように思えるかもしれないが、資産運用部門を大学本体から切り離すことで、この問題をみごとに解決しているのである。

その重要な資産運用業務を任されているのが「寄付基金」(Endowment Fund)と呼ばれる部門であり、その資金は外部から流入する寄付金によってほとんどが賄われている。わが国の大学でも寄付金が存在するが、その金額は小さく、米国の大学とは比べものにならない。

だが、金額の大きさよりも寄付金の扱い方に注目したほうがよいであろう。わが国の大学は寄付金が帰属収入として大学本体にそのまま組み入れられるが、米国では本体から分離した組織である寄付基金に流れていく。そこに蓄積された資金は株式や債券など伝統的な運用のほか、最近ではヘッジファンドのようなリスク性の高い運用も行っている。

そのため利息・配当金ならびにキャピタルゲインの総計であるトータルリターンの変動はかなり大きくなる。それがそのまま大学本体に運用収入として流れてくれば、収支差額も同じような変動に晒される。これでは大学経営が不安定となる。

ところが、米国の大学では寄付基金で生み出された運用収入をそのまま大学本体に送り込まず、一旦、内部に留保しておく。その後、一定のルールに従って寄付基金から運用収入として資金を大学本体に流すスタイルを採用している。ペイアウト・ルールの適用である。

そのルールとは過去数年を対象にした運用可能資産の移動平均値を求め、それに対する一定割合を年度ごとに運用収入として大学本体に送り込んでいく手法である。これならば年度ごとのトータルリターンにかなりの変動があっても、ほぼ一定の運用収入が確保できる。運用収入の変動が小さければ、大学経営も安定的に進めていくことができる。

こうして米国の大学では寄付基金を設けることで、運用収入の変動リスクを吸収するシステムを構築している。それは運用可能資産にリス

クを転嫁する仕組みであるため、その残高が変動するだけである。それゆえ、ストックである運用可能資産がある程度の規模を保っていない限り、このシステムは機能しづらいであろう。

たとえば運用環境が悪化した場合、トータルリターンがマイナスになり、寄付基金が抱える運用可能資産は減ってしまう。もちろん、この状態が続けば大学運営は困難な局面に突入する。だが、時間が経過して運用環境が好転すれば、残高を増やすことにつながり、本来の機能が發揮できる状況に落ち着くであろう。それゆえ、運用可能資産は変動を繰り返しながらも、長期的に見れば枯渇する恐れが少ないのである。

(2) 米国型大学モデル

次に寄付基金とペイアウト・ルールを組み入れた米国型大学モデルならば、ハイリスク・ハイリターンの資産運用を実行しても大学本体の収支差額が安定化することを確認してみたい。図表12はそのために描かれたものである。

この図で左上に位置する部門は大学本体の収支を示し、先ほどの図表8で示した日本型大学モデルと全く同じである。また、キャンパス整備の部門も基本的には同じであり、基本金から計画されただけの資金が流れていく姿を描いている。違っているのは左下に描かれた大学基金の部門である。

ここでは「寄付金収入」が「運用資金流入」として「運用可能資金」に流れ、そこに蓄積された資金が「期待値」と「標準偏差」で性格づけられた「運用利回り」に従って有効に活かされていく。その結果、「運用収入A」が発生し、運用可能資金に環流していく。

わが国の大学でも寄付金は存在するが、このような資産運用を目的とする大学基金は存在しない。あったとしても大学運営上、ほとんど主要な役割を果たしていないのが現状であろう。

だが、米国では寄付金で成り立つ大学基金が組織のなかで無視できないものとして位置づけられている。

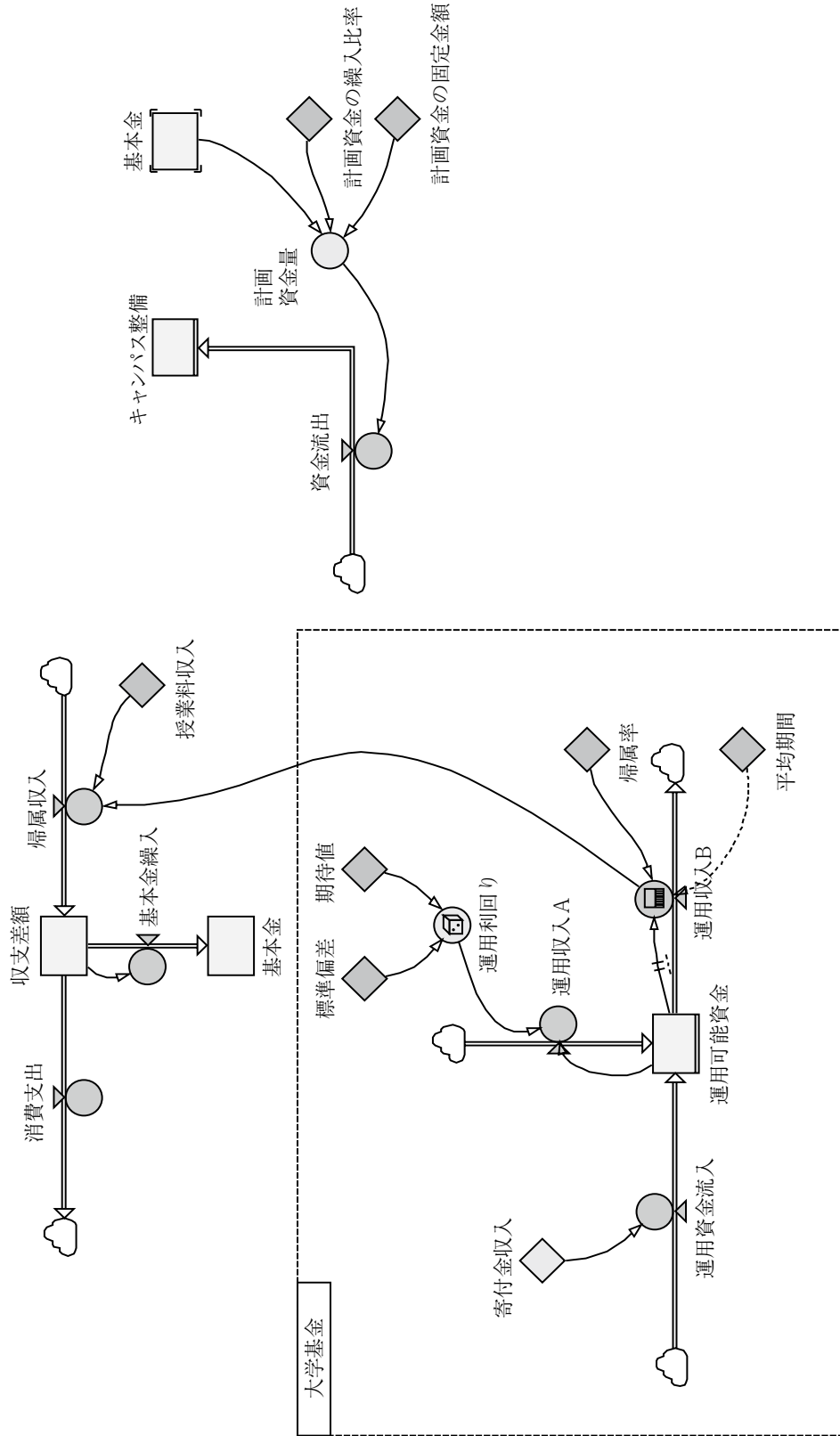
そうした運用収入Aは直接、大学本体に流れていくのではなく、ペイアウト・ルールから過去の「平均期間」による運用可能資産の単純平均値に「帰属率」を掛けた金額、つまり「**運用収入B**」だけが授業料収入とともに大学本体の帰属収入に組み込まれていく。これにより運用収入Aとは異なり、ハイリスク・ハイリターンの投資姿勢を貫いても安定的な運用収入Bが得られることになる。

こうした米国型大学モデルに従ってシミュレーションした結果が図表13にまとめられている。ここでは先ほどの日本型大学モデルで扱ったものとまったく同様の条件に従っている。つまり、授業料収入95に対して消費支出100という赤字状況のもとで、運用可能資金が期待値5%・標準偏差10%という運用利回り（ $\mu = 5\%$ 、 $\sigma = 10\%$ ）から運用収入を得ている。

ただし、日本型大学モデルで存在しなかった変数として「**寄付金収入**」があり、每期5だけが大学基金に流入している。その資金は蓄積され、運用の対象となる。そのため米国型大学モデルにとって寄付金の存在はかなり大きく、それ以外の条件はほとんど変わらないと解釈してよいだろう。

早速、シミュレーションの結果から収支差額を見ると、每期プラスであるうえ、安定した動きを示している。このことは図を描かなくても数値を見るだけで十分理解できるであろう。ペイアウトルールに従って運用収入Bが安定した流れを展開するためであり、その変動を和らげる主要な役割を果たしているのがストックの運用可能資金である。運用収入の一部が元本から流出したり、あるいは流入していることで、大学本体に向かう金額を安定化させているのであ

図表 12 米国型の大学運営と資産運用



図表 13 米国型の大学運営のケース ($\mu = 5\%$ 、 $\sigma = 10\%$)

期間	収支差額	基本金	運用可能 資金	キャンパス 整備備	期間	収支差額	基本金	運用可能 資金	キャンパス 整備備
0	0	1,000	500	0	51	34	2,480	668	1,148
1	25	1,000	545	15	52	36	2,514	653	1,178
2	25	1,025	570	30	53	37	2,550	618	1,208
3	26	1,050	608	45	54	37	2,586	644	1,239
4	26	1,076	651	61	55	36	2,623	556	1,270
5	28	1,102	578	77	56	35	2,659	456	1,301
6	29	1,130	618	93	57	33	2,694	481	1,333
7	30	1,159	609	109	58	30	2,726	438	1,364
8	31	1,190	555	125	59	28	2,756	504	1,397
9	32	1,221	573	142	60	26	2,784	467	1,429
10	31	1,253	626	160	61	24	2,810	484	1,462
11	30	1,284	679	177	62	23	2,835	457	1,495
12	31	1,314	733	195	63	23	2,858	454	1,529
13	32	1,345	732	213	64	23	2,881	487	1,562
14	33	1,376	734	231	65	23	2,904	474	1,596
15	35	1,409	750	250	66	23	2,928	464	1,630
16	37	1,444	786	269	67	23	2,951	505	1,664
17	39	1,481	770	289	68	23	2,974	552	1,699
18	40	1,520	739	309	69	24	2,997	503	1,734
19	40	1,560	735	329	70	25	3,021	533	1,769
20	40	1,600	752	349	71	25	3,046	529	1,804
21	40	1,640	747	370	72	26	3,071	539	1,839
22	40	1,681	742	392	73	26	3,096	426	1,875
23	40	1,721	811	414	74	27	3,123	406	1,911
24	40	1,761	770	436	75	25	3,150	540	1,947
25	40	1,801	677	458	76	24	3,175	521	1,984
26	41	1,841	724	481	77	24	3,199	558	2,020
27	40	1,882	566	505	78	24	3,224	652	2,057
28	40	1,922	515	529	79	24	3,248	583	2,095
29	38	1,962	372	553	80	27	3,272	582	2,132
30	34	1,999	350	577	81	29	3,299	524	2,170
31	29	2,033	399	602	82	30	3,329	515	2,208
32	25	2,062	396	628	83	30	3,358	558	2,246
33	21	2,088	389	653	84	29	3,388	519	2,285
34	19	2,109	331	679	85	28	3,417	482	2,324
35	18	2,129	302	705	86	27	3,446	437	2,363
36	17	2,146	330	732	87	26	3,473	405	2,402
37	17	2,164	335	758	88	25	3,499	378	2,442
38	16	2,181	374	785	89	24	3,524	440	2,482
39	15	2,197	502	812	90	22	3,548	416	2,522
40	15	2,212	502	839	91	21	3,570	413	2,563
41	17	2,227	499	866	92	20	3,590	402	2,603
42	20	2,244	529	893	93	20	3,610	371	2,644
43	22	2,264	495	920	94	20	3,630	352	2,685
44	24	2,285	563	948	95	19	3,649	361	2,727
45	25	2,309	636	976	96	18	3,669	390	2,768
46	26	2,334	589	1,004	97	18	3,687	384	2,810
47	28	2,360	653	1,032	98	17	3,705	371	2,852
48	29	2,388	686	1,061	99	17	3,723	370	2,894
49	30	2,417	710	1,090	100	17	3,740	370	2,936
50	33	2,447	751	1,119					

る。ここでは運用可能資金が初期値よりも減っているが、これは元本を削って大学本体に流しているためである。

一方、基本金とキャンパス整備はともに増えている。しかも、キャンパス整備の資金は基本金から確実に流れていくので資金不足の状態に陥ることはない。それは安定的で高い運用収入が大学本体に流入しているためである。これにより収支差額の安定性を達成しながら、キャンパス計画も着実に進めることが可能となる。シミュレーションの結果はそのことを示している。

このように大学本体から切り離した組織である寄付基金を設け、ペイアウト・ルールを実践することで、ハイリスク・ハイリターンの資産運用に取り組みながら安定的な運用収入が得られるという、まさに理想的な経営が展開できる。もし、この体制が存在しなければ、経営そのものが不安定な状態に陥ってしまう。

もちろん、経営の不安定性を回避するためにローリスク・ローリターンの運用姿勢を貫く手法も考えられるかもしれない。だが、慎重な運用姿勢を貫けば、長期的には収益の悪化に苦しみ、逆に大学経営を不安定なものにする。そのことは先ほど確認したばかりである。

わが国の大学は米国のような寄付基金もなければペイアウト・ルールといった発想もないので、極端に慎重な投資姿勢から資産運用にほとんど期待しないか、あるいは積極的な投資姿勢からリスクな行動に走るという、両極端な経営しか選択できないことになる。

そのことを考えれば、日本の大学は米国の大学による資産運用体制について早急に検討する必要がある。

(3) 資金の性格と投資姿勢

いままで説明してきたように米国では寄付金が大学基金に流入し蓄積され、その資金が投資

に向かい、運用収入を生み出している。その場合、中長期の運用が中心となる。なぜなら、短期的には変動が激しい投資対象でも、中長期で運用すれば高い収入が得られる可能性が高まるからである。

その一方で授業料収入など寄付金以外の収入は日々の運営資金として支出される。だが、すぐに使われるわけではないので、一時的に資金が余るため、これも資産運用の対象となる。もちろん、その資金は年度内で経常費用として確実に使われるので、中長期で運用するわけにはいかない。それゆえ、財務省短期証券など運用期間が短い投資商品しか運用の対象とならないであろう。

こうしてみると、米国の大学では2種類の運用資金が存在することになる。ひとつは大学基金が抱える運用資金であり、中長期の性格を有しているため、ハイリスク・ハイリターンの運用に適している。もうひとつは大学の運営で一時的に生じた資金であり、短期の性格から安全確実なローリスク・ローリターンの運用となる。

日本の大学でも積極的な資産運用が行われているが、米国の大学で行われている資産運用の実態をながめると、反省すべき点が浮き彫りとなる。それは資金の性格と投資姿勢の関係である。

わが国では米国のような使途自由な寄付金を運用する大学基金がほとんど存在していない。運用の対象は基本的に大学業務を遂行していくうえで一時的に発生した資金にすぎない。それゆえ、本来ならば余資運用なので流動性を重視し、そのうえで出来る限りリスクを抑えた姿勢で臨まなければならない。

ところが、運用に失敗した大学を見ると、高いリターンを目指すあまり、短期資金にもかかわらずリスクの高い投資に向かっている。これは完全に誤った運用姿勢といえる。もしハイリスク・ハイリターンの運用を目指すならば、米

国の大学と同様に使途自由な寄付金を積極的に募らなければならない。それができなければ、リスクを負った資産運用は差し控えたほうがいいであろう。

4. 寄付金が大学本体に及ぼす影響

運用利回りが実態を正確に表さない限り、運用成果はわからないままの状態になる。本論文では通常の総合利回りに含み損益を加えて計算し直し、その要求に応えようとした。その結果、実際の運用利回りはリーマンショックの前後を見る限り、変動がかなり激しいことがわかった。

これによりわが国の大学は資産運用に対してもっと慎重でなければならないと感じた人も多かったと思われる。だが、もともと運用に適さない短期資金をハイリスクな運用に向かわせたこと自体に無理がある。本来ならば安全重視の運用しか実行できないはずである。それを長期資金しか適応できないタイプの運用に向かったところに矛盾がある。

ハイリスク・ハイリターンの運用は必ずしも否定されるわけではない。特に経営環境が厳しさを増す状況の下ではむしろ必要であろう。シミュレーションでも明示したように高いリスクを抱えながらも高いリターンが期待できる運用を続ければ、最終的に運用収入は増大し、経営にとってプラスに働く。

もちろん、その間の変動は大きい。なかでも大学の運営に必要な短期資金が長期運用に用いられていると、たまたま生じた強制的な現金化からリターンそのものを急激に低下させ、収益率のブレをかなり大きくしたりする。だが、ゆとりある資金が長期にわたって運用されれば、大学の期待に応えられる成果が得られるであろう。

米国の大学は運用資金の性格と投資姿勢の関係を熟知しているので、本体と切り離れた組織

である大学基金を設け、大量に流入した寄付金を長期投資に振り向けている。これにより高いリターンを獲得しながら、同時にペイアウト・ルールに従って大学本体に安定的な運用収入を生み出している。

こうした大学の資産運用は欧米で古くから行われている。例えば、イギリスの経済学者であるジョン・メイナード・ケインズ (John Maynard Keynes, 1883 ~ 1946 年) は母校の資産運用に従事したことでも有名である。特に私立大学は独自の資金で運営費を賄わなければならないため、資産運用は昔から無視できない業務となっている。

わが国の大学は少子化現象を背景にしながら、徐々に財政状況に余裕が見られなくなりつつある。かつてのように授業料値上げや国からの補助金の増額で切り抜けるわけにはいかない。近い将来の大学経営を憂えるならば、資産運用体制について抜本的に考えていかなければならないであろう。

ハーバード大学やエール大学など米国の主要大学は教育・研究だけでなく、資産運用でも最先端を走っている。資金規模や運用体制ばかりでなく、運用の中身もわが国の大学と比較にならないほど革新的である。日本の大学がいままで以上に発展していくには資産運用業務は必要不可欠である。そのためには米国の大学基金についてもっと学ぶ必要がある。調べていくにつれて運用体制や投資手法といったテクニカルな側面だけでなく、大学本体の運営のあり方も根本的に変えていかなければならないことに気づかされると思われる。

大学基金の運用原資は寄付金であり、この資金が絶えず流入しない限り、大学の運営も行き詰まってしまう。その寄付金を得るには社会のニーズに応じた教育・研究でなければならない。大学のカリキュラムや研究課題も絶えず社会の

ニーズに応じて変えていかなければ、寄付金も集まらないであろう。それゆえ、資産運用業務は単に運用収入を生み出すだけのものではなく、寄付金の獲得を通じて大学本体を絶えず活性化させる動力源にもなっている。

わが国の大学では寄付金の存在はそれほど大きくなく、まして寄付金に基づいた資産運用という発想も乏しい。また、大学運営は学生からの授業料に全面的に依存しているのも現状であ

る。その一方で、残念ながら大学の授業や研究について社会からそれほど高い評価を得ていないのも事実であろう。

それはアカデミズムという言葉を唱えながら社会から隔離した世界にとどまる傾向が強いからである。だが、米国のような運用体制が確立していれば、こうした問題はすぐに解消される。なぜなら、社会の動きに敏感に反応しなければ、その大学はいずれ財政的に行き詰まり、破綻に

付録1 日本型の大学運営と資産運用

	名 前	単 位	定 義
【1】大 学 の 運 営			
☐	収支差額	JPY	0 << JPY >>
☐	基本金	JPY	1000 << JPY >>
	帰属収入	JPY / period	授業料収入 + 運用収入 B
	消費支出	JPY / period	100 << JPY / period >>
	基本金繰入	JPY / period	収支差額 / TIMESTEP
◆	授業料収入	JPY / period	95 << JPY / period >>
【2】大 学 の 資 産 運 用			
☐	運用可能資金	JPY	500 << JPY >>
☐	流動性資金	JPY	100 << JPY >>
	運用資金流入	JPY / period	基本金繰入 * 運用比率
	資金間の移動	JPY / period	IF (運用可能資金 / TIMESTEP > 最小固定資金、 運用可能資金 / 調整速度、0 << JPY / period >>)
	運用収入 A	JPY / period	運用可能資金 / TIMESTEP * 運用利回り
	運用収入 B	JPY / period	運用可能資金 / TIMESTEP * 運用利回り * 帰属化率
○	最小固定資金	JPY / period	運用可能資金 / TIMESTEP * 固定比率
○	運用利回り	%	NORMAL (期待値、標準偏差、0.5)
◆	期待値	%	1 << % >> or 5 << % >>
◆	標準偏差	%	1 << % >> or 10 << % >>
◆	運用比率		0.5
◆	固定比率		0.5
◆	調整速度	period	18 << period >>
◆	帰属化率	%	50 << % >>
【3】大 学 の キ ャ ン パ ス 整 備			
☐	キャンパス整備	JPY	0 << JPY >>
	資金流出	JPY / period	IF (計画資金量 < 流動性資金 / TIMESTEP、計画資金量、 流動性資金 / TIMESTEP)
○	計画資金量	JPY / period	基本金 / TIMESTEP * 計画資金の繰入比率 + 計画資金の固定金額
○	資金不足量	JPY	MAX (0 << JPY >>, (計画資金量 - 資金流出) * 1 << period >>)
◆	計画資金の固定金額	JPY / period	5 << JPY / period >>
◆	計画資金の繰入比率	%	1 << % >>

結びついてしまうからだ。

このことに留意すれば、米国の大学による運用システムだけでなく、寄付金を通じた教育・研究システム全体への影響についても強い関心を示す必要がある。そうでなければ、資産運用の巧拙を比較するだけで終わり、大学経営の本質を見誤る恐れがあろう。

(参考文献)

荒木充衛「米国大学寄付基金とイエール大学の資産運用」『Fund Management』2009年春季号
 稲見和典「資産運用における新たなリスク管理——米国大学基金の運用実態をふまえて」『日興コーディアル証券 レポート』2006年5月
 片山英治・神山哲也「米国の大学における資産運

用の実態について」『資本市場クォーターリー』（野村資本市場研究所）2001年春
 片山英治「米国の大学にみる資産運用」『知的資産創造』（野村資本市場研究所）2001年3月
 小藤康夫『大学経営の本質と財務分析』八千代出版 2009年10月
 小藤康夫『世界経済危機下の資産運用行動』税務経理協会 2011年2月
 小藤康夫「私立大学の正しい運用利回りを求めて」『商学研究所報』（専修大学商学研究所）2011年5月
 島田俊郎編『システムダイナミックス入門』日科技連 1994年4月
 東洋経済新報社編集「大学四季報」『週刊東洋経済』（各年度版）
 松本憲洋「Ps Studio による貯水池モデル」Posy Corp 2002年10月

付録2 米国型の大学運営と資産運用

	名 前	単 位	定 義
【1】 大 学 の 運 営			
☐	収支差額	JPY	0 << JPY >>
☐	基本金	JPY	1000 << JPY >>
	帰属収入	JPY / period	授業料収入 + 運用収入 B
	消費支出	JPY / period	100 << JPY / period >>
	基本金繰入	JPY / period	収支差額 / TIMESTEP
◆	授業料収入	JPY / period	95 << JPY / period >>
【2】 大 学 基 金			
☐	運用可能資金	JPY	500 << JPY >>
	運用資金流入	JPY / period	寄付金収入
	運用収入 A	JPY / period	運用可能資金 / TIMESTE * 運用利回り
	運用収入 B	JPY / period	SLIDINGAVERAGE (運用可能資金 / TIMESTEP、平均期間) * 帰属率
○	運用利回り	%	NORMAL (期待値、標準偏差、0.5)
◆	期待値	%	5 << % >>
◆	標準偏差	%	10 << % >>
◆	寄付金収入	JPY / period	5 << JPY / period >>
◆	帰属率	%	6 << % >>
◆	平均期間	period	5 << period >>
【3】 大 学 の キ ャ ン パ ス 整 備			
☐	キャンパス整備	JPY	0 << JPY >>
	資金流出	JPY / period	計画資金量
○	計画資金量	JPY / period	基本金 / TIMESTEP * 計画資金の繰入比率 + 計画資金の固定金額
◆	計画資金の固定金額	JPY / period	5 << JPY / period >>
◆	計画資金の繰入比率	%	1 << % >>

カナダ連邦制における連邦・州政府間関係

高木 康一

1. 1867年カナダ憲法による政府間関係——古典的連邦制

連邦と州の権限配分規定を有する1867年カナダ憲法は¹⁾、比較的中央集権的性格を有していた。それは一つに、隣国のアメリカ合衆国に対抗する力をもつことが必要であったことに加え、同時に、アメリカ合衆国における連邦と州の権限に関して、後者が優越した際に生じる弊害を見てきた経験にも裏打ちされていた。連邦国家のマネジメントにおいて連邦政府の役割を重視しようとの傾向は、憲法が連邦議会に州益を代表する機関を置かなかったことにも示されている。首都オタワがあるオンタリオ州とは地理的に対極にある西部諸州と、独自の言語・文化を有するケベック州などは、次第に中央集権的連邦国家のあり方に異議を唱えるようになる。憲法上の権限配分をめぐる問題に関しては、その後、憲法上の規定や起草者たちの意図に反して、英国に置かれた枢密院司法委員会による司法判断が、州権を擁護する見解を断続的に提示したことにより、より分権的性格がカナダ連邦制には見られるようになった。このように、連邦国家カナダ（federation）における連邦と州の権限配分をめぐる関係は、固定化されたものではないことが一つの特徴である。

連邦と州の権限については他の連邦国家と同様に、1867年憲法に詳細なカタログが示されており、これに基づけば一定程度はそれぞれが

担う役割が明らかになりそうである。しかし、これもまた他国の例が示すのと同じように、憲法典の規定それ自体から明示的に導き出される権限はそれほど多くはなく、連邦と州のどちらに配分されるかわからない権限や、明文上、連邦と州に配分されていない権限を残余権限としてどちらに配分するか、そして、現代型福祉国家の要請にこたえるには、1867年時点の権限配分カタログでは対処できないという問題がある。この点に関しては、憲法の解釈による司法判断や学説を通じての解決が見込まれるが、カナダにおける連邦と州間の権限配分をめぐる問題は、こうした法律学的なテクニカルな議論が単独で注目されることは少ない。連邦国家カナダは、これに加えて、動態的なポリティクスの視点から検討しなければその実体をとらえることが難しいからである。

そこで本稿では、カナダの連邦（federalism）²⁾を憲法の視点から考察するために必要な、いわば前提条件としての側面を概観することを通じて、憲法的連邦制を議論するにあたっての視座を提示することとしたい。あるいは別の見方をすれば、これらの検討を通じて、より憲法的連邦制が解明される契機を与えることになると思われる。

連邦制を語るにあたって、何らかの価値が強調されることがあるのだが、カナダにおいては、連邦制にかかわる規範理論を構築し、そこから演繹的に個別事例に関する議論を展開すること

は、具体的な制度構築やその評価においては、敬遠される傾向がある。むしろ、連邦制のあり方は日々の実践であり、何らかの原理に照らして評価されるのではなく、継続的な議論の蓄積が行われると見られることが多い。もっとも後者の議論においても、デモクラシーや社会的正義、国家の統一、市民の要求との合致などの基本的価値とされるものが排除されるわけではない [Simeon and Nugent 2012, 63]。

連邦制において法的に主要な問題となるのが、連邦と州の、とりわけ立法権に関する権限配分である。双方の権限の均衡を図るためには、憲法典による権限配分、司法府の判断、立法府における州代表、そして連邦・州の政府間における諸関係など多様な方法が考えられる。ここに関わるアクターは多様である。司法府を除けば、カナダは連邦議会と州議会、連邦首相と州首相、連邦内閣と州内閣、連邦大臣と州大臣、連邦官僚と州官僚などが存在し、それぞれが複合的に関連する。なかでも、カナダにおいて実質的な役割を担っているのが、連邦・州間の政府間関係 (intergovernmental relation) である。以下では、連邦と州の「政府」(government) の関係にかかわる諸議論を概観することとする³⁾。

カナダにおける連邦と州の政府間の関係は、大まかにいくつかのモデルに分けて分析することができる。これらのモデルは、時間の流れに即した継続的展開と見ることもできるし、問題となる各領域ごとに妥当したり、反対に当てはまらないこともあるが、カナダの連邦制における連邦と州の政府間関係を理解するうえでは有益である⁴⁾。

まずもってあげられるのが、最もシンプルな形態で、連邦と州の関係が憲法典によって導かれると考えるものである。1867年憲法がモデルとする連邦国家のあり方は、連邦と州にそれ

ぞれ権限を配分することによって、連邦政府と州政府を個別に独立した主体とみなす。そのため、両政府は互いに不可侵でなければならない。連邦政府と州政府はそれぞれ憲法上配分された権限を排他的に有し、独立してそれを行行使するのであり、双方がこれらの権限を共同で行使することはもちろん、互いの権限について協議しながら行使することも認められない。仮に権限の共同行使が認められると、憲法があえて別個にそれぞれの政府に権限を配分した意味が失われる上、それぞれの政府の権限行使のアカウンタビリティが果たせなくなるからである。憲法典に依拠した厳格な権限分離をとる連邦制モデルを、古典的連邦制 (classical federalism)、または完全分離型連邦制 (watertight compartment federalism) と呼ぶ。

古典的連邦制は、1867年の時点で連邦と州に配分された権限では網羅できない事項、たとえば環境政策に関する権限が問題となった場合に対処できなくなる。さらには、連邦と州が排他的に権限を行行使することがもたらす硬直化が、19世紀後半にはすでに問題とされるようになる。他方で、連邦が州の権限行使にかかわれなかったわけではない。たとえば、州に配置される副総督には州議会による立法に対する留保権が委ねられていたし、全国的な利益を確保するという名目により州の業務を連邦政府が引き受けることも認められた [Bakvis and Skogstad 2012, 5]。

それでも20世紀に入りはやくも古典的連邦制は終わりを見せる。求められる政府の役割が大きくなるにつれ、連邦政府も州政府も次第にそれぞれの活動領域を拡大させることによって、必然的に双方の管轄が重なりあうようになるからである⁵⁾。

2. 独自性を維持した連邦政府と州政府のかかわり合い——協同モデル

1867年憲法によって連邦と州はそれぞれに厳格に権限が配分されているはずであったが、互いの活動の円滑化のために、自らの権限行使を行う前に、他方の政府との調整のための協議（consultation）が行われるようになる。これは、非公式なかたちでの調整であるから、古典的連邦制からのかい離とまでは言えない。

これに対して、協同的連邦制（co-operative federalism）は、協議を越えて、連邦と州は相互に受容できる政策や課題を展開させて、今度はそれを、それぞれの政府が自らの管轄権に基づき施行しようとするものであり、1950年代から60年代初頭にもっともよく見られたモデルである。最終的に各政府はあくまで自らの権限内部で活動するのであるから、上述の古典的連邦制との関連をもつ。このモデルを具体的にとらえるには、ヘルスケアの領域で見られた負担共有的連邦制（shared cost federalism）がわかりやすい〔Banting 2012, 143-144〕。第二次大戦後の社会国家の出現と展開により、国家の果たす役割は増大する。元々は州の権限に属する医療、教育、社会福祉に関して、これらの充足を図る必要が生じた。連邦政府がこうした要求に対応するために、自らが打ち立てた社会政策を実現するにあたって、州政府の行うある特定のプログラムに対して財政的支援を申し出て、その執行を州政府に委ねる。州政府の側は、連邦政府の申し出を受け入れるかどうかを自由に判断できる。したがって、形式的には、双方の政府はそれぞれ別個に、かつ独立して決定を下すことになる。連邦政府は州政府のプログラムに対して助成を行うのだが、いつ、いかなる仕方ですれをなすかを決定する。他方で州政府は、この補助金⁶⁾と連邦政府の条件を受け入れるかどう

かを決定することができる。こうしてみると、あくまで連邦政府と州政府はそれぞれの権限行使を各領域内で行っているような外観を一応は備えている。しかし実際のところ、新たなプログラムを練るにあたっては、連邦と州政府間交渉が重要な役割を果たしていた。そのため、諸政府が交渉の場につき、新たなプログラムに関する意見交換を行うことによって、政策決定に影響を及ぼす布石となった。とはいえ、これらのプロセスは非公式のものであり、政府間の合意もまた同様である。そのため、連邦政府の一方的決定によって、補助金を削減したり中止することが可能になる。こうしたことが実際に、1980年代から90年代にかけて生じている。

形の上では、連邦政府と州政府がそれぞれの独立した権限を維持しながら行われるこのモデルが文字通り貫徹されたわけではないが、少なくとも、古典的連邦制に比べれば、連邦・州政府の双方とも自律的な権限行使（unilateralism）の程度は低かったといえる。連邦と州政府がなんらかの政策に関わり続ける限り、これにかかわるプログラムについてはいずれの主体もアカウンタビリティを有する。そうであるなら、一方的な行動をいずれかの政府がとることは困難である。むしろ、政策決定には、双方の政府間でのコンセンサスが求められるようになる。こうして、協同それ自体には自律性と不安定な協同関係の二側面があり両者の間での揺らぎを見せる〔Banting 2012, 143〕

協同的な側面と、もう一つ、必然的に競合的（competitive）な様相を呈するのがこのモデルの特徴である。地理的特徴や、言語などのアイデンティティにかかわる問題に限らなくとも、それぞれの利害関係や主張が政治的には連邦制を通じて交錯する。連邦と州間のこうしたストラグルが概括的に競合的連邦制（competitive federalism）と呼ばれる〔Bakvis and Skogstad

2012, 6]。カナダでは特に、1970年代に地域主義的傾向（regionalism）が展開され、そして80年代に入ってから1982年憲法制定およびその修正の試みにかかわるプロセス、また、連邦政府のエネルギー政策に関して対立は頂点を迎えた[Cameron and Simeon 2002, 51]。とはいえ、それぞれの理由がいかなるものであったとしても、競合的側面それ自体は、いかなるモデルにおいても見られるものであり特徴と言いうる程のものではない。したがって、たとえば、協同的連邦制という用語それ自体から生じるイメージと実体は大きく異なる。友好的であるとか、政府間の関係がスムーズに展開されるというのではなく、諸政府が、ある程度の相互作用（interdependence）を認めるというものであり、双方の関係においては、対立や競合、あるいは妥協や合意が含意されている[Lazar 2010, 120]。

カナダにおいて競合的な側面が顕著になったのは、1960年代のケベックが求める特殊な要求を経て、次いで1970年代に各州から求められるようになった福祉国家の拡充や環境問題への対処の際である。さらには、石油危機に端を発するエネルギー政策に関して、州と連邦の利益が鋭く対立するようになる。天然資源を有する州とそうではない州の双方とも連邦の政策と衝突する。第二次大戦直後に見られた経済成長が緩やかになるにつれ、社会政策に関して連邦政府が主導する内容と州政府の求めるものにかい離が生じるようになる。連邦政府による統一的な政策に納得しない州が自らの手で諸政策を遂行しようとする州政府の試みを“province-building”と呼ぶが、諸領域でこうした傾向が顕著になる[Simeon and Robinson 2009, 167]。

ここまで見てきた連邦と州の関係は、連邦と州の法律や財政、諸政策を通じて構築されるというよりは、何らかの行為者の具体的行動によってもたらされる。連邦と州の首相や担当大臣、

官僚などによる実際の行動によりなされるのである。政府間関係がこうした行政府によって行われるが、政府の執行部（governmental executives）が主要な役割を果たすことがカナダの連邦制における特徴である[Bakvis and Skogstad 2012, 6]。それは、連邦に州益を代表する機関が存在しないことにも裏付けられるし、その結果としての必然でもある。連邦と州の政府間関係を担う役割が行政府に属する人々に委ねられているこの形態を行政主導的連邦制（executive federalism）と呼ぶ。現代国家において、中央政府における行政府の役割が拡大していることは言うまでもないが、カナダにおいても同様の傾向が、中央政府においてだけではなく、州政府においても、そして、州と連邦の関係、さらには州間関係においても見られる。とりわけ、連邦と州の政府間関係においては、行政主導的連邦制の果たす役割が甚大なものになる。

行政主導的連邦制の形で行われる連邦・州政府間関係は、双方の当事者にとっての決定的な利益がかかわらず、双方が同じ価値観を共有しているならば、憲法上の厳格な権限配分規定に拘束されず、また、その時々社会情勢に合わせた決定に至りやすい。しかしながら、逆に、当事者にとっての利益が大きくなると、妥協の余地が小さくなり、対立や競合を招きやすくなる。そうすると、たちまちこの領域での政策決定が停滞することとなる。

3. 連邦と州の複合的關係 ——協調的モデル

国家目的の達成が、連邦政府の単独での行動、ないしは連邦政府による自らの支出権限を行使することによって州の行動を決定することによってなされるのではなく、連邦・州政府のいくつか、あるいはすべてと準州が共同で行動する

ことによってなされるプロセスを協調的連邦制 (collaborative federalism) という [Cameron and Simeon 2002, 54]。1990年代の中頃から終わりにかけてこのモデルが見られた [Simeon and Robinson 2009, 170-172]。この時期のカナダは、とりわけ隣国のアメリカ合衆国との関係において、経済状況の大きな変革のなかにあった。その最たるものがNAFTAの締結である。これによりもたらされたカナダの政治経済状況の変化は、連邦政府と州政府の双方に影響を及ぼす。関税障壁の撤廃が典型的に示すように、従来のような州と州、州と連邦間の境界線は、経済のグローバル化の流れにより国家間の境界線の柔軟性によってゆるめられるようになる。そうすると、必然的に、カナダ国内においては、連邦と州の協働がないと、おしよせる経済のグローバル化に対処できない。

1982年カナダ憲法が制定されて以降、ミチゲイク協定、シャーロットタウン協定の2つの試みによりケベック州も取り込んだ憲法を制定しようとすることは双方とも失敗した。政府はこれらのプロセスにおいて透明性やアカウンタビリティが不十分であり、市民の不信を買ったことを認識した。そこで、行政主導的連邦制は、協調的連邦制モデルに移行するようになる。さらに、連邦国家を機能させるにあたって、憲法の修正でそれを行うことは政治的負担が大きいこと、また、実効可能性に乏しいことが、より柔軟で、非公式の方法を求める動向につながる [Cameron and Simeon 2002, 52-53]。

もう一つの側面は、この時期に連邦・州双方の政府とも財政赤字をかかえていたことにある。1995年に連邦政府は医療、福祉制度、教育のための補助金を一括で支給するカナダ保険・社会交付 (CHST) を導入した⁷⁾。これには2つの異なった要素が含まれていた。一つは従来に比べて4割近い60億ドルの削減を伴っていたこ

とであり、もう一つはその使い方に連邦政府はほとんど介入しないというものであった。新プログラムによれば、少なくとも金額自体が縮減されるのであるから、州にとってはデメリットが存在する。州は、連邦の助成を媒介とするプログラムに懐疑的になり、州の管轄権に連邦が介入することに警戒し、同時に、自律的権限行使の余地の拡大を図るようになる。1990年代の時点では財政赤字に対処する必要があるという点で、カナダ国内に比較的広範なコンセンサスがあったため、補助金の削減に関して、それほど大きな対立は見られなかったことが指摘されている。州に対する歳出削減の経験によってしかし、州政府は自律的権限行使を重視することの他に、自らの権限の枠内で、全国的利益として追求されるべき事柄と州の利益として求められる事柄を判断する権限があるのだと強く意識するようになる。結果としてこれが、協調的連邦制の強化につながったとの見方がある [Cameron and Simeon 2002, 54]。他方で、州の自律的権限行使の拡充のためには、連邦からの補助金が必要であり、結果として、連邦から州へ移転される金額が増大することになる [Bickerton 2010, 59]。逆説的ではあるが、社会政策にかかわる一定の基準の不在が、州の多様性に委ねられるのではなくむしろ、共通の枠組みの構築が求められるようになるのである。この動向は、連邦と州間ではなく、もっぱら州・準州間での協調を生み出した。このプロセスにおいて作り出されたのが、州首相会議 (First Ministers' Conference)、特別争点会議 (Meetings on specific issues)、大臣会議 (Ministerial Councils) などであるが、これらの集大成ともいえるのが2004年に設立された連邦国家のあり方懇 (Councils for the Federation) である。

このように、協調的連邦制には、連邦と州・準州政府が互いに対等な立場で協働する形態と、

連邦政府がかかわることなく、州と準州政府間で全国的な政策を作り出そうという2つの形態が見られる [Bakins ad Skogstad 2012, 7]。後者に関しては、連邦政府の定式化した全国的な政策なしに、州や準州が自ら共通の政策を策定しようとの傾向が見られるようになる。互いに対等で、自律的で独立した州政府が自らに与えられた元来的な管轄に関して、連邦政府抜きに、協働で全国的な政策を作り上げようとする点が特徴的である [Cameron and Simeon 2002, 49]。ただし、2つの大きな傾向のいずれかが明示的に確認されるのではなく、多様な仕方での協調がそれぞれのアジェンダにおいて見られるのであるが、実のところ、協調はそれ自体が一つの手段であるにすぎない。このモデルに強い影響を及ぼしているのが New Public Management (NPM) である。

政府の効率化を単なる政府活動の縮小を媒介に行うことを主張するのではなく、より大きな効用を政府が創出するために、双方の政府の協調が強力に求められるようになった。NPM の特徴は、市民をサービスの受領者、顧客ないしは株主 (stakeholder) と同様の存在にみなすことにある。対してサービスの提供者である政府は、市場における顧客と同様の存在である市民に対して満足度の高いサービスを効率的に提供することが求められる。この観点から見た政府間関係は、結果志向的であり、求められる成果を十分にあげられるかどうか重要な評価基準となる。そのため、政府間における政策形成過程それ自体、つまりインプットにはあまり重点が置かれなくなるが、その結果であるアウトプットが着目される。そうであれば、政府間関係における明確なルールや原理の存在は必要とはされない。たとえ閉じられた部屋の中での交渉であっても、問題はない。こうした見方が、デモクラシーの観点から批判されるのは当然のこ

とである⁸⁾。

もっとも政府間関係はそれ自体、NPM によらなくてもデモクラティックな観点からの批判、ひいては連邦・州議会の関与との関係で常に批判にさらされる。

4. 連邦政府と州政府の関係 ——政府間関係の意義

カナダの連邦制において政府間関係がとりわけ重要視されるのは、これまでふれたように、連邦議会に州益を代表する機関が存在しないという点にのみあるのではない。

連邦と州双方で議院内閣制をとるカナダは、それぞれの政府はそれぞれの議会に対して責任を負うのであり、政府は議会の信任がある限り存続する。しかし、行政国家の出現はカナダでも同様であり、これに加えて、強い政党規律が議会の多数派を構成する場合にはさらなる政府の強力な権限、ひいては首相の多大な力を支える。そのことにより、野党の議員はもとより、与党議員であっても政府の役職や一定の地位を獲得できなかった議員 (backbench) であれば実質的活動の余地が著しく少なくなる。カナダにおける連邦下院議会議員の選挙は完全な小選挙区制でなされる。そのため、得票数と議席数に大きな離が生じることがまれではない。[Simeon and Nugent 2012, 59-61]。これにより、地域の利益がそもそも議席として反映されにくいことに加えて、たとえ与党議員であったとしても、地域の利益を連邦議会において代表することが困難になる。後者の点に関しては、強い政党規律により、議員個人の判断ではなく政党の判断に議員が事実上拘束されることがさらに連邦議会における地域利益の代弁者としての議員の地位を縮減させる。

連邦下院議会の選挙で小選挙区制を採用した

結果、カナダにおいては政党に関して、大きく2つの傾向が見られる。一つは地域主義的な政党の存在があり、ケベック州のブロック・ケベコワ政党がその例である。他方で、支持者が全国的に分散しているNDPのような政党が存在する。前者が連邦議会において一定の議席を維持しやすいのに対して、後者はその程度が低くなることがある。さらには、後者のような政党にとっては、ある特定の地域で議席を獲得することは、たとえ相当数の支持者を当該選挙区に有していても、困難になりやすい。ここに、得票数と議席数のかい離の問題が見られる。別の視点からこの点を見てみると、与党のリーダーを首相とした強力な内閣が形成されると、今度は、内閣を形成することがほとんど不可能な地域主義的政党、そして当該地域の人々は、政策形成・執行過程において排除されていると感じることになりやすい。

州益を代表する機関が連邦に存在しないことに加えて、小選挙区制ゆえに、あらゆる地域を実質的に議会において代表させることができず、さらには競合する地域の利益を調整する機関もまた連邦議会において存在しない。州の利益を主張する市民の声は、州政府に向けられ、それに反応するのが州首相である。州首相が自州の利益をなんらかの仕方では連邦において達成しようとするのは必然である。こうした点にカナダにおける政府間関係の重要性が存在するというのがSimeon教授とNugent教授の分析である。[Simeon and Nugent 2012, 61]⁹⁾。

他方で、連邦と州間の問題を解決する機関として裁判所が存在する。しかしながら、古典的連邦制に関する記述で述べたように、まず、憲法による連邦と州の権限配分規定そのものだけで問題を解決できることが少ない。とはいえ、憲法上の権限配分に関しては、裁判所、とりわけ連邦最高裁が終局的裁定者となる。連邦最高

裁が連邦と州の権限配分上の争いに決着をつける場合にはそれは、完全なゼロ・サムゲームになる。こうした事態は、政策決定に関わる判断の余地や代替手段を著しく制約することになるため、連邦・州の両政府とも裁判所による解決を望まない傾向にあると思われる¹⁰⁾。政府間関係の重要性を導くのは、司法審査制を排除しようとする傾向の当然の帰結でもある[Baier 2012, 87]。

政府間関係による成果は、法的効果をともなわない、いわば政治的決着である。カナダにおいて特徴的なのは、連邦と州がこの関係において対等であるという—それ自体、連邦制をとることから一見、当然に導かれるような一見方が妥当していることである。各当事者が対等であることは、終局的決着の方法に関するルールが存在しない場合の外交関係において見られるように、いずれにも事実上の拒否権が認められているのに匹敵し、また、多数決での決着ではなく、合意による解決を志向せざるを得ない。しかもその大部分が政府に属する政治家や官僚たちによってなされるのであり、選挙によって選出された議員や議会が主体的かつ実効的に関与することはほとんどない。実質的には、アジェンダを設定し、事前準備を展開し、調整を行う官僚機構が存在するものの、主要なアクターとして政府間関係をけん引するのは、連邦首相と州首相であり、とりわけカナダにおけるこれらへの依存が顕著である[Heuglin 2008, 152]。このことは政府間関係の脆弱性をもたらす。結局のところ、政府間関係に関与するかどうかはその範囲や程度が、連邦首相や州首相の目から見て有利に働くかどうかにかかっている。政治的に力のある州であるブリティッシュ・コロンビアやアルバータ、オンタリオ州などは、連邦政府が置かれるオタワの力をどう抑えるか、そしてオタワが州のプログラムに優越的に介入する

ことを制限し、共有の管轄権において、いかにして自治を獲得するのが重要な評価基準になる。これに対して、政治的に力を有しない州は、自治の獲得ではなく、連邦政府からいかにして取り分を獲得するかが問題となる。あるいはケベック州であれば、他の州と連邦政府が順調に協調的連邦制を展開することは、オタワではなく、英系の諸州が自州に対する影響力を行使するのと同視されうるものであり、脅威にもなる [Cameron and Simeon 2002, 64]。それぞれの州にとって政府間関係の成功の判断基準が異なる以上、そのプロセスが平穏になされることが望めない事態が容易に想定される。

必然的に、政府間関係は行政主導的連邦制にならざるを、また頼らざるを得ない。議院内閣制をとる以上、ましてや現代国家における政府の役割の重要性を考えると、このこと自体にさほどの問題はないと思われるが、カナダにおける議会主権の名残とそれによる議院内閣制の理解に基づけばいくつかの問題をはらんでいる。かといって、カナダのような文化的・地域的アイデンティティが分散して存在する連邦国家においては、連邦議会が広範にわたる全国的なコンセンサスの代表として機能するのは、問題となる事柄が連邦の権限に属することに争いが無い場合に限られる。ところが、それを決定するに際して、権限配分を規定する憲法上の規定に昔ながらの仕方では依拠することは、もはや不十分であることは、すでに述べたとおりである [Heuglin 2008, 154]。近年のデモクラティックな要求に従えば、政府間関係で得られた成果をどう正当化するのがさらなる問題として提起される。

政府間関係の特徴は、立法や司法判断に比べて融通がききやすいこと、つまりその柔軟性にある。言い換えれば、連邦政府も州政府も、常に政府間のコンセンサスを求める必要がなく、

自身の目的にかなうと考えれば独自の政策上のツールを用いればよい。これは政府間関係の有する長所であるが、実はこれがそのまま短所にもなりうる。憲法上はもとより、法律上も根拠を有しない政府間関係は、まず、実効性を担保するのは法的なものではなく、政治的信頼しかない。政権交代がかかわることが多いが、現に、政府間関係での合意がくつがえされている¹¹⁾。投票が行われるわけではなく、そもそも決定に関するルール自体が存在しない。明示的なルールの不在は、それぞれの取り分をめぐる競争となり、根本的な政治的争点は密室で決められがちとなる。最終的な合意や共通の枠組みが一度限りのものであると考えられる場合には、それらは時に、十分に検討された上のもとは言い難い。明示的なルールや原理の不在はまた、アカウンタビリティや立法府による監督の不在に帰着する [Simeon and Robinson 2009, 173]。政府間関係の制度化の不在によってもたらされる欠点はしかし、カナダの議院内閣制の理解、したがってまた憲法にその起源をもつ。

政府間合意の実効性を法的に担保するもっとも有効な方法は、政府間関係の成果を立法化することを通じてなされる制度化だと考えられる。カナダにおける議会制民主主義 (parliamentary democracy)、議院内閣制 (parliamentary system)、責任政府 (responsible government) などの理解によれば、政府が議会の信任の上に成り立ち、政府が議会に責任を負うことが根本的なコンセプトである。連邦政府や州政府はそれぞれの連邦議会と州議会に、立法や規則、あるいは歳入増大や支出に関して責任を負う [Simeon and Nugent 2012, 59]。政府はこうして立法府に対して責任を負うのであり、その他、たとえば政府間関係によって協定を結んだ相手方政府に対してではない [Cameron and Simeon 2002, 68]。議院内閣制の原理に基づけば、政府間関係を制

度化し、立法府を拘束することになる決定を行うことは不可能である [Simeon and Nugent 2012, 67]。政治的に見れば、協調のロジックから政府間の協定に諸政府は拘束され、相互に責任を負うといってもよさそうである。しかし、カナダの憲法からすると、それぞれの政府は自らの基盤となる立法府に対して責任を負うのであり、将来の立法府の行為を拘束することは原理的に不可能である。協調的連邦制による政府間関係と議院内閣制の間に存在する深い亀裂がここに見られる。

1995年にケベック州において、分離独立に関するレファレンダムが行われ、僅差で反対票が勝った¹²⁾。結果的に否決されたことによる安堵よりも、ケベックにおいて分離独立に対する賛成票が伸長していることに対する危機がカナダ全土に広まった。連邦政府は以降、2つの手法でケベック問題に対処する。一つは連邦政府がケベック州の分離独立の権限に関して連邦最高裁に対して行った照会 (reference) であった¹³⁾。もう一つはより実質的かつ安定的な手法であり、より問題を先鋭化しかねない憲法の修正ではなく、憲法の枠内で、そして現行の連邦制の枠内で対処しようとするものである。このあり方の「実質的な要素は、連邦制が『機能する』こと、つまり連邦制によって諸州が自身の重要事項を遂行し、かつ独自性を追求するために、政府間の協調を通じて十分な自由が与えられることをケベックおよび他州に示すこと」である [Simeon and Turgen 2006, 22]¹⁴⁾。カナダの連邦制において、政府間関係の役割は、上述の問題をかかえていてもなお、避けられない。

5. 再起する古典的連邦制

連邦と州が時には有機的に連関し、あるいは、対立しながらも相互の関連性をもちながら連邦

国家を運営する協調的連邦制は負の側面から見ると、国家の肥大化を招き、不必要なまでの課税権を、とりわけ連邦政府に認めることで、州が独自の施策や政策を遂行することを妨げると考えるならば、これに対処するのは、先に述べた、古典的連邦制がふさわしい。2008年のリーマンショックに端を発する世界的な経済の停滞とこれに対応する緊縮財政の傾向は、カナダにおいても同様に見られる。2006年に政権を獲得した保守党のハーパー首相は持論である小さな政府を実現する手段として選挙中以来、完全分離型連邦制を掲げてきている。連邦は憲法で定められた州の管轄権に介入することだけではなく、その他においても干渉したり関与すること自体を避け、かつ、州はその管轄権において、それぞれ異なった手法と異なった成果をもって政策を実現することで効率性を確保しながら無用な連邦と州の対立を回避することができる。連邦と州の権限領域を明瞭にすることによって、連邦政府に排他的に委ねられていない領域から手を引き、本来的な役割として憲法上与えられている立法権限、外交政策や治安、防衛そして、経済問題への対処に専念することができる [Behiels and Talbot 2011, 16, 20-21]。

ハーパー政権は、2006年に政権を獲得することになる選挙戦において、上述のような古典的連邦制を「オープン・フェデラリズム」と名付けて綱領として示し、現在に至っている。連邦政府の役割を州の管轄とされる領域から撤退させ、文化や通商、環境など、連邦の権限行使が州の管轄にかかわる場合には、州がそこに関与するようにすることによって、双方の政府が憲法上の権限配分に規定されたように活動することを主張した [Conservative Party of Canada Federal Election Platform 2006, 42]。ハーパー首相にとって従来の連邦政府は、とりわけ医療や児童福祉などの社会政策に関して、あまりに州

の管轄に介入しすぎており、これらを中心に州独自の権限として行使することによって、より分権化が図られると同時に、肥大化した連邦の支出を抑制できると考えられた。連邦政府の有する歳入と州に対する歳出の間に、換言すれば連邦政府から州政府に与えられる補助金と州が責任をもって支出することによって実現すべき業務の間に不均衡が存在することを水平的財政不均衡（vertical fiscal imbalance）と呼ぶ。カナダで見られるこの不均衡の矯正も、オープン・フェデラリズムをとることによって可能となるというのが彼の主張である。

ハーバー首相のとりオープン・フェデラリズムに対しては、多くの批判がなされている [Behiels and Talbot 2011, 50-52]。中央集権化した連邦国家としてカナダを見るハーバー首相の見解に対して、比較連邦制的に見て、カナダはむしろ、分権化された国家であること、連邦からの補助金の多くは、実際のところ条件なしで州に提供されていること、あるいは、カナダ国民が多くの領域において諸政策の全国的な実現を求める傾向にあること、中央集権的な課税の方が効率的であることなどが批判として挙げられているが、それほどインパクトのある論拠を提示できているとは言い難い。

オープン・フェデラリズムに対する批判の特徴として、大きく3つのものが挙げられる。まず第一に、結果志向的批判である。現代型福祉国家の追求する社会政策が、オープン・フェデラリズムをとることによって阻害されるというものであり、児童福祉や医療政策などそれぞれの領域ごとに議論が提示される。しかしながら、ハーバー首相自身が、リバタリアンの見解に親和的であることをふまえると、この批判は的を得ているとは言い難い。というのも、こうした立場の指摘する問題点は、連邦制それ自体の問題ではないからである。第二は、内在的批判で

ある。ハーバー政権が一方で、古典的フェデラリズムに基づき連邦の権限を縮小させるのに対して、他方で、軍事費や対テロ対策、海外における共同軍事行為などの支出が増加しているというものであるが、古典的連邦制の観点からみるならば、これらの領域は連邦の管轄に属するのであり、当然の帰結とも言えそうであり、理論的批判とは程遠い¹⁵⁾。最後の点は、外在的ないしは規範的批判の不在である。連邦と州の関係に関しては、「連邦主義」としての明確な規範理論が存在し、これにより一定の方向性が示されると考えるのではなく、より開かれた構造をもっているにとらえるカナダの連邦研究からすれば、オープン・フェデラリズムに規範的批判を加えることは困難である。

連邦制のあり方は、言うまでもなく一つの国制（constitution）である。カナダにおいて、連邦制は constitution のもつ法的側面をなるべく切り離して理解しようとする傾向が有力に存在し、そのことがひいては、憲法的理解に立ち戻ろうとするハーバー首相の見解に対して、連邦制の観点からの応答を困難にしている。ここで問題となるのは、連邦制は、はたして、国制としての憲法との関連でいかに理解されるべきかという点である。この点については別稿で改めて検討する予定である。

〈註〉

- 1) 91 条、92 条を参照。
- 2) ‘federalism’ という用語は多義的である。単に「連邦制」を意味することもあれば、「連邦制度」ないしは「連邦の制度」として、そして規範的意味を込めた「連邦主義」として理解されることがある。以下では、‘federalism’ を文脈によって「連邦主義」とした部分があるが、とりわけ「連邦制」との意味で用いられる領域を扱うのが本稿の主題である。
- 3) なお、ここで言う「政府」は、法律の執行をするそれに限定されない。連邦政府も州政府も

- 議院内閣制における政府である。
- 4) 政府間関係の視点からカナダの連邦制を見る際のモデルは論者によって多少の異なりがあるが、本稿で扱われる形態についてはおおむね同じような区分がなされている。たとえば、[Simeon and Robinson 2009] では戦後のカナダのフェデラリズムが4つの時期とモデルに区分されている。第一期が、大恐慌から第二次大戦を経て福祉国家が出現した戦後時期における、協同的連邦制 (cooperative federalism) であり、1960年代初頭まで続く。第二期は、1960年代から1982年憲法制定までが該当し、連邦と州の対立が、とりわけケベックのナショナリズムや、西部諸州の独自性の要求として表れた時期に重なる。第三期は、1982年憲法以降の約10年を指す憲法的連邦制 (constitutional federalism) である。そしてこれらを経て、1990年代後半から21世紀にはいって見られる、より政策に重点を置いた協調的連邦制 (collaborative federalism) が第四期として続く。他方で、[Bakvis and Skogstad 2012] や [Banting 2012] では、とりわけ社会政策の分野に重点を置いた結果、共同決定的連邦制 (joint decision federalism) や負担共有的連邦制 (shared cost federalism) が加えられている。
 - 5) カナダの比較連邦制研究者の Watts 教授の一連の業績は、カナダに限らずこの傾向が多くの連邦国家において見られることを前提にして展開されている。[Watts 2001] 参照。
 - 6) 補助金には財政実務上、使途や監督の程度等に応じて助成金、負担金、交付金などに区別されるが、本稿ではこれらを含む補助金という用語を用いることにする。
 - 7) [新川 2006, 162-163] を参照。
 - 8) NPMに基づく連邦制の理解に対して強力な批判を展開するのが [Fafard and Rocher 2011] である。彼らによれば、連邦主義 (federalism) は単なる手段ではなく、目的をもった価値である [Fafard and Rocher 2011, 175]。本稿では立ち入る余裕がないが、'federalism' を一定の価値と結びつけた「連邦主義」と解したとしても、NPMの考え方そのものを排除することにはならないと思われる。
 - 9) ただし、内閣や最高裁判事の構成において地域代表的性格が認められる。
 - 10) もっとも、カナダ憲章が保障した権利や自由

を制約する立法管轄権について憲法上の権限配分規定違反が見られる場合には、連邦や州の意図とは無関係に訴訟が提起される。これら以外にも、裁判所が連邦と州の権限配分に関する争いについて判断を下した事例は数多くある。これについては別稿で検討する予定である。

- 11) Kelowa Accordがその例である。
- 12) ケベック州が自州とその他のカナダとの経済的・政治的パートナーシップを継続した上での分離に関する本レファレンダムは、94パーセントの高投票率の結果、49.4パーセントの賛成、50.6パーセントの反対となった。
- 13) こうした照会に連邦最高裁が相当に多義的な応答をしたことで、問題は（憲）法的にも政治的にもより複雑化している。これについては別稿で詳細に検討する予定である。
- 14) 強調は筆者。
- 15) とりわけ [Behiels and Tablot 2011, 56-71] で行われているハーバー政権の批判をいかに連邦制の観点から理解するか、筆者には難しい。また [Jeffrey 2010] は、オープン・フェデラリズムと小さな国家を同視し、後者に対する批判を展開するが、前者そのものに対する批判は見られない。他方で [Leslie 2006] は従来とってきた連邦制の運営の仕方のメリットを丹念に追及するものの、前の2つの論考とは異なり、2006年時点に出版された本書においては、実際にハーバー政権のとってきたオープン・フェデラリズムについては必然的に分析されていない。

引用文献

——以下では直接引用した文献のみ示す

- 新川敏光 2006「カナダ連邦政治と国家統一—その持続と変容—」『法学論叢』158巻5・6号148頁
- Baier, Gerald 2012, “The Courts, the Constitution, and Dispute Resolution” in Bakvis and Skogstad eds., *Canadian Federalism 3rd ed.*, (Oxford) 79-95
- Bakvis, Herman and Skogstad, Grace 2012, “Canadian Federalism: Performance, Effectiveness, and Legitimacy” in Bakvis and Skogstad eds., *Canadian Federalism 3rd ed.*, (Oxford) 2-19
- Banting, Keith G. 2012, “The Three Federalism Revised: Social Policy and Intergovernmental Decision-Making” in Bakvis and Skogstad eds.,

- Canadian Federalism 3rd ed.*, (Oxford) 141-164
- Behiels, Michael and Talbot, Robert, 2011, "Stephen Harper and Canadian Federalism: Theory and Practice, 1987-2011" in Michael Behiels and Francois Roche eds., *The State in Transition Challenge for Canadian Federalism*, (Invenire Books) 15-86
- Cameron, David and Simeon, Richard 2002, "Intergovernmental Relations in Canada: The Emergence of Collaborative Federalism" *Publius* 32/2:49-71
- Fafard, Patric and Rocher, Francois 2011, "Clients, Citizens and Federalism: The Views of Governments" in Michael Behiels and Francois Roche eds., *The State in Transition Challenge for Canadian Federalism*, (Invenire Books) 169-196
- Heuglin, Thomas 2008, "Working around the American Model: Canadian Federalism and the European Union" Linda A. White, Richard Simeon, Robert Vipond, and Jenifer Wallner eds., *The Comparative Turn in Canadian Political Science*, (UBC Press) 140
- Jeffrey, Brooke 2010, "Prime Minister Harper's Open Federalism: Promoting a Neo-liberal Agenda?" in Gordon DiGiacomo and Maryantonett Flumian eds., *The Case for Centralized Federalism*, (University of Ottawa Press) 108-136
- Lazar, Harvey 2010, "Intergovernmental Fiscal Relations: Workhorse of the Federation" in John Courtney and David Smith ed., *The Oxford Handbook of Canadian Politics* (Oxford University Press) 111-130
- Leslie, Peter 2006, "The Two Faces of Open Federalism" in Keith Banting et al., *Open Federalism* (Institute of Intergovernmental Relations) 39-66
- Simeon, Richard and Nugent, Amy 2012, 'Parliamentary Canada and Intergovernmental Canada: Exploring the Tensions' in Bakvis and Skogstad eds., *Canadian Federalism 3rd ed.*, (Oxford) 59-78
- Simeon, Richard and Robinson, Ian 2009, 'The Dynamics of Canadian Federalism' in J. Bickerton and A.-G. Gagnon eds., *Canadian Politics 5th ed.*, (University of Toronto Press) 155-178
- Simeon, Richard and Turgeon, Luc 2006, "Federalism, Nationalism and Regionalism in Canada" *REAF* 3: 11-41
- Watts, Ronald 2008, *Comparing Federal Systems 3rd ed.*, (McGill-Queens's University Press)

片倉製糸の北陸地方における製糸業経営と蚕種配給体制

高梨 健司

はじめに

本稿の目的は、片倉製糸が昭和初年に北陸地方において創設の傍系製糸会社（傍系紡績会社製糸工場を含む）について、その前史として、同地方が片倉製糸の原料繭地盤、女工地盤であったことを実証的に明らかにしつつ、この傍系製糸会社の設立経緯、地元側の設立主体及びその事業内容のほか、片倉製糸の専属蚕種製造会社として新潟県に設置の傍系製糸会社へ蚕種供給を行う北越蚕種合名会社の設立前史とその経緯及び蚕種経営動向について具体的に究明することである。

近年の近代日本蚕種業史研究の蓄積は少ない⁽¹⁾。片倉製糸のこの分野の研究の一環として⁽²⁾、本稿では北陸地方（特に新潟県）における片倉製糸の蚕種配給体制を明らかにすることを課題の1つとしている。鐘紡製糸は、同社都城蚕種製造所が九州地区、河田蚕種製造所が中部及び関西地区といった各地方別に分担製造・配給していたことが知られている⁽³⁾。片倉製糸については、従来こうした地方別分担製造・配給の有無について十分究明されてはいなかった。

また片倉製糸は、1910年代末以降、それまでの直営工場の設立から、傍系製糸会社の創設が多くなっていく。傍系製糸会社は、片倉製糸と「地元有志」等との共同出資によって設立されるが、本稿ではこの「地元有志」の実態を明らかにしたい。

その他の本稿課題として、傍系製糸会社は、片倉製糸の委託経営の下で事業を継続するが、片倉製糸の直営工場同様、傍系製糸会社においても御法川式多条繰糸機の導入が図られる。但し、片倉製糸は、多条繰糸機の工場設置には、新設製糸工場、既設製糸工場に限らず、工場側の十分な条件が整った上で実施していた。この条件整備について、本稿の対象とする傍系製糸工場に当て嵌めて追究していきたい⁽⁴⁾。

1. 片倉製糸の北陸地方進出

(1) 前史～原料繭地盤、女工地盤

昭和期に入り、片倉製糸は、傍系製糸会社として北陸地方に片倉越後製糸株式会社（新潟県中蒲原郡村松町）、片倉共栄製糸株式会社（新潟県中蒲原郡五泉町）、それに日東紡績株式会社金沢製糸所（石川県金沢市諸江町）を設立する。前述の如く、1910年代末以降、それまでの片倉製糸直営の製糸工場開設から、主に地元有力者たちとの共同出資によって製糸会社を創設することが多くなる。北陸地方は、この代表例である。

片倉製糸が北陸地方に傍系製糸会社（・製糸所）を設立する以前から、同地方は、片倉製糸の原料繭購入地及び女工供給地であった。片倉製糸は、繭購入出張所として新潟県に長岡出張所、直江津出張所、石川県に金沢出張所などを設置している⁽⁵⁾。長岡出張所（長岡市）は、1930

(昭和5) 年末に、その所属先を片倉平野製糸所(長野県岡谷市)から片倉武井製糸所(長野県上伊那郡伊那富村)に移管する。1929(昭和4)年に長岡出張所の敷地(借地)は、478坪29、乾燥機として帯川火熱式1台を設備していた。購入した原料繭を乾繭(本乾繭)にして片倉製糸所に輸送するシステムが構築されている。長岡出張所の購繭量は、昭和6年に1万貫以上に達していた。

直江津出張所(直江津町)は、当初の片倉尾沢製糸所から片倉須坂田中製糸所へ、次いで片倉下諏訪製糸所、更に片倉武井製糸所へ所属先を変更する。直江津出張所は、1929(昭和4)年に敷地(所有地)1,509坪77、建物・建坪294坪(延坪394坪)を有していた。同年に直江津出張所の購繭量は、春繭25,000貫、夏秋繭16,000貫、合計41,000貫、翌年には春繭11,372貫、夏秋繭4,655貫、合計16,027貫をそれぞれ買入れており、次第に購入量は減少し、1931(昭和6)年には1万貫未満にとどまるようである。1930(昭和5)年4月8日開催の片倉製糸取締役会において、下諏訪製糸所所属の直江津出張所に片倉石原製糸所の秋葉式乾燥機を移転設置の議案が否決されている⁽⁶⁾。直江津出張所の乾繭機能には限界があり、武井製糸所の新潟県における購繭出張所は、片倉越後製糸株式会社に続き、片倉共栄製糸株式会社の設立に伴い、長岡出張所に集約された可能性がある。

片倉製糸の購繭員が1911(明治44)年～1915(大正4)年にかけて、増加配置された新潟県内地方として柏崎、出雲崎、来迎寺、潟町、新津などを確認できる⁽⁷⁾。長岡出張所や直江津出張所所属の各繭購入所として存在していたのであろう。片倉製糸本社直轄の新津出張所(新潟県中蒲原郡新津町)の「建設可否決定」の議案が1927(昭和2)年2月18日開催の片倉製糸取締役会に上呈される⁽⁸⁾。新津出張所の施設に関

しては、直江津出張所から建物の一部90坪(5間×18間)と酒田出張所の建物全部2階建50坪、平屋90坪の各移転及び秋場式乾燥機2台の設置を構想していた。新津出張所は、一部修正の上、設立認可された模様で、その後片倉越後製糸株式会社の創立に伴い、同社に移管した上、廃止される。1931(昭和6)年12月18日開催の片倉製糸取締役会において、片倉越後製糸株式会社申請による元新津出張所(土地420坪58)の敷地貸付の議案が討議される⁽⁹⁾。

片倉尾沢製糸所(長野県岡谷市)所属の金沢出張所(石川県金沢市)は、1929(昭和4)年に乾燥機秋葉式1台、汽熱6段1室を設備していた⁽¹⁰⁾。同年に金沢出張所の購繭量は82,958貫、この中には翌年操業の日東紡績(株)金沢製糸所分として5,252貫を含む。金沢出張所は、片倉製糸の北陸地方最大の購繭出張所であった。金沢出張所は、1930(昭和5)年に日東紡績株式会社金沢製糸所の設立と共に移譲することになる。金沢出張所は、日東紡績株式会社へ移譲後に購繭出張所としての機能を終了する。1930(昭和5)年2月5日に金沢出張所設置の秋葉式乾燥機(12間×2間)を紀三井寺出張所(尾沢製糸所所属)に移転・設置することになる⁽¹¹⁾。日東紡績(株)金沢製糸所は、同年3月26日に「片倉出張所」の敷地・三社宮ノ前16番地の土地分筆登記する。更に、同所は、同年7月22日には「片倉出張所」設置の原動機使用廃止を届出ている。片倉製糸の購繭員が上記同様に増加配置された石川県内地方に能登、蛸島、津幡などを知ることができる。金沢出張所所属の繭買入所として活動していたようである。長岡出張所、直江津出張所、金沢出張所共に、所属先の変更が生じながらも、長らく長野県内の片倉諸製糸所の原料繭購入出入先機関であったことが分かる。

北陸地方は、片倉製糸の女工地盤である。片倉製糸の職工募集地域として、北陸地方の中で

新潟県が最大で、1923（大正12）年に2,890人、次いで富山県1,170人に及ぶ⁽¹²⁾。新潟県内では、中頸城郡（679人）を筆頭に、北魚沼郡（468人）、刈羽郡（365人）、西頸城郡（286人）、南魚沼郡（237人）、古志郡（184人）、三島郡（125人）、中蒲原郡（118人）、北蒲原郡（116人）、東頸城郡（106人）、中魚沼郡（104人）、南蒲原郡（55人）、岩船郡（28人）、長岡市（10人）、新潟市（6人）、西蒲原郡（3人）である。片倉製糸の職工募集地域は、新潟県内に広く分布し、職工募集100人以上の諸郡が11郡あり、この中で中頸城郡、北魚沼郡、刈羽郡、西頸城郡、南魚沼郡5郡で70.4%を占めていた。富山県内では、下新川郡（414人）を最多として、婦負郡（370人）、東礪波郡（344人）、富山市（13人）、上新川郡（13人）、西礪波郡（9人）、射水郡（4人）、中新川郡（3人）である。富山県では、下新川郡、婦負郡、東礪波郡に集中し、この3郡で96.4%を占めていた。

片倉製糸が新潟県内において職工募集を行う製糸所毎に見ると、岩代製糸所（504人）、大宮製糸所（435人）、岐阜田中製糸所（379人）、須坂田中製糸所（368人）、尾沢製糸所（328人）、熊谷製糸所（234人）、川岸製糸所（177人）、松本製糸所（157人）、平野製糸所（138人）、武井製糸所（44人）、石原製糸所（34人）、盛岡製糸所（25人）、下諏訪製糸所（21人）、姫路製糸所（16人）の14製糸所にのぼる。この内、半数の7製糸所が長野県所在製糸所であり、残る半数は、埼玉県（3製糸所）、福島県（1製糸所）、岐阜県（1製糸所）、岩手県（1製糸所）、兵庫県（1製糸所）に分散する。新潟県周辺の中部・関東・東北・近畿地方諸県所在の片倉諸製糸所が職工（女工）の受給範囲にあったことが判明する。その中でも、岩代・大宮・岐阜田中・須坂田中・尾沢・熊谷6製糸所で、77.8%を占める。岩代製糸所は、新潟県内の職工募集

地域が8郡に及び、この内北魚沼郡（136人）を中心に、古志郡（98人）、北蒲原郡（83人）、南魚沼郡（75人）が特に多い。大宮製糸所は、同4郡にとどまるが、就中刈羽郡（198人）、中頸城郡（146人）2郡に集中傾向にある。岐阜田中製糸所は、岩代製糸所同様、新潟県内8郡に亘り、特に北魚沼郡（130人）が高く、次いで刈羽郡（72人）、西頸城郡（62人）と続く。須坂田中製糸所は、県内9郡市に分布し、上記片倉諸製糸所の中で、最も多くの地域から職工募集を行っていた。この中で、南魚沼郡（121人）を筆頭に北魚沼郡（81人）、刈羽郡（66人）が多い。尾沢製糸所は、職工募集地域が県内8郡市に及び、この内中頸城郡（135人）が突出している。熊谷製糸所は、県内5郡から職工を募集しており、中でも北魚沼郡（90人）が特に多くみられる。下諏訪製糸所、姫路製糸所、盛岡製糸所は、職工募集を行う郡市が各1郡、川岸製糸所、石原製糸所が各2郡に限られる。武井製糸所と平野製糸所は、3、4郡にとどまる。

新潟県内で職工募集を行う上記片倉14製糸所の内、中頸城郡に11製糸所、西頸城郡に7製糸所、北魚沼郡に6製糸所、古志郡に5製糸所、刈羽・北蒲原・中魚沼諸郡に各4製糸所、南魚沼・中蒲原・東頸城・南蒲原諸郡に各3製糸所、岩船・西蒲原諸郡及び長岡・新治諸市に各1製糸所が職工地盤としていた。中頸城郡には川岸製糸所、大宮製糸所、尾沢製糸所、松本製糸所が就中職工募集者数が多く、北魚沼郡は岩代製糸所、岐阜田中製糸所、熊谷製糸所、刈羽郡は大宮製糸所、西頸城郡は大宮製糸所、平野製糸所、岐阜田中製糸所、南魚沼郡は須坂田中製糸所、北蒲原郡は岩代製糸所、古志郡は岩代製糸所がそれぞれ職工募集工場としての存在感が特に高い。片倉諸製糸所間で職工募集地域の区分が行われていたことが推測できる。

富山県において職工募集を行う片倉諸製糸所は、姫路製糸所、岐阜田中製糸所、大宮製糸所、熊谷製糸所、松本製糸所、武井製糸所、川岸製糸所、熊本製糸所、尾沢製糸所の9製糸所に限られる。この中で、姫路製糸所が東礪波郡（344人）、婦負郡（204人）、富山市（10人）、西礪波郡（9人）の4郡市、合計567人の職工募集に至る。姫路製糸所は、新潟県内では16人の職工募集にすぎず、同製糸所の北陸地方における職工募集の中心地は、富山県に特化していたことが分かる。岐阜田中製糸所は、下新川郡（280人）、婦負郡（101人）を中心に、上新川郡（6人）、中新川郡（5人）、4郡（合計392人）に及ぶ。大宮製糸所は、下新川郡（115人）のみが職工募集地域であった。熊谷製糸所は、婦負郡（50人）、下新川郡（11人）、上新川郡（7人）、射水郡（4人）、富山市（3人）、5郡市（合計75人）に亘る。その他の片倉製糸所は、下新川郡、婦負郡、中新川郡において3～8人の職工募集を行うにとどまる。下新川郡では、岐阜田中製糸所、大宮製糸所、婦負郡では、姫路製糸所、岐阜田中製糸所、東礪波郡では、姫路製糸所が各職工募集上、突出していた。遠隔地の熊本製糸所（熊本県熊本市）が婦負郡（4人）において、少数ながら職工募集がみられる。

片倉尾沢製糸所が雇用する女工の新潟県出身者は、1927（昭和2）年195人、1929（昭和4）年192人、1930（昭和5）年160人、1931（昭和6）年103人であったことが判明する⁽¹³⁾。直江津出張所（中頸城郡直江津町）が1927年に尾沢製糸所の配属になったのは、同製糸所が中頸城郡を最大の女工地盤としていたことと関係していよう。尾沢製糸所は、既述の1923（大正12）年当時よりも、新潟県の職工（女工）供給地としての重要性が低下傾向にある。こうした新潟県出身の女工減少は、片倉越後製糸株式会社と片倉共栄製糸株式会社の新設が背景に

あろう。1930（昭和5）年には、尾沢製糸所の女工出身地は、山梨県が前年の256人から342人に増加しており、新潟県出身女工の減少分を山梨県からの女工供給拡大によって補う形となっている。

次に、北陸地方に設置した片倉傍系製糸会社（・製糸所）、即ち片倉越後製糸株式会社、片倉共栄製糸株式会社、日東紡績株式会社金沢製糸所について、その設立経緯と事業内容を中心に明らかにしよう。

(2) 片倉傍系製糸会社（・製糸所）の創設とその事業内容

片倉製糸は、昭和初年に北陸地方に地方有力者や蚕糸業関係者等との共同出資によって、片倉傍系製糸会社を設立する。

1927（昭和2）年7月1日、新潟県中蒲原郡村松町に片倉越後製糸株式会社、次いで1929（昭和4）年12月5日、新潟県中蒲原郡五泉町に片倉共栄製糸株式会社を各創立する。両社共、片倉製糸の委任経営として発足する。1930（昭和5）年5月、石川県金沢市諸江町に片倉傍系会社の日東紡績株式会社（福島県信夫郡杉妻村）の製糸工場として、金沢製糸所を新設する。当初金沢製糸所は、片倉製糸の直営工場として予定していたが、日東紡経営の絹布工場向け生産生糸の供給を意図して、日東紡に移管する。

片倉製糸は、本社直属の北陸監査部（北陸監督・片倉三平）管轄下に上記片倉越後製糸株式会社、片倉共栄製糸株式会社、日東紡績(株)金沢製糸所を置いていた。この3社共、片倉製糸本社の社長、副社長、重役諸氏による視察から工場設備の新設・更新や所長以下幹部社員の異動等について、片倉製糸主導によって行われていた。傍系会社製糸工場は、基本的に片倉製糸の直営工場と同様の処遇を受けていた。また北陸監督部内において、上記3社参加の監督会議、

所長会議、蚕糸業研究会、蚕業研究会、乾燥研究会、蚕業主任会議等が開催された。例えば、1930（昭和5）年4月10日、11日両日に片倉越後製糸株式会社において、片倉共栄製糸株式会社のほか、長岡出張所（平野製糸所所属）からも参加し、蚕糸業研究会を開催する⁽¹⁴⁾。片倉製糸本社からは金富町常務（片倉脩一）、斉藤普及団長、原料課・吉村、蚕業課・上條が出席する。同年7月12日には、片倉越後製糸株式会社において日東紡績(株)金沢製糸所的那谷事務長、小林北陸監督部員、片倉共栄製糸株式会社の吉江忠正所長、田口栄治現業長、夏井蚕業係、片倉越後製糸株式会社の伊藤隆衛所長以下蚕業関係者が出席して、蚕業研究会を開催する。長野県松本（片倉普及団）において、片倉製糸本社主催の蚕業研究会（或は蚕業主任会議）に出席の上記金沢製糸所那谷事務長の報告のほか、「種々研究打合」を行っている。次に、片倉越後製糸の設立経緯と事業内容について明らかにしたい。

① 片倉越後製糸株式会社（社長・片倉三平）

同社社長の片倉三平は、片倉合名会社社員、北陸監督、片倉共栄製糸株式会社の社長、日東紡績株式会社の専務取締役（後に社長）等を兼務する⁽¹⁵⁾。以下、片倉越後製糸株式会社の設立経緯及び設立主体に注目しながら具体的に究明していきたい。

1927（昭和2）年5月1日に片倉越後製糸株式会社発起人会を村松町雪村旅館において開き、株式公募することを決定し、即日発表する⁽¹⁶⁾。発起人並に其引受株数は、片倉兼太郎（500株）、今井五介（500株）、今井真平（300株）、林清夫（300株）、尾沢福太郎（300株）、片倉武雄（300株）、片倉直人（300株）、武井覚太郎（300株）、樋口元周（500株）、平松周蔵（500株）、服部暢平（300株）、笠原藤七（300株）、

谷 貫一郎（300株）、茂野誠衛（300株）、藤田丑松（100株）、川瀬カク（100株）であった。片倉兼太郎から武井覚太郎まで、片倉一族又は片倉製糸経営者（8名・2,800株）であり、樋口元周以下は、地元有力者たち（8名・2,400株）である。発起人引受株数からみて、片倉製糸側が過半を占める。服部暢平（町長・中地主）と谷 貫一郎（大地主）は、地元村松町の「名望家」である⁽¹⁷⁾。茂野誠衛は、大地主、県会議員、蒲原鉄道株式会社・社長であり、樋口元周は、中地主・樋口病院経営者であった。笠原藤七は、中地主、煙草卸売商、質物金融業者である。藤田丑松は、呉服太物商、村松実業協会理事である。平松周蔵は助役（後に町長）である。

1927（昭和2）年7月1日に片倉越後製糸(株)創立事務所において創立総会を開き、取締役及び監査役を選出する。創立総会の出席株主総数（委任状共）は、18,880株、此人員288名、内本人出席株数3,058株、此人員130名、代理出席株数15,822株、此人員数158名であった。同社株主総数300名程の内、130名が実際に創立総会に出席している。取締役は、今井真平、片倉直人、片倉三平、片倉方平、平松周蔵、服部暢平、茂野誠衛、監査役は、谷 貫一郎、笠原藤七、山中 遜である。取締役は、片倉一族又は片倉製糸経営者と地元有力者たち、また監査役は、地元有力者と片倉製糸の幹部社員・山中 遜（1926年片倉製糸会計・調査課長、後に取締役）⁽¹⁸⁾によって各構成されていた。後に監査役は、笠原藤七と山中 遜の2名となる。片倉兼太郎と樋口元周両名は、同社顧問に推薦され、取締役に会において取締役・片倉三平を社長に選定する。

次に、片倉越後製糸(株)創立事項報告書等を揭示し、同社創立目的を窺うことにしよう。

資料 1

片倉越後製糸株式会社創立事項報告書

片倉越後製糸株式会社ノ創立總會ニ當リ其創立ニ関スル事項ヲ報告スルコト左ノ如シ

一、当会社ノ目的ハ定款第一條ニ規定スル如クニシテ此事業タル我邦輸出品ノ大宗ニシテ貿易ノ逆勢ヲ調節シ地方産業開發上最モ適當ナル計画ニシテ需要ノ無限ナルハ瞭平タルモノアリ而シテ将来農村經濟ノ振興ニ資シ国産ノ發展ニ貢献スル所疑ナキ所ナリ是レ發起人ガ本会社ノ創立ヲ目論見タル所以ナリ

二、会社ノ商号ヲ片倉越後製糸株式会社ト命名シタルハ片倉製糸紡績株式会社ト相図リ其後援ノモトニ姉妹会社トシテ地ヲ越後ニトセルヲ表示スルヲ以テ營業上種々ノ利益アリト信シ特ニ選定セルモノナリ

三、資本ハ目論見書ノ計算ニ因リ金壹百萬圓ヲ要スヘキヲ以テ定款第參條ニ金壹百萬圓ト定メ先ツ第一回払込金ヲ以テ第一期計画ノ資金ニ充テ第二期ニ於テ第二回ノ払込ヲ為スヘク当分ハ第二回以降ノ払込ヲ為サル方計ナリ

四、資本ノ総額金壹百萬圓ヲ貳萬株ニ分チ發起人及賛成人等ハ其壹萬七千株ヲ引受ケ殘額三千株ニ付株主ヲ募集シタリ然ルニ予期ノ結果ヲ見滿株ニ達シ昭和貳年五月拾日ヲ以テ商法第百四拾四條第一項ニ所謂株式總数ノ引受ヲ了シタリ

五、是ニ於テ昭和貳年五月十六日發起人定款第九條ニ因リ各株式引受人ヲシテ第一回ノ払込ヲ為スベキ通知ヲ發シ全年五月三十一日ニ於テ全部ノ払込ヲ了シタリ即チ商法第百三十四條ノ所謂払込ヲ了リタルモノナリ

六、猶茲ニ報告シ且ツ其承認ヲ請ヒ度ハ即チ商法第百二十二條ノ会社ノ負担ニ歸スベキ設立費

七、設立費用計金貳千圓也

右商法第百三十二條ニ依リ片倉越後製糸株式会社ノ創立ニ関スル事項及報告候也

昭和二年七月一日

片倉越後製糸株式会社發起人

今井 五介 ㊞

今井 真平 ㊞

林 清夫 ㊞

服部 暢平 ㊞

尾沢福太郎 ㊞

片倉兼太郎 ㊞

片倉 武雄 ㊞

片倉 直人 ㊞

笠原 藤七 ㊞

川瀬 カク ㊞

武井覺太郎 ㊞

谷 貫一郎 ㊞

藤田 丑松 ㊞

茂野 誠衛 ㊞

樋口 元周 ㊞

平松 周藏 ㊞

資料 2

片倉越後製糸株式会社創立事務調査報告書

昭和貳年七月一日片倉越後製糸株式会社創立總會ニ於テ拙者等ハ検査役ニ選任セラレタルヲ以テ商法第百三十四條ノ規定ニ依リ發起人ガ為シタル創立事項ノ報告書ニ基キ株式払込金、扱所会社ノ創立ニ関スル費用ノ帳簿等ニ付キ詳細ノ調査ヲ遂ゲタリ其結果左ノ如シ

一、株式ノ総数ハ定款第七條ニ掲グル如

株式總数貳萬株

發起人引受株数五千五百株

株式引受人引受株数壹萬四千五百株即チ

昭和貳年五月十日ニ於テ株式總数ノ引受

アリタルモノト認ム

二、右引受株ニ付テ第一回払込金額左ノ如シ

第一回払込ハ株式総数貳萬株一株ニ付金
拾七圓五拾錢合計金參拾五萬圓也
右ハ昭和貳年五月三十一日ヲ以テ総テ払込
タルモノト認ム
三、発起人が受クベキ特別ノ利益ナシ
四、金錢以外ノ財産ヲ以テ出資ト為シタルモ
ノナシ
五、会社ノ負担ニ歸スベキ設立費用金貳千圓
ハ正當ト認ム
右商法第三百三十四條ニ依リ及報告候也
昭和貳年七月一日

片倉越後製糸株式会社

検査役 武藤 寅二 ㊞

同 大橋二太郎 ㊞

片倉越後製糸株式会社の目的は、現今輸入増勢の対抗手段として生糸輸出を拡大するための一助に片倉越後製糸株式会社を創立して、新潟県をその地方的拠点として開発し、以て農村経済の振興に役立てることを目差していた。片倉越後製糸(株)の社名は、片倉製糸紡績株式会社の後援の下に、地場産業として「営業上種々ノ利益」、即ち地元蚕糸業者を始めとする官民の協力・支援を期待して選定することになったようである。後述の如く、片倉越後製糸は、同社設立当初より片倉製糸の委任経営と金融力等を前提乃至大きく依拠していたことは明らかである。

資本総額金（公称資本金）100万円の内、第1回払込金として5月10日に2万株（1株17円50銭）の引受けがあり、この35万円の払込みが早くも同月末には完了したという。この第1回払込金を以て第1期計画資金に充て、第2期において第2回の払込みを予定していた。しかし、結局この第2回払込みは行われずに、片倉製糸と合併した模様である。なお、片倉製糸側が、片倉越後製糸(株)発行株式総数（2万株）の過半を占めていた。即ち、1928年6月頃に片倉

製糸が所有する片倉越後製糸(株)の株式は、10,645株（同価額186,000円）であることが確認できる⁽¹⁹⁾。一般公募は、株式総数の僅か15%にすぎず、発起人同27.5%に対し、賛成人の引受株数は57.5%と高い。検査役の武藤寅二は、松村町最大の醤油醸造業者である。

1) 片倉越後製糸(株)の土地、建物、工場設備等

片倉越後製糸の土地は、1927（昭和2）年12月31日現在、所有地（実測坪数）11,886坪5合（登記簿上は、11,022坪22勺）、建物は、同じく建坪2,056坪（延坪3,013坪5合）であった⁽²⁰⁾。この年は、第1工場が竣工し操業を行うが、第二工場については建設中（未操業）で、翌年に第三工場の増設工事に着手したようである。1927年11月24日に片倉製糸本社社長（片倉兼太郎）が来所し、第二工場には△式自動索緒装置にすることを命じており、翌12月30日には片倉越後製糸(株)社長（片倉三平）が第三工場の増設工事その他事業上について注意を与えている。1929（昭和4）年までに同社建物は、建坪2,412坪4分（延坪3,430坪6分）に増加し、翌年には自動乾燥機建家を増築（建坪63坪、延坪80坪5分）し、建物は、建坪2,475坪4分（延坪3,511坪1分）に増加する⁽²¹⁾。

工場設備は、5条繰普通繰糸機120釜、再繰機192釜。同社創立の年は、結局繰業が11月2日より12月31日までの56日間にすぎなかった。従って生糸生産高は、僅かに白84梱（白14中11.4梱、白21中72.6梱）にとどまる。1930（昭和5）年には、既に第1～3工場が稼動し、工場設備は拡大する。5条繰普通繰糸機360釜（開業時に比べて3倍増）に増える。同年に生糸生産高は、1,886梱（白21中1,072梱、白14中60梱、黄21中754梱）、翌31年には、2,307梱（白21中1,776梱、黄21中531梱）に増加する⁽²²⁾。両年共に釜数に変化ないものの、生糸生産高が421梱増えていた。白21中生糸の増加

と黄21中生糸の減少を特徴とする。繰業日数は、寧ろ1930年の335日から1931年297日9分に約37日減少しているにもかかわらず、生糸生産高が急増する。同期間に1釜当りの生糸生産高では、5梱2分から6梱4分に、本業手延1日当りでは5梱8分から6梱4分にそれぞれ伸びている。1932（昭和7）年度には、片倉越後製糸の1釜当り生糸生産高は更に向上し、7.2梱に及ぶ⁽²³⁾。1930（昭和5）年度の「目的織度糸格」は、片倉越後製糸、片倉共栄製糸共に「21中85点」である⁽²⁴⁾。新潟県、北陸地方において最高水準の生糸品位であった。こうした生産力の一段の進展及び品質向上の有力な要因として、機械設備の改善などのほか、片倉越後製糸傘下特約養蚕組合の増加及び特約養蚕農民への優良蚕種の供給拡大が考えられる。この点を示唆する北越蚕種合名会社の設立と片倉製糸（＝片倉越後製糸等）の専業蚕種製造所化については、後述することにしたい。

なお、片倉越後製糸は、片倉製糸の後援の下に、1934（昭和9）年11月に普通繰糸機360釜の内、240釜を廃棄して御法川式多条繰糸機（20条）230台を設置する。なお、片倉越後製糸において、御法川式多条繰糸機への全面的転換は、片倉製糸との合併後のことである⁽²⁵⁾。片倉製糸は、多条繰糸機の工場設置に当って、製糸工場の製糸用水、水量、白繭割合、各期の原料解舒糸長、平均織度、立口、額節において良否を調査し、条件良好な工場を対象としていた⁽²⁶⁾。片倉越後製糸は、この条件が整っていたことになる。

機械器具については、1927（昭和2）年に乾燥機・大和三光式上下式汽熱1室、汽罐・ランカシャー式及びコルニッシュ式多管半通筒型最大気圧80ポンド各1基設置、更に30（昭和5）年には大和式自動輸送乾燥機8段型特大号1台、コルニッシュ式多管半通筒型最大気圧80ポ

ンド1基各増設をみている。その他、27年に三相交流誘導電動機電圧200ボルト・5馬力1台（乾燥用）、5馬力1台（繰糸用）、1馬力1台（煮繭用）、2馬力1台（用水用）設備。30（昭和5）年には上記電動機の内、5馬力1台（繰糸用）を用途変更したためか、5馬力1台（乾燥用）と2馬力用水用予備1台の各増加をみる。翌31年には繰糸用2馬力1台の設置とこれに用途変更したためか、用水用2馬力1台が消失する。蒸汽機関は、1927年の7.5馬力1台（繰糸用）、2馬力1台（煮繭用）、5馬力1台（乾燥用）設置から30年に2.5馬力1台（精練用）を増設する。翌31（昭和6）年には、煮繭機（千葉式）33尺復式2台を新設する。

資料の欠落部分もあり、全貌を示すとはいえないが、片倉製糸『取締役会議案綴』（各年度）によれば、片倉越後製糸株式会社は、同社創立以来、貯繭倉庫内大罐張り、倉庫増築予定地買入、休養室増築、女工浴場・風呂釜設備、貨物自動車購入、自動車利用等消防ポンプ購入、煙突（鉄筋コンクリート製）建設、汽罐据付替、再繰工場・再繰機械増設、再繰機械を木製から鉄製に変更、乾燥室パイプ増設、乾燥機大和式8段の改造・増設、屑物乾燥場新設、千葉式煮繭機増設、御法川式多条繰糸機増設など次々に工場設備の更新・新增設を進めていった。

2) 片倉社員の直営工場・傍系工場間異動

社員の異動に関しては、片倉製糸直営工場と傍系会社間に頻繁にみられる。1927（昭和2）年7月21日に片倉越後製糸(株)主任の古村国治が片倉川岸事務所に転任し、入れ替わりに片倉製糸本社工場課長の伊藤隆衛が片倉越後製糸(株)に所長として、また片倉松本製糸所分工場長の大野 盈が現業長としてそれぞれ任命される⁽²⁷⁾。1930年大野 盈の退職に伴い、4月12日に片倉仙台製糸所より原 太郎が現業長（同時に書記から参事補に昇格）として着任する⁽²⁸⁾。1931

(昭和6)年7月20日には、日東紡績(株)金沢製糸所より、小林忠佐(参事補)が事務長心得として着任する⁽²⁹⁾。片倉製糸直営工場同様に、傍系製糸会社においても片倉製糸の社員が赴任していたことが分かる。なお、古村国治は、新任所長の伊藤隆衛と「事務引継キヲ了シ」て、片倉川岸事務所に帰任する。片倉川岸事務所(長野県諏訪郡川岸村)は、1920年代後半まで片倉製糸の総轄事務を行っており、同所より赴任の古村国治は、片倉越後製糸(株)の立ち上げの実務を取り仕切り、同社創立後に前任先の片倉川岸事務所に復帰したようである。古村国治は片倉川岸事務所に勤務の傍ら、同所監督下の、蚕業技術員の養成を目的とした、1930年2月開設の片倉蚕業講習所(長野県諏訪郡川岸村)で30年(2～3月、10～12月)、31年(1～3月)に講師として講習生に「生糸原料論」を講義している⁽³⁰⁾。古村は、深い学識を持つ、この分野の専門家でもあった。

片倉製糸では、同社所長以下ベテラン幹部社員が片倉製糸直営工場同様、傍系製糸会社においても管理者として事務・現業両面において着実に事業遂行する体制を築いていた。片倉製糸の事業経営の堅実性の一端を物語るものといえよう。換言すれば、近代企業としての片倉製糸に地元民の期待が寄せられる所以である。

3) 片倉越後製糸の片倉製糸試験研究機関の利用

片倉製糸は、1927(昭和2)年4月に蚕糸に関する理化学的総合研究機関として、研究所(埼玉県北足立郡大宮町)を設立する⁽³¹⁾。

片倉越後製糸は、1929(昭和4)年に片倉研究所に原料繭試験を依頼し、研究所は、同年10月12日に同成績表を同社(並びに片倉本社)に発送する⁽³²⁾。同社は、翌30年に研究所に製糸用水の水質検査を依頼し、翌々31年には講習所(研究所を改称)に使用製糸用水の水質検査及び石炭(3件)の分析依頼する⁽³³⁾。研究所(講習所)は、用水分析によって水質改良の指

示を与え、石炭分析によって購買上の指標を示す。更に1930(昭和5)年4、5月に研究所に片倉越後製糸の社員・織田敬喜、田中両名が煮繭研究のために、また同社現業長・原 太郎が視察にそれぞれ訪れていた。

② 片倉共栄製糸株式会社(社長・片倉三平)

片倉共栄製糸株式会社(新潟県中蒲原郡五泉町)は、五泉繭市場を基盤に1929(昭和4)年12月5日創立する。この経緯を片倉製糸所長会議(昭和5年2月15～18日)の席上において、片倉越後製糸の伊藤所長は、「五泉ノ繭市場ガ悲境ニ陥リタル際片倉ガ之ヲ救ヒ工場ヲタテ、」と述べ、また同様に片倉共栄製糸の吉江所長は、「五泉ノ組合市場ガ工場トナリシモノニシテ組合員六〇〇名ガ株主トナリタリ」と述べている⁽³⁴⁾。

1923(大正12)年設立の五泉繭市場は、1926(大正15)年に一昼夜乾燥能力2,850貫、前年の春繭取扱高45,295貫、同一日の最高取扱高7,442貫であった⁽³⁵⁾。五泉繭市場は、栃尾繭市場、小千谷繭市場等と共に新潟県内有数の繭市場である。その後、五泉繭市場の乾繭能力は、一昼夜5,300貫に上昇するものの、利用者が減少し、解散することになった⁽³⁶⁾。この背景には、養蚕農民との直接取引及び繭特約取引の進出が大きく影響していたことが指摘されている⁽³⁷⁾。購繭費の節減に加えて、繭市場に集散する繭の品質が不良、雑駁傾向にあるため、有力製糸家は繭市場からの離反が生じることになったのである。

北陸地方において新潟県の繭市場は、1929(昭和4)年に31ヶ所あり、長野県の59ヶ所に次ぐ多さであった。他の北陸地方の繭市場は、石川県が9ヶ所、福井県4ヶ所、富山県は皆無であった⁽³⁸⁾。前年の新潟県の生繭販売数量(1,209,801貫)に占める繭市場販売数量(938,226貫)の割合は、77.6%にのぼり⁽³⁹⁾、繭市場販売が新

新潟県の生繭販売方法の大半を占めていた。この繭市場販売比率は、福岡県に次ぐ全国第2位である。繭市場が最盛期を迎えていた地方に片倉製糸が単独で進出したとすれば、特約取引に基づく集繭には困難が伴ったことであろう。新潟県内の繭市場の不振、五泉繭市場の解散が片倉製糸側にとっては進出好機であったといえようが、有力蚕種製造家を始めとする蚕糸業者ほかの支援が欠かせなかった。この点については後述。

1929（昭和4）年9月30日午前11時に中蒲原郡五泉町五泉繭市場楼上において、片倉共栄製糸株式会社の設立発起人会を開催し、以下の事項を決議する⁽⁴⁰⁾。出席発起人は、片倉製糸側から片倉三平、地元から松田彦平、二宮良吉、石塚文四郎、剣持堅吾の5名であった。松田彦平（五泉町）と二宮良吉（五泉町）は、後述の如く、地元の有力蚕種家である。設立発起人の引受株式数は、片倉三平（300株）、片倉直人（300株）、今井真平（300株）、松田彦平（300株）、二宮良吉（200株）、石塚文四郎（200株）、近藤祐次郎（100株）、剣持堅吾（100株）、関根惣吉（100株）であった。片倉三平から今井真平まで片倉一族（3名・900株）であり、松田彦平以下は、地元有力者たち（6名・1,000株）である⁽⁴¹⁾。関根惣吉（五泉町）は大地主、近藤祐次郎（五泉町）は地主・資産家であり、剣持堅吾（巢本村）は、助役、農会評議員、一本杉信用組合理事長を歴任する。設立発起人数及び引受株数からみると、地元側が過半を占めている。設立発起人会の決議事項の中に片倉共栄製糸株式会社の業務は、急速開始を要するために工場建設その他一切の設備は、片倉製糸紡績株式会社において行い、片倉共栄製糸株式会社成立直後に原価を以て買収することとしていた。上記松田彦平を発起人総代とし、片倉共栄製糸(株)設立に関する一切の事務は、発起人総代に一任する。趣意書、定款⁽⁴²⁾、株式募集要項、

目論見書、収支計算書、会社負担の設立費用（1,000円以内）、株式申込取消時期（昭和5年2月15日）、賛成人の引受株式数（1,400株）、創立株主総会召集月日（昭和4年11月20日前後）、株式募集手数料（1株に付20銭）の決議により、直に「各関係町村ノ有力者」を招集して、「賛成株」を決定し、引継き公募に着手する。有力蚕種家を中心に地方町村有力者たちが片倉共栄製糸(株)の設立主体と見ることができる。10月30日に株式総数の募集を終了したことにより、「掃込通知」を送付する。11月30日に株式全部の「掃込」を終了する。

1929（昭和4）年12月15日に新潟県中蒲原郡五泉町実業公民学校において、片倉共栄製糸株式会社の創立総会を開催する。創立総会の出席株主総数（委任状共）396名、出席株総数3,730株（委任状共）であった。松田彦平が創立総会の議長となり、議長指名の選衡委員5名（木村儀一郎、野口岱九郎、佐久間市三郎、関谷安治、赤塚誠一）により、取締役は、今井真平、二宮良吉、片倉直人、山崎新太郎、石塚文四郎、片倉三平、松田彦平、監査役は、剣持堅吾、浮須市造を選出する⁽⁴³⁾。取締役は、片倉一族（3名）と地元有力者（4名）によって、また監査役は、2名共地元有力者によって各構成されていた。取締役の内、松田彦平、二宮良吉のほか、山崎新太郎も地元の有力蚕種家であり、後にこの3名は、北越蚕種合名会社を設立する。同社については後述。監査役の浮須市造（北蒲原郡築地村）は、新潟県を代表する有力蚕種家である。片倉共栄製糸(株)の設立推進者は、地元の有力蚕種家を中心としていたことを窺わせる。選衡委員の内、木村儀一郎（五泉町）は地主、五泉町農会・会長であり、佐久間市三郎（巢本村）は、巢本村収入役・村会議員、農会評議員、一本杉信用組合理事を歴任する。同社創立総会閉会后に、重役会を開催し、取締役・

片倉三平を社長に、また顧問として片倉兼太郎（片倉製糸取締役社長）をそれぞれ選挙・推薦する。

次に、片倉共栄製糸株式会社創立事項報告書を掲示し、同社創立目的を詳らかにしよう。

資料3

片倉共栄製糸株式会社創立事項報告書

片倉共栄製糸株式会社ノ創立総会ニ当リ其ノ創立ニ関スル事項ヲ報告スルコト左ノ如シ

一、当会社ノ目的ハ定款第三條ニ規定セル如ク生糸製造販売並ニ之ニ関スル事業ヲ営ムモノニシテ此ノ事業タルヤ本邦輸出品ノ大宗ニシテ貿易ノ逆勢ヲ調節シ併テ地方産業開発上適切ナル計画ナリ而シテ需給関係ノ将来ハ無限ニシテ農村経済ヲ潤シ国産ノ伸展ニ貢献スル所疑ナシ是發起人カ当会社創立ヲ目論見タル所以ナリ

二、会社ノ商号ヲ片倉共栄製糸株式会社ト命名シタルハ片倉製糸紡績株式会社後援ノ下ニ姉妹会社トシテ創立サレタルモノナルヲ以テ特ニ此ノ商号ヲ選ミタルモノトナリ

三、資本ハ目論見書及収支計算書ニ依リ瞭ナル如ク第一回払込金ヲ以テ充當シ其ノ不足額ハ片倉製糸紡績株式会社ノ低利資金ヲ借入ル、コトトシ当分第二回払込ヲナサルモノトス

四、資本ノ総額金貳拾五万円ヲ五千株（一株五拾円）ニ分チ發起人及賛成人等ハ其ノ内參千參百株ヲ引受ケ残額ノ壹千七百株ニ付一般公募ヲナシタリ然ルニ予期ノ結果ヲ見即チ満株ニ達シ昭和四年十月三十日ヲ以テ株式総ノ引受ヲ了シタリ

五、此処ニ於テ昭和四年十一月一日ヨリ株式申込書ヲ整理シ發起人ハ定款第拾條ニ依リ各株式引受人ヲシテ第一回ノ払込ヲ為スヘキ通知ヲ発シ十一月三十日ニ於テ全部ノ払

込ヲ了シタリ

六、發起人カ受クヘキ報酬及特別ノ利益ナシ

七、金銭以外ノ財産ヲ以テ出資シタルモノナシ

八、尚茲ニ報告シ且ツ其ノ承認ヲ請ヒ度即チ商法第二百二十二條ノ会社ノ負担ニ歸スヘキ設立費用金九百六拾六円七拾五錢

右商法第三百二十二條ニ依リ片倉共栄製糸株式会社創立ニ関スル事項及報告候也

昭和四年十二月十五日

發起人 今井 真平

石塚文四郎

二宮 良吉

片倉 三平

片倉 直人

松田 彦平

剣持 堅吾

近藤祐次郎

関塚 惣吉

資料4

（片倉共栄製糸株式会社創立事務）調査報告書

一、株式五千株ノ引受アリタリ

一、壹株ニ付金拾七円五拾錢ノ払込ヲ了シタリ

一、会社ノ負担スヘキ設立費用金九百六拾六円七拾五錢ノ支出ハ正当ナリ

一、發起人カ受クヘキ報酬及特別ノ利益ナシ

一、金銭以外ノ財産ヲ以テ出資シタルモノナシ

（昭和四年十二月十五日）

片倉共栄製糸株式会社

検査役 坪川 寅藏

同 齊藤 菊藏

同 関川 成治

片倉共栄製糸株式会社の目的は、前述の片倉

越後製糸株式会社同様に、輸入超過状況の解消を図るためには輸出を増やす必要があり、片倉共栄製糸株式会社の設立がその一助となると共に、新潟県の産業開発の上で有効な計画であり、農村経済を潤すことになる、と主張する。片倉共栄製糸株式会社は、片倉製糸紡績株式会社の後援の下に、即ち同社への委任経営と片倉共栄製糸の経営資金の不足を片倉製糸からの低利資金の借入れを前提に「姉妹会社」として創立する。地元の資本と経営者による単独での製糸会社事業は、その後の昭和恐慌に遭遇するまでもなく、現実的には不可能に近く、他方片倉製糸は、出資負担の軽減と地元民の協力を期待できる点で双方の利害が一致する。資本総額金25万円（発行株式総数5千株）の内、1株に付17円50銭の第1回払込金は、発起人、賛成人の3,300株（57,750円）と一般公募1,700株（29,750円）を合わせた87,500円にすぎず、片倉越後製糸同様、資本総額金の僅かに35%にとどまる。後述の「製糸事業委任契約書」中に、片倉共栄製糸が片倉製糸より22万5千円の借入金を示しているが、経営資金の不足分は、片倉製糸からの借入金に依存する体質は、その後も変わらず、片倉製糸の同社買収まで続くことになる⁽⁴⁴⁾。一般公募の株式比率が34%を占め、片倉越後製糸の場合よりも高いことが特徴である。検査役の内、坪川虎蔵（五泉町）は、資産家、有力機業家、五泉合同運送株式会社・社長であり、関川成治（巢本村）は一本杉信用組合理事を歴任する。

片倉共栄製糸(株)は、片倉越後製糸(株)同様に片倉製糸紡績(株)に経営委任していたが、これに関わる契約を以下に示すことにしよう。

資料5

片倉共栄製糸株式会社貸借契約ニ関スル件⁽⁴⁵⁾

一、共栄製糸会社ハ株主及借入金共現在ノ

マ、トシテ工場ハ片倉製糸会社へ賃貸スルコト

二、片倉製糸会社ノ片倉共栄製糸会社ニ支払フ一ケ年ノ賃借料ハ片倉製糸会社ヨリノ借入金ニ対スル利子ト同額トス

三、片倉製糸会社ハ年度末ニ於テ片倉共栄製糸工場単独ニ決算ヲナシ第二項ノ賃借料ヲ控除シテ利益ヲ計上シタル時ハ其利益ヲ折半シ其一半ヲ共栄製糸会社へ分配スルコト

四、本契約ハ一ケ年限リトシ協議ニヨリ延長スル事ヲ妨ケス

この資料5は、1934（昭和9）年6月8日開催の片倉製糸取締役に提出の片倉共栄製糸工場賃貸借契約に関する議案の添付資料である。この取締役会において、片倉共栄製糸の工場賃貸借契約は、審議の上、一担決定が下されていた。同月18日開催の片倉製糸取締役会では、片倉共栄製糸(株)経営方針に関する件について改めて検討し、第1案は、片倉共栄を賃挽製糸、即ち片倉製糸の賃挽製糸請負とするものであり、第2案は、従来通り片倉製糸の委任経営、即ち片倉共栄製糸の製糸経営を片倉製糸に委託するものである。取締役会では、結局のところ従来と变りなく、第2案に帰結する。現実問題として、工場賃貸借には株主総会の議を経る必要があり、総株主の過半数、資本の半数以上に当る株主の出席を要して、其の議決権の過半数を要し、成立困難と判断したようである。片倉共栄製糸の場合、片倉製糸はその株式所有が1,765株（総株数の35.3%）にすぎない⁽⁴⁶⁾。なお、農林省の見解によると、片倉製糸の名義経営では製糸業法の廃業と見做され、片倉共栄製糸の名義では表面上は差し支え無いという。但し、実質上は会計、繰上金其他一切の経営は、片倉製糸に帰属しているが故に厳格に見るときは廃業と見做されるという（製糸業法施行規則

第8条)。後の傍系会社の合併・買収は、製糸業法の規定に基づく対策でもあったとみることができる。

資料6

製糸事業委任契約書⁽⁴⁷⁾

片倉製糸紡績株式会社（以下単ニ甲者ト称ス）
ハ片倉共栄製糸株式会社（以下単ニ乙者ト称ス）ト製糸事業経営ニ関シ協約スルコト左ノ如シ

第一條 乙者ハ事業遂行上甲者ノ協力ヲ便トスルニ付経営ノ一部ヲ甲者ニ委任シ甲者ハ受諾ノ上乙者名義ヲ以テ事業ヲ執行スルモノトス

一、購繭、乾燥、繰糸、再繰並ニ会計ニ関スル一切ノ件

二、生糸並ニ副産物ノ販売ニ関スル一切ノ件

三、営繕、改築其他需要品ノ購入ニ関スル一切ノ件

四、従業者ノ任免並ニ俸給、賞与支給ニ関スル一切ノ件

五、従業者ノ表彰、退職、手当、弔慰及見舞等ニ関スル一切ノ件

六、前各項ノ外事業経営上甲者ニ於テ必要ト認メタル事項

第二條 本契約ニ依リ本期末収支計算（前期繰越損金ヲ除ク）ニ於テ純益金ヲ生シタル場合ニハ甲者、乙者折半シテ分配シ其乙者ノ取得スヘキ分配金ハ乙者カ甲者ヨリ借入金返済ニ充当スルモノトシ欠損ヲ生シタル場合ハ甲者ニ於テ之レヲ負担スルモノトス但シ天災地変其他不可抗力ニ基因スル損失ハ甲者之レヲ負担セサルモノトス

第三條 甲者ハ乙者ノ状態ニ鑑ミ乙者カ甲者ヨリノ借入金ノ内金貳拾貳萬五仟円ニ対シテハ当期間（四月壹日ヨリ明年三月末日ニ

至ル）ノ利子ヲ特ニ免除スルモノトス

第四條 本契約ノ存続期間ハ昭和九年六月壹日ヨリ昭和拾年三月末日ニ至ルモノトス但シ甲者乙者協議ノ上期間ノ延長ヲナスコトヲ得ルモノトス

本契約ヲ証スル為メ本書ハ之レヲ貳通作成シ甲者乙者各其宅通ヲ所持スルモノトス

昭和九年六月 日

東京市京橋区京橋三丁目二番地四

甲者 片倉製糸紡績株式会社

代表取締役 今井 五介

新潟県中蒲原郡五泉町五泉

乙者 片倉共栄製糸株式会社

代表取締役 片倉 三平

片倉共栄製糸(株)が経営を片倉製糸紡績(株)に委任する内容は、上記契約書第一條に記す購繭から生糸製造及び生糸（副産物を含む）の販売のほか、営繕・改築、その他必要な物品の購入、更には従業員への任命と免職、賃金（俸給、賞与、手当）支給、表彰、退職、弔慰・見舞等製糸事業全般に亘る関与を規定する。決算において純益金が生じた場合には、両者折半し、片倉共栄製糸(株)の取得する分配金は、片倉製糸からの借入金返済に充当すること。また欠損金が生じた場合は、天災地変等不可抗力を除き、片倉製糸の経営上の責任として同社が負担することになっている。

1) 片倉共栄製糸(株)の土地、建物、工場設備等

片倉共栄製糸の土地は、1929（昭和4）年12月31日現在、3,085坪（登記簿上の内訳・宅地1,261坪、田1,384坪、畑26坪、池沼414坪）である⁽⁴⁸⁾。同年中は、建物、工場設備、機械器具共に工事中であった。同社の繰業は、翌30年からである。同社の土地は、1930（昭和5）年に入り、504坪（田）を買入れて合計3,594

坪に増加する。建物は、同年12月31日現在、建坪1,042坪8合（延坪1,360坪5合5勺）。工場設備は、6条繰普通式繰糸機（織田式繰糸機）136釜、再繰機80窓、煮繭機（KC式・30R）1台、翌31年に煮繭機（KC式）30Rを36Rに改造する⁽⁴⁹⁾。1934（昭和9）年2月に㊦式繰糸機を採用し、翌35年7月15日に御法川式多条繰糸機（20条）136台を設備する⁽⁵⁰⁾。機械器具に関しては、1930（昭和5）年に乾繭機・今村式特大型自動乾繭機1台、今村式1号型自動乾繭機（4段）1台、帯川式4号型火熱式（台車2台）設置。旧来の火熱式乾燥機を一部使用しながらも、最新型の自動汽熱式乾繭機を中心に設備している。汽罐は、横置式単筒汽機5馬力1台、同2馬力1台、縦置式単筒汽機3馬力1台。三相交流誘導電動機・2馬力3台、1馬力3台、 $\frac{1}{2}$ 馬力1台。その他に手押消火用ポンプ1台を設置する。機械器具は、翌31年においても同様である。片倉共栄製糸(株)は、片倉越後製糸(株)に比べ工場規模が小さいためか、防火用ポンプの設備は貧弱である。また貨物自動車の保有はみられない。

片倉共栄製糸の繰糸期間は、1930（昭和5）年に春挽2月11日～6月21日間の127日、夏挽6月24日～12月31日間の180日、合計307日であった。工場建物・機械設備等の建設・設置から実際に稼動に至るには、翌30年2月中旬まで期日を要したことになる。同年1ヶ年の生糸生産高は、白21中420梱2分、黄21中216梱6分、2等糸白21中2梱4分、合計639梱である。釜数136釜、この1釜当り生糸生産高4梱7分、職工数136名、この本業手延1日当り生糸1梱1分であった。同社の生産能力は、翌年更に増加する。1931（昭和6）年の繰糸期間は、春挽1月2日～6月19日間の135日、夏挽6月24日～12月30日間の169日2分、合計304日2分であった。前年より1ヶ月以上早く繰糸したにもかかわらず、

繰糸期間が数日少ないのは、大日本中央蚕糸会の決議に基づき、3月1日より3月31日迄の1ヶ月間休業したことによる。1ヶ年の生糸生産高は、白21中633梱、黄21中187梱1分、2等糸白21中4梱、合計824梱6分である。釜数前年同様136釜、この1釜当り生糸生産高6梱1分、職工数前年と同じく136名、この本業手1日当り2梱7分であった。片倉共栄製糸の生産能力は、この2年間で前者1.3倍、後者2.5倍に各増大する。この原因として考えられることは、特約養蚕組合の増加と社製優良蚕品種の配付拡大のほか、機械設備及び女工の繰糸能力向上などを挙げることができよう。片倉共栄製糸傘下の特約組合については、1930（昭和5）年に「春蚕期ハ桑葉モ充分気候モ順調先ヅ以テ満作ト言フヘシ 夏蚕ハ普通五分作、秋蚕六分作、晩秋八分作見当ナリ組合ハ何レモ八分作ナリ」、また翌年の春蚕期に「関係養蚕組合ノ蚕作ハ何レモ良好ナリ」との報告がみられる⁽⁵¹⁾。特約組合配付の片倉社製蚕種と社外蚕種の品質格差に付いては後述。

片倉製糸『取締役会議案綴』（各年度）によれば、片倉共栄製糸株式会社は、同社創立以来、製糸工場施設の建設・増改築、例えば工場のほか煮繭場、動力室、浴場、寄宿舎、既設建物の模様替、煙突（鉄筋コンクリート製）2本、乾燥用汽罐（ボイラー）2台や織田式索緒機付普通釜の設置、貯繭倉庫の新増設、倉庫内タンク・水槽下利用倉庫（穀・味噌倉）設備、繭扱場増築、乾繭冷却輸送装置設置、社宅新設など工場設備の新増設を推し進めていた。

2) 片倉社員の直営工場・傍系工場異動

1929（昭和4）年11月8日に、片倉武井製糸所より吉江忠正が片倉共栄製糸(株)所長に任命される⁽⁵²⁾。同日、同社現業長に田口栄治（前勤務先不明）が任命される。1932（昭和7）年4月28日に、片倉飯田製糸所・技師補の岩田

正が同社現業長の辞令が下る⁽⁵³⁾。同日、片倉共栄製糸(株)・現業長の田口栄治(技師補)は、多摩製糸(株)在勤命令が下る。同年5月18日、片倉共栄製糸(株)所長・古江忠江(参事補)は休職を命じられ、同日片倉越後製糸(株)所長・伊藤隆衛(参事)が片倉共栄製糸(株)所長兼務の下令を受ける。同年7月18日に片倉製糸本社勤務の上條正雄(参事補)は、片倉共栄製糸(株)次長を拝命する。上條次長の片倉共栄製糸転勤は、片倉共栄製糸所長を兼務する伊藤所長を輔佐するために急遽任命されることになったのであろう。

3) 片倉共栄製糸の片倉製糸試験研究機関の利用

片倉共栄製糸は、創立間も無い1930(昭和5)年1月23日に早くも片倉研究所に、煮繭手・野口 広を煮繭研究のために派遣する⁽⁵⁴⁾。更に片倉共栄製糸は、同年片倉研究所に用水分析を依頼し、研究所は、10月14日に用水分析成績を同社に報告する。片倉共栄製糸取締役の二宮良吉が、同年9月26日に片倉研究所を視察している。翌31年には片倉講習所(研究所を改称)への製糸用水や石炭の分析依頼及び視察は無い。

③ 日東紡績株式会社金沢製糸所(社長・二代片倉兼太郎、専務・片倉三平(後、社長))

日東紡績株式会社は、1923(大正12)年4月に、片倉製糸と地方有志の共同出資により設立の福島精練株式会社(翌年福島紡績株式会社と改称)と片倉製糸経営の岩代絹糸紡績所を合併して、改称創立(資本金500万円)したことに始まる⁽⁵⁵⁾。日東紡績(株)は、翌年名古屋紡績、郡山絹紡工場を買収し、1930(昭和5)年5月には金沢製糸所を新設して製糸事業を兼営する。1934(昭和9)年3月に同所に絹布工場を併設して、製糸—絹織物—貫生産を開始する。金沢製糸所は、当初片倉製糸の直営とする予定であったが、片倉製糸の多角化の一環としてこの生産生糸を原料とした絹布工場の設立を前提に、

日東紡績株式会社に移管することになった。

1) 金沢製糸所の土地、建物、工場設備等

1930～31年の金沢製糸所創設当初の土地、建物、工場設備、機械器具について具体的に明らかにしていこう。

金沢製糸所建築工事中の1930(昭和5)年2月～5月に、日東紡専務取締役の片倉三平のほか、片倉製糸の社長(片倉兼太郎)、駿河台重役(片倉直人常務)、金富町重役(片倉脩一常務)が視察・指導を行っていた⁽⁵⁶⁾。金沢製糸所の開業後も片倉製糸の社長、重役の視察が相次ぐ。

金沢製糸所の土地は、1930(昭和5)年12月31日現在、工場敷地16,181坪(片倉製糸紡績株式会社名義)、この価格76,130円91銭、地価2,649円18銭、登記面積・田地90筆453畝18歩、畑地6筆4畝10歩、雑地8筆2畝22歩⁽⁵⁷⁾。建物は同じく建坪2,218坪2合4勺(事務所外19棟)、延坪3,141坪7合4勺、工費209,531円63銭(長組、伊藤組。小林組請負)であった。翌31年に1棟増築し、同年12月31日現在、建坪2,244坪8合7勺(事務所外20棟)、延坪3,175坪8合7勺、工費210,775円70銭に増加する⁽⁵⁸⁾。

金沢製糸所の工場設備・機械器具は、1930(昭和5)年12月31日現在、御法川式多条繰糸機30条120台、20条126台。普通繰糸機(㊤製)5条15釜(口挽用)。御法川式再繰機5条198窓。千葉式煮繭機複式1台、単式1台。共立商会製セリプレーン機1台。大和三光式自動輸送乾燥機8段3台。汽罐3基、第1号1905年英国ヒック会社製(ランカシャ型)、第2号1907年住友別所工業所製(ランカシャ型)、第3号1930年5月木村鉄工所製(ランカシャ型)。電動機5台(公称馬力23馬力)。セントリヒューガルポンプ2台(公称馬力9.5馬力)、ウインチ1台(公称馬力3.0馬力)、ウオシントンポンプ1台、エンジン4基(公称馬力46.5馬力)、キャリアシ

ステム 1 基、屑物整理機 2 台、消火栓 10 ヶ所、工場設備費 164,776 円 94 銭。6 月 10 日購入のシボレー 1 トン積トラック 1 台（価格 2,270 円）。金沢製糸所は、開業当初より、御法川式多条繰糸機の全面的な導入を始めとして、高能率の機械設備を使用した最新鋭の製糸工場といえよう。翌年には電動機 2 台増加し、合計 7 台（公称馬力 29 馬力）、その他除水機 1 台、旋盤 1 台、精米機 1 台、蛹圧縮機 1 台の追加購入がみられる。繰糸機、煮繭機、乾燥機に変更はない。

金沢製糸所の 1930（昭和 5）年の繰業期間は、春挽が開業日の 5 月 18 日より 6 月 30 日までの 41 日 5 分、夏挽 7 月 1 日より 12 月 31 までの 170 日、合計 211 日 5 分である。生糸生産高は、同年白 629 梱 1 分（白 14 中 574 梱 1 分、白 17 中 55 梱）、2 等白 21 中 18 梱 5 分である。この時期は、御法川式多条繰糸機によって絹靴下用原料糸の白 14 中生糸生産に殆ど特化した生産構造であった。翌年の生糸生産高は、白 1,061 梱 9 分（白 14 中 971 梱 8 分、白 17 中 90 梱 1 分）、黄 144 梱 8 分（黄 21 中のみ）、2 等糸 51 梱 6 分（白 21 中 46 梱 3 分、黄 21 中 5 梱 3 分）に増大する。生糸生産高（本糸）は、前年に比べ約 2 倍増加している。繰業日数は、1931（昭和 6）年に春挽 1 月 3 日～7 月 5 日まで 142.5 日、夏挽 7 月 7 日～12 月 30 日まで 162 日、合計 304.5 日。前年より 93 日増えたために、生糸生産高の上昇がみられたわけであるが、春挽期間中の 3 月に蚕糸業組合中央会の決議に基づき、生糸生産調節として 1 ヶ月間休業していた。前年比約 3 ヶ月間の繰業日数の増加とはいえ、この僅か 2 年の間に生産力は、急激に高まる。釜数は、前年同様 261 釜、1 釜当りの生糸生産高は、2 梱 5 分から 4 梱 8 分に、就業日数の増加（1.44 倍）を考慮しても 1 梱 2 分（1.92 倍）の上昇がみられる。職工数は、256 人から 261 人へ若干の増加がみられる中で、本業手延 1 日当り生糸 124 匁 8 分

から 142 匁 5 分へ、17 匁 7 分の上昇を実現する。こうした生産力伸展の主な原因としては、特約養蚕組合及び特約取引繭量の増加や特約養蚕農民への片倉社製優良蚕種の供給拡大などが推測しうる。

なお、1934（昭和 9）年 3 月設立の日東紡金沢絹布工場使用の原料生糸は、同社金沢製糸所が専ら常時供給していたとは限らないようである。金沢絹布工場設立以前の 1930（昭和 5）年度（6 月 1 日～翌年 5 月 31 日）に金沢製糸所の生糸生産数量 9,868 貫の内、9,526 貫（96.5%）が輸出向であった⁽⁵⁹⁾。この「目的織度糸格」は、「14 中 90 点」で北陸地方所在製糸工場の中で最高品位である。1932（昭和 7）年度（6 月 1 日～翌年 5 月 31 日）には、金沢製糸所の生糸製造数量は、14,012 貫であるが、輸出向生糸販売数量は、僅か春蚕糸 2,381 貫（価額 87,124 円）にすぎず、夏秋蚕糸に関しては、輸出向生糸販売は皆無であった⁽⁶⁰⁾。地遣向生糸販売数量は、春蚕糸 264 貫（価額 10,619 円）、夏秋蚕糸 339 貫（価額 12,305 円）、合計 603 貫（価額 22,924 円）である。生糸の製造数量と販売数量との間には開差があるとはいえ、生糸の販売数量（輸出向と地遣向合せて）が製造数量の 2 割強にとどまることは、この年の製造生糸の大部分が金沢絹布工場設立以前に日東紡績社内で既に絹布原料糸に使用されていたことになる。製造生糸が販売されずに、社内に大量保留されていたとは考えにくい。輸出用生糸と地遣用生糸の販売単価を比べると、前者春蚕糸 1 貫当り 36 円 59 銭、後者春蚕糸 1 貫当り 40 円 22 銭となり、販売単価は、地遣用生糸が輸出用生糸を上回る。地遣用生糸が絹織物原料糸として使用されていたことを考えると、この年国内外向絹織物需要が旺盛で、絹布価格の上昇に伴い、絹布原料糸として金沢製糸所生産生糸の大部分が振り向けられたものと思われる。

日東紡績金沢絹布工場が設立された1934（昭和9）年度（6月1日～翌年5月31日）には、金沢製糸所の生糸製造数量は14,228貫（春蚕糸、夏秋蚕糸共）であり、輸出生糸の販売数量は12,261貫、内春蚕糸5,232貫（価額201,807円）、夏秋蚕糸7,029貫（価額275,589円）であった⁽⁶¹⁾。上記生糸販売数量からして、金沢製糸所の生糸製造数量の大部分が輸出向に販売されていたことが推測できる。輸出生糸の販売単価は、春蚕糸が1貫当り38円57銭、夏秋蚕糸1貫当り39円21銭になり、春蚕糸、夏秋蚕糸共に地遣生糸の販売単価（春蚕糸31円20銭、夏秋蚕糸29円91銭）を大幅に上回っていたことから、金沢製糸所の生産生糸は、金沢絹布工場の絹布原料糸としてではなく、輸出用に大部分販売されていたのであろう。国内向、海外向絹織物価格と輸出生糸価格の動向によって使い分けされていたようである。

1936（昭和11）年度（6月1日～翌年5月31日）には、金沢製糸所の生糸製造数量20,815貫（春蚕糸、夏秋蚕糸共）であり、輸出向生糸の販売数量は、7,636貫（春蚕糸、夏秋蚕糸共）にすぎず、この年金沢製糸所の生産生糸の大部分は、金沢絹布工場向けの絹織物用原糸として使用されていたと判断できる⁽⁶²⁾。

金沢絹布工場新設後、金沢製糸所の生産生糸は、基本的に同工場へ絹織物用原料糸として供給されているとはいえ、絹織物価格と生糸価格の動向によっては、即ち絹織物需要の減退と生糸需要の増大が生じた場合には、社外への生糸販売に切り替えていたのであろう。

片倉製糸『取締役会議案綴』（各年度）によれば、日東紡績(株)金沢製糸所は、同所設立以後も乾燥機電化の要請、貨物自動車購入、再繰機増設、御法川式多条繰糸機の糸枠回転調節装置設備、高松乾繭場（河北郡高松町）買収など工場設備の増設を行っていたことが判明する。

2) 片倉社員の直営工場・傍系工場間異動

限られた資料の中で、金沢製糸所を巡る片倉製糸の社員異動に関しては、金沢製糸所長・阿部時三郎（参事）は、1929（昭和4）年10月1日付の発令で、片倉鳥栖製糸所・現業長より赴任する⁽⁶³⁾。那谷事務長については、前任の工場不明。1930（昭和5）年1月11日に片倉本社辞令により、片倉川岸製糸所の技手・田畑文治は、金沢製糸所在勤を命じられる⁽⁶⁴⁾。1931（昭和6）年7月19日に金沢製糸所参事補・小林忠佐は、片倉越後製糸(株)へ転任し、同月23日に三沢佐久二（書記）が片倉越後製糸(株)より金沢製糸所へ転勤する⁽⁶⁵⁾。

3) 金沢製糸所の片倉製糸試験研究機関利用

金沢製糸所の所長（若しくは現業長共に）が、同所開業以前の1929（昭和4）年11月6日に片倉研究所を視察する⁽⁶⁶⁾。翌年1月18日にも金沢製糸所の阿部所長が、研究所を視察する⁽⁶⁷⁾。更に、同年8月28日金沢製糸所の北原 昶が、研究所を視察する。同年金沢製糸所は、研究所に石炭分析（2種）を依頼し、11月26日に研究所から同成績報告を受ける。金沢製糸所は、1931（昭和6）年に片倉講習所に水質分析を2度に亘り依頼し、8月12日、11月24日に講習所は、金沢製糸所にこの分析結果を報告する⁽⁶⁸⁾。金沢製糸所から田畑文治が同年1月30日に、阿部所長が、同年7月20日に講習所をそれぞれ視察する。以上の如く、金沢製糸所より研究所（講習所）を頻繁に視察し、或いは同所に製糸用水分析を依頼していた。

2. 北陸地方の蚕糸業動向～蚕種業を中心に

第1表に示すように、1932（昭和7）年度に北陸4県の内、新潟県の産繭量（150万貫余）は、他の3県、即ち石川県（60万貫弱）、福井県（38

第1表 北陸地方の蚕種製造量、蚕種掃立量・規模、産繭量（昭和7年度）

	蚕種製造総量	内 訳		蚕種掃立量	養蚕農家一戸 当り掃立数量	産繭量
		原蚕種	普通蚕種			
	グラム	蛾	グラム	グラム	グラム	貫
新潟県	3,078,478	164,276	3,023,475	2,939,451	47.45	1,533,426
富山県	2,597,806	434,812	2,452,222	416,183	28.66	222,162
福井県	1,618,031	121,996	1,577,184	635,605	38.56	385,436
石川県	631,865	28,546	622,307	991,047	46.66	591,692
合 計	7,926,180	749,630	7,675,188	4,982,286	43.64	2,732,716

（資料）農林省蚕糸局編『昭和八年十二月 蚕糸業要覧』昭和8年、14、18、30頁より作成。

万貫余）、富山県（22万貫余）を圧倒し、隔絶した地位にある。既述の片倉傍系製糸会社2社、即ち片倉越後製糸株式会社と片倉共栄製糸株式会社は、北陸地方最大の養蚕県＝新潟県に設立をみたことが分かる。日東紡績(株)金沢製糸所は、新潟県に次ぐ、北陸地方第2位の養蚕県であり、全国有数の絹織物産地でもあった石川県に設置されていた。同年新潟県内の郡別産繭量を10万貫以上に限定すると、北蒲原郡を筆頭に南魚沼郡、古志郡、北魚沼郡、中魚沼郡、岩船郡、中蒲原郡の7郡に及ぶ⁽⁶⁹⁾。蚕種製造量は、北陸地方の中で新潟県（300万グラム余）と富山県（250万グラム余）が傑出しており、特に富山県の原蚕種製造量（43万蛾余）は、新潟県の原蚕種製造量（16万蛾余）を遥かに上回る点に特色がある。蚕種業に関しては、新潟県を中心にみると、新潟県内では、主要蚕種製造地方は、同年南魚沼郡（63万枚余）、北蒲原郡（51万枚余）、北魚沼郡（50万枚余）、中蒲原郡（30万枚余）の4郡に集中する⁽⁷⁰⁾。就中、中蒲原郡は、「散卵」製造において県内蚕種製造総量の6割を占めていた。次第に「散卵」製造量が新潟県において増加し、1940（昭和15）年には「平付」製造量を上回るまでになる。中蒲原郡は、「散卵」製造の県内先進地方であった。蚕種掃立量は、産繭量同様に新潟県が突出している点は変りないが、養蚕農家1戸当りの掃立数量については、新潟県（47.45グラム）と石川

県（46.66グラム）が近接しており、北陸地方においてこの2県の蚕種掃立規模が大きい点に特徴があった。

北陸諸県の中で、1929（昭和4）年度に原蚕種の内、大部分を占める白繭種製造量は、新潟県と富山県では違いがあり、新潟県（白繭種111,487蛾）は、「国蚕系」（91,924蛾）が中心であるのに対し、富山県（白繭種439,348蛾）は、「地方蚕業試験場系」（262,004蛾）中心であった⁽⁷¹⁾。黄繭種に関しては、新潟県、富山県何れも「国蚕系」に統一されているといつてよい程である。

北陸地方において、富山県は、藩政時代にまで逆上る、原蚕飼育分場の最も古い歴史を持ち、石川県が明治25、26年、福井県は明治30年から始まる、といった指摘がある⁽⁷²⁾。また1930（昭和5）年当時、原蚕飼育分場として長所と認める点に関して、「桑ニ関スル長所」では新潟県、富山県、福井県が「桑葉良質ナルコト」であり、「飼育ニ関スル長所」では、新潟県が「飼育技術優秀ナルコト」、新潟県と福井県が「蠶蛆ノ被害無ク又ハ少キコト」を挙げている⁽⁷³⁾。上記何れにも新潟県が登場しており、原蚕飼育分場地として最適であったことを窺わせる。

新潟県内の主要な原蚕飼育地方は、南魚沼郡山間部地方、北魚沼郡山間部地方、三島郡信濃川・渋海川沿岸地方であった⁽⁷⁴⁾。「分場トシテ長所ト認ムル点」は、南魚沼郡山間部地方が

「土地高燥ニシテ桑葉充実スルコト」、北魚沼郡山間部地方が「桑葉充実スルコト」、三島郡信濃川・渋海川沿岸地方が「一、技術優秀ナルコト、二、蠶蛆ノ被害少キコト」にあった。この3地方の中で、「分場開始年」が最も古く、明治41年に始まる北魚沼郡山間部地方は、「南魚沼郡ニ移ルモノ多シ」といった状況にある。

次に、新潟県内に創設の片倉越後製糸株式会社と片倉共栄製糸株式会社に、専属蚕種製造会社として蚕種供給を行う北越蚕種合名会社の設立前史及びその経緯と同社蚕種製造動向等について明らかにしたい。

3. 北越蚕種合名会社設立と片倉製糸の蚕種製造委託

(1) 北越蚕種合名会社設立前史

北越蚕種合名会社（新潟県中蒲原郡五泉町）は、片倉製糸よりの蚕種製造委託を受けて、1931（昭和6）年から片倉越後製糸株式会社と片倉共栄製糸株式会社に蚕種供給を行うことになる。この経緯を明らかにする前に、直近の片倉製糸（長岡出張所、金沢出張所）及び片倉越後製糸（株）の特約養蚕組合について言及しておこう⁽⁷⁵⁾。

既述の平野製糸所所属の長岡出張所（新潟県長岡市）において、1929（昭和4）年度に傘下特約組員・春期1,464人、夏秋期1,427人、この内、春期の特約組員は、すべて蚕業技術員の指導を受けており、夏秋期の特約組員は、1組合・58人を除き、この指導を受けていた。また蚕業技術員は、春・夏秋期共に10人有り、その所属先は、片倉製糸に所属する蚕業技術員が春期7人、夏秋期8人居り、片倉製糸以外の所属先は、春期に町村又は農会所属3人、夏秋期に特約組合直属2人にとどまる。片倉製糸所属の蚕業技術員が大部分を占め、蚕児飼育・栽

桑の指導・統一が進んでいたとみることができる。蚕種の統一状況に関しては、片倉社製蚕種が春期61%、夏秋期92%、指定又は承認蚕種が春期39%、「関係ナキ」蚕種が夏秋期8%であった。社製蚕種の統一が大方進み、夏秋期では9割台まで達成していた。但し、片倉製糸傍系会社の片倉米穀肥料株式会社⁽⁷⁶⁾製肥料の使用数量（対蚕種100枚当り）は、春期30貫、夏秋期27貫にとどまる。後述の金沢出張所傘下の特約組合よりも大分少ない。特約組合と組合外から購入の白繭では、「糸量」（春期・生繭100匁当り組合11.5匁、組合外11.8匁、夏秋期・同組合10.7匁、組合外9.8匁）と「立口」（春期・（生糸20匁繰糸所要時間）組合1時間35分、組合外1時間40分、夏秋期・同組合1時間40分、組合外1時間53分）に各開差が生じている。特約組合産繭の優れた品質を物語るが、春期・組合外「糸量」は組合「糸量」を上回っていることから、社外蚕種の中に優良蚕種の存在を窺わせる。但し、社製蚕種の統一が進む夏秋期において、この開差が顕著である。片倉製優良蚕種の特性が如何無く発揮している証左であろう。同じく黄繭について比べると、春期の「糸量」（組合11.3匁、組合外11.1匁）と「立口」（組合1時間28分、組合外1時間37分）共に、特約組合産繭が優れていた。夏秋期には黄繭購入は、無い。

尾沢製糸所所属の金沢出張所（石川県金沢市）において、1929（昭和4）年度に傘下特約組員・春期993人、夏秋期1,110人、この組員すべてが蚕業技術員の指導を受けていた。蚕業技術員は春期13人、夏秋期9人有り、その所属先は、片倉製糸に所属する蚕業技術員が春期11人、夏秋期6人居り、片倉製糸以外の所属先は、春期に町村又は農会所属2人、夏秋期に特約組合直属1人、町村又は農会所属2人であった。片倉製糸所属の蚕業技術員が殆ど大部分

である。片倉製糸の蚕業政策を推進する上で、大きな力となったであろう。蚕種の統一状況に関しては、片倉社製蚕種が春期100%、夏秋期95%、夏秋期の残る5%は、「関係ナキ」蚕種である。社製蚕種の統一が春期に完全達成し、夏秋期においても社製蚕種完全統一目前であった。また、片倉米肥製肥料の使用数量（対蚕種100枚当り）は、春期に52貫、夏秋期43貫有り、前記長岡出張所傘下の特約組合と比べて、春期では1.73倍、夏秋期1.59倍の格差が生じていた。特約養蚕組合と組合外から購入の白繭と黄繭は、何れも特約組合産繭が勝っていた。即ち、白繭についてみると、「糸量」（生繭100匁当り）は春期・組合12.1匁、組合外11.9匁、夏秋期・組合12.4匁、組合外10.5匁、「立口」（生糸20匁繰糸所要時間）が春期・組合1時間20分、組合外1時間29分、夏秋期・組合1時間40分、組合外2時間14分である。春期、夏秋期共に組合白繭の高品質を示す。特に夏秋期の「糸量」、「立口」は共に、春期以上に開差が生じている。黄繭に関しては、「糸量」は、春期・組合12.8匁、組合外11.8匁、夏秋期・組合11.5匁、組合外なし。「立口」は、春期・組合1時間14分、組合外1時間24分、夏秋期・組合1時間46分、組合外なし。「糸量」、「立口」共に、特約組合産繭が組合外産繭を上回り、組合産繭品質の優良品性を確認できる。なお、蚕業技術員1人当りの受持戸数は、春期76戸、夏秋期123戸で、上記長岡出張所傘下の特約組合よりも遙に少ない。特に春期では約半分程度にすぎない。片倉製糸の蚕業政策の浸透が蚕業技術員を通して、一層増すことになろう。金沢出張所は、日東紡績(株)金沢製糸所設立と共に移譲されており、従って組合地盤もまた同所に引継がれて、上述の如く長岡出張所傘下の特約組合以上に、特約組合への片倉製糸の蚕業技術員による養蚕・栽桑指導及び社製蚕種統一の達成度、片倉米肥製肥料の

使用数量、特約組合産繭の優良品性など高水準を実現していたことは、同所設立当初よりの御法川式多条繰糸機設置の重要な前提条件が既に整っていたことを示す。

片倉越後製糸株式会社において、1929（昭和4）年度に傘下特約組合員・春期631人、夏秋期630人、この内、春期の組合員は、すべて蚕業技術員の指導を受けるが、夏秋期の特約組合員の15組合・457人は、蚕業技術員の指導を受けていない。夏秋期には、630人中僅かに173人の特約組合員が蚕業技術員の指導を受けているにすぎない。比率にして3割弱である。蚕業技術員は、春期8人、夏秋期6人有り、その所属先は、片倉製糸に所属する蚕業技術員が春期8人すべて、夏秋期には1人のみである。片倉製糸以外の所属先は、夏秋期の残る5人がすべて特約組合直属であった。上記長岡出張所、金沢出張所を含めてみても、片倉越後製糸の夏秋期に片倉製糸所属以外の蚕業技術員が多数を占めていた点は、特徴的である。片倉製糸の蚕業政策の徹底を欠くことになろう。蚕種の統一状況に関しては、春期に片倉社製蚕種は5%、「関係ナキ」蚕種が95%、夏秋期には片倉社製蚕種41%、指定又は承認蚕種51%、「関係ナキ」蚕種8%であった。春期には片倉社製蚕種の統一は程遠く、夏秋期においても片倉社製蚕種の統一は進まず、指定又は承認蚕種が中心を占めている。また片倉米肥製肥料の使用数量（蚕種100枚当り）は、春期21貫、夏秋期皆無であった。片倉越後製糸傘下特約組合の桑園用配合肥料使用量は、金沢出張所や長岡出張所傘下の特約組合を大きく下回る。金沢出張所傘下特約組合の施肥量（春期）の40.4%にすぎない。桑園肥料の使用量の制約は、産繭品質に大きな影響を与えたことであろう。片倉越後製糸の購入原料繭の内、白繭についてみると、特約組合産繭と組合外産繭に「糸量」及び「立口」に開差

が生じていたが、黄繭は、組合産繭と組合外産繭の間にこの開差の逆転現象がみられる。白繭の「糸量」（生繭100匁当り）は、春期・組合12.1匁、組合外11.9匁、夏秋期・組合11.1匁、組合外10.2匁、「立口」（生糸20匁繰糸所要時間）は、春期・組合1時間7分、組合外1時間11分、夏秋期・組合1時間54分、組合外2時間である。上記数値は、春期、夏秋期共に糸量の多さ、解舒時間の短さから特約組合産繭の高品質を示す。但し、この春期の産繭品質は、金沢出張所の購入産繭並若くはそれ以上の品質の優良性があり、組合産繭と組合外産繭の品質に大差がないことは、新潟県内の産繭品質は一般的に高いことが窺える。なお、夏秋期白繭については、春期白繭に比べて組合産繭と組合外産繭の品質格差が大きく、しかも片倉越後製糸傘下の組合産繭の品質は、金沢出張所傘下の組合産繭に大きく劣る、という特徴があった。黄繭に関しては、その「糸量」は、春期・組合11.9匁、組合外12匁、「立口」は、春期・組合1時間4分、組合外1時間4分である。黄繭品質は、組合産繭と組合外産繭に大差なく、寧ろ組合外産繭が優る傾向にあった。白繭以上に黄繭の品質改善が求められる。夏秋期の黄繭は、「糸量」、「立口」の数値計測は無く、組合、組合外共に購入は、皆無だったようである。

以上の如く、片倉越後製糸の抱える問題点、改善の余地が多いことは、明らかである。即ち、繭特約取引の拡大に加え、蚕業技術員の養蚕、栽桑両面に亘る指導を受ける特約組合・組合員の増加、片倉製糸所属の蚕業技術員の増大、社製蚕種の統一実現、片倉米肥製肥料使用量増加等の問題克服・解決策の一つは、地元の有力蚕種製造家を片倉製糸の専属蚕種製造所として、片倉社製優良蚕種の普及と技術指導等を実現する必要があった。片倉製糸にとって片倉越後製糸と片倉共栄製糸が成功裏に存続するためには、

地元の有力蚕種家の協力によって片倉製糸の蚕業政策の徹底を図ることが緊急且つ不可欠であったといえよう。

(2) 北越蚕種合名会社の設立経緯

1930（昭和5）年11月8日開催の片倉製糸取締役会に片倉越後製糸株式会社と片倉共栄製糸株式会社両社の関係する新潟県蚕種に関する議案が上呈され、可決をみる。その議案内容は、次の通りである。

資料7

⑥共 新潟県蚕種ニ関スル件⁽⁷⁷⁾

新潟県松田彦平外二氏（何レモ共栄重役）ノ合資スル蚕種会社ヨリ其製造蚕種ノ全部約二万枚（春一八、〇〇〇、秋二、〇〇〇）ノ購入方ヲ契約シ⑥共ノ優良原料獲得並地盤擁護ノ資ニ供セントス（本年春繭購入高⑥一〇一、〇〇〇メ共三四、〇〇〇メ計一三五、〇〇〇メ）理由

⑥共原料地盤タル中、北蒲原郡ハ従来松田彦平、二宮良吉、山崎新太郎三氏専ラ蚕種ヲ販売シ又養蚕ノ指導ヲ為セリ然ルニ今回当社蚕業政策ニ脅威セラレ三氏共同シテ蚕種会社（製造予定二万枚）ヲ組織シ改善向上ヲ企ツルト共ニ新潟県蚕糸課長ヲ介シテ製造蚕種全部ノ使用方申出タリ前記ノ三氏ハ地方蚕業功労者トシテ一般ノ信頼厚ク蚕種成績亦認ムヘキモノアルヲ以テ此際益之ヲ改良セシメ利用スルハ蚕品種統一ヲ速カナラシメ且ツ助成費ヲ減スル等事業上頗ル有利ナリト思惟ス

新潟県蚕種購入ニ付契約事項

- 一、蚕種会社ハ毎年一月十日迄ニ其年度内蚕種製造予定計画ヲ定メ当会社ノ同意ヲ求ムルコトヲ要ス但当会社ハ五月十日迄ニ所要確定数量ヲ蚕種会社ニ通知スルコト

- 二、 蚕種会社ハ原蚕種撰定ニ関シテ当会社ノ指定ニ従ヒ尚其ノ製造蚕種ハ当社ノ承諾ナクシテ他へ譲渡又ハ販売スルコトヲ得サルコト
- 三、 蚕種ノ保護ハ蚕種会社ノ責任トシ且蚕種ハ当社ノ指定ニ従ヒ組合ニ配付スルコト
- 四、 製造蚕種ノ病毒千分ノ一ヲ超ヘタルモノ並原蚕飼育ノ不良、製造上ノ欠陥等ヲ認めタル時ハ購入セサルコト
- 五、 蚕種ノ不良又ハ保護不適当ナル為メ違蚕ヲ生シタル際ハ蚕種会社ニ於テ遅滞ナク之ヲ解決スルコト
- 六、 蚕種製造上遺憾ナカラシムル為メ当会社ヨリ技術者ヲ随時派遣シ監督ナサシムルモノトス
- 七、 蚕種価格ハ当会社ノ配付価格ニ準シ七月下旬協定スルモノトス
- 八、 契約期間ハ昭和六年一月一日ヨリ向五ヶ年トス契約満了ノ際当会社ノ希望ニヨリ更新スルヲ妨ケサルコト

備考

- 当会社トアルハ ㊤共 ヲ指ス
 ㊤共部内蚕種所要見込枚数（春二〇、〇〇〇枚、秋一五、〇〇〇枚）

中蒲原郡五泉町所在の有力蚕種家・松田彦平、二宮良吉、山崎新太郎の3名は、1930（昭和5）年に北越蚕種合名会社を設立する。松田彦平外2名は、前述の如く、前年創立の片倉共栄製糸株式会社の取締役で、松田彦平と二宮良吉は、同社設立発起人、特に松田彦平は、発起人総代、創立総会議長を務めた人物である。片倉共栄製糸の設立に際し、地元側の中心的立役者であった。片倉越後製糸株式会社と片倉共栄製糸株式会社は、中蒲原郡と北蒲原郡を原料地盤としており、松田彦平外2名は、従来中蒲原郡、北蒲原郡を蚕種販売と養蚕農民に技術指導を行う地

方としていたため、互いに対立する関係に立つことになる。上記3氏が北越蚕種合名会社を設立する背景には、特約大製糸＝片倉製糸の脅威と地元有力蚕種業者の蚕種経営の危機が存在し、この蚕種経営の十分な安定化を図るためには、片倉製糸の実質上の専属蚕種製造所として再出発することに将来を託そうとしたのであった。松田等3名にとっては、予定行動ともいえよう。両者は、対立関係から協力関係に転化することになる。片倉製糸の側にとっても、地元の有力蚕種家と手を結ぶことは、蚕業政策上決して不都合なことではなかった。片倉越後製糸が克服すべき課題を抱えていたことは上述の如くであり、彼らの蚕種家としての社会的評価の高さに加え、蚕種製造上の高い技術力を活用して、専属蚕種製造所とすることにより、速やかに蚕品種の統一を進めるほか、組合助成費の削減に資するなど有利であった。

上記蚕種購入契約では、北越蚕種合名会社の全製造蚕種約20,000枚、内春蚕種18,000枚、秋蚕種2,000枚であった。片倉越後製糸と片倉共栄製糸両社の所要蚕種見込枚数が春蚕種20,000枚、秋蚕種15,000枚であるから、春蚕種の9割と秋蚕種の1割強を北越蚕種合名会社から調達することになる。秋蚕種に関しては、両社の所要枚数からは大分掛け離れていた。この不足分は、片倉製糸の側で補うことになるが、後述するように北越蚕種合名会社の蚕種供給能力は、次第に高まる。蚕種購入の契約期間は、1931（昭和6）年1月1日から向5ヶ年とする5年契約である。この契約内容では、原蚕種の選定は、片倉製糸（契約上は片倉越後製糸と片倉共栄製糸）の指定に従い、片倉製糸の承諾無しに他へ譲渡又は販売することを禁じている。また蚕種製造に当っては、片倉製糸より技術者を随時派遣・監督するものとしていた。北越蚕種合名会社が製造・供給する蚕種は、片倉製糸

が主導権を握っている。資料7に記載の新潟県経済部蚕糸課長（藤崎卓爾）から片倉普及団の茂呂蔵一郎宛の11月5日付書簡（11月8日開催の取締役会提出の添付資料）の中で、松田彦平外2名と同行して「御依頼の件ニ関シ…上京親しく事情開陳致度」との申入れを行っている。この蚕種購入契約の成立は、新潟県当局の意向を反映しているとみることができる。両者の会談に先立ち、茂呂蔵一郎は、片倉製糸本社に昭和5年10月29日付の、次のような意見具申を行っている。

資料8

⑧ 共関係、新潟県蚕種家に関する件⁽⁷⁸⁾

- 一、松田彦平、二宮良吉、山崎新太郎の三氏は今回蚕種製造を廃業して合資組織の蚕種会社を設け二萬枚（春蚕一八、〇〇〇、秋蚕二、〇〇〇）程度の蚕種を製造せんとす
- 二、製造蚕種の全部を監督部内に於て使用方申出ありたり
- 三、原蚕種の選定、分場の管理、設備の充備等二つきては一層の注意を払ひ迷惑なきを期するはづ
- 四、三氏はかくて営業の安定を得て⑧共のため出来る丈援助をなし優良組合を得せしむること

「重役会へ」提出されたこの資料は、片倉越後製糸株式会社の用箋を使用しており、茂呂蔵一郎が新潟県に出張し、松田彦平たちと会い、申出内容を纏めたものと思われる。この本社宛報告が先の資料7の一部を構成する。

なお、昭和5年11月6日付で片倉越後製糸からの「地方蚕種家ト提携連絡ニ関スル件」の上申書及び同社所長の伊藤隆衛からもこの件に関する意見具申がみられる。

資料9

地方蚕種家ト提携連絡ニ関スル件⁽⁷⁹⁾

当会社ニ於テ本年度ニ至リ特約組合設置ニ邁進シ之レガ当然ノ結果トシテ蚕品種ノ統一上片倉蚕種ヲ極力普及奨励シ養蚕家ノ之レニ応シテ組合ヲ設置シ片倉蚕種ノ飼育者逐次増加シ為メニ地方蚕種製造業者並ニ蚕種売買業者ハ不尠脅威ヲ感じ自己営業擁護ノ立場ヨリ荒唐無稽ノ言ヲ放チ片倉蚕種ヲ攻撃シ養蚕家ヲ迷ハセ悲鳴ヲ挙テ対抗策ニ狂奔シツ、アリ而シテ一面又地方養蚕家中知識階級ニ属スル者（繭市場奨励者）等モ県令ノ厳シキ繭並ニ蚕種売買取締規則ノ存置ヲ楯ニシテ日ニ没落セントシツ、アル斯業者ノ実状ヲ目撃シテ盛ニ大資本主義ノ横暴ヲ鳴ラシ之レガ排斥ニ努メツ、アリ去リ乍ラ当所蚕業政策遂行ノ為メ強キ心念ノ下ニ蚕品種ノ絶対的統一ヲ目指シテ全力ヲ傾ケツ、アリト雖モ冷静ニ当所蚕業政策遂行上ノ前途ヲ見ル時ハ前述各関係業者ノ叫ビヲ無稽ノ言トシテ無関心ニ片付クル訳ニモ行カサルガ如ク特ニ最近区域内各繭市場ノ業績極度ニ不振ノ為メ之レガ善後策ニ対シ市場当事者ハ不尠苦悩シ全然市場組織ヲ変更シテ組合製糸若クハ乾繭倉庫タラシメントシ寄々協議ヲ重ネ或ハ視察員ヲ派遣シテ組合製糸ノ組織内容等ニ付キ研究調査ヲ遂ケツ、アレバ近キ将来ニ於テ何等カノ形ヲ以テ更生ヲ計ラントスルハ明カナル事実ニシテ当地一般ニ悪化セル思想問題ト相俟ツテ当社ノ将来ニ対シ大イニ考慮ヲ要スベキ事態ナリトス而シテ特ニ遺憾ナリシハ普及団製秋蚕種満月ハ前年ニ比シ虫質機分虚弱ノ傾向ニアリタルモノ、如ク相当違蚕者ヲ生シタル為メ会社蚕種ノ進出ニヨリ年来ノ得意ヲ奪ハレ不尠脅威ヲ受ケツ、アル地方蚕種製造者及蚕種売買業者ハ好機逸スベカラズトナシ批難攻撃ノ声ヲ高メツ、アリ其違蚕ノ原因ガ多クハ飼育上ノ欠陥ヨリ来リタルモノナレバー々飼育上ノ不合理ナリシ点ヲ指摘シテ納得セシメ

タリト雖モ県内県外ノ蚕種家ハ共ニ競フテ卵量ヲ多クシ甚タシキモノニ至リテハ三十五蛾付ケ一枚ニシテ十六、七瓦モ有リテ一般ノ収繭額ハ貫ヲ下ラサルモノ尠ナカラス之レニ反シ会社満月種ハ相当厚付ケニシテ豊作センモノト雖モ一枚漸ク六メ四五百匁ニ過キスソレ以下ハ五メ前後ノモノ、ミ多数ノ有様ナル等片倉蚕種統一上更ラニ考慮ヲ要スベキヲ感セラル時恰モ本県斯業界ニ名望アル蚕種家松田、二宮、山崎、三氏ハ共存共栄ノ範ヲ県下ニ率先シテ示サントシ時代ノ趨勢ト自己営業ノ安泰ノ為メ三者合同シテ合資組織トナシ提携連絡方懇談アリタル事ト現在ノ地位ト年々製造セラル、蚕種ニ於テモ地方ノ養蚕家ノ信用篤カリシ為メ各々春秋ヲ通ジ七八千枚前後配布シテ餘ス所ナク隆盛ヲ極メツ、アリシモノナレバ之レト提携連絡シ御有力者ヲ味方トシ斯業界ニ臨ムハ蚕業政策遂行上局面打開シテ好果ヲ齎スベキヲ信シテ疑ハサルモノナリ其實行方法ニ付キテハ以上事狀ヲ參酌ノ上本社ニ於テ徹底的最善方策ヲ定メラレシコトヲ望ム

資料 10

松田、二宮、山崎三氏製造蚕種問題ニ 関スル私見⁽⁸⁰⁾

別紙ノ如キ状態ナルニ鑑ミ左ノ私見ヲ具陳仕リ候

- 一、特約組合ニ対シ片倉蚕種ノ優秀ナルヲ高唱シツ、アル当会社ガ、或ル数量ヲ定メ三氏製造蚕種ヲ買受ケ組合ニ配布スルハ至難ナリ、組合員中ニハ三氏ノ製造蚕種飼育ノ希望者モ相当アレドモ、希望ニ任セ選択セシムルトキハ組合ノ統制上不利ナルノミナラズ、当会社ノ主張ヲ薄弱ナラシメ蚕種統一上支障尠ナカラズ。
- 二、右ノ事由ヨリ考察シ更ラニ三氏製造蚕種ノ成績ニ鑑ミ寧ロ三氏合資製造蚕種ヲ当社ノ特定蚕種タラシメ全部当社特約組合ニ配

布スルコトトシ、原種ハ本社ニ於テ指定シ、製造ニ関シ監督ヲナシ全カラ傾注セシムレバ好結果ヲ齎スベキヲ信ズ。

- 三、特定蚕種製造所トナセバ隨テ当社ノ組合設置上ニモ共同戦線ニ起ツコト、ナリ、催青ヨリ配布ニ至ルマデ責任ヲ負ハシメ一層ノ好果アルベシ。
- 四、三氏ノ合資会社ヲ特定タラシムルコト仮定セバ、絶対ニ他ニ売却セザル條件ヲ付シテ蚕種ヲ片倉会社ヨリ供給スルヲ最善ナリト思惟セラル。
- 五、地方蚕種家若クハ養蚕家中ニハ本県蚕糸業発達ノ為メ優良蚕品種ノ普及ヲ円満ニ遂行セントセバ、片倉ノ原種ヲ地方蚕種家ニ配給スルヲ妥当ナリト唱フルモノ尠ナカラザル状態ニシテ、有力ナル三氏ヲ特定トシテ原種ヲ配給スルハ地方人心ノ緩和策トシテ有利ナルベク、將タ地方小蚕種家が片倉ノ資本主義攻撃者、若クハ片倉特定組合反対者タル地方繭仲買人等ノ声ヲ抑制緩和スルニモ、三氏ノ味方トスルノ得策ナルベキヲ信ズ。

殊ニ此際特約条件ヲ付スルハ当会社ニ於テ有利ナル立場ニアリト思惟セラル。三氏ガ六年度製造予定ハ春蚕一万八千枚、秋貳千枚ナリト云フ。

右御参考迄ニ申上候間宜シク御高配願上奉リ候

昭和五年十一月六日 伊藤 隆衛 ㊞

片倉製糸の特約組合拡大と片倉社製蚕種の配付増加に伴い、地元蚕種製造業者や蚕種売買業者、繭仲買人たちは、営業上の脅威から片倉社製蚕種・特約組合を攻撃・反対し、また繭市場を奨励する養蚕家は、斯業者の惨状を目撃して「大資本主義」の横暴を訴えて排斥に乗り出したり、繭市場の業績不振に伴う打開策として市

場当事者は、組合製糸或いは乾繭倉庫への転換を指向するなど、片倉製糸の将来が危惧される現状において、養蚕家の信用篤く、高度な蚕種製造技術をもつ地元の有力蚕種家との提携（片倉製糸の「特定蚕種製造所」）は、片倉製糸の蚕業政策上、好結果を齎すことは疑いないことを強調している。

片倉越後製糸株式会社は、上記資料と同時に1930（昭和5）年11月6日付の昭和「5年春秋繭」の「社内社外製蚕種入荷口挽成績表」を片倉本社に提出している。同資料に依れば、春蚕社内白繭種「豊白×瑞祥」の「入荷総平均」（「二十匁糸歩」12.36匁、「立口時間」1時間36分）、同社外白繭種「日1号×支4号」の「入荷総平均」（「二十匁糸歩」11.61匁、「立口時間」1時間48分）。「二十匁糸歩」と「立口時間」、即ち生糸量と解舒共に社内蚕種が優る。次に春蚕社内黄繭種「豊黄×瑞祥」の「入荷総平均」（「二十匁糸歩」11.9匁、「立口時間」1時間40分）、同社外黄繭種「支7号×欧7号」の「入荷総平均」（「二十匁糸歩」11.82匁、「立口時間」1時間41分）。生糸量、解舒何れも社内蚕種が優る。秋蚕社内白繭種「正白×満月」の「入荷総平均」（「二十匁糸歩」12.06匁、「立口時間」1時間36分）、同社外白繭種「日110号×支103号」の「入荷総平均」（「二十匁糸歩」10.26匁、「立口時間」1時間50分）、「日110号×支105号」の「入荷総平均」（「二十匁糸歩」12.00匁、「立口時間」1時間38分）。生糸量、解舒共に社内蚕種が優る。以上のように、春蚕社内白・黄繭種（「豊白×瑞祥」、「豊黄×瑞祥」）及び秋蚕社内白繭種（「正白×満月」）は、社外蚕種（「日1号×支4号」、「支7号×欧7号」、「日110号×支103号」、「日110号×支105号」）よりも品質が優れており、片倉社製蚕種の統一が促進することになれば、優良繭（＝生糸）の獲得が増大することは自明である。速やかに片

倉社製蚕種の統一と優良原料繭を確保するためには、松田彦平外の有力蚕種家を活用することも一つの有力な方策であろう。なお、農林省蚕糸局編『繭処理並特約取引ニ関スル調査』によれば、1932（昭和7年）に新潟県において片倉製糸の配付蚕品種として、上記の春蚕種・「豊白×瑞祥」、「豊黄×瑞祥」、夏秋蚕種・「正白×満月」を確認することができる⁽⁸¹⁾。春蚕種・「日1号×支4号」、「支7号×欧7号」と夏秋蚕種・「日110号×支103号」は、1927（昭和2）年に新潟県奨励蚕品種であった⁽⁸²⁾。

（3）北越蚕種合名会社の蚕種製造動向

北越蚕種合名会社の蚕種製造について検討する前に、北陸地方の蚕種製造者の階層を明らかにしておきたい。

第2表に示すように、1931（昭和6）年度に北陸地方最大の蚕種製造県・新潟県には、蚕種製者が137人あり、蚕種製造高では10万グラム以上の大蚕種家は、僅か3人にすぎず、1万～3万グラムの55人を最多として、5千～1万グラムの24人を合せると79人、新潟県全体の57.5%を占める。この製造階層を中心に最少の1千グラム未満の6人を含む蚕種製造者構成であった。1万～3万グラム蚕種製造者層を最多とする生産構造は、福井県、石川県においても同様であった⁽⁸³⁾。富山県は、蚕種製造者数からみて、特に中心階層が無い、という稍特殊な構成を持ち、10万グラム以上の大蚕種家5人存在するが、この内藤沢五三郎（東礪波郡井波町）は200万グラム超の蚕種を製造し、富山県全体の過半を占めるほどの突出振りを示している。北陸地方において10万グラム以上の蚕種を製造する大蚕種家は、最多の富山県を除くと、2、3人にとどまる。極少数の大蚕種家を頂点に構成される北陸地方諸県の中で、松田彦平、二宮良吉、山崎新太郎が拠点を置く新潟県の大

第2表 北陸地方の製造量別蚕種製造者数（昭和6年度）

	新潟県		福井県		富山県		石川県		合 計	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
30万グラム以上					2	(5.3)			2	(0.8)
20万グラム～30万グラム未満	2	(1.5)	1	(1.8)	1	(2.6)	1	(3.8)	5	(1.9)
10万グラム～20万グラム未満	1	(0.7)	1	(1.8)	2	(5.3)	2	(7.7)	6	(2.3)
5万グラム～10万グラム未満	12	(8.8)	9	(15.8)	4	(10.5)			25	(9.7)
3万グラム～ 5万グラム未満	18	(13.1)	5	(8.8)	4	(10.5)	2	(7.7)	29	(11.2)
1万グラム～ 3万グラム未満	55	(40.1)	22	(38.6)	6	(15.8)	12	(46.2)	95	(36.8)
5千グラム～ 1万グラム未満	24	(17.5)	4	(7.0)	6	(15.8)	2	(7.7)	36	(14.0)
1千グラム～ 5千グラム未満	19	(13.9)	11	(19.3)	7	(18.4)	3	(11.5)	40	(15.5)
1千グラム未満	6	(4.4)	4	(7.0)	6	(15.8)	4	(15.4)	20	(7.8)
合 計	137	(100)	57	(100)	38	(100)	26	(100)	258	(100)

（注）（1）蚕種は、普通蚕種製造数量。

（資料）野崎 清編『昭和六年度 蚕種製造業態調査』全国蚕種業組合聯合会、昭和8年、130～144頁より作成。

蚕種家の動向を追究することにしよう。

北越蚕種合名会社設立者の内、松田彦平は、高山社系の群馬又昔（後に国蚕日4号）、沓掛吉兵衛（長野県）系の又昔（後に国蚕日6号）、遠藤三郎兵衛（京都府）系の又昔（後に国蚕日3号）などと共に、優良蚕種・又昔の育成者として知られている⁽⁸⁴⁾。また松田彦平は、中蒲原郡養蚕蚕種同業組合長として、彼を中心に明治35年4月五泉町に北越蚕業講習所を設立する⁽⁸⁵⁾。この松田彦平は、北越蚕種合名会社設立の松田彦平の父親と思われる、親子して蚕種業に従事していたようである。大日本蚕糸会新潟県支会より、1907（明治40）年10月4日（第1回総会）に故人として松田彦平は、「第一回表彰」を受け、更に1909（明治42）年10月17日（第2回総会）に松田彦平と二宮良吉が「第二回表彰」を受ける⁽⁸⁶⁾。松田彦平は、1918（大正7）年には大日本蚕糸会より、蚕糸業功績者として「第一種功績章」表彰、同時に松田彦平の養蚕場助手長・佐久美作次が「第二種功績章」表彰される⁽⁸⁷⁾。松田彦平、松田信太郎（後に、父・松田彦平襲名カ）、二宮良吉は、内国勸業博覧会（1895年）や連合共進会（1901年）

に蚕種や繭を出品し、受賞している⁽⁸⁸⁾。

北越蚕種合名会社設立前年の1929（昭和4）年2月28日開催の片倉製糸取締役会において、山崎新太郎の、片倉越後製糸(株)の指定蚕種家議案が承認されている⁽⁸⁹⁾。北越蚕種合名会社を設立し、片倉製糸（片倉越後製糸・片倉共栄製糸）の専属蚕種会社となる、有力蚕種家・松田彦平、二宮良吉、山崎新太郎は、片倉共栄製糸(株)の取締役であると共に、山崎新太郎は、既に片倉越後製糸の指定蚕種家であった。指定蚕種家から専属蚕種会社への転身である。

第3表に示すように、昭和期に入り新潟県における蚕種製造者数、大蚕種製造家及び蚕種製造組織に大きな変動が生じている。蚕種製造者数は、1926（昭和2）年の176人から次第に減少し、1930（昭和5）年147人、1935（昭和10）年108人、翌年以降100人を割り込んで、1939（昭和14）年には57人に、1926年当時と比べると3分の1以下にまで激減する。蚕種製造高では、1931年～1939年までに50万グラム弱（約16%）の減少である。後述するように、蚕種製造高が蚕種製造者数程の減少をみなかった理由は、蚕種製造組織の変化にあった。大蚕種家

第3表 新潟県の大蚕種家（1926～1939年）

	蚕種製造者数 蚕種製造数量	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	第6位	第7位	第8位	第9位	第10位	第11位	第12位	第13位	合計(比率)
1926(昭和1)年	176人 391,744枚	浮須市造	岡村蚕種会社 14,068枚												39,962枚(10.2)%
27(・2)年	166人 375,555枚	浮須市造	堤谷喜太郎 11,828枚												40,600枚(10.8)
28(・3)年	157人 344,139枚	浮須市造	堤谷喜太郎 10,304枚												44,292枚(12.9)
29(・4)年	154人 605,239枚	浮須市造	酒井亀太郎 10,243枚												46,452枚(7.7)
30(・5)年	147人 10,733,972蛾	浮須市造	井口喜一郎 311,475蛾												1,336,809蛾(12.5)
31(・6)年	139人 3,335,627 ⁷⁾	北越蚕種会社 273,772 ⁷⁾	浮須市造 233,459 ⁷⁾	酒井亀太郎 179,312 ⁷⁾											686,543 ⁷⁾ (20.6)
32(・7)年	124人 2,924,980 ⁷⁾	浮須市造	北越蚕種会社 271,613 ⁷⁾	酒井亀太郎 122,700 ⁷⁾	大谷内佐次郎 106,037 ⁷⁾										783,764 ⁷⁾ (26.8)
33(・8)年	121人 2,962,201 ⁷⁾	浮須蚕種会社 321,063 ⁷⁾	北越蚕種会社 240,054 ⁷⁾	酒井亀太郎 132,469 ⁷⁾											683,591 ⁷⁾ (23.4)
34(・9)年	120人 2,895,666 ⁷⁾	浮須蚕種会社 322,730 ⁷⁾	北越蚕種会社 300,110 ⁷⁾	酒井亀太郎 100,450 ⁷⁾											723,230 ⁷⁾ (25.0)
35(・10)年	108人 2,782,723 ⁷⁾	浮須蚕種会社 365,807 ⁷⁾	北越蚕種会社 291,362 ⁷⁾	野城蚕種会社 176,037 ⁷⁾											773,206 ⁷⁾ (27.8)
36(・11)年	86人 2,282,172 ⁷⁾	北越蚕種会社 257,847 ⁷⁾	浮須蚕種会社 252,037 ⁷⁾	野城蚕種会社 166,140 ⁷⁾	相沢貞司 越後蚕種会社 105,049 ⁷⁾	相沢貞司 魚沼蚕種会社 103,983 ⁷⁾	相沢貞司 魚沼蚕種会社 103,983 ⁷⁾	相沢貞司 魚沼蚕種会社 103,983 ⁷⁾	相沢貞司 魚沼蚕種会社 103,983 ⁷⁾	相沢貞司 魚沼蚕種会社 103,983 ⁷⁾	相沢貞司 魚沼蚕種会社 103,983 ⁷⁾	相沢貞司 魚沼蚕種会社 103,983 ⁷⁾	相沢貞司 魚沼蚕種会社 103,983 ⁷⁾	相沢貞司 魚沼蚕種会社 103,983 ⁷⁾	988,149 ⁷⁾ (43.3)
37(・12)年	79人 3,144,488 ⁷⁾	北越蚕種会社 332,511 ⁷⁾	中越蚕種組合 300,939 ⁷⁾	浮須蚕種会社 286,981 ⁷⁾	越後蚕種会社 216,506 ⁷⁾	野城蚕種会社 194,174 ⁷⁾	中越蚕種会社 171,419 ⁷⁾	中越蚕種会社 144,538 ⁷⁾	越後蚕種会社 141,786 ⁷⁾	上越蚕種会社 139,838 ⁷⁾	相沢貞司 134,359 ⁷⁾				2,063,091 ⁷⁾ (65.6)
38(・13)年	66人 2,445,894 ⁷⁾	北越蚕種会社 272,481 ⁷⁾	浮須蚕種会社 247,755 ⁷⁾	中越蚕種組合 189,069 ⁷⁾	越後蚕種会社 150,727 ⁷⁾	野城蚕種会社 148,336 ⁷⁾	中越蚕種会社 119,719 ⁷⁾	中越蚕種会社 105,967 ⁷⁾	上越蚕種会社 100,410 ⁷⁾						1,334,403 ⁷⁾ (54.6)
39(・14)年	57人 2,862,067 ⁷⁾	北越蚕種会社 346,116 ⁷⁾	浮須蚕種会社 269,322 ⁷⁾	中越蚕種組合 198,436 ⁷⁾	十日町蚕種会社 188,338 ⁷⁾	北魚沼蚕種会社 174,741 ⁷⁾	越後蚕種会社 157,840 ⁷⁾	野城蚕種会社 156,217 ⁷⁾	山吉昇平 132,718 ⁷⁾	胎内蚕種会社 129,291 ⁷⁾	中越蚕種会社 128,719 ⁷⁾	上越蚕種会社 117,147 ⁷⁾	魚沼蚕種会社 111,671 ⁷⁾	越後蚕種会社 104,076 ⁷⁾	2,214,932 ⁷⁾ (77.4)

(注) (1) 1934.36.37年は、「蚕種製造数量」の中に原蚕種を含む。(2) 普通蚕種は「合格製造額」。(3) 1枚=25蛾換算。

(資料) 大蚕種家は、各年度「全国蚕種製造家番附」(『蚕業新報』蚕業新報社、所収)、蚕種製造者数・蚕種製造数量は、各年度農林省蚕糸局編『蚕糸業要覧』、『新潟県史』資料編17、近代5、産業経済編I(統計)245頁、248～249頁より作成。

(蚕種製造高1万枚以上、30万蛾以上、10万グラム以上)は、新潟県において従来長らく浮須市造(北蒲原郡築地村)が君臨していた。浮須市造は、既述のように片倉共栄製糸株式会社の監査役を務める。浮須市造に次ぐ第2位の大蚕種家は、塩谷喜太郎(南魚沼郡中之島村)、腰越新一郎(南魚沼郡中之島村)、岡村蚕種会社(南魚沼郡石打村)、酒井亀太郎(三島郡岩塚村)、井口喜一郎(南魚沼郡大巻村)など変化が激しかった。此れら蚕種製造業者は、既に新潟県内の主要原蚕飼育地方として掲げた南魚沼郡に集中する。1930(昭和5)年に北越蚕種合名会社が創立すると、翌年に同会社が県内首位に立ち、更にその翌年以降再び浮須市造が首位に返り咲くが、蚕種製造組織は、個人組織から会社組織に変更をみる。しかし、1936(昭和11)年に再度北越蚕種合名会社が首位を取り戻し、以後その地位を守り続ける。

新潟県の大蚕種家の蚕種製造高は、1926～30年まで県内全体の蚕種製造高の10%にすぎなかったが、1930～35年には20%台に上昇し、以後40%台から70%台までに急増する。大蚕種家の新潟県内の蚕種製造割合が次第に高まる理由としては、蚕種製造高が全体に減少する中で、個人経営から会社経営又は組合経営への転換が大規模に進行していたことを挙げることができる。上記経緯をみるならば、この先駆けとなったのは、1930(昭和5)年設立の北越蚕種合名会社であったといえよう。1939(昭和14)年には大蚕種製造会社が11社、蚕種共同施設組合が1組合、個人1名、合せて13蚕種製造業者を数えるまでになる。1933(昭和8)年には、大蚕種製造会社は、浮須蚕種会社と北越蚕種合名会社の僅か2社にすぎなかった。

大蚕種家を郡市別にみると、1936～39年に会社・組合組織として南魚沼郡に越後蚕種会社(六日町)、魚沼蚕種会社(六日町)、越南蚕種

会社(中之島村)、上越蚕種会社(大巻村)、北魚沼郡に北魚沼蚕種会社(小出町)、中魚沼郡に十日町蚕種会社(十日町)、中頸城郡に頸城蚕種共栄会社(直江津町)、北蒲原郡に浮須蚕種会社(築地村)、胎内川蚕種会社(乙村)、中蒲原郡に北越蚕種合名会社(五泉町)、古志郡に中越蚕種共栄会社(北谷村)、長岡市に中越蚕種共同施設組合(草生津町)、個人経営として東頸城郡に相沢貞司(松之山村)、北魚沼郡に山吉昇平(川口村)が存在していた。特徴としては、南魚沼郡に大蚕種製造会社が集中しており、中小蚕種製造業者の会社組織化が進んでいたであろう。その他諸郡市では、北魚沼郡、中魚沼郡、中頸城郡、北蒲原郡、中蒲原郡、古志郡、長岡市に大蚕種製造会社(組合)が1～2社宛みられ、中小蚕種製造業者たちの組織化が図られていったものとみることができる。なお、北陸諸県の内、大蚕種家の動向として、福井県は新潟県同様、会社組織を、石川県は個人経営から蚕種共同施設組合へ、富山県は個人経営を、それぞれ特徴としていた⁽⁹⁰⁾。

上記中越蚕種共同施設組合にみる、蚕種共同施設組合は、1936(昭和11)年改正の蚕糸業法の規定に基づき、蚕種業者が蚕種業の改良発達及び統制を図ること、換言すれば蚕種品質の向上とその斉一、及び蚕種共同販売を目的として設立するもので、所得税、営業収益税、営業税を免除される特典がある上、設備費の補助を受けることができた⁽⁹¹⁾。1937(昭和12)年に全国の蚕種共同施設組合数は、農林大臣の厳しい認可条件の下で、24組合(組合員291人)に限られていた。蚕種共同施設組合加入の組合員は、蚕種製造行為の一部のみを行い、自己名義の蚕種製造を行うことはできないことになっている。

1932(昭和7)年に、新潟県内において特約製糸9社が特約組合への配付蚕種403,597グラムの内、「自己製造」蚕種が51.1%、「委託製

造」蚕種47.3%、「購入」蚕種1.6%の割合であった。「自己製造」と「委託製造」が凡そ半分宛を占め、購入蚕種は、極めて少ない状況であった⁽⁹²⁾。福井県と石川県は「自己製造」蚕種、富山県は「購入」蚕種が、各大半を占めている。1937（昭和12）年には、新潟県において特約製糸の蚕種「委託製造」が82%を占めるまでになり、「自己製造」蚕種は、僅か18%にすぎなくなる⁽⁹³⁾。既述のように、新潟県内における蚕種製造会社の急激が、この数値を裏付けているといえよう。同年に富山県と福井県は「自己製造」蚕種が大半を占め、石川県では「自己製造」蚕種が減少し、「委託製造」蚕種の急増によって、配付蚕種の大半を占める「自己製造」蚕種と「委託製造」蚕種が略半数宛を占めていた。北越蚕種合名会社が片倉製糸（片倉越後製糸、片倉共栄製糸）から蚕種製造の委託を受けていたが、浮須市造と水戸部猪八郎（北蒲原郡聖籠村）は、財閥大倉喜八郎設立の大倉製糸（北蒲原郡新発田町）の蚕種製造部門を担当していたという⁽⁹⁴⁾。浮須市造は、独創的な栽桑法を案出し、『蚕業新報』に「春秋兼用桑園の経済的仕立法」と題した桑園栽培法を論じている⁽⁹⁵⁾。なお、浮須市造が片倉製糸から蚕種製造の委託を受けていた記録は、見当たらない。大倉製糸は、1929～31年に北蒲原郡豊浦町の特約養蚕組合に蚕種配付を行っていたことが知られている⁽⁹⁶⁾。

北越蚕種合名会社3名の設立者、即ち松田彦平、二宮良吉、山崎新太郎は、元々何れも大蚕種家ではなく、中小蚕種製造業者であった。この3名が1930（昭和5）年に北越蚕種合名会社を設立し、翌年の同社蚕種製造高は273,772グラムに達し、新潟県最大の大蚕種会社に躍り出る。『昭和六年度 蚕種製造業態調査』によれば、同年に北越蚕種合名会社の蚕種製造は、原蚕種13,720蛾、普通蚕種273,772グラム、原蚕

分場数36戸であった⁽⁹⁷⁾。同年新潟県内に蚕種製造休業者が16人存在する。曾て新潟県内において蚕種製造高が第2位であった、大蚕種家の岡村蚕種会社（岡村仁三治）は、同年に蚕種製造記載がなく、廃業したものと思われる。その他に塩谷喜太郎は、普通蚕種製造高62,124グラム、井口喜一郎は、同69,780グラム、何れも蚕種製造を減らし、最早大蚕種製造家では無くなっていた。但し、個人蚕種経営を継続する、大蚕種家の相沢真司は、この年51,350グラム、山吉昇平が75,301グラムを各製造する中小蚕種製造業者にすぎなかった。蚕種製造業者の変動が著しい。

1931（昭和6）年8月7日開催の片倉製糸取締役会に提出の「社外蚕種購入」議案の添付表中に、北越蚕種合名会社製蚕種を15,000枚と記載している⁽⁹⁸⁾。その後、片倉製糸は、同社から1934（昭和9）年度春蚕種・白繭種10,000枚、黄繭種10,000枚を購入予定していた⁽⁹⁹⁾。北越蚕種合名会社製春蚕種のみで2万枚に達しており、既述の如く、北越蚕種合名会社の蚕種製造能力は向上し、同社製造蚕種の枚数換算すると、凡そ2万数千枚から3万枚弱に推移・増加して、春蚕種を中心に片倉越後製糸・片倉共栄製糸両社の所要蚕種の大半を賄うようになったのであろう。蚕種購入5ヶ年契約は、その後も継続していたものと考えられる。

1936（昭和11）年度において、御法川式多糸繰糸機の繰糸繭蚕種は、片倉越後製糸が春蚕種・「豊白×満月」、「分離白×満月」、晩秋蚕種・「分離白×満月」、「日111号×支107号」、片倉共栄製糸が春蚕種・「豊白×満月」、初秋蚕種・「栄光×満月」、「日111号×支107号」、晩秋蚕種・「日111号×支107号」であった⁽¹⁰⁰⁾。なお、日東紡績(株)金沢製糸所は、同じく春蚕種・「豊白×満月」、「分離白×満月」、初秋蚕種・「分離白×満月」である。北越蚕種合名会

社は、片倉製糸からの原蚕種の提供を受けて、「豊白×満月」、「分離白×満月」、「栄光×満月」、「日111号×支107号」を製造し、片倉越後製糸と片倉共栄製糸（場合によっては両社を超えて）傘下の特約組合に配付していたようである。

おわりに

片倉製糸は、昭和期に入り、新潟県に傍系製糸会社の片倉越後製糸株式会社と片倉共栄製糸株式会社を創設する。石川県には日東紡績(株)金沢製糸所を新設する。上記各設立地は、絹織物産地として発展してきたことが共通している。片倉製糸は、川岸事務所販売部や八王子製糸所販売部を介して、国用生糸等を新潟や金沢などに販売していた。上記片倉傍系製糸会社（・製糸所）の設立は、地元の機業家にとって原料糸の入手に期待するところがあったであろう。

北陸地方は、片倉製糸の原料繭地盤、女工地盤であった。片倉製糸は、新潟県に長岡・直江津・新津各出張所、石川県に金沢出張所を各開設して、盛んに購繭活動を行ってきた。長岡購繭出張所を除き、各出張所は、上記片倉傍系製糸会社の設立と共に所属変更し、原料繭地盤（女工地盤も合せて）が引き継がれていく。

片倉越後製糸と片倉共栄製糸共に、片倉製糸の委任経営である。片倉越後製糸の発起人・役員は、片倉製糸側と地元有力者たちによって構成され、地元側は、県会議員、村松町長、大地主、中小地主、有力呉服太物商、病院経営者（医師）などの地元名士が顔を揃えていた。片倉共栄製糸は、五泉繭市場の廃止を受けて設立した経緯から、その組合員「600名」が株主となり、発起人・役員は、大地主、中小地主のほか、蚕種販売と養蚕指導を通じて養蚕農民と緊密に結び付いていた地元有力蚕種業者たちが中

心を占めていた。片倉越後製糸や片倉共栄製糸の創立目的として、地方産業の開発、農村経済の振興を唱え、地元民たちの中には大きな期待を抱いた人々が少なからずいたことであろう。両社共に、株主としての地元各町村有力者たちの支援が不可欠であった。

日東紡績(株)金沢製糸所は、開設当初より全面的に、片倉越後製糸と片倉共栄製糸は共に、設立数年後に一部それぞれ御法川式多条繰糸機を導入する。片倉製糸は、多条繰糸機の工場設置に当っては、製糸用水、水量、白繭割合、原料繭解舒糸長、平均繊度、立口、類節について良好であることが条件であった。金沢製糸所が新設当初より、御法川式多条繰糸機を全面導入し得たのは、同社設立と共に金沢出張所の優良繭地盤を引き継いでいたことから、上記条件の大半が整っていたといえよう。

上記3社共、片倉製糸の直営工場同様、所長を始め、事務長、現業長などの幹部社員は、片倉製糸から赴任し、また片倉製糸の試験研究機関（研究所、講習所）に原料繭及び製糸用水、石炭などの検査を依頼し、この成績結果を原料繭及び水質の改良や石炭購買に活かしていたほか、煮繭研究などのために視察を行っていた。

片倉共栄製糸(株)の取締役であった松田彦平、二宮良吉、山崎新太郎は、1930（昭和5）年に北越蚕種合名会社を設立し、翌年全製造蚕種を片倉製糸（片倉越後製糸、片倉共栄製糸）に供給する専属蚕種会社となる。同社の専属化は、速やかな蚕品種の統一や繭質改良に資するほか、「大資本主義」への攻撃が高まる中で、地元の有力蚕種業者たちとの提携は、片倉製糸にとって好結果を齎すものと判断し、蚕種購入契約を結ぶことになる。北越蚕種合名会社は、片倉製糸の専属蚕種会社となることによって、新潟県最大の大蚕種会社となり、発展を続けることになった。

片倉越後製糸(株)と片倉共栄製糸(株)の地元役員と共に、両社の設立推進者として重要な役割を果たす「賛成人」のほか、一般公募株主を含めて、この実態の解明については、今後の課題としたい。

〈註〉

- (1) 近年の近代日本蚕糸業史研究として、梶川勇作『近代製糸業の地域的展開』第一法規出版、1991年。松村 敏『戦間期日本蚕糸業史研究』東京大学出版会、1992年。上野裕也『戦間期の蚕糸業と紡績業』日本経済新聞社、1994年。森 芳三『羽前エキストラ格製糸業の生成』御茶の水書房、1998年。井川克彦『近代日本製糸業と繭生産』東京経済情報出版、1998年。中林真幸『近代資本主義の組織』東京大学出版会、2003年。田中雅孝『両大戦間期の組合製糸』御茶の水書房、2009年などがある。何れも片倉製糸や組合製糸などの蚕種業研究は、限定的乃至自制的である。
- (2) 片倉製糸の蚕種生産に関する研究としては、拙稿「片倉製糸の蚕種生産体制の構築」(『社会科学年報』第44号、2010年)。拙稿「片倉製糸の地方蚕種製造所の設立と蚕種配給」(『社会科学年報』第45号、2011年)、拙稿「片倉製糸の蚕種製造委託と地方蚕種家」(『社会科学年報』第46号、2012年)。
- (3) 『鐘紡製糸四十年史』鐘淵紡績株式会社、鐘淵蚕糸株式会社、1965年、400頁、403頁。
- (4) 東條由紀彦『製糸同盟の女工登録制度』東京大学出版会、1990年。榎 一江『近代製糸業の雇用と経営』吉川弘文館、2008年では、何れも多条繰糸機の導入に当っての設置工場の側からの視点を欠いている。
- (5) 拙稿「昭和初年における片倉製糸の繭集荷機構」(『社会科学年報』第36号、2002年) 228～251頁。
- (6) 『昭和五年度 取締役会議案綴 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- (7) 拙稿「片倉製糸の繭集活動と原料繭輸送」(『社会科学年報』第35号、2001年) 116頁・第9表、120頁。
- (8) 『自大正十五年五月至昭和四年十二月 取締役会議案 庶務課』。この新津出張所建設計画は、昭和元年に火災で焼失した後の再建案のようである(『村松町史』下巻、村松教育委員会事務局、1982年、621頁)。
- (9) 前掲拙稿「昭和初年における片倉製糸の繭集荷機構」237～245頁。
- (10) 『自昭和五年一月至昭和六年十二月 取締役会議案綴 本店庶務課』。
- (11) 『昭和五年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- (12) 「大正十二年 諏訪地方製糸同盟加盟工場別職工募集地域概況調」(『長野県史』近代史料編、第五巻(三) 蚕糸業、1980年) 908～910頁。『新潟新聞』(大正7年1月11、19日)には、後に片倉越後製糸(株)が設立される中蒲原郡村松町において、片倉組ほかの県内外製糸場の間で工女争奪戦を繰り広げていたことを報じている(『村松町史』資料編第四巻、近現代、村松町教育委員会事務局、1977年、610～611頁)。
- (13) 前掲拙稿「昭和初年における片倉製糸の繭集荷機構」244頁。『昭和五年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。『昭和六年度 重要事項記録 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。
- (14) 『昭和五年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。日東紡績(株)金沢製糸所は、同年中部地方所在の片倉諸製糸所と複数の繭出張所と共に蚕糸業研究会を開催する。この蚕糸業研究会(昭和5年2月27～28日開催)に参集各所は、岐阜田中製糸所、愛知製糸所、瑞浪製糸所、日東紡績(株)金沢製糸所、亀山出張所(武井製糸所所属)であった。
- (15) 前掲松村 敏『戦間期日本蚕糸業史研究』171頁・注(7)、178～179頁(第71表)。
- (16) 『昭和二年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。以下同。
- (17) 富谷益蔵『新潟県肖像録』博進社、1924年。前掲『村松町史』資料編第四巻、近現代、前掲『村松町史』下巻、『新潟県精髄中蒲原郡誌〈中編〉』(復刻版)、(株)千秋社、2000年、渋谷隆一編『都道府県別資産家地主総覧』〔新潟編1、2、3〕、(株)日本図書センター、1997年。以下登場人物に関しては同上書による。
- (18) 前掲松村 敏『戦間期日本蚕糸業史研究』99頁・注(31)。1935年に片倉製糸取締役(兼経理部長)に就任(同書、130頁)。山中 遜は、片倉光治の五女ともの夫(同書、152頁・注(25))でもある。

- (19) 前掲松村 敏『戦間期日本蚕糸業史研究』132～133頁・第56表参照。
- (20) 『昭和二年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。以下同。
- (21) 『昭和五年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。以下同。
- (22) 『昭和六年度 重要事項記録 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。以下同。
- (23) 農林省蚕糸局編『昭和七年度 全国器械製糸工場調』102～103頁。
- (24) 農林省蚕糸局編『第十二次 全国製糸工場調査 (昭和五年度)』90～91頁。
- (25) 『片倉製糸紡績会社二十年誌』1941年、159～160頁。
- (26) 『昭和八年度 取締役会議案綴 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。1934 (昭和9) 年9月8日開催の片倉製糸取締役会において、「普通繰ヲ御法川式ニ改造ノ件」に関して添付の参考書の中で、片倉越後製糸は、片倉直営・傍系製糸6工場と共に、「本年新糸ヨリ八月二十日ニ至ル実績ニ徴スルニ……御法川式ニ改造ノ有利ナルコト確實ニ候」と評価される。即ち、「各所共黄白ノ割合ハ必要ニ応ジテ何時ニテモ変更シ得ル状態ニ有之、更ニ明年度品種改良ノ結果ハ今春ノ各所成績ニ徴シテ㊤ニ適スル産繭ヲ得ルト思レ候」、また「水質原料関係ハ……現在適当ノモノ及適当トナル見込ノモノニ御座候」と判断していた(『昭和九年度 取締役会議案綴 片倉製糸紡績株式会社庶務課』)。具体的には、片倉越後製糸の源水分析の結果、「P.H.」(5.4)、「硬度」(1.02)、「一時硬度」(0.24)、「鉄」(2.20)、「硝酸」(少量)、「硫酸」(少量)、「改良法」(改良ノ可能性アルモ更ニ研究中ナリ)、白繭性状に関しては、昭和九年度産春白繭の「解舒糸長」(542m)、「小節」(87.4点)、「格合」(C8)、「繰目」(229匁)、「切歩」(16.3匁)、昭和八年度産初秋白繭の「解舒糸長」(347m)、「小節」(85.8点)、「格合」(C6)、「繰目」(111匁)、「切歩」(16.2匁)、昭和八年度産晩秋白繭の「解舒糸長」(452m)、「小節」(89.1点)、「格合」(C8)、「繰目」(154匁)、「切歩」(15.8匁)であった。
- (27) 『昭和二年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- (28) 『昭和五年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。片倉製糸の社員は、最上位の理事の下に事務系の主事一参事一参事補一書記一書記補、現業系の技師長一技師一技師補一技手一技手補の順位である。
- (29) 『昭和六年度 重要事項記録 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。
- (30) 『昭和五年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。『昭和六年度 重要事項記録 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。吉村国治 (参事) は、昭和6年3月18日付で川岸事務所勤務から愛知製糸所長への異動辞令が片倉製糸本社より下る。
- (31) 前掲松村 敏『戦間期日本蚕糸業史研究』232頁に、「研究所」の試験研究概要が記されているが、個別製糸所の具体的な利用状況については究明されていない。1929年7月18日開催の片倉製糸取締役会に上呈の「研究所規程草案」にその業務を「一、裁桑養蚕ニ関スル試験研究、二、製糸ニ関スル試験研究、三、蚕糸業ニ関スル理化学ノ試験研究、四、養蚕製糸ニ関スル技術員ノ養成、五、工場設備ニ関スル研究」を掲げていた(『昭和四年度 取締役会議案綴 庶務課』)。
- (32) 『昭和四年度 重要記録 片倉製糸紡績会社』。
- (33) 『昭和五年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。『昭和六年度 重要事項記録 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。以下同。
- (34) 『昭和五年自二月十五日至二月十八日 所長会議記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。前掲松村 敏『戦間期日本蚕糸業史研究』133頁、197頁。
- (35) 片田銀五郎編『蚕糸要鑑』大日本蚕糸会、1926年、375頁。
- (36) 『新潟県史』通史編8、近代三 (新潟県、1988年) 290頁。1927年の新潟県繭市場は、前年に比べ出荷人員、繭取引数量が減少する。特に繭取引価額が急減する。繭1貫目平均価格は前年の8円75銭から6円10銭へ大幅減少する(『新潟県の蚕糸業』大日本蚕糸会新潟支会、1928年、79頁)。
- (37) 前掲『新潟県史』通史編8、近代三、291頁。平岡謹之助『蚕糸業経済の研究』有斐閣、1939年、616頁。
- (38) 農林省蚕糸局編『昭和六年五月 繭市場ニ関スル調査』11頁。
- (39) 農林省蚕糸局編『昭和四年十二月 繭移動及処理状況並特約養蚕組合ニ関スル調査』9、

- 42頁。
- (40)『昭和五年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。以下同。
- (41) 関塚惣吉は、蒲原鉄道株式会社開設に際して、目論見書、収支概算等に関する説明会に招かれた五泉町「重立ち」の一人である（前掲『村松町史』下巻、580頁）。以下登場人物に関して、前掲書のほか、清水清造編『五泉郷土史』歴史図書社、1976年参照。
- (42) 片倉共栄製糸株式会社の定款では、第3条に同社事業として、生糸製造販売、蚕種、蚕具、桑苗、肥料の売買、上記に付帯する一切の事業と定めている。また第4条では同社の経営を片倉製糸紡績株式会社に委嘱することを明記する。
- (43) 片倉共栄製糸株式会社の定款では、第25条に同社役員の内、取締役は200株以上、監査役は100株以上所有する株主と定めている。任期は、第26条において取締役3箇年、監査役2箇年と各定めている。なお、今井真平（死亡）を除き、上記取締役、監査役共に片倉製糸の同社買取まで役員を務める。
- (44) 農林省蚕糸局編『昭和九年度 製糸会社二関スル調査』24～25頁、農林省蚕糸局編『昭和十年度 製糸会社二関スル調査』24～25頁参照。
- (45)『自昭和八年九月至昭和十年十二月 取締役会議案綴 庶務課』。『昭和九年度 取締役会議案綴 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。
- (46)『昭和十二年分 取締役会議案綴 本店庶務課』。
- (47) 同上。
- (48)『昭和五年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。以下同。
- (49)『昭和六年度 重要事項記録 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。以下同。前掲『新潟県史』通史編8、近代3、290頁に片倉共栄製糸(株)は、昭和4年に多条繰糸機136台で開業したとあるが、普通繰糸機の誤りである。
- (50) 前掲『片倉製糸紡績株式会社二十年誌』160頁。
- (51)『昭和五年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。『昭和六年度 重要事項記録 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。
- (52)『昭和五年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- (53)『昭和七年度 取締役会議案 片倉製糸紡績株式会社』。以下同。
- (54)『昭和五年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- (55) 前掲『片倉製糸紡績株式会社二十年誌』466～475頁。前掲松村 敏『戦間期日本蚕糸業史研究』160～173頁参照。
- (56)『昭和五年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- (57) 同上。以下同。
- (58)『昭和六年度 重要事項記録 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。以下同。増築の2階建1棟は、建坪26坪6合3勺、延坪34坪1合3勺、工費1,244円7銭であった。
- (59) 農林省蚕糸局編『第十二次 全国製糸工場調査（昭和五年度）』90～91頁。
- (60) 農林省蚕糸局編『昭和七年度 全国器械製糸工場調』102～103頁。
- (61) 農林省蚕糸局編『昭和九年度 全国器械製糸工場調』108～109頁。
- (62) 農林省蚕糸局編『昭和十一年度 全国器械製糸工場調』80～81頁。
- (63)『昭和四年度 重要記録 片倉製糸紡績会社』。
- (64)『昭和五年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。同年10月10日第3回労働調査において、労働調査員の阿部所長、労働副調査員として那谷事務長、長田庶務係、小林会計係、西村工作係、田畑現業員、北原現業員の名が記されている。技手・田畑文治はこの田畑現業員、後出の小林忠佐と北原 昶がそれぞれ小林会計係、北原現業員であろう。
- (65)『昭和六年度 重要事項記録 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。
- (66)『昭和四年度 重要記録 片倉製糸紡績会社』。
- (67)『昭和五年度 重要事項記録 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- (68)『昭和六年度 重要事項記録 片倉製糸紡績株式会社庶務課』。
- (69)『新潟県史』資料編17、近代5、産業経済編I（統計）、新潟県、1982年、240～241頁。
- (70) 同上、248～249頁。
- (71)『昭和五年版 蚕糸統計年鑑』蚕糸業同業組合中央会、1930年、41頁。
- (72) 本田岩次郎編『日本蚕糸業史』第三巻、大日本蚕糸会、1936年、147頁。

- (73) 農林省蚕糸局編『昭和七年六月 蚕児飼育場所及蚕種製造場所ニ関スル調査』12～13頁。
- (74) 同上、50頁。
- (75) 以下、「昭和四年度 特約組合ニ関スル調査比較表」(『昭和五年自二月十五日至二月十八日 所長会議記録 片倉製糸紡績会社庶務課』所収)による。
- (76) 片倉米穀肥料株式会社に関しては、前掲『片倉製糸紡績株式会社二十年誌』482～484頁。前掲松村 敏『戦間期日本蚕糸業史研究』108～119頁参照。
- (77) 『昭和五年度 取締役会議案綴 片倉製糸紡績会社庶務課』。同年12月16日に片倉本社の上條富得、北陸監督部の小林敏之、片倉共栄製糸吉江所長、片倉越後製糸伊藤所長は、五泉町にて北越蚕種合名会社の松田彦年、二宮良吉、山崎新太郎3氏と会見し、同社蚕種購入契約を結ぶ。前掲松村 敏『戦間期日本蚕糸業史研究』320～321頁に、同資料の一部が掲載されている。同書参照。
- (78) 『昭和五年度 取締役会議案綴 片倉製糸紡績会社庶務課』。
- (79) 同上。
- (80) 同上。
- (81) 農林省蚕糸局編『昭和八年二月 繭処理並特約取引ニ関スル調査』1934年、57～58頁。
- (82) 前掲『新潟県の蚕糸業』33～34頁。
- (83) 野崎 清編『昭和六年度 蚕種製造業態調査』全国蚕種業組合聯合会、1933年、138～144頁。
- (84) 『日本蚕糸業史』第三卷、大日本蚕糸会、1936年、「蚕種史」336頁。平塚英吉編著『日本蚕品種実用系譜』財団法人大日本蚕糸会蚕糸科学研究所、1969年、25頁。
- (85) 『新潟県史』通史編7、近代二、新潟県、1988年、261頁。
- (86) 前掲『新潟県の蚕糸業』100～101頁。
- (87) 同上、98頁。
- (88) 第4回内国勸業博覧会(明治28年)に松田彦平は、蚕種(2種)と繭(2種)、松田信太郎は、蚕種(2種)、繭を各出品している(「第四回内国勸業博覧会出品目録三(上巻)Ⅱ」『明治前期産業発達史資料』75、明治文献資料刊行会、1973年、383頁)。新潟県主催1府11県連合共進会(明治34年)に松田彦平は、繭と蚕種を出品して、各4等賞(繭春蚕、蚕種)を受賞し、二宮良吉は、繭を出品し、5等賞(繭春蚕)を受賞する(「明治三十四年 新潟県主催一府十一県聯合共進会報告 新潟県」『明治前期産業発達史資料』補巻(57)、明治文献資料刊行会、1972年、396頁、399頁、406頁)。
- (89) 『昭和四年度 取締役会議案綴 庶務課』。
- (90) 前掲「全国蚕種製造家番附」(各年度)。
- (91) 明石 弘『近代蚕糸業発達史』明文堂、1939年、226～227頁。
- (92) 農林省蚕糸局編『昭和八年十二月 繭処理並特約取引ニ関スル調査』1934年、52頁。
- (93) 農林省蚕糸局編『昭和十三年九月 産繭処理状況ニ関スル調査』1939年、78頁。
- (94) 前掲『新潟県史』通史編8、近代三、293頁。
- (95) 『蚕業新報』第414号、蚕業新報社、1927年、1,449～1,450頁。
- (96) 『新潟県史』資料編18、近代六、産業経済編Ⅱ、新潟県、1984年、430～436頁。
- (97) 野崎 清編『昭和六年度 蚕種製造業態調査』全国蚕種業組合聯合会、1933年、131頁。松田彦平は、同年に個人蚕種業者として、原蚕種2,380蛾(原蚕分場1戸)を製造する。二宮良吉は、個人蚕種製造業者として休業中となっている。
- (98) 『自昭和五年一月至昭和六年十二月 取締役会議案綴 本店庶務課』。
- (99) 前掲拙稿「片倉製糸の蚕種製造委託と地方蚕種家」72～73頁。
- (100) 『昭和十二年二月 工場長会議記録 庶務課』。

ジェルジ・ルカーチ

『歴史と階級意識』『ローザ・ルクセンブルク三部作』評註

——《自然発生性と意識性》の転回＝移動

西角 純志

第1節 問題の所在

第二インターナショナル期の社会主義運動が、その後のヨーロッパにおける社会民主主義の諸政党を作りだした。第二インターナショナル期の社会主義運動の革命家たち、例えば、カール・カウツキー、エドアルト・ベルンシュタイン、ルドルフ・ヒルファデング、ローザ・ルクセンブルク、ウラジーミル・イリイチ・レーニンなどにとって、社会民主主義の理論的な課題は独占資本主義や、金融資本主義の生成過程とその構造と運動、および帝国主義の解明であり、また、資本主義諸国と非資本主義諸国とが構成する世界市場に基づく世界経済の解明であった。これらの課題のなかで最も重要なテーマは、資本主義の崩壊と社会主義の必然性というテーマであった。1898年から1903年までにドイツ社会民主党のなかで行われた修正主義論争の中心テーマは、まさに、それであった⁽¹⁾。

修正主義論争は、ベルンシュタインが19世紀末に当時のドイツ社会民主党の理論機関誌『ノイエ・ツァイト』(Neue Zeit)に「社会主義の諸前提」と題する論文を1896年から1898年にかけて10回にわたって連載したことに始まる。そして、ベルンシュタインの一連の論文にいち早く反応したのが、ローザ・ルクセンブルクであった。ローザは、ベルンシュタインの連

続論文「社会主義の諸前提」に対して、批判の論文を『ライプツィガー・フォルクスツァイトンク(ライプツィヒ民衆新聞)』(Leipziger Volkszeitung)誌に1898年9月21日から28日まで7回連載した。さらに彼女の批判に応えたベルンシュタインの著作『社会主義の諸前提と社会民主党の任務』(1899)に対しても、ローザはベルンシュタイン批判の論文を1899年4月4日から8日まで同誌『ライプツィガー・フォルクスツァイトンク(ライプツィヒ民衆新聞)』に5回連載して反論した。これらの論文は、4月末にパンフレット『社会改良か革命か』(1899)として刊行された。この著作は修正主義者シッペルに対する批判論文「民兵制と軍国主義」を付録につけたものである。ローザの修正主義批判の特徴は、経済理論においては資本主義の「適応能力論」を批判し、社会主義の歴史的な必然性を主張することであり、革命論においては社会改良主義を批判し、労働者階級政治権力奪取による社会主義革命を主張することであった。ローザは、カウツキーの資本主義崩壊論を擁護するとともに社会主義革命のための政治的実践を強調した。

他方で、カウツキーによる修正主義に対する批判は、『ノイエ・ツァイト』誌上の諸論文をはじめ、『ベルンシュタインと社会民主党綱領』(1899)で遂行されている。前者の諸論文では、

ベルンシュタインの価値論、唯物論的歴史観、弁証法などに対する批判についてその都度反論したものである。また、後者の著作は、ベルンシュタインの『社会主義の諸前提と社会民主党の任務』におけるマルクス批判に、体系的に反論したものであり、前者の諸論文を集大成したものである。ベルンシュタインが、歴史の発展を規定する要因として経済法則のみならず、法・政治制度的要因やイデオロギー的要因を重視し、多元的な見方を取り、社会主義を資本主義崩壊の結果として実現する社会体制とは考えず、実現されるべき倫理的要請として捉えたのに対し、カウツキーは唯物論的歴史観の経済決定論的な解釈に立ち、社会主義の不可避性を主張した。カウツキーが、マルクス主義とエアフルト綱領の厳守を抽象的に唱えるだけで、ベルンシュタインの問題提起には踏み込まなかったが、ローザは、ベルンシュタインが問題提起した資本制的社会構成体の構造的な変化と、それに伴う世界情勢の変化に注目していた。カウツキーのベルンシュタイン批判がエアフルト綱領の解釈の仕方に限界づけられているのに対し、ローザのベルンシュタイン批判の根底には、変化しつつあった資本制的社会構成体と世界情勢に対する認識があった。すなわち、ローザとカウツキーとは、世界認識、世界認識の方法論、政治論が異なるのである。ローザの主著『資本蓄積論』(1913)は、こうした修正主義論争のなかから生まれた作品である。ローザの資本主義崩壊論は、『社会改良か革命か』におけるベルンシュタイン批判のモチーフであり、ドイツ社会民主党左派が依拠した理論であった。『社会改良か革命か』が資本主義の無政府性から恐慌と崩壊を説くという論調が基調をなしていたのに対し、『資本蓄積論』は、マルクスの資本蓄積論を批判して、資本制的生産の資本蓄積が非資本制的生産関係を解体しつつ進行し、その

極限において全世界が資本主義化することによって、かえって資本蓄積そのものが不可能になるという理由から資本主義崩壊の必然性を主張するという論調が基調になっている。『社会改良か革命か』では帝国主義の形成の必然性を含む帝国主義の認識と資本主義の崩壊の論証を主要なテーマにしているが、力点は崩壊論の擁護にあり、帝国主義論は後の課題となった。そして資本主義の崩壊の論証のテーマは『資本蓄積論』に受け継がれていくことになる。このようにローザは、資本主義の崩壊と社会主義は「不可避」(zwangesläufig)であると捉えていたのである。そして、ローザのこの提起を正面から受けとめたのが『歴史と階級意識』におけるジェルジ・ルカーチに他ならない。

『歴史と階級意識』(1923)は、八本の論文から編成されている。そのなかでも「ローザ・ルクセンブルク三部作」といわれているのが、コミニストインターナショナル・東南ヨーロッパ支部の機関誌『コムニスムス』(*Kommunismus*)に掲載された『歴史と階級意識』の第二論文「マルクス主義者としてのローザ・ルクセンブルク」(1921年1月)、そしてドイツ共産党の理論機関誌『インターナツィオナーレ』(*Internationale*)に3回に亘って掲載された第七論文「ローザ・ルクセンブルクの『ロシア革命批判』についての批判的考察」(1922年2月)、それに亡命先ウィーン・シュタインホーフで執筆された第八論文「組織問題の方法論」(1922年9月)である。このうち、「組織問題の方法論」は1921年の中部ドイツにおける統一ドイツ共産党による「3月行動」直後に『インターナツィオナーレ』に掲載された「革命的イニシアティヴの組織的諸問題」を基にして書き改められたものである⁽²⁾。ルカーチが、ローザ・ルクセンブルクの問題を詳細に取り扱わなければならなかったのは、「ロシア以外の、ことにドイツの革命的マルク

ス主義者の大部分が有効な結論を引き出している場合でも、誤っている場合でも、彼らに対して、ローザ・ルクセンブルクの考え方が、彼らの理論を規定していた」からであり、「真に共産主義的・革命的マルクス主義者の立場にたつには、どうしてもローザ・ルクセンブルクの生涯をかけた理論的業績と批判的に対決しなければならなかった」からである⁽³⁾。そして、ローザと対決するには「レーニンの諸著作と演説が方法上、きわめて重要な意味をもっている」と、ルカーチは付言する。それはレーニンの理論的活動の基礎をなしていたのは「レーニンがマルクス主義の実践的本質を従来にはみられないほど明確にし具体化したということ、すなわち、この契機をばこれまで完全に忘れ去られていた状態から救いだし、この理論的活動によってマルクス主義的方法の正しい理解への鍵をふたたびわれわれの手に与える」からである⁽⁴⁾。ルカーチの「ローザ・ルクセンブルク三部作」は、ローザの『資本蓄積論』、「ロシア革命論」草稿のみならず、『社会改良か革命か』、『大衆ストライキ、党および労働組合』、「ロシア社会民主党の組織問題」などを考察の対象にしている⁽⁵⁾。この三部作は、ルカーチの「ローザ・ルクセンブルク論」である。

本稿は、以上の問題関心を受けて、『歴史と階級意識』における《自然発生性と意識性》の問題の転回＝移動をテーマに設定する。このテーマに対して考察するために、『歴史と階級意識』における「ローザ・ルクセンブルク三部作」を検討する。第2節では、《ローザの資本蓄積論》の転回＝移動を論じる。第3節では、《ローザのロシア革命論》の転回＝移動を論じる。第4節では、《ローザの構成的権力論》の転回＝移動について、バルフ・スピノザとアントニオ・ネグリの構成的権力論を参照しつつ、論じる。

第2節 理論の系譜線

ーローザの資本蓄積論

『歴史と階級意識』の第二論文「マルクス主義者としてのローザ・ルクセンブルク」は、ローザ・ルクセンブルクの主著『資本蓄積論』の課題と方法について論じた論文であり、ローザ・ルクセンブルクに対する追悼の論文である。ルカーチは、「マルクス主義者としてのローザ・ルクセンブルク」で、次のようなローザ・ルクセンブルクの「追悼文」を結語にしている。

「ローザ・ルクセンブルクの生涯をかけた仕事のなかで理論と実践との統一を特徴づけていることといえば、勝利と敗北、個々の運命と総体の過程との統一が彼女の理論と生活の導きの糸をなしているということである。ベルンシュタインとの第一論争で、ローザ・ルクセンブルクはすでにプロレタリアートの側で国家権力を奪取することは『はやすぎる』が不可避だと主張し、さらに、これを前にしてふるえている日和見主義者の革命への不信を、『社会発展を機械的に理解することにもとづく、階級闘争とは無関係に、それとは別個に定められた時期を、階級闘争の勝利のために想定するという政治的たわごと』だと暴いた。ローザ・ルクセンブルクはこうした確固たる信念をプロレタリア解放闘争のなかへ、資本主義社会における物質的奴隷からのプロレタリアートの経済的、政治的解放と、日和見主義における精神的奴隷からのイデオロギー的解放の闘争のなかへ、持ちこんだのである。彼女はプロレタリアートの偉大な精神的指導者として、主にこの一克服しがたいためにいっそう危険な一敵に対して戦った。だから、彼女が真にもっとも腹立たしい敵シャイデマンとノスケの手にかかって死んだことは、彼女の思想と生涯に有終の美を与えるものである。ローザ・ルクセンブルクが理論では数年前に、戦

術では行動の瞬間に大衆の一月蜂起の敗北をはっきり予見しており、そして彼女の運命もまた敗れたことは、まさしく彼女の殺害者たち、すなわち社会民主党の日和見主義者たちが当然とるべき報復であったのだが、そのことはまた同時に彼女の政治的実践における理論と実践との統一から生じる正しい帰結なのである」⁽⁶⁾。

ルカーチは、1922年12月24日にウィーンで書いた『歴史と階級意識』の「序言」で「ローザ・ルクセンブルクこそ、経済学の内容という意味においても経済学の方法という意味においても、マルクスの生涯の仕事をほんとうに引き継ぎ、そのなかでこれを社会発展の現段階に具体的に結びつけた、ただ一人のマルクスの学徒」と位置づけた⁽⁷⁾。そして、ルカーチは「マルクスの経済理論と同じくローザの蓄積論においても経済学の内容の正しさを問題にするのではなく、その方法的前提と結果だけを追求する」という方法論上の問題に重点を置いた⁽⁸⁾。「ローザ・ルクセンブルクの名著『資本蓄積論』は、マルクス主義の俗流化がおこなわれてから十年後に、この全体性 (Totalität) の問題を提起したのである」⁽⁹⁾。「マルクス主義がブルジョワ科学と決定的に区別する点は、歴史の説明において経済的な動因の支配を認めるところではなく、全体性という観点をもつところにある。全体性というカテゴリー、すなわち部分に対する全体の全面的、決定的な支配ということ、これこそマルクスがヘーゲルから受け継ぎ、根本的に作りかえてまったく新しい学問」の方法としたことである⁽¹⁰⁾。すなわち、ブルジョワ科学とは資本制的社会構成体が無条件に擁護するという価値観やイデオロギーを伴った学問であるのに対し、マルクス主義は、資本制的社会構成体について「全体性」という学問の方法論によって理論的に解明しようとした。ルカーチが、「全体性」を重視するのは、ベルンシュタイン

に代表される修正主義者たちは資本家階級と労働者階級という二つの階級の闘争と自己構成の問題として資本制的社会構成体の理論を捉えていないからである。資本制的生産の総過程から生産者が分離し、資本制的生産に実質的に包摂された労働過程が物象化され、社会が諸部分に分解されて無計画に相互に無関係に生産する諸個人になると、資本主義の思想、科学、哲学もまたそれらに強く影響されざるを得ない。これに対して、プロレタリアートの学問は、根本的に革命的なものであって、ブルジョワ社会に革命の実践を対置する。方法そのものが革命の本質をもつ。「全体性」のカテゴリーこそが、科学における革命的原理の担い手である。ルカーチが資本制的社会構成体の「全体性」の問題を提起するのは、帝国主義世界の階級闘争を科学的な認識＝理論と関連づけているからである⁽¹¹⁾。

『資本蓄積論』をめぐるオットー・バウアーやグスタフ・エックシュタインらが行った論争は、資本蓄積の問題の解決が正しいか否かではなく蓄積論そのものに問題があるか否かをめぐってなされた。ルカーチによれば資本蓄積の問題は、国民経済学における個別資本の「部分」の分析からは理論的に解明できない。「ローザの批判者たちは、『資本蓄積論』の最も重要な章 (蓄積の歴史的諸条件) を不注意にも見逃している」⁽¹²⁾。彼らはマルクスの諸表式が正しいか、またどうしたらこれらの諸表式をもっともよく解釈できるかという問題を提起したが、資本制的社会構成体のなかでより包括的な問題提起へと進まざるを得ないことを見落としているのである。それは『資本論』第一部の「本源的蓄積」についての問題提起である。ルカーチは次のように論じる。ローザ・ルクセンブルクは、死後公刊された「特別の小冊子」のなかでマルクス主義の俗流経済学を論破した。それは『資本蓄積論』第二章「資本主義発展の運命に関す

る問題」と同じ表現で正しく論駁した。ローザはマルクスの単純再生産と拡大再生産の分析を研究全体の出発点とし、資本蓄積の問題を究極的に取り扱うための序曲とした⁽¹³⁾。

ルカーチによれば、『資本蓄積論』は、若きマルクスの『哲学の貧困』の方法と問題を再び取りあげたことに特徴がある。ルカーチのこの指摘は重要である。『哲学の貧困』では、リカード経済学が可能となり妥当となるような歴史的條件が分析されている。『資本蓄積論』では、『資本論』第二部から第三部までの断片の研究と同じ方法が適用されている。マルクスが『哲学の貧困』においてブルードンを論破した方法は一方ではリカード、他方ではヘーゲルというように「真の源泉」にまで遡ってつかむことであった。『哲学の貧困』は、ブルードンの価値論と経済学体系を批判した二章から成り立っている。第一章のブルードン批判は、ブルードンの「構成された価値」をリカードからの継承として捉え、リカードとは本来異なったスミスの論理から作られたブルードン価値論とリカードの価値論との差異を指摘し、これをリカードからの乖離＝歪曲として論難したものである。マルクスはブルードンの価値論のなかにリカードを読み込んだのである。第二章のブルードン批判は、ブルードンの「体系」が歪曲されたヘーゲル弁証法によって構成されている点であった。ルカーチによれば、ブルジョワ経済学は、スミス、リカードが発見した「自然法則」と社会的現実を同一視した。資本蓄積が数学的範式という真空体のなかで何ら問題なく、世界戦争なしにおこなわれうのように資本主義的發展を捉えざるを得なかった。リカードらの「自然法則性」を社会的現実と同一視すること、それは「勃興期の資本主義のイデオロギー的自己防衛」である。抽象を社会総体と同一視点にしたオーストリア学派のマルクス解釈も勃興期の資本主

義の「合理性」の自己防衛である。「ブルードンがどこで、どうして、とりわけ何故、リカードとヘーゲルを誤解せざるを得なかったかを分析することが、ブルードンの自己矛盾を容赦なく照らしだす光の源泉」である⁽¹⁴⁾。のみならず「この誤りの根本原因であるブルードン自身も知らないあいまいな根拠まで、すなわちブルードンの思想が理論的に表現している階級関係まで、明るみに出す光原なのである」。『資本論』と『剰余価値学説史』とは、本質上ひとつの著作であって、内容の構造は、『哲学の貧困』のなかで見事にまた太い線でスケッチされ提出されていた問題が、内容的に充実化されているからである。『精神現象学』におけるヘーゲルの哲学的方法、すなわち、哲学の歴史であるとともに歴史の哲学であるというヘーゲルの哲学的方法をマルクスは決して抹消しはしなかった。「弁証法的方法という場合重要なことは、歴史過程の全体性認識」であり、「事実、問題史は一つの問題の歴史となる」のである。こうして「哲学の歴史は歴史の哲学」となるのである⁽¹⁵⁾。

ルカーチは、ローザ・ルクセンブルクの『資本蓄積論』とレーニンの『国家と革命』を挙げ、理論的にマルクス主義を再生し始めたこの二つの書が、表現上でも「若きマルクスの形式」に立ち返っているのは決して偶然ではないことを指摘している。ブルジョワ科学が理論と歴史とを方法的に区別し、また、個性の問題を原理的・方法的に分離し、「全体性」の問題を閉め出すのに対し、ローザとレーニンの二つの著作は、問題提起に先行する思想の変化と推移を分析し、思想的解明や混沌のそれぞれの段階をそれらの諸条件ならびに諸結果の歴史的総体のなかで観察することによって、「独自の問題提起と解決とを実質的に生み出した歴史過程とを実質的に生み出した歴史過程そのものを浮かびあがらせている」⁽¹⁶⁾。レーニンの叙述は19世紀

のヨーロッパ革命の内面史であり、ローザの文献史的叙述は、「資本主義体制の可能性と展開をめぐる闘争の歴史」なのである。

ルカーチはこのように資本蓄積論争を跡づけ、資本蓄積が資本制的生産の総過程のなかで取り扱われることによって資本制の社会構成体の総体を貫く弁証法に高まるとする。ルカーチは『資本蓄積論』から次のように引用している。「マルクスの再生産表式が現実に対応するとたんに、この表式は蓄積運動の終結または歴史的限界を、したがって資本主義的生産の終局を示すのである。蓄積が不可能だということは、資本主義的には、生産諸力のそれ以上の発展が不可能なことを、したがってまた資本主義の崩壊が客観的・歴史的に必然的なことを意味する。その結果、資本の歴史的生涯の終局的時代としての、最後の帝国主義的矛盾にみちた運動が生ずる（傍点筆者）」⁽¹⁷⁾。ルカーチがローザを高く評価するのは『資本蓄積論』における資本主義崩壊論、すなわち、「恐慌論」を社会主義と結びつけたからに他ならない。ローザは資本主義の崩壊と社会主義は「不可避」だという。ルカーチによれば、《資本蓄積の可能性に関する疑問》が資本蓄積の不可能性という弁証法的な確信にまで高まるならば、小ブルジョワ的・反動的なすべての性格の跡形はなくなり、この疑問は来たるべき社会革命の楽観論となり、理論的確信となる。オットー・バウアーが資本蓄積の可能性を肯定する態度には、ジャン＝バティスト・セイ、またはツガン・バラノフスキーのような陽気な文字通りの楽観論はみられない。《資本蓄積の可能性に関する疑問》が小ブルジョワ的に動揺する、臆病で曖昧な性格を帯びることになる。「バウアーや彼の賛同者たちは、たとえマルクス主義的な用語をもちいてはいようとも、彼らの本質はブルードンの」⁽¹⁸⁾。彼らは資本蓄積の問題を解消しようとしたが結

局ブルードンが資本主義的發展の「良き側面」を保持し、「悪しき側面」には目を背けるようにしたことと同じ結果になる。だが、資本蓄積の問題は「悪しき側面」が資本主義の内的本質と分かちがたく結びつき、帝国主義と世界戦争、世界戦争と世界革命を、資本主義的發展の必然性として捉えなければならないことを意味している。『資本蓄積論』以後に公刊されたレーニンの『帝国主義論』（1916）においては、資本主義の発展にとって資本主義の「最高段階」としての帝国主義は「植民地、半植民地、従属国」を世界市場の内的構成要素として産出し包摂することを特徴にしていた。しかし、ローザにおいては資本主義による非資本主義諸国の搾取は歴史的連続性にあり、「資本にとっての外部の市場は、資本の生産物を吸収し、資本に生産要素と労働力を吸収する、非資本主義的な社会的環境」であり、搾取の具体的な形態なのである⁽¹⁹⁾。ローザは『資本蓄積再論』で次のように論述する。「このような見解がゆきつくところは、ブルジョワジーにむかって、帝国主義や軍国主義というものが、かれら自身の資本主義的な利益という見地からみて、かれらにとって有害なものであることを説くことであり、これによって、この帝国主義のいわゆる一握りの受益者たちを孤立させ、プロレタリアートと広汎な市民層との同盟を結成し、帝国主義を《鎮圧》し……その刺をぬくことである。自由主義がその没落期に説得しがたい王朝から離れて、より説得しやすい王朝に訴えたのと同じように、《マルクス主義中央派》は忠告しがたいブルジョワジーから離れて、教えやすいブルジョワジーに訴えようとするのである」⁽²⁰⁾。ルカーチは、若きマルクスが「全体性」の方法論でその当時なお興隆していた資本主義の死相をはっきり照らしたのと同じように、ローザ・ルクセンブルクが資本主義の根本問題を歴史過

程についての「全体性」の方法論で理論的に分析することによって資本主義の最後の開花に、ぞっとするような死の舞踏つまり「オイディプスの歩んだ道」という性格を与えたというのである⁽²¹⁾。

第3節 理論の系譜線

—ローザのロシア革命論

ルカーチは、1919年のハンガリー・評議会^{タナーチ}共和国崩壊後、ウィーンに亡命していたが、『コムニスムス』に論文「議会主義の問題によせて」（1920年3月1日）を発表して、ヨーロッパの共産主義運動における戦略・戦術問題のひとつとして《議会主義》の問題を考察する。ルカーチは次のように論じる。「議会の枠のなかでブルジョワ社会にたいする鋭い批判が可能であるかのようにみえる事実こそは、プロレタリアートの階級意識をくもらせるのに貢献するものであり、これこそはブルジョワジーにとって願ってもやまないことなのだ。ブルジョワ議会制民主主義なるフィクションは、ほかでもない、議会というものが階級的抑圧の機関ではなく『国民全体』のための機関であるようにみえる、ということにこそ依拠しているのである」⁽²²⁾。また、ルカーチは「日和見主義と一揆主義」（1920年8月17日）において《自然発生性と意識性》の問題について、次のように考察している。「共産主義政党にとって組織とは行動のための前提条件ではなく、前提条件と結果とが行動をつづじてたえず相互にいりまじっているようなものだということ。いやそれどころか、もしもこれらふたつの観点のうちのどちらかが一方を優位におくとすれば、組織とは、前提条件としてよりはむしろ結果としてとらえなければならぬものだ」⁽²³⁾。「ただひとつ革命過程の全体性のみが、共産主義的行動の導きの糸

を生み出すことができる」⁽²⁴⁾。さらに、ルカーチは「大衆の自発性（Spontanität der Massen）」から出発せず、この自発性を無意識のままに燃ってきた諸要求を意識化することを目的とせず、この自発性をこの方向に、つまり革命過程の全体性にそった方向に導く努力をしないような行動は、どれほどかれらのスローガンが平明で、『現実政策的』であろうと、すべての地からはなれた空虚な空間をただようものでしかない」と論じる⁽²⁵⁾。

パウル・レヴィはローザ・ルクセンブルクがプレスラウ刑務所で書いた「ロシア革命論」草稿を1922年1月に出版する。レヴィは、「ロシア革命論」草稿の成立事情を「序文」で次のように書き記している。

「1918年夏にローザ・ルクセンブルクは、プレスラウ監獄から『スパルタクス書簡』のために論文を書き、そのなかでボルシェヴィキの政策を批判的に論じていた。それは、プレスト・リトフスク以降の時期、補足協定の時期であった。彼女の友人たちはその公表を当時、時を得ないものと考え、私もかれらと同じ意見であった。しかし、ローザ・ルクセンブルクが頑強にその公表を主張したので、私は、1918年9月にプレスラウの彼女のもとに赴き、長時間じっくり話し合った後に、彼女を納得させることはできなかったものの、彼女が最近書いたボルシェヴィキの戦術批判の論文の印刷を断念することに決めた。彼女は批判の正当性を私に納得させるためにこの小冊子を書いた。彼女は獄中から信頼する女友達を通じて、その内容の概要を私に知らせ、ロシアにおける事態への詳細な批判を書く仕事に熱中していると伝えてきた。〈私はこの小冊子をあなたのために書いているのです。もしこれであなたを納得させることになれば、それだけでもこの仕事は無駄ではなかったということです〉と彼女は書きそえてあった」⁽²⁶⁾。

レヴィがローザの「ロシア革命論」草稿を出版する直接のきっかけとなったのはドイツ革命の敗北という歴史＝政治の経験によりドイツ共産党からもコミュニストインターナショナル（略称は「コミンテルン」、いわゆる「第三インターナショナル」）からも排除され、そこへの復帰の道がほとんど閉ざされていたからである⁽²⁷⁾。ちょうどその頃、クララ・ツェトキンがローザの著作集刊行の計画を抱えてモスクワから帰国したという事情もある。ルカーチによれば、レヴィがローザの「ロシア革命論」草稿の発表を企てたのはドイツ共産党の名誉回復やコミンテルンへの信頼ではなくて、彼女の遺稿は、コミンテルンとその諸分派を精算するための理論を与えるためである。そのためにはローザ自身が後に見解を変えたということを指摘するだけでは不十分であり、ローザの名誉ある権威によってドイツ革命の理論的基礎を与えなければならないのである。ローザの「ロシア革命論」草稿は、世界戦争とロシア革命の経過と経験によってドイツ革命の戦略的・戦術的問題を再考したものである。ローザは、フランツ・メーリング、クララ・ツェトキン、カール・リープクネヒトと共に左翼反対派を指導し、1915年には『インターナツィオナーレ』を編集した。とりわけ、冒頭論文においては社会民主党の政治的破産と第二インターナショナルの崩壊を規定し、シュツウツガルト大会の決議に相応しいインターナショナルの再建を呼びかけていた。1916年には非合法団体「スパルタクス・ブント」を結成し、ローザは、もっぱら非合法的文書によって積極的な反戦活動を行った。独立社会民主党の結成に際しては、形式的にこの党に属し、左翼急進派を形成した。ローザは国家権力によって獄中にあったが、獄中からユニウス・ブロッシェと呼ばれる「社会民主党の危機」という論文を書き、スパルタクス

団の活動を援助した⁽²⁸⁾。ローザは「ロシア革命論」草稿の冒頭で次のようにいっている。「歴史的課題を遂行する点で未熟なのは、ロシアではなく、ドイツ・プロレタリアートであることが、戦争とロシア革命との経過によって明らかにされた。このことをどこまでもはっきりと示すこと、これがロシア革命の批判的考察の第一の課題である」⁽²⁹⁾。ローザは、ロシア革命の持続にとってきわめて困難な国際情勢を展望し、それゆえに西ヨーロッパ、とりわけドイツにおける革命の勃発こそが、この困難な情勢を切り開く唯一の活路と認識した。ローザの情勢認識はきわめて妥当なものであった。ローザが、ロシア革命を画期的な政治的事件として捉え、ドイツ革命に繋がる問題として捉えていたのは明らかである。それに先立つ論考においても1905年革命の敗北の原因として「西欧」の立ち遅れを強調していた。ローザはロシア革命の置かれた恐るべき困難さを誰よりも深く認識していた。そして、今度こそ、ドイツに革命が起きなければならないとローザは考えていた。それゆえ、ロシア革命の運命に対してはドイツのプロレタリアートが、重大な責任を負っていると考えていたのだ。ローザの「ロシア革命論」草稿の課題は、「世界革命」が展望されるなかで、世界資本主義の資本蓄積の不可能性による資本主義の崩壊論や「ロシア革命」を理解していないメンシェヴィキおよびカウツキー批判であり、また、ドイツ・プロレタリアートが果たすべくして果たし得ない状況下で生じた「ロシア革命」の困難さに限界づけられたボルシェヴィキの「誤謬」に対する批判である。ローザの批判の主たる問題は、憲法制定議会と民主主義、農業問題、民族問題が支柱となっている⁽³⁰⁾。ローザのレーニン批判は、1904年のレーニンの著作『一歩前進、二歩後退』について『ノイエ・ツァイト』誌で公表した批判や、スパルタ

クス綱領の起草などで行われている。ローザにとって「プロレタリアートの独裁」は、「無制限、最大限の民主主義」が行われ、大衆の自然発生性と革命性に依拠されなければならない。ローザは、「全権力をソヴィエトへ」というスローガンと「憲法制定議会の招集」というスローガンを並行して考えていたがゆえに、ボルシェヴィキの憲法制定会議の解散には同意することができなかった。ローザのいう「無制限の民主主義を伴った独裁」とは「背骨としてのソヴィエトと、同時に憲法制定議会と普通選挙権」「完全な出版・言論・集会の自由」を意味していた。ローザは「ロシア革命論」草稿で社会主義と自由および民主主義の関係について次のように述べている。

「社会主義はその本質からいって強制されたり、指令によって導入されたりするものではないことは、明らかである。……否定、破壊は命令することができるが、建設、積極的なものの創造は命令ではできない。……ただ何の拘束もない、湧きたつような生活だけが、無数の新しい形態を、即興曲を考えだし、創造的な力を持ち、あらゆる誤りを自ら正すことができる。自由を制限された国家の公共生活は、民主主義の排除によってあらゆる精神的な豊かさや進歩の生き生きとした源泉を塞いでしまうからこそ、息苦しく、惨めで、形式的で不毛なものとなる」⁽³¹⁾。「政府の支持者のためだけの自由、ある党のメンバーのための自由は—その数がどんなに多くとも—けっして自由ではない。自由とはつねに異なった考え方をするものの自由である (Freiheit ist immer Freiheit der Andersdenkenden.)」それは“公正”を狂信するからではなく、政治的自由のもつ活性化、健全化、浄化の力はまさにこの本質にかかっているからであり、もし“自由”が特権となれば、この力は失われるからである」⁽³²⁾。この場合の“自由”が特権となるとい

うことは、特定の政府の支持者のための“自由”、あるいは、ある政党のメンバーのための“自由”であるという不公平な“自由”が特権となれば、政治的な“自由”がもつ力（活性化、健全化、浄化）は失われる、ということの意味している。

レヴィによる「ロシア革命論」草稿の出版はドイツ国内外での大きな反応をもたらした。その多くが「ボルシェヴィズムに抗するローザ・ルクセンブルク」といった内容のものであった。「ロシア革命論」草稿に対して、アドルフ・ヴァルスキーが「革命の戦術問題に対するローザの立場」を発表し、クララ・ツェトキンは『ロシア革命に対するローザ・ルクセンブルクの立場』という小冊子を刊行した。彼らはローザと長年親交があった人物であった。また、レーニンは「ローザは誤りにもかかわらず、やはり驚であったし、いまま驚である」という「政治家の覚書」を書いた。ヴァルスキーとツェトキンは、ローザとボルシェヴィキとの差異は、本質的なものではなく、ローザは獄中におけるボルシェヴィキ批判をドイツ革命の経験によって改めたということであった。ローザの遺稿を反ボルシェヴィキのために利用するのは「遺言状の偽装」だというのである。

ルカーチは、ローザの「ロシア革命論」草稿を理論的に考察し、1922年2月に『インターナツィオナーレ』に3回に亘ってローザのロシア革命論の批判的考察を連載する。編集部は、冒頭にてルカーチの論文がヴァルスキー論文の発表以前に書かれたこと、両者は「大抵の基本的な問題では一致しているが、本論文をとくに討論のために本誌に掲載するのは一般に本質的な点で議論が行われていないからだ」と断っている⁽³³⁾。ルカーチの「ローザ・ルクセンブルクの『ロシア革命批判』についての批判的考察」は、ローザの理論を継承しつつ同時に「ロー

ザ・ルクセンブルクの見解の中の中心問題であるプロレタリア革命の性格に関する誤った判断を導いている方法的視点は何であつたか」を示すことであった⁽³⁴⁾。ルカーチの論文は、ドイツ共産党の歴史のなかで、ローザ・ルクセンブルクの理論を批判した最初の例であった。すなわち、ルカーチは、《自然発生性と意識性》の問題についてのローザ・ルクセンブルクの理論を転回＝移動したのである。

第4節 理論の系譜線

一ローザの構成的権力論

ルカーチのローザ・ルクセンブルク論には、階級闘争および階級意識の形成におけるプロレタリア大衆の「有機的自然成長論」がある。ローザは「ロシア革命論」草稿で「社会主義へのイデオロギー的自然成長」を主張する。「社会主義的社会制度は、経験という独自の学校から、生きた歴史の生成から、機が熟して生まれてくる歴史的な産物であるべきものであり、また歴史的な産物であり得るものであって、この点では有機的自然と全く同様であり、結局はその一部をなすものであって、現実の社会的な要求とともにその要求を満たす手段をも、課題と同時にその解決をもたらすという美しい習慣をもっているのである」⁽³⁵⁾。ローザは、資本主義から社会主義への移行は革命期には危機に陥りやすく、また逆転しがちなものであることをはっきりと見抜いていた。にもかかわらず、ローザが「歴史を指導する使命をもつ階級のなかで、革命の自然発生的・本能的な諸力を過大に評価したことが、立法議会に対する彼女の態度を規定」してしまった。ルカーチによれば、ローザ・ルクセンブルクとレーニンとの対立は「日和見主義に対する闘争がプロレタリアートの革命的党の内部での精神的な闘争であるのか、そ

れともこの闘争が組織の分野でおこなわれるものであるのか」という点で生じた⁽³⁶⁾。ローザは、ボルシェヴィキが労働者運動のなかの革命的な精神を保証するものとして組織問題に中心的な役割をおいたことを、行きすぎと見た。何故なら、ローザは「真に革命的な原理というものはもっぱら大衆の本能的な自然発生性に求められるべきものだ」という見解をとっているからである⁽³⁷⁾。「自然発生的な大衆闘争の革命的・『有機的』理論は、まさしくこの日和見主義的な発展理論に対する闘争のなかで、成立したものである」⁽³⁸⁾。「この革命的・『有機的』な理論は、—そのもっともすぐれた主張者が賢明な留保をしたにもかかわらず—結局、経済的な状況の絶えざる尖鋭化、必然的に開始される帝国主義的な世界戦争、それらに続いて近づく革命的な大衆闘争の時期が、社会的・歴史的な必然性をもって、プロレタリアートの自然発生的な大衆行動を惹起する。そしてまた、革命の目的と方法とに関する明確さというものの、この大衆行動の指導のなかではじめて証明されることになろう、という結論に達したのである。したがって、この理論は、革命の純粋にプロレタリア的な性格というものを、暗黙の前提としているのである」⁽³⁹⁾。

ルカーチはローザの理論を次のように論じる。「ローザは一方で、ボルシェヴィキの戦略・戦術を肯定して評価するにもかかわらず、他方で、ローザがボルシェヴィキの理論に反対してこれを非難する時、ロシアのプロレタリア革命に関する彼女の評価の本質が示されている」。すなわち、「ローザはロシア革命の純粋にプロレタリア的性格を過大に評価し、「プロレタリア階級が革命の最初の局面でもちうる……外面的な力および内面的な明確さと成熟度を過大に評価している」⁽⁴⁰⁾。そして、同時に、その反面として、「革命における非プロレタリア的な要素

のもつ意義を過小に評価している」。しかも、「階級の外部では非プロレタリア的な要素を、プロレタリアそのものの内部ではこうしたイデオロギーの力を、ともに過小に評価している」のである。そして、「このような革命の真の原動力に対する誤った評価は、もっとも決定的な点で、彼女に誤った立場をとらせた。すなわち、革命における党の役割の過小評価に、経済的発展の必然性につき動かされる本能的なものに対する意識的・政治的な行為の過小評価に導いたのである」⁽⁴¹⁾。つまりボルシェヴィキの戦略・戦術がプロレタリア革命の始まりの過渡期の戦略・戦術であったことを考慮せずに、ローザは「日々の要求に対してはいつも革命の来たるべき段階の原理を対置させ」、革命勢力を反革命と闘うために動因する必要性を見落としたのだ。このことが「暴力、民主主義、ソヴィエト体制、党についての本小冊子の行為を終局的に決定する基礎となっている」と、ルカーチは主張する。ローザは「歴史発展の有機的性格を過大に評価」し、暴力を「否定的なものの除去」のためにのみ認めたが、ローザにとって「プロレタリア国家（ソヴィエト体制）はすでに結実した経済的社会的変革のあとで、そしてその結果、はじめてイデオロギー的な『上部構造』として成立しうる」ものである⁽⁴²⁾。それに対し、ルカーチにとってのソヴィエト制は「移行期を管理する闘争形態であり、社会主義の諸前提を闘い取るための闘争形態」である。それは資本主義と競合する段階で、社会主義は「おのずから」経済発展の自然法則性によって成立するものではなくて、先取りされた社会主義社会を現実に意識的に貫徹させるための器官となるというように考えるからである。ルカーチからすればローザは、自然発生性に基づく「プロレタリア独裁」を想定していた。しかし、「ブルジョワ革命の構造的諸形態のもとでプロレタリア革命を

考えている」⁽⁴³⁾。確かにローザは、1917年革命を1905年-1907年革命の直接の連続としてブルジョワ革命と規定したが、1917年の11月革命を社会主義革命と規定してはいない。ローザは「イギリス大革命やフランス大革命の発展のシェーマに一致する」としている。ローザは、プロレタリア革命の場合、イギリス革命やフランス革命のようなブルジョワ革命の構造的諸形態とは異なることを明確にしないまま社会主義の必然性を論じた。これらのことがローザのドイツ革命についての理論の制約＝限界を生んだのである。

社会主義への必然性のテーマは《自然発生性と意識性》の問題へと転回＝移動する。そしてこの論点は、後の「組織問題の方法論」において深められることになる。ルカーチのこの論考は「革命的イニシアティヴの組織的諸問題」（1921年6月）の改稿によるものである。この問題についてさらに理論的に考察を加えたのが『歴史と階級意識』の第三論文「階級意識」に他ならない。この論考は、『コムニスムス』（1920年）に2回にわけて発表されたものであるが、大幅に加筆され、マックス・ウェーバーの社会科学方法論の骨格をなす「理念型」（Idealtypus）という概念装置を導入することによって、理論的な考察を遂行した。ルカーチは《階級意識の理論》を、心理学的な意識とプロレタリアートの階級意識とを峻別して、「理念型」を用いて「階級意識の客観的理論は、階級意識の客観的可能性の理論」として定式化した⁽⁴⁴⁾。ルカーチはこの《階級意識の理論》によって、《自然発生性と意識性》の問題に対する回答が陥った理論的なジレンマを克服できると考えたのである。ルカーチの《階級意識の理論》は、社会主義意識の単なる「外部注入論」ではなく、「党と階級」についての前衛党モデルでもない。

「プロレタリアートの諸層の深く進んだ類型分けの内部においても、また階級闘争の問題の内部においても、しばしば提起されるのは、階級意識の客観的可能性を実際に実現する、という問題なのである。このような問題は、従来はただ非凡な個人にとっての問題にすぎなかった。……だがこの問題は、いまでは全階級にとって現実の焦眉の問題となっており、プロレタリアートの内部変革の問題、プロレタリアートがみずからの客観的・歴史的使命の段階へ発展とする、という問題になっているのである。そこには一つのイデオロギー的危機が、すなわち、その解決が経済的世界危機の実践的な解決を可能にするような、イデオロギー的危機があらわれているのである。プロレタリアートが、この場合、イデオロギー的に進んでいく道の長さについて幻想をいだくことは、大きな弊害をもたらすであろう。しかし同様に弊害が大きいのは、資本主義をイデオロギー的に克服する、という方向づけにおいて、プロレタリアートのなかで活動している力を見逃すことである。いかなるプロレタリア革命も一ますます高まり意識的になるという仕方で一国家機関にまで成長した全プロレタリアートの闘争機関を、すなわち労働者評議会を生み出した、という事実こそ、たとえば、プロレタリアートの階級意識が、その闘争のなかでかれらの指導層のブルジョワ性を克服して勝利しつつある、ということの一つのしるしなのである。革命的な労働者評議会は、けっして日和見主義的なカリカチュアと混合されてはならない。それはプロレタリアート階級の成立以来、プロレタリア階級の意識がたえず獲得しようと努めた形態の一つなのである。労働者評議会が存在しているということ、それがたえず発展しているということは、プロレタリアートがすでに自分自身の入口のところに、したがって勝利の入口のところに立っている、とい

うことを示している。なぜなら、労働者評議会は、資本主義的物象化を政治的・経済的に克服するものだからである」⁽⁴⁵⁾。「プロレタリアートの階級意識が、階級全体の思考と方法に関して、過程的かつ流動的な性質のものであるとすれば、このことは階級意識の組織的形態のなかに、つまり共産党のなかに、かならず反映するはずである」⁽⁴⁶⁾。ルカーチの「プロレタリアートのなかで活動している力」という概念は「構成的権力」(pouvoir constituant) の概念によって包摂される。アントニオ・ネグリが『構成的権力』で表現した「構成的権力」概念は、スピノザを経由して構成された概念である。スピノザによれば、自然は、まず第一に活動する力としてある。「能産的自然」(natura naturans) と「所産的自然」(natura naturata) とは、この力の主体と力の客体と見なすことができる。つまり、自然とは生産力に他ならない。「自然のなかにはそれよりもっと有力でもっと強大な他の物が存在しないようないかなる個物もない。どんな物が与えられても、その与えられた物を破壊しうるもっとも有力な物が常に存在する」⁽⁴⁷⁾。自然権の作動は、自然権の行使を不能ならしめる。スピノザによれば、自然権の行使は、「社会状態」において始めて可能になる。「各人は、その有するすべての力 (potentia) を社会に譲渡すればよい。それによって社会のみが最高の自然権を、すなわち最高の統治 [権] を保持し、各人はこれに対して自由意志によって、あるいは重罰への恐れによって従わなければならないのである。このような社会の法 [権利] を民主制 (Democratia) と名づける。すなわち、民主制とは、人間がなしうる一切のことにたいする最高権利を共同的に有する人間の普遍的結合と定義することができる」⁽⁴⁸⁾。「統治体 (imperium) すなわち最高権力の法は、各個人に力によってではなく、多数者 (multitudo 大衆) —あたか

も一つの精神によって導かれる一の力によって決定される、自然法〔権〕そのものに他ならない」⁽⁴⁹⁾。「国家（civitas）の法は多数者（大衆）の共同の力によって規定される」⁽⁵⁰⁾。スピノザには、人民大衆の力が支配する三つの統治体の形式がある。君主制、貴族制、民主制である。スピノザは、大衆の国家を単に大衆のための国家ではなくて、大衆による国家の存在形態を説明しようとした。スピノザにおいては大衆はいかなる政体においても最高権力の形成母体である。スピノザが民主制の最高形式において推論した各人の自然権の委譲とは、ただちにその放棄を意味するものではなかった。各人の力の委譲から構成された力という概念のなかには、各人の力を超出し、逆にこれをコントロールする力であると共に、この力が各人の力の実現という目的に敵対した場合には、常にそれに対立する力として作動する淵源が仕組まれているのである。これは、「全ての限定は否定である」（omnis determination est negatio）という命題に照応している⁽⁵¹⁾。

ネグリの構成的権力論を経由することによって、ルカーチが定式化した《階級意識の理論》は、スピノザの《能産的かつ所産的自然》を基礎にした民主制論を継承して、転回＝移動する。ルカーチの《階級意識の理論》はプロレタリアートの階級構成の過程を「プロレタリアートのなかで活動している力」、すなわち「構成的権力」の作動の過程として再構成したのである。「構成的権力」の作動は、プロレタリア大衆の当事者意識に対する批判の過程を自己の作動の構成要素にして、階級意識を形成する。物象化された意識に対する批判を媒介にして階級意識が形成されるのである。そして、階級意識の形成は組織形態として表現される。すなわち、階級意識の形成とは自己権力機関＝闘争機関（アソシエーション）の形成なのである。プロレタ

リアートが階級意識を意識化することはプロレタリアートの階級闘争の機関の自己構成のことなのである。これは、プロレタリアートの階級構成＝形成であり、歴史的には、ロシア革命においては「労働者兵士評議会」（ソヴィエト）であり、ドイツ革命においては「労働者評議会」（レーテ）として現出した。

ネグリは『構成的権力』においてローザの理論を構成的権力論という理論装置によって再構成している。ネグリによれば、革命期のレーニンにとって、党は「構成的権力」を組織する媒介へ転回＝移動する。自然発生性にいかなる組織形態を与えるかという問題が中心的な位置をしめるところとなる。あるダイナミズムがここで構築されるのであるが、それは「構成的過程の自然発生的必然性に適合した組織化のダイナミズムであり、新国家の構成過程における大衆の生産的機能を称揚する西欧のダイナミズムにほかならない」⁽⁵²⁾。「ローザ・ルクセンブルクは、構成的権力のレーニン主義的实践に対する内的な評価から出発して、積極的に、つまり批判的に表明する。レーニンの党は、大衆の革命的精神と民主主義への希求を最大限の参加、一貫性、ラディカル性でもって支えながら、大衆を権力に導いた」。「大衆運動と党のイニシアティヴとの難しい駆け引きのなかで党が優勢になる。この大衆に対する党の優位は民主主義の敗北と独裁的・官僚主義的な管理体制の確立を意味する」。ネグリは、ローザの理論を「構成的権力」の概念装置と関連づけて四つの要素に分類している⁽⁵³⁾。第一は、大衆のイニシアティヴとその民主主義的な組織、ソヴィエト運動である。第二は、このイニシアティヴの時間的なダイナミズム、変革的な力の発揮される期限とその無期限の企図を時間的に接合するその能力、第三は、「構成的権力」が経済的に根づくこと、そして政治的な場だけではなくて、とりわけ産業

的な場においても刷新を必然化する能力、すなわち、経済的民主主義と集散化の深化である。第四は、空間的次元、あるいは民族的な自己決定と中央集権化の弁証法で、ここにおいて労働者の国際的統合力の力で敵の推進する解体と分離の政治空間にたちむかって勝利することができるというものである。ネグリによれば「大衆民主主義だけが、構成的権力のあらゆる革命的構成要素を機能的に再組織し、新しい権力を民主主義的なプロレタリア独裁に変えることができる」のである⁽⁵⁴⁾。

ローザは、大衆の自発性を解放して運動全体を活性化させるために、すでに官僚化していた社会民主党をいかに改革するかという課題に直面していた。ローザにとって決定的な要因は「大衆」であった。ルカーチによれば、ローザ・ルクセンブルクの「プロレタリアート」概念は、日和見主義者の見解とはまったく異なっている。「ローザは、きわめて深い洞察力をもって、革命的な姿勢が、それまで組織されておらず、組織的労働にも到達していなかった、(農業労働者などの)プロレタリアートの大集団を動員することを、またこの大集団が、それを不遜にも未成熟な、『未発達な』ものとして取りあつかっている、党や労働組合そのものよりも、比べものにならないほど高度な階級意識を、その行動のなかで示すことを、見ぬいている。しかし、それにもかかわらず、彼女のこうした見解の基礎にも、革命の純粋にプロレタリア的な性格というものが横たわっているのである。一方では、プロレタリアートは闘争計画の上に統一的にその姿をあらわすのであるが、他方では、その行動が右のように取りあつかわれている大衆こそ、純粋にプロレタリア的な大衆なのである」⁽⁵⁵⁾。それは「革命的な行動に対する正しい態度というものは、プロレタリアートの階級意識のなかに深く根ざし、深く本能的に根を張る

ことができるもの」であり、「革命的な行動そのものを正しい方法で続けてゆくためには、意識を喚起すること、すなわち明確な指導だけが必要となってくるものだからである」⁽⁵⁶⁾。ルカーチの「プロレタリアート」概念とローザの「プロレタリアート」概念とは大きな隔たりはない。ルカーチはローザの立場に近い。「ローザ・ルクセンブルクは、革命的な大衆行動が本質的に自然発生的な性格のものであることを、他に多くの人びとよりも早く、またはっきりと認識していた(そこで、ローザは、このような行動が経済的な過程の必然性から必然的に生みだされてくるものだという、以前から確認されていたことの他の一面を取りあげたにすぎない)のであるが、まさしくそのローザが、同じように、革命における党の役割を、他の多くの人びと(カウツキー、バーベラー筆者)よりも早くはっきりさせたことは、けっして偶然ではない」⁽⁵⁷⁾。「ローザ・ルクセンブルクは、組織というものが革命的な過程の前提というよりはむしろその結果であって、プロレタリアート自身もまたこの過程のなかでのみ、そしてこの過程を通してのみ、みずからを階級に構成する(konstituieren)ものだということを、早くから認識していた」⁽⁵⁸⁾。ルカーチは、「自然発生的大衆闘争の革命的な『有機的』理論」が、革命の「純粋にプロレタリア的性格」を暗黙の前提にしていることを指摘し、党の目的意識性が必要とされるとする。「問題なのは、プロレタリアートの階級意識が、客観的な経済危機と平行して、直線的に、プロレタリアート全体を通じて同じように、発展するものではないということである。またプロレタリアートの大部分が、精神的にはいぜんとして、ブルジョワジーの影響のもとにあるということ、そしてどんなに激しい経済的危機の展開さえも、そのプロレタリアートをこうした状態から離脱させるもの

ではないということである。つまり、プロレタリアートの態度や、危機に対するプロレタリアート自身の反応は、烈しさと強さにおいて、危機よりもはるかに遅れているということの方が重大である⁽⁵⁹⁾。ルカーチのこの記述は、資本主義の崩壊と社会主義の「不可避性」を論じた「マルクス主義者としてのローザ・ルクセンブルク」からの転回＝移動である。ローザ没後の1921年、統一ドイツ共産党による中部ドイツにおける大規模な「3月行動」の敗北に関するルカーチの論文「大衆の自然発生性と党の行動性」（1921年5月）は、ローザの自然発生性の理論の意義を踏まえつつ、意識性の理論と組織論の意義を強調している。「問題は、共産主義政党が……国家権力を掌握しうするためにはどんな組織的措置が必要か、などということではなく、どうすれば統一ドイツ共産党のイニシアティブによる自立的な行動をとおして、イデオロギー的な危機が、プロレタリアートをつつんでいるメンシェヴィキ的な惰眠が、革命的発展の行きづまりが、克服できるのか、ということこそが問題なのである」⁽⁶⁰⁾。ここで、ルカーチが問題にしているのは「プロレタリアートのイデオロギー的な危機」である。ルカーチは、資本主義の危機にも関わらず革命が挫折する原因は、ブルジョワ支配階級からの弾圧にのみ帰せられるものではないとみている。むしろその原因は、革命主体であるプロレタリアート自身のうちに求められなければならない。それゆえ、「イデオロギー的な危機の原因を追求しなければならない」。そして「この危機の精神的および組織的表現がまさにメンシェヴィズム」に他ならないのである⁽⁶¹⁾。プロレタリアートのブルジョワ化は、メンシェヴィエキ的な労働者党、および指導する労働組合のなかで、独自の組織的形態をとっている。「プロレタリアートのイデオロギー的な危機」は、ブルジョワ社会の客観的にきわ

めて不安定な状況が、古臭い連帯責任という形式で、個々のプロレタリアートの頭の中に反映していることに現われる。メンシェヴィキは、「プロレタリアートの意識の物象化（die Verdinglichung im Bewußtsein des Proletariats）」を、イデオロギー的にかつ組織的に定着させ、それを相対的にブルジョワ化の段階に固定させる」役割を演じる⁽⁶²⁾。プロレタリアートの大部分は、精神的には依然としてブルジョワジーの支配を受けていて、どれほど急激な経済危機でも、彼らをこうした態度から救い出してくれるものではない。つまり、プロレタリアート自身の危機に対する反応は、熱烈さと強さにおいて、危機そのものより遙かに遅れるものである。革命闘争の経験は、プロレタリアートの革命的決断および闘争への意志が、単純に簡単に構成されることを決して示していない。革命的実践の正しい立場は、ただプロレタリアートの階級意識の中にだけ、深く根ざすことができる。肝心なことは「プロレタリアートの階級意識を喚起すること」である。すなわち、ルカーチにとっての「プロレタリアートのイデオロギー的な危機」とは、メンシェヴィズムであり、いわば、「意識の物象化」なのである。「意識の物象化」こそ、プロレタリアートのイデオロギー的な危機の本質的な問題なのである。それは『歴史と階級意識』の第四論文「物象化とプロレタリアートの意識」（1922年12月）の中心問題である。このように考えるとルカーチがマルクスの『資本論』から「物象化」論の端緒を見出しているのは、決して偶然ではないことがわかる。

「プロレタリアートの独裁」とはプロレタリア民主主義、すなわち「評議会民主主義」を実現する「内的な形式」であって単に国家権力を奪取することではない。「プロレタリアート独裁」は自己消滅、すなわち、党と階級という政治的関係の廃絶、「階級社会」の廃絶、国家権力の

死滅を意味するものでなければならない⁽⁶³⁾。「革命の暴力」がいっさいの支配の暴力を廃絶するための最後の暴力、すなわち「神的暴力」(göttliche Gewalt) の手段となるためには、暴力の担い手が自らの死滅過程を自らの存在基盤へと組み込んでおくという形で可能となる⁽⁶⁴⁾。プロレタリアートの「構成的権力」は、1956 年のハンガリー革命、そして 1968 年のプラハの春を経て 1989 年のソ連東欧革命によって「自由な新たな空間」を創り出した。それは、いわば「抑圧されたものの回帰」であり、プロレタリアートの欲望の産出した「現われの空間」である⁽⁶⁵⁾。

[註]

- (1) 修正主義論争については先駆的な西川正雄「ドイツ第二帝制における社会民主党—『修正主義論争』の背景」『年報政治学』日本政治学会、岩波書店、1966 年、55-88 頁。保住敏彦『社会民主主義の源流』世界書院、1992 年。同じく「カウツキーとルクセンブルクの世界資本主義論」『経済論集』第 120・121 合併号、愛知大学法経学会、1989 年、63-86 頁の研究成果に基づいている。保住敏彦は、修正主義論争の争点からドイツ革命に至る学史・学説史的にまとめている。本稿は西川正雄や保住俊彦、伊藤成彦、さらには平井俊彦らの先駆的研究を踏まえ、批判的に継承・発展させたものである。
- (2) ルカーチとローザを扱った先行研究には、以下のものがある。本稿ではドイツ革命の文脈で『歴史と階級意識』を取り扱う点でこれらと見解を異にする。平井俊彦「ルカーチのローザ・ルクセンブルク論」『甲南経済学論集』第 5 巻、第 6 号 (第 62 号) 甲南大学経済学会、1965 年、45-66 頁。M・ロヴィ「ルカーチとルクセンブルク」『ローザ・ルクセンブルク論集』所収、山内昶訳、河出書房新社、1978 年、96-113 頁。南成四「ルカーチのローザ・ルクセンブルク論」『ローザ・ルクセンブルク論集』所収、情況出版、1971 年、346-356 頁。西永亮「革命における自由の創設と暴力—ルカーチのローザ・ルクセンブルク批判を手掛かりに」『年報政治

学』日本政治学会、2000 年、143-156 頁。また、ダニエル・ゲランの『革命的自然発生』村上公敏訳、風媒社、1976 年には、ローザに関連する同時代の多くの文献が収録されている。最近の動向では、安岡直による『「歴史と階級意識」の成立過程とその狙い』『秀明大学紀要』第 8 号、秀明大学、1-27 頁、といった研究もあることを付記しておく。また、ルカーチの政治思想の概略については以下の文献を参照した。J. Kammler, *Politische Theorie von Georg Lukács: Struktur und historischer Praxisbezug bis 1929*, Luchterhand, Darmstadt, 1974., A. Grunenberg, *Bürger und Revolutionär: Georg Lukács 1918-1928*, Europäische Verlagsanstalt, Köln, 1976.

『歴史と階級意識』とドイツ革命、とりわけ、1921 年の中部ドイツにおける「3月行動」との関連ではルカーチの「初出」論考が執筆された時期と掲載誌は以下の通りである。テキストとしては G. Lukács, *Geschichte und Klassenbewußtsein: Studien über marxistische Dialektik*, SL.11. Luchterhand Verlag, Neuwied, 1970. (城塚登・古田光訳『歴史と階級意識』白水社イデー選書、1991 年) を使用し、以下、GuK と略記する。また、平井俊彦による抄訳『ローザとマルクス主義』ミネルヴァ書房、1968 年、相沢久訳『組織論』未来社、1958 年も大いに、活用させて頂き、原文を参照しながら訳文を改めさせて頂いた。頁数は、煩雑を避けるために白水社版の頁数を記した。訳文は必ずしも同一のものとはなっていない。

①「議会主義の問題によせて」

Zur Frage des Parlamentarismus, *Kommunismus*, Nr.6, (März.1) 1920, S.161-72.

②「日和見主義と一揆主義」

Opportunismus und Putschismus, *Kommunismus*, Nr.32, (Aug.17) 1920, S.1107-15.

③「階級意識」

Klassenbewußtsein, *Kommunismus*, Nr.14, (Apr. 17), 1920, S.415-2. & Nr.15, (Apr.24), 1920, S.468-73. → GuK (1920 年 3 月)

2 回に亘って『コムニスムス』(1920 年) に掲載された。

④「マルクス主義者としてのローザ・ルクセンブルク」

Rosa Luxemburg als Marxist, *Kommunismus*, Nr.1/2, (Jan.15) 1921, S.4-19. → GuK (1921 年

- 1月)
- ⑤ コミンテルン第三回大会を前にして (1921年5月15日付)
→ Vor dem dritten Kongreß, *Kommunismus*, Nr.17/18, (Mai.15) 1921, S.583-92.
- ⑥ 「大衆の自然発生性、党の行動性」→ (1921年5月)
Spontaneität der Massen, Aktivität der Partei, *Die Internationale*, Nr.6, (Mär.15) 1921, S.208-15.
- ⑦ 「革命的イニシアティヴの組織的諸問題」 (1921年6月15日付)
Organisatorische Fragen der revolutionären Initiative, *Die Internationale*, Nr.8, (Jun.15) 1921, S.298-307.
→ 「組織問題の方法論 (GuK)」の原型
- ⑧ 「ローザ・ルクセンブルクの『ロシア革命批判』についての批判的考察」
Kritische Bemerkungen zu Rosa Luxemburgs "Kritik der russischen Revolution", *Die Internationale*, Nr.8, (Feb.12) 1922, S.186-89. & Nr.10, (Feb.26) 1922, S.232-39, & Nr.11, (Mär.5) 1922, S.259-62.
3回に亘って『インターナツィオナーレ』(1922年)に掲載された。→ *GuK* (1922年1月)
- ⑨ 「組織問題の方法論」→ *GuK* (1922年9月)
Methodisches zur Organisationsfrage
- ⑩ Vgl. Paul Levi, *Proletär*, Nr.16, (Apr.21) 1921, S.5f.
- ⑪ Vgl. Vorwort zu Rosa Luxemburg: Massenstreik
Előszó Rosa Luxemburg *Tömegsztrájk*, Verlag der Arbeiter-Buchhandlung, Wien, 1921, S.3-9.
- ⑫ 『レーニン論』(1924年)
Vgl. Lenin: *Studie über den Zusammenhang seiner Gedanken*, Verlag der Arbeiter-buchhandlung, Wien, 1924. & Malik-Verlag, Berlin 1924.
- (3) G. Lukács, *GuK*, a.a.O., S.50. (8頁)
- (4) Ebd., S.51. (9頁)
- (5) ローザがドイツ社会民主党を背景に様々な形で広汎に展開するプロレタリアートを革命の担い手を見出したのに対し、ルカーチは資本主義が未成熟であった後進国ハンガリーを地盤としていたため、ハンガリー革命とドイツ革命とではプロレタリアートの展開が異なっていた。
- (6) Ebd., S.117f. (95頁)
- (7) Ebd., S.50. (8頁)
- (8) Ebd.
- (9) Ebd., S.41. (70頁)
- (10) Ebd., S.94. (67頁)
- (11) ここでいうルカーチの「全体性」のカテゴリーとは、戦後の「従属理論」や、「第三世界論」、イマニエル・ウォーラースティンの「世界システム論」のモチーフである「中心・周辺」理論に通じる視点を合わせもっている。世界資本主義体制によって提起された問題を歴史的に不可分な二つの極によって統合された「全体性」として設定することを意味する。
- (12) Ebd., S.99. (74頁)
- (13) Ebd., S.102. (77頁)
- (14) Ebd., S.103. (78頁) 先行研究としては、例えば、森川喜美雄『ブルードンとマルクス』未来社、1979年を挙げておく。
- (15) Ebd., S.105. (81頁)
- (16) Ebd.
- (17) R. Luxemburg, *Gesammelte Werke*, Bd.5, Dietz Verlag, Berlin, 1975, S.364. (長谷部文雄訳『資本蓄積論 (下)』青木文庫、1970年、501頁) 以下、ローザの『全集』は、*GW*と略記。Vgl. G. Lukács, *GuK*, a.a.O., S.107f. (84頁) 『資本蓄積論』は刊行されるや否や論争的になった。代表的な例として1919年3月に創設されたコミンテルンによる批判があげられる。レーニンは、『資本蓄積論』が公刊された年に同書の検討を行い、『評注』ノートを残しており、第一次大戦が勃発した直後(1914年秋)にグラナール百科事典のために書かれた『カール・マルクス』の付録の文献目録ですでに、レーニンは、ローザのこの著作を評価して「マルクス理論の誤った解釈」と指摘している。しかし、後に公刊されたレーニンの『帝国主義論』(1916)は、帝国主義戦争によって生じた内乱のなかで資本主義は社会主義へと転化するという資本主義の崩壊論に立っており、ローザと問題意識を共有している。真木実彦「ローザ・ルクセンブルク『資本蓄積論』に対するレーニンの評注 (上)」『商学論集』第36巻1号、福島大学経済学会、1967年、176-204頁。同じく(下)は、同論集、第36巻2号、1967年、141-179頁参照。レーニンが「コミンテルンの最大の理論家」と称したニコライ・ブハーリンの著作は、『帝国主義と経済政策』と『帝国主義と資本蓄積』である。『帝国主義と資本蓄積』は、1920年代のはじめソヴィエト・ロシアで発刊された『マルクス主

義の旗のもとに』に掲載されたものである。ブハーリンのこの著作は、ローザ・ルクセンブルクの『資本蓄積論』に対する徹底的な批判をめぐらしたものであり、1920年代にボルシェヴィキ陣営から加えられたローザの資本蓄積論に対する批判の代表作として知られている。1925年に発表されたブハーリンのこの著作は、レーニン死後のコミンテルン内部でスターリンとトロツキーとの対立があった時期のものである。重要なことは、ブハーリンの『資本蓄積論』の評価が、ブハーリン失脚、粛清後も引き継がれ、影響力をもつことになるということである。その原因は、これまでも指摘されてきたように『資本蓄積論』が、マルクスの『資本論』第2部の「拡大再生産表式」を否定したことであった。従って、ローザの『資本蓄積論』に対する理論的な評価付けは、マルクスの「拡大再生産表式」に対する彼女の主張をどう評価するかという問題に関連付けられることになる。先行研究が示すようにマルクスの『資本論』はエンゲルスの編集によるものであり、ローザは、『資本論』第二部三編のテキスト、すなわち「拡大再生産表式」を「未定稿」として判断した。それは、編者エンゲルスの説明によるばかりではなく、マルクスの「拡大再生産表式」では、帝国主義を理論的に説明できないと考えたからである。伊藤成彦『ローザ・ルクセンブルクの世界』社会評論社、1998年、86-89頁参照。その他、松岡利道『ローザ・ルクセンブルグー方法・資本主義・戦争』新評論、1988年を参照。また、資本蓄積論争、とくに再生産表式論については、例えば、鶴田満彦「資本蓄積論争」『資本論の展開—批判・反批判の系譜』所収、同文館出版、1967年、133-176頁参照。

(18) G. Lukács, *GuK*, a.a.O., S.108. (84頁)

(19) R. Luxemburg, *GW*, Bd.5.a.a.O., S.315. (432頁)

(20) Ebd., S.521. (長谷部文雄訳『資本蓄積再論』、岩波文庫、1935年、197頁) Vgl.G. Lukács, *GuK*, a.a.O., S.109. (85頁)

(21) Ebd.,S.102. (76-7頁)

(22) G.Lukács, “Zur Frage des Parlamentarismus”, in *Kommunismus : Zeitschrift der Kommunistischen Internationale für die Länder Südosteuropas*, Jahrg.1.H.6.Wien, 1.März. [Feltrinelli Reprint, Milano], 1920, S.166. (池田浩士編訳『ルカーチ初期著作集3』所収、三一書房、1976年、93頁)

(23) G.Lukács, “Opportunismus und Putschismus”, in *Kommunismus*, a.a.O., Jahrg.1. H.32., Wien, 17.Aug., 1920, S.1109. (池田浩士編訳『ルカーチ初期著作集3』所収、前掲、153頁)

(24) Ebd., S.1110. (155頁)

(25) Ebd., S.1113. (158頁)

(26) ローザ・ルクセンブルクの「ロシア革命論」のバウル・レヴィ版は、Vgl.R.Luxemburg, *Die Russische Revolution : eine kritische Würdigung*, herausgegeben und eingeleitet von P.Levi, Verlag Gesellschaft und Erziehung G.m.b.H., Berlin, 1922, S. III-IV. (伊藤成彦訳『ローザ・ルクセンブルクの世界』所収、社会評論社、1998年、122-123頁) バウル・レヴィ版には「副題」もつけられているが、「かなりの誤りや脱落箇所」があり、「草稿」であることを考慮し、本文中では伊藤成彦に倣って「ロシア革命論」草稿と表記する。伊藤成彦「はしがき」『ロシア革命論』所収、論創社、1985年、i-iii頁参照。尚、レヴィ版の不完全さについては「マルクス主義研究週間」の提唱者であるフェリックス・ヴァイルの以下の文献参照。F.Weil, “Rosa Luxemburg über die russische Revolution”, in *Archiv für die Geschichte des Sozialismus und der Arbeiterbewegung*, Jahrg.13. Akademische Druck- u. Verlagsanstalt, Graz, 1928, S.285-298. 脚注のレヴィ版は、P.Levi (hrsg.), *Die Russische Revolution* と略記。

(27) ここでいうドイツ革命の敗北とは、中部ドイツでの「3月行動」(Märzaktion)の敗北である。「3月行動」とは、1921年3月に中部ドイツの鉱山地帯マンスフェルトで起こった労働者の自然発生的な叛乱＝蜂起である。この闘争は、独立社会民主党左派とドイツ共産党が合同してできた統一ドイツ共産党が指導した最初の闘争である。警察や軍隊の弾圧による逮捕者は数千人にのぼり多数の死傷者が出た。バウル・レヴィを中心とするドイツ共産党右派指導部は、1920年末から社会民主党、共産主義労働者党、独立社会民主党およびその指導下にある労働組合に対して共同行動を呼びかけ、この呼びかけを『ローテ・ファーネ (赤旗)』(*Rote Fahne*)を通じて「公開状」(Offener Brief) (1921年1月8日付) という形で行う戦術をとった。だが、この「公開状」戦術は独立社会民主党、労働組合によって拒否され、結果として共産党内で左派の力が強まって「攻勢戦術」(Offensiv Theorie)

が党の基本方針として採択された。「3月行動」も、基本的にはこの戦術に基づいて行われた。コミンテルンからはハンガリー革命を指導した経験をもつベーラ・クンが送り込まれた。しかし、結果として「3月行動」は敗北に終わってしまった。そして、この敗北をめぐって、統一ドイツ共産党は、二つに分かれた。レヴィをはじめとする党内右派は、これを「一揆主義」とすると決めつけた。議論は、「攻勢戦術」そのものの当否をめぐって闘わされざるを得なかった。党内左派は、客観的情勢に照らしてこの方針が正しいことを主張し、敗北の原因は他の労働者諸党が闘争に参加しなかったのみならず、ブルジョワジーの手先となって闘争をボイコットし弾圧したことになるのだと強調した。1921年夏（6月22日から7月12日）のコミンテルン第三回大会では「3月行動」の敗北をめぐって激しい論議がおこなわれた。ルカーチは、この大会にハンガリー共産党代表団の一員として参加した。ルカーチは、1919年のハンガリー・評議会共和国崩壊後、ウィーンで発行されていたコミンテルン東南ヨーロッパ支部の機関誌『コムニスムス』の共同編集者でもあった。レーニン、トロツキーをはじめとするロシア代表は、闘争の一揆主義的性格を厳しく批判し、ドイツ共産党執行部（左派が主流）は、それに抵抗した。「攻勢戦術」は、「3月行動」の敗北を境にコミンテルン第三回大会において公式に否定され、「大衆のなかへ」のスローガンのもとに新たに統一戦線が採択されると共に、「攻勢戦術」の支柱であった『コムニスムス』も1921年9月を最後に廃刊となった。パウル・レヴィは、除名の処分になった。また、ハンガリー共産党内部においても、ベーラ・クンが関わった「3月行動」の評価をめぐって複雑な形で表面化した。イエーネ・ランドレルを中心とする党中央委員会多数派は、コミンテルン代表者としては少数派であり、「ランドレル・フラクション」を形成して、ベーラ・クンらの党内少数派（コミンテルン代表部多数派）と対立した。コミンテルンとルカーチ、さらにはハンガリー共産党内部の対立は後々まで引き摺ることになり、さらにはこの対立が基になって1924年夏のコミンテルン第五回大会でカール・コルシュとともにルカーチは、「極左主義」として批判されることになる。

『ローテ・ファーネ』の「公開書簡」、パウル・レヴィの「われわれの道——揆主義に抗して」、「攻勢戦術」「3月行動にかんする指針」などについては中村丈夫編解説『マルクス主義革命論史3—第三インターとヨーロッパ革命』（紀伊国屋書店、1975年）といった包括的な研究がある。当時ロシアでは「新経済政策」（ネップ）への移行期でもあり、戦時共産主義に反対してクロンシュタットの蜂起が起こった時期でもある。イタリア社会党の内部分裂、さらにはイタリア共産党創設の時期に重なっていることに留意しなければならない。1921年、3月21日のコミンテルン執行委員会幹部会では、多数が「公開状」に対して否定的な見解を示し、翌22日の執行委員会でも、ジノヴィエフは「公開状」を非難し、ブハーリンもこれを「非革命的な行為」と評価した。これに対してラデックは、「公開状」を「現実的方策」として支持した。このような対立を察知したレーニンは、「精力的な介入を行い」ラデックに賛成して「公開状」を支持した。五十嵐仁「コミンテルン初期における統一戦線政策の形成——特にドイツ共産党との関係を中心に」『社会労働研究』第24巻（1・2号）、1978年、2-20頁参照。

コミンテルンとドイツ共産党との関連では斎藤哲「パウル・レヴィ指導下のドイツ共産党」『西洋史学』第110号、日本西洋史学会、1978年、89-107頁。同じく「コミンテルン第三回大会とドイツ共産党」『政経論叢』第47巻、（5・6号）、明治大学政治経済研究所1979年、581-619頁。同じく「カール・ラデックとドイツ共産党—KPD創設からベルリン1月闘争へ」『明治大学大学院紀要』政治経済学篇、1977年、47-59頁。上杉重二郎「ドイツにおける1921年3月行動」『現代と思想』第23号、青木書店142-167頁、1976年。

ローザ・ルクセンブルクの研究動向については西川正雄「ローザ・ルクセンブルク解釈の流れ」『歴史学研究』歴史学研究会編集、第239号、1960年、青木書店、45-53頁。同じく「ローザ・ルクセンブルク—資料と文献」『思想』559号、岩波書店、1971年、120-133頁参照。諫山正「ローザ・ルクセンブルクの『ロシア革命論』の思想的背景」『唯物史観』第8号、河出書房新社、1970年、58-68頁。

レーニンが提唱した「コミンテルンの加入条

件」(1920年8月6日)については村田陽一編訳『コミンテルン資料集—1918-1921』第一巻、1978年、214-218頁。第12条には「民主主義的中央集権制」(傍点原文)があることに留意。ドイツ共産党のコミンテルン加入については、ローザの意味ではないと、H・エーベルラインが反対している。ローザをコミンテルンやマルクス＝レーニン主義の系譜として捉えるのは誤りである。ボルシェヴィズムが何故、スターリン主義に陥っていったかといった問題も「コミンテルンの加入条件」と無関係ではない。各国社会主義政党はコミンテルン加入に対して躊躇していた。ドイツ共産党が創設される過程には「スパルタクス団」のみならず、「プレーメン左派」、「革命的オプロイテ」がある。また、ドイツ共産党がコミンテルン＝スターリン主義に服従する過程については Ossip K. Flechtheim, *Die KPD in der Weimarer Republik*, Europäische Verlagsanstalt, Frankfurt am Main, 1969. (O.K. フレヒトハイム, H. ウェーバー『ワイマル共和国期のドイツ共産党〔追補新版〕』高田爾郎訳、ベリかん社、1980年) (『ヴァイマル共和国時代のドイツ共産党』足利末男訳、東邦出版、1972年) を定評があり、最も包括的な研究としてあげることができる。斎藤哲「ヴァイマル時代末期(1929～32/33)のドイツ共産党—研究史素描」『明治大学社会科学研究所紀要』第25巻第2号、明治大学社会科学研究所、1987年、127-144頁参照。尚、コミンテルンの成立などについては、例えば、中林賢二郎「コミンテルンの成立—初期コミンテルン史をめぐって」『国際労働運動の歴史と現状』所収、労働運動史研究会編、労働旬報社、1970年、9-24頁も参考になる。

(28) こうした独立社会民主党と明確に分離しえなかったスパルタクス団としての組織のあり方については、後に「自然発生性論者」であり、党の役割を過小評価したというローザ解釈を生む要因になっている。ドイツ共産党がドイツ社会民主党に敗北した原因のひとつとして「ドイツ社会化運動」が挙げられる。「ドイツ社会化運動」とは、第一次世界大戦の敗北と11月革命の危機的状況に対応して、全ての階級・党派が自己のドイツ資本主義の根本問題をめぐって展開した運動である。資本主義から社会主義への過渡期が到来し、この時期の「社会化」

(Sozialisierung) とはこれまでとは全く異なった意味をもって登場した。すなわち、「社会的になる」という意味ではなくて、「社会主義化する」ということを意味していた。すなわち、「生産手段の社会化 (Vergesellschaftung)」である。ワイマル期ドイツ資本主義、さらには現代資本主義の諸問題の解明にとって極めて興味ある内容を提示している。社会民主主義者の社会化構想こそは、社会化運動において提示された種々の社会化構想の中心に位置するものである。「社会化委員会」のメンバーにはカウツキーや、ヒルファディング、シュムペーターやレーダーらの顔ぶれもみられる。とりわけ、ヒルファディングについては、ワイマル共和国時代の蔵相を務めたことを見落としてはならない。その他では、カール・コルシュは「社会化論」についての論考を多数残している。また、ドイツ社会政策学会の雑誌『社会科学および社会政策アルヒーフ』に社会民主党に関する R. ブランクの論文「ドイツ社会民主党支持者の社会的構成」が掲載されている。例えば、牧野雅彦「マックス・ウェーバーと社会民主党」『名古屋大学 法政論集』第102号、1984年、112-165頁参照。差し当たり、上条勇「ドイツ革命初期の社会化論争」『労働運動と経済民主主義 (労働運動史研究)』第63号、1980年、労働旬報社、122-145頁参照。

(29) R. Luxemburg, *GW*, Bd.4, Dietz Verlag, Berlin, 1974, S.333f. (伊藤成彦・丸山敬一訳『ロシア革命論』論創社、1985年、5頁) Vgl. P. Levi (hrsg.) *Die Russische Revolution*, a.a.O., S.70. 西川正雄は次のように述べている。「ルクセンブルクは、11月革命を第一期と呼んだし、11月革命に高い評価を与えもしたが、しかし第二期ということばはどこにもないし、11月蜂起を社会主義革命と規定してはいない。むしろ彼女は、ブルジョワ革命とプロレタリア革命とを一つの連続としたものとして見たと思われる」。西川正雄「ローザ・ルクセンブルクとドイツの政治」『史学雑誌』第69編第2号、東京大学文学部・史学会、1-46頁。引用箇所19頁。

(30) ルカーチによれば、農業問題は、「ボルシェヴィキの農業形態が社会主義的な、少なくとも社会主義に向かう方策であったかどうかではなくて、昂揚しつつある革命運動が決定的な点を目指していた当時の状況のなかで、解体しつつ

- あるブルジョワ社会のあらゆる本源的な諸力が、反革命を組織するブルジョワジーに反対して結集するか否かにある」。G.Lukács, *GuK*, a.a.O., S.424. (448頁) また、民族性の問題については、「なんら存在しないような来るべき社会主義の状態を思想的・空想的に先取りすることによるのではない、それはただ、抑圧民族のプロレタリアートが勝利して、『国家の解消をも含めて』完全な自決権という究極の結果を獲得し、圧迫する帝国主義の傾向と実践的にはっきりと手を切ることによってである」。Ebd., S.427. (452頁)
- (31) R. Luxemburg, *GW*, Bd.4, a.a.O., S.360. (伊藤成彦・丸山敬一訳『ロシア革命論』前掲、42頁) Vgl. P.Levi (hrsg.), *Die Russische Revolution*, a.a.O., S.110f.
- (32) R. Luxemburg, *GW*, Bd.4, a.a.O., S.359. (41頁) 尚、ルカーチが使用しているパウル・レヴィ版では *Freiheit ist immer Freiheit des anders Denkenden* となっている。Vgl. G.Lukács, *GuK*, a.a.O., S.447. (473頁) Vgl. *Die Russische Revolution*, a.a.O., S.109. (伊藤成彦・丸山敬一訳『ロシア革命論』前掲、41頁)
- (33) Vgl. G.Lukács, "Kritische Bemerkungen zu Rosa Luxemburgs 'Kritik der russischen Revolution'", in *Die Internationale: Zeitschrift für Praxis und Theorie des Marxismus*, Jahrg.4.H.8. Vereinigung Internation, Verlags-Anstalten, Berlin, 1922, S.186. この辺りの事情については富永幸生「ローザ・ルクセンブルクのロシア革命論をめぐって」『独ソ関係の史的分析1917-1925』岩波書店、1979年、154-216頁が詳しい。同じく「ドイツ共産党創立大会—『大会議事録』を中心に」『現代史研究』第24号、現代史研究会、12-61頁参照。尚、ルカーチは、「マルクス主義者としてのローザ・ルクセンブルク」に関しては一語たりとも撤回する必要はないと「脚注」で断っている。
- (34) G.Lukács, *GuK*, a.a.O., S.423. (447頁)
- (35) R. Luxemburg, *GW*, Bd.4, a.a.O., S.360. (42頁) Vgl. P.Levi (hrsg.), *Die Russische Revolution*, a.a.O., S.110. Vgl. G.Lukács, *GuK*, a.a.O., S.430. (455頁)
- (36) Ebd., S.439. (465頁)
- (37) Ebd.
- (38) Ebd., S.463. (494頁)
- (39) Ebd.
- (40) Ebd., S.425. (449-450頁)
- (41) Ebd., S.425. (450頁)
- (42) Ebd., S.434. (460頁)
- (43) Ebd., S.438. (464頁)
- (44) Ebd., S.167. (156頁)
- (45) Ebd., 168f. (156-7頁)
- (46) Ebd., S.497. (533頁)
- (47) B. Spinoza, *Sämtliche Werke: Abhandlung von Gott, dem Menschen und seinem Glück; Ethik*, Bd. I. C.Gebhardt (hrsg.) Verlag von Felix Meiner, Leipzig, 1922, S.176. (『エチカ』(下) 第四部、畠中尚志訳、岩波文庫、1989年、14頁) ラテン語との照応については、*Spinoza Opera*. (I-III) C.Gebhardt (hrsg.), C. Winter, Heidelberg, 1972を使用した。以下、Cf. *Spinoza Opera*, II. p.210のように記す。
- スピノザの政治思想については、柴田寿子『スピノザの政治思想—デモクラシーのもうひとつの可能性』未来社、2000年。鷲田小彌太「スピノザの大衆国家論」『人間社会の論理—ホッブス、スピノザ、マルクス、ルカーチ』所収、青弓社、1985年、65-110頁参照。内田弘「スピノザの大衆像とマルクス—『神学・政治論』抜粋ノートの問題像」『専修経済学論集』第34巻、第3号2000年、専修大学経済学会、285-316頁。同じく「^{マテリア}質料因根源論としての『マテリアリスムス』—マルクス『フォイエルバッハ・テーゼ』再読」『情況』第三期、第10巻第5号、2009年、72-84頁参照。尚、現代思想との関連では、遠藤孝「『構成する権力』と『主権権力』—権力をめぐるネグリとアガンベンの論争」『法学新報』第117巻、第1・2号中央大学法学会、99-127頁は、生権力および生政治と構成的権力との関係を緻密に整理している。その他、ジョン・ホロウェイ『権力を取らずに世界を変える』大窪一志・四茂野修訳、同時代社、2009年参照。『歴史と階級意識』がネグリに与えたインパクトについては、中村勝己「解説 70年代イタリアにおける後期マルクス主義の成立」『戦略の工場—レーニンを超えるレーニン』所収、作品社、2011年、515-541頁、とくに521頁。市田良彦「解説 歴史のなかの『レーニン講義』、あるいは疎外なきルカーチ」『戦略の工場』前掲所収、500-514頁参照。
- (48) B. Spinoza, *Sämtliche Werke: Theologisch-*

- Politischer Traktat*, Bd. II. C.Gebhardt (hrsg.) Verlag von Felix Meiner, Leipzig, 1921, S.279f. (『神学・政治論』(下巻)一六章、畠中尚志訳、岩波文庫、1954年、173頁) Cf. *Spinoza Opera*, III. p.193.
- (49) B. Spinoza, *Sämtliche Werke: Abhandlung vom Staate*, Bd. II. a.a.O., S.71. (『国家論』三章二節、畠中尚志訳、岩波文庫、1976年、35-6頁) Cf. *Spinoza Opera*, III. p.284f.
- (50) Ebd., S.76. (『国家論』前掲、三章九節、42頁) Cf. *Spinoza Opera*, III. p.288.
- (51) B. Spinoza, *Sämtliche Werke: Briefwechsel*, Bd. III. C.Gebhardt (hrsg.) Verlag von Felix Meiner, Leipzig, 1914, S.210. (畠中尚志訳『スピノザ往復書簡集』五〇、岩波書店、1967年、238-9頁) Cf. *Spinoza Opera*, IV. p.240.
- (52) A.Negri, *Le pouvoir constituant : essai sur les alternatives de la modernité*, traduit de l'italien par É. Balibar et F.Matheron, Presses Universitaires de France, Paris, 1997, p.387. (杉村昌昭・斉藤悦則訳『構成的権力—近代のオルタナティブ』松籟社、1999年、398頁)
- (53) Ibid., p.389. (400頁)
- (54) Ibid., p.390. (401頁) 水嶋一憲によればスピノザは『政治論』において自然権を保持した諸個人が集散的個人または諸個人からなる一個体としての「国家=統治権」(imperium)を創出するプロセスに着目している。スピノザはホッブスの自然状態から社会状態への移行を唱える社会契約とは異なり「群衆の力能」(multitudinis potentia)という用語が頻出することになる。
- ネグリの『野生のアノマリー』がもたらした衝撃のひとつは「群衆の力能」(multitudinis potentia)に焦点を合わせた最初の哲学者としてスピノザを取り上げた点にある。そしてネグリによるインパクトを正面から受けとめたのがバリバルであった。スピノザの政治=哲学が帯びている重要性は、ただ単にスピノザが「群衆」に対して国家における立憲的=構成的機能を与えているということに起因するものではなく、様々な「群衆の運動」にまつわる両価性を彼が歴史のただなかで探査しているということに起因するのである。水嶋一憲「マルチチュードの力能と恐れ」『スピノザと政治』所収、水声社、2011年、259-276頁参照。バリバルとスピノザとの関係は、太田悠介「『大衆の恐怖』の擁護のために—エティエンヌ・バリバルの政治哲学におけるスピノザの契機」『言語・地域文化研究』第16号、東京外国語大学大学院、2010年、233-255頁参照。その他では『現代思想 総特集スピノザ』11月臨時増刊、1996年参照。
- (55) G.Lukács, *GuK*, a.a.O., S.464. (495頁)
- (56) Ebd.
- (57) Ebd., S.114. (91頁)
- (58) Ebd., S.114. (92頁)
- (59) Ebd., S.465. (496-7頁)
- (60) G.Lukács, “Spontaneität der Massen, Aktivität der Partei”, in *Die Internationale-Zeitschrift für Praxis und Theorie des Marxismus*, Jahrg. 3., H.6. Frankes Verlag G.m.b.H., Leipzig-Berlin, 1921, S.208-215. (池田浩士編訳『ルカーチ初期著作集3』所収、前掲、237-248頁) 引用箇所はVgl.S.213f. (245頁) 池田浩士『ルカーチとの時代』インパクト出版会、2009年、328頁以下参照。
- (61) G.Lukács, “Vor dem dritten Kongreß”, in *Kommunismus : Zeitschrift der Kommunistischen Internationale für die Länder Südosteuropas*, Jahrg. 2. H.17/18, Wien, 15.Mai, Wien, [Feltrinelli Reprint, Milano], 1921, S.583-592. (池田浩士編訳『ルカーチ初期著作集3』所収、前掲、249-262頁) 引用箇所はVgl.S.588. (256頁)
- (62) G.Lukács, *GuK*, a.a.O., S.473. (506頁)
- (63) 国家権力の死滅は哲学用語では「限定された否定」(die bestimmte Negation)を意味する。より正確に言えば、構成された権力への構成的権力の「限定的否定」を意味するものである。ドイツ革命の只中で『暴力批判論』(1921)を書いたヴァルター・ベンヤミンの次の記述は示唆的な回答を与えてくれる。「階級意識をもつプロレタリアートが一枚岩に見えるのは、外側からにすぎない。つまり、抑圧者たちの想像のなかでのことにすぎない。プロレタリアートが解放闘争に踏み出す時点では、外見的に一枚岩に見える大衆は、真実にはすでにほぐれた構造をもっている。行動へ移行する大衆は、単なるリアクション反作用の支配下には、もういない。ほぐれたプロレタリア大衆 (Auflockerung der proletarischen Massen)こそが、連帯する。プロレタリア階級闘争の發揮する連帯性においては、個人と大衆との間の死んだ対立、非弁証法的な対立は、

廃棄されているのだ。同志にとって、そのような対立はない。したがって、革命の指導者にとって大衆が決定的なものだとしても、革命の指導者の最大の業績は、大衆を自分の方へ引き寄せることではなくて、自分の方がくりかえし大衆の一員になること、くりかえし大衆のために、数十万のうちの一人となることである。……真に歴史的な過程の独自性は、一枚岩だった大衆のリアクションが、それ自体の内部に動揺を呼びさまし、この動揺が大衆をほぐれさせて、ほぐれたかれら自身が階級意識をもつ中心メンバーたちの集合であることを、かれらに気づかせることである」。W. Benjamin, "Das Kunstwerk im Zeitalter seiner technischen Reproduzierbarkeit (Zweite Fassung)", in *Gesammelte Schriften*, (VII . I) R.Tiedemann & H. Schweppenhäuser (hrsg.), Suhrkamp Verlag, Frankfurt am Main, 1989, S.370f. (野村修訳『ボードレール他五篇 ベンヤミンの仕事2』所収、岩波文庫、1994年、116-118頁)

- (64)「神的暴力」とはベンヤミンが、カール・シュミットの影響を受けて考案された概念である。ベンヤミンは、法の内部において成立する「法措定—法維持暴力」を「神話的暴力」と規定した上で、「神話的暴力」の停止を命じる純粋に直接的な暴力を「神的暴力」と呼んでいる。プロレタリアートの暴力の噴出した瞬間に法措定と法維持の暴力が停止され、様々な権力や支配の暴力が最終的に廃絶される。いわば、「運命」と「罪連関」からの救済=解放である。ベンヤミンが中部ドイツにおける「3月行動」直前の(1921年1月)に「暴力批判論」を執筆していることに留意したい。論考自体は同年8月に『社会科学・社会政策アルヒーフ』に発表された。Vgl.W.Benjamin, "Zur Kritik der Gewalt", in *Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik*, Bd.47. J.C.B. Mohr (Paul Siebeck), Tübingen, 1920/1921, S.809-832. ベンヤミンの『暴力批判論』をめぐる解釈についてはJ.Derrida, *Force de loi : le "fondement mystique de l'autorité", Galilée, Paris, 1994.* (堅田研一訳『法の力』法政大学出版局、2011年)が定評があり、有益である。尚、市野川容孝は、野村修『暴力と反権力の論理』(せりか書房、1969年)の見解を踏まえて、ベンヤミンの『暴力批判論』をローザへの追悼論文として意義付けしているが、ベンヤミンの

「暴力批判論」も、ルカーチの「階級意識論」と同じくベンヤミン自身の「構成的権力論」として読まなければならない。市野川容孝「暴力批判試論—R.ルクセンブルクとW. ベンヤミン」『現代思想』11月号、青土社、2005年、216-237頁。

- (65) アーレントは『革命について』で次のようにいっている。「ハンガリーの場合あらゆる居住地域に出現した地域的な評議会、街頭における共同の闘争のなかから成長してきたいわゆる革命評議会、ブダペストのカフェで生まれた作家や芸術家の評議会、大学における学生・青年評議会、工場の労働者評議会、軍隊の評議会、公務員の評議会等々があった。このような雑多な集団にそれぞれ評議会がつくられた結果、多かれ少なかれ偶然的であった近接関係は、一つの政治制度にかわった。この自発的な発展のなかでおそらくべき局面は、この二つの例において、ロシアの場合は数週間、ハンガリーの場合は数日もするとこれらのいちじるしく雑多な機関が、地域的・地方的性格の上級評議会を形成しつつ、協力と統合の過程を促進しはじめ、ついにはこれらの地域的・地方的性格の上級評議会から全国を代表する会議の代議員を選挙するまでになったということである」。H.Arendt, *On Revolution*, Penguin Books, Harmondsworth, 1984, pp.266f. (志水速雄訳『革命について』ちくま学芸文庫、2005年、423-424頁)

その他、ドイツ革命について、とくにドイツ革命とドイツ共産党、ドイツ社会民主党、コミンテルンとの関連を考察する場合、有益な資料・文献を挙げておく。

The Communist international, 1919-1943 : documents, Vol. I-III. selected and edited by Jane Degras Frank Cass, London, 1971. (荒畑寒村・大倉旭・救仁郷繁ほか訳『コミンテルン・ドキュメント』(1-3) 現代思潮社、1969-1972年)

村田陽一編訳『コミンテルン資料集—1918-1921』第一巻、大月書店、1978年。

ソ連邦共産党中央委員会付属マルクス＝レーニン主義研究所編『コミンテルンの歴史』上巻、村田陽一訳、大月書店、1979年。

山本統敏編・解説『マルクス主義革命論史2—第二インターの革命論争』紀伊国屋書店、1975年。

中村丈夫編・解説『マルクス主義革命論史3—第三インターとヨーロッパ革命』紀伊国屋書店、

- 1975年。
- 野村修編訳『ドキュメント現代史2—ドイツ革命』平凡社、1972年。
- 加藤哲郎『コミンテルンの世界像—世界政党の政治学的研究』青木書店、1991年。
- H.Weber (hrsg.), *Der deutsche Kommunismus : Dokumente 1915–1945*, Kiepenheuer & Witsch, Köln, 1973.
- H.Weber, *Die Wandlung des deutschen Kommunismus : die Stalinisierung der KPD in der Weimarer Republik*, Europäische Verlagsanstalt, Frankfurt am Main, 1969.
- O.K. Flechtheim, *Die KPD in der Weimarer Republik*, Europäische Verlagsanstalt, Frankfurt am Main, 1969. (O.K. フレヒトハイム、H. ウェーバー『ワイマル共和国期のドイツ共産党[追補新版]』高田爾郎訳、ペリかん社、1980年) (『ヴァイマル共和国時代のドイツ共産党』足利末男訳、東邦出版、1972年)
- H. Duhnke, *Die KPD von 1933 bis 1945*, Kiepenheuer & Witsch, Köln, 1972. (『ドイツ共産党—1933–45年』(上下) 救仁郷繁訳、ペリかん社、1974–75年)
- W. Abendroth, *Aufstieg und Krise der deutschen Sozialdemokratie : das Problem der Zweckentfremdung einer politischen Partei durch die Anpassungstendenz von Institutionen an vorgegebene Machtverhältnisse*, Stimme-Verlag, Frankfurt am Main, 1964. (広田司朗・山口和男訳『ドイツ社会民主党小史—その変質過程』、ミネルヴァ書房、1969年)
- E.Matthias, “Kautsky und der Kautskyanismus-Die Funktion der Ideologie in der deutschen Sozialdemokratie vor dem ersten Weltkriege”, in *Marxismusstudien*, I.Fetscher (hrsg.), Mohr, Tübinge, 1957, S.151–197. (E・マティアス『なぜヒトラーを阻止できなかったか—社会民主党の政治行動とイデオロギー』安世舟・山田徹訳、岩波現代選書、1984年)
- 林健太郎『ワイマル共和国—ヒトラーを出現させたもの』中公新書、1963年。
- 篠原一『ドイツ革命史序説—革命におけるエリートと大衆』岩波書店、1973年。
- 篠塚敏生『ドイツ革命の研究』多賀出版、1984年。
- 篠塚敏生『ヴァイマル共和国初期のドイツ共産党—中部ドイツでの1921年「3月行動」の研究』多賀出版、2008年。
- 山田徹『ヴァイマル共和国初期のドイツ共産党』御茶の水書房、1997年。
- 猪木正道『ドイツ共産党史—西欧共産主義の運命』弘文堂、1950年。
- 安世舟『ドイツ社会民主党史序説—創立からワイマル共和国成立期まで』御茶の水書房、1973年。
- 山本佐門『ドイツ社会民主党とカウツキー』北海道大学図書刊行会、1981年。
- 小林勝『ドイツ社会民主党の社会化論』御茶の水書房、2008年。

牛肉家計消費における O-157 および BSE のインパクトの計測

—「拡大コウホート」モデルを用いて—

森 宏・三枝 義清

要 約

わが国の牛肉消費は、1970年代から1990年代にかけて着実に増加したが、1990年代後半に頓挫・停滞し、さらに2000年代初めに目だって低下し、2010年代はじめにも90年代半ばの水準を回復していない。90年代半ばの頓挫は、O-157事件、2000年代初めの急落はBSEの発見によるところが大きい。長期的には、1990年代半ばにかけて進んだ牛肉の輸入自由化、1980年代における活発な経済拡大と1990年代初めのバブル崩壊に始まる「失われた20年」などが経済的要因として挙げられる。他方わが国の消費人口はこの間急速に「少子・高齢化」し、「若者は肉・年寄り魚」といわれるデモグラフィック要因も無視できないだろう。本稿では、最近開発した経済変数を含む「拡大A/P/Cモデル」を用いて、人口の高齢化および世代交代に加えて価格ならびに所得の変化を考慮に入れながら、牛肉の家計消費に対するO-157およびBSEのインパクトを計量する。これらの負の影響はそれぞれ発生後1-2年の短期間で終息したと考える向きもあるが、我々の分析によると、「構造変化」に匹敵するほどかなり長期に亘っているかに見受けられる。

JEL 区分：D12、C13

キーワード：拡大コウホートモデル、牛肉消費、BSE、時代効果、local linear trend

目 次

1. はじめに
2. 個人の年齢別家計消費の推計
3. コウホート表を分解する
 - a) 通常のA/P/Cモデル
 - b) 年次効果を経済要因に回帰させる
4. 年齢・世代効果と価格・所得効果を補正した時代効果の計測
 - a) 「拡大コウホート」モデル
 - b) O-157とBSEが牛肉の家計消費に与えたインパクト

引用文献

TECHNICAL SUPPLEMENT

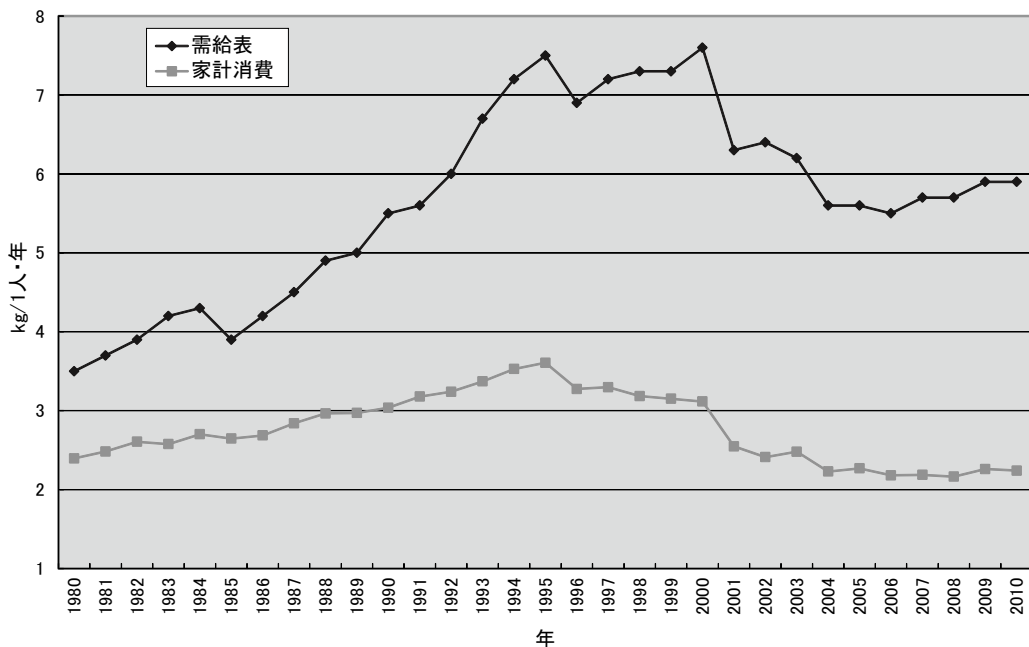
—改定「拡大A/P/Cモデル」

1. はじめに

我が国の牛肉消費は1980年から1990年代半ばにかけて、着実に増加した。『食料需給表』による1人当たり純供給は、この間3.5kgから7.5kgに2.2倍に、『家計調査』による1人当たり家計消費は、2.4kgから3.6kgに1.5倍になった（図1）。1980年代における日本経済の急速な拡大と、1991年の輸入枠撤廃に至る自由化措置によるところが大きい。1990年代半ばから、消費の伸びは止まり、2000年代に入って顕著な低下傾向をみせ、今日に至っている。1996年に大腸菌O157事件が発生し、一部野菜や牛肉消費にも大きく影響したといわれる（Oniki, 2006；M. Sawada, 2012；など）。更に2001年秋には国内牛にBSEが確認され、牛肉市場は大混乱に陥った。ちなみに、東京卸売市場における乳去勢牛（B-3）の枝肉価格は、事件発生前のkg当り1000円前後から200-300円に暴落し、影響が少なかったといわれる和牛肉についても市場価格は20-30%下落し、相場の回復は1年以上待たねばならなかった（Hanawa Peterson, 2005；渡部, 2004；農畜産業振興機構（alic）「統計資料：牛肉関係」など）。さらに2003年12月には北米においても飼育牛にBSEが発見され、北米からの牛肉輸入は2004年初めからほぼ完全停止された。これらの動きがわが国牛肉需要に大きな打撃を与えたことは疑いようがない。

個々の食料消費が個人の年齢と生まれ育った世代（出生コウホート）によって相違することは広く知られている（『平成6年度農業白書』1995；森編, 2001；秋谷, 2007；PRIMAFF, 2010；など）。牛肉も例外ではなく、『家計調査』の個票データの克明な解析に基づく石橋の研究や最近の三枝・森の分析によると、年齢的には中・前期高年層に山が、コウホートの的には大戦直後から高度成長期までに出生した世代にふくらみが見られるようである（石橋, 2001, 2006, 2007；三枝・森,

図1 牛肉消費の推移、1980-2010年



2012)。本稿が対象とする調査期間、1980-2010年は顕著な「少子高齢化」が進んだことで知られている（同上PRIMAFF；薬師寺、2010；など）。『家計調査』（2人以上世帯）対象人口の中で60歳以上層の占める割合は1980年には11%だったが、2010年には30%に、他方40歳未満層の占める割合は同じ期間に65%から44%にそれぞれ変化している（石橋の個票データなど）。

総人口で割った単純1人当たり牛肉消費量の変化には、人口の年齢構成の変化と新旧世代交代の影響が色濃く含まれているであろうことは想像に難くない。1980年代初頭から90年代半ばまでの着実な急増とその後の停滞には、80年代の高度成長、90年代初めの輸入自由化に伴う牛肉価格の下落、他方91年のバブル崩壊に始まる長期間の経済低迷などの経済要因に加え、人口の構造変化が作用したと思われる。そのような問題意識を背景に、我が国で1990年代後半に起こったO-157と2000年代初頭に発見されたBSEが、日本の牛肉需要に及ぼしたであろうインパクトの大きさを計量する。三枝が最近開発した（経済変数を組み込んだ）「拡大コウホート」モデルは、まさしくそのような目的に適合すると期待される（三枝・森、2012）。

1980年代の初め頃は、家計における生鮮牛肉消費が牛肉消費の60%以上を占めていたが、その後「業務用・外食向け」の割合が25%から着実に増大し、1990年代末には総消費の半ばに達し、2010年には60%になっている。他方「家計消費」の割合は最近では35%を切るまでに低下している（表1）。筆者達の日常的観察からしても、日本人はこの間家庭で牛肉をより多く消費するようになったが、それ以上に家庭外で、昼食には「牛丼」・「ハンバーガー」、外での夕食には「（韓国風）焼肉」などを食べるようになった。どういう年齢階層・いかなる世代が増大する家庭外の牛肉消費を支え、またBSE発生に伴う米国からの輸入停止でいかなる階層が「牛丼」や「焼肉」から離れていったかは関心のあるところだが、客観的データは存在しない。本稿での分析は、家計における生鮮肉での購入・消費に限られる。

表1 食肉消費の構成割合（推計）、1975-2010年

(%)

年 次		1975	1980	1985	1990	1995	1996	2000	2001	2002	2003	2008	2010
牛 肉	家計消費	70	62	56	48	43	41	37	33	34	34	34	34
	加工仕向	13	14	14	9	8	9	9	10	7(8)	9	6	5
	その他（業務用、外食等）	17	24	30	43	49	50	54	57	59(58)	57	60	61
豚 肉	家計消費	59	52	46	40	40	40	41	42	42	40	45	46
	加工仕向	19	25	27	30	31	31	28	26	24(30)	29	25	25
	その他（業務用、外食等）	22	23	27	30	29	29	31	32	34(28)	31	30	29
鶏 肉	家計消費	52	46	40	32	30	30	31	31	33	32	37	38
	加工仕向	3	4	7	8	11	11	9	9	11(12)	10	8	7
	その他（業務用、外食等）	45	50	53	60	59	59	60	60	56(55)	58	55	55
（参考）鶏卵の家計消費割合		—	—	—	57	53	53	52	53	52	52	51	51

資料：農水省生産局畜産部食肉鶏卵課。

注1：2002年に溯及して加工仕向の集計方法を変更、2002年（ ）内は変更後の数値。

注2：鶏卵については年度単位である。

2. 個人の年齢別家計消費の推計

総務省統計局『家計調査年報』は、1979年版から世帯主の年齢階級、25歳未満、25-29歳、……、60-64歳、65歳以上の10階級に分けて、各品目の購入金額、購入量と購入単価を記載するようになった。本節の分析が依拠する主たるデータ源である⁽¹⁾。たとえば、某年に世帯主が25-29歳の（平均、以下略）3人世帯で、ある食品を年間12kg、同じく45-49歳の4人世帯で24kg、同じく55-59歳の3人世帯で16kg、それぞれ購入（＝消費）したとする（1990年『年報』の豚肉のケースに近い）。

$$HQ_{27}(3) = 12.0 \quad (1)$$

$$HQ_{47}(4) = 24.0 \quad (2)$$

$$HQ_{57}(3) = 16.0 \quad (3)$$

HQ＝世帯購入量；下付きのサフィックスは世帯主の平均年齢；括弧内の数値は平均世帯員数を示す。

一番手軽で、通常行われている手法は次の通りである（松田・中村、1993；『平成6年度農業白書』；PRIMAFF, 2010；など）。

$$X_{27} = 12.0/3 = 4.0 \quad (4)$$

$$X_{47} = 24.0/4 = 6.0 \quad (5)$$

$$X_{57} = 16.0/3 = 5.3 \quad (6)$$

X＝個人推定消費量；下付きのサフィックスは個人の平均年齢を示す。

経験的に、世帯主が20歳代後半の3人世帯の1人は乳幼児で、親に比べるとこの食品の消費はきわめて少ないであろうから、世帯消費を3で割って20歳代後半の1人当たり平均消費量とみなすのは、過小推計になる恐れがある。他方、世帯主が50歳代後半の3人世帯の1人は20歳代の成人で、おそらく親よりいくらか多く食べているだろうから、世帯消費を3で割って50歳代後半の1人当たり消費量とみなすのは、若干過大推計になるかもしれない。常識的にこの問題に対処するには、次の連立方程式を解く仕方が考えられる。

$$2X_{27} + 1X_0 = 12.0 \quad (7)$$

$$2X_{47} + 2X_{17} = 24.0 \quad (8)$$

$$2X_{57} + 1X_{22} = 16.0 \quad (9)$$

未知数が6個に対し、方程式は3本しかないから、このままでは解は得られない。しかし、継続的には存在しないが『国民栄養調査』の結果や、日常的な観察に基づき、 $X_0 = 0$ (10)、 $X_{22} = X_{27}$ (11)、 $X_{17} = 1.2 \cdot X_{22}$ (12) の制約条件を付加すれば、年齢別個人消費は(7)–(9)式により下記のように導出される。

$$X_0 = 0 \quad (\text{参考：NA})$$

$$X_{27} = (12.0 - 0)/2 = 6.0 \quad (\text{参考：4.0} \quad (4) \text{ 式より})$$

$$X_{22} = X_{27} = 6.0 \quad (\text{参考：NA})$$

$$X_{17} = 1.2 * X_{22} = 7.2$$

$$X_{47} = (24.0 - 2 * 7.2) / 2 = 4.8 \quad (\text{参考: } 6.0 \quad (5) \text{ 式より})$$

$$X_{57} = (16.0 - 6.0) / 2 = 5.0 \quad (\text{参考: } 5.3 \quad (6) \text{ 式より})$$

(4)-(6) 式の単純割り算方式が内包する弱点は、相当程度改善されているのは確かであろう。しかし上述の「連立方程式」解法には、いくつかの問題がある。一つは、(10)-(12) 式の制約条件を支える客観情報が常に存在するとは限らない。仮にそれに近い情報があっても、たとえば制約条件 (11) 式に関して、 X_{22} が X_{27} と全く一致しているかどうかまで分からない。川口は、基本方程式：(7)-(9) を含め、(10)-(12) の制約式も、すべて誤差を含むと考え、誤差の二乗和を最小化するように解を求めるほうがより “robust” であるとコメントされた (川口、1996 年)。二つ目は、連立方程式を解くための付加的な制約式選択の恣意性である。上の例で、 $X_{22} = X_{27}$ とおく代わりに、 $X_{47} = X_{57}$ においても、常識的に不都合はない。しかし制約式の選択やおき方によって、最終解には何ほどの差が生まれ、そのいずれがより真に近いかを判断する基準が得がたい。Tanaka, Mori, and Inaba (2004) は、中村隆に倣い、「パラメータの漸進的変化」の条件を、推計すべきすべての年齢階級に適用した。上記の例では： $X_{22} = X_{27}$ ではなく、 $X_{22} \approx X_{27}$ 、すなわち、 $X_{22} - X_{27} = e_{22}$ 、さらには $X_{27} - X_{32} = e_{27}$ 、…… のように、推計すべき年齢階級の全域にわたって、“gradual changes between successive parameters” (Nakamura, 1986) を想定し⁽²⁾、基本方程式 (上の例では (7)-(9)) を含み、誤差の二乗和を最小にすべく解を求めた。1980 年から 2011 年にいたる『家計調査年報』に記載された、牛肉の世帯主年齢階級別データから導出された世帯員個人の 5 歳刻み年齢階級別消費の一覧が、表 2 に示されている。実際には、0-4、5-9、10-14 歳の個人消費も推計されたが、以下のコウホート分析に用いられないので (理由は次節)、省かれている。

- (1) 『家計調査年報』 {品目分類：1 世帯当たり年間購入数量 (全世帯)} における世帯主年齢階級の区分は、2000 年版から 29 歳未満、30-39 歳、……、60-69 歳、70 歳以上のように 10 歳刻みになった。また、2000 年調査から農林漁家世帯が加わり、『年報』記載の世帯主年齢階級別データは、2005 年版から農林漁家世帯を含むそれになった。ただし農林漁家世帯の集計数は全体の 1.5% 前後と必ずしも多くない。たとえば 2000 年の場合、1 世帯当たり消費支出は農林漁家世帯を含む 7921 戸の平均、380.8 万円に対し、含まない 7803 戸のそれは 380.6 万円、同じく牛肉の世帯購入量は、10.13kg に対し、10.10kg で、両者の乖離に神経質になる必要はないように思われる。
- (2) 個人の年齢を 5 歳刻みに、0-4、5-9、……、70-74、75+ のように分けたとき、0-4 歳と 5-9 歳、さらには 10-14 歳の 1 人当たり消費が「漸進的に変化する」とは常識的に考え難い。『国民栄養調査』の年齢別食品摂取 (同調査では、個々の食肉ではなく「肉類」のように中分類になっており、年齢区分も調査年次によって一貫していない) などの情報に基づき、たとえば肉類の場合： $1.5X_2 \approx 1.0X_7$ 、あるいは $1.3X_7 \approx 1.0X_{12}$ のような人為的比率を設定する場合がある。他方牛乳や生鮮果物のケースでは、幼児も児童並みに消費するようである。

3. コウホート表を分解する

a) 通常の A/P/C モデル

経済学の分野では一般に広く用いられていないが、コウホート分析は疫学や社会学の分野では相

表2 牛肉の個人年齢別消費の推移、1980-2011 年

(100g)

	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-69	70-74	75+
1980	23.66	23.75	22.79	27.01	29.72	31.37	30.03	35.47	29.05	26.04	24.55	21.91	18.63
1981	24.58	22.48	20.50	28.81	31.99	32.57	37.88	37.23	33.16	22.15	22.44	20.83	17.95
1982	27.14	26.47	25.17	28.67	31.94	33.65	34.24	36.75	33.00	26.33	23.67	20.64	17.41
1983	26.65	25.09	23.63	27.19	33.19	31.59	38.09	35.77	35.91	27.05	23.07	19.53	16.25
1984	27.42	24.13	22.31	28.23	30.19	38.73	35.18	37.07	33.94	30.96	27.63	23.99	20.09
1985	29.61	25.65	22.23	26.69	29.54	34.05	39.40	35.75	31.22	30.22	26.52	22.88	19.09
1986	29.17	25.49	22.76	26.56	31.38	34.31	38.38	34.89	33.38	32.21	26.92	22.47	18.42
1987	30.21	26.64	23.98	28.51	32.59	38.69	43.04	39.66	40.10	28.94	24.26	20.57	17.16
1988	30.94	26.59	23.12	28.91	32.29	43.37	40.38	40.62	36.43	30.81	27.89	24.52	20.69
1989	33.17	28.85	24.96	27.65	32.84	38.75	42.42	38.95	34.46	34.47	29.58	25.22	20.82
1990	32.81	29.63	26.62	31.69	34.60	38.29	43.93	41.52	35.07	35.43	27.68	22.34	17.98
1991	33.23	30.68	28.22	32.12	35.58	40.80	44.49	43.34	39.92	35.00	31.70	27.81	23.38
1992	37.18	35.88	33.89	30.25	34.33	39.56	40.75	39.17	41.73	34.54	30.43	26.27	21.91
1993	36.81	33.80	29.30	31.60	36.69	41.86	50.26	47.09	38.15	37.18	33.11	28.86	24.20
1994	37.82	33.50	28.97	34.79	37.74	48.60	50.75	49.76	40.20	39.66	32.56	27.10	22.26
1995	38.16	35.26	31.81	34.74	39.63	46.09	51.65	50.12	44.04	41.89	32.67	26.36	21.36
1996	37.55	34.75	32.18	30.41	31.59	41.02	43.99	40.34	43.18	35.34	30.54	26.27	21.90
1997	35.84	32.53	29.29	28.47	34.61	42.55	44.99	42.82	43.18	38.27	32.77	27.87	23.07
1998	34.45	32.53	29.82	29.18	30.63	42.87	41.01	43.72	39.87	36.86	30.70	25.60	21.04
1999	30.98	27.84	25.27	29.60	31.52	42.99	42.69	44.18	41.38	37.78	33.75	29.24	24.40
2000	33.52	30.34	26.77	26.49	31.36	39.91	43.27	42.22	39.76	35.27	31.74	28.57	24.28
2001	29.46	27.37	24.55	21.67	24.37	31.85	34.62	33.59	32.33	29.52	25.73	21.45	17.48
2002	26.22	25.21	23.18	21.66	23.93	29.45	32.67	33.51	31.74	27.34	23.88	21.06	17.82
2003	24.78	23.16	21.99	22.13	25.10	30.23	31.77	30.89	32.01	32.44	29.51	24.50	19.82
2004	20.07	19.17	17.84	18.38	21.68	27.11	30.50	31.93	31.48	28.71	26.14	23.54	20.08
2005	17.87	16.15	14.27	17.56	22.83	28.98	32.99	34.69	33.16	28.79	26.23	24.53	21.35
2006	20.11	19.19	17.96	18.24	21.21	26.28	29.19	30.16	30.02	27.92	25.38	22.45	18.95
2007	17.32	16.22	15.28	17.41	21.46	26.82	30.02	31.40	32.07	30.59	27.25	22.87	18.77
2008	17.58	16.73	15.91	16.38	19.89	25.95	29.17	30.25	31.75	31.58	28.46	23.60	19.18
2009	18.03	18.02	17.79	18.88	21.84	26.49	29.92	32.21	33.49	32.21	28.52	23.57	19.21
2010	19.06	17.39	16.10	16.65	20.78	27.73	30.55	30.47	32.09	32.67	29.34	23.74	18.96
2011	17.27	16.79	16.65	18.36	21.42	25.46	27.85	29.07	30.78	31.00	28.58	24.46	20.22

出所：筆者が『家計調査年報』各年から TMI モデルで計算。0-14 歳も推計されたが、本表では省略（本文参照）。

当以前から、重宝されてきた（Holford, 1991; Shahpar and Li, 1999; Hardin and Jencks, 2003; etc.）。たとえばある種の癌による年齢別死亡率を横（ないし縦）軸に、かりに1960年から2010年に至る年次別の推移を縦（横）軸に表示した表を、コウホート表とよぶ。年齢区分を10歳刻みにとると、1960年における20歳代は、1931-40年に出生した世代で、1970年には30歳代、1990年には50歳代になっている。年齢区分と時代的年次区分が一致したそれを「標準コウホート表」とよび、セル内の数値を対角線上に眺めると、ある世代=出生コウホートが加齢と歴史的な年次経過に伴い、（上

の例では) 癌による死亡率がどのように変化したかを追うことができる。ある年齢階級の死亡率を縦軸にフォローして、最近年になるほど低下しているとしても、時代的变化(たとえば早期発見技術と手術・薬剤の進歩など)によるものなのか、出生世代によって成長期の体験などが異なるためなのかは、にわかに結論できないことが多い。

あるセルの値は、当該年齢階級とその時代(年次)特有の効果だけでなく、そのセルを代表する集団が属する世代特有のものにも影響されているだろう。すなわち、

$$\mu_{it} = B + A_i + J_t + C_k + e_{it} \quad (13)$$

ただし μ_{it} : 年齢 i 歳の個人に t 年に観察された事象

B : 総平均効果

A_i : 年齢 i 歳に特有の年齢効果

J_t : 年次 t 年に特有の時代効果

C_k : k 年出生世代に特有のコウホート効果

e_{it} : 誤差項

A 、 J 、 C のパラメータをそれぞれ平均偏差化するために、(14) 式のようにゼロサム制約をつけることが多い。本分析でもその方式に従っている。

$$\sum A_i = \sum J_t = \sum C_k = 0 \quad (14)$$

なお、(13) 式は、通常最小二乗回帰のマトリックス形式に書きなおすことができる。

$$Y = Xb + \varepsilon \quad (15)$$

表2に示される個人の年齢階級別牛肉消費の変化を、上のモデル(13)に照らして概観すると、年齢的には40歳代と50歳代にふくらみが見られ、常識的に予想される通り60歳代以上は逡減し、他方やや意外にも若年層、特に20歳代と10歳代後半が中年層に比べ顕著に低い。時間軸に沿って眺めると、1995年から1996年にかけて突然の低落が見られるが、70歳代と20歳代以下の若年層では殆ど変化はない。さらに2000年から2001年にかけて再び大きな崩落が、すべての年齢階層に生じたが、60歳以上の高齢層では、その後徐々に戻している。表2を、中村のベイズ型モデル(Nakamura, 1986)を使って年齢・時代・コウホート効果に分解した結果が、表3に示されている⁽³⁾。すでに述べたが、15歳未満の年齢層の個人消費も推計してあるが、牛肉の消費嗜好が世代特有の性向として固まるのは10歳代の後半くらいであろうとの想定から、それより若い階級はコウホート分析の対象から外した。栄養学や社会学に基づく客観的な根拠があるわけではない。また表2には75歳以上層の個人消費が記載されているが、たとえば1980年に75歳以上のセルには、1900-05年出生のコウホート1個だけでなく、それ以前、1896-1900年、さらには1891-95年に出生したコウホートが複数個含まれているので、モデル(13)のスペックに合致しない。最近年になって人口高齢化が進むほど、75+のセルはコウホートに関しては複層化しているので、この年齢階級もわれわれのコウホート分解から外されている。

表3の第2欄、年次効果は1980年から2011年にいたる牛肉の家計消費の変化から、年齢構造の変

表3 個人牛肉消費の年齢・年次・世代効果への分離：

Bayesian Estimator

総平均効果 = 28.98 (0.22)

(100g/1人)

年齢効果			年次効果			世代効果		
年齢(歳)		(SD)	暦年		(SD)	出生年		(SD)
15-19	-1.06	1.14	1980	-2.08	0.80	1906-10	-3.31	2.11
20-24	-3.95	1.15	1981	-1.43	0.78	1911-15	-3.52	2.12
25-29	-6.80	1.20	1982	-0.57	0.78	1916-20	-3.90	2.14
30-34	-5.19	1.24	1983	-0.51	0.78	1921-25	-4.10	2.14
35-39	-2.05	1.35	1984	0.24	0.77	1926-30	-2.44	2.08
40-44	3.52	1.49	1985	-0.09	0.76	1931-35	-0.24	1.97
45-49	6.15	1.49	1986	0.23	0.76	1936-40	1.30	1.87
50-54	5.95	1.35	1987	1.51	0.78	1941-45	3.02	1.74
55-59	4.53	1.24	1988	2.19	0.80	1946-50	4.49	1.68
60-64	2.31	1.20	1989	2.62	0.83	1951-55	4.52	1.67
65-69	-0.31	1.15	1990	3.31	0.86	1956-60	3.31	1.71
70-74	-3.11	1.14	1991	4.85	0.88	1961-65	1.52	1.89
			1992	5.19	0.88	1966-70	0.46	2.08
			1993	6.62	0.89	1971-75	1.20	2.00
			1994	7.84	0.90	1976-80	1.75	2.07
			1995	8.28	0.91	1981-85	1.67	2.15
			1996	5.32	0.91	1986-90	0.35	2.14
			1997	5.22	0.90	1991-95	-2.42	2.14
			1998	4.11	0.89	1996～	-3.64	2.16
			1999	3.81	0.89			
			2000	2.66	0.89			
			2001	-2.38	0.86			
			2002	-3.98	0.83			
			2003	-3.80	0.80			
			2004	-5.83	0.78			
			2005	-6.01	0.76			
			2006	-6.64	0.76			
			2007	-6.59	0.77			
			2008	-6.51	0.78			
			2009	-5.58	0.78			
			2010	-5.75	0.78			
			2011	-6.28	0.80			

出所：中村のベイズ型モデルで、筆者が計算。

注： $\sum A_i = \sum J_i = \sum C_k = 0$ ；() 内 SD.

化と新・旧世代交代の影響を補正した、いわば「純粹」の時代効果⁽⁴⁾を表している。経済要因としてはその間における価格（牛肉と関連食品）と家計所得の変化に影響されているであろう。またその他の要因としては、すでに触れたがこの期間牛丼、ハンバーガー、焼肉などの店が急速に発達し、家庭外で牛肉を食べる機会が多くなったことも影響している。さらに調査期間の後半に無視できないのは、突発的であったが1996年のO-157事件と2001年に発見されたBSEで、表3の該当年と次年（以降^{注)}）の年次効果の数字に明確に現れている。

注) 牛肉消費に対するそれぞれのインパクトがその年だけでなく、翌年からどれくらいの期間、減衰しながら／ほとんど減衰せずに、残ったかも本稿の検討事項である。）

表4 個人牛肉消費の年齢・年次・世代効果への分離：

Bayesian Estimator

総平均効果 = 3.319 (0.008)

(自然対数値)

年齢効果			年次効果			世代効果		
年齢(歳)		(SD)	暦年		(SD)	出生年		(SD)
15-19	-0.170	0.071	1980	-0.047	0.043	1906-10	-0.156	0.118
20-24	-0.136	0.059	1981	-0.035	0.041	1911-15	-0.164	0.104
25-29	-0.257	0.047	1982	-0.001	0.039	1916-20	-0.161	0.093
30-34	-0.195	0.035	1983	-0.002	0.037	1921-25	-0.140	0.080
35-39	-0.077	0.023	1984	0.024	0.034	1926-30	-0.064	0.068
40-44	0.101	0.014	1985	0.014	0.032	1931-35	0.002	0.055
45-49	0.180	0.014	1986	0.023	0.030	1936-40	0.054	0.043
50-54	0.188	0.023	1987	0.054	0.028	1941-45	0.108	0.031
55-59	0.162	0.035	1988	0.078	0.026	1946-50	0.159	0.022
60-64	0.103	0.047	1989	0.096	0.025	1951-55	0.175	0.017
65-69	0.026	0.059	1990	0.115	0.023	1956-60	0.149	0.021
70-74	-0.077	0.284	1991	0.160	0.021	1961-65	0.104	0.030
			1992	0.174	0.020	1966-70	0.070	0.041
			1993	0.207	0.019	1971-75	0.085	0.053
			1994	0.234	0.018	1976-80	0.079	0.066
			1995	0.243	0.018	1981-85	0.047	0.079
			1996	0.174	0.018	1986-90	-0.018	0.092
			1997	0.168	0.018	1991-95	-0.138	0.104
			1998	0.138	0.019	1996~	-0.190	0.115
			1999	0.126	0.020			
			2000	0.090	0.021			
			2001	-0.062	0.023			
			2002	-0.118	0.025			
			2003	-0.116	0.026			
			2004	-0.198	0.028			
			2005	-0.220	0.030			
			2006	-0.230	0.032			
			2007	-0.239	0.034			
			2008	-0.235	0.037			
			2009	-0.195	0.039			
			2010	-0.202	0.041			
			2011	-0.218	0.043			

出所と注：表3と同じ。

表2のコウホート表を年齢・時代・世代効果に分解したときは、直感的な把握に便利のように、はじめに100g単位の実数で実行したが(表3)、析出される年次効果を価格および消費支出に回帰させるに当たっては、モデルの形としては両辺logのほうが、推計されるパラメータは一意的平均弾力性として得ることができ、便利である。さらに食品の1人当たり消費量などの年次変化を扱う場合、t年からt+1年にかけてどの年齢セルも絶対量でたとえば同じ200gだけ増減するという形より、たとえば4.5%ずつ同じ率で変化したと想定するほうが、実態にマッチしているように思われる⁽⁵⁾。その意味で対数換算して3効果に分解した結果を表4に示している。両表間で各効果の正負や相対的な大小関係に決定的な差は認められないが、これまでの経験から対数変換のほうがより現実的であると感じている(森・Clason, 2007, pp.31-33; Mori, et al., 2009, pp.10-13)。

- (3) コウホート分析には、説明3因子間の一次従属関係： $i=t-k$ （たとえば調査年と出生年を指定すると、調査対象年齢は一義的に決定される）のために、推定可能関数が「ランク落ち」で求まらない。コウホート分析に固有の「識別問題」である。伝統的には任意に選ばれたパラメータに等値条件を課す仕方が採用されているが、中村はそれぞれ3因子のすべての領域に「漸進的変化」を想定し、回帰式（上記15式）を解く際の制約条件として付加する。ごく最近、シカゴ大学のYang et al.を中心に、「一般逆行列」を利用して「ランク落ち」の問題を回避する接近、Intrinsic Estimator (IE) が提案されている (Yang et al., 2004; 2008)。統計学的解説と検証は、田中他、2007; 森・三枝・川口、2008; 森・三枝・Clason, 2009; などに詳しい。本稿では中村のベイズ型接近 (BE) を用いてコウホート分解を実行している。参考までに、IEを用いて表2を年齢・年次・世代の3効果（自然対数値）に分解した結果を、付録表1に掲載している。表4の結果と基本的に大きな差は見られない。
- (4) 年齢効果、世代効果と時代効果は、通常のコウホート分析ではそれぞれ独立に決定される。したがって年次効果は、はじめに年齢と世代効果を推計した「残差」ではない。
- (5) 中高年層と若年層で個人消費に4-5倍もの格差が恒常的に存在する場合（例えば生鮮果物のケースでは、1990年代に50-60歳代が1人当たり40kgに対し10-20歳代は同じく10kg前後に過ぎない：Mori and Stewart, 2011, pp.157-162）、どの年齢階層もかりに一律1.0kgずつ増減するという仮定より、一定率、5.5%ずつ増減するという想定のほうが、家計消費の現実に近いと思われる。

b) 年次効果を経済要因に回帰させる

上のパラグラフで説明したように、表3（実数）並びに表4（自然対数値）の年次効果は経済的には調査期間における価格と所得の動向に影響されている。すなわち輸入自由化などによって価格が下がれば上向きに、さらに1980年代のように顕著な経済成長の折は引き上げに、他方2000年代のように経済低迷が続く家計所得が伸び悩んだ折は、横ばいに作用したに違いない。われわれは、表4の時代効果（自然対数値）を、牛肉価格と世帯所得に回帰させることから始めよう。まず通常実行されている初歩的モデルに倣って、

$$\begin{aligned} (GM+J_t) &= a + b \log (RBFP_t) + c \log (REX_t) + e_t & (16) \\ &= -12.16 + 0.64 \log (RPP_t) + 2.35 \log (REX_t) \\ &\quad (2.43) \quad (2.40) \quad (3.16) \quad \text{Adj.}R_2 = 0.205 \end{aligned}$$

GM：総平均効果（3.319、表4より）

J_t ：t年の年次効果（表4より）

$RBFP_t$ ：t年の牛肉実質支払い単価/100g（2005年基準）

REX_t ：t年の成人換算*1人当たり実質年間消費支出（2005年価格：万円）

e_t ：誤差項

* Oxford equivalence scale（“old OECD scale”）を採用（OECD, 2009）

（ ）内の数値はt値

決定係数も低い、一番の問題は価格の係数（自己価格弾力性）がプラスの点で、(16) 式の回帰係数は採用できない。次に牛肉と競合すると考えられる生鮮豚肉と生鮮鶏肉の価格を加えてみよう。(17) 式である。

$$(GM+J_t) = a + b \log (RBFP_t) + c \log (REX_t) + d \log (RPCP_t) + e_t \quad (17)$$

$$= -27.79 - 0.45 \log (RBFP_t) + 4.37 \log (REX_t) + 2.39 \log (RPCP_t)$$

$$(6.55) \quad (1.77)$$

$$(7.27)$$

$$(6.03)$$

$$\text{Adj.}R^2 = 0.642$$

RPCP_t: t年の豚肉と鶏肉実質平均支払い単価⁽⁶⁾ /100g (2005年基準)

(6) 豚肉と鶏肉の各支払い単価を2:1の固定比率で加重平均した。

豚・鶏肉の平均価格を加えることでモデルの統計的パフォーマンスは著しく向上し、牛肉の自己価格弾力性の符号は正しくマイナスになり、係数の値も納得できる値になった(三枝・森、2012; など)。他方、牛肉と競合すると考えられる豚・鶏肉の係数は符号的にも、t値も合理的だが、係数の大きさに問題がありそうである。さらに、消費支出弾力性が+4.37は直感的に高すぎ、我々のこれまでの計測結果と、今回試みたクロスセクション分析の結果(後出注(7))からして、あまりに高すぎる感じがする(Obara, McConnel, and Dyck, 2010, pp.13-4; 三枝・森、2012)。

ところですでに述べたが、調査期間の後半に牛肉需要に重大なインパクトを与えたといわれるO-157とBSE事件が発生した(渡部、2004; Oniki, 2006; Hanawa Peterson, 2005; など)。時系列分析では、これらの影響を考慮する必要がある。初歩的な操作として、単純なダミー変数を(17)式に追加する。まず牛肉需要に圧倒的な打撃を与えたといわれているBSEからスタートしよう。

$$(GM + J_t) = a + b \log (RBFP_t) + c \log (REX_t) + d \log (RPCP_t) + f I_1 BSE + e_t \quad (18)$$

$$-4.08 - 0.29 \log (RBFP_t) + 1.42 \log (REX_t) + 0.40 \log (RPKP_t) - 0.287 * I_1 BSE$$

$$(1.67) \quad (2.95)$$

$$(4.41)$$

$$(1.88)$$

$$(12.93)$$

$$\text{Adj.}R^2 = 0.948$$

I₁: BSEダミーのインディケーター変数 = 1, if t > 2000

BSEダミーを入れることで、統計的パフォーマンスは著しく向上し、価格の係数も牛肉の自己弾力性と豚・鶏肉の代替弾力性も問題ない。また消費支出弾力性の大きさにも大きな違和感はない。次に1996年に発生し、BSEに比べるとインパクトはそれほど大きくないといわれているO-157をダミー変数として加えればどうか。

$$(GM + J_t) = a + b \log (RBFP_t) + c \log (REX_t) + d \log (RPCP_t) + f I_1 BSE + g I_2 O-157 + e_t \quad (19)$$

$$= -1.92 - 0.56 \log (RBFP_t) + 1.27 \log (REX_t) + 0.45 \log (RPKP_t) - 0.341 * I_1 BSE$$

$$(6.89) \quad (8.51)$$

$$(6.89)$$

$$(3.66)$$

$$(23.49)$$

$$-0.112 * I_2 O-157$$

$$(7.57)$$

$$\text{Adj.}R^2 = 0.983$$

I₁: BSEダミーのインディケーター変数 = 1, if t > 2000

I₂: O-157ダミーのインディケーター変数 = 1, if t > 1995, < 2001

O-157をモデルに加えることで、統計的にも係数の大きさも大きな変化はないが、価格および支出弾力性の大きさはさらに我々の直感によりマッチするように展開した。ところでダミー変数の実際の操作に触れよう。例えばBSEが家計消費に与えたインパクトは、2001年の秋に発見された数か月間はまさに「壊滅的」であったが、関係諸機関の対処よろしきを得て、発見後1年少々で回復したと言われている(渡部、op. cit.; Hanawa Peterson, op. cit.)。1980年から2000年までの各年は、

ゼロ、2001 年と 2002 年は、それぞれ 1、2003 年は 0.5、それ以降はそれぞれゼロを入れると、統計的パフォーマンスはかなり改善されたが、2003 年に 1、2004 年にも 1、それ以降はゼロ、次に 2005 年に 1、それ以降はゼロのように、BSE ダミーの及ぶ範囲を逐次的に広げていくと、統計諸指標に照らして、BSE の負の影響は 2011 年まで持続したと想定するのが、統計量的に最も合理的となった。(19) 式の数値がその様な操作の結果である。ダミー変数を機械的に 1 に固定せず、たとえば “piece-wise linear regression” によって決める仕方もあり (Pindyck and Rubinfeld, 1981)、今後の研究課題である。

BSE と O-157 のインパクトに関し、(19) の推計結果を如何に読むかについて、簡単な解説を試みよう。まず O-157 の影響について： $GM = 3.319$ ；1995 年に年次効果 (J_{1995}) = 0.243 (表 4) だから、 $(GM + J_{1995}) = 3.562$ 、実数変換して 35.23、1996 年に O-157 事件により、自然対数値で 0.112 だけ消費が下がれば (上のモデル (19)；価格・所得などその他の条件は不変)、1996 年の予測値は、対数値で $3.562 - 0.112 = 3.45$ 、実数変換して 31.50、1995 年の理論値 35.23 から 3.73 (100g)、年間 1 人当たり 373g 減少したと推定される。同様の計算を 2001 年に生じた BSE のケースについて試みると、次の通りになる。 $J_{2000} = 0.090$ (表 4)、 $(GM + J_{2000}) = 3.409$ 、実数変換して 30.23、2001 年に BSE 事件により、自然対数値で 0.341 だけ消費が下がれば (上のモデル (19))、2001 年の予測値は、対数値で $3.409 - 0.341 = 3.068$ 、実数変換して 21.50 へ、2000 年の理論値 30.23 から 8.73 (100g)、即ち年間 1 人当たり 870g 減少したと算出される。

以上の推計は、モデル (19) 計測の前提、BSE と O-157 の牛肉の家計消費に対するインパクトは、発生の単年ないし続く 1 年間の短い期間にとどまらず、相当長く持続した；また家計における牛肉需要の価格弾力性と消費支出弾力性はそれぞれ、 -0.56 と 1.27 前後であるらしい (モデル (19)) との想定に基づいている。説明変数に豚・鶏肉価格を加えた結果でもあるが、我々のこれまでの経験から、価格弾力性の大きさには違和感はないが、所得弾力性が 1.3 前後の高さであることには若干の抵抗がある (三枝・森、2012；後出注(7))。

さらにモデル選択に関し、統計理論上次の問題がある。同じ調査期間でも、生鮮果物や野菜類消費のように、世帯消費の長期的変化が高齢化の進展と世代交代のデモグラフィック要因に圧倒的に強く影響され、短期的には年々の価格変動によって微変動しているケースでは、A/P/C モデルで導出された年次効果を経済変数に回帰させることで、分布が比較的安定した残差を伴い、常識的に合理的と思われる弾力性が計測された (Mori, Clason, and Lillywhite, 2006；森・三枝、2011；Mori, Saegusa, and Dyck, 2012；など)。しかし最近手がけた牛肉やワインのケースでは、通常の A/P/C (3 要因) モデルでは年齢・世代効果の推計にどうやら重大なひずみが生じ、「真に近い」時代効果も決定されないらしいことが分かっている (三枝・森、2012)。牛肉需要における O-177/BSE、ワイン需要に関しては “fads and fashion” (Rod and Beal, 2012) のように、効果の大きさや経時的持続範囲が客観的におさえ難い要因に強く影響されているケースでは、個人の年齢別消費をはじめに年齢・世代・時代の 3 効果に分解し、そこで決定された時代効果を価格や所得に回帰させる “two-step approach” に比べ、最初から年齢・世代に価格と所得を加えた、「拡大コウホート」モデルを用いて、“one-step approach” で各効果を決定するほうが、統計理論的にも実証的にも望ましいことが明らかにされている (三枝・森、2012)。

4. 年齢・世代効果と価格・所得効果を補正した時代効果の計測

a) 「拡大コウホート」モデル

疫学や社会学などの分野で伝統的に重宝されてきたのは、個人の年齢別データを、年齢・時代・世代の3効果に分解する A/P/C モデル、上記 (13) 式である。われわれはこれに、価格と所得の項を追加する。下の (20) 式である。米国における生鮮野菜消費のコウホート分析を試みた Stewart and Blisard (2008) は、「われわれは野菜消費に関する研究に、コウホートモデルを世帯所得と価格で“augment”することで寄与する」(“fresh vegetables,” pp.47-8) と謳っている。またその研究に倣った農林水産政策研究所 (PRIMAFF) による少子高齢化のもとにおける食料支出の将来試算でも、年齢・世代効果に価格と所得が加えられている (薬師寺、2010)。

経済変数が追加されても、コウホート分析の本来的に抱える「識別問題」が解消されるわけではない。われわれはこれまで通り、年齢・時代・世代の3因子について「パラメータの漸進的变化」を仮定し、AICに基づいて制約条件に対するハイパーパラメーター大きさを選んで、最小二乗解を求める (三枝・森、2012、4節)。

$$\mu_{it} = B + A_i + J_t + C_k + c \text{ RBEEFP}_t + d \text{ RLEX}_t + e_{it} \quad (20)$$

ただし RBEEFP_t : 牛肉の実質家計支払単価 (2010年基準円/100g : 自然対数値)

RLEX_t : 実質世帯消費支出 (2010年基準 : 万円/成人換算1人 : 自然対数値)

c : 平均価格弾力性

d : 平均消費支出弾力性

表2のコウホート表を、「拡大モデル」によって、年齢・時代・世代の3効果 (自然対数値) に加え、価格と所得の代理変数としての消費支出の効果にそれぞれ分解した結果が、表5に示されている。決定された価格弾力性は -0.56、支出弾力性は 0.84 で⁽⁷⁾、第1欄に年齢効果、第3欄に世代効果がそれぞれ5歳区分で、真ん中の第2欄に時代効果が暦年で示されている。これらの5個の効果は、同時に決定されているのだが、第2欄の数値は1980年から2011年に至る個人の年齢別消費の変化を、その期間における年齢構造の変化と世代交代の影響に加え、価格と所得の経済効果を補正した時代効果、すなわちそれら4因子以外に帰因すべき変化を内包している。

(表5第2欄に基づき) 年齢・世代・自己価格・所得の4効果をカウント・アウトしたネットの時代効果は、1980年の0.177から1995年の0.110までほぼ直線的に漸減し、1996年の0.048、翌年の1997年の0.048にすくとんと急落している。実数に換算すると、1980年は $\exp(3.321 + 0.177) = 33.05$ (100g) から1995年の $\exp(3.321 + 0.110) = 30.91$ へ緩やかに逡減し、1996-97年に $\exp(3.321 + 0.048) = 29.05$ に不連続に、1.86 (100g) だけ落下する。それ以降2000年まで緩やかに下降を続け、 $\exp(3.321 - 0.041) = 26.58$ になるが、その翌年と翌々年にそれぞれ $\exp(3.321 - 0.173) = 23.29$ と $\exp(3.321 - 0.218) = 22.26$ に、4ポイント前後 (400g) 急落する。2001年に起こったBSEの影響によるものと思われる。亜節を改めて、特に1996年のO-157と2001年のBSEのインパクトの大きさと、持続性を検証してみよう。

(7) 『家計調査年報』は1979年版まで、全世帯を15-18の所得階級に分けて、各品目の年間支出・購入数

量を記載していたが、1980年版からは年間収入5分位階級別データしか載せていない。しかし統計局付属図書館に出向けば、CD-ROMから従来どおりの所得階級別に、各品目の購入量などが入手できる。1985年と1995年について、年間収入別のデータからクロスセクション分析を実行した。結果は下記の通りである。

$$\log(\text{cap}Q_i) = a + b \log(\text{EX}_i) + e \quad (21)$$

$$\begin{aligned} 1985 \text{ 年} : &= -0.548 + 0.79 \log(\text{EX}_i) \\ &(2.08) \quad (14.42) \quad \text{Adj}R^2 = 0.963 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} 1995 \text{ 年} : &= 0.080 + 0.69 \log(\text{EX}_i) \\ &(0.26) \quad (11.15) \quad \text{Adj}R^2 = 0.925 \end{aligned}$$

ただし $\text{cap}Q_i$: 年間収入階級*i*番目世帯の世帯員1人当たり牛肉購入量 (100g)

EX_i : 年間収入階級*i*番目世帯の成人換算1人当たり消費支出 (万円)

表5 個人牛肉消費の年齢・年次・世代効果への分離：

価格と消費支出を加えた「拡大」Bayesian Estimator

総平均効果 = 3.321 (0.008)

(自然対数値)

平均価格弾力性 = -0.559 (0.213) ; 平均支出弾力性 = 0.839 (0.592)

年齢効果			年次効果			世代効果		
年齢(歳)		(SD)	暦年		(SD)	出生年		(SD)
15-19	0.020	0.041	1980	0.177	0.075	1906-10	-0.102	0.076
20-24	-0.106	0.042	1981	0.170	0.076	1911-15	-0.110	0.077
25-29	-0.233	0.043	1982	0.175	0.070	1916-20	-0.112	0.078
30-34	-0.178	0.045	1983	0.157	0.064	1921-25	-0.099	0.078
35-39	-0.066	0.049	1984	0.160	0.060	1926-30	-0.029	0.075
40-44	0.104	0.054	1985	0.145	0.055	1931-35	0.029	0.072
45-49	0.177	0.054	1986	0.145	0.050	1936-40	0.074	0.068
50-54	0.177	0.049	1987	0.154	0.049	1941-45	0.122	0.063
55-59	0.145	0.045	1988	0.148	0.053	1946-50	0.166	0.061
60-64	0.079	0.043	1989	0.151	0.055	1951-55	0.175	0.060
65-69	-0.004	0.042	1990	0.150	0.054	1956-60	0.143	0.062
70-74	-0.115	0.041	1991	0.159	0.050	1961-65	0.090	0.068
			1992	0.139	0.049	1966-70	0.050	0.076
			1993	0.125	0.047	1971-75	0.058	0.073
			1994	0.115	0.042	1976-80	0.045	0.075
			1995	0.110	0.041	1981-85	0.006	0.078
			1996	0.048	0.040	1986-90	-0.065	0.078
			1997	0.048	0.039	1991-95	-0.191	0.077
			1998	0.022	0.038	1996~	-0.249	0.078
			1999	0.003	0.036			
			2000	-0.041	0.034			
			2001	-0.173	0.034			
			2002	-0.218	0.032			
			2003	-0.192	0.031			
			2004	-0.230	0.031			
			2005	-0.240	0.030			
			2006	-0.233	0.034			
			2007	-0.240	0.033			
			2008	-0.229	0.039			
			2009	-0.216	0.045			
			2010	-0.241	0.043			
			2011	-0.245	0.043			

出所と注：表3と同じ。

b) O-157 と BSE が牛肉の家計消費に与えたインパクト

表5の分析結果に基づけば、年齢・世代効果ならびに価格・所得の効果をコントロールすれば、1980年の個人1人当たり牛肉消費の“理論値”は、実数換算 $\exp(3.321 + 0.177) = 33.05$ (100g)、2011年のそれは、 $\exp(3.321 - 0.245) = 21.67$ (100g) と算出される。人口の構造変化と実際に生じた実質価格の低下と実質所得の対象期間前期における上昇と後半からの低迷の影響を補正すれば、我が国の牛肉家計消費は、1人当たり3.31kgから2.17kgに逡減したとみなされる⁽⁸⁾。すでに述べた家庭外での消費の増大と、1990年代半に起きたO-157と、2000年代初めに発見されたBSEのインパクト、さらに正負は不明だがその他諸々の影響（すぐ後で言及する豚・鶏肉との競合など）を包含していると思われる。先のパラグラフでも触れたが、本稿の調査期間のちょうど真中、1995年の理論値は、 $\exp(3.321 + 0.110) = 30.91$ (100g) だから、わが国の家計における牛肉消費（の理論値）は調査期間の前半に、 $33.05 - 30.91 = 2.14$ (100g) = 0.21kgだけ微減したことになる。この低下は、表1に見た牛肉の外出比率の大幅な増大傾向と無縁ではないと思われる。

(8) 重ねて言うまでもないが、実際には牛肉価格は大幅に低下し、調査期間の前半はGDPも着増したが、それらの効果をコントロールした「理論値」である。

O-157事件は1996年初夏に発生し、その後1年少々で落ち着いたと言われている（Oniki, op. cit.）。1997年の時代効果は、1996年と同じ0.048だが、1998年に0.022、1999年に0.003、2000年にはさらに低下して-0.041に逡減した（表5）。実数換算で1995年の30.91から26.58(100g)へ433gの低下である。流通市場における「騒ぎ」は1-2年で一応落ち着いたが、家計消費者のマインドでは牛肉から遠ざかる傾向がじわじわと浸透していったと見るべきなのか、1995年まで続いた外出の増大傾向の影響などがO-157の後も持続したと考えるほうが実情に近いのかどうか確言できない。流通の現場で消費者に接してきた専門家はどのような所見を抱いているのであろうか。5年後の2001年秋に国内牛にBSEが発見され、市場は大混乱に陥った（上記）。「拡大コウホート」モデルによるわれわれの試算でも、時代効果は2000年の-0.041から2001年の-0.173、2002年の-0.218へ急落した。実数に換算すると、2000年の $\exp(3.321 - 0.041) = 26.58$ から、 $\exp(3.321 - 0.173) = 23.29$ 、 $\exp(3.321 - 0.218) = 22.26$ (100g) に急落している。ほぼ0.4kgの低落である。2003年の時代効果は前年よりやや持ち直し、-0.192（実数では、 $\exp(3.321 - 0.192) = 22.85$ ）に微増したが、その後は緩やかな低下傾向をたどり、2011年には上記のように-0.245（実数では $21.67 \times 100g$ 、既述）になっている。家計における牛肉消費の割合は2001年以降34%にとどまっているから（表1）、それまでのように家庭外で食べる比率が拡大した結果とみるより、BSEの負の影響が拡大しながら持続したとみることも可能かもしれない。他方ミクロ経済学的に、その間におけるその他肉類、豚肉と鶏肉の家計消費との関係を見ておく必要があるだろう。

表6に2000年から2011年に至る期間における主要食肉の世帯購入量と購入単価の推移を示している。牛肉の世帯購入量は2000年の10.1kgから2001-3年には8.0kgに急落し、2003年から2004年にかけてさらに0.8kg強下落し、その後2011年にかけて0.3kg漸減している。2004年の下落は、2003年12月に北米でBSEが発見され、2004年初頭に米国からの穀物肥育牛肉の輸入が完全に停止したことと無縁ではない。そのためあって家計の購入単価は15%前後上昇している。他方豚肉と鶏肉の世帯購入量は、2000年から2001-2003年にかけては牛肉の大幅の購入減に見合うほど増え

表6 牛肉・豚肉・鶏肉の家計消費量と購入単価の推移、2000-2011 年

	牛肉			豚肉			鶏肉		
	購入量	購入単価		購入量	購入単価		購入量	購入単価	
	kg/ 年	円 /100g	左指数	kg/ 年	円 /100g	左指数	kg/ 年	円 /100g	左指数
2000	10.099	258.84	100.0	16.04	134.33	100.0	11.591	91.49	100.0
2001	8.205	257.49	99.5	16.341	135.45	100.8	11.644	92.8	101.4
2002	7.694	260.94	100.8	17.01	136.8	101.8	12.061	94.56	103.4
2003	7.963	270.07	104.3	16.365	133.55	99.4	11.618	92.27	100.9
2004	7.113	296.66	114.6	17.335	135.16	100.6	10.944	93.03	101.7
2005	7.195	296.38	114.5	17.407	133.23	99.2	11.647	92.29	100.9
2006	6.891	300.45	116.1	17.305	134.35	100.0	11.985	90.7	99.1
2007	6.869	303.82	117.4	17.723	134.98	100.5	12.379	91.24	99.7
2008	6.776	308.24	119.1	18.31	139.57	103.9	12.661	101.33	110.8
2009	7.032	286.8	110.8	18.639	133	99.0	13.647	92.44	101.0
2010	6.922	273.98	105.8	18.498	129.51	96.4	13.753	90.06	98.4
2011	6.782	274.15	105.9	18.987	130.3	97.0	13.702	93.43	102.1

出所：『家計調査年報』各年版。

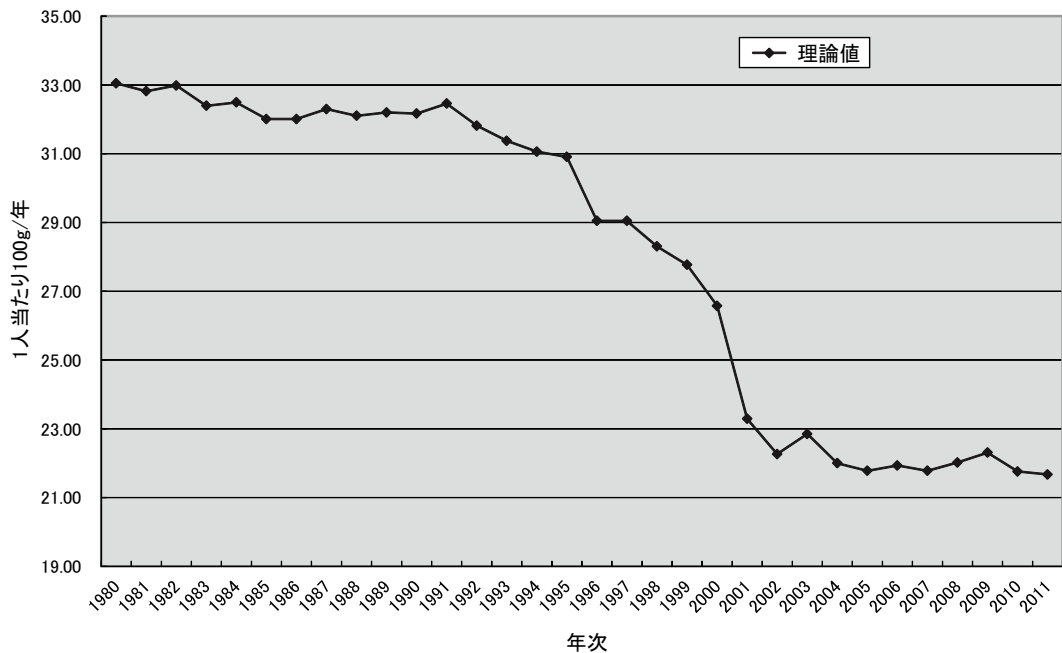
注：2005 年以降の『年報』は農漁家世帯を含んで集計。但し含むか含まないかは、量・価格とも微細な差に過ぎない。本文脚注(1)を参照。

ていないが、2004 年以降それぞれ着実に増大し、豚肉は 2003 年の 16.4 から 2011 年の 19.0kg、鶏肉は同じく 11.6 から 13.7kg へ、合わせるとその間の牛肉の減少分をはるかに上回って伸びている。豚肉と鶏肉の購入単価は 2003 年以降、いずれもほとんど変わっていないが、牛肉価格は 15% 前後上昇している。ミクロ経済学的に価格線の傾斜が牛肉に不利に動いたため、牛肉が減って豚・鶏肉が増えたという側面を否定できない。

顧みて我が国における牛肉価格は、1990 年代初めの輸入自由化と国内における肉牛生産の経営合理化などにより、「国際的に 5 倍とか 7 倍」とか言われていたところに比べると (Hayami, 1979; Longworth, 1983; etc.)、ずいぶん安くなっている。しかし 2000 年代の後半でも、豚肉に比べると 2 倍強、鶏肉の 3 倍の高さである。「景気低迷が続く中、我が国の消費者は割高な牛肉から格段に割安の豚肉や鶏肉にシフトしている」(農畜産業振興機構調査情報部、2012 年 7 月聞き取り) は常識的に全うな見方であろう。このシフトに、2001 年に国内で生じた BSE 感染と米国でも発見された BSE による輸入停止、さらには輸入制限が緩和された後もしばしば報じられた規制逃れ事件などが、全く無関係とは言えない。

対数を使ったこれまでの議論になれない読者のために、1980 年から 2011 年の全期間、牛肉の家計消費から人口のデモグラフィックな変化の影響と、経済的に価格と所得の効果を補正した 1 人当たり牛肉消費の「理論値」の動きを、グラフに表示してみよう。1995 年から 2002 年にかけての非連続な消費水準の急落を、O-157 と BSE だけに起因させることができるかどうか、統計分析だけでは確言できないが、恣意的な想定は一切抜きで、デモグラフィックな変化および、価格⁹⁾と所得変化の影響をカウント・アウトした推計結果が、図 2 に表示されている。我が国における牛肉家計消費の“理論ベースは”、1980 年代初めから 1990 年代半にかけて 1 人当たり 3.3kg から 3.1kg に僅か

図2 牛肉の家庭内消費：年齢・世代効果と価格・所得効果を補正した理論値の推移、1980-2011年



に低下したが、この期間における外食比率の急激な増加によるものであろうと思われる。この「ベース」は、90年代中から2000年代初めにかけて2.3kg水準に急落し、その後は調査期間の最終年、2011年まではほぼ横ばい状態を続けている。経済の低迷を理由に挙げるのは容易だが、われわれのコウホート分析の「拡大モデル」(20)には、家計所得は要因の一つとして繰り込まれている。望むらくは牛肉単品でなく、豚・鶏肉のみならず、肉を含んだ冷凍・レトルト食品などとの競争・補完関係を考慮する必要があるだろう。しかしそれぞれ独自の年齢・世代効果を持つ複数品目をコウホートモデルに体系化する作業は、ごく限られた既存の研究を見ても、そう簡単であるとは思えない(Denton, Mountain, and Spencer, 1999; Gustavsen and Rickertsen, 2009)。

(9) 需要体系分析における競合・補完財の価格は考慮されていない。今後のテーマである。

引用文献

- 秋谷重男 (2007)『増補：日本人は魚を食べているか』北斗書房、東京。
- 石橋喜美子 (2001)「年齢階級別消費量の推計—『家計調査』個票データを使用して」森宏編『食料消費のコウホート分析—年齢・世代・時代』専修大学出版局、187-217。
- (2006)「家計における食料消費構造の解明—年齢階層別および世帯類型別アプローチによる—」『総合農業研究叢書』57号、中央農業総合研究センター。
- (2007)「食料消費構造の変化からみた食料需要動向と需要予測」『長期金融』99、農林漁業金融公庫、東京。
- 独立行政法人 農畜産業振興機構、alic (2012) 調査情報部。
- 川口雅正 (1996) 九州大学農業計算学講座教授、個人面談、福岡市。
- 厚生労働省『国民栄養の現状』各年版。

- 松田友義・中村隆（1993）「世帯主年齢階層別米消費量変化の分析」『農業経済研究』64巻4号、213-220.
- 森宏編（2001）『食料消費のコウホート分析—年齢・世代・時代』専修大学出版局.
- 森宏・三枝義清・川口雅正（2008）「コウホート分析における識別問題への対処—シミュレーションによる検定—」『社会科学年報』42号、専修大学社会科学研究所、69-99.
- 森宏・三枝義清・D. Clason（2009）「年齢・世代と食料消費—コウホート分析の経緯」『社会科学年報』43号、専修大学社会科学研究所、87-110.
- 農林水産政策研究所（PRIMAFF）（2010）『少子・高齢化の進展の下におけるわが国の食料支出額の将来試算』9月、東京<<http://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/kihyo01/100927.html>>.
- 農林水産省（1995）『平成6年度農業白書』.
- 三枝義清・森宏（2012）「拡大コウホートモデルによる需要弾力性の計測—牛肉とワイン」『専修経済学

付録表 1 個人牛肉消費の年齢・年次・世代効果への分離：

Intrinsic Estimator

総平均効果 = 3.340 (0.021)

(自然対数値)

年齢効果			年次効果			世代効果		
年齢(歳)		(SD)	暦年		(SD)	出生年		(SD)
15-19	0.028	0.029	1980	-0.076	0.023	1906-10	0.316	0.386
20-24	-0.105	0.025	1981	-0.057	0.027	1911-15	-0.156	0.097
25-29	-0.237	0.021	1982	-0.011	0.026	1916-20	-0.127	0.060
30-34	-0.180	0.018	1983	-0.023	0.025	1921-25	-0.127	0.058
35-39	-0.068	0.015	1984	-0.016	0.024	1926-30	-0.045	0.051
40-44	0.105	0.014	1985	-0.004	0.024	1931-35	0.012	0.046
45-49	0.177	0.014	1986	0.005	0.023	1936-40	0.056	0.041
50-54	0.176	0.015	1987	0.043	0.023	1941-45	0.103	0.037
55-59	0.144	0.018	1988	0.069	0.023	1946-50	0.150	0.033
60-64	0.080	0.022	1989	0.086	0.022	1951-55	0.159	0.029
65-69	-0.004	0.025	1990	0.102	0.022	1956-60	0.126	0.026
70-74	-0.116	0.029	1991	0.161	0.022	1961-65	0.073	0.023
			1992	0.165	0.022	1966-70	0.027	0.020
			1993	0.205	0.022	1971-75	0.041	0.020
			1994	0.235	0.022	1976-80	0.027	0.021
			1995	0.258	0.022	1981-85	-0.013	0.024
			1996	0.161	0.022	1986-90	-0.074	0.029
			1997	0.174	0.022	1991-95	-0.234	0.037
			1998	0.137	0.022	1996 ~	-0.313	0.053
			1999	0.134	0.022			
			2000	0.118	0.022			
			2001	-0.076	0.022			
			2002	-0.122	0.023			
			2003	-0.090	0.023			
			2004	-0.199	0.023			
			2005	-0.209	0.023			
			2006	-0.216	0.024			
			2007	-0.225	0.024			
			2008	-0.223	0.025			
			2009	-0.164	0.025			
			2010	-0.178	0.026			
			2011	-0.196	0.026			

出所：Yang 他の IE モデルで、筆者が計算.

注： $\sum A_i = \sum J_i = \sum C_k = 0$ ；() 内 SD.

- 論集』47 (1)、1-22.
- 総務省統計局『家計調査年報』各年版.
- 総務省統計局『消費者物価指数』、各年版.
- 田中正光・三枝義清・森宏・川口雅正 (2007)「コウホート分析『識別問題』の克服—中村・IEモデルの比較検討—」『専修経済学論集』42 (1)、1-44.
- 渡部紀之 (2004)「家計調査に見る最近の食肉消費動向について」独立行政法人農畜産業振興機構.
- 葉師寺哲郎 (2010)「少子・高齢化の進展とわが国の食料消費構造の展望」『農林水産政策研究』No.18、農林水産政策研究所、1-40.
- Denton, F.T., D.C. Mountain, and B.G. Spencer (1999) "Age, Trend, and Cohort Effects in a Macro Model of Canadian Expenditure Patterns," *Journal of Business and Economic Statistics*, 17 (4), 430-443.
- Gustavesen, G.W. and K. Rickertsen (2009) "Consumer Cohorts and Demand System," A Paper Presented at the International Association of Agricultural Economics Conference, Beijing, China, August 16-22, 1-26.
- Hanawa Peterson, H. and Chen Y-J (2005) "The Impact of BSE on Japanese Retail Meat Demand," *Agribusiness: an International Journal*, 21 (3), 313-327.
- Hardin, D.J. and C. Jencks (2003) "Changing Attitudes Toward Pre-Marital Sex: Cohort, Period, and Aging Effects," *Public Opinion Quarterly* 67, 211-26.
- Hayami, Yujiro (1979) "Trade Benefits to All: A Design of the Beef Import Liberalization in Japan," *American Journal of Agricultural Economics*, 61 (2), 342-347.
- Holford, Theodore R. (1991) "Understanding the Effects of Age, Period, and Cohort on Incidence and Mortality Rates," *Annual Reviews in Public Health*, 12, 425-457.
- Longworth, John (1983) *Beef in Japan: Politics, Production, Marketing and Trade*, University of Queensland Press, St. Lucia, Queensland.
- Mori, H. and D.L. Clason, and J. Lillywhite (2006) "Estimating Price and Income Elasticities for Foods in the Presence of Age-Cohort Effects," *Agribusiness: an International Journal*, 22 (2), 201-17.
- Mori, H., D. Clason, K. Ishibashi, Wm.D. Gorman, and J. Dyck (2009) *Declining Orange Consumption in Japan: Generational Changes or Something Else?* Economic Research Report #71, ERS, USDA.
- Mori, H. and H. Stewart (2011) "Cohort Analysis: Ability to Predict Future Consumption—The Cases of Fresh Fruit in Japan and Rice in Korea," *Annual Bulletin of Social Science*, No.45, Senshu University, 153-173.
- Mori, H., Y. Saegusa and J. Dyck (2012) "Estimating Demand Elasticities in a Rapidly Aging Society — The Cases of Selected Fresh Fruits in Japan," *Annual Bulletin of Social Science*, No.46, Senshu University, 123-144.
- Nakamura, Takashi (1986) "Bayesian Cohort Models for General Cohort Tables," *Annals of the Institute of Statistical Mathematics*, 38, 353-370,
- Obara, K., M. McConnel, and J. Dyck (2010) *Japan's Beef Market*, LDP-M-194-01, Economic Research Service, USDA.
- OECD (2009) *OECD Project on Income Distribution and Poverty*, Paris.
- Oniki, Shunji (2006) "Valuing Food-Born Risks Using Time-Series Data: The Case of E. coli O-157 and BSE Crises in Japan," *Agribusiness: an International Journal*, 22 (2), 219-32.
- Pindyck, R.S. and D.L. Rubinfeld (1981) *Econometric Models and Economic Forecasts*, McGraw-Hill Book Company, New York.
- Rod, M. and T. Beal (2012) "The Experience of New Zealand in the Evolving Wine Markets of Japan and Singapore," Working Paper, No.100, Business, *JWE*, American Association of Wine Economics, 1-18.
- Sawada, Manabu (2012) "Structural change in Japanese household demand for fresh meat in the 1990s," edited by Kozo Sasaki. *FOOD CONSUMPTION — Empirical Studies of Japanese Dietary*, Tsukuba-shobo, Tokyo.
- Shahpar, C. and G. Li (1999) "Homicide Mortality in the United States, 1935-1994: Age, Period, and Cohort Effects," *American Journal of Epidemiology*, 150 (11), 1213-1222.
- Stewart, Hayden and Noel Blisard (2008) "Are Younger Cohorts Demanding Less Fresh Vegetables?" *Review of*

Agricultural Economics, Vol.30, No.1, 43-60.

Tanaka, M., H. Mori and T. Inaba (2004) "Re-estimating per Capita Individual Consumption by Age from Household Data," *Japanese Journal of Rural Economics*, Vol.6, 20-30.

Yang, Y., W.J. Fu, and K.C. Land (2004) "A Methodological Comparison of Age-Period-Cohort Models: The Intrinsic Estimator and Conventional Generalized Linear Models," *Sociological Methodology*, Vol.34, The American Sociological Association, 75-110.

Yang, Y., S. Schulhofer-Wohl, W.J. Fu, and K.C. Land (2008) "The Intrinsic Estimator for Age-Period-Cohort Analysis: What It Is and How to Use It," *American Journal of Sociology*, Vol.113, No.6, 1697-1736.

Technical Supplement—改定「拡大 A/P/C モデル」

三枝 義清

1. はじめに

前稿の〔新〕拡大モデル（森・三枝、2012、『論集』112号、pp. 17-18）を次の3点について改定する：

- (1) 二次の階差行列を媒介にして、A/P/Cモデルを書き換える。
- (2) 年次効果を local linear trend model に従って、モデル化する。
- (3) コウホート効果の修正。

ここでは、牛肉の1980-2011年のデータにA/P/Cモデルをフィットさせるが、前稿の〔新〕拡大モデルではコウホート効果のベクトルは、87個の要素を持つが、(3)の修正によって19個に減少する。牛肉の1996年以降の年次効果の急激な減少に対応するための措置が(2)の改正点である。(生鮮)牛肉以外に豚肉と鶏肉が計測例になっている。

2. 二次の階差行列による A/P/C モデルの変換

年齢効果を a ($i = 1, \dots, 12$)、年次効果を p ($j = 1, \dots, 32$) として、年齢と年次による二重分類表の (j, i) グループの1人当たり消費量を対数変換したデータを y_{ji} とすると、我々の A/P/C モデルでは、 y_{ji} が次のような表現される：

$$y_{ji} = \mu + a_i + p_j + c(j, i) + \text{error} \quad (1)$$

右辺の第4項は (j, i) グループのコウホート成分であるが、この項は $c(j, i) = u(j, i) c$ で、ベクトル c の凸一次結合で各グループのコウホート成分を表す仕組みになっている。 $u(j, i)$ を積み上げた行列を以下 XC と記すが、 XC がダミー変数行列でない点に留意されたい。(1) 式の誤差項 (error) は、いずれも正規分布 $N(0, \sigma^2)$ に従うものとする。各効果には、次のような“ゼロ和条

件” が付いている：

$$\sum_{i=1}^{12} a_i = \sum_{j=1}^{32} p_j = \sum_{k=1}^{19} c_k = 0$$

年齢効果と年次効果のベクトルを、それぞれ $a = (a_1, \dots, a_{12})'$, $p = (p_1, \dots, p_{32})'$,

コウホート効果のベクトルを $c = (c_1, \dots, c_{19})'$

として、次のような二次階差の行列 R を媒介に、 a, p, c のベクトルを分解する。

$$R(j, j) = 1, R(j, j+1) = -2, R(j, j+2) = 1, j = 1, \dots, n-2$$

例えば、年齢効果の R は 10×12 の行列で、 $D = R'R$ とすると $\text{rank}(D) = 10$ で、 D の固有値 λ_i ($i = 1, \dots, 12$) は、 $\lambda_1 = \lambda_2 = 0$, $\lambda_3 > 0$, $\lambda_4 > \lambda_3, \dots, \lambda_{12} > \lambda_{11}$ となる。

正の固有値に対応する固有ベクトル d_i をタームにして行列 $E = [d_1, \dots, d_{12}]$ を作ると、ゼロ和条件を満たす年齢効果のベクトル a は次のように表現できる：

$$a = e a + E \alpha, e(i) = i - (1 + 12)/2 \quad (2.1)$$

右辺の第一項が年齢効果の線形成分で a がトレンドの傾きで、第二項が線形成分に直交する非線形成分になっている。同じ要領で、年次効果とコウホート効果の p と c が、次のように分解される：

$$p = f b + F \beta \quad f(j) = j - (1 + 32)/2 \quad (2.2)$$

$$c = g c + G \gamma \quad g(k) = k - (1 + 19)/2 \quad (2.3)$$

E, F, G は、いずれも二次階差の行列 D から誘導された行列である点に留意されたい。各効果の D 行列の固有値を以下、次のように記す： $\lambda_i^{(a)}$ で年齢効果の、 $\lambda_j^{(p)}$ で年次効果の、 $\lambda_k^{(c)}$ でコウホート効果のそれぞれ固有値を表す。

ここで問題になるのは、(1) 式の $c(j, i)$ の構造であるが、ここでは Heuer (1997) に従って $c(j, i)$ を次のように修正する： $m = 12$, $n = 32$ として、 (j, i) グループのコウホート成分の index k を $k = j + 5(m - 1)$ とする。従って $1 < k < n + 5(m - 1)$ となる。

この方式によると、牛肉のコウホート効果のベクトル c は 87×1 に増大するが、 (j, i) グループのコウホート効果 $c(j, i)$ は、

$$c(j, i) = U(j, i) c \quad (3)$$

となり、 $U(j, i)$ を積み上げた行列 U はダミー変数行列になる。更に注目すべきは、(2.3) 式の線形成分の $g(k)$ が、 $g(k) = f(j) - 5e(i)$ と分解される点である。

(2) 式と (3) 式を使って (1) 式を書き換えると、

$$y_{ji} = \mu + e(i) \bar{a} + f(j) \bar{b} + E(i) a + F(j) \beta + U(j, i) G \gamma + \text{error} \quad (4)$$

ただし

$$\bar{a} = a - c, \bar{b} = b + c$$

$E(i)$ は行列 E の i 番目の行ベクトル、 $F(j)$ は F の j 番目の行ベクトル

Heuer は $\bar{a}$ を “cross-sectional age effect,” $\bar{b}$ を “overall slope of the time trend” と呼んでいるが、ここでは a を age slope, b を time slope と略称する。

価格系列 $z1(j)$ と所得系列 $z2(j)$ を $z(j) = [z1(j), z2(j)]$ として、 $z(j)d$ を (4) 式の右辺に追加すれば、経済変数とトレンド成分を含んだ拡大モデルの (5) 式が得られる：

$$y_{ji} = \mu + e(i) \bar{a} + f(j) \bar{b} + z(j)d + E(i) a + F(j) \beta + U(j, i) G \gamma + \text{error} \quad (5)$$

y_{ji} の観測式は前稿の [新] 拡大モデルと同じフォームであるが、非線形成分のパラメータ (a, β, γ) には、次のような事前分布が想定されている：

$$a \sim N(0, \Lambda^{(a)}) \quad (6.1)$$

$$\beta \sim N(0, \Lambda^{(p)}) \quad (6.2)$$

$$\gamma \sim N(0, \Lambda^{(c)}) \quad (6.3)$$

ただし

$$\Lambda^{(a)} = \omega_a^2 \begin{pmatrix} 1/\lambda_3^{(a)} & \\ & 1/\lambda_{12}^{(a)} \end{pmatrix} \quad \Lambda^{(p)} = \omega_p^2 \begin{pmatrix} 1/\lambda_3^{(p)} & \\ & 1/\lambda_{32}^{(p)} \end{pmatrix} \quad \Lambda^{(c)} = \omega_c^2 \begin{pmatrix} 1/\lambda_3^{(c)} & \\ & 1/\lambda_{19}^{(c)} \end{pmatrix}$$

(6) 式の事前分布を持つモデルを以下では拡大モデル (a) と略称するが、ベイズ推定の手順は [新] 拡大モデルと同じである。1980-2011 年までの牛肉のデータに拡大モデル (a) をフィットした場合の計測結果が表 I 第 2 欄に要約されているが、難点はコウホート効果の非線形成分のパラメータが 87×1 のベクトルに増大して、超パラメータの確定に時間がかかる点であろう。そこで次に (5) 式の近似解を考案する。

(1) 式で行列 XC を紹介したが、(5) 式のコウホート効果の非線形成分の系列を $XC\psi$ で近似する：詳細は省略するが、まず、 (j, i) グループのトレンド成分 (コウホート効果の) の $f(j) - 5e(i)$ を積み上げた列ベクトル cs を作る。 XC の列ベクトルが cs に直交するように XC を修正する。 ψ には $\phi(1) = 0, \psi(19) = 0$ の端点条件をつけ、残りの $\psi(k)$ には後述の (7) 式の行列 L を使って、 $L(\psi) \sim N(0, \sigma^2 I_{17})$ の事前分布を与える。

以上のように、(5) 式の第 6 項を上記の $Xc\phi$ に対応するように修正したモデルを、以下では拡大モデル (b) として、その計測結果を表 I 第 3 欄に要約してある。

3. Local Linear Trend Model

t 年次の年次効果を x_t とすると、Durbin and Koopman (2001) の local linear trend model によれば、 x_t の変動は次のように定式化される：

$$\delta x_t = \delta x_{t-1} + \zeta_t, \quad \zeta_t \sim N(0, \sigma_\zeta^2) \quad (7)$$

$$X_t = X_{t-1} + \delta x_t + \eta_t, \quad \eta_t \sim N(0, \sigma_\eta^2)$$

$$t = 1, \dots, T$$

δx_t はトレンドの局所的な傾きを示す項で、trend level X_t と傾き δx_t の双方に、お互いに独立に変動するノイズ ζ_t と η_t がついている。

$\zeta_t = \eta_t = 0$ であれば確定的な linear trend model になるが、 $\sigma_\zeta > 0$, $\sigma_\eta > 0$ であれば、local level と slope の双方が年次毎に変動することになる。特に、 $\sigma_\zeta^2 = 0$ で、 $\sigma_\eta^2 > 0$ とおけば、二次の階差 $\Delta^2 x_t = x_t - 2x_{t-1} + x_{t-2}$ が次のように変動する：

$$\Delta^2 x_t = \xi_t, \quad \xi_t \sim N(0, \sigma_\xi^2)$$

ただし、 $\xi = \zeta_t - \eta_t$

従って、 $\mathbf{x} = (x_1, \dots, x_T)'$ とおけば、 $\mathbf{x}$ は次のように分布する：

$$\mathbf{L}\mathbf{x} \sim N(\mathbf{H}\mathbf{f}, \sigma_\xi^2 \mathbf{I}_T) \quad (8)$$

ただし、

$$\mathbf{L} = \begin{pmatrix} 1 & -2 & 1 & & \\ -2 & 1 & & & \\ 1 & -2 & 1 & & \\ & \ddots & \ddots & \ddots & \\ & & 1 & & 1 \end{pmatrix} \quad \mathbf{H} = \begin{pmatrix} 2 & -1 \\ -1 & 0 \\ 0 & 0 \\ \vdots & \vdots \\ 0 & 0 \end{pmatrix} \quad \mathbf{f} = \begin{pmatrix} x_0 \\ x_{-1} \end{pmatrix}$$

$\sigma_\zeta^2 = 0$ 、 $\sigma_\eta^2 > 0$ の場合

local level のベクトルを $\mathbf{x}_{(1)} = (x_1, \dots, x_T)$ 、local slope のベクトルを

$\mathbf{x}_{(2)} = (\delta x_1, \dots, \delta x_T)$ とすると、 $\mathbf{x}' = (\mathbf{x}_{(1)}, \mathbf{x}_{(2)})$ の結合分布は次のように表現できる：

$$\mathbf{x} = \mathbf{e}_1 \mathbf{x}_0 + \mathbf{e}_2 \delta \mathbf{x}_0 + \mathbf{U} \mathbf{x}^* \quad (9)$$

ただし、

$$\mathbf{e}_1 = (1, \dots, 1)', \quad \mathbf{e}_2 = (1, \dots, T)', \quad \mathbf{U} = [\mathbf{I}_T, \mathbf{0}]$$

$$\mathbf{D} = \begin{pmatrix} \mathbf{R} & -\mathbf{I} \\ \mathbf{0} & \mathbf{R} \end{pmatrix} \quad \Sigma = \begin{pmatrix} \sigma_\zeta^2 \mathbf{I} & \\ & \sigma_\eta^2 \mathbf{I} \end{pmatrix} \text{ とすると}$$

(9) 式の $\mathbf{x}^*$ は次のように分布する：

$$\mathbf{D}\mathbf{x}^* \sim N(0, \Sigma)$$

年次効果 p は linear local model に従うものとするが、ここでは (9) 式を次のように書き換えておく：local level のベクトルを、 $(\beta_1, \dots, \beta_T)$ 、local slope のベクトルを、 $(\beta_{T+1}, \dots, \beta_{2T})$ として

$$\mathbf{p} = \mathbf{e}_1 \mathbf{b}_1 + \mathbf{e}_2 \mathbf{b}_2 + \mathbf{U} \boldsymbol{\beta} \quad (10)$$

ただし

$$\mathbf{b}_1 = \mathbf{x}_0, \quad \mathbf{b}_2 = \delta \mathbf{x}_0, \quad \boldsymbol{\beta} = \mathbf{x}^*$$

$$\mathbf{D}\boldsymbol{\beta} \sim N(0, \Sigma) \text{ とする。}$$

(10) 式の最初の2項が p の線形成分で、第3項が (2.2) 式の $F\beta$ に対応する非線形成分になっている。

(10) 式の右辺に、経済変数 $Z' = (Z(1), Z(2))$ を追加すれば、(10) 式は次のように拡大される：

$$p = e_1 b_1 + e_2 b_2 + Z d + U \beta \quad (10.1)$$

拡大モデル (b) を次節のように改定することにより、local slope を組み込んだ拡大モデルを作ることが出来る。

4. 拡大モデル (c)

4.1 理論的枠組み

拡大モデル (b) の年次効果 (非線形成分) のベクトル $F\beta$ を、前節で紹介した $U\beta$ で置き換える。従って β には $D\beta \sim N(0, \Sigma)$ の事前分布がついている。以上の変更を拡大モデル (b) に加えたのが、拡大モデル (c) である。次の (11) 式がモデル (c) の観測式であるが、拡大モデル (a) の (5) 式と異なる点は、右辺の第6項と7項である。

$$y_{ji} = \mu + e(i) \bar{a} + f(j) \bar{b} + z(j) d + E(i) \alpha + U(j) \beta + v(j, i) \phi + \text{error} \quad (11)$$

ただし

$v(j, i)$ は修正された行列 $X C$ から誘導されるベクトルである。

変量の β には (10) 式の $D\beta \sim N(0, \Sigma)$ の分布、コウホート効果の ϕ には (8) 式の $L\phi \sim N(0, \sigma_\gamma^2 I_{17})$ の分布が付いている。

以上のように、変量には、それぞれ異なったタイプの事前分布を持ち、かつ超パラメータが1個増加しているが、モデル (c) は“識別性”のあるモデルなので、モデル (a)、(b) の場合と同じ手順で、ベイズ推定が出来る。モデル (c) の推定結果が、表Iと表IIに要約されている

4.2 推定結果について

表Iに、[新] 拡大モデルを含めて、4種類のモデルの推定結果が要約されている。

$\bar{a}$ (age slope)、 $\bar{b}$ (time slope) と、 d_1 (価格弾性値)、 d_2 (所得弾性値) の推定値を並べてあるが、モデル (c) と [新] 拡大モデルの d_2 (所得弾性値) がやや大きめである点を除けば、モデル間での目立った差はみられない。ABICの順位はモデル (a) が最小で、次はモデル (c) である。

表IIの第2欄の (*1) の系列は、価格と所得の変化を考慮しない場合の牛肉の slope で、(*2) は価格と所得要因を追加した場合の slope を並べてある：

Local slope の sigma (σ_η) を比較すると

	*1	*2
σ_η	0.015	0.009

で、(*1) の sigma は倍増している。“local slope”の変動が経済変数に依存するのは明らかであるが、

表Ⅰ 拡大モデルの弾性値等の比較

	モデル (a)	モデル (b)	モデル (c)	[新]
age slope (a)	0.017 (.001)	0.015 (.001)	0.015 (.001)	-.006 (.034)
time slope (b)	-.016 (.004)	-.016 (.004)	-.011 (.018)	-.018 (.007)
価格弾力性 (d)	-.573 (.204)	-.570 (.204)	-.684 (.206)	-.704 (.197)
所得弾力性 (d)	0.312 (.653)	0.317 (.657)	1.007 (.664)	1.194 (.543)
ABIC	-811.5	-803.5	-806.1	-792.8

注：() 内の数値は推定誤差。

表Ⅱ 拡大モデル (c) による Local Slope の推定

	牛 肉			豚 肉	鶏 肉
年次	(*1)	(*2)	(*3)	(*2)	(*2)
1980	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
1981	0.000	0.000	0.004	0.000	0.000
1982	0.000	0.000	0.162	0.000	0.000
1983	-.003	0.000	-0.168	-.001	-.001
1984	-.003	0.000	-0.045	-.001	-.002
1985	-.005	0.001	-0.274	-.002	-.003
1986	-.002	0.001	-.007	-.004	-.004
1987	0.001	0.001	0.684	-.005	-.006
1988	0.003	0.001	0.581	-.007	-.007
1989	0.003	0.000	0.735	-.007	-.006
1990	0.004	-.002	0.965	-.006	-.006
1991	0.005	-.004	1.340	-.004	-.004
1992	0.001	-.008	0.780	-.003	-.002
1993	-.002	-.011	0.474	-.001	-.001
1994	-.010	-.013	0.412	0.000	0.001
1995	-.021	-.015	0.422	0.001	0.003
1996	-.035	-.018	-1.855	0.003	0.005
1997	-.039	-.019	-1.662	0.004	0.006
1998	-.046	-.022	-2.481	0.005	0.006
1999	-.053	-.024	-2.943	0.007	0.008
2000	-.063	-.028	-4.321	0.009	0.010
2001	-.075	-.029	-8.342	0.010	0.012
2002	-.068	-.023	-9.393	0.011	0.013
2003	-.059	-.016	-8.213	0.011	0.013
2004	-.056	-.013	-8.373	0.013	0.015
2005	-.046	-.009	-8.016	0.019	0.021
2006	-.038	-.005	-7.805	0.022	0.025
2007	-.028	-.003	-7.532	0.025	0.028
2008	-.021	-.002	-7.073	0.027	0.029
2009	-.016	-.002	-6.971	0.028	0.030
2010	-.019	-.003	-7.635	0.027	0.029
2011	-.021	-.003	-7.663	0.026	0.028

注：価格と所得を含まない場合は *1、追加した場合は *2。

(11) 式のように価格と所得を追加することにより、local slope の変動は減少する。

第2欄 (*2) の“local slope”の系列をみると、slope は1980年代は殆ど不変であるが、1990年は-0.002、それ以降、local slope は年毎に減少して、1996年は-0.018、2001年には-0.029で最低になっている。しかし、2002年以降は slope が増加に転じている。

5. まとめ

牛肉の例に見るように、拡大モデル (c) の local slope を通して、価格や所得の経済変数以外の要因による年次効果の変動を追跡することができる。追加的な適用例として、牛肉に関連のある豚肉と鶏肉の消費量の local slope を表IIの第3欄と第4欄に掲げてある。

Age slopeなどのパラメータの推定値は次の通りである：

	$\bar{a}$	$\bar{b}$	d_1	d_2
豚肉	-.027 (0.001)	-.001 (0.016)	0.046 (0.227)	0.156 (0.514)
鶏肉	-.027 (0.001)	-.003 (0.016)	-.069 (0.182)	0.147 (0.518)

0-157やBSEのインパクトに対して local slope は如何に反応したのか？

豚肉の slope は1996年以降プラスに転じ、年毎に slope は上昇して、2011年には0.026まで増加している。鶏肉の slope も豚肉と同様なパターンで変動している。

牛肉の local level の推定

これまでは、 y_{ji} に対数変換されたデータを使ってきたが、 y_{ji} に実際値（100g単位）を使う拡大モデル (c) を実行してみる。このモデルの利点は：

- (1) AICが1739に減少する（変換した場合のAICは1790）。
- (2) (11) 式に見るように y_{ji} に直接関与するのは local level の β であるが、対数変換でなく実際値の場合には、local level の増減が消費量の増減に直結する。

表II第2欄（*3）の列に、実際値による local level（100g単位）の推定値を掲げてあるが、この系列を参照すれば、O-157とBSE等のインパクトを直接観測できる。例えば、1990年と1995年の local level を比べると、年次効果の減少による消費量の減少は、5年間で、 $(0.965 - 0.422) \times 100 \text{ g} = 54.3 \text{ g}$ と僅かである。しかし2002年の local level は最低（-9.393）で、1995年（0.422）と比べると、年次効果による消費量の減少は $9.8 \times 100 \text{ g} = 0.98 \text{ kg}$ で、2001年から2002年の間の減少量は $1.05 \times 100 \text{ g} = 0.11 \text{ kg}$ になっている。2003年以降は、僅かであるが年毎に local level は上昇している。

追加引用文献

- Durbin, J. and S. J. Koopman (2001) *Time Series Analysis by State Space Method*, Oxford: Oxford University Press.
 Heuer, Carsten (1997) "Modeling of Time Trends and Interactions in Vital Rates Using Restricted Regression Splines," *Biometrics*, Vol.53, No.1, 161-177.

＜研究ノート＞

国民的総動員体制について

桑野 弘隆

はじめに

——国民的総動員体制という概念の再定義

本論は、近代資本主義国家を構造的に解明することを目指すものである。その解明に当たって、本論は「国民的総動員」という概念を導入する。これまで国民的総動員体制といえ、第一次大戦から第二次大戦までの国家体制、とりわけドイツ、イタリア、日本のいわゆる枢軸国の——それらは帝国主義世界分割戦に出遅れた諸国家であった——ファシズム戦時体制をさすとされていた。したがって、第二次世界大戦が枢軸国の敗北という結末をむかえた以上、総力戦体制は解体されたということになる。さらに、「国民的総動員体制」と「総力戦体制」とは、ほとんど同義のタームとして取り扱われてきたように思われる。その場合、総力戦体制とは、近代化のプロセスにおける全体主義的な逸脱、「誤った道」であり、第二次大戦後の先進諸国は総力戦体制の否定と解体をその発展の基礎とした、と評価される。ところが、総力戦をめぐる、その後の社会学、歴史学（軍事史研究）そして経済学などの広範囲にわたる研究成果によって、総力戦体制をめぐる「通念」は疑われるようになっていく。

たとえば、山之内 靖、成田 龍一、J. ヴィクター・コシュマン による『総力戦と現代化』は、総力戦体制こそが、現代システム社会への「社

会の編成替え」をもたらしたという仮説を提唱した。山之内によれば、総力戦体制が社会を再編成した原理とは、「強制的均質化」（*Gleichshaltung*）であった。山之内は次のように述べている。

総力戦体制においては、一国の経済的資源のみならず、人的資源までもが戦争遂行のために全面的に動員されなければならなかった。劣位の市民の存在は総力戦の遂行に際して重大な障害にならずにはいない。というのも、市民としての正当性を与えられていない劣位の諸グループは、政治的責任を負うべき位置に立たされていないがゆえに、総力戦の遂行にあたって主体的な担い手となろうとする内面的動機を欠いていたからである。〔中略〕総力戦体制は、こうして、近代社会がその成立いらい抱え込んできた紛争や排除のモーメントに介入し、全人民を国民共同体の運命的一体性というスローガンのもとに統合しようと試みた。強制的均質化は、戦争遂行という非日常的で非合理的な状況によって促されたのであるが、しかし、それだけにとどまったのではない。それは人的資源の全面的動員に際して不可避な社会革命を担ったという点で合理化を促進した。この「強制的均質化」を通じて、社会のすべてのメンバーは戦争遂行に必要な社会的機能の担い手となるこ

と、このことが期待されたのである。総力戦体制は、社会的紛争や社会的排除（近代身分制）の諸モーメントを除去し、社会総体を戦争遂行のための機能性という一点に向けて合理化するものであった。社会に内在する紛争や葛藤を強く意識しつつ、こうした対立・排除の諸モーメントを社会制度内に積極的に組み入れること、そうした改革によってこれらのモーメントを社会的統合に貢献する機能の担い手へと位置づけなおすこと、このことを総力戦体制は必須条件としたのである。

（山之内靖「方法的序論」9-10頁）

山之内が、国民の強制的均質化のプロセスとして重視しているのは、階級闘争の体制内化——階級対立を国家介入によって労使交渉の場に移すこと——であり、国民の戦争動員と引き替えに進められた各種社会福祉政策の拡充であった。山之内等による総力戦体制論を参照すれば、総力戦体制というものが、ファシズム諸国家に特有なものではなく自由主義諸国にも見られる現象であったこと、さらに、総力戦体制がもたらした諸契機は、ファシズム国家・自由主義国家というような枠組みを超えて、戦後の資本主義諸国の国家体制に引き継がれ、発展させられたと考えるべきだろう。

そもそも、総力戦体制がはじめて導入されたのは、第一次大戦のイギリスであった。後のイギリス首相デヴィッド・ロイド・ジョージに率いられた軍需省が、軍需調達をめぐって国家横断的な一元的命令系統を確立しようとし、民間による軍需生産を管理調整しようとしたのである。自由主義国家陣営、ファシズム国家そして共産主義国家を問わず、このイギリス軍需省モデルは、その後の各国総力戦体制のモデルとして採用されたといつてよい。

山之内が言う「強制的均質化」を、われわれの理論的文脈のなかでさらに展開しようとすれば、次のようになる。強制的均質化とは、近代化のプロセスにおいて、なお残っていた身分制や階級対立といった国民的統合を妨げる諸要因を、国家による強制的介入によって解体したりシステムへと包摂したりするものであった。強制的均質化は、住民を国民として平準化するとともに、戦争という国家プロジェクトに大規模に動員した。そもそも、身分や階級による社会分裂は、国民的統合の障害となり、また身分的特権や反体制的な組織（たとえば労働運動）は社会的中間勢力の基盤となり、国家権力による国民の掌握を遅らせてしまう。総力戦体制が目論んだ、その究極的な完成形態とは、主権者と個別化された国民一人一人とを直接無媒介に接合し、主権者による一元的命令に国民個人を服させるものであった。それは完全には成就しえない。しかしながら、総力戦体制が用意したのは、国家主権者と国民のあいだに介在する中間諸勢力ないし中間組織を体制内へと取り込み、国家のイデオロギー諸装置（ルイ・アルチュセール）として機能させることであった。その場合、国家のイデオロギー諸装置をつうじて、主権者による命令は国民身体へと伝達される。たとえば、総力戦体制が強化され深化していくなかで、労働組合は、労働者組織による国家と資本への抵抗勢力というよりは、国家の命令と管理のもとで軍需生産を拡大していく装置、戦争へのイデオロギー動員を保障する装置として機能するようになっていく。

なるほど、戦争への総動員すなわち総力戦体制は、第二次大戦の終わりを境として次第に解体してゆく、しかしながら、国民的総動員のシステムはその後も存続した——いやむしろそのシステムは展開され、深化していくのではなかったか——、このような仮説は検証に値するよ

うに思われる。

しかしながらその場合、「総力戦と現代化」という山之内等が提示したフレームワークにたいする留保も浮かび上がってくる。この留保は二つの疑問からなる。一つの疑問は、山之内が総力戦体制のなかに見いだした「強制的均質化」とは、はたして総力戦体制に特有の現象であろうかというものだ。むしろ、強制的均質化とは、近代資本主義国家（国民国家）の歴史にあって貫通的な現象ではないだろうか。

強制的均質化とは、中間勢力の排除をも含む。なるほど、たとえば総力戦体制のもとでナチスは、ユンカー（地主貴族）による国家官僚機構と軍の実質的支配からドイツ国家を解放しようとしたとも言える。ナチスドイツの総力戦体制をへて、ドイツ国家は、特定階級の利害という軛を断ち、社会総資本の利害に配慮する戦後西ドイツの新自由主義国家へと移行していった。ここに見られるのは、旧封建勢力＝大土地所有がもつ政治的・経済的な影響力をいかに解体していくかという課題であり、この課題は、ドイツに特有な事情というよりも、ブルジョア革命¹⁾——われわれはこの概念を封建制の解体と私的所有権の確立において見る——を経てもなお、旧封建勢力が一定の政治的・経済的権力を維持していた諸国家（イギリス・ドイツ・イタリア・ロシア）に共通して見られるものである。

ひるがえって、フランス大革命、そして日本の明治維新とは、巨大な強制的均質化のプロセスでもあった。それらは、封建的身分とその特権を解体し、「権利」上は均質な国民をつくりだしたのであるから。ジャコバン独裁は「下から（農民・サンキュロット）の反乱」とともに「上からの革命」的な要素を持ったし、明治維新が政府主導の改革であったことを鑑みれば、「強制的」という修辞も決して誇張とは言えない。強制的均質化とは、総力戦体制のみならず、

近代資本主義国家（＝国民国家）に固有な機能なのではないだろうか。

このことは、山之内等による総力戦論のフレームワークにたいし、二つ目の疑問を浮かび上げさせずにはいない。おそらく、総力戦体制とは、強制的均質化という国家機能が戦時において現れたものであろう。すなわち、総力戦体制は、国民の強制的均質化の歴史的現象形態の一つにすぎないのであれば、われわれは総力戦体制と国民的総動員体制とを理論的にわけて考えるべきではないだろうか。そして後者の歴史的な広がりには国民国家の歴史に達するものではないだろうか。

そこで、本論は一つの仮説をたて、それを論証する。総力戦体制とは、国民的総動員体制の戦時的・軍事的な現象形態であり、ひるがえって国民的総動員とは、近代資本主義国家がその成立以来一貫して有する根本的な機能である。国民国家とは、すなわち、国民的総動員国家にほかならない。すなわち、総力戦体制は終わったかもしれない、しかし、その後も——そして総力戦へと至る前から——国民的総動員システムは作動していたのである。

ところで国民も、そして国民的総動員システムも徐々に整えられていったのであろう。しかしながら、国家による総動員の前に国民が存在したと考えるのは、論理的にも歴史的にも間違っている。国民がまずあってそれが総動員されたのではなく、総動員こそが住民たちを国民へと仕立てたのである。また、それは一回では済まない。繰り返し動員されるなかで、諸個人は次第に国民となっていくのだ。では何にたいしては動員されていったのか——世界資本主義システムの内部における経済的競争そして軍事的戦争に、であった。

たしかに国民的動員は、近代資本主義国家が成立してから続いてきたものであるが、その動

員の形態は歴史的な変遷を経ている。生産様式の歴史的な移行を辿ることができるように、国民的動員形態の移行についてもまた記述しうるのである。また、この国民的動員形態こそが、資本主義国家関係の歴史的様式を画している。国民的動員形態の歴史をおよそつぎのような「段階」として画することができよう。ただし、国民的動員形態において「論理と歴史」が一致するとは限らない。各国の国家形態の発展は様々な経路をとりうるものであり、プロセスの圧縮、同時出現と同時進行、あるいは遡行などもありえるからだ。

- ブルジョア革命国家 資本制生産確立の諸条件整備
- ボナパルティズム国家 資本制生産への国民動員—国家のイデオロギー諸装置の始動—植民地主義的侵略
- 総力戦体制—戦争への国民的総動員
- 福祉国家—完全雇用—フォーディズムサイクルへの国民的総動員
- ポスト・フォーディズム—生の金融化—国民的総動員の終わり？

本論ではこのなかで、ブルジョア革命国家のみを取り扱う。また次に国民的総動員体制を権力論の視圏から探ることにしよう。

1. 国民的総動員システムにおいて作用する権力

国民国家（＝国民的総動員国家）は、対外的な危機の産物でもあった。国民意識や国民統一は、植民地主義的侵略のなかに住民を巻き込んでいくことによって、あるいは植民地においては宗主国による支配にたいする反抗を通じて、練り上げられてきたのである。国民的同一性と

は、帝国主義的状况の外敵と内敵との区別からつくりだされてきた。

ところで、カール・シュミットは、「政治的なもの」の独自性を、友と敵の区別に見いだしている。国家がすぐれて政治的な共同体であるのは、友と敵を区別する決定をその共同体の根本的原理として有しているからである。友と敵を区別しない場合、その共同体を政治的共同体と呼ぶことはできない。シュミットにしたがえば、この友と敵との決定する権こそが「主権」なのである。さらに、主権は、その外の敵のみならず内敵を決定する。さらに、国家が交戦権を持つ以上、戦争を遂行し、敵を殺戮しようとする場合もある。それは自国民にたいしては戦場で命をかけ、かつ殺人の覚悟を迫ろうとする（『政治的なものの概念』）。

また、ミシェル・フーコーによれば、主権は「死なせ、そして、生きるままにしておく（faire mourir et laisser vivre）法＝権利」として現れた。すなわち、「君主は、殺す権利を作用させることによってしか、あるいはそれを抑制することによってしか生への権利を示せないのだ」（『知への意志』 p.172）。つまり、国民国家が有する主権とは、友と敵を区別し、敵には死を与える権利であり、国民に敵を殺すよう命じる権利なのである。そして、友＝国民にたいしては、介入せず生きるままほうっておく。

このような国民国家の主権としての位相は、シュミットがいうように、国家の緊急事態、とりわけ、敵と友を区別するに当たってあらゆる規範・前例が通用しない「例外状態」においてしか生起しない。また平常時にあっては、国家の内敵——犯罪者・テロリスト・社会にとって危険な者——と指されないかぎり、人々はむしろ主権の存在を意識しない。友＝国民を生きるままにしておくということは、友＝国民にたいして主権は現前しないということを意味するか

らだ。主権は、敵にたいしてのみ現れる。また敵が出現したとき、友＝国民のほうでも、ようやく主権の存在を意識するのである。主権は、つねに作動しているが現前するとは限らない。

しかしながら、国民国家において作用する権力は、主権だけにかぎらない。フーコーによれば、われわれが生きている権力関係には「生きさせ、そして、死ぬままにしておく（faire vivre et laisser mourir）権利」という位相もまた存在する。国民的総動員という概念からは、「戦争への動員」というイメージがつきまとい、したがって死を連想しがちである。しかしながら、主権とは位相を異にする権力が国民国家において働いていることもまた事実である。すなわち、権力は「生命を管理し、増大させ、増殖させ、それにたいして的確な統制と総体的な調整を企てる」（『知への意志』173頁）場合もあるのである。国民的総動員システムを考える場合、主権だけではなく、国民の生を管理し活性化させる権力についても解明すべきである。

フーコーは、その権力のあり方を牧人＝司祭という比喻でもって語っている。それは、キリスト教に由来するとフーコーは述べている。

ここで問題になる権力は、宗教に由来する権力なのだ。つまり、人間が生まれてから死ぬまで、あらゆる状況で人間を導き、しかも来世での魂の救いのために現世での行動を規制するような一つの権力であり、それを私は〈牧人＝司祭制権力〉と読んでおこうと思う権力なのだ。〈牧人＝司祭制権力〉とは、語源的な意味で、〈牧人＝羊飼ひ〉が〈羊の群れ〉に及ぼす権力ということだ。羊飼ひが己の羊の群れの一頭一頭に心をくばるといふこの型の権力は、ギリシャ・ローマの古代社会には存在しなかったし、また、望まれもしなかったであろう。

それは、キリスト教とともに発展してきた権力であり、キリスト教会の制度化、キリスト教会内部の階層秩序、来世や罪や救済といった信仰の総体、〈牧人＝羊飼ひ〉である司祭というものの確立、すなわち羊の群れである信者に対し牧人としての責務を果たす存在の確立とともに形成されてきた。それは中世を通じて封建社会の発達と微妙な関係を持ちながら発展してきたが、16世紀の宗教改革並びに反宗教改革の時期に一層強化された形において展開を見たものである。しかし、変遷はあるにしても、この牧人＝司祭制権力は、つねに次の特性をもつ権力であるという本質的な性格を奇妙なことに保ち続けていた。すなわち、すべての権力と同じく集団全体に力を及ぼしつつも、同時に、その〈集団＝羊の群れ〉の中の〈牝羊〉の一頭一頭に対して、つまり集団内の個々人に対して責任を持っている、しかもその行動に拘束を加えるばかりでなく、一人一人の個人を知り、個々人の内面をはっきり見なければならぬ。言いかえれば、個人の〈主観性〉をはっきり出現させ、個人が己の意識に対して持つ関係を構造化する必要があったという点である。牧人＝司祭制の技術にとって、〈良心の教導〉とか〈救霊〉の問題が、〈告解〉という、自己が自己自身に対して持つ関係を、真理と義務づけられた言説という形で報告することにかかっていた、というのは極めて重要なことだ。この権力は、こうして個人形成的な権力であるという本質的特徴をもっているのだ（『政治の分析哲学』134-135 傍点―桑野）。

フーコーは、西欧社会は牧人＝司祭型の権力を発展させてきたという。しかし、この権力形

態を西欧特有のものとするのは誤りであり、また危険も伴う。なぜならば、牧人＝司祭という哲学的比喩は、国民的総動員体制をもっとも良く表現するものだからである。牧人＝司祭型の権力は、集団＝羊の群れをつくり出し、それを導くと同時に、集団を構成する諸個人一人一人の内面にいたるまで管理し、魂の救済を与えるのだった。また権力の行使が群れにたいする抑圧や威嚇ではなく、全体と個にたいするある種の配慮のように現れ、一頭の落後も出さずに群れを導くこと²⁾——これは西欧社会にかぎらず、近代資本主義国家＝国民的総動員国家という形態をとる国家における権力の必然的な現象形態といってよい。

牧人と群れのあいだには、ある種の治安契約(a contract of maintaining security)が結ばれている。牧人は、集団＝群れに安全を保障するのと引き替えに、牧人への服従を要求するのである。近代以降、われわれが生きる国家関係は、どこか治安契約的である。たとえば、ホッブスが描き出した社会契約もまた、そこには主権者と臣民たちのあいだに直接の統治契約はないとしても、安全(security)をめぐるものであった³⁾。ところが、ホッブスが描きだした主権者と牧人＝司祭とのあいだの違いは、群れ全体と個にたいする配慮の有無にある。ホッブスの主権者は、それが法と秩序に反しない限りにおいて臣民のふるまいを見過ぐす。主権者が黙過することのなかに臣民の自由は存在した。しかしながら、牧人＝司祭は、群れと個を見過ぐすことを許されていない。辛抱強くかつ慎重に、群れの動向、そして個のふるまい、そしてその魂の救済を見守ってゆかなければならないのだ。

この違いは、ホッブスが考えた安全(security)と牧人＝司祭型の権力が扱う安全との違いに由来するものである。ホッブスが考えていた安全とは、名声・富・及び権力を求めてあくことな

く恒久的に互いに競争することに由来する戦争状態(その究極は内乱であった)を回避することであった。近代化の進展に伴って、安全は「インフレーション」をおこしてきた。現在のわれわれにとって、安全(security)は、治安という語がイメージさせる事柄にとどまるものではない。すなわち、治安のみならず、雇用、健康状態、社会保障、家族子孫の繁栄、そして魂の救済(たとえば尊厳死など)などが安全の内容となった。

国民国家もまた、人口というマクロな対象に介入し、人口の衛生・健康・寿命・出生率・生産性・所得・資産などを管理する。国家がそれらを管理するのは、それらが安全の中心に位置するものだからである。しかし、それだけでは済まない。国民国家はまた、国民一人一人の「魂」を導き、精神の安定(安全)を確保し、救わなければならないからである。上に挙げたフーコーの引用が触れていないこと、さらに理論的に突き詰めるべきことを付け加えるならば、集団＝羊の群れは、牧人によってつくりださねばならないと同様に、また個人の「主観性」や「内面」もまた牧人による権力技術によってつくりだされたものであるということである。国民的総動員国家は、ネーションという「羊の群れ」をつくりだし、また諸個人の身体に内面という深層を穿ち、そこに国家が導くべき「国民の魂(精神)」を入れたのである。

ところで、ネーションをあつかう研究は、ベネディクト・アンダーソンに代表されるように、ネーションに宗教的要素を見いだしてきた。たとえば、アンダーソンは、ネーション＝想像の共同体を、普遍宗教の代補としてとらえている。国民国家の成立以前、宗教権力は、有限な生を生きる人間達に「永遠の生」を与えることによって、国境を越えた広域にわたる精神的支配を行使してきた。教権による精神支配が有効であ

ったのは、宗教が諸個人の生に意味を与え、不死性と永遠性を保証するものであったからである。たとえば、教会のために死ぬこと（殉教）というのは、教会（宗教共同体）において永遠の生と名誉を授かることであった（おそらく宗教原理主義テロリズムにも同じ論理が働いているのだろう）。諸個人の限りある生に慰めを与えることにこそ、教権の権力の源泉があった。

ところで絶対主義国家は、この普遍的教権を解体し、宗教を国境のなかに閉じこめる必要があった。絶対主義国家とそのイデオロギーであった啓蒙主義は、教権の権威を剥奪していく。しかしその場合、人々の生の意味は宙づりとなる。「神は死んだ」（ニーチェ）。しかし、啓示宗教が人々にたいし行使していた権威と機能を国民国家は受け継ぐ必要があった。国民国家は精神的な求心力を必要としたのだ。すなわち、国民国家は、啓蒙主義によって普遍宗教から諸個人を解放するだけでなく、その宗教が保障していた諸個人の生の意味を国民に与えなければならなかったのだ——また、そこから神・教会のために死ぬから、国家のために死ぬということが出てくる。国家による個人の内面や魂への介入は必然となる。国民国家の成立は、国境によって限界づけられ国家によって管理される「国家宗教」の成立と同義なのである。

すなわち、牧人＝司祭型の権力は、フーコーがいうように西欧キリスト教圏内に特有なものではなく、宗教が精神的支配をおこなっていた地域において、当の教権を解体し、世俗権力＝近代的国家権力を打ち立てようとする場合には、必ず呼び出される権力なのである。また留意すべきは、牧人＝司祭型権力が住民を集団＝羊の群れへと仕立てていく時、そこには「強制的均質化」（Gleichschaltung）が必然的に作用せずにはいないということである。牧人にとっては、「黒い羊」 a black sheep は徹底的に矯正するか、

それとも排除すべきものである。また、牧人は単独でなければならない。牧人が多くては群れを正しく導くことができないからだ。牧人への集権化が進むのも必然である。

このように、国民的総動員システムには、一方では敵を殲滅するために国民に死と殺人を覚悟させる権力——帝国主義的侵略国家——であると同時に、他方では国民（＝友）という集団＝人口＝群れの勢力をいかに活性化するか、また群れを構成する国民ひとりひとりの身体をいかに規律し、いかにその魂を導くかに配慮する権力である。

2. ブルジョア革命 ——資本の本源の蓄積

『資本論』第一巻「いわゆる本源の蓄積」の章でマルクスは、資本主義生産の成立条件について論じている。その成立諸条件につき、この章から読み取れるのは次の通りだろう。

● **資本の本源の蓄積** 「資本制生産はまた商品生産者の手の中に比較的大量の資本と労働力を必要とする」（『資本論』第一巻 S731）。アダム・スミスが、「分業に先行するストックの蓄積」と呼んだもの。

● **自由な労働者** 資本制生産は、封建的領主権にたいする全人格的な隷属、土地の呪縛、共同体の束縛、ギルドの掟、教会のタブーなどから解放された「自由な」個人、したがって自由意志からの契約に基づいて労働する個人を必要とする。賃労働者は（自由意志がない）奴隷ではない。しかしながら同時に、当の個人は、生産手段（農地や仕事場・生産設備）をもたないため自分の労働力を売るほかにない条件にも置かれていなければならない。つまり、二重の意味で「自由な」個人である。マルクスは、「一方には、自分が所有してい

る価値額を他人の労働力によって増殖することが必要な、貨幣、生産手段、及び生活手段の所有者と、他方には、自分の労働力の売り手でありそれゆえ労働の売り手である自由な労働者という、二種類の非常に違った商品所有者が向かい合い接触しなければならない、という事情である。二重な意味で「自由な」労働者とは、奴隷や農奴などのように彼ら自身が直接に生産手段の一部分に属するのでもなければ、自営農民などの場合のように生産手段が彼らに属さず、彼らはむしろ生産手段から自由である——すなわち封建的支配権からも生産・生活手段からも自由な労働者——ことを指す。商品市場のこのような両極分解化とともに、資本制生産の基本的条件は与えられる」（『資本論』第一巻 S742）という。具体的には、イギリスでは、農村共同体から「放り出されて」都市に流入した層から、労働者階級は形成されていった。

- 私的所有権の確立** 商品経済が社会に浸透していくと、国家による規制や共同体や教会によるタブーがないかぎり、全てのものが「商品」になりえる。しかしその前提は、封建的領有が廃止され、かわりに私的所有権が確立され国家によって保障されていることである。ところが、ここで問題になるのは、農村の耕作地はいったい誰のものかということだ。土地は封建領主のものなのか、はたまた農民達のものなのか。それとも他の第三者（たとえば国家）のものなのか。

マルクスが本源的蓄積論において強調しているのは、国家による暴力的な介入がなければ資本制生産は成立しえないという点である。マルクスは次のように述べている。

資本主義的生産が進むにつれ、教育、伝統、慣習によって、この生産様式の諸要求

を自明の自然法則として承認するような、労働者階級が発展する。十分に発達した資本主義的生産過程の組織はあらゆる抵抗を打破し、相対的過剰人口の絶え間ない生産は労働の需要供給の法則を、それゆえ労賃を、資本の増殖要求に照応する軌道内に保ち、経済的諸関係の無言の強制は労働者にたいする資本家の支配を確定する。経済外的な直接的な暴力も相変わらず用いられるが、しかしそれはただ例外的であるにすぎない。ものごとが普通に進行する場合には、労働者は「生産の自然法則」に、すなわち、生産諸条件そのものから発生し、それらによって保証され永久化される資本への労働者の従属に、まかせておくことができる。資本主義的生産の歴史的創生期中では、事情が違っていった。勃興しつつあるブルジョアジーは、労賃を調整するために——すなわち、賃金に適合する制限内に労賃を押し込めるために——また労働日を延長して労働者自身を標準的な従属度に維持するために、国家権力を必要とし、利用する。これこそが本源的蓄積の本質的な一契機である。（『資本論』第一巻 第24章「いわゆる本源的蓄積」 S765-S766）

しかしながら、ここでのマルクスの認識は一つの誤りを犯している。たとえば、資本制生産がいったん確立されてしまいさえすれば、はたして「ものごとが普通に進行する場合には、労働者は『生産の自然法則』に」まかせておけば済むのであろうか。なるほど、資本主義イデオロギーの中にいる場合はそのように映るかもしれない。だがしかし、「現実」にはそうではない。ルイ・アルチュセールは、国家のイデオロギー諸装置による日々のイデオロギー的介入がなければ——それこそマルクスが上の引用で指

摘している「教育、伝統、慣習」をつうじての労働者身体の規律がなければ——、資本制生産諸関係の再生産は不可能であることを論証した。また、「経済的諸関係の無言の強制」とマルクスは言うけれども、学校・マスメディア・政党などは資本制生産諸関係が要求している諸条件を諸個人に喧しく刷り込もうとする。すなわち、労働者が主体的に「生産様式の諸要求を自明の自然法則として承認する」のは、国家のイデオロギー装置による不断の介入なくしては不可能であり、またそれにもかかわらず、「モーレッツ社員」が「壊れてしまう」こともあるのだ。しかし、この労働力再生産にたいする国家のイデオロギー諸装置による介入についての議論は、他の機会に譲ることにしよう。

ところで、マルクスは自由なプロレタリアの出現が、資本制生産確立のための梃子であると見なす。なかでも農村の生産者である農民からの土地の収奪が、自由な労働者をつくり出すプロセスの基礎だとマルクスは指摘している。イギリスにおけるエンクロージャーが、この収奪の典型であり、労働者の土地からの切り離しについてはイギリスを例にとるべきだとマルクスは主張している。なるほど、イギリスにあっては、農民からの土地の収奪がもっとも徹底した形で進行したのは確かである。しかし、このマルクスの指摘からブルジョア革命を、農民からの土地の収奪および「自由な」労働者の創出とするドグマが引き出されたのも確かである。

たとえば、日本資本主義論争において、講座派は、明治維新をきわめて不完全なブルジョア革命であったと評価し、日本の権力構造を、「半封建的」地主制を基礎とする絶対主義天皇制と位置づけたのであった。イギリスにおける農民からの土地の収奪をもってブルジョア革命の典型的モデルとするならば、土地の農民所有を認めた明治維新はブルジョア革命と呼べな

くになってしまう。しかし、各国の資本主義成立過程を観察するならば、農民からの土地の収奪をもってブルジョア革命と定義するのは矛盾が生じる。たとえば、モンターニュ独裁以後、貴族特権の無償廃止と農民への分割地払い下げをしたフランス、地租改正に先立った地券の配布によって農民の土地所有権を認めた日本には、ブルジョア革命はなかったということになってしまう。「自由な」労働者の創出という点で、はたしてイギリスは基準的なモデルなのだろうか。

じっさい、マルクス自身は「大封建領主が王権と議会にもっとも頑強に対抗しながら、土地にたいして彼自身と同じ封建的権利名義を所有していた農民をその土地から暴力的に狩り立てることによって、また農民の共同地を横奪することによって、比較にならないほどより大きなプロレタリアートをつくり出した」（『資本論』S746 傍点—桑野）と記述している。マルクスは、ここで封建制にあっては土地にたいする権利・権力関係が、封建領主と農民の双方によって分有されていたこと、封建領主達は農民の土地にたいする権能を暴力によって解体してしまったこと、またそのために封建領主たちは王権とも議会とも対抗しなければならなかったことを認めている。これは、むしろイギリスの特殊事情を指すものではないだろうか。イギリスにおいて、封建領主達によって牧羊地や農地の囲い込みがなされ、共同地や入会地そして解放耕地の収奪が行われ、大量のプロレタリアートがつくり出されたのは、封建領主たちが、支配階級・支配身分の内部においても、また敵対する諸階級や諸勢力にたいしても、突出した力を持っていたからである。そしてこれは各国に等しく共通するものではありえない。

イギリスには二つの「革命」があったけれども、それらは封建領主たち（とくにジェントリ

とよばれる下層貴族層)を主体とし、封建領主たちの利益を実現するものであった。イギリス革命を、地主革命あるいは地主的土地改革とよぶ向きがあるのも当然であろう。そして、自由な労働者を結果として作り出したエンクロージャーも、ジェントリたちが農業・羊毛生産から上がる利益増やすために、共同地、開放耕地や入会地などのコモンズを私有化するものであった。しかし、イギリスの革命もまたブルジョア革命の側面をもつ。

「土地に対して彼自身と同じ封建的権利名義を所有していた農民」とマルクスがいみじくも喝破したとおり、封建制にあっては農地にたいする権能は、二重に分裂している。すなわち、一方には封建領主による土地と農民にたいする封建的支配権があり、他方には直接生産者である農民による生産過程(農業)の実質的掌握がある。いや農民個人と言うよりも農村共同体が、エコロジースystemを含む農業環境の再生産の主体である。封建領主達は直接生産過程すなわち農作業を直接に掌握していない。すなわち封建制にあっては農地にたいする権能は、

- ・封建領主の封建的領有権
 - ・農業共同体による農地の実質的管理保全権
- の二つに分裂してあった。封建制の解体と近代ブルジョア関係——私的所有権——の確立の過程で、農地がだれの私的所有に帰するのかは、封建領主と農民のあいだの階級(身分)諸闘争の力関係によって、そして両者の闘争にたいする国家介入のあり方によって決定されるのである。

そうしてみれば、イギリスではエンクロージャーやピューリタン革命・名誉革命をへて、封建的領有権の解体と農地の私有権確立という土地改革は進められたのだったが、それが封建領主の圧倒的な勝利に終わったという点については、イギリスにおける階級闘争関係の特殊性に

依るといわなければならない。また、エンクロージャーは結果として、大量の「自由な」労働者をつくりだしたかもしれないが、それはあくまでも地主貴族層の利害にしたがっておこなわれたものであり、なにも産業資本の「要請」に応えたものではなかった。農村から追い出され、都市に流入した浮浪者群と資本、そして各種の技術革新が偶然に出会うことによって、イギリス産業資本は展開されたのである。

ここからブルジョア革命の歴史的な意味も見えてこよう。ブルジョア革命とは、王様の首を刎ねることではない。また、ブルジョアジーが権力の座につくことでもない。むしろ、歴史を振り返っても、各国においてブルジョアジーは政治権力を掌握していない。ブルジョア革命とは、産業資本ブルジョアジーがそもそも存在しなくてもかまわない——なぜならば、それはブルジョア階級を「生み出す」ように社会を作りかえることだから。またブルジョア革命とは、封建的権力と封建的諸関係を解体し、それを主権国家と私的所有関係に置き換えることだからである。ブルジョア革命とは、封建領主達による農民にたいする直接的な人格支配をおわらせ、封建的領有権を法にしたがって行使される近代的私権に——法治主義と中央集権がその条件——置き換えること、さらに農村の土地にたいして私的所有権を確定することであった。ブルジョア革命とは、ブルジョアジーが政治的・経済的に勝利した革命ではない。むしろブルジョアジーという社会的階級が形成される諸条件が確立された革命なのである。

この観点からすれば、イギリスにもブルジョア革命は起こっている。ところが、イギリスのピューリタン革命と名誉革命の担い手は、議会＝ジェントリ＝下級地主貴族層であった。議会は絶対主義君主の権限を制限する側に回り、立憲主義の礎を築いたともいえるが、しかし、二

度の革命を通じて、旧封建貴族の勢力は温存された。かれらは、封建貴族から地主貴族となり、大英帝国の議会と官僚機構を牛耳るようになった。こうしてイギリス社会は、ブルジョアジー（産業資本家）、レントナー（地主貴族 政治家と高級官僚を生み出す階級）、プロレタリアート（産業賃労働者と農業賃労働者）の三大階級に分裂していく。

封建貴族が他の諸階級を圧倒したイギリスにあっては、農地は封建貴族達の所有となった。つまり、封建的領有権は、地主貴族の土地所有権へと転換されたのである。エンクロージャーとは、まさに農民たちの農地への権利を否定すること、農民たちを土地から切り離し、さらに農業共同体からコモンズを収奪することであった。二度のエンクロージャーを経て、ビジネスに賢い地主貴族たちは、農業資本家になって農民たちを農業賃労働者として雇い、農場を営営するようになった。イギリスでは農業の資本主義的経営が発展してゆく。

さらに、産業資本の形成期には、地主貴族は産業資本の出資者ともなる。イギリス資本主義は、レントナー資本主義という様相をも帯びた。レントナーは、土地や株式や公債から得られる地代・金利によって生活の糧をえるが、それはかれらが資本主義システムの永続性に利益をもっていることを意味する（明治政府もまたポンド建て公債によって国家予算を調達している）。ところが、産業資本ブルジョアジーは、短期的な目先の利潤をおいたがる。プロレタリアートは資本による支配にあらがう。これは、資本主義システムの壊乱要因となりうる。それにたいし（国家の担い手でもある）レントナーは、資本主義システムの維持保存——すなわち資本主義システムの長期的利益——という観点から両者を調停していた。レントナーからしてみれば、プロレタリア革命が起こっても、労働者を搾取

しすぎて労働者階級が再生産されないのも、その階級利害に反するからである。

ではブルジョア革命の「本場」であるはずのフランスはどうであったか。大フランス革命は、いくつかの段階に分けられるが、革命初期では立憲議会は、封建特権の有償廃止を打ち出していた（1789）。これは、封建貴族に土地の所有権をみとめ、農民はそれを有償で買い取ることが出来るというものであった。つまり、イギリス型に近い、封建領主たちに優位な政策といえる。フランス国家もまた、封建的領有権を地主所有権に転換しようとした。しかしながら、都市部のサンキュロット・コミューンの蜂起そして農村での農民の反乱は、このような「地主革命」をゆるさなかった。国民公会、とりわけモンターニュ独裁において、すべての封建的領有権の無賠償での廃止が打ち出される（1793）。封建領主の土地が没収され、それが農民に分け与えられた。こうして、封建制のもとでの農民達は、自作地の所有者としてみとめられ、いわゆる「分割地農民」として現れた。農民層が、ブルジョア革命に主体的な役割を果たし、土地を勝ち取ったこと、これは王の首を刎ねたこと以上に、フランス民主主義の基盤となってゆく。現在でもフランスは、先進資本主義諸国のなかでももっとも平等を重んじる国の一つであろう。そしてその根は分割地農民による土地権利獲得にあるのではないか——ただし、この平等は、それを実現する強力な国家を国民が求めるという負の側面を持つのであるけれども。

このように、封建領主と農民との階級闘争における力の優劣関係が、国家装置を通して、法的な私的所有権として表現されるに至ったのである。イギリスでは、国家は封建領主の利害に立って土地関係を再編し、フランスでは農民の利害にそった分割地の私的所有が認められた。ところで、ブルジョア革命と産業資本主義の展

開に遅れた国々にあってはどうであったのか。イタリア、日本、ドイツにあっては、国民国家の統合と中央集権化が遅れており、ブルジョア革命と産業資本の育成が急を要する課題であった。その場合、封建領主と農民のあいだの階級闘争の結果を待っている状況ではない。そこで、国家主導による「上からのブルジョア革命」、すなわち封建的領有権の解体と私的所有の確立が強力に推進されるのである。

そのなかで、とりわけ日本の明治維新は、興味深い例となっているように思われる。日本では、封建勢力（身分特権）の強制的な解体および封建勢力の土地権利の否定が明治国家によって断行され、農民の土地所有が認められるという結果になった。これは、国家による「強制的均質化」の先駆的な事例と見なすことができる。他方で、土地の所有権を認められた農民は、しかしながら、地租と徴兵制をつうじて国民的動員されていくのである。明治維新は、なるほど国民的「総」動員ではないかもしれないが、「国民」を立ち上げ、それを国家プロジェクトへと動員していく、世界史的先駆形態なのではないか。

3. 明治維新

——日本におけるブルジョア革命の実態、あるいは国民的総動員の始動

日本の明治維新は「王政復古」という衣装をまとして現れた。それは文字通りに受け取れば、封建制以前に戻ることを指す。しかし、明治維新はもちろん先祖返りではない。封建制を解体し、封建的領有権を否定し、土地の私的所有権を確保したという点で、明治維新もまた優れてブルジョア革命だったといってよい。ところで日本の明治維新では、農地は農民の私的所有と

なったので、一見フランス型革命にも映る。しかしながら、明治維新にあたって日本の農民はほとんど主体的な役割を果たしていない。それにもかかわらず、農地は農民の所有になった。これは、ヨーロッパ諸国と比較した場合、際違った違いを見せている。

ひるがえって、ちょうど日本と同じ時期に国家統一を果たしたイタリア・ドイツでは、封建領主による土地所有が認められ、彼らは大地主となった。たとえば、ドイツ東部の封建領主はユンカーと呼ばれ、かれらは農地を直接経営する封建領主であった。ドイツ帝国の統一をはたしたプロイセンの宰相・ビスマルクもまたユンカー出身である。農奴解放によって農民への封建的支配権は剥奪されたものの、領地の私的所有権を認められたユンカーたちは、農場経営をさらに拡大してゆき、またドイツ帝国の官庁や軍の中枢を占め続けた。つまり、ドイツ・イタリアにおける国民国家の統一は、「地方の」封建領主たちとの妥協の産物であり、国民国家統一後にあっても、封建勢力は地主貴族として巨大な経済的・政治的勢力を維持することができたのである。

ひるがえって、日本はどうだったのか。封建制は解体された。さらに維新後、約十年という短期間のうちに武士身分は名実ともに解体された——これだけでも驚くべきことであろう。しかしながら、それは農民の勝利に終わったとはとても言えない。封建勢力と農民との闘争はほとんど戦われずに終わっている。結論を先取りすれば、明治維新の勝者は国家であった。これが日本のブルジョア革命を特異なものにしている。すなわち、国家による国民的総動員が始まったのである。

明治維新の改革を年代順に辿れば次のようになる。

1968年 王政復古

1968-69年	戊辰戦争
1869年	版籍奉還
1871年	廃藩置県
1873年	徴兵制公布
1873年	地租改正
1876年	秩禄処分
1877年	西南戦争

今から見れば、この明治維新のプロセスはむしろわかりやすい。封建的権力を解体し、封建勢力から諸権力・諸特権を剥奪し、中央集権体制を構築する。農民に農地の私的所有を保証するかわりに、地租を課して国家の財政を安定させる。武士の政治的・経済的特権を剥奪することによって——身分は国民的総動員にとって障害でしかない——、国民の「強制的均質化」をはかり、国民皆兵制によって富国强兵路線へと国民を（総）動員してゆく。

しかしながら、なぜこの10年あまりの短期間で封建勢力の徹底的な解体ができたのか、不思議なくらいである。欧米と比較しても日本を非常に特異なものにしている。封建制が存在しなかったアメリカ合衆国をのぞけば、近代国民国家の成立以降、イギリス、ドイツ、イタリアのいずれにあっても封建的諸勢力は地主貴族となり、経済力を維持し、社会的にも大きな力を持続けたのであった。なぜかくも脆く日本の封建勢力は壊れたのか。そのいくつかの原因を辿ってみたい。

・商品経済の浸透による藩の財政的破綻

幕末には諸藩の財政はすでに破綻状態であった。貨幣・商品関係が社会に浸透し、封建制の経済的破綻は目に見えていた。というのも、生産力の向上によって米の生産量は増えてゆき、米の価値は下がる一方であったからである。これは米に経済的に依存した封建勢力に打撃を与えた。各藩は、藩債や藩札をばらまいて急場を

しのぎ、両替商、札差（米を担保に高利貸しをしていた業者）、米問屋などの「金融業」が藩を相手に金を貸して潤っていた。藩は借金づけであった。さらに版籍奉還の後、1870年には「藩制」が導入され、明治政府は諸藩の財政をコントロールしていくのであるが、藩は明治政府に海軍資金を上納しなければならなくなり、ますます藩は財政的に追いつめられた。政府の命令で、藩債と藩札の処分もおこなわれたが、このとき「踏み倒された」藩債も膨大で、武士たちといっしょに江戸の札差も没落してしまう。最終的に廃藩置県によって藩による地方統治は解体されるのだが、当時の明治政府も覚悟していた大規模反乱も起こらなかった。商品経済の浸透によって、すでに日本の封建制は自壊に追い込まれていたともいえよう。

・武士の土地からの分離

江戸時代から武士は徐々に土地へのつながりを失っていった。徳川幕府が各大名に保証していたのは、所領ではなく禄高であった。また転封（国替え）も行われた。また、大部分の藩では、地方知行から蔵米知行に切り替えが進み、知行地の代わりに蔵米が俸禄として支給されるようになる。つまり、武士はその所領を「一所懸命」するのではなく、藩の「官僚機構」や「常備軍」に勤務する見返りとして俸禄を受け取るように「公務員」化していった。さらに、武士は城下町に居住することになり、土地農村との結びつきはますます薄まったといえよう。ゆえに、廃藩置県によって藩が解体されてしまった時、士族による農耕地の所有が取りざたされるはずもなかった。農業共同体による土地の実質的管理保全権は、農民の私的所有へと転換された。そのとき、武力による農村共同体の直接支配という「武士の本分」を忘れ去ってしまったことを、士族たちは思い知らされたに

ちがない。

しかしながら、明治維新という改革を劇的なものにしたのは、なによりも社会の特定階級や勢力への利害よりも、国家の論理が徹底して優先されたことによる。もちろん、明治新政府による改革の進め方は（結果的に見れば）きわめて巧妙なものであった。たとえば、藩からその政治的・軍事の実権を奪っていくのにあたって、版籍奉還から藩制、最後に廃藩置県と段階的に処置がとられたが、最初の「版籍奉還」にあたって政府は曖昧な説明に終始し、多くの大名はよく事情も分からずに応じてしまったといわれる。過渡的な処置や妥協策がとられ、封建勢力の不満が集中しないように改革は進められた。段階を踏んで藩の権限は奪われてゆき、中央集権が築かれたのである。

しかしながら、明治政府による巨大な改革にあたって、首尾一貫したシナリオを描いた人物がいたとは考えにくい。そもそも、初期明治政府にあっては権力争いが凄まじく、リーダーシップをとる者が目まぐるしく交替している。明治政府の首脳たちは、自分たちの出身身分（士族）や出身藩、そしてかつての藩の主君を裏切るような施策を実行しなければならなかった。また、戊辰戦争から西南戦争にあっては、朝敵だった者が新体制で拔擢されたり（榎本武揚）、維新の功労者が逆臣となったりする（西郷隆盛）時代でもあった。さらには、国家の一大事の時期に、政府の首脳たちが二年近くも外国を外遊する（岩倉使節団 1871-1873）など、今の常識では計り知れないものもあった——案の上、「留守政府」と海外視察組との主導権争いも起こり、明治六年の政変へとつながっていく。「維新の三傑」と称される、木戸孝允、西郷隆盛、大久保利通は、明治十年前後にあいついで早すぎる死を迎え、西南戦争以降の新しい日本を確かめることができなかった。

では、封建勢力や守旧派への配慮や妥協が繰り返され、政府内の権力争い、国家近代化の路線をめぐる紛糾が繰り返されたにもかかわらず、明治政府による改革はなぜ最もラディカルな結果をもたらしたのだろうか。明治新政府における権力争いの激化、改革の担い手の目まぐるしい盛衰は、結果として階級利害——とりわけ封建勢力のそれ——の政府への浸透を妨げたのである。つまり、階級的利害よりも、国家の論理が最優先されるという結果をもたらしたのである（これを現在に当てはめれば、小泉純一郎政権の後の日本における目まぐるしい内閣の交替は、「国家の論理」を優先する国家政治を導くものであろう）。

たとえば、中央集権体制を確立するために、版籍奉還から廃藩置県にいたる一連の政策を強力に推し進めたのは、木戸孝允であった。ところが、木戸は秩禄処分には反対していた。藩は解体しても、禄制だけは維持すべきと木戸は考えていた。国家の担い手として士族に期待をしたからである。身分を完全に撤廃してしまうと天下国家を担うという高い意識を誰にどのようにして持たせるかということが問われるからである。しかし、秩禄支給のための予算が国家予算のおよそ三分の一を占めるなかで、大蔵省の権限が増してきて、秩禄処分は断行された。つまり、官僚機構と軍の利害というものが前景に現れ、政治家たちもまた、この国家の論理に取り込まれていったのである。

すなわち、王政復古から10年にわたる明治維新は、中央集権・近代国家という漠然とした目標は共有されていたとはいえ、一つの強固な意志をもったリーダーシップによって実行されたものでもなければ、首尾一貫したシナリオを書いた黒幕によって操られ、進められたものでもない。そうではなく、ある一つの巨大な機械、自己拡大・自己増殖してゆく機械が動き始めた

のである。そして、明治維新の担い手たちといえども、その機械のロジックによって突き動かされ、機械の精巧な作動のなかに組み込まれていった。その場合、人は機械の歯車の一つとして作動したり、場合によっては使い捨てられたりすることになる。その機械とはすなわち「国家」であった。国家は、その外部でおこる階級闘争や社会的諸勢力の敵対、あるいはその内部での権力争いでさえその動力源に変え、社会全体にその触手を伸ばしていく。

地主貴族層が官僚機構と軍を牛耳ったヨーロッパ諸国と異なり、日本国家は旧封建勢力からの軛から放たれた。さらに資本家階級は存在しなかった。また徴兵制と地租改正にたいする農民の蜂起（血税一揆と地租改正反対一揆）は、士族の反乱よりも全国規模かつ長期間にわたって続いたが、これも明治政府は鎮圧に成功する。つまり、明治政府はいかなる階級の利害にも足を引っ張られることなく、逆に住民を巻き込み動員しながら、国家の利害すなわち富国強兵路線を突き進んでいった。

とりわけ学制（1872）徴兵制公布（1873）、地租改正（1873）、秩禄処分（1876）そして西南戦争（1877）は、国民的（総）動員体制の端緒が切られ、資本の本源の蓄積が本格化する転換期を画する出来事であって、その相互関連・相互作用を吟味するべきであろう。秩禄処分が遂行される絶対条件として、武士にかわる兵士を確保する必要があった。また、武士たちは教養をもった身分であった。したがって、藩や私塾によって担われていた軍事訓練および教育システムを特定身分から解放し、それを中央の統制のもとにすべての国民に授けなければならなかった。こうして、学校そして兵役は、兵士として、あるいは資本主義生産の担い手として相応しい規律を諸個人の身体に刻みつけていく（徴兵制の初期の頃、日本人は軍隊式の行進が

できなかったと言われている。そもそも集団において身体的動作をシンクロさせるという経験に日本人は乏しかった）。

しかし、士族に代わって国家を担うような国民的身体が一朝一夕に出来るはずはない。士族達には、軍・学校・官庁に再就職したりする者も多かったし——国民的教育係となる——、また農民一揆や士族反乱の際には、結局は士族の手を借りるほかなかった。つまり、国民的（総）動員は容易いものではない。ところが、帯刀禁止や秩禄処分、また華族士族平民間での結婚の許可などによって身分特権を撤廃したことで、住民の強制的均質化が一步進んだのも確かである。問題は、国民的同一性＝ネーションが立ち上がるかどうかであった。

徴兵制公布（1873）、地租改正（1873）に前後して、明治政府には征韓論をめぐる路線対立が激化した。それはとうとう「明治六年政変」へとつながり、西郷隆盛、板垣退助、江藤新平などの参議と官僚約600人が辞任することになる。西郷が征韓論を主張した意図は、諸説あるけれども、西郷は具体的な戦争計画を練っていたわけではなかった。落合弘樹によれば、西郷は維新以後の社会の道徳的退廃を憂い、日本に戦時体制をもたらすことによって、国内の態勢を改革し維新を貫徹しようとした（『秩禄処分』）。つまり、西郷は、戦時体制をあえて作り出すことによって、士族の鬱憤にはけ口を与えたとともに「国民」を立ち上げようとしたのだ。さらにいえば、国民皆兵を確立し、それを十全に機能させるには、対外戦争に国民を動員するに如くはない、ということであろう。しかしながら、西郷が兵を挙げざるをえなかった西南戦争において、国民皆兵システムの優位さが証明されてしまったのは歴史の皮肉であった——西南戦争において、士族と平民兵のあいだの軍事的な優劣はないこと、軍事的勝敗を決する

のは、近代的兵器であり、軍隊の戦術と規律であることが証明されたからである。

ここから見て取れるのは、日本のネーションの成立には、植民地主義的な海外侵略が不可欠なモメントであったということである。さらに、国民というものがあらかじめあって、次にそれが国家動員されていくのではなく、国家戦略への（総）動員こそが住民を国民にしたのである。近代国民国家は、その成立から他の諸国家との競合と戦争を運命づけられていた。対外的危機のなかで国民的な統一や国民的意識が形成されていったのであり——黒船がわれわれを日本人にした。ネーションとは危機の産物である。

別の見方をすれば、植民地主義の主要な「輸出品」はネーションであった。ある国民国家による世界進出は、その侵攻先の地域における国民国家の成立をうながさずにはいない。たとえば、ナポレオンによるヨーロッパ侵攻は、ヨーロッパ各地で国民的統一の機運を高めている。また、植民地となった地域では、宗主国による支配への抵抗と蜂起から国民的意識と国民的統一が形成されていった⁴⁾

明治維新の改革において徴兵令、地租改正そして秩禄処分には密接な関係があった。まず、戦前の日本においては、たえず経済的な困窮に置かれた農村は、兵士の供給源でもあった。軍部もまた、都市の青年よりも、屈強な身体と従順な精神をもった農村出身者を兵として好んでいた。しかしながら、農村は一揆（地租改正反対一揆そして血税一揆）によって、明治政府の改革に反対した。まずもって、兵役は封建制には農民にない義務であり、さらに、地租（地価の3%）は大変な高負担税であった。しかも、作況や米価によって斟酌されずに金納しなければならず、農民達を苦しめた。農民の反乱をおそれたのか、政府も西南戦争の直前に地租を2.5%に下げている。

ところで、封建制においては「百姓は生かさず殺さず」であったので、農業共同体に壊滅的な打撃を加えることは封建領主達も避けていた。農村の荒廃は、封建領主層にとっても「共倒れ」を意味するからである。ところが、地租では貨幣商品経済の「ドライさ」というものが入ってくる。地租は、農地に限らず日本の土地全体が対象であり、土地の所有者に課された。地租にあっては、誰が所有者か、またどのような生業をしているのかは問わない。地租を払わなければ、土地が差し押さえられ、やがて所有権が移転するだけだった。

日本では、農地への封建的領有権が否定され、農民の土地所有権へと転換されたのだが、しかしそれは地租という課税との引き替えが条件であった。また地租とは、農地に限らず日本全国の土地への課税であり、これは、実質的には明治国家によって全国の土地にたいして抵当権が設定されたことを意味する。このことは、私的所有権の本質について教える。つまり、私的所有権を掘り下げていくと、その再深層には国家所有権＝課税権があるのである。税を払い続ける限り私的所有は認められようが、滞納すると国家へと所有権は移転される（税の滞納による差し押さえ）。

さらに地租改正と秩禄処分をめぐる金のながれを見ていくと興味深いことが分かってくる。秩禄処分とは、華族および士族の農地への権利（正確に言えば収穫された農作物への権利）を明治政府が、金禄公債という「国債」によって買い取ったということを意味した。明治政府は財政難に苦しんでいたので、金禄公債の元手は、明治政府がロンドンで発行した7分付ポンド建国債240万ポンドであった（発行額面100ポンドにつき92.5ポンドで売出されるという条件の悪いものであった）。レントナーが支配する国家・大英帝国は世界的なレントナー（高利貸

し) 国家でもあった。

秩禄処分の結果、農地の権利は、完全に農民の私的所有となった。しかし、農民は無償で自分たちが耕作していた土地を手に入れたともいえない。地租という重い税を支払うことによって、明治政府が抱えている外債償還を支えなくてはならなくなったからである。つまり、土地の権利関係が封建領主層から農民に移転するにあたって、明治政府は「土地ブローカー」のような役割を果たしている⁵⁾。農地の斡旋と見返りに、農民達は永遠のレント（地租）を政府に支払い続けなければならなくなった。

ここで、日本の秩禄処分・地租改正とロシアの農奴解放とを比較しておきたい。1861年、ツァーリ・アレクサンドル2世は、農奴解放を行ったが、土地所有権はそのまま封建領主に帰属し、開放された農奴たちの土地権利は認められなかった。まさに農奴は、土地から二重の意味で放逐された。しかし、かわりに政府が封建領主から土地を買い取って、農民たちに49年ローンで売ったのである。ツァーリの政府は、そこでは土地ブローカーを演じたわけである。アレクサンドル2世は、「上からの改革」（「下からよりは、上からこれ〔農奴解放〕を行うべきである」）を唱えたことで有名であるが、日本の明治維新も「下からよりは、上からこれ（私的所有権の確立）を行うべきである」が、実情にあっていたといえよう。

地租改正は、土地の私的所有権を確立するという側面をもったが、それを国家が保障するものとして地券が発行された。ところで、農村共同体が共同で管理保有していた「入会地」の多くは、私的所有の原則から外れ、徴税も困難なことから国有化されていった。このコモンズの没収は、伊勢暴動、真壁暴動、群馬県入会地騷擾などの大規模な農民反乱を引き起こす。イギリスのエンクロージャーは、地主貴族達が牧羊

地として利用するため、あるいは農地の拡大のため、コモンズを私的所有へと囲い込んでしまったのだが、政府が徴税政策のためにコモンズを国有化したというところが日本の特徴を表している。すなわち、明治維新というブルジョア革命においては、どの身分・階級も勝利はしなかった。農民も封建領主層も敗れ、ただ明治国家の一人勝ちとなった。

明治維新において、一揆や打ち壊しはおこったにせよ、その改革過程で日本の農民町民層は、主体的・能動的な介入を果たせなかった。これは日本の近代に大きな影を落としたと思われる。明治維新は、旧封建領主や武士層の「内部の」闘争で、農民や町民の頭ごなしに進んでいった。それは「上からの革命」だった。地方の農村では、「お上」が替わったくらい意識しかもてなかったかもしれない。

とくに農村は、新たに兵役を課され、地租を課され、入会地は没収された。地租と資本主義経済の拡大は、農村を直撃していく。たしかに農民は土地を手にしたかもしれない。しかし、西南戦争によって経済はインフレからデフレへと乱高下し、多くの農民は土地を手放してしまった。約半数の農家が小作農化し、いわゆる寄生地主が勢力を拡大していく。「日本は（半）封建制」という診断に一理あるとすれば、それは明治維新に農村の開放がなかったこと——権力からの解放がなく、年貢が地租に替わって負担はむしろ増したこと、また閉鎖的な村共同体からの農民個人の解放がなかったこと——を指しているといえるかもしれない。

秩禄処分の断行が直接の原因ではなかったにせよ、その翌年、最後の大規模な内乱であった西南戦争が勃発する。西南戦争の戦費は、当時の国家予算に匹敵するような膨大なものであった。しかしながら、戦費の三分の一近くは、岩崎弥太郎の三菱の売り上げとなったと言われる。

三菱は軍事物資の輸送を独占的に担った。また、戦後に戦費の支払いのために国有工場が財閥に払い下げられた。こうして国家による産業資本ブルジョアジーの育成が図らずもおこなわれたのである。戦費をまかなうため政府は紙幣を増刷し、インフレが発生した。さらに今度はインフレ退治のために、大蔵卿・松方正義による緊縮政策が導入され、いわゆる「松方デフレ」が起こる。農村では小作すら続けられないほど困窮した農民が農村を離れて都市部に流入することになった。つまり、西南戦争の余波が日本に「二重に自由な労働者」をつくり出したのであった。そして、彼らは、財政難のために財閥に払い下げられた工場にて搾取されることとなった。西南戦争は、結果として、農民からの土地の収奪と自由な労働者をつくりだし、また国家による資本家の育成と資本蓄積をもたらした。地方の農民が都市に流入し、低賃金で働いて資本に巨大な利潤をもたらす一方で、労働者はスラムで貧窮を余儀なくされる——これはイギリス産業革命以来、各国で繰り返されてきたパターンであるが、西南戦争は、結果として日本における資本の本源¹⁾的蓄積をもたらしたといつてよい。

おわりに

封建制の解体と私的所有権の確立という課題を背負ったブルジョア革命がとった形態を各国で比較していくと、地主貴族による土地改革という様相を呈したイギリス、サンキュロット・コミュニオンおよび農民による「下からの革命」によって——モンターニュ独裁という上からの革命と手を携えて——封建領主の土地権利を否定したフランス、そして国家主導による「上からの」封建制の解体をおこなった日本という相違が浮かび上がってきた。とりわけ、身分間あ

るいは階級間の長期間にわたる闘争のなかから、近代国家と近代的所有関係を漸進的に練り上げてきた西欧諸国と違って、日本では王政復古から10年あまりで近代国家体制と近代的所有関係が打ち立てられ、資本の本源²⁾的蓄積も急速かつ集中的に進行している。明治維新の諸改革のなかでも、徴兵令、教育令、地租改正、秩禄処分へと繋がる一連の流れを辿れば、身分的特権の廃止による強制的均質化という要素をもちながら、富国強兵へと動員することによって、国民を立ち上げるという動きを見いだすことができる。すなわち、国民的（総）動員国家の先駆的な形態として明治維新を位置づけることができるのである。国民的総動員システムの歴史の起源は総力戦体制よりかなり以前に遡ることができるのである。ゆえに総力戦体制国家は、国民国家の成立から続く国民的総動員システムの一つの歴史的現象形態として捉えるべきである。

また、近代資本主義国家はブルジョア革命をへて、ボナパルティズム国家（資本の帝国主義的段階に対応する国家）そして第一次大戦を境とした総力戦体制へと形態変化してゆく。ボナパルティズム国家および総力戦体制の解明については今後の課題としたい。

〈註〉

- 1) 封建制においては、土地にたいする権利関係は、封建領主の領有権と農村共同体による土地の実質的な管理保有権とに分裂していた。ブルジョア革命とは、封建諸特権、とりわけ農民にたいする領主の人格的な支配権を廃止するとともに、同時に、土地への権利を私的所有権へと転化するものである。その際、土地は誰のものか——農民のものかそれとも封建領主のものか——という問題が必ず生じるけれども、農地が誰のものになったかでブルジョア革命か否かを決めるのは、問題の核心を外してしまう。土地への権利関係が私的所有権へと一元化されること、この転化は封建的領有権の解体によってのみ可

- 能になること、この二点を抑えない限り、ブルジョア革命の理解は極めて表面的なものにならざるをえない。したがって、明治維新がブルジョア革命であったのは間違いがない。
- 2) 牧人＝司祭型の権力にあっては、「落伍者」というものは論理的には存在しえない。導かれる者、救われる者だけが群れを構成するからであり、落後する者は、群れにたいする脅威、すなわち排除されるべき「敵」として現れるほかないからである。ここから、牧人＝司祭型権力は、主権的なものを排除しているわけではないことが見てとれよう。友と敵を峻別し、敵を排除殲滅しようとする主権は、牧人＝司祭型権力とともに、相互補完的に機能するのである。
- 3) 『リヴァイアサン』にあっては、住民と主権のあいだに直接の統治契約は存在しない。「万人の万人にたいする戦争」状態を回避するため、住民同士がそれぞれもつ自然権を放棄し、それを主権者に譲渡するという社会契約を結ぶのである。
- 4) したがって韓国と中国でナショナリズムと反日が結びついてしまうのは、これはネーションの歴史的な発展からして必然であろう。日本人は、ネーションの起源を忘れ、それがいつの間にか「自然に」成立したと思いきがちであるが、それは日本が植民地主義侵略国家であったからにはほかならない。植民地主義欧米列強によって国境が引かれた地域において、国民国家を

発展させなければならなかった国では、ネーションの人工性・人為性というものを意識せざるをえない。

- 5) 国家＝不動産ブローカー説については岩田弘『現代社会主義と世界資本主義』の議論を参照している。

引用文献

- 岩田弘『現代社会主義と世界資本主義』批評社 1989年
- 落合弘樹『秩禄処分』中公新書 1989年
- ベネディクト・アンダーソン『想像の共同体—ナショナリズムの起源と流行』白石 隆・白石 さや リプロポート 1987年
- カール・シュミット『政治的なものの概念』田中 浩・原田武雄訳 未来社 1970年
- ミシェル・フーコー『知への意志』渡辺守章訳 新潮社 1986年
- ミシェル・フーコー「政治の分析哲学」『ミシェル・フーコー思考集成 VII』筑摩書房 2000年
- カール・マルクス『資本論』第一巻 資本論翻訳委員会訳 新日本出版 1983年
- 山之内靖「方法的序論」『総力戦と現代化』山之内靖、成田 龍一、J. ヴィクターコシュマン 編 柏書房 1995年

＜研究ノート＞

戦後アメリカ自動車産業における労使関係の一断面 —全国協約改定にみる賃金・付加給付の上昇—

鈴木 直次

目 次

1. 戦後労使関係の形成過程
 - (1) 前史—UAW の結成まで
 - (2) UAW のビッグスリーに対する組織化の勝利
 - (3) 第2次大戦期の急拡大
2. 戦後労使関係の成立と特質
 - (1) 戦後危機とその収束
 - (2) 1948年および50年協約の特質
3. 戦後労使関係の断面：全国協約改定にみる賃金・付加給付の上昇
 - (1) 賃金・COLA
 - (2) 雇用・所得保障と労働時間
 - (3) 年金と医療給付

はじめに

2008～09年におけるGM（ならびにクライスラー）の経営破綻の有力な原因の一つが、同社の高コスト体質にあったことはよく知られている。この体質を生み出した要因は多岐にわたるが、多くのブランドと車種を抱え、その生産・販売のため巨大な工場設備と労働者、大規模なディーラー網を維持したことがまずあげられる。また、Generous Motorsと揶揄されたように、GMの高賃金と手厚い付加給付に基づく高労務コスト、なかでも退職者に対する年金と医療給付からなるレガシーコストがその原因の一端にあったことも疑いない。さらには、現場の労働慣行を含む生産システム全体の非効率性も無視できない要因であろう。

GMの高労務コストという特質は、第2次世界大戦終了から1970年代末までの米自動車産業の繁栄期における労使関係のなかで生まれ育ったものであった。巨大で安定した国内市場と絶大な国際競争力を背景に、GMを筆頭とするビッグスリー各社は順調な操業と利益の獲得のため、強力な組織力と戦闘性を誇ったUAWとの間に「労使休戦」を実現すべく、高賃金と手厚い付加給付を容認した。この結果、自動車産業の労働者は他の製造業を大幅に上回る経済条件の改善に成功し、職場における規制力を強めた。しかし1980年代に入ると、各社は石油危機に伴う市場の激変や日本を筆頭とする海外企業の進出により深刻な経営難に陥ったため、UAWも一連の「譲歩協約」を余儀なくされた。かくて、賃金・付加給付の上昇テンポは大幅に鈍化し、現場の労働慣行の一部にも変化が生じた。しかし80年代半ば以降の景気回復により収益が回復すると、譲歩のかかなりの部分は取り戻され、90年代末には繁栄期の賃上げパターンが再現されたように思われた。こうして自動車産業の労使は21世紀を迎えたのである。

本稿はもともと2008～09年におけるGMの経営破綻の様相と原因を、労使関係の側面から検討する論考の一部として構想された。そこでは、GMの高労務コスト構造の実態と破産法申請前後のリストラ過程におけるその変化が主たる対象となったが、考察を進めるにつれ、いわ

ば前段として、労務費の増加プロセスとそれをもたらしした労使関係について整理しておきたいと考えるようになった。そこで論考の一部を独立させ、本稿では第2次大戦終了から70年代末に至る期間のUAWとビッグスリー（主としてGM）との全国協約を中心に、賃金・付加給付の動向を検討することにした。しかし、時間的な制約などにより、参照すべき文献を十分にフォローできず、本文自体にもなお整理すべき余地を残している。そこでとりあえず研究ノートとして発表し、全体をまとめる際にあらためて手を加えることにしたいと考えた。¹⁾

1. 戦後労使関係の形成過程

戦後の労使関係を論じる前に、その形成過程をなす1930年代のUAW台頭のプロセスを概観しよう。すでに豊富な研究の蓄積があり、以下は基本的な事実の確認にとどまる。²⁾

(1) 前史—UAWの結成まで

自動車産業における組織化の試みは産業の誕生とともに始まった。しかし、1930年代に至るまでその企てはほとんど成功せず、組合は存在しないのに等しかった。主たる理由は以下の2点に求められる。第1に、アメリカの労働組合運動の中心を占めたAFL（アメリカ労働総同盟）は熟練工中心の職業別組合という性格を墨守し、半・未熟練工が大半を占める大量生産産業の組織化に無関心だったことがあげられる。しかも組織化に乗り出した後でも、傘下の各職業別組合がそれぞれ管轄権を主張して対立を繰り返したため、成果はほとんどあがらなかった。他方、IWW（世界産業労働者組合）や共産党の影響下にあるAWU（自動車労働者組合）などのラディカルな団体も半・未熟練工の組織化に着手したが、ごく一時的な成功をおさめたに

過ぎなかった。半・未熟練工の大半は農民や移民などからなっており、その多くは組合を知らず、また多様な出自から、団結して組織を求めるまでには至らなかった。

第2に、会社側の強烈的な反組合姿勢があげられた。自動車会社は、一方で、戦前のフォードの「日給5ドル」に象徴される高賃金と1920年代のGMに代表される「福祉資本主義」、すなわち自社優先株を購入する株式保有・貯蓄プランや団体生命保険、リクリエーション施設の提供などを通じて、季節的および循環的な雇用の大きな変動、現場におけるフォアマンの情実や組立ラインの耐え難いスピードアップなど劣悪な労働条件に対する不満を緩和しようとした。もっとも自動車産業における時間あたり高賃金は不安定な労働時間によって減殺される傾向にあり、「福祉資本主義」もまた他産業に比べかなり矮小なものではあった。それにもまして、会社の直接的な暴力やスパイによる組合関係者・シンパへの徹底した差別・解雇が組合活動を抑え込んだ。AFL傘下の大組合であったIAM（国際機械工組合）の組合員数は1929年にわずか1,000人を数えたにとどまり、デトロイトは組合オルグにとって難攻不落の地であった。

しかし、大恐慌とニューディールが事態を一変させた。まず、急激な生産削減にともなう雇用と賃金の大幅な切り下げは、デトロイトに大量失業と生活苦を蔓延させた。他方、経営難により多くの会社では「福祉資本主義」が継続不可能となり、現場には再びスピードアップとフォアマンの専制が広がり、健康・安全条件も悪化したが、会社は労働者の苦情を一顧だにしないかった。かつてない不況の経験は、一部の労働者に生活苦の解決手段として組合へ関心を向けさせ、失業者組織や共産党指導下の労働争議が散発的に生じた。

しかしより重要なのは、F.D. ローズヴェルト

大統領によって展開されたニューディールであった。これによって労働者の団結権と団交権ははじめて法的に認められ、本格的な組織化が始まる舞台が整った。最初の契機は、1933年6月に制定されたNIRA（全国産業復興法）であった。NIRAは景気回復のため、破滅的な競争を回避し、各産業におけるカルテル化を通じて物価の引き上げと利潤の回復を企図する一方、団結権と団交権を初めて公認し（第7条a項）、労働者の賃金引き上げと購買力の増加を目指した。政府は各産業に対し以上の内容を具体化した公正競争規約（コード）を作成して、提出するよう命じたが、ビッグスリーによる独占が確立していた自動車産業はコードの作成を不要とみなし、他産業にもまして労働条項に強く反発した。このため政府はコードの作成・運営から労働組合を排除し、その内容でも自動車業界に大きく譲歩した。焦点となった労働条項では、会社は組合加入の有無にかかわらず、採用・解雇・昇進などを個人別の業績評価によって決める「メリットクローズ」を政府に認めさせることに成功し、政府から要求された賃金・労働時間の規定はごく名目的なものにとどめた。

それでもNIRAは組織化キャンペーン開始の契機となり、33年秋以降、AFLとは異なる産業別組合主義のリーダーであったJ.L.ルイスがこれを利用して炭坑組合の組織化に成功した。AFLもまた、必ずしも熱心ではなかったが、自動車産業の組織化に乗り出した。このような組合側の動きに対抗して、会社は企業組合を積極的に組織し、従業員代表制を採用して第7条a項を換骨奪胎しようと企んだ。同条項は労働者に対して、自ら選んだ代表を通じて集团的に組織し交渉する権利を認め、これに対する使用者の干渉・妨害等を禁じたのだが、政府はそれを企業に有利なように解釈し、紛争の調停にあたった。

その限界を取り除いたのが、NIRAの違憲判決を経て成立した1935年の全国労働関係法（ワグナー法）と新たな組織化の主体である産業別組合のUAWであった。まずワグナー法は、あらためて労働者の団結権と団交権を保障し、この権利の行使に対する使用者の干渉、妨害などを違法な不当労働行為と認定した。また、被雇用者の代表が使用者との団体交渉の排他的な唯一の交渉者となることを規定し、不当労働行為の是正と団体交渉単位の選出手続きやその運営、認定にあたる独立の機関としてNLRB（全国労働関係委員会）を設立した。これに対して自動車産業の多くの経営者は、最高裁が違憲判決を出すと信じてワグナー法を無視した。しかし37年3月に最高裁が同法を合憲と認めるに及んで、法律順守の義務を引き延ばすことは不可能となり、組織化は飛躍的に進んだ。

ついで、産業別組合のUAWが誕生し、組織化の主体となった。当初、AFLは大量生産産業の組織化に際して職種別の境界を定めることが難しく、かつ、職種別労組による管轄権紛争を避ける必要から、労働者をAFL本部が直接管理し、工場単位で設立する直属組合（federal labor union）に一括加入させる方針をとった。34年春頃から、AFLのオルグあるいは直接その支援を受けない左派グループ等によって組織化が始まり、直属組合の数は34年には106に達した。しかし、工場ごとに孤立した組織では強大な会社と企業組合に対抗できないことは自明であった。しかも、AFLは会社との話し合いと政府調停を基本路線とし、ストライキによる対決を避けたうえ、そのオルグは戦闘性と自動車産業の知識に欠けていた。このような点から、オハイオ州トレドなどで活発な組織化を展開したローカルを中心に、産業別全国組合の設立を目指す運動が始まった。AFLも止む無くこれを認め、35年8月には傘下65の直属組合（組合

員2万6000人。55のローカルという説もある)を合同してUAW (United Automobile Workers of America) が結成された。しかし、AFL加盟の機械工組合などの強い反対により、UAWに対して自動車産業全体の管轄権は与えられず、参加したローカルによる自主的な役員選出も認められなかった。この限界はCIO (産業別組織委員会) の結成に刺激を受けた36年4月のUAW第2回全国大会において打破され、独自の役員の選出とAFL管轄権の廃棄、すなわち自動車産業全体にわたって職種の枠にかかわらず労働者の組織化を進めることが決定された。そして、UAWは同年7月にAFLを脱退してCIOに加盟し、今日に至る基礎がつくられた。自動車産業において本格的な組織化のための準備が整ったのである。

(2) UAWのビッグスリーに対する組織化の勝利

組織化の最初の標的は、当時世界最大の自動車会社GMであった。UAWは36年12月30日、自らを唯一の交渉団体として承認することなど7項目の要求を掲げ、シボレー、ビュイック、ポンティアック、オールズのボディ製造が集中するGMの心臓部、フィッシャーボディ第1、第2工場において少数の組合員による座り込みストライキを開始した。この座り込みストライキという戦術は1920～30年代の欧州諸国で頻繁に用いられ、米国でも36年1月にオハイオ州アクロンでURW (全米ゴム労組) が組合の公認を求めてグッドイヤー社に対し行使したのがはじめてとされている。労働省労働統計局(BLS)によると36年に48件の座り込みストライキがあり、うち自動車産業では部品・素材会社における3件、いずれも組合の承認、賃上げなどで勝利をおさめた。座り込みストライキが有効であった理由は、工場の占拠によって代替要員やスト破り、警察の導入が難しくなるのに

加え、スト参加者を強制的に排除すると機械・工具、工場建物が物理的に破壊され、損害を大きくするためであった。³⁾

ストライキに対して、会社側はその中止後でないと交渉に応じないと協議を拒否した。37年1月には会社側の実力行使に伴い、フィッシャーボディ工場で「ランニングブルズの戦闘」(Battle of the Running Bulls) と呼ばれる警官隊との衝突が発生、多数の負傷者が出た。その後ストライキは拡大し、月末までには50工場12万5000人が参加するに至る。J. L. ルイスの指揮の下、CIOも全組織をあげてフロントの争議を支援、全国からオルガナイザーを集結させた。この争議の特徴は州知事(組合の支持により当選したばかりのマーフィー・ミシガン州知事) が平和的な解決を求め、さらに労働長官や大統領までもが概して組合寄りの姿勢で積極的な調停に乗り出したことにあった。政府の委員会(ラフォレット委員会) がGMのワグナー法違反の実例を暴露したり、GMから利益を供与されていた裁判所の判事がストの差し止め命令を出したことが明らかにされたりしたため、世論も組合に同情的となった。このような圧力に加え、ストによる自動車市場喪失(37年1月のGMの生産台数は当初計画の22万台からわずか5万台へと落ち込んだ) への恐れや「生産設備に対する愛着」(クヌードセン社長) からGMもついに妥協し、紆余曲折を経て2月11日に合意が成立した。会社はUAWをストに入った17工場の組合員を代表する代理人として承認し、労働条件の改善等について交渉に入ることに同意した。⁴⁾ また、ストの参加者に対する処罰がないことも合意された。こうして36年12月から37年2月の40日間を超えるフロントのストライキは、「20世紀における最もモニュメンタルな労働争議」と呼ばれるに至った。⁵⁾

両者の協約交渉は3月に合意に達した。最大

のポイントは、GMのすべての工場についてフォアマンに始まりUAW会長とGM副会長、さらには外部の調停者による強制仲裁まで数段階の苦情処理システムが制度化されたことである。これによってUAWの存在は17工場以外でも承認されることになった。ただしその基盤として組合が要求していた職場委員制度は退けられ、より小規模な委員会が設立されたにとどまった。また、先任権を勤続年限によってのみ決めること、能率給を廃止し、全国のGM労働者に最低賃金を定めること、生産標準を労使で共同決定することなどの要求も拒否され、必ずしも組合の要求は100%満たされなかったが、これらの点について経営側の専決権への一定の影響力は確保した。⁶⁾ これは巨大自動車企業が文書で調印した最初の協約として大きな意義をもった。

GMに対する勝利に続いて、UAWはクライスラーの組織化に向かい、37年3月にダッジ・メイン工場で組合の承認を求めて1万7000人余の労働者が座り込みストを開始した。しかしGM争議の際には座り込みストを支持していたマーフィー州知事や世論も、その頻発と労働側の相次ぐ勝利、最高裁によるワグナー法への合憲判決などから、この種のストの必要性はなくなったとして姿勢を変えた(39年には最高裁もこれを違法とする判決を下した)。再び、マーフィー州知事の斡旋によりクライスラー社長とルイスCIO委員長の首脳会談がもたれ、4月にはGMと同様、クライスラー社も組合員を代表する交渉団体としてUAWを承認し、苦情処理システムの新設、先任権の重視などに合意、団交により協約が締結されるまで他のいかなる労働組織も支援ないし承認しないと約束した。

ビッグスリーの2社と相前後して、UAWはハドソン、スチュードベーカー、パッカード、ブリッグス車体、マリ車体および多くの部品メーカーにおいて組合の承認を求めてストライキ

を行い、38年春までには、これらのほぼすべての会社において要求を実現した。残る唯一の巨大企業は、ヘンリー・フォードの強固な反組合主義とその腹心の部下であるハリー・ベネットの暴力によって、組織化活動を厳しく締め出していたフォード社であった。

UAWのフォードに対する組織化キャンペーンは、会社の暴力的組合弾圧策である37年5月の「陸橋の戦い」(The Battle of the Overpass)以降、しばらく先延ばしにされていたが、40年春頃からCIOの支援を得て本格的に始まった。本社・工場が存在するディアボンの裁判所が工場ゲートでのピラマキを禁じた市条例を違法と判断したことから、組織化キャンペーンは強化された。41年3月までに最高裁はUAWがNLRBを通じて告発したワグナー法違反など多くの案件でその主張を認める判断を下し、組合活動のために解雇された22人の労働者の復職を命じた。これに対するフォード社の姿勢への反発とも相まって組織化攻勢は勢いを得て、4月には職場委員の解雇に抗議する小数の職場放棄が5万人の労働者が参加する大規模なストへと発展した。アメリカが第二次大戦に参戦し、急速に戦時動員体制へと転換するなか、労働争議による工場閉鎖は政府の介入をまねくのではないかと経営首脳は危惧した。⁷⁾ さらに、UAWを中心とするボイコットによりフォード車の販売も不振に陥った。10日間のストライキの後、フォードはついにワグナー・ミシガン州知事の斡旋を受け入れ、スト中止の見返りにNLRBの代表権選挙を行うことに合意した。41年5月にはその選挙が行われたが、ヘンリー・フォードの期待に反してUAW・CIOが全体の70%近くを獲得して、排他的交渉権を得た。この結果、同年6月にフォードはUAWと「史上最も寛大な協約」を締結する。主たる内容は、業界最高の賃金と1日8時間を越える労働に1.5倍の超

勤手当を支払うことに加え、組合運動弾圧の中心であった用務局を廃止、労働者 550 人に 1 人の職場委員（ショップスチュアード）を承認、レイオフ、リコールの際に査定のない先任権原則を適用、不当解雇者を復職させることなどであった。

さらに重要であったのは、頑強に組合を拒否していたフォードが要求もされないユニオンショップ制を承認し、UAW 加入者でなければ仕事につけない原則を受け入れたばかりか、組合存続の根幹である組合費の徴収を従業員の給与から天引きすることを発表したことである。これはアメリカ企業にユニオンショップと組合費のチェックオフがはじめて導入された事例であり、自動車産業のみならず、全産業の労働協約のモデルとすらなった。かくて、UAW による自動車産業の組織化はほぼ完了した。

こうして UAW は 35 年の設立からわずか 6 ～ 7 年間で「アングラ組織」からアメリカ最強の産業別労組のひとつへと急成長をとげた。Nelson らの研究によると、UAW の組合員数は 1937 年に GM、クライスラーにおける組織化の成功を反映して 20 万人近くに急増したが、それは新たな組織化によるローカルの新設に基づくところが大きく、37 年には新たに 164 ものローカルが組織された（第 1 表）。そして、第 2 次世界大戦期には組合員数はさらにめざましく増加するのであった。⁸⁾

(3) 第 2 次大戦期の急拡大

1941 年 12 月に第 2 次世界大戦へ参戦した直後、米連邦政府は戦時下における労使関係の安定化を目的に政労使三者

の代表からなる会議を招集し、ストライキとロックアウトを控えること、すべての争議を平和的に解決すること、当事者間で解決できない争議の最終調停機関を設立することについて合意を取り付けた。この合意に従い、翌 42 年 1 月には政労使各 4 名の代表からなる強力な裁定権限を持った NWLB（全国戦時労働委員会）が設立された。同委員会は包括的な経済安定化計画実施の一翼を担い、生計費の上昇抑制、労働力の産業間移動のミニマム化など戦時経済の円滑な運営に大きく貢献した。⁹⁾

参戦後、自動車産業労使は戦時生産の遂行に全面的に協力した。当時、UAW の副会長であったルーサーは、自動車工場の軍需生産への転換を通じて一日 500 機の航空機生産を提唱する一方（それ自身「経営権」への挑戦であったが）、「犠牲の平等を通じた勝利」のための 7 ポイントプログラムを発表し、「創造的な指導者」として大きな注目を集めた。この計画は戦時生産に対する UAW の基本姿勢を示したものであり、公式にはストライキを控える「ストなし誓

第 1 表 UAW 組合員の成長（1935-1949）

	ローカル組合数	新規設立ローカル組合数	解散したローカル組合数	組合員数（人）	
				Troy の推計	Nelson の推計
1935	65	65	—	—	27,300
1936	71	17	11	—	23,800
1937	209	164	24	195,400	175,100
1939	172	73	110	165,300	170,300
1940	272	120	20	246,000	191,900
1941	370	116	18	460,800	414,600
1942	452	155	73	592,400	521,200
1943	512	117	57	908,600	725,800
1944	634	160	38	1,065,100	1,053,400
1946	645	103	92	673,200	893,000
1947	817	224	52	855,500	819,900
1949	965	180	32	919,200	902,700

* Troy の推計（Leo Troy, *Trade Union Membership, 1897-1962, 1965*）では、1938 年 14.95 万人、45 年 89.18 万人、48 年 89.34 万人とある（引用者）。（資料）Daniel Nelson, “How the UAW grew”, *Labor History*, Vol.35 No.1, 1994 Winter.

約」を表明し、賃金凍結にも応じた。また、紛争の解決についてはNWLBの指示に従うと表明した。その引き換えに組合は、協約期間中、組合員が組合を脱退できない「組合員維持」条項を協約に加える合意を勝ち取った。¹⁰⁾

大戦下に自動車産業は巨額の軍需契約を獲得し、戦車など軍用車両や航空機・同部品の生産へと転換、「民主主義の兵器廠」としてきわめて大きな役割を果たした。政府は大企業を優先して軍需契約を与えたから、大企業を中心に雇用は増え、UAWの組合員も増加した。他方、戦時生産の急拡大による労働条件の悪化や労働災害の増加、賃金の据え置きに対し労働者の不満は徐々に高まり、とくに、生産や懲戒に対する苦情が増大した。UAWは会社が組合のストなし条項を悪用し、協約上のルールや労働者の苦情を無視してラインスピードを引き上げたと非難した。現場管理の主体であるフォアマンの不足や経験不足にも促され、熟練・半熟練ならびにUAWの職場委員を中心に組合は生産現場における発言力を高め、工場の伝統的な規律を侵食した。彼らは戦時契約に公的に定められていた以上に生産過程への影響力を行使したため、各社は日々の操業に対するUAWの影響力の制限に全力を挙げたとまで評価された。ミシガン南部の工場を中心に山猫ストが頻発したが、実際にはそれによる操業への影響は小さく、失われた労働時間は全体の0.1%に過ぎなかった。組合の拡大に対する経営側の狼狽ぶりが看取された。

雇用の急増とともに、大戦下に組合の勢力は急拡大した（前掲、第1表）。37年末にUAWは200余りのローカルと20万人近くの組合員を数えたが、41年には40万人を越え、第2次大戦終了直前には100万人にも達した。これらの組合員の増加は新たなローカルの誕生と並んで既存のローカルの拡大にも基づいた。第2次大戦

は国防支出の増加により大企業を中心とする雇用と組合員の増加を促し、30年代のワグナー法を上回る組織拡大効果を発揮したのであった。¹¹⁾

2. 戦後労使関係の成立と特質

(1) 戦後危機とその収束

第2次大戦の終了とともに、戦時下に抑制されていた労働者の要求は噴出し、大規模な労働争議がアメリカ経済を襲った。自動車産業はその代表であった。戦時下の賃金統制、戦後インフレによる賃金の目減り、終戦に伴う超過勤務の消滅、労働時間の短縮やレイオフによる収入低下などへの労働者の不満が高まる一方、自動車会社とりわけGMは戦時および大戦直後に巨額の利潤を獲得した。そこでルーサーらUAW指導部は45年秋に、GMに対し時間賃率30%の大幅な賃金引き上げを中心とする要求を提出した。しかも重要なことは、GMには十分な財務的余裕があるから、自動車価格を引き上げることなく賃上げを実現すべきであり、もしそれが認められないなら帳簿を公開するよう要求したことである。このようにUAWは価格や利潤までを交渉事項に含めるよう主張し、経営権への挑戦を開始した。この背景には、団体交渉を通じてアメリカの経済社会における労使の力関係を変化させ、福祉国家への道を開こうというルーサーらのソーシャル・ユニオニズムの思想があった。またそれに加え、ルーサーがUAW会長の座をめぐる共産党系のジョージ・アデスに対抗するため、ラディカルな要求を出したという主導権争いも反映していた。¹²⁾

これに対しGMはルーサーの要求は社会主義的であり、経営権を脅かすものとして強く反発、全面拒否の姿勢をとった。45年11月に会社は第一次回答として10%の賃上げと自動車価格

の引き上げを示したため、UAWはただちにストライキに突入、18万人の労働者が参加した。紛争が長期化するなかで、当時のトルーマン政権は事実調査委員会を作り調停に着手、同委員会は46年1月に車の値上げなしに19.5%の賃上げが可能と勧告した。しかし、ほぼ同時期に行われた鉄鋼業のストライキに対し政府が18.5%の賃上げを勧告し、これを労使双方が受け入れたこと、GMにおいてもUEW（電機労組）がこの相場で妥結し、ビッグスリーの他の2社もこれに従ったこと、さらには政府も価格引き上げを認めたため、UAWも最後にはこのパターンに従った。46年3月にGMとUAWは最終合意に達し、113日間、参加人員32万人に及ぶ大ストライキは終結した。合意されたのは18.5%の賃上げと賃金格差是正のために賃金平衡化ファンドを作ること、組合費の天引きにより組合の存在を保障し、配転・昇進の際に先任権をより重視すること、そして苦情処理システムを再編することなどであった。ルーサーが求めた価格への転嫁禁止という要求は容れられなかったが、その2週間後にルーサーはUAW会長に選出された。

このようにルーサーが当初の要求を降ろした背景のひとつには、大戦直後における米国政治・社会全般の「右傾化」があった。46年に行われた中間選挙では共和党が勝利し、ワグナー法の大きな修正につながるタフト・ハートレー法が大統領の拒否権を覆して成立した。さらに、米ソ冷戦に伴う国民の反組合意識の高まりも懸念された。このような状況のなかでは、組合のバーゲニング戦略と政府の経済政策とを結びつけ、米国経済の構造的変革を目指そうというルーサーの戦略は実現不可能に思われた。むしろ政治的反発を予想し、ルーサーら組合首脳部は状況が大きく変わる前に獲得した利益を確かなものにしておこうと考えるに至った。こう

してUAW指導部は政治の動向に対して防衛的となり、経済全般の構造的な変革をリードするより企業との団体交渉を通じて組合の保障や長期協約などを獲得することへと方針転換した。しかも団体交渉においても、労働者の経営参加より、「経済成長」と「福祉国家」の道が選ばれたのである。¹³⁾

長期ストとその結末は労使双方に大きな教訓を残した。GMはストライキのため生産開始が46年5月、フル生産は49年第1四半期にまでずれ込み、戦後に生じた自動車ブームによる利潤機会のかんりの部分をフォード、クライスラーに奪われることになった。GMを筆頭に各社は、労使関係の安定化のためUAWとの「休戦」を求めた。彼らは経営上の意思決定に対する組合の関与を厳しく拒否する一方、組合の存在を保障し、賃金や付加給付・労働条件については団交の正当な領域として交渉に応じ、要求を受け入れた。組合もまた、経済条件の大幅な改善の見返りに、経営権を尊重し、生産現場の秩序を守るという「契約」に合意した。これが1970年代末に至る戦後繁栄期における、米自動車産業の労使関係の基本的なパターンとなった。それを具体的に示すのは1948、50年に結ばれた2つの歴史的な協約であった。¹⁴⁾

(2) 1948年および50年協約の特質

UAWとGMとの間に結ばれた1948、50年の2つの協約は、30年代以来の深刻な労使紛争の時代に終止符を打ち、戦後長期にわたる労使関係の安定を支えた枠組として機能した。『フォーチュン』が50年協約を“The Treaty of Detroit”（「デトロイト条約」）と呼んで以来、¹⁵⁾ その意義がきわめて高く評価される傾向にあるが、実際にはその前提として48年協約があり、労使関係の安定化に貢献した点ではむしろ50年協約以上の価値を持った。ここでは両者を一括りに

して論じよう。

2つの歴史的協約が労使関係の安定化に貢献した要素は以下の5点にほぼ要約できる。まず第1に、48年協約は2年、50年協約はさらに異例の5年という、複数年にわたる長期協約だったことである（ただし、UAWはGMと46年にも2年協約を結び、また、53年には再交渉を行っている）。55年以降は3年協約が通例となり、99年まで続いた。協約期間中は、原則として賃金等の再交渉は行われず、生産標準などごく限られたイシュー以外でのストライキも禁じられたため、労使ともに膨大な手間とコストがかかる毎年の団体交渉から解放され、その分、労使関係が安定化した。とくに経営側にとって長期協約の意義は大きかった。毎年の交渉が破壊的なストライキとショップフロアにおける労使関係の悪化をまねき、長期的な視野に立った経営の展開を困難にしたためである。他方、組合は当初、長期協約に反対であった。毎年の賃金交渉が行われないとローカル組織が弱体化するという懸念に加え、協約期間中のインフレによる賃金の目減りを恐れた結果であった。このため会社側はすぐ次にふれるように、最大限の経済条件を提供することによって、組合の同意を取り付けようとした。

第2は、その賃金・付加給付の面で会社側が大胆に譲歩したことである。まず、実質賃金の上昇を保証する賃上げ方式が採用された。48年協約では、アメリカ経済全体の生産性上昇率（平均2～3%）にみあった毎年の賃上げ率（年次改善要素 Annual Improvement Factor：AIF）と協約期間中のインフレによる賃金の目減りを自動的に補てんする生計費調整（Cost of living adjustment：COLA）条項を備えた新たな「賃金公式」が導入された。この「公式」による賃上げは50年協約で再確認され、79年まで継続された。

やや立ち入って見ると、48年協約ではまず直ちに時間当たり11セント／時の賃上げが合意された。そのうち8セント／時は40年以來の生計費上昇によって目減りした賃金を補い、実質賃金を40年水準に回復することを目的にした。残りの3セント／時（48年5月の組立工平均時給1.49ドルの2%）の基本賃金の引き上げは、技術革新と経済成長から得られる利益を労働者に分与し、生活水準を向上させることを目的としたAIFであった（協約2年目の49年5月にさらに3セントの基本給引上げが行われた）。¹⁶⁾

加えて48年協約は、労働省の消費者物価指数（CPI-W）の変化に応じて、4半期ごとに賃金を自動的に調整するエスカレーター条項を備えていた。同指数が1.14ポイント上昇するとともに1セント／時の賃上げ（物価調整手当の支給）が定められ、調整の上限はないが、下限すなわち物価の低下による賃金引き下げの限度は現行賃金より最大5セント／時までと定められた。なお50年協約では、AIFは組合と会社の要求の中間をとって毎年4セント／時へと1セント引き上げられ、COLAの物価低下に伴う賃金の引き下げ幅の上限も現行賃金の3セント／時まで縮小されるなど、組合に有利ように改訂された。

このAIFとCOLAからなる長期協約は、当時のGM社長であったチャールズ・ウイルソンが提案した「進歩の成果の分かち合い」に基づいた。ウイルソンは戦時・戦後のインフレによる賃金の目減りを回復するのと同時に、協約期間中の実質賃金を維持し、さらにその上昇を可能にする公式をUAWに提案した。ウイルソンの目的が労使関係の安定、なによりも長期協約を組合に受け入れさせることにあったことは疑いない。

他方、組合はAIFを原則的に受け入れ、COLA

には反対した。UAWは48年協約交渉の際に25セント／時の賃上げをはじめ、132項目の要求を提出したが、多くは未解決のままに残された。AIFについては、労働者が生産性上昇の成果に与る権利を持っていることを経営陣が認めたことは評価したものの、2%（3セント）という賃上げ幅はGMの利益に比べ少なすぎ、「進歩の成果の分かち合い」はジェスチュアに過ぎないと批判した。COLAに対する反対はより強かった。それは賃上げを物価上昇の枠内に閉じ込め実質賃金を凍結すること、また、物価低下期には際限なく賃金が引き下げられる反面、物価上昇期の賃金引上げには限度が設けられるのではないかという危惧のためである。このため団交では、すでにふれたように、賃金の下方調整が厳しく制限された。50年協約交渉時でも当初UAWはCOLAを中止する方針だったが、会社が5年協約の締結の見返りに大きな譲歩を行う用意を示したため、これを受け入れ、あわせて協約期間中のインフレに対する備えとしてCOLAを承認した。¹⁷⁾

賃金公式は労使関係の安定化に大きく貢献した。労使双方の利益に叶う「公式」が考案されることによって、はじめて複数年協約が広く受け入れられた。また、労使交渉の最大の難関である賃上げ率の基準がAIFを通じて全米の生産性上昇率にリンクされたことは、労使に秩序だった賃金調整方法を提供し、賃上げの「力」による決定をミニマム化する役割を果たした。GMの伝説的な経営者であったA.P.スローンはこの賃金方式が採用された48年以降、全国的な労使交渉をめぐって大きなストライキは起きていないとして、その労使関係の安定化効果を高く評価した。¹⁸⁾

第3に、これは50年協約の最大の貢献だが、UAWは主要な産業のなかできわめて有利な会社負担の年金・医療保険を獲得した。GMはい

ずれも1920年代に一部の提供を始め、第2次大戦期の賃金統制のなかで優秀な労働者を確保する手段として積極的に活用した。当初はなお小規模なものだったが、ルーサーが切望していた基本的な社会保障を会社から勝ち取る第一歩となった。

戦後になると、年金問題は大きな注目を集めた。インフレによる賃金や公的年金の目減りから、その引き上げないし企業年金の創設・拡充を求める組合の運動が高まった。一方、政府はインフレ対策から賃金凍結を要請する一方、金銭以外の付加給付を増やすことは承認し、企業の側でも、戦時の超過利潤税に対し、退職金積み立てプランを利用した節税策が人気を集めた。

すでに石炭や鉄鋼業において組合は会社負担による年金や保険給付を獲得していたが、自動車会社は年金を経営権に属するものとみなし、団体交渉の場において議論することを拒否してきた。しかし、上の各業種の動きに加え、最高裁がインランドスチールのケースで年金その他の付加給付について交渉しないのは違法と判断したことは、組合側の行動を活発化させた。主たる標的はフォードであった。1947年の協約改定交渉でフォードは、賃上げか会社拠出の年金プランかの選択を組合に委ねた。提案された年金は従業員が掛け金を支払ううえ、賃上げ幅を減らす（1時間当たり15セントを7セントにする）条件付きであったため、組合員投票で否決された。しかし、ルーサーは好機到来として49年には年金問題を重要な 이슈に位置づけ、ストを構えながらフォードと交渉を進め、その年の協約ではじめて65歳、勤続30年以上の労働者に月100ドル（ただし平均月額32.5ドルの公的年金を含む）という手厚い年金支給を勝ち取った。フォードは年金支払い（年間2000万ドル）を可能にする基金の設立に同意したが、実際の払い込みは強制されなかった。

独立の会計士によって厳しく管理された年金基金を設け、十分な蓄えをしておけば、会社が破産しても年金は確保できるとUAWが考えたためであった。

UAWとGMとの50年協約の年金規定は労働者にとってさらに有利なものとなった。その骨子は、年齢65歳以上で勤続10年以上の退職者に対し、勤続年数1年につき月額1.50ドル（最長30年）を支給するという点にあった。フォード、クライスラーでは、公的給付と合計して100ドルになるよう年金が支給されたので、前者が増えれば会社負担分は減額されたのに対し、GMでは企業年金額は従業員の勤続年限に応じで決められたので、公的年金が引き上げられると合計の年金受給額が増えることになる。事実、フォードの協約締結後に公的年金の支給額がほぼ倍増されたため、GMの30年勤続の退職者は企業年金45ドルと合わせ月額117ドルを受けとった。このため、UAWは月100ドルという年金の壁を打ち破ったと成果を誇ったほどである。

医療給付については、前史としては、1948年に新興のインデペンデント企業であり、間もなく自動車産業から姿を消すカイザー・フレイザー Kaizer-Frazer 社からUAWが入院・手術などの保険を獲得したのが初めてだったとされるが、本格的な出発点は50年協約により、非営利の民間医療保険団体であったブルークロス・ブルーシールドが提供する医療保険（入院・手術などをカバーする基礎的医療保険）の掛け金の半額をGMが組合員と家族に対して負担すると約束したことにあった。これはただちにフォード、クライスラーでも採用され、100万人以上が医療保険に加入できるようになった。ルーサーはGMが契約したブルークロス・ブルーシールドでは、保険内容が限られているとの不満を示し、以後、その拡大が図られる。

第4に、50年協約のいま一つの画期性として、

GMが「修正されたユニオンショップ条項」を承認したことがあげられる。ユニオンショップとは一般に、組合員のみを雇用するクローズドショップ（タフト・ハートレー法によって禁止された）とは異なり、会社は誰でも採用できるが、雇用された人は一定期間後に組合に加入する義務を負い、協約期間中は組合員であることが継続雇用の条件となるというものである。

これに対してGMがUAWと合意した条項の最大の特徴は、現在、非組合員である従業員は組合への加入を強制されないという点にあった。その分だけユニオンショップ協定から後退したと言えたが、UAWは現在の組合員を維持できるうえ、新規採用者に組合加入を義務付けることができた。これによってGMはUAWを永続的な存在として承認したことを公式に示したから、組合のプレステージと安全性は高まった。長年クローズドショップに強く反対していた姿勢を180度転換した点で、この条項はGMの最大の譲歩とまで言われた（なおGMが完全ユニオンショップ協定を結んだのは1955年協約である）。

第5に、賃金引き上げ、組合の承認と引き換えに、会社側は労働組合の挑戦を退け経営権を防衛することに成功した。30年代にUAWが台頭した後も、GMは生産品目や工場立地、生産計画・生産工程の決定、生産標準や従業員への懲戒、採用・昇進などの決定権は会社が一方的に持つとして、その姿勢を変えなかった。30年代末にも、全工場を閉鎖するという組合の圧力に屈せず、生産停止やその遅滞に責任ある労働者を解雇し、先任権ベースで配転を行うべきとの組合の要求を退け、メリットや能力などに従って従業員を配転した。GMの生産標準は他社に比べ高い水準に維持され、会社は戦時中にもそれを緩和せず、戦後もその維持と改善に全力を挙げた。

これに対して組合は48年協約交渉の際に、すべての仕事の割り当てを先任権ベースで行うこと、労働者の同意なく他の仕事に再割り当てされないという条項を入れること、そして生産標準を労使協議と労使合同の時間研究の対象とすること、職場委員 (steward) システムを承認し、工場に苦情処理要員として1万人以上を配置すること、工場における外注化 (下請化) を協議と組合の事前承認の対象とすることなどを要求した。しかしこれらは会社による現場管理の根幹にふれる問題であったから、すべて拒否された。50年協約時に組合は再び配転条項の変更、生産標準条項の改善、職場委員の増員、仲裁管轄権の拡大を要求したが、先任権の計算などごくわずかな改善を得たのみにとどまった。¹⁹⁾

48、50年の協約による実質賃金の引き上げ、年金・医療費の負担などのコストは巨額に上ったが、当時はGMのコスト負担能力についてはほとんど疑われなかった。50年協約のコストをみると、まず賃上げ率 (AIF) のみで年4セント、5年間で合計20セントに達した。それ以前の5年間の自動車産業の実質賃上げ額は8セント (『フォーチュン』では6セント)、鉄鋼でも11セントに過ぎなかったから、50年以降の賃上げ率はきわめて高水準にあった。UAWの試算では、50年協約による賃上げと年金その他の付加給付を合計した実質賃金の引き上げ額は初年度で労働者1人1時間当たり19セント、5年目には35セントに達し、総額では10億ドル余という巨費に上ると発表した。GMはこれにはコメントしなかった。また、『フォーチュン』は、詳細は不明だが、賃上げにより5年間に労働者1人当たり400ドル、5年間累計で1200ドルの実質賃金の上昇が予測されると発表した。

しかし、当時GMは業界の中で抜群に高い収

益力を誇っていた。49年に同社は、米企業としては史上最大の6億5600万ドル以上の純利益と11.5%の販売利益率をあげたほどだった。しかも、労使関係の安定化はコスト負担の大幅な軽減に貢献すると推定された。5年の間ストライキと重大な生産の中断から免れることができるならば、会社は生産やモデルチェンジ、機械工具に対する投資などに将来を見越した計画を立てやすくなる。『フォーチュン』は、エンジニアリングや生産計画を自由に立てられるようになるだけで、会社にとっては労働者1人1時間当たり15セントの価値があると推定した。AIFとCOLAの賃金公式の採用もその予測を可能にした。AIFによる2～3%の賃上げも、巨額の新投資 (1947～49年に6億6400万ドル以上。ちなみに、1933～46年には4億4800万ドルに過ぎなかった) から判断すれば、GMが米経済全体の生産性上昇率を容易に上回ることができ、したがってAIFは十分に賄えると考えられた。COLAの調整分もインフレ期であるがゆえに価格に転嫁できる。年金や保険費用も時間当たり10～12セントのコスト上昇につながるが、他社はすでにほぼこれに近い分を負担しているので、競争上のデメリットとはならない。なにより自動車産業労働者はまだ若く、年金や医療費の負担を懸念する段階には達していなかった。GMは50年協約に10億ドルのコストを支払ったが、それは「安い買い物」だったと評されたのである。²⁰⁾

3. 戦後労使関係の断面：全国協約改定にみる賃金・付加給付の上昇

1948、50年協約で確立した団体交渉の枠組みは、70年代末に至る米経済の繁栄と自動車産業の強力な国際競争力を背景に、長期にわたる産業平和の礎石となった。この時期に確立した

賃金引き上げ方式が、いわゆるパターン・バーゲニングを通じてビッグスリーに共通した実質賃金の上昇、年金や医療給付など付加給付の改善をもたらし、労働者の生活水準を大きく引き上げたためである。付言すれば、これらの成果のうちCOLAエスカレーターと毎年の自動的な実質賃上げ条項付き複数年協約や後述するSUB、“30 and out”の年金条項そしてパターンバーゲニングなどは、自動車協約のモデルとなってアメリカの団体交渉全体のなかに普及したものであった。以下、50年代から70年代末に至る自動車産業の全国協約改定交渉の結果に即して、賃金・付加給付の上昇プロセスをごく大まかに検討しよう。²¹⁾

(1) 賃金・COLA

およそ1950年から79年に至る期間、AIFとCOLAの公式による賃上げ方式は維持された。後の時期とは異なって、ボーナスやプロフィット・シェアリング（利益配分制度）など基本賃金の引き上げに代わる弾力的な報酬制度はなお本格的には登場していなかった。プロフィット・シェアリングは、ビッグスリーよりはるかに収益力の劣るアメリカン・モーターズがさまざまな付加給付の拡充と従業員のための自社株購入を目的に、1961年にごく一時的に設けられたにすぎなかった。

まずAIFについてみると、ほぼ一貫して上昇率が高まっていることが分かる。必ずしも完全な数値ではないが、GMならびにフォードの協約に関するいくつかの資料から作成した第2表によると、AIFは48、50年協約の年3セント〜4セント／時から53年改定では5セント／時に上昇した。その後、55年協約から61年協約の間の約10年間（正確には55年から65年まで。64年は除く）は6セント／時（ないし2.5%のいずれか大きな方）に維持された。しかし景気

が過熱し、インフレ率が高まった66年には約10年ぶりで2.8%（最低6セント）プラス2セント／時へと引き上げられ、さらに67年から82年の間は基本の3%は変わらなかったが、協約改定の初年度に定額の賃上げが加わるが多くなった。経営側は米経済全体の実質生産性上昇率を、一方、組合側は自動車産業の生産性上昇率をそれぞれ根拠に、AIFの率を主張したが、結局、両者の妥協によりその中間に決まることが通例となった。

ただ後の時期になると、AIFおよびCOLA調整額の一部が付加給付拡充に振り向けられるようになった。GMとの61年協約では、「6セント／時あるいは基本賃率の2.5%のいずれか大きな方」から2セント／時がこの目的のために控除され、同様の理由で64年のGMとの協約でも、初年度の賃上げが据え置かれた（職務間の賃金格差を是正する体系調整のみフォード1セント／時、GM 2.5セント／時の拠出）が、これはなお例外的な現象であった。

AIFとは直接関連はないが、50年代と60年代後半以降には熟練工に対し賃上げの上乗せが行われた。もともと自動車産業の熟練工の賃金水準が他産業のそれより低かったことに加え、戦後に行われた賃上げの多くやCOLA調整が定額方式によったため、生産工との賃金格差が縮小し、これを既得権の侵害とみなした熟練工が格差拡大を求めたためである。熟練工はUAW内でよく組織された独自のグループを形成し、独立すら含むような自立性を要求した。彼らを組織内に引き留めるため、UAWは66年には憲章を改正し協約への独立の投票を行うことを認めた（実際、73年のフォードの全国協約改定において熟練工は批准を拒否した）。²²⁾ UAWの産業組合主義がその発足の当初から内包する、一般工と熟練工の利害対立を表したものであった。事実、後掲の第4表に従えば、賃金上昇率

第2表 GM、フォードの AIF および賃上げの推移

1950～52	AIF を年4セント／H（以下、同様）に設定。	保全・工具・金型などの熟練工に5セント追加賃上げ（GM）
1953～54	AIF を年5セントに増額	熟練工に10セントの追加賃上げ
1955～57	AIF の増額：6セントか基本賃率の2.5%のいずれか大きい方（平均6.1セント推定）。	55年：熟練工に8セントの追加賃上げ
1958～60	AIF：6セントか基本賃率の2.5%のいずれか大きい方（平均6.2セント推定）。	58年：熟練工に8セントの追加賃上げ
1961～63	AIF：6セントか基本賃率の2.5%のいずれか大きい方（平均4.4セント推定）。61年のみ2セントを控除。	
1964	AIF：2.8%（7セント）に増額⇒GMはゼロ（医療・生命保険給付に振り向け）	
1966	66～67年にはAIF：2.8%（7セント）。66.9に基本賃率に2セントの特別追加増額。	
1967～1969	AIF：3%に増額。初年度10ないし20セントの賃上げ、2～3年度：3%の賃上げ	67年：熟練工に30セントの追加賃上げ
1970～72	初年度46.5セント～58セント（平均51セント） 2～3年目は3%賃上げ＝協約期間を通じて平均1.20ドル。	
1973～75	AIF：初年度3%+12セント（22セント～33.5セント）、2～3年目：3%に賃上げ（協約期間中45.5～81セント）	
1976～78	AIF：初年度3%+20セント（32.5～45セント） 2～3年目：3%（2年目16.5～30セント 3年目17～30セント）（協約期間中0.66～1.06ドル）	熟練工は最初の2年間に25～35.5セントの追加賃上げ（生産工との賃金格差を広げるため）
1979～81	AIF：初年度3%+24セント（41.5～56セント） 2～3年目：3%（2年目23～38セント、3年目23.5～39セント） 2年目は職務間の格差は正の原資として一人当たり0.25セント	

（資料）1950～63：“GM Wage Chronology”：64以降：Ford, 2011 *UAW-Ford National Negotiations Media Fact Book*, *Monthly Labor Review*. 藤田至孝など。（文献については注21を参照）

は50年代を除けば一般工の方が高く、60年代末以降の熟練工に対する上乘せ賃上げによっても、両者の賃金格差は50年代の水準には戻らなかった。

公式のもう一方の柱をなすCOLAは、政府支援の要請および経営再建のため2009年初頭に廃止されるまで維持された。それゆえ70年代末までの変化の焦点は、AIF同様、調整公式とその金額、基本賃金への繰り入れの度合いにあった。

まずこの期間にCOLA調整の基準として選ばれる米労働省の物価指数が2度ほど変化した、これは技術的な問題なので立ち入らない。ただ53年に、50年9月から依拠するようになった消

費者物価指数（CPI-W）の基準年次が1935～39年から1947～49年へと変更されたことが、朝鮮戦争期のインフレによる実質賃金低下への不満と相まって、5年協約の再交渉につながったことを指摘しておこう。これによって、CPI-Wの1.14ポイントの上昇につき1セント／時の引き上げ（48年協約）と定められていた調整率は、0.6ポイントの上昇につき1セント／時へ改められた。この割合は物価上昇を完全に補てんするものとみなされた。²³⁾ 以後はインフレの進行に伴い、またAIFの上昇とはほぼ並行して調整率は定期的に引き上げられ、55年以降は0.5ポイント、64年以降は0.4ポイント、73年以降は0.3ポイントそして79年には0.26ポ

イントの物価指数の上昇につき、それぞれ1セント／時と改められた。なお67年から69年の期間のみ、四半期ではなく、年間調整方式がとられた。

こうした決まった毎年の調整額は第3表のとおりである。60年代前半までは比較的少額にとどまっていたが、インフレ率を反映して60年代末から急増し、70年代初頭には約0.5ドル／時と爆発的に増加した。協約期間中に蓄積されたこの調整分は、次の協約改定時に、どこまで基本賃率に繰り入れるかが争われる。インフレによりこれも70年代後半から大幅に増え、76年協約では前協約期間中に積み上げられた1.14ドルのうち1.09ドルが、79年協約では1.37ドルのうち1.32ドルが、それぞれ基本賃率に繰り入れられた。

当初、賃金調整の上限は設けられていなかったが、67年協約においてUAWは年間調整の3セント／時～8セント／時という制限を受け入れた。しかし、これは協約期間中に蓄積された26セント分の調整が受け取れなくなる「大きな誤り」であったことが明らかとなり、次の協約改定交渉時には、この失われた26セント分を取り返すために大幅な賃上げと調整の上限の撤廃を求めて66日のストライキが敢行され、組合はその要求を通した。²⁴⁾ ただし、急増する付加給付コストを一部負担するためCOLAの一部も転用され、フォードとの67年協約ではCOLA調整のうち1セントが祝日の増加に、また、フォード、GMとの79年協約では3年間で14セントが転用された。²⁵⁾

AIFとCOLAによる賃上げの効果はきわめて大きかった。いくつかの推計があるが、いずれもほぼ同様の事実を示している。代表的なものとしてBarnardによると、1948年に生産工の所定内時間賃金（付加給付を除く）の平均は1.50ドル／時であったが、1980年には10.77

第3表 フォードのCOLA調整金額と基本給への繰り入れ

COLA 調整額

	変化(¢)	累積(¢)
1950	0.03	0.11
1951	0.10	0.21
1952	0.04	0.25
1953	0.02	0.27
1954	-0.02	0.25
1955	0.01	0.26
1956	0.06	0.32
1957	0.06	0.38
1958	0.06	0.44
1959	0.03	0.47
1960	0.04	0.51
1961	0.01	0.52
1962	0.03	0.55
1963	0.03	0.58
1964	0.03	0.61
1965	0.04	0.65
1966	0.11	0.76
1967	0.02	0.78
1968	0.08	0.86
1969	0.08	0.94
1970	0.00	0.94
1971	0.14	1.08
1972	0.11	1.19
1973	0.22	1.41
1974	0.49	1.90
1975	0.37	2.27
1976	0.19	2.46
1977	0.36	2.82
1978	0.54	3.36
1979	0.55	3.91

基本賃率への組み入れ

年月	ドル
1953. 7	0.19
1958. 9	0.15
1961.10	0.12
1964. 9	0.9
1967.10	0.18
1970.11	0.23
1973.11	0.35
1976.10	1.09
1979.10	1.32

*変化の単位はセントとあるが、ドルの誤りではないと思われる(引用者)。

(資料) 2011 UAW-Ford National Negotiations Media Fact Book.

／時ドルに上昇した。増加分9.27ドルのうち、5.44ドルはCOLAに、2.71ドルはAIFにそれぞれ由来し、この両者が賃上げ全体の75%を占めた。なお賃上げの残りの1.12ドルは一律引き上げ分、体系調整、高賃金ジョブの追加などによると推定している。²⁶⁾

(2) 雇用・所得保障と労働時間

賃金決定の「公式化」により、それに費やしていた労力を付加給付の獲得へと振り向けられるようになった組合は、1950年代半ば以降、この点でも大きな成果をあげた。UAWが労使交渉において獲得したのは、雇用・所得保障を目的とする補完的失業給付（SUB）や有給個人休暇など労働時間の短縮、年金と医療給付など多岐にわたったが、このうちSUBと“30 and out”の退職条項をもつ年金、有給個人休暇は自動車産業が初めて導入したものだ。²⁷⁾ こうしてUAWは、アメリカにおいて公的な社会保障制度を補完する、私的社会保障整備のパイオニアとなった。年金と医療給付は次項で論ずるとして、本項ではまず雇用・所得保障と労働時間にかかわる付加給付について取り上げる。

1) 補完的失業手当（SUB: Supplementary Unemployment Benefit）

自動車産業はその発足の当初から需要と生産の季節的変動が大きく、また、1920年代になると販売が景気循環に影響され大きな振幅を描くようになった。モデルチェンジや販売不振のたびに現場労働者の大規模なレイオフが繰り返されたため、他の産業には見られないほど大きな雇用の季節的・循環的な変動が生じた。しかも、レイオフの決定そのものは経営権として不可侵なものとみなされたから、UAWはそれを前提にして、組合員の雇用・所得保障を獲得・強化することに全力を挙げた。まず組合は勤続年限の長い中高年齢層をレイオフから守り、再雇用機会を高めることを目的にセニヨリティ・システムの導入を求め、ついで年間における就労時間の保証、それが不可能なら年間の賃金保障を要求した。これに対し1939年にGMは、レイオフされた労働者の所得を保障する制度の設立に同意したが、資金源を従業員の将来の賃

金に求めたためUAWの反対にあい、実現しなかった。²⁸⁾

しかし大戦後になると、不況やオートメーションの進展による失業への危惧から年間を通じた賃金の保障がUAWの政策アジェンダの最優先項目に位置づけられることになった。55年のGMとの交渉では、レイオフされた労働者に生活水準を維持できるだけの所得を保障する基金の設立が要求された。UAWは2500万ドルという史上最高のストライキ資金を蓄え交渉に臨んだが、これに対してGMはその要求を経営権に対する挑戦とみなし、実行されない労働に対して支払いを求めるものと拒否した。代わってGMは、ホワイトカラーに与えられているのと同様の株式購入・積立プランを組合に提案した。これは従業員の積立金に会社が50%を上乗せして従業員名義でGM株と国債へ投資し、レイオフされた場合には、所有する株式を担保にGMから無利子ローンを受けるというものであった。GMの強硬な姿勢を見たUAWは、新しいアイディアを受け入れやすいフォードに矛先を転じ、55年にはストを構えて同社との交渉に臨んだ。²⁹⁾

この交渉時にフォードはUAWのSUBとある程度共通した自らのプランを提案した。交渉の末まとまったプランの骨子は、レイオフされた労働者に対し、州による失業手当に上積みして、手取り賃金の一定割合を保障する基金を会社のお金で全額拠出により設立するというものであった。すなわち会社は、1年以上の先任権を持つ労働者がレイオフされてから1週間経った後、つぎの4週間は失業手当を加え手取り給の65%、次の22週間は同じく60%（最高は25ドル）を支払う、総額5500万ドル（GMでは1億5000万ドル）の基金を創設する。このため、会社は労働者1人1時間あたり5セントを積み立てるほか、基金が一定額を割ったら積み増しする義務を負

った。UAWはSUB基金への拠出という「ペナルティ」によって企業が年間を通じて雇用を安定させることを期待したが、会社は従来と同じようにレイオフを繰り返すにとどまった。³⁰⁾ フォードとの交渉妥結後、GMもまたストを恐れて同じ内容を受け入れ、間もなくSUBはビッグスリーから自動車業界全体へ、さらには鉄鋼、アパレル、ゴムなど労働組合が強い組織力を誇る産業へと普及していった。

SUBの実効性がきわめて高いことはただちに明らかになった。運用が始まった最初の3年間には58年不況の影響もあり、GMは1億500万ドル以上を払い出した。以後、UAWは給付金額と期間の増大を求め、会社による拠出額の増加を交渉の優先事項とした。この結果、まず58年協約では最初の4～5週間後の所得保障額は手取り給の65%、最大の給付期間も39週に引き上げられ、61年協約では、給付期間を52週間に延長して手取り給の62%を保障することになった。これによって文字通りの「年間賃金保証」(guaranteed annual wage) が実現した。さらにUAWは67年にはフォードとの2か月のストライキを経て、52週の給付期間について手取り給の95% (通勤・ランチコスト向けに週7.5ドルを差し引く) まで保障を引き上げることに成功した。SUBは自動車産業の報酬体系における最も大胆なイノベーションと評価されたが、³¹⁾ 事実それは米企業の伝統的な雇用調整の方法、レイオフに伴う所得喪失の問題を緩和した点で画期的意味をもっていたと言えるであろう。

70年代に入ると、第1次石油危機後にはレイオフが急増 (UAW結成後初めて15年以上の先任権をもった労働者がレイオフされた) したため、GM、クライスラー、AMCのSUB基金は枯渇し、その支払が停止されるという新たな問題が発生した。このため76年協約では、

SUB基金への拠出の増加 (労働者1人1時間当たり12～24セント) と特別事前払込 (同1人当たり200ドル、総額3200万ドル) が合意された。これにより20年以上の先任権をもつUAW組合員は、レイオフ後1年間は賃金の95% (公的失業保険とあわせ) と医療保障を受けられることになった。同時に、この基金が枯渇した場合、先任権10年以上の労働者への給付を保障するためGBA (特別保証給付会計) が7400万ドルの基金を持って設立された。これらは次の79年協約ではさらに強化され、基本基金への払込額は1人1時間当たり17～29セントへ、GBAの総額も9200万ドルへそれぞれ引き上げられた。さらにGBAを使い尽くした場合の保証として、最高9200万ドルを会社からGBAに貸し出す制度も新設された。

2) 労働時間

労働時間の短縮は大戦前から要求され、戦後も長期にわたって繰り返し団交のテーマとして取り上げられた。当初は肉体的な疲労の軽減が主たる根拠とされたが、56年9月のAFL・CIOの労働時間短縮のための会議を契機に、成果配分を求める手段の一部となり、³²⁾ さらに、技術革新やレイオフに対抗する雇用保障・創出の手段として要求される側面も強まった。具体的な手段としては、有給休日や休暇、個人有給休暇の新増設、超過勤務や休日出勤手当から早期退職などまで多様であった。

フォードとUAWとの協約改定史を見ると、1942年に有給休暇 (vacation) プランが確立し (GMでは40年)、勤続1年で1週間、5年で2週間が認められ、47年には6日間の有給祝祭日 (paid holiday) も制定された。以後、これらはほぼ協約のたびに延長された。有給休暇は50年には勤続15年で最大3週間、70年には勤続20年で5週間へと増加され、有給祝祭日も79年協約では3年間で43日 (年間14日余) まで

伸びた。国民の祝祭日や休暇、病欠を合わせ、76年協約では合計年40日以上休暇が獲得された。とくに70年代に入り、大量レイオフの経験を踏まえ、組合は労働時間の短縮によるワークシェアリングや雇用の創出を強く求めた。73年協約では、外注制限、早期退職制、残業時間規制などが合意され、さらに76年協約では、新たに1年以上の先任権をもつ従業員に年間12日の「個人有給休暇」(paid personal holiday)が与えられることになった。これは個人別に取得される休暇であり、工場は開いたままで月1回は週休3日制となることを意味する。自動車産業労働者の付加給付パッケージに対する最新の重要な追加とされるが、組合の推定によれば、これによって年間5%の雇用増が見込めた。³³⁾

このほか興味深いイシューとして、超過勤務労働を労働者が拒否できるか否かという問題が持ち上がったことにふれておこう。73年のクライスラーとの協約交渉時に、会社側は超過勤務の強制は経営権に属するものとみなしたが、これに対してUAWはそれを拒否できないことは個人の自由を侵害するものとして強く反発した。会社側は超過勤務が需要のピーク時には不可欠であり、また、労働者を追加採用し、需要が低下した後でレイオフするのに比べるとコストが安くつくとして主張した。結局、超過勤務労働量に制限を設けること、1日9時間以上および日曜日は働かず、第3土曜日の出勤は拒否できる（ただし出勤状態の良い労働者などという限定つき）という妥協が成立した。

(3) 年金と医療給付

UAWはまた、企業年金と医療給付の獲得を通じて、就労時および退職後の組合員の所得と生活の保障を図った。ルーサーはUAWに「未完の社会保障制度」を完成させるエージェント

としての役割を求めたのである。³⁴⁾ 他方、会社側は賃金の現金部分に対する監視と比べ、当面の支出が少なく、会計上の処理方法も不確定で長期的な影響が明らかではない、これらの経費には寛大になる傾向があった。むしろ経営側は現在の賃金上昇を抑制するのと引き換えに、年金・医療給付の引き上げを認めた。こうして、一度獲得された給付はたちまち既得権化し、以後の交渉で減多に失われることはなかったから、年金・医療給付はめざましく充実していった。

1) 年 金

すでにふれたとおり、UAWは1949年のフォードとの協約、50年のGMとの協約において無拠出年金を獲得した。以後、協約改定のたびに給付額は積み増しされ、年齢や勤続期間など給付要件も緩和されていった。50年協約では、通常の退職年金として年齢65歳以上で勤続10年以上の退職者に対し、勤続年数1年あたり月額1.50ドル（最長30年）が企業年金から給付されたが、以後この金額は53年には1.75ドル（公的年金とあわせ最高で137.5ドル）、55年には2.25ドル、58年2.4～2.5ドルへと増加した。とくに55年協約での改善は顕著であり、従来は勤続30年までが年金支給額計算の際の算定上限だったが、それが外された。さらに、一定の勤続年限の60歳未満の退職者にも65歳になると年金が支給されるよう改定された。その結果、年金制定前（49年）に退職した労働者とその配偶者の平均収入がわずか月54ドルであったのに対し、50年代末には（公的年金108ドルを含め）月245ドルと5倍近くに増加した。給付額の騰勢は60年代に入ってさらに高まり、GMがアメリカ企業として史上最高の純利益を獲得した前後の64年協約では給付額は4.25ドルと50%も増加した。この協約によって65歳30年勤続の退職者は企業年金127.5ドル、公的年金175ドルと合わせ、月302ドルを受け取る

ことになった。

通常の退職プランに加え、早期退職プランによる年金の積み増しが図られた。GMの早期退職制度がいつごろから始まったのか確かではないが、少なくとも55年協約にはその規定があり、そこでは10年以上勤続した60～65歳の従業員が退職した場合、65歳まで特別の年金が支給され、勤続1年あたり4.5ドル（以前は3ドルとある）に増額するとある。さらに次の58年協約では、同じく10年勤続以上、60～65歳の従業員が退職した場合、65歳まで支払われる年金の2倍を倍増する（65歳になって公的年金を受け取るようになったら、通常の企業年金に引き下げる）ことが定められていた。64年協約では早期退職条件が緩和され、勤続年限と年齢を足して80以上の労働者を対象に、30年勤続した組合員が60歳に達していれば、65歳まで以前の月収の70%あるいは400ドルが年金に加えて支給されることになった。ただし、60歳以下ならびに勤続30年以下で退職する場合は特別の積み増し分は減額される。このプランはGM、フォードに続いてクライスラーへも普及し、UAWの年金プラン普及の第1ラウンドが終了したと評された。³⁵⁾

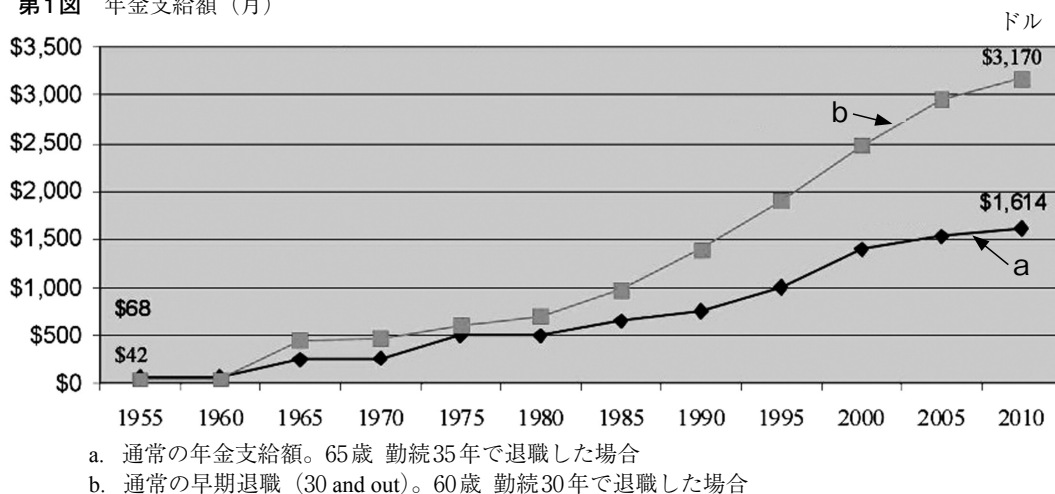
この延長線上で、いわゆる“30 and out”（ローウェンスタインの邦訳では「30年でおさらば」と訳出されている³⁶⁾）退職プランが創設された。ルーサーの急逝後に展開された70年のGMとの協約改定は、年金の増額と早期退職者への完全給付を主たるテーマに厳しい交渉を繰り返した。多くの高卒労働者の勤続30年を過ぎれば60歳以前に退職権を得たいとの希望を受け、UAWも60歳という年齢制限のない退職プランとミニマム500ドルの給付を要求したが、GMが拒否したため、70年9月には67日間のストライキが敢行された。これはGM史上で最大のコストを要したストライキといわれ、UAW

にも資金借り入れの必要が生じたほどだった。結局、年齢制限を引き下げることで両者は妥協し、30年勤続し58歳に達していれば月500ドルの年金をフルに獲得して退職できることになった。さらに翌72年には、56歳に引き下げられた。³⁷⁾

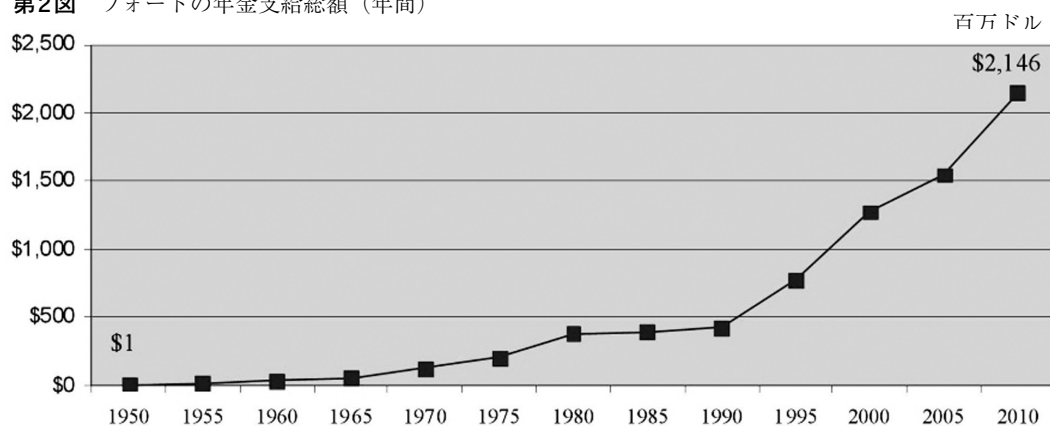
そして1973年のクライスラーとの協約によって、この問題は決着を見る。給付要件から年齢が除かれ、勤続30年の労働者は年齢に関わらず、フルに年金を受け取り退職する権利を獲得したのである。例えば、50歳で資格を得て退職すると、公的年金を受給するまでの間、会社は公的年金と企業年金の合計を支払うことになった。ローウェンスタインはこの決定を「旧来の秩序を破壊」する「一つの節目となる事件」と呼んだ。³⁸⁾ これによって、会社とUAWの予想を越えて労働者の引退が早まり、年金負担は激増した。

以上の交渉過程を通じて、年金の給付額は増加の一途をたどった。第1～3図はフォード社に関する年金関係の長期データだが、これによると、1950年から80年の間、通常の退職年金は月42ドルからおよそ500ドルへと増加した。ローウェンスタインが引用するクリヴィッキーの研究でも、1950年から80年の間に、同社の年金は10倍にも増えたが、賃金は5倍増にとどまったとある。³⁹⁾ その結果、フォードの年間年金支払額は1950年の100万ドルから80年には4～5億ドル程度に増加した。このような年金負担の急増はさまざまな問題を引き起こした。年金基金の不足が60年代前半のスチュードバーカー社の破産などによって明らかとなり、ようやく1974年のエリサ法により年金給付保証公庫（PBGC）が設立され、積み立て基準を確立する一方、退職者に対する企業年金の支給額を公的に保証した。第2は、第3図のように、現役労働者と年金受給者の割合が大幅に変化した

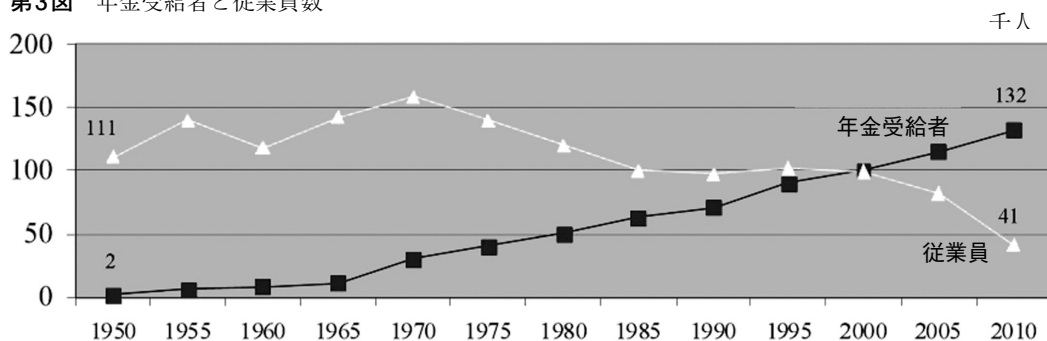
第1図 年金支給額（月）



第2図 フォードの年金支給総額（年間）



第3図 年金受給者と従業員数



（資料）第3表に同じ

ことがあげられる。1950年には11万人の現役労働者が1800人の退職者を支える関係にあったが（1：62の比率）、80年にはその格差はおよそ1：1.3程度にまで低下し、間もなく両者は逆転する。

2) 医療給付

医療給付についても、年金とほぼ同様のことが言える。年金については、曲がりなりにも1935年の社会保障法の成立によって制度が発足したが、医療保険については、強い抵抗の前に政府は法案を提案すらしなかった。それゆえ、UAWは一方で公的医療保険制度の確立を推進すると同時に、団体交渉を通じて企業に対し労働者のための医療保険を求め、1950年協約で初めてGMからそれを獲得した。UAWによる医療給付の獲得と拡大の歴史を年表風に略述しておこう。⁴⁰⁾

まず、53年の再交渉において、50年協約で被用者と家族に与えられたのと同じブルークロス・ブルーシールドの保険加入が65歳以上の退職者へと拡大された。ただし、団体保険料率による掛け金は全額退職者負担とされた。このように、医療保険は当初ブルークロスの入院保険とブルーシールドの外科手術保険に基づくプログラムを利用したが、ルーサーはこれでは適用範囲が狭く、家庭の医療費の半分以上を占める予防ケアや早期の検診、外来診療が対象にならないという不満を当初から持っていた。ルーサーは初期にはUAW組合員のために自ら所有・管理する医療サービス・病院を構想したが、のちにはいかなるグループにも開かれたコミュニティの組織へと考えを変え、1957年にはデトロイト地域で前払いの医療サービスを提供するCommunity Health Association (CHA) を構想、これは60年にルーサーが会長となって発足した。ブルークロス・ブルーシールドと同じコストで35-40%以上のサービスを提供できること

から、61年にデトロイトの組合員にプラン選択権を与えると、2年以内に3万人がCHAを選んだという。

UAWが獲得した医療給付プログラムは60年代に入って拡充の一途をたどる。61年には、保険の掛け金が現役従業員向けは全額、退職者向けは半額、それぞれ会社が負担することとなった。さらに、64年には退職者の掛け金も全額会社負担となり、次の67年の交渉では死亡した組合員の配偶者にも同じ取り扱いが適用されたほか、新たに処方薬が保険対象に加わった。この頃になると、保険によってカバーされる病気や治療のリストは文書で10ページ近くにも及び、医療費負担の急増と将来の深刻なリスクを懸念する声が聞こえ始めた。その一環として、退職者らを対象とした基礎的医療サービス以外の追加的な医療保険については、保険料の一部負担と受けた医療サービスの自己負担 (copayment) が求められ、定額控除 (deductible) も設定された。⁴¹⁾ また、70年の協約改定において経営側は医療費の一部負担を労働者に求めたが、交渉の結果、それを取り下げた。医療給付の拡大は止められず、むしろ引き上げにつながった。

事実、70年代になると、給付内容はさらに拡充された。73年には歯科治療が加わり、76年には眼科、聴力、薬物乱用総合プログラムまで加わった。そして79年には、眼科のプログラムが退職者と死亡した組合員の配偶者へも拡大されたほか、歯科、眼科などに対する支給上限額が引き上げないし撤廃された。かくて1980年に自動車会社は200万人以上の被保険者に対し、充実した医療給付プランを提供するようになった。公的医療保険のないアメリカにとって、これらの医療保険が労働者の生活を支える重要な役割を果たしたことは言うまでもなかった。しかしこの結果、フォードの資料によれば、時間給労働者・退職者1人当たりの年間医

療支出は70年には500ドルに達したが、80年には実に1700ドルへと3倍にも増加した。⁴²⁾

むすびに代えて

第2次大戦から1979年の間、自動車産業労働者の賃金・付加給付は他産業を上回ってめざましく上昇した。最後にその様相を概観して、むすびに代えよう。

まず、Katzなどの研究に手元にある米労働省の統計を補足した第4表によると、自動車産業の組立工およびフォードの組立工と熟練工の賃金上昇率は50～70年代の間、時期を追うごとに高まり、民間の生産工（非管理労働者）を大きく上回った。次に、やや簡便な指標によるが、自動車産業の賃上げ率は経済全体の生産性および消費者物価のいずれの上昇率をもそうとう上回ったことは間違いのないように思われる。生産

性上昇率との格差は60年代以降大きくなり、とくに70年代には生産性上昇が大幅に低下したにもかかわらず、賃金上昇率は急騰した。これに対し、消費者物価上昇率と賃金上昇率は同じ方向へ変化し、つねに後者が前者を大きく上回った。とくに70年代には、民間生産工の平均賃上げ率が物価上昇率を下回ったのに対し、自動車産業では大きく上回り、実質賃金の上昇が続いたことはほぼ疑いなかった。

Katzの結論もほぼ同様である。1948年から81年の間、経済全体の生産性上昇率に等しいAIFとインフレ率を完全にカバーするインフレ調整が行われたとすると、自動車組立工の時給は1.44ドルから11.11ドルに上昇する計算だったが、実際には11.45ドルにも達した（第5表）。その原因は、70年代において経済全体の生産性上昇率（年平均1.8%）を大きく上回る年平均3%のAIFが実現したことに帰され、その反

第4表 自動車組立工と全生産労働者の時間当たり稼得額・生産性上昇率・物価上昇率の比較（ドル）

	Katz			フォード		米労働省	
	自動車組立工	民間生産工平均	比率	熟練工	組立工	生産性指数	消費者物価指数
1948	1.58	1.23	1.29	...	...	39.9	...
1950	1.58	1.34	1.18	2.075	1.575	44.2	...
1955	2.01	1.71	1.17	2.690	2.005	50.1	...
1960	2.46	2.09	1.18	3.285	2.455	54.8	29.6
1965	2.91	2.45	1.19	3.825	2.901	65.8	31.5
1970	4.25	3.22	1.32	5.610	4.250	72.7	38.8
1975	6.44	4.54	1.42	7.010	5.430	81.6	53.8
1980	10.33	6.66	1.55	11.465	9.360	86	82.4

年平均上昇率（%）

1948～80	6.04	5.42	...	5.86	6.12	2.43	...
1948～60	3.76	4.52	...	3.90	3.77	2.68	...
1960～70	5.62	4.42	...	5.50	5.64	2.87	2.74
1970～80	9.29	7.54	...	7.41	8.22	1.69	7.82
1960～80	7.44	5.97	...	6.45	6.92	2.28	5.25

生産性は民間非農業部門の一人当たり産出高：消費者物価指数はCPI-Uをとった

（資料）Katz, *Shifting Gears*, p.22：フォードは第3表と同じ：米労働省は、*Report on the American Workforce*, 2001, Table 25, 36.

第5表 GM組立工の時間当たり総報酬コスト

	1948		1981	
	(ドル)	構成比 (%)	(ドル)	構成比 (%)
基本賃金	1.44	88.9	11.45	58.3
付加給付	0.18	11.1	8.2	41.7
合計	1.62	100.0	19.65	100.0
同 実質 (1948年ドル)	1.62	...	6.28	...

(資料) Katz, p.23

面、COLA調整分は実際のインフレ率を80%補てんしたに過ぎなかった。他産業の生産労働者は70年代に3%ものAIFを獲得できなかったため、自動車生産工との格差が広がったのである。⁴³⁾自動車産業におけるAIFとCOLAの目的は、インフレを補てんし、米経済全体の生産性向上によってもたらされた利益の一部を労働者に分与して実質賃金を上昇させることにあったが、実際に組合はこれを上回る賃上げを獲得したのであった。

これに加え、戦後のアメリカ自動車産業の労使交渉では新たな付加給付が次々と構想され、賃上げと一括されていわゆるパッケージとして要求されたが、伸び率としては後者の方がはるかに高かった。この事実は多くの研究から明らかだが、まず、Katzによる第5表を掲げよう。これによると1948年から81年までに、GMの時間当たり総報酬コストは名目で12倍、実質で3.8倍増加したが、基本賃金（AIFとCOLAを含む）の伸びが約8倍だったのに対し、付加給付（社会保障、保険、休日および休暇コストを含む）は46倍であった。その結果、総報酬に占める付加給付の割合は11.1%から41.7%まで増加した。⁴⁴⁾

同様な数値は他の研究でも得られる。ローウェンスタインが引用するクリヴィツキーの研究では、1950年から80年の間、年金を含む付加給付は「最終的な賃金」の14%から32%へと

上昇した。同様に、藤田至孝氏が引用する『ビジネス・ウィーク』の記事では、時間当たりの平均賃金に対する付加給付の比率は1947年には13%（1ドル37セント対18セント）であったが、60年には26%（2ドル76セント対72セント）、76年交渉においては40%（6ドル50セント対2ドル60セント）にも上昇したと推定された。また、これより対象期間は短い、同じく藤田氏が引用するアメリカ商工会議所（American Chamber of Commerce）の資料でも、1961年から75年の間に賃金は2.98倍（年平均8.1%）に増加したが、これに対して、付加給付の合計である福祉費は4.23倍にも達し、後者の賃金に対する割合も25%から35%へと上昇した。⁴⁵⁾このように、戦後の自動車産業では賃金部分をはるかに上回って付加給付が増加し、これが自動車産業の賃金改定の一つの特徴となった。その一部はのちにレガシーコストを形成し、労務コストの大幅な引き上げの有力な原因の一つになったのである。

〈註〉

- 1) 本稿では、労使関係のいま一つの重要な側面であるローカルレベルの交渉と現場の労働慣行・労務管理について取り上げる余裕がなかった。この点については最近の時期に関してだが、石田光男・篠原健一編著『GMの経験』中央経済社、2010年の綿密な調査を参照。なお筆者はかつてアメリカ自動車産業の労使関係について論じたことがあり（たとえば、馬場宏二編『シリーズ世界経済Ⅱ アメリカ』第3章、御茶の水書房、1986年）、本稿もむろんそれを下敷きにはしているが、ここでは今まで本格的に取り上げなかった論点を扱っている。
- 2) 以下、本章の叙述にあたって主として参照したのは、わが国におけるパイオニア的業績である、熊沢誠『寡占体制と労働組合』1970年、新評論と津田真澄『アメリカ労働運動史』1972年、総合労働研究所の2著に加え、ルーサーについてはNelson Lichtenstein, *Walter Reuther, The*

- Most Dangerous Man in Detroit*, University of Illinois-Press, 1995, John Barnard, *Walter Reuther and the Rise of the Auto Workers*, Little, Brown and Co., 1983が有益であった。また、Sidney Fine, *SIT-DOWN: The General Motors Strike of 1936 ~ 37*, The University of Michigan Press, 1969, John H. Jackson and Jason Trout, *Progress The U.A.W. and the Automobile Industry The Past 70 Years*, 1st Books, 2003. UAW, *Union History*, (http://uaw.org/History/wh_kelsey2.html ; http://uaw.org/History/wh_ford2.html ; http://uaw.org/History/wh_sitdown.html ; http://uaw.org/History/wh_ww2_2.html ; http://uaw.org/History/wh_pensions.html) いずれも1998年9月2日にアクセス。現在は<http://uaw.org/page/uaw-history> 内容もやや変わっている (2012.8.27 アクセス)、また、Erik de Gier, "Paradise Lost Revisited: GM and the UAW in Historical Perspective" (2010) . Visiting Fellow Working Papers. Paper 30. (<http://digitalcommons.ilr.cornell.edu/intlvf/30>、2012.11.11 アクセス)、佐藤卓利「全米自動車労働組合(UAW)の成立—失業者運動との関連で」『立命館経済学』第32巻第2号、1983年6月も参照した。またニューディール期のアメリカ経済とその労働政策については、東京大学社会科学研究所編『ファシズム期の国家と社会 3 ナチス経済とニューディール』第7～8章(馬場宏二氏稿)東京大学出版部、1979年。を参照。
- 3) J.H.Jackson & Jason Trout, p.10.
 - 4) このように、GMは組合員のみを代表するものとしてUAWを承認したのだが、これ以降6か月間、他の組合や労働者代表と交渉し協約を結ばないという約束をしたので、UAWは事実上、唯一交渉者となった(熊沢、122頁)。また、J.H.Jackson & Jason Trout, p.22によると、GMのメンツを立てるために、組合を承認すると述べることは要求されなかったが、実際には、UAWに対し代表権選挙を行うまで6か月の期間が与えられ、組合への加入を勧誘できるようになったので、組合を完全に承認したことに同じだとしている。
 - 5) Gilbert J. Gall, "Labor Relations in Automobile Industry", *The Encyclopedia of American Business History and Bibliography, The Automobile Industry, 1920~1980*, Facts On File, 1989, p.287. J.H.Jackson & Jason Trout, p.10.
 - 6) Fine, pp.323~325. 津田氏の協約に対する評価は概して低い。273~4頁。
 - 7) チャールズ・E.ソレンセン／高橋達男訳『フォード その栄光と悲劇』産業能率短期大学出版部、1968年、328頁。
 - 8) Daniel Nelson, "How the UAW grew", *Labor History* Vol.35 No1. Winter 1994.
 - 9) J.H.Jackson and Jason Trout, p.31. 第2次大戦期のアメリカ経済については、河村哲二『ボックス・アメリカーナの形成—アメリカ「戦時経済システム」の分析』東洋経済新報社、1995年を参照。
 - 10) 一般に組合員維持条項とは、いかなる従業員も雇用条件として組合への加入を強制されないが、自発的に組合に加入した労働者は協約期間中は組合員であることを維持しなければならないというものであった。R.E.Murray, *The Lexicon of Labor*, p.126, The New Press, 2010. より詳しくは、河村、182~185頁。
 - 11) Daniel Nelson 15-16. 戦時下において、自動車工場労働者の3人に1人、UAW組合員の25万人が徴兵されたため、その補充にミシガン州や南部の農村から婦人や黒人など40万人の新人が工場に動員された。この結果、工場内では彼らへの差別意識から紛争が頻発した。なお、45年に婦人労働者はUAW組合員35万人の36%を占めた。UAW, *History*による。
 - 12) Lichtenstein は、ルーサーの思想を伝統的なビジネス・ユニオニズムのアプローチとリベラル・ケインジアン経済学、西欧社会民主主義の社会的ビジョンを結合したものと特徴づけている(Nelson Lichtenstein, "UAW Bargaining Strategy and Shop-Floor Conflict:1946-1970", *Industrial Relations*, Vol.24 No.3, Fall, 1985. pp.363-364)
 - 13) Lichtenstein, ibid, Daniel Nelson, "How the UAW grew."
 - 14) 47年4月、GMはタフト・ハートレー法反対のストライキを起こした組合役員等に解雇など厳しい処分を下したが、これ以後労使関係は安定したとA.P.スローンは述べている(アルフレッド P.スローン／有賀裕子訳『GMとともに』ダイヤモンド社、2003年、446頁)。加えて、同年にUAW内部で共産主義者の影響力が低下し、ルーサーらの支配権が確立、組織としてようやく安定したことも「労使休戦」に大きく貢献した。

- 15) *Fortune*, July 1950, pp.53~55
- 16) 48年協約についてはNelson M. Bortz, "Cost-of-Living Wage Clauses and UAW-GM Pact", *Monthly Labor Review*, July 1948. Arthur. M. Ross, "The General Motors Agreement of 1948", *The Review of Economics and Statistics*, Vol.31, No.1, Feb., 1949を参照。スローンの説明はやや異なり、1940~48年の間に物価は69%上昇したのに対しGMの時間給の上昇は平均60%にとどまった。その9%の差を埋めるため時間当たり9セントを上積みしたとある(452頁)。
- 17) 50年協約については、Frederick.H.Harbison, "The General Motors-United Auto Workers Agreement of 1950", *Journal of Political Economy*, Vol.58, No.5, Oct.1950が優れている。なお、GMは30年代から生活費の変動に合わせて賃金を決める方法に関心を持ち、41年には採用を決めたのだが、参戦のため実施を見合わせた。が、48年の協約改定時にストライキの危険を回避するためAIFと合わせ、これを提案したという。スローン、454頁。
- 18) スローン、454頁。賃金公式はじめ戦後の自動車産業の労使関係の特徴については、Harry C. Katz, *Shifting Gears: Changing Labor Relations in the U.S. Automobile Industry*, The MIT Press, 1985, Chapter 2の明快な分析を参照。
- 19) Harbison, pp.399-400.
- 20) 前掲の『フォーチュン』のみ、ルーサーはGMが協約による労働コスト引き上げに対応できるだけの十分な経済的余裕を持つとしているが、このためには不安定な労使関係と自動車市場固有のリスクのもとで巨額の利潤を上げる必要があるとコメントしている。
- 21) 自動車産業の協約の意義については、Katz, MacDuffie and Pili, "Autos: Continuity and Change in Collective Bargaining", Clark, Delaney and Frost, ed. *Collective Bargaining in the Private Sector*, IRRA, 2002. 全国協約のそれぞれの概要については、米労働省の*Monthly Labor Review* (以下、*MRL*と略す)の各年次に掲載される紹介記事を最も基本的な資料として用いた。とくに1961年の改定までは、"Wage Chronology, No.9: General Motors Corp. Supplement"が数回掲載されており、協約内容の詳細が分かる。また50年代までの俯瞰を得るにはJ. ユーツラー／石田・川野訳『賃金安定への実践的展開』日刊労働通信社、1959が有益である。わが国の優れた研究としては、熊沢前掲書のほか、48年協約については、進藤勝美「全米自動車労組(UAW)の賃金政策：生産性向上成果の配分をめぐる」滋賀大学『彦根論叢』第65/66/67合併号 1960年6月、同、「ゼネラル・モーターズの賃金方式—48年協約を中心に—」滋賀大学『彦根論叢』第59/60/61合併号 1959年10月、64年協約については、白井泰四郎「統一自動車労働組合(UAW)の1964年交渉」『日本労働協会雑誌』1965年7月号、76年協約は藤田至孝「UAWの労働条件交渉—賃金から雇用・福祉重視への歩み」『日本労働協会雑誌』1978年2月号、そして79年協約には秋元樹『デトロイト—ソーシャル・ユニオニズムの必然』、日本評論社、1981年がある。なお、戦後アメリカ自動車産業に関する筆者自身の大きな理解については、「高度成長の産業的ダイナミズム」橋本寿朗編『20世紀資本主義Ⅰ技術革新と生産システム』、東京大学出版会、1995年、参照。
- 22) Daniel Quinn Mills, *Labor-Management Relations*, 5th.ed, pp.273~4, 1994, McCraw-Hill.
- 23) "Wage Chronology, No.9: General Motors Corp. Supplement No.2", *MLR*, August 1953, pp.845~846. なお再交渉の結果、このほか①COLAによる調整分24セントのうち19セントの基本賃率への組み入れ②AIFを5セントに引き上げ③熟練工に10セントの特別賃上げ④年金を137.50ドルへ引き上げることなどが決まった(*MLR*, June 1953, p.763)。
- 24) *MLR*, July 1968, p.13, January 1970, p.8.
- 25) *MLR*, November 1979, p.59.
- 26) Barnard, p.138. 進藤189頁によると、1947~56年の間にGM労働者の基本賃率は1.51ドルから2.48ドルへ上昇したが、その増分97セントのうち43セントはAIFが占めた。
- 27) 秋元、前掲書によると、UAWが獲得した新たな付加給付は私的年金制度、会社負担の精神衛生プログラム、麻薬アルコールプログラム、総合的健康保険、補完的失業給付(SUB)、総合的安全衛生プログラム、授業料の返還など多数に上り、多くの獲得物において、アメリカの労働組合のリードオフマンであった、と評価されている。206頁。
- 28) Katz, p.24. 藤田至孝「アメリカにおける失業保障—Job Property Rightsの思想」『日本労働協

- 会雑誌』(1966年2月)もSUBについて詳しい。
- 29) Barnard, p.145-6、スローン、442頁。
- 30) Lichtenstein, p.368.
- 31) Barnard、p.145-147.
- 32) 進藤、186頁。
- 33) Harry C.Katz, “Automobile”, David B.Lipsky and Clifford B.Donn, *Collective Bargaining in American Industry*, Lexington Books, 1987.
- 34) 年金問題については、ロジャー・ローウェンスタイン著／鬼沢忍訳『なぜGMは転落したのか—アメリカ年金制度の罫』日本経済新聞出版社、2009年が詳しい。同書、37頁。このほか、注21にあげた文献を参照。
- 35) Barnard, p.141.
- 36) ローウェンスタイン、55頁。ローウェンスタインは1973年協約をさすが、フォードとの協約では70年に創出されたとある(2011 *UAW-Ford National Negotiations Media Fact Book* (http://media.ford.com/images/10031/2011_Media_Fact_Book_Final.pdf)。2012.9.1アクセス
- 37) *MLR*, January 1971, p.84, Erik de Gier.
- 38) ローウェンスタイン 53～57頁。GMの年金債務は人件費にして1972年の1時間当たり43セントから75年には83セントに激増した。
- 39) ローウェンスタイン、64～65頁。
- 40) 以下は、2011 *UAW-Ford National Negotiations Media Fact Book*, John Barnard、151-153, ローウェンスタインのほか、長谷川千春『アメリカの医療保障—グローバル化と企業保障のゆくえ』昭和堂、2010年、山崎憲『デトロイトウェイの破綻—日米自動車産業の明暗』旬報社、などを参照した。
- 41) 長谷川、p.73.
- 42) 2011 *UAW-Ford National Negotiations Media Fact Book*, ちなみに2000年には8,400ドル、2010年には13,000ドル(現役労働者のみ)に達した。
- 43) Katz, p.20.
- 44) なおKatzは、本文中では、同じ表について、1948年から80年までとし、この間に実質の総報酬は313%、付加給付は1177%も増加したとしている。p.23.
- 45) ローウェンスタイン、64～65頁、藤田至孝、13頁。

所 報

2012. 1～12

2012年1月から12月までの社会科学研究所の活動は以下のとおりである。

1. 機構及び人事

1. 定例所員総会

所員の総意のもとに、各所員の積極的な参加を活力にして、本研究所を民主的に運営し、社会諸科学の総合的研究を推進していくために努力してきた。所員の意見・希望等に積極的に応えていきたい。

(1) 定例所員総会

- 1) 第99回定例所員総会 2012年6月9日(土) 14:30～ 神田8C会議室

議事：(1) 新所員等の委嘱について、(2) 2011年度事業報告、(3) 同会計報告、(4) 同会計監査報告、(5) 2012年度事業計画案、予算案、(6) その他、すべての議案は承認された。

- 2) 第100回定例所員総会 2012年12月1日(土) 14:30～ 生田社研会議室

議事：(1) 次期所長選挙ならびにその承認、(2) 2012年度活動報告、(3) 2013年度要求予算案、(4) 2012年度春季実態調査、(5) 「年報・月報の編集に関する内規」の改定、(6) 2013年度事業計画案、(7) 2012年度会計報、(8) その他、次期所長に村上俊介所員が選出され、すべての議案は承認された。

2. 所員の異動

(1) 所員の委嘱・解嘱

委嘱：相田愼一(経)・金 成洙(営)・勝俣達也(人)・小森田龍生(任期制助手)・田仲聡(任期制助手)・広渡清吾(法)

解嘱：田中貞夫・高木侃・古川純・柴田弘捷(以上定年退職)・中西優美子(退職)・斉穎賢・横山順一(以上任期制助手終了)・八林秀一(2012年11月5日ご逝去)

(2) 研究参与の委嘱・解嘱

委嘱：田中貞夫・古川純・柴田弘捷

(3) 客員研究員の委嘱・解嘱

委嘱：斉穎賢(本学大学院文学研究科研究生)・徐一睿(慶應義塾大学)・中西優美子(一橋大学大学院法学研究科教授)・中根康裕(法政大学大原社会問題研究所嘱託研究員)・早川佐知子(本学経済学部非常勤講師)・手塚崇子(本学大学院経済研究科博士課程研究員)・マウシダアブドワジット(中国新疆ウイグル自治区イリ師範大学)

解嘱：眞保潤一郎(本人意思)・玉川貴子(本人意思)

(4) 特別研究員の委嘱・解嘱

委嘱：横山順一(本学大学院文学研究科社会学専攻博士後期課程)・杜 敏(本学大学院文学研

究科社会学専攻博士後期課程)

解嘱：玄聖花（本人意思）

3. 運営委員、会計監査、事務局員の委嘱

2011 年度事務局体制

運営委員		事務局員	
所長	町田 俊彦（経）	事務局長	宮寄 晃臣（経）
事務局長	宮寄 晃臣（経）	財政	○清水 真志（経）
前事務局長	村上 俊介（経）	財政	鈴木奈穂美（経）
	原田 博夫（経）	研究会	○佐藤康一郎（営）
	白藤 博行（法）	研究会	兵頭 淳史（経）
	佐々木浩二（営）	研究会	樋口 博美（人）
	川村 晃正（商）	研究会	小池 隆生（経）
	嶋根 克己（人）	編集前期	○福島 利夫（経）
		後期経済学部長就任に伴い解嘱	
		編集	前田 和實（商）
		編集	内藤 光博（法）
会計監査	永江雅和（経）	編集後期	○大矢根 淳（人）
		編集後期より	新田 滋（経）
		文献資料	○野部 公一（経）
		文献資料	福島 義和（文）
		ホームページ	○高萩栄一郎（商）
		ホームページ	吉田 雅明（経）

4. 事務局会議

- (1) 1 月 24 日（火）12：00～13：00 16 名
 - ①訪越について、②春季実態調査について、③予算執行状況、④期末に向けた今後の活動方針
- (2) 3 月 19 日（火）11：00～13：00 9 名
 - ①来年度事業の基本方針
 - (1)夏季実態調査、(2)シンポジウムの方針、(3)春季実態調査報告、(4)2013 年度事務局体制の方向性
- (3) 4 月 24 日（火）①2011 年度事業報告、②2011 年度会計報告、③2012 年度事業方針、④2012 年度夏季実態調査（中国）の方針
- (4) 5 月 29 日（火）①2012 年度事業方針、②2012 年度予算作成方針、③2011 年度会計内部監査、④2012 年度夏季実態調査（中国）の計画立案、⑤檀国大学との研究交流
- (5) 6 月 5 日（火）（運営委員会との合同会議）①新所員等の承認、②2011 年度事業報告・決

算報告、③2012年度事業計画案・予算案、④その他

- (6) 7月24日(火) ①事務局員の交代、②2012年度夏季実態調査、③檀国大学との第5回合同研究会、④その他
- (7) 9月25日(火) ①第100回定例所員総会に向けた日程確認、②第5回檀国大学合同研究会、③シンポジウム(第100回定例所員総会記念+夏季実態調査の代替執行)計画案、④その他
- (8) 11月6日(火) ①2012年度事業報告・同予算執行状況、②2013年度事業計画案・同予算案、③2012年度春季実態調査先の検討、④第5回檀国大学との合同研究会報告、⑤その他
- (9) 11月20日(火) ①2012年度事業報告・同予算執行状況、②2013年度事業計画案・同予算案
- (10) 11月27日(火) 第2回運営委員会との合同会議、①2012年度事業報告、②2013年度事業計画案の確認、③その他

5. 運営委員会

- (1) 6月5日(火) (事務局との合同会議) ①新所員等の承認、②2011年度事業報告・決算報告、③2012年度事業計画案・予算案、④その他
- (2) 11月27日(火) (事務局との合同会議) ①2012年度事業報告、②2013年度事業計画案の確認、③その他

2. 研究調査活動

1. 定例研究会

- (1) 6月16日(土) 15:00～17:30 場所 神田校舎772教室
テーマ: 日本の長期不況とマクロ経済政策 ―吉川洋・小野善康両氏の見解を踏まえて
参考文献: ケインズ学会編『危機の中で〈ケインズ〉から学ぶ』(作品社)
報告者: 浅田統一郎(中央大学経済学部)
討論者: 黒木龍三(立教大学経済学部)、野下保利(国士舘大学政経学部)、片岡剛士(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株)
司会: 野口 旭(所員)
- (2) 6月23日(土) 14時00分～17時00分 場所 神田校舎13-A会議室
テーマ: 合評会 末次俊之著『リンンドン・B・ジョンソン大統領と「偉大な社会」計画』
報告者: 末次俊之(客員研究員)
討論者: 邊牟木廣海(元インディアナ州政府駐日大使)
岩切博史(臨床政治研究所 主任研究員)
司会: 藤本一美(所員)
- (3) 9月15日(土) 14時～17時30分 場所 社会科学研究所神田分室
テーマ: 労働組合の変貌―近年の研究動向を中心とする検討―

報告者：兵頭淳史（社研所員・経済学部教授）

共 催：関東社会労働問題研究会

- (4) 10月3日（水） 18時45分～20時45分 場所 専修大学神田校舎 7号館731教室

テーマ：「シェーナウの想い」～自然エネルギー社会をこどもたちに～

映写会とトークセッション

報告者：都筑 建（太陽光発電所ネットワーク事務局長）

共 催：太陽光発電所ネットワーク（PV-Net）

- (5) 10月27日（土） 14時～17時30分 場所 専修大学神田校舎 1号館209教室

テーマ：生計費視点からみた「一人親方」世帯における家族就業の動向

報告者：柴田徹平（中央大学博士課程）

共 催：関東社会労働問題研究会

- (6) 11月16日（金） 13時05分～14時35分 場所 専修大学生田校舎 図書館本館4階 視聴覚室

テーマ：Interrogating Sustainable Development From Theory to Practice.

報告者：Teresa Sobieszczyk氏（University of Montana）

共 催：本学社会関係資本研究センター

- (7) 11月21日（水） 16時45分～18時30分 場所 専修大学生田校舎 社研会議室

テーマ：ベトナムの教育事情について

報告者：ゴ・フォン・ラン（ベトナム社会科学院東北アジア研究所）

コメンテーター：ファム・ティ・スアン・マイ（ベトナム社会科学東北アジア研究所）

共 催：社研特別研究助成「ベトナム社会主義共和国の経済及び産業、社会、文化の変容と諸課題」（代表 佐藤康一郎）

- (8) 12月4日（火） 16時30分～18時30分 場所 専修大学生田校舎 8号館 832会議室

テーマ：危機に瀕する世界経済—アメリカとEUを中心に—

参考文献：平井俊顕『ケインズは資本主義を救えるか—危機に瀕する世界経済』

（昭和堂）

報告者：平井俊顕（一橋大学経済研究所客員教授、上智大学名誉教授）

討論者：宮本光晴（本学経済学部教授）

鈴木直次（本学経済学部教授）

司 会：野口 旭（本学経済学部教授）

共 催：社研グループ研究助成A「グローバル化時代の国際経済の諸問題」

- (9) 2012年12月15日（土）14時～17時30分 場所 中央大学理工学部（後楽園校舎）6号館6409教室

テーマ：労働相談から見る労働者の実態と労働組合の組織化

報告者：澤田 幸子氏（神奈川労連労働相談センター事務局長）

共 催：関東社会労働問題研究会

2. シンポジウム等

- (1) 2012年3月1日 (木) 18時30分~20時30分 神田校舎 731教室、220名、公開

テーマ:「撮る」「書く」「話す」のいま —自主規制と公権力介入を考える—

挨拶: 浅田次郎 (作家、日本ペンクラブ会長)

パネリスト: 島田 開 (日本ビデオ倫理協会)

河合幹雄 (桐蔭横浜大学法学部教授)

田原総一郎 (ジャーナリスト)

モデレーター: 山田健太 (本学文学部准教授、日本ペンクラブ理事)

共 催: 日本ペンクラブ

- (2) 国際財政カンファレンス: 7月6日 (金)、7月7日 (土)

テーマ:「地方財政の過去・現在・未来」

主 催: 専修大学社会科学研究所

会 場: 向ヶ丘遊園駅前・専修大学サテライト施設

7月6日 (金) 午前10時~午後5時

[午前の部]

開 会 挨拶: 宮崎晃臣 (専修大学社会科学研究所事務局長)

歓迎の挨拶: 原田博夫 (専修大学大学院経済学研究科長)

講 演: 町田俊彦 (専修大学)「日本の地方財政制度の過去と現在」

講 演: 蔣 洪 (上海財経大学)「中国の地方財政制度の諸問題」

[午後の部] (報告15分、討論10分、その後自由討議) 司会: 金子勝 (慶應義塾大学)

1. 開催趣旨の説明 13時~13時15分 宮崎雅人 (埼玉大学)・徐 一 睿 (慶應義塾大学)

2. 地方税・共有税 13時20分~14時30分

報告者: 朱 為 群 (上海財経大学)、討論者: 関口 智 (立教大学)、

3. 一般補助金 14時30分~15時40分

報告者: 劉 小 川 (上海財経大学)、討論者: 池上岳彦 (立教大学)

4. 公的扶助 15時40分~16時50分

報告者: 宋 健 敏 (上海財経大学)、討論者: 田中聡一郎 (立教大学)

7月7日 (土) (報告15分、討論10分、その後自由討議) 司会: 宮崎雅人 (埼玉大学)

1. 地方債 10時~11時10分

報告者: 陶 勇 (上海財経大学)、討論者: 井手英策 (慶應義塾大学)

2. 特定補助金 11時10分~12時20分

報告者: 陶 勇 (上海財経大学)、討論者: 沼尾波子 (日本大学)

3. 地方独自課税 13時20分~14時30分

報告者: 胡 怡 建 (上海財経大学)、討論者: 青木宗明 (神奈川大学)

4. 総括および9月コンファレンスに向けた問題提起 14時30分~16時

日本側: 金子 勝 (慶應義塾大学)、中国側: 朱 為 群

閉会挨拶：町田俊彦（専修大学社会科学研究所所長）

(3) 7月21日（土）15時～19時、場所専修大学神田校舎 1号館 13A会議室

テーマ：オバマ政権の内政・外交上の成果と課題—現代米国政治分析

報告者：前嶋和弘（文教大学）「オバマ大統領と内政課題」

進藤榮一（筑波大学）「オバマ大統領と外交課題」

討論者：末次俊之（客員研究員）、岩切博史氏（日本臨床政治研究所主任研究員）

司 会：藤本一美（研究所所員）

共 催：日本臨床政治研究所

(4) 2012年12月8日（土）14時～17時、場所専修大学神田校舎 1号館13階 13A会議室

テーマ：「2012年米大統領選挙」

報告者：砂田一郎（学習院大学）

大島 寛（広島修道大学）

討論者：浅野一弘（札幌大学）

末次俊之（本学法学部非常勤講師、客員研究員）

司 会：藤本一美（本学法学部教授）

共 催：日本臨床政治学会

3. 特別研究会

(1) ベトナム社会科学院（ハノイ）等との交流のための訪越

参加者：町田俊彦、村上俊介、嶋根克己、佐藤康一郎、小池隆生、大矢根淳、宮寄晃臣

行 程：2012年2月5日（日）～2月8日（水）

2月6日（月） ベトナム社会科学院東北アジア研究所訪問、研究交流協定の締結、意見交換
ジェットロハノイ訪問、情報・意見交換

2月7日（火） ベトナム社会科学院社会学研究所訪問、本学社会関係資本研究センターとの
研究交流

協定の調印に同席、意見交換

(2) 2011年度春季実態調査：2012年2月14日（火）～2月17日（金）

2月14日（火）：有限会社井上誠耕園

2月15日（水）：高松信用金庫本店、高松丸亀町商店街振興組合、株式会社宮武讃岐製麺所、
大西食品株式会社

2月16日（木）：四国経済産業局、株式会社スカイファーム

2月17日（金）：香川県直島環境センター、直島町本村地区「家プロジェクト」

(3) 2012年度夏季実態調査（中国）を以下のように計画していたが、募集参加者が僅少であったため、中止を決定した。結果的には尖閣問題をめぐる中国国内の暴動に直面することが回避できた。

計画案（概要）

日 時：2012年9月9日（日）～9月16日（日）

- 9月 9日 (日) 成田発、安徽省合肥着 : 合肥市泊
9月10日 (月) 安徽大学との研究会 : 合肥市泊
9月11日 (火) 合肥市内の企業見学 : 合肥市泊
9月12日 (水) 合肥市発、内モンゴル自治区フフホト着 : フフホト市泊
9月13日 (木) 内蒙古財經学院との研究会 (内蒙古財政科学研究所長の参加も要請)
: フフホト市泊
9月14日 (金) 内蒙古の資源地帯見学 (鉱山見学、砂漠観光)
夕方の便 フフホト発上海着 : 上海市泊
9月15日 (土) 国際財政カンファランス (上海財經大学で開催) 参加
企業調査など : 上海市泊
9月16日 (日) 上海発成田着
- (4) 第5回専修大学・檀国大学合同研究会、2012年10月12日 (金)～14日 (日)
専修大学富士山中湖セミナーハウス
テーマ: 変貌する現代国際経済・国際経営
- 10:00～10:05 開会
10:05～10:25 挨拶 町田俊彦 社会科学研究所長
山崎秀彦 経営研究所長
10:25～11:25 A Study of CSR and New Management Paradigm
Lim Sang-Hyuk (檀国大学)
コメンテーター: 間嶋 崇 (本学経営学部)
11:30～12:30 Study on Mediating Effects of Performance Measures on Relations among
Differentiation Strategy, Decentralization Level and Business Performance
Sohn Sungjin (檀国大学)
コメンテーター: 大柳康司 (本学経営学部)
14:00～15:00 世界経済危機と経済政策
野口 旭 (本学経済学部)
コメンテーター: Jeong yoon-se (檀国大学)
15:05～16:05 アメリカの自動車産業救済策と新生GMの歩み
鈴木直次 (本学経済学部)
コメンター: Kim Joo-tae (檀国大学)
16:05～16:10 閉会

4. 研究助成

☆グループ研究助成A (4名以上・年50万円3年間・1名以上論文発表義務、定例総会にて研究経過報告義務)

今年度は次の5件 (継続3件、新規2件) を助成した。

継続 2011年度発足

- (1) 「中国都市社会の変容に関する研究Ⅲ」
(大矢根淳〈責〉・嶋根克己・広田康生・馬場純子・永野由紀子・樋口博美・勝俣達也・柴田弘捷・斉穎賢・徐向東・杜 敏の11名)
- (2) 「大学における生涯学習教育の現状とあり方についての総合的研究」
(鐘ヶ江晴彦〈責〉・小峰直史・野口武悟・荻原幸子・服部あさこの5名)
- (3) 「未踏領域に入った日本経済の諸側面」
(遠山浩〈責〉・西岡幸一・宮本光晴・櫻井宏二郎・山中尚・大倉正典・石原秀彦・(田中隆之)の8名)
- 新規** (4) 「アメリカ合衆国における現代の格差・貧困問題とその経済的背景に関する研究」
(小池隆生〈責〉・秋吉美都・佐藤康一郎・鈴木直次・鈴木奈穂美・兵頭淳史の6名)
- (5) 「グローバル化時代の国際経済の諸問題」
(野口旭〈責〉・鈴木直次・浅見和彦・室井義雄・泉留維・小島直・大橋英夫・野部公一・大倉正典・飯沼健子・狐崎知己・稲田十一・堀江洋文・加藤浩平・永島剛・伊藤萬里・毛利健三の17名)

☆グループ研究助成B (2名以上・年20万円1年間・定例総会にて研究経過報告義務)

☆特別研究助成 (5名以上・年100万円3年間・定例総会にて研究経過報告義務、助成終了後2年以内に「社会科学研究叢書」刊行義務)

今年度は下記3件を助成した。

継続 2010年度

- (1) 「若年・青年層の不安定就労ならびに社会保障制度の現状」
(宮寄晃臣〈責〉・町田俊彦・高橋祐吉・福島利夫・黒田彰三・内山哲朗・永島剛・兵頭淳史・鈴木奈穂美・小池隆生・唐鎌直義・湯進の12名)

2011年度

- (2) 「ポスト3・11の情報流通とメディアの役割」
(山田健太〈責〉・網野房子・川上隆志・野口武悟・藤森研の5名)

- 新規** (3) 「ベトナム社会主義共和国の経済及び産業、社会、文化の変容と諸課題」
(佐藤康一郎〈責〉・宮寄晃臣・大矢根淳・嶋根克己・村上俊介の5名)

3. 所報の刊行

1. 『専修大学社会科学研究所月報』の刊行

- (1) 1月(第583)号、2012年1月20日

「東アジア鉄鋼業とビジネスモデル」…………… 溝田 誠吾(所員)
「『東日本大震災』と浦安市の現状－被害の実態と対応－」…………… 藤本 一美(所員)

(2) 2月 (第584) 号、2012年2月20日

2011年度夏季実態調査 (愛媛) 特集号

社会科学研究所 2011年夏季実態調査行程 佐藤 康一郎 (所員)

[論文]

「今治タオル産業の『再生』と中国」 柴田 弘捷 (所員)

「『日本型』福祉国家における産業インフラ投資と本四連絡橋」 町田 俊彦 (所員)

「株式会社『まさき村』に関する一考察

—事業所の生き残り方が地域経済の活性化に収斂した事例として—」... 宮崎 晃臣 (所員)

[エッセー]

「内子町のグリーンツーリズムと『石畳の宿』」 町田 俊彦 (所員)

「『グリーンツーリズム里山』宿泊感想記」 樋口 博美 (所員)

[ヒアリング報告]

今治造船 (株) 西条工場 町田 俊彦 (所員)

今治タオル産地と四国タオル工業組合 町田 俊彦 (所員)

(3) 3月 (第585) 号、2012年3月20日

「まちづくりの日英比較」 黒田 彰三 (所員)

「文革後期における青年たちの読書と思想的探求」

印紅標 (北京大学国際関係学院教授) 著 土屋 昌明 (所員) 訳

(4) 4月 (第586) 号、2012年4月20日

「国家の教育政策と私的価値領域および自由の研究 (2011年度グループB 公開研究会記録)」

..... 代表 広瀬 裕子 (所員)

「近代中国における漢冶萍公司与盛宣懷 (2)」 加藤幸三郎 (研究参与)

(5) 5月 (第587・588) 号、2012年5月20日

2011年度春季実態調査 2012年2月14~17日 (香川) 特集

社会科学研究所 2012年春季実態調査行程 小池 隆生 (所員)

香川県高松市丸亀町 商店街活性化の成功例 黒田 彰三 (所員)

「讃岐うどん考」 (佐藤康一郎)

銅製錬・アート・産廃処理の町・直島の現在—人口構成・産業構造・雇用環境—

..... 柴田 弘捷 (研究参与)

直島と豊島をつなぐ産業廃棄物処理問題のこれまでとこれから 福島 利夫 (所員)

アートの島：直島アートプロジェクトを検証する 前田 和實 (所員)

「平成の大合併」後の地方財政 —香川県さぬき市を事例として— 町田 俊彦 (所員)

小豆島伝統産業 —小豆島手延素麺協同組合と有限会社井上誠耕園を事例に—

..... 宮崎 晃臣 (所員)

[ヒアリング報告]

経済産業省四国経済産業局 町田 俊彦 (所員)

「地域活性化 (高松丸亀町商店街計画) にむけた地域金融機関の役割

- 高松信用金庫ヒアリング」…………… 望月 宏（所員）
- 大西食品株式会社（香川県丸亀市）の「しょうゆ豆」…………… 今井 雅和（所員）
- 「株式会社スカイファーム」の強さの魅力 —イチゴ栽培の家族経営から組織経営へ—
…………… 福島 義和（所員）
- (6) 7月（589）号、2012年7月20日
- 「米連邦政府による自動車産業支援策 補論」 I …………… 鈴木 直次（所員）
- (7) 8月（590）号、2012年8月20日
- 「米連邦政府による自動車産業支援策 補論」 II …………… 鈴木 直次（所員）
- (8) 9月（591）号、2012年9月20日 2011年度特別研究助成の報告、成果
- 「シンポジウム映像としてのアジア —アントニオニーの『中国』」
- (9) 10月（592）号、2012年10月20日 2011、2012年度特別研究助成の報告（1）
- 「基礎自治体における雇用政策と地方財政」…………… 町田 俊彦（所員）
- (10) 11月（593）号、2012年11月20日
- 「再考：マーケティング生成論」…………… 梶原 勝美（所員）
- [研究ノート]
- 「米国における「ウォール街占拠」運動 —“直接民主主義”方式による意思決定—」
…………… 藤本 一美（所員）
- (11) 12月（594）号、2012年12月20日
- 「Thomas Cranmer, Continental Divines and the Edwardian Reformation Politics」
…………… 堀江 洋文（所員）
- [研究ノート]
- 「山田盛太郎『日本資本主義分析』第二編「旋回基軸」の基本性格
- 同書「統計索引」の「労働」統計年次検討を通じて—」…………… 中根 康裕（客員研究員）

2. 『社会科学年報』第46号の刊行（2012年3月10日）

- 【論文】 (1) 梶原 勝美（所員） お茶のブランド・マーケティング
- (2) 加藤 幸三郎（研究参与） 近代中国における漢冶萍会社と盛宣懷（I）
- (3) 佐藤 康一郎（所員） 写真分析による大学生の食生活調査
- (4) 高梨 健司（所外研究員） 片倉製糸の蚕種製造委託と地方蚕種家
- (5) 平井 太郎（所外研究員） 戦後日本における「住むこと」の社会学探究の可能性：
nDK = 家族モデルと「空間規範」分析、その未踏
の可能性
- (6) 福島 義和（所員） リーロン地区の再開発事業にともなう人口移動と上海
大都市圏の発展（その2）
- (7) 藤井 亮二（所外研究員） 予算における国際費見積りめの課題
- (8) Hiroshi Mori(研究参与), Yoshiharu Saegusa(元東京都立大学教授),
and John Dyck (Economist with ERS/USDA)

Estimating Demand Elasticities in a Rapidly Aging Society
— The Cases of Selected Fresh Fruits in Japan

[研究ノート]

桑野 弘隆 (所外研究員)

国民的安全保障国家から諸帝国による世界分割へ？

3. 「専修大学社会科学研究所叢書」刊行について

第14巻『変貌する現代国際経済』（鈴木直次・野口 旭編）、2012年2月10日、専修大学出版局より刊行。

第1部 グローバルイシュー

「世界経済危機と経済政策」…………… 野口 旭 (所員)

「世界経済危機後の輸出減少のメカニズム」…………… 伊藤 万里 (所員)

「混迷する現代国際経済と国際石油情勢」…………… 小島 直 (所員)

第2部 新興経済・発展途上国経済

「グローバル・インバランスと中国経済—内需主導型成長への転換」…………… 大橋 英夫 (所員)

「変容するロシアの穀物生産—市場経済移行20年」…………… 野部 公一 (所員)

「東南アジア諸国の国際資本フローと国内金融—東アジア危機と世界金融危機の経験」

…………… 大倉 正典 (所員)

「東南アジア諸国連合 (ASEAN) にみる地域統合と域内格差」…………… 飯沼 健子 (所員)

「貧困削減における動機と誘因—グアテマラにおける開発協力への予備的考察」

…………… 狐崎 知己 (所員)

「アンゴラに見る紛争後復興支援の課題と教訓」…………… 稲田 十一 (所員)

第3部 先進国経済

「アメリカの自動車産業救済策と新生GMの歩み」…………… 鈴木 直次 (所員)

「アメリカの対外援助及び環境政策とキリスト教原理主義」…………… 堀江 洋文 (所員)

「統一後20年のドイツ」…………… 加藤 浩平 (所員)

「イギリス経済衰退/再生論の動向」…………… 永島 剛 (所員)

「ウェルフェアからワークフェアへ—ニューレイバーと福祉国家」…………… 毛利 健三 (研究参与)

「土地のアクセス権と自然環境保全—イングランドの歩く権利・アクセス権から考える」

…………… 泉 留維 (所員)

4. その他の活動

1. 文献資料の収集理

- (1) 社会科学分野にかかわるリファレンス資料に相当するもの（辞書、統計、白書、年鑑等）の収集に重点を置くという方針に基づいて、文献資料を収集した。
- (2) 年度当初から文献購入希望を募り、予算枠を考慮しつつ、随時購入した。
- (3) 社研プロジェクト「中国社会研究」の一環としておこなってきた中国経済・社会に関する文献

収集に関しては、東アジア経済社会を対象を広げ実施した。

2. 文献資料の整理、配架

- (1) 文献資料の検索は「図書カード」によるものとして、収集した文献の整理を行なう。また、電子化にむけた作業を開始した。
- (2) CD-ROM版の文献資料はロッカーに別途保管するようにした。
- (3) 図書館と重複して購入している和雑誌に関しては、書庫が手狭になったため（直近5年分を除き）廃棄処分とし、廃棄にあたっては、希望者に対象雑誌を頒布する期間を設けた。

3. 文献資料の公開

「文献ニュース」を社会科学研究所のホームページに掲げ、2011年度末までに収集した主な文献を中心に新着情報を提供した。

本学図書館蔵書で欠号の、本研究所所蔵の資料は図書館に寄贈した。

4. ホームページの充実

パソコンを社会科学研究所と当研究所の研究事業を外部により広く公開するための道具として活用した。

(1) ホームページの充実

ホームページのさらなる充実をすすめる。論文を読みやすくするために、論文単位のファイル化、抄録の作成、問い合わせ先の追加などを検討した。

(2) 電子メールの活用

電子メールを活用して、通信業務を効率化した。2007年度より開始した、所員に対する案内等の原則電子メール化を継続した。ただし、郵送の必要なもの（例：委任状など）や、電子メールに対応していない所員に対しては、引き続き郵送としてきた。

(3) コンピュータシステムの充実

(4) CD-ROMの利用環境の整備

(5) 専修大学学術機関リポジトリへの登録

社研のホームページに掲載されている論文（月報・年報）を図書館が運用する「専修大学学術機関レポジトリ」に登録している。機関リポジトリとは、大学とその構成員が創造したデジタル資料の管理や発信を行うために、大学がそのコミュニティの構成員に提供する一連のサービスとされている。掲載されることにより、国立情報学研究所のデータベースに登録され、より多くの人に論文を参照の機会を提供できる。

登録するために、月報・年報の投稿規定に、「掲載された論文は、原則として、社会科学研究所ホームページおよび 専修大学学術機関リポジトリに登録し、全文公開する。」を追加した。すでに、ホームページで全文公開している2003年度以降の月報、2004年度以降の年報についても、専修大学学術機関リポジトリに登録することとしている。

以上の論文以外の論文の専修大学学術機関リポジトリへの対応は別途、検討した。

編集後記

『社会科学年報』第47号をお届けします。今号は論文8本、研究ノート2本の掲載となりました。

今年度後期、前編集委員長の学部長就任にともない、編集委員会体制の組み替えが行われ、玉突きのおそらく二階級特進で私に編集委員長のお鉢が回って来ました。重責の自覚、編集技量と知識に欠けたまま本号編集作業が走り出し、どうなるものかとこの秋は胃の痛む日々でしたが、手際よく事務をこなしていただいた土屋さんのおかげで、また、迅速・精確に印刷業務を進めていただいた佐藤印刷のおかげで、こうして例年のように刊行の運びとなりました。皆様に感謝いたします。そして何より、執筆いただいた先生方に、入稿メ切、校正日時を厳守していただいたこと、感謝いたします。

最近数号では、年報執筆者の募集、入稿、あるいは執筆辞退のやりとりの時期と段取りを見直してきた結果、秋の編集体制がスムーズに進むようになってきました。参与の先生方の投稿

に加えて、所員の皆様の投稿が増えてきたことも特筆しておくべき変化の一つではないかと思っています。

前編集委員長の編集後記は毎号、歴史・社会認識に深く切り込む、それ自体で書評ともなりうる読み応えのあるものでした。2012年12月、衆院選の結果が判明しましたが、大きな転換期を迎えたこの政治的現実において、社会学的災害研究を専らとする私が東日本大震災について発言すべき事柄は山積していると理解しているものの、この大局を押さえた上で言及するには力及ばぬ自身に忸怩たる思いです。

先日、社研の100回記念所員総会が開催され、所長のご挨拶において端的に、その歴史が紹介されました。山田盛太郎所長（第3代）による社研再発足から50年（計100回の所員総会）をこえ、ますますの発展が祈念されるところです。社研の表看板の一つ、『年報』の編集業務も、さらに気持ちを引き締めて重ねて行きたいと考えております。（大矢根淳）

執筆者紹介 (執筆順)

い だ じゅういち 稲田 十一	本研究所所員 (経済学部)
うち だ ひろし 内田 弘	本研究所研究参与
かじはら かつみ 梶原 勝美	本研究所所員 (商学部)
こ ふじ やす お 小藤 康夫	本研究所所員 (商学部)
たか ぎ こういち 高木 康一	本研究所客員研究員
たかなし けん じ 高梨 健司	本研究所客員研究員
にし かと じゅん じ 西角 純志	本研究所客員研究員
もり ひろし 森 宏	本研究所研究参与
さえぐさ よしはる 三枝 義清	元東京都立大学経済学部教授
くわ の ひろたか 桑野 弘隆	本研究所客員研究員
すず き なおつぐ 鈴木 直次	本研究所所員 (経済学部)

社会科学年報 第47号

2013年3月10日

編集 専修大学社会科学研究所
代表者 町 田 俊 彦
〒214-8580
神奈川県川崎市多摩区東三田2-1-1
電話 044(911)1089 FAX 044(900)7829
印刷 佐藤印刷株式会社
〒150-0001
東京都渋谷区神宮前2-10-2
電話 03(3404)2561 FAX 03(3403)3409

THE SHAKAIKAGAKU-NENPO

(THE ANNUAL BULLETIN OF SOCIAL SCIENCE)

No. 47

MARCH 2013

Articles:

Japanese Aid and Investment for the Reconstruction and
Development in Cambodia **Juichi Inada**

Marx's *Poverty of Philosophy* in the Formation of *Capital*
..... **Hiroshi Uchida**

Some Considerations on the Question whether Consumers are
Almighty or Not **Katsumi Kajihara**

On the Right Asset Management Organization of Private University
..... **Yasuo Kofuji**

Intergovernmental Relations in Canadian Federalism
..... **Kouichi Takagi**

Silk Industry Management and the Silkworm Eggs Distribution System
of Katakura & Co.,Ltd. in Hokuriku District **Kenji Takanashi**

Marginal notes to Rose Luxemburg trilogy in György Lukács's *History and
Class Consciousness: Traveling* 《Spontaneity and Consciousness》
..... **Junji Nishikado**

Estimating Impacts of the O-157 and BSE Incidents on Japanese At-Home
Beef Consumption Using an Augmented Cohort Model
..... **Hiroshi Mori and Yoshiharu Saegusa**

Note:

About National Mobilization System **Hiroataka Kuwano**

One Aspect of the Industrial Relations in the Postwar U.S. Automobile
Industry **Naotugu Suzuki**

Edited by
THE INSTITUTE FOR SOCIAL SCIENCE
SENSHU UNIVERSITY
Tokyo & Kawasaki